総務財政委員会　案件一覧

（令和８年３月５日開催分）

○付託議案審査　２件

部局	上程順（案）	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
総務部	1	第 42 号議案　大田区長等の給料の特例に関する条例	1	鈴木　総務課長
区民部	2	第 43 号議案　大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例	1	鈴木　国保年金課長

○所管事務報告　15 件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
企画経営部	1	「おおたの窓口 2.0」に伴う施設設置及び再配置について	1	臼井　企画課長
	2	総合計画の進行管理について	2	
	3	大田区災害復興ビジョン(素案)に関する区民意見公募手続(パブリックコメント)の実施結果及び策定について	3	
	4	令和７年度 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査の結果について	4	
	5	大田区と三井住友銀行とのＳＤＧｓ推進に関する連携協定の締結について	5	佐藤　ＳＤＧｓ未来都市推進担当課長
	6	令和７年度 区民と区長との懇談会の開催報告について	6	阿部　広聴広報課長
	7	令和７年度 大田区の公共施設に関する区民意識調査の集計結果について	7	宮本　施設整備課長
	8	公共施設マネジメントに関する計画の改訂等について	8	
	9	旧羽田旭小学校敷地活用事業に係る事業承継について	9	
総務部	10	2026-2030 職員のワーク・ライフ・マネジメントプラン～ウェルビーイングの実現を目指して～（案）について	1	井村　人事企画担当課長
	11	土地の取得について（羽田三丁目）	2	武藤　経理管財課長

区民部	12	令和８年経済センサス－活動調査実施について	1	吉澤　戸籍住民課長
	13	令和８年度税制改正に伴う大田区特別区税条例等への影響について	2	東穂　課税課長
	14	令和７年度大田区定額減税補足給付金（不足額給付）の実施結果	3	
選挙管理委員会事務局	15	選挙事務に係る不適正処理の再発防止に関する提言について	1	片平　選挙管理委員会事務局長

総務財政委員会 令和８年３月５日
総務部　資料１番
所管　総務課

大田区長等の給料の特例に関する条例

１　制定の理由

先の参議院議員選挙の開票事務における公職選挙法に抵触する行為の発生により、区民の信頼を損ねた責任を重く捉え、区長の給料の額を３か月間３割減額し、副区長の給料の額を３か月間１割減額する。

２　施行日

公布の日の属する月の翌月の初日

〈〈参考〉〉

〇大田区長等の給料の特例に関する条例

大田区長等の給料等に関する条例（昭和 23 年条例第 33 号）第２条の規定にかかわらず、区長の給料の額は同条例別表１に掲げる給料月額からその 100 分の 30 に相当する額を減じて得た額とし、副区長の給料の額は同表に掲げる給料月額からその 100 分の 10 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、同条例第４条に規定する手当の適用については、この限りでない。

付　則

１　この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。

２　この条例は、施行の日の属する月の翌々月の末日限り、その効力を失う。

総務財政委員会 令和８年３月５日
区民部　資料１番
所管　国保年金課

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

（令和７年度　一部改正　内容）

No.	項　　目	改　正　内　容		改正後	改正前	条　文	施行日
（1）	国民健康保険料（基礎分）の料率等	賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の所得割率		１００分の７．５１	１００分の７．７１	第15条の４	令和８年４月１日
		被保険者均等割の１人当たりの金額（年額）		４７，６００円	４７，３００円		
		賦課限度額		６７０，０００円	６６０，０００円	第15条の８	
		被保険者均等割額から減額する額	７割	３３，３２０円	３３，１１０円	第19条の２	
			５割	２３，８００円	２３，６５０円		
			２割	９，５２０円	９，４６０円		
（2）	国民健康保険料（後期高齢者支援金分）の料率等	賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の所得割率		１００分の２．８０	１００分の２．６９	第15条の12	令和８年４月１日
		被保険者均等割の１人当たりの金額（年額）		１７，６００円	１６，８００円		
		被保険者均等割額から減額する額	７割	１２，３２０円	１１，７６０円	第19条の２	
			５割	８，８００円	８，４００円		
			２割	３，５２０円	３，３６０円		
（3）	国民健康保険料（介護分）の料率等	賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の所得割率		１００分の２．４３	１００分の２．２５	第16条の４	令和８年４月１日
		被保険者均等割の１人当たりの金額（年額）		１７，８００円	１６，６００円		
		被保険者均等割額から減額する額	７割	１２，４６０円	１１，６２０円	第19条の２	
			５割	８，９００円	８，３００円		
			２割	３，５６０円	３，３２０円		
（4）	子ども・子育て支援納付金制度の新設に伴う改正	保険料の賦課額について子ども・子育て支援納付金に関する規定を追加		並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第４号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。	－	第14条の２	令和８年４月１日
		基礎賦課総額における（１）当該年度における次に掲げる額の合算額のイの項目について子ども・子育て支援納付金に関する規定を追加		並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額		第14条の３	
		基礎賦課総額における（１）当該年度における次に掲げる額の合算額のカの項目について子ども・子育て支援納付金に関する規定を追加		並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額			
		基礎賦課総額における（２）当該年度における次に掲げる額の合算額のイの項目について子ども・子育て支援納付金に関する規定を追加		並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額			
		基礎賦課総額における（２）当該年度における次に掲げる額の合算額のエの項目について子ども・子育て支援納付金に関する規定を追加		並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の３第１項、第72条の３の２第１項及び第72条の３の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額			

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

（令和７年度　一部改正　内容）

No.	項　　目	改　正　内　容		改正後	改正前	条　文	施行日
（４）	子ども・子育て支援納付金制度の新設に伴う改正	子ども・子育て支援納付金賦課総額の新設		保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条の２、第19条の４、第19条の５及び第19条の６の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。			令和８年４月１日
				(1)当該年度における次に掲げる額の合算額 ア　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額 イ　第19条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額		第16条の６	
				(2)当該年度における次に掲げる額の合算額 ア　法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額 イ　その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第１項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額	―		
		子ども・子育て支援納付金賦課額の新設		保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。		第16条の７	
		子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定の新設		前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。	―	第16条の８	
（５）	国民健康保険料（子ども・子育て支援納付金分）の料率等	賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の所得割率		１００分の０．２７	―	第16条の９	令和８年４月１日
		被保険者均等割の１人当たりの金額（年額）		１，８００円			
		賦課限度額		３０，０００円		第16条の10	
		被保険者均等割額から減額する額	7割	１，２６０円		第19条の２	
			5割	９００円			
			2割	３６０円			
		１８歳以上被保険者均等割の１人当たりの金額（年額）		７３円		第16条の９	
		１８歳以上被保険者均等割額から減額する額	7割	５２円		第19条の２	
			5割	３７円			
			2割	１５円			

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

（令和７年度　一部改正　内容）

No.	項　　目	改　正　内　容		改正後	改正前	条　文	施行日
（６）	納付義務者に対して課する保険料の額	基礎賦課額から各号アに定める額を減額して得た額の賦課限度額		６７０，０００円	６６０，０００円	第19条の２	令和８年４月１日
		子ども・子育て支援納付金賦課額から各号エ及びオに定める額を減額して得た額の賦課限度額		３０，０００円	－		
		被保険者均等割額から５割減額する場合の所得基準額		基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－１）×10万円＋31万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）	基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－１）×10万円＋30.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）		
		被保険者均等割額から２割減額する場合の所得基準額		基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－１）×10万円＋57万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）	基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－１）×10万円＋56万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）		
（７）	未就学児の被保険者均等割額から減額する額の改定	納付義務者の属する世帯に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である未就学児がいる場合の未就学児１人につき追加して減額する被保険者均等割額	７割	１０，０５０円	９，６１５円	第19条の４	令和８年４月１日
				基礎分7,140円+後期高齢者支援金分2,640円+子ども・子育て支援納付金分270円	基礎分7,095円+後期高齢者支援金分2,520円		
			５割	１６，７５０円	１６，０２５円		
				基礎分11,900円+後期高齢者支援金分4,400円+子ども・子育て支援納付金分450円	基礎分11,825円+後期高齢者支援金分4,200円		
			２割	２６，８００円	２５，６４０円		
				基礎分19,040円+後期高齢者支援金分7,040円+子ども・子育て支援納付金分720円	基礎分18,920円+後期高齢者支援金分6,720円		
			非該当	３３，５００円	３２，０５０円		
				基礎分23,800円+後期高齢者支援金分8,800円+子ども・子育て支援納付金分900円	基礎分23,650円+後期高齢者支援金分8,400円		
（８）	出産被保険者の保険料の減額	子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額		当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	－	第19条の５	令和８年４月１日
		子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額		当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	－		
（９）	18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額	当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額		当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の9の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条の2各号、第19条の4第3号及び前条第8号に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。）から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。	－	第19条の６	令和８年４月１日

大田区国民健康保険条例（昭和34年条例第15号）新旧対照表

新	旧
○大田区国民健康保険条例 昭和34年11月20日 条例第15号 改正　令和８年　月　日条例第　号	○大田区国民健康保険条例 昭和34年11月20日 条例第15号 最終改正　令和７年３月28日条例第57号
第１条から第14条まで　（略）	第１条から第14条まで　（略）
（保険料の賦課額） 第14条の２　保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）第29条の７第１項第１号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第２号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）、世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（同項第３号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第４号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。	（保険料の賦課額） 第14条の２　保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）第29条の７第１項第１号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第２号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第３号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。
（基礎賦課総額） 第14条の３　保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の２、第19条の４及び第19条の５の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	（基礎賦課総額） 第14条の３　保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の２、第19条の４及び第19条の５の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
（１）　当該年度における次に掲げる額の合算額	（１）　当該年度における次に掲げる額の合算額
ア　療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額	ア　療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額

新	旧
介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額	介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額
イ　法附則第７条の規定により読み替えられた法第75条の７第１項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額	イ　法附則第７条の規定により読み替えられた法第75条の７第１項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
ウ　法第81条の２第５項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額	ウ　法第81条の２第５項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
エ　法第81条の２第10項第２号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額	エ　法第81条の２第10項第２号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
オ　保健事業に要する費用の額	オ　保健事業に要する費用の額
カ　その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額	カ　その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額
（２）　当該年度における次に掲げる額の合算額	（２）　当該年度における次に掲げる額の合算額
ア　法第74条の規定による補助金の額	ア　法第74条の規定による補助金の額
イ　法附則第７条の規定により読み替え	イ　法附則第７条の規定により読み替え

新	旧
られた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額	られた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額
ウ　法第75条の２第１項の国民健康保険保険給付費等交付金の額	ウ　法第75条の２第１項の国民健康保険保険給付費等交付金の額
エ　その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の３第１項、第72条の３の２第１項及び第72条の３の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額	エ　その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の３第１項、第72条の３の２第１項及び第72条の３の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額
第14条の４　（略）	第14条の４　（略）
（基礎賦課額の所得割額の算定）	（基礎賦課額の所得割額の算定）
第15条　前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の２の６第８項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金	第15条　前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の２の６第８項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金

新	旧
額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第５項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の３第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の２の６第11項又は第35条の３第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第８条第２項（外国居住者等所得相互免除法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。第19条の２第１号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第８条第４項（外国居住者等所得相互免除法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関	額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第５項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の３第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の２の６第11項又は第35条の３第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第８条第２項（外国居住者等所得相互免除法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。第19条の２第１号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第８条第４項（外国居住者等所得相互免除法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関

新	旧
する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条の４第１号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。	する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条の４に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。
２　（略）	２　（略）
第15条の２及び第15条の３　削除	第15条の２及び第15条の３　削除
（基礎賦課額の保険料率）	（基礎賦課額の保険料率）
第15条の４　基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	第15条の４　基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
（１）　所得割　100分の7.51（基礎賦課総額の100分の58に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の７第２項第４号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の９に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）	（１）　所得割　100分の7.71（基礎賦課総額の100分の58に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の７第２項第４号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の９に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
（２）　被保険者均等割　被保険者１人につき４万7,600円（基礎賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）	（２）　被保険者均等割　被保険者１人につき４万7,300円（基礎賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）
第15条の５から第15条の７まで　削除	第15条の５から第15条の７まで　削除
（基礎賦課限度額）	（基礎賦課限度額）
第15条の８　第14条の４の基礎賦課額は、67万円を超えることができない。	第15条の８　第14条の４の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。
第15条の９及び第15条の10　（略）	第15条の９及び第15条の10　（略）
（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）	（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）
第15条の11　前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に	第15条の11　前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に

新	旧
係る基礎控除後の総所得金額等に次条第１号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。 （後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） 第15条の12　後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （１）　所得割　100分の2.80（後期高齢者支援金等賦課総額の100分の58に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の７第３項第４号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の９の２に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数） （２）　被保険者均等割　被保険者１人につき１万7,600円（後期高齢者支援金等賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額） 第15条の13から第16条の２まで　（略） （介護納付金賦課額の所得割額の算定） 第16条の３　前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第１号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。 （介護納付金賦課額の保険料率） 第16条の４　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （１）　所得割　100分の2.43（介護納付金賦課総額の100分の58に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の７第４項第４号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数） （２）　被保険者均等割　被保険者１人に	係る基礎控除後の総所得金額等に次条に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。 （後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） 第15条の12　後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （１）　所得割　100分の2.69（後期高齢者支援金等賦課総額の100分の58に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の７第３項第４号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の９の２に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数） （２）　被保険者均等割　被保険者１人につき１万6,800円（後期高齢者支援金等賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額） 第15条の13から第16条の２まで　（略） （介護納付金賦課額の所得割額の算定） 第16条の３　前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。 （介護納付金賦課額の保険料率） 第16条の４　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （１）　所得割　100分の2.25（介護納付金賦課総額の100分の58に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の７第４項第４号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数） （２）　被保険者均等割　被保険者１人に

新	旧
つき１万7,800円（介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額） （介護納付金賦課限度額） 第16条の５　第16条の２の介護納付金賦課額は、17万円を超えることができない。 （子ども・子育て支援納付金賦課総額） 第16条の６　保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条の２、第19条の４、第19条の５及び第19条の６の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1)　当該年度における次に掲げる額の合算額 ア　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額 イ　第19条の６に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額 (2)　当該年度における次に掲げる額の合算額 ア　法附則第７条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額	つき１万6,600円（介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額） （介護納付金賦課限度額） 第16条の５　第16条の２の賦課額は、17万円を超えることができない。 （新設）

新	旧
イ　その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の３第１項、第72条の３の２第１項及び第72条の３の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額	
（子ども・子育て支援納付金賦課額）	
第16条の７　保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法施行令第29条の７第５項第３号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。	（新設）
（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）	
第16条の８　前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第１号の所得割の保険料率を乗じて算定する。	（新設）
（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）	
第16条の９　子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	（新設）
（1）　所得割　100分の0.27（子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第16条の６第１号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第２号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の1000分の57に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の７第５項第４号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10の２に規定する方法により	

新	旧
補正された後の金額）の総額で除して得た数） (2)　被保険者均等割　被保険者１人につき1,800円（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額） (3)　18歳以上被保険者均等割　被保険者１人につき73円（第16条の６第１号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第２号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の２か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額） （子ども・子育て支援納付金賦課限度額） 第16条の10　第16条の７の子ども・子育て支援納付金賦課額は、３万円を超えることができない。	（新設）
第17条から第18条の３まで　（略）	第17条から第18条の３まで　（略）
（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合） 第19条　保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は一世帯に属する被保険者が法施行令第29条の７の２第２項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第14条の４、第15条の10、第16条の２若しくは第16条の７の額又は次条各号、第19条の４各号、第19条の５第１項各号若しくは第19条の６に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少し	（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合） 第19条　保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は一世帯に属する被保険者が法施行令第29条の７の２第２項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第14条の４の基礎賦課額、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額、第16条の２の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額、第19条の４各号若しくは第19条の５第１項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当

新	旧
た場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は一世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。	したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は一世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。
2　保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の４、第15条の10、第16条の２若しくは第16条の７の額又は次条各号、第19条の４各号、第19条の５第１項各号若しくは第19条の６に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。	2　保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の４の基礎賦課額、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額、第16条の２の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額、第19条の４各号若しくは第19条の５第１項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。
（低所得者の保険料の減額） 第19条の２　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の４の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、第16条の２の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）及び第16条の７の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号のエ及びオに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円）の合算額とする。	（低所得者の保険料の減額） 第19条の２　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の４の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに第16条の２の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。
（１）　世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生	（１）　世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生

新	旧
した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額（同法第317条の２第１項第２号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第５項に規定する事業専従者控除額については、同条第３項、第４項又は第５項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第１項、第３項又は第４項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の２第１項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の２の６第８項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第５項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の３第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の２の６第11項又は第35条の３第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第８条第２項に規定する特例適用利子等の額、同条第４項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等	した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額（同法第317条の２第１項第２号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第５項に規定する事業専従者控除額については、同条第３項、第４項又は第５項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第１項、第３項又は第４項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の２第１項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の２の６第８項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第５項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の３第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の２の６第11項又は第35条の３第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第８条第２項に規定する特例適用利子等の額、同条第４項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等

新	旧
実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第３号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第３号において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 ア　基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について３万3,320円 イ　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について１万2,320円	実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第３号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第３号において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 ア　基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について３万3,110円 イ　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について１万1,760円

新	旧
ウ　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について１万2,460円	ウ　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について１万1,620円
エ　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について1,260円	（新設）
オ　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者１人について52円	（新設）
（２）　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者	（２）　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者
ア　基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について２万3,800円	ア　基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について２万3,650円
イ　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について8,800円	イ　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について8,400円
ウ　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について8,900円	ウ　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について8,300円
エ　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について900円	（新設）
オ　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者１人について37円	（新設）
（３）　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して	（３）　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して

新	旧
計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前２号に該当する者以外の者	計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に56万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前２号に該当する者以外の者
ア　基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について9,520円	ア　基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について9,460円
イ　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について3,520円	イ　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について3,360円
ウ　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について3,560円	ウ　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について3,320円
エ　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者１人について360円	（新設）
オ　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者１人について15円	（新設）
（特例対象被保険者等の特例） 第19条の３　世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第１項、第15条の11、第16条の３、第16条の８及び第19条の５並びに前条の規定の適用については、第15条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第２項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第２	（特例対象被保険者等の特例） 第19条の３　世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第１項及び前条の規定の適用については、第15条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第２項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第２項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所

新	旧
項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第１号中「総所得金額（同法」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第２項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法」とする。	得の金額（地方税法」と、前条第１号中「総所得金額（同法」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第２項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法」とする。
（未就学児の被保険者均等割額の減額）	（未就学児の被保険者均等割額の減額）
第19条の４　当該年度において、納付義務者の属する世帯に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の２に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	第19条の４　当該年度において、納付義務者の属する世帯に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の２に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
（１）　基礎賦課額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額	（１）　基礎賦課額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額
ア　第19条の２第１号アに規定する金額を減額した世帯　7,140円	ア　第19条の２第１号アに規定する金額を減額した世帯　7,095円
イ　第19条の２第２号アに規定する金額を減額した世帯　１万1,900円	イ　第19条の２第２号アに規定する金額を減額した世帯　１万1,825円
ウ　第19条の２第３号アに規定する金額を減額した世帯　１万9,040円	ウ　第19条の２第３号アに規定する金額を減額した世帯　１万8,920円
エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　２万3,800円	エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　２万3,650円
（２）　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額	（２）　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額
ア　第19条の２第１号イに規定する金額を減額した世帯　2,640円	ア　第19条の２第１号イに規定する金額を減額した世帯　2,520円
イ　第19条の２第２号イに規定する金額を減額した世帯　4,400円	イ　第19条の２第２号イに規定する金額を減額した世帯　4,200円
ウ　第19条の２第３号イに規定する金額	ウ　第19条の２第３号イに規定する金額

新	旧
を減額した世帯　7,040円	を減額した世帯　6,720円
エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　8,800円	エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　8,400円
（３）　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額	（新設）
ア　第19条の２第１号エに規定する金額を減額した世帯　270円	
イ　第19条の２第２号エに規定する金額を減額した世帯　450円	
ウ　第19条の２第３号エに規定する金額を減額した世帯　720円	
エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　900円	
（出産被保険者の保険料の減額）	（出産被保険者の保険料の減額）
第19条の５　当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第29条の７第６項第８号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第19条の２に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第15条の８、第15条の16、第16条の５及び第16条の10に定める額を超える場合には、当該額）とする。	第19条の５　当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第29条の７第５項第８号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第19条の２に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第15条の８、第15条の16及び第16条の５に定める額を超える場合には、当該額）とする。
（１）　基礎賦課額の所得割額　当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の３各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の５第１項及び第２項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）	（１）　基礎賦課額の所得割額　当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の２各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の５第１項及び第２項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）

新	旧
の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
（２）から（６）まで　（略）	（２）から（６）まで　（略）
（７）　子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額　当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	（新設）
（８）　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額　当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第19条の２に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）に12分の１を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	（新設）
２　（略）	２　（略）
（18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）	
第19条の６　当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の９の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条の２各号、第19条の４第３号及び前条第８号に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額	（新設）

新	旧
後の額）から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。 第20条から第29条まで　（略） 付　則（令和８年　月　　日条例第　号） （施行期日） １　この条例は、令和８年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この条例による改正後の大田区国民健康保険条例第14条の２、第14条の３、第15条の４、第15条の８、第15条の12、第16条の４、第16条の６から第16条の10まで及び第19条から第19条の６までの規定は、令和８年度以後の年度分の保険料について適用し、令和７年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。	

総務財政委員会
令和８年３月５日
企画経営部 資料１番
所管　企画課

「おおたの窓口2.0」に伴う施設設置及び再配置について

概要

総務財政委員会（令和7年12月15日開催）における所管報告「大田区DX推進計画に基づく窓口DXの実現に向けて」のとおり、区では「行かない」「書かない」「待たない」「回らない」窓口の実現を目指している。

また、大田区持続可能な自治体経営実践戦略においても、「窓口サービスの向上」を重点取組に位置づけており、デジタル技術を活用した区民サービスの提供実現に向けて、段階的に整備を進めることとしている。

令和8年度は、第1段階として次の３つの視点から施設設置及び再配置を行う。

1　京急蒲田駅構内にある「観光情報センター」を用途変更し、「窓口サービスの提供施設」とする。

2　蒲田東特別出張所の窓口機能を見直し、蒲田地域庁舎の１階各課において必要なレイアウト変更を行うとともに、余剰床を活用して「地域包括支援センター蒲田東」を蒲田地域庁舎１階に移転させる。

3　産業プラザPiO内に、本庁舎１階戸籍住民課の「バックオフィス機能」を移転させ、本庁舎１階窓口を拡充する。

スケジュール(案)

R8年度末（繁忙期：ピンク）には完了予定

	令和７年度	令和８年度 4-6	7-9	10-12	1-3
京急蒲田駅構内（観光情報センター）	運営				
新窓口サービス		改修		運営(10月～)	
蒲田東特別出張所		既存運営		レイアウト変更	移転
蒲田生活福祉課		既存運営			
地域包括支援センター蒲田東		運営（アロマ1F）			
産業プラザPiO	運営	改修		移転	
戸籍住民課（バックオフィス）		運営（本庁舎）			
本庁舎１階窓口		運営			拡張

施設設置及び再配置のイメージ



現　戸籍住民課（バックオフィス）

新　窓口拡充



現　地域包括支援センター蒲田東

新　契約解消



※赤線：地域包括支援センターの管轄境

現　区執務スペース

新　地域包括支援センター蒲田東



現　観光情報センター

新　新窓口サービス



現　区執務スペース

新　戸籍住民課（バックオフィス）

総合計画の進行管理について

総務財政委員会 令和８年３月５日
企画経営部　資料２番
所管　企画課

1　大田区実施計画の更新（令和８～10年度版）

変更があった主要事業・活動、計画事業費について

2　「総合計画推進プロジェクト」の仕組み構築

総合計画を着実に推進するために構築した
進行管理の仕組みについて

3　その他

①国土強靭化地域計画と総合計画の一体化について

②基本計画で定めた指標の目標値設定について（未設定分）

1　大田区実施計画の更新（令和８～10年度版）

（１）主要事業・活動数（再掲含まない）

	主要事業数		活動数	
	R7	R8	R7	R８
基本目標１	35	36	85	87
基本目標２	32	32	66	67
基本目標３	15	17	35	38
基本目標４	31	30	91	65
合計	113	115	274	277

（２）変更があった主な主要事業・活動

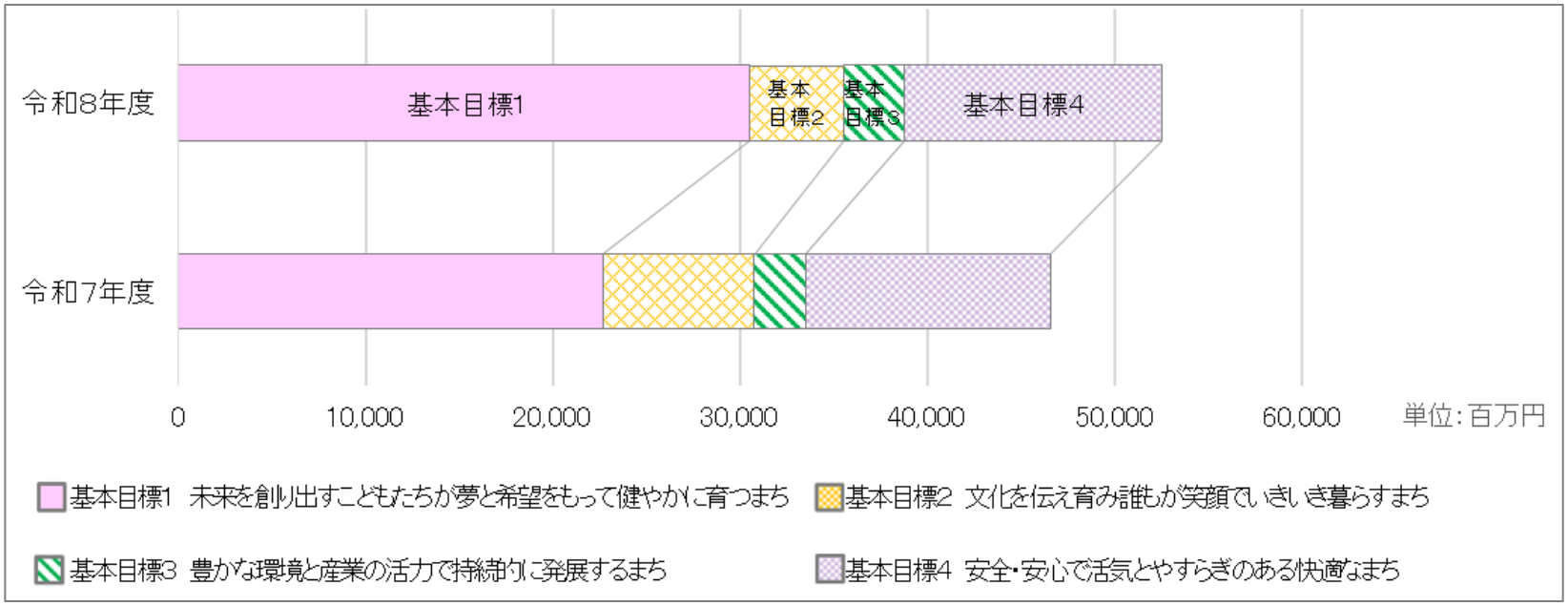
基本目標１	【主要事業】1-2	小学校における朝の居場所づくり 新規
	【活　　動】1-2	こども誰でも通園制度（多様な他者との関わりの機会の創出事業）及び乳幼児のための幼稚園プラザ事業 新規
	1-3	小中一貫教育校の設置検討 新規
基本目標２	【活　　動】2-8	区内小中学校、公共施設・民間施設を活用したアウトリーチ事業 新規
基本目標３	【主要事業】3-4	人材確保のための　“新しいものづくり”　プロモーション事業 新規
	【活　　動】3-4	宇宙産業関連スタートアップ立地促進 新規
	3-6	キャッシュレス決済商店街キャンペーン補助 新規
基本目標４	【主要事業】4-8	魅力ある公園のあり方・利活用・整備方針等の策定 削除

1　大田区実施計画の更新（令和８～10年度版）

（３）令和８年度の計画事業費

（単位：千円）

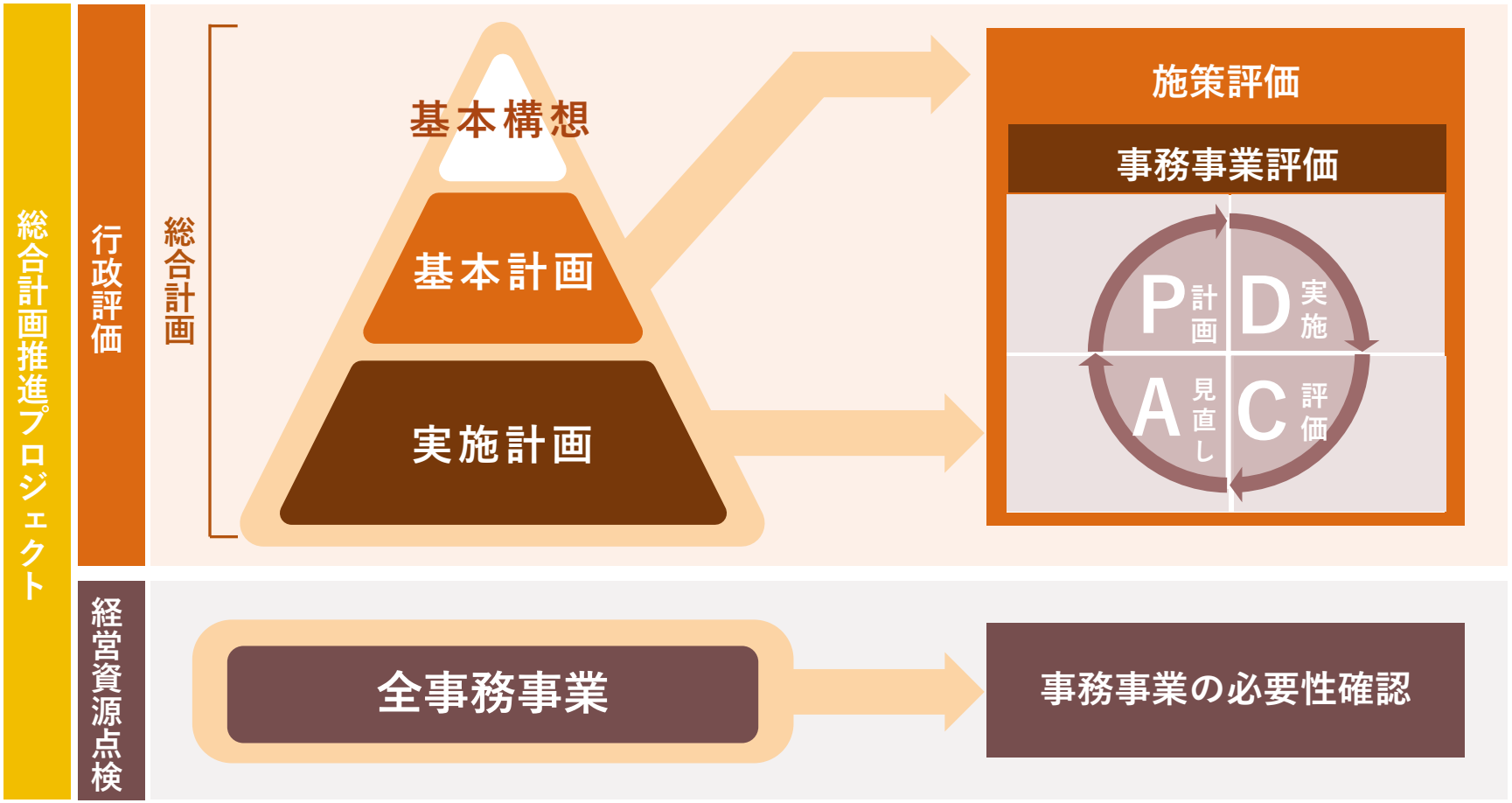
基本目標		令和８年度予算案	令和７年度予算
基本目標１	未来を創り出すこどもたちが 夢と希望をもって健やかに育つまち	30,520,104	22,648,991
基本目標２	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち	4,975,383	8,106,610
基本目標３	豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち	3,271,904	2,739,501
基本目標４	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち	13,773,327	13,097,666
	計画事業費合計	52,540,718	46,592,768



2　「総合計画推進プロジェクト」の仕組み構築

（１）「総合計画推進プロジェクト」とは

区民目線で最大の効果をあげ、選ばれる自治体となるよう、施策や事業の成果を客観的に評価・検証し、効果の高い施策に資源を集中させることで、総合計画を着実に推進する仕組み。
ＰＤＣＡサイクル（計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→見直し（Action））を確立し、事業を効率的に見直し、生み出された資源を効果的に配分し、着実に施策を推進する。



2　「総合計画推進プロジェクト」の仕組み構築

（2）「総合計画推進プロジェクト」の構成

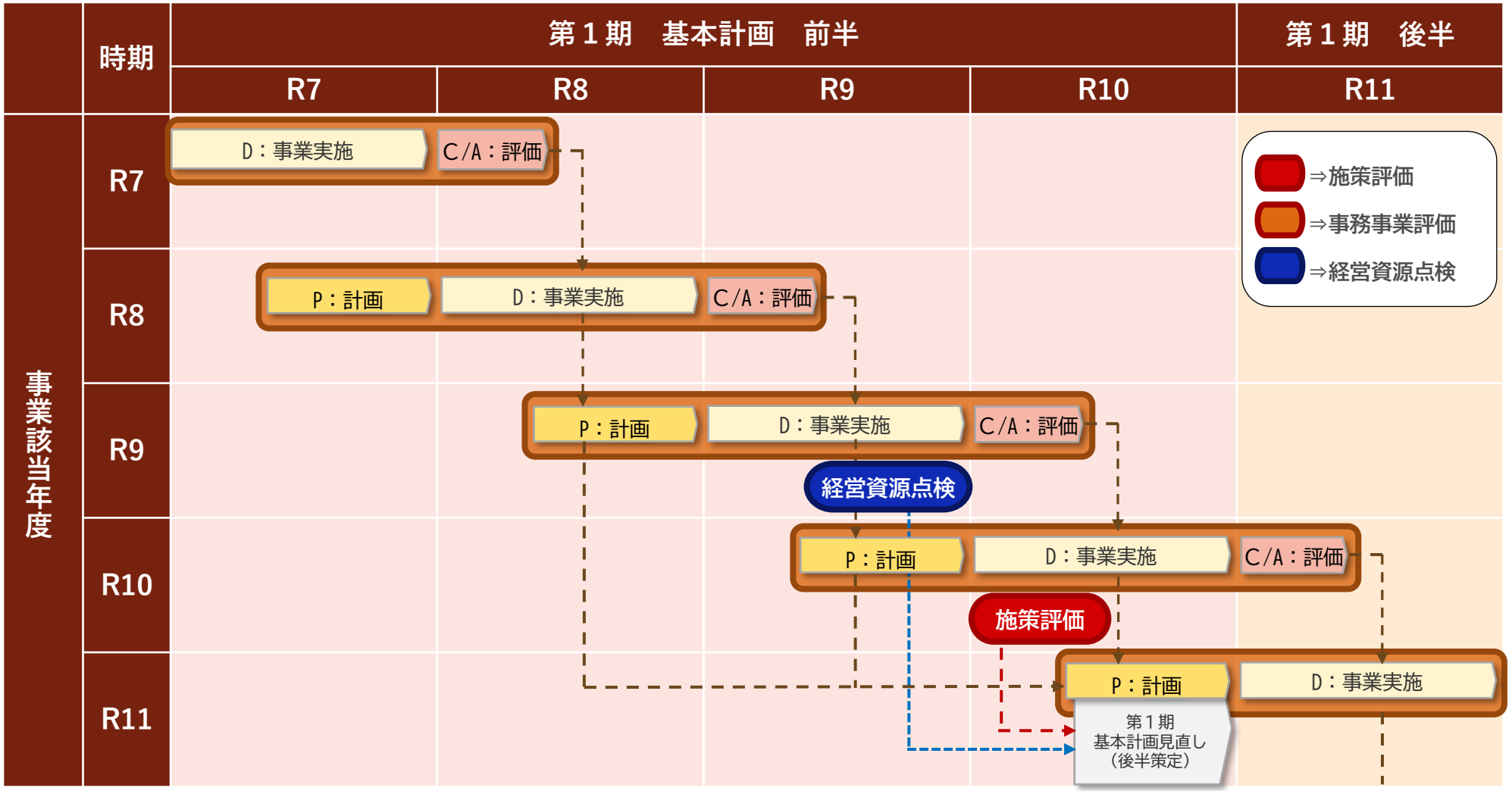
本プロジェクトは、**「行政評価」**と**「経営資源点検」**によって実施する。

	行政評価		経営資源点検
	施策評価	事務事業評価	
説明	事業の質を高め、より効果の高い施策に資源を振り分ける、いわゆる「選択と集中」を行う仕組み		既存事業の「必要性」を見直し、未来への投資原資を生み出すための仕組み
	【森を見る評価】 施策の方向性を見直すため、施策レベルで成果や課題を評価	**【木を育てる評価】** 主要事業が施策の推進に寄与しているか評価	
対象	基本計画で位置づけた施策	実施計画で選定した主要事業	予算小事業に紐づく活動（主要事業以外）
頻度	４年に１度実施	毎年実施	４年に１度実施

2　「総合計画推進プロジェクト」の仕組み構築

（３） 行政評価・経営資源点検の実施時期

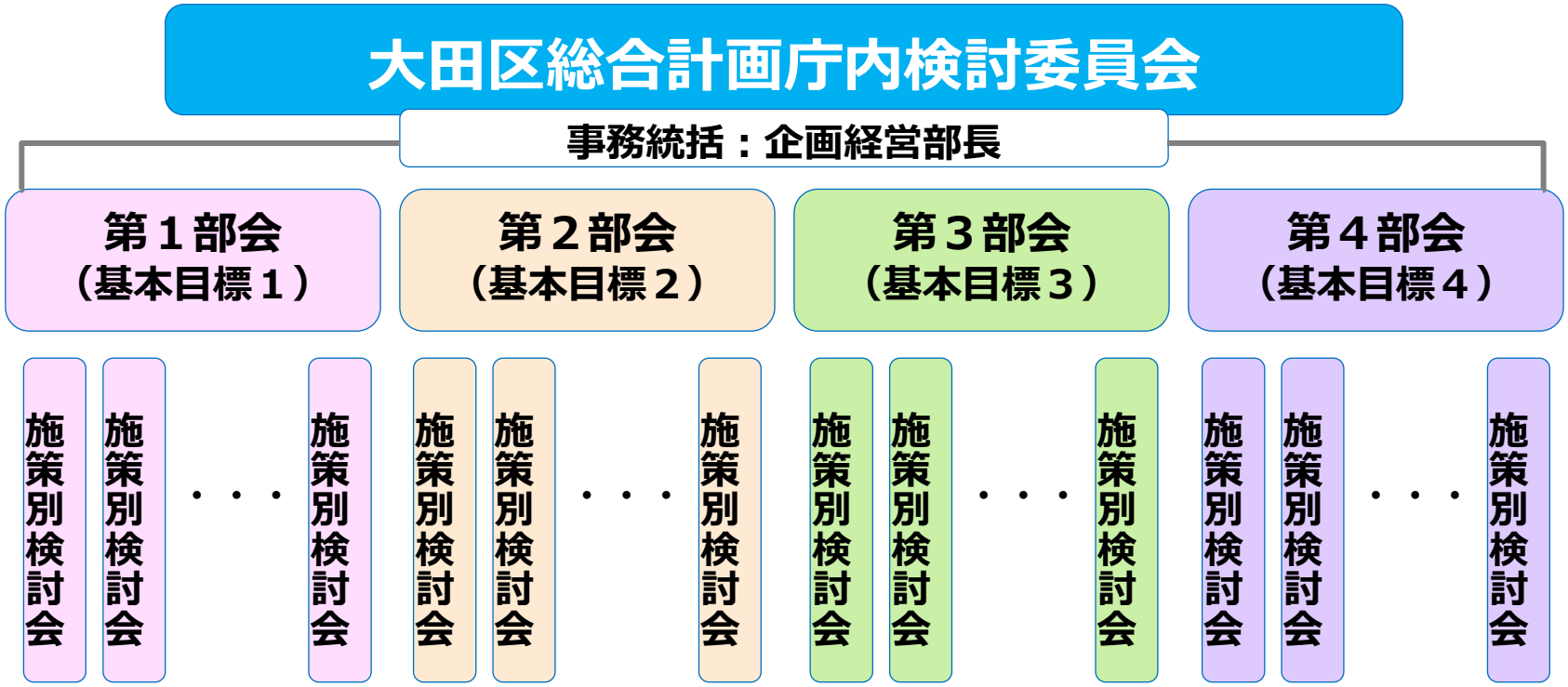
基本計画の見直しに合わせて、以下のとおり実施予定。
なお、事務事業評価は評価に基づく見直し内容【A】を次（評価年度の２年後）の計画（実施計画・予算・人員）【P】に反映するまでが一連のサイクル。※即対応できる評価事項は評価年度の次年度の事業実施【D】で実践する。



2　「総合計画推進プロジェクト」の仕組み構築

（４）「総合計画推進プロジェクト」の実施体制

区長を委員長とする大田区総合計画庁内検討委員会を設け、庁内の連携・調整を図りながら取組む。委員会の下には、基本目標ごとの部会及び施策ごとの施策別検討会を設置し、それぞれにおいて具体的かつ詳細な検討を行う。



（５）総合計画推進状況の公表について

行政運営の透明性を高め、区民の皆様への説明責任を果たすため、行政評価の結果を中心に、総合計画の進捗状況をホームページ等で公表する。

3　その他

（１）国土強靭化地域計画と総合計画の一体化について

①　計画の概要と背景

・国土強靭化基本法に基づく法定計画で、
防災・減災の横断的指針（本編）と
具体的取組（別冊）をまとめた計画
・計画期間は５年間（令和４年度から令和８年度）
であり、令和９年度以降は総合計画と一体化する。

②　一体化について

・計画の内容は基本計画の基本目標４と目的、内容の重複があるため、整合性の整理(計画間調整)が必要
・現行の計画期間をR10まで延長し、令和９年度以降は別冊を実施計画と一体化、令和10年度の基本計画見直しと併せて本編を一体化する。
・総合計画との関連性が明確になり、進行管理も併せて行うことで、より着実に国土強靭化の取組を推進する。

（２）基本計画で定めた指標の目標値設定について（未設定分）

策定時、「現状値把握次第設定」としていた指標について、目標値を以下のとおり設定する。

施策	指標	現状値	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
1-1	自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所があるこどもの割合	97.5%	100%	100%
	居場所を複数箇所選択したこどもの割合	75.4%	80%	85%
1-2	子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、 相談できる場所がある区民の割合	84.5%	90%	100%
	地域に見守られてこどもが成長していると感じる保護者の割合	50.5%	54%	56%
1-3	自分とはちがう文化や考えを持つ外国の人などと積極的に英語で コミュニケーションをとって話しあいたいと思う児童・生徒の割合	61.7%	65%	70%
1-4	障がいのある人もない人も誰もが平等に学べるようになっていると 思う児童・生徒の割合	58.9%	65%	70%
3-4	大田区のイメージについて、ものづくりのまちを選んだ割合	5.3%	6.0%	6.5%

【参考資料１】

大　田　区　実　施　計　画

令和８（2026）年度～令和 10（2028）年度

※　総務財政委員会報告用（２月時点）

令和８年３月

計画の基本的な考え方

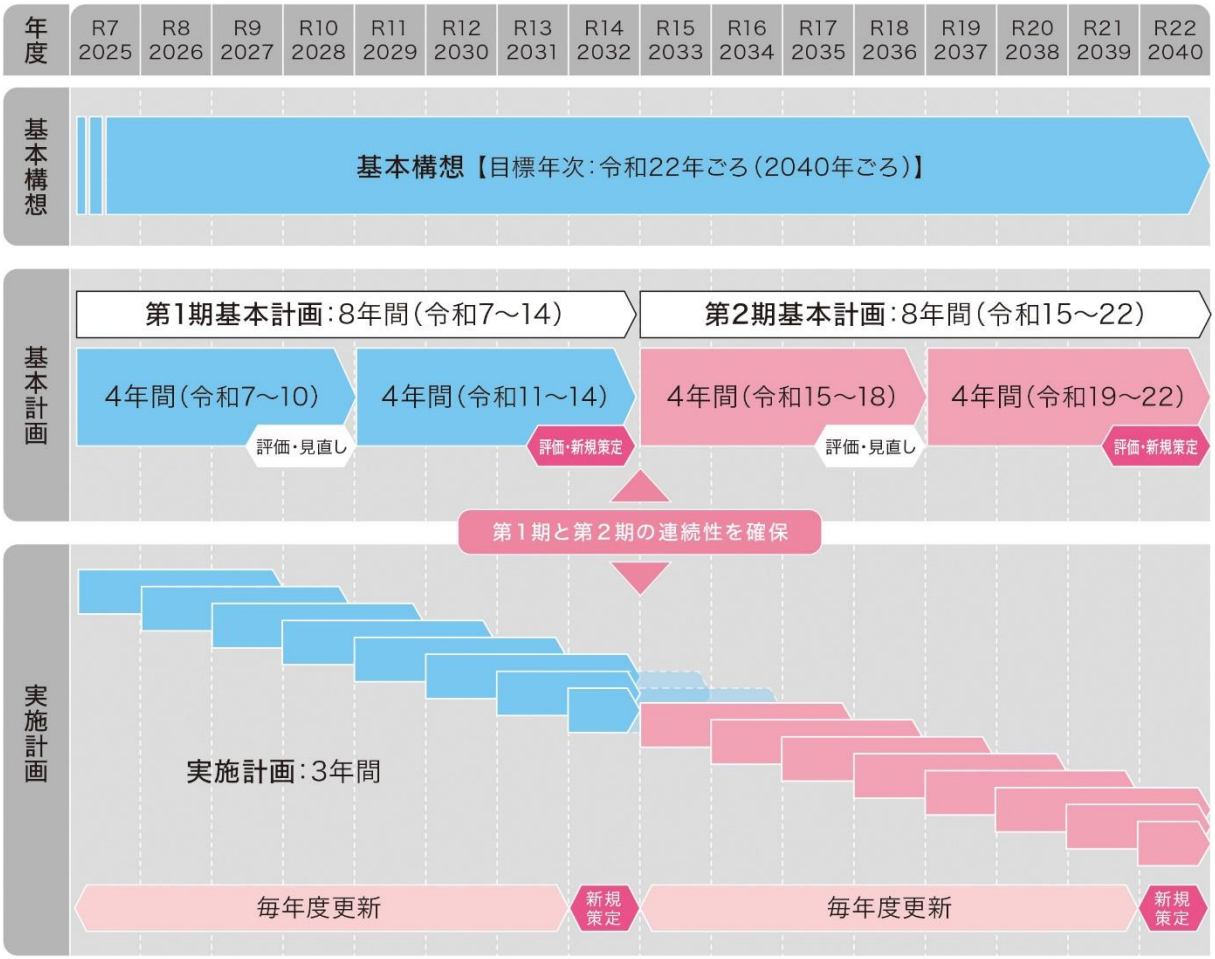
計画の基本的な考え方

1　計画の目的

実施計画は、向こう３年間で大田区が取り組むべき具体的な事業内容を、年度別計画として明らかにすることにより、基本計画を着実に推進することを目的としています。

2　計画の期間

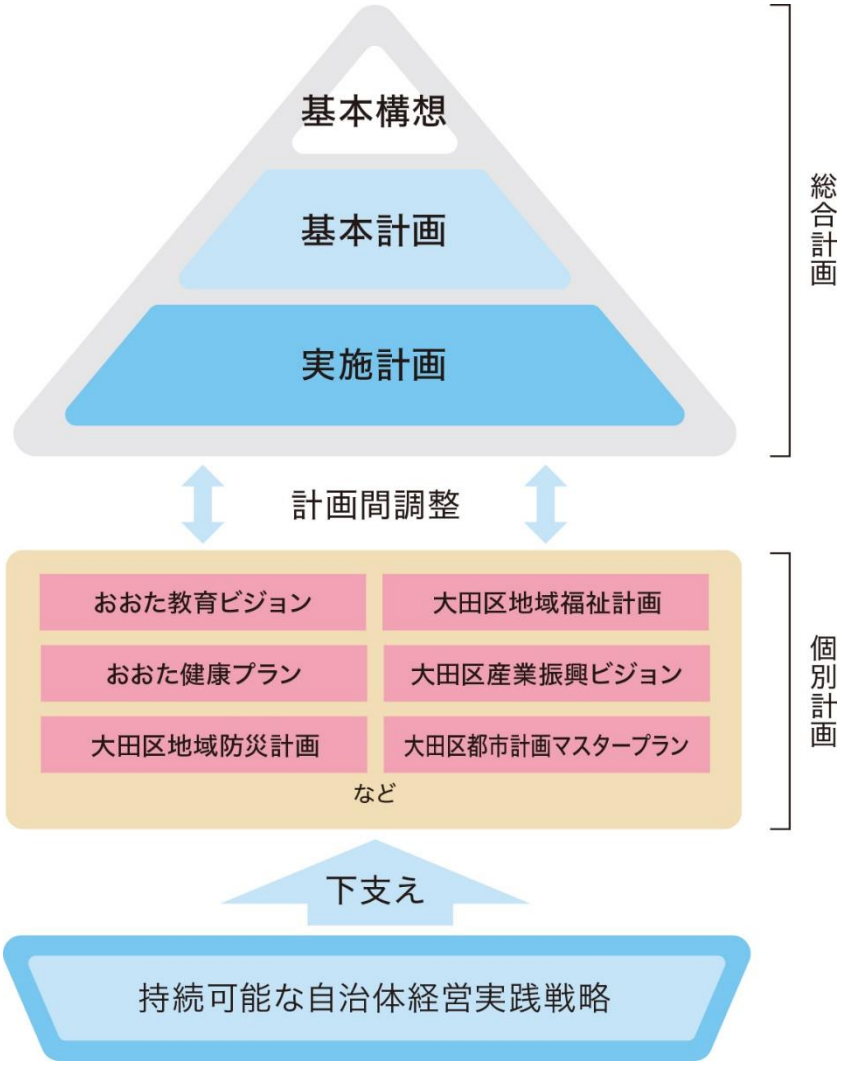
実施計画の計画期間は３年間とし、毎年度、更新します。



3　計画の位置付け

基本構想、基本計画、実施計画を合わせて、総合計画と位置付け、総合計画と個別計画は、計画間調整を図ります。

総合計画及び個別計画を下支えするものとして、区の経営資源*を最適化し、最大限に活用することで、持続可能性を確保する「持続可能な自治体経営*実践戦略」を位置付けます。



基本構想：令和 22 年ごろ（2040 年ごろ）の大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにした、区の最上位の指針

基本計画：基本構想で掲げた将来像を実現するための施策等をまとめたもの

実施計画：基本計画の施策等を推進するための具体的な事業及びその年度別計画をまとめたもの

※総合計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に基づく「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の目的や内容を備えていることから、「大田区デジタル田園都市国家構想総合戦略」として位置付けます。

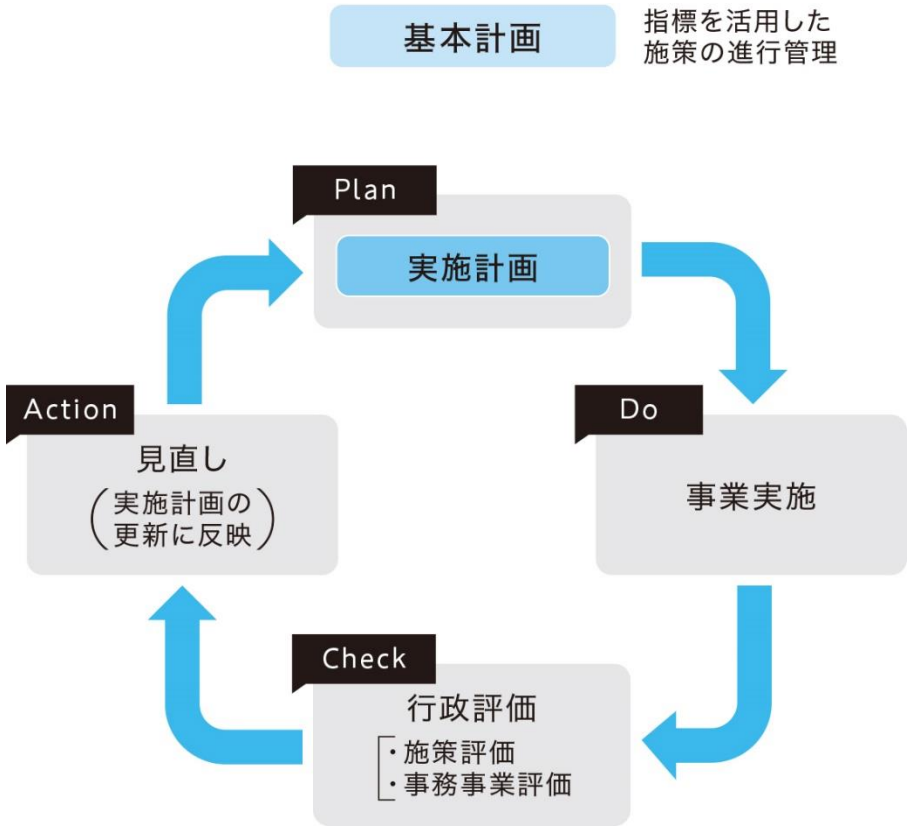
4　計画の進行管理

基本計画では、施策ごとに指標（数値目標）を設定しています。進行管理に当たっては、この指標を活用した施策評価を行います。

また、実施計画の更新に当たっては、施策評価及び事務事業評価の結果を反映します。

評価結果は公表し、区の説明責任を果たすとともに、透明性や事業の質の向上につなげます。

実施計画で定める指標は、必要に応じて追加、削除及び修正を行います。



5　財政計画

（1）基本的な考え方

区が抱える財政需要は、少子高齢化に伴う扶助費*・特別会計繰出金*といった社会保障関係経費、学校・公共施設など区有施設の維持更新や都市インフラの強靱化に向けた投資的経費などが増加傾向にあります。

地方財政においては、社会保障関係経費の増加を人件費、投資的経費、公債費の削減で吸収してきました。しかし、近年、人件費の上昇、物価高、金利上昇等の歳出の増加要因が拡大し、これまでの歳出構造から大きく変化する転換期が到来しており、区も同様の傾向にあります。

また、投資的経費は老朽化した公共施設の維持・更新経費等により、高水準で推移すると推計しており、今後の財政負担は社会保障関係経費の増に加え、特別区債*の活用に伴う償還経費の増嵩（ぞうすう）などを含め一層の増大が見込まれます。

このような区財政を取り巻く環境においても、区は少子高齢化や世帯構成の変化などに伴う生活課題への対応、激甚化する自然災害への備えなど「今」なすべき行政課題に着実に対応するとともに、基本構想で掲げた将来像の実現に向け、成熟した大都市として持続的な成長・発展を遂げられるよう、区民の暮らしの質やまちの価値を高める「未来志向の戦略的な投資」を力強く進める必要があり、そのためには財政の持続可能性を確保することが不可欠です。

財政計画は、計画で定めた事業に着実に取り組めるよう、実施計画期間である３年間の財源を裏付ける枠組みとしました。これまで培ってきた健全財政を堅持し、将来世代に負担を先送りしない、今を担う現世代の責任を果たす持続可能な自治体経営*を実践します。

（２）財政計画（令和８年度から令和 10 年度まで）

実施計画期間である３年間（令和８年度から令和 10 年度まで）の財政計画は、以下のとおりです。

１．財政計画

（百万円）

区分	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
歳入合計	368,524	383,254	389,954
特別区税	91,612	92,708	93,810
地方譲与税等	34,292	34,748	35,160
特別区交付金	89,687	94,232	96,124
国都支出金	99,459	104,358	106,743
特別区債	13,000	14,000	12,000
繰入金	17,337	19,985	22,808
うち財政基金繰入金	7,352	8,731	14,253
うち公共施設整備資金積立基金繰入金	8,500	9,300	8,000
その他の歳入	23,136	23,223	23,310
歳出合計	368,524	383,254	389,954
義務的経費	162,274	164,565	171,065
人件費	49,229	48,508	51,677
扶助費	111,209	113,312	115,553
公債費	1,836	2,744	3,835
投資的経費	57,422	62,276	54,397
特別会計繰出金	25,067	25,130	25,163
その他の歳出	123,760	131,283	139,329

２．収支改善に向けた執行努力・経営改革努力等

財政計画における収支見込（財政基金繰入金）（A）	△ 7,352	△ 8,731	△ 14,253
執行努力・経営改革努力により生み出す財源の目標額（B）	10,000	10,000	10,000
執行努力・経営改革努力後の収支見込（C）=（A）+（B）	2,648	1,269	△ 4,253

※　表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある

※　「執行努力・経営改革努力後の収支見込（C）」は、予算執行の創意工夫や経費節減後の収支見込みである

① 歳入

特別区税、地方譲与税等、特別区交付金*は、政府が示す「中長期の経済財政に関する試算（令和８年１月）」などを基に、令和７年 12 月時点の税制をベースに計上しました。

国・都支出金は、社会保障関係経費などの歳出見通しに応じて計上しました。

特別区債*は、投資的経費の歳出見通しに応じて計上しました。

② 歳出

人件費は、報酬、給与、職員手当などを積算し、職員定数や退職者数の見込みなどを基に計上しました。

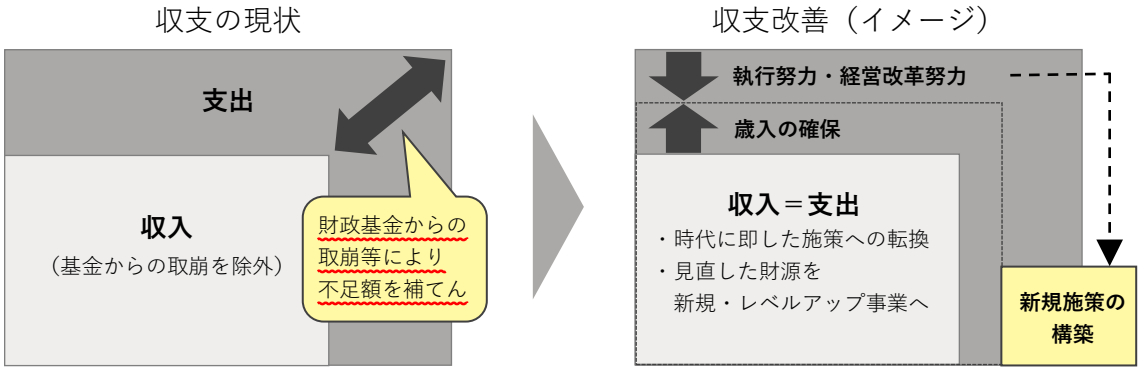
扶助費*・特別会計繰出金*は、現行制度を踏まえ、「大田区人口推計（令和７年１月）」における各対象年齢の人口推計等を基に計上しました。

公債費は、既発行分に新規発行見込み分の元利償還額を加え、定時償還方式*で計上しました。

投資的経費は、「大田区公共施設等総合管理計画」等を基に、必要な歳出を物価高騰の影響も考慮し計上しました。

③ 収支改善に向けた執行努力・経営改革努力等

財政計画で見込んだ収支（財政基金*繰入金）を改善させるための執行努力・経営改革努力の目標額を毎年度 100 億円とし、予算執行の創意工夫や経費節減、「大田区持続可能な自治体経営*実践戦略」で定める取組を推進し、財政基金に頼らない収支均衡に向けた歳出構造改革を進めていきます。



（３）基本目標別主要事業費

実施計画期間である３年間（令和８年度から令和10年度まで）の基本目標別主要事業費は、以下のとおりです。

（百万円）

区分	令和８年度	令和９年度	令和10年度	合計
基本目標１ 未来を創り出すこどもたちが 夢と希望をもって健やかに育つまち	30,520	25,864	25,632	82,016
基本目標２ 文化を伝え育み 誰もが笑顔でいきいき暮らすまち	4,975	5,586	5,204	15,766
基本目標３ 豊かな環境と産業の活力で 持続的に発展するまち	3,272	3,304	3,242	9,818
基本目標４ 安全・安心で活気と やすらぎのある快適なまち	13,773	19,369	17,383	50,525
事業費合計	52,541	54,123	51,460	158,124

※　表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある

（４）主な積立基金*・特別区債*残高の見込み

区はこれまで、リーマンショック*などの経済の変動による減収局面においても、また、新型コロナウイルス感染症対応や物価高騰対策など突発的な財政需要が発生しても、基金を適切に活用することで、安定的・継続的に行政サービスを提供してきました。今後も、これらのほか自然災害などにも十分備えるため、計画的に基金残高を確保します。

また、特別区債の発行抑制や償還を進めたため、令和６年度末残高は219億円と、ピーク時の残高と比較して約８割減少しています。今後も将来負担を考慮しつつ、これまで培ってきた発行余力を活かし、計画的かつ戦略的に特別区債を活用していきます。

各年度末における基金残高・特別区債残高の見通し　（百万円）

区分	令和８年度	令和９年度	令和10年度
財政基金残高	43,027	39,573	35,597
公共施設整備資金積立基金残高	38,430	29,948	25,366
特別区債残高	32,891	38,863	42,088

※　各年度末における基金残高・特別区債残高等の見通しは、執行努力・経営改革努力後の収支見込等を反映している

（５）財政指標目標値

質の高い区民サービスの提供を維持し、自然災害や感染症などの予期せぬ財政需要への機動的な対応や、未来への投資を着実に推進するためには、財政の持続可能性を確保することが不可欠です。

そのため、区は以下の財政指標の目標値を定め、絶えず施策の新陳代謝に取り組み、経常収支比率*を適正水準に維持するとともに、計画的な基金*残高の確保や特別区債*の戦略的な活用など、財政対応力を発揮し、将来にわたり強靭な財政基盤を構築します。

ア　経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、令和６年度は 78.7％となりました。

今後、社会保障関係経費や公債費等の義務的経費が増加する見込みではありますが、政策的経費に財源を配分する必要があること等から、80％台を目標とします。

イ　財政基金残高

年度間の財源不足を調整する財政基金の令和６年度末残高は約 450 億円と、標準財政規模の 23％以上の残高を確保しています。

今後も、一般財源の減収や将来の財政需要に備えるため、300～400 億円程度（標準財政規模の 20％程度）を確保することを目標とし、計画的に基金残高を確保していきます。

ウ　公債費負担比率*

公債費が一般財源の自由度をどれだけ制約しているかを示す指標である公債費負担比率は令和６年度 0.6％となり、特別区債の発行抑制や償還を進めたことで発行余力を蓄えてきました。

今後、公債費負担が急激に増加することがないよう、投資的経費の財源として特別区債を戦略的に活用し、３～５％程度を目標とします。

主要事業

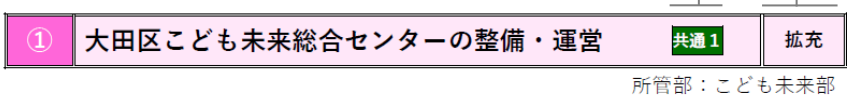
主要事業

「主要事業」の見方

主要事業
向こう３か年に実施が見込まれる事業のうち、施策のめざす姿への寄与が相当程度認められ、かつ有効性が高い事業です。
所管部
事業を所管する部局を記載しています。

共通課題ラベル
共通課題に関連する主要事業及び活動には、ラベルを付けています。
共通１：少子化
共通２：つながりの希薄化
共通３：担い手不足

新規・拡充・継続
新規：今年度から実施する主要事業
拡充：前年度と比べて、事業内容を充実させた主要事業
継続：前年度から継続して実施する主要事業



所管部：こども未来部

事業概要
各事業の目的や活動の概要を記載しています。

事業概要

■　大田区のこどもたちの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待*を防止するために、子ども家庭支援センターの相談機能に加え、児童相談所*の機能を併せ持つ「大田区こども未来総合センター」の開設・運営に向けた取組を進めます。また、相談援助技術向上に向けた研修等を受講することで、専門的な相談支援体制を強化します。

年度別計画
事業の推進に当たり具体的に取り組む活動内容を記載し、定量的に進捗を測ることができるものについては活動指標を併記しています。また、原則年度ごとに目標値を設定しています。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
施設の整備　共通１	開設	―	―
運営体制構築と専門性強化 共通１ 【相談援助技術向上に向けた研修回数】	12 回	12 回	12 回
関係機関との調整　共通１ 【東京都との協議の回数（子会、親会等）】	2 回	2 回	2 回
事業費（千円） 年度別	202,682	102,403	101,470
事業費（千円） 合計	406,555		

事業費
事業の推進に係る歳出当初予算額を千円単位で記載しています（２年目以降は見込み）。

施策の体系

将来像	基本目標	施策
心やすらぎ　未来へはばたく　笑顔のまち　大田区	1 未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち	1-1 こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり 1-2 こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり 1-3 豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成 1-4 一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備
	2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち	2-1 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備 2-2 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進 2-3 障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実 2-4 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり 2-5 人々の相互理解と交流の促進 2-6 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実 2-7 スポーツの楽しさが広がる環境の整備 2-8 心ときめく豊かな地域をつくる　文化資源の創造と継承 2-9 生涯にわたる学びの支援
	3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち	3-1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承 3-2 持続可能な循環型社会の構築 3-3 区内企業の自己変革の促進 3-4 ものづくりの次世代への承継と立地支援 3-5 新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出 3-6 活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信
	4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち	4-1 災害に強く回復しやすい減災都市の実現 4-2 地域力を活かした防災対策の推進 4-3 治安がよい美しいまちの実現 4-4 地域の魅力を活かした拠点づくり 4-5 誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成 4-6 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備 4-7 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり 4-8 多彩で魅力ある公園・緑地づくり 4-9 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

基本目標 1	未来を創り出すこどもたちが 夢と希望をもって健やかに育つまち

こどもたちが、よりよい未来を創り出す力をもち、
笑顔で元気に育つことが、大田区の明るい未来へとつながります。
また、こどもたちが豊かな愛情に包まれ、自分らしく成長することにより、
まちは思いやりと活気に満ちあふれます。
明るく活力のある社会を築くためにも、
こどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまちをめざします。



施策を構成する事業

※　枠で囲んである事業は主要事業

施策 1-1　こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり

施策の方向性 1-1-1　こども・若者の意見を尊重する取組の推進

- こども・若者施策への意見聴取

施策の方向性 1-1-2　こどもの命と安全を守る児童相談支援体制の構築

- 大田区こども未来総合センターの整備・運営
- こども家庭センターの運営
- 虐待防止事業
- ヤングケアラー支援体制の充実
- 子ども家庭支援センターにおける相談支援体制の充実
- 児童館における相談支援体制の充実
- こども・若者に対する総合相談

施策の方向性 1-1-3　こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり

- こどもが安心して過ごせる居場所づくり
- 小学校における朝の居場所づくり
- こども・若者の居場所の充実
- 放課後ひろばの充実
- こども食堂推進事業
- 子ども生活応援基金の活用　など

施策の方向性 1-1-4　「貧困の連鎖を断ち切る」相談支援体制の充実

- 離婚前後の子育て家庭への支援
- 奨学金事業
- 積立基金を活用した給付型奨学金
- 子どもの成長を支える食の支援
- 子育て家庭への情報発信
- 生活安定応援事業

施策 1-2　こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり

施策の方向性 1-2-1　妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実

- 妊婦面接・すこやか赤ちゃん訪問
- 産後ケア
- ＩＣＴを活用したこども・子育て家庭への情報発信
- 一時預かり事業
- 特定不妊治療費助成
- 低所得妊婦の出産支援
- 出産・子育て応援事業
- 育児学級事業
- 産後サポート
- ショートステイ・トワイライトステイ事業
- 乳幼児ショートステイ事業
- 産後家事・育児援助事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 子育て力向上支援事業
- 子ども家庭支援センターの運営
- 保育サービスアドバイザーによる支援
- ひとり親家庭への支援
- 私立幼稚園等保護者への支援　など

施策の方向性 1-2-2　こどもの健やかな成長を支える保健体制の充実

- 乳幼児健康診査
- 妊婦健康診査費用助成事業
- １か月児健康診査費用助成事業
- こどもへの医療費助成事業
- ひとり親家庭等医療費助成事業　など

施策の方向性 1-2-3　仕事と子育ての調和がとれた暮らしの実現

- 出産準備教室
- 病児・病後児保育事業
- 保育士人材確保支援事業
- 地域連携推進事業
- 区立保育園の運営
- 私立保育園等の運営支援
- 認可外保育施設等の保護者負担軽減
- 定期利用保育事業
- 家庭福祉員（保育ママ）事業
- 保育士等キャリアアップ補助事業
- 保育サービス推進事業・保育力強化事業
- 認可保育所の改築　など

施策の方向性 1-2-4　こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり

- こどもの安全・安心確保事業
- コミュニティ・スクールの推進
- 部活動地域連携・地域展開
- ファミリー・アテンダント事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 地域とつくる支援の輪プロジェクト
- 社会貢献する心の育成
- 青少年問題協議会
- 青少年の健やかな成長を地域で支えるための環境整備
- 二十歳のつどい
- 青少年交流センター「ゆいっつ」における事業運営
- 地域学校協働活動の推進
- 家庭教育への支援

施策 1-3　豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成

施策の方向性 1-3-1　予測困難な未来社会を創造的に生きる力の育成

- ＳＴＥＡＭ教育等の教科等横断的な学び
- 情報活用能力の育成
- 探究的な学習
- キャリア教育
- 体験活動の推進

施策の方向性 1-3-2　世界とつながる国際都市おおたを担う人財の育成

- おおたグローバルコミュニケーション（ＯＧＣ）の推進
- 文化・伝統学習

施策の方向性 1-3-3　確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

- 学力の向上
- 読書活動の推進
- 児童・生徒の健康増進
- 幼児教育の推進　など

施策の方向性 1-3-4　こどもたちの可能性を引き出す学校力・教師力の向上

- 教師力の向上
- 学校における働き方改革の推進
- 教職員の安全衛生

施策 1-4　一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備

施策の方向性 1-4-1　自分らしくいきいきと生きるための学びの支援

- 児童・生徒等への相談支援の充実
- 特別支援教育の充実
- いじめ対応、不登校児童・生徒への支援
- 日本語指導
- 就学援助等

施策の方向性 1-4-2　柔軟で創造的な学習空間と安全・安心な教育環境づくり

- 魅力ある学校施設の整備
- ＩＣＴ環境の充実
- 学校施設の維持・管理
- 小中学校の運営
- 校外施設の運営
- 学校図書館の充実
- 児童・生徒への安全指導

施　策
1－1

こどもの権利*が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり

めざす姿

① こどもの権利について本人及び社会の理解が深まるとともに、こどもが利用しやすい相談窓口が広く認知されています。また、児童虐待*に関する関係機関の緊密な連携による一体的な児童相談体制が整備され、こどもの安全・安心が確保されています。

② こども・若者が自宅・学校以外にも安全・安心に過ごせる多様な居場所が整備され、様々な体験や交流、相談等が行えるほか、年齢を問わず相互に人格と個性を尊重しながら自分らしく過ごすことができています。

③ こどもたちは、その生まれ育った環境によって左右されることなく一人ひとりが夢や希望をもち、未来を切り拓く力を身に付けることができています。

施策の方向性

① **こども・若者の意見を尊重する取組の推進**

こども・若者の最善の利益*を第一に考えながら、ともに社会をつくるパートナーとして、その年齢や発達の程度に応じて、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保し、こども施策*に反映させる取組を推進します。

---

② **こどもの命と安全を守る児童相談支援体制の構築**

こどもたちの生きる権利や育つ権利等を守り、支える拠点としての「大田こども未来総合センター」を整備します。児童相談所*機能と、区のこども家庭支援機能を一体的に配置するメリットを活かし、こども・子育て家庭に寄り添う力の向上を図りながら虐待の予防から専門支援までを一貫して提供することで、更に区の児童相談支援体制を強化します。

あわせて、こどもの権利について広く普及啓発を図ります。

---

③　こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり

すべてのこども・若者が、身近に安全・安心に過ごすことができ、気軽に相談できる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験活動、交流等に接することができる機会を通じて自己肯定感*等を高め、健やかな子育ち*に資することができるよう、多様な居場所づくりを推進します。

④　「貧困の連鎖を断ち切る」相談支援体制の充実

ひとり親家庭等を対象に相談事業などを継続的に実施し、生活の安定を図れるよう支援を行います。また、育つ環境や世帯の所得に関わりなく、学びの意欲を将来の夢につなげられるよう、進学及び就学支援の充実を図ります。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
1-1-1 こども・若者の意見を尊重する取組の推進	・　こども・若者施策への意見聴取
1-1-2 こどもの命と安全を守る児童相談支援体制の構築	①　大田区こども未来総合センターの整備・運営
	②　こども家庭センターの運営
	③　虐待防止事業
	④　ヤングケアラー支援体制の充実
	⑤　子ども家庭支援センターにおける相談支援体制の充実
	⑥　児童館における相談支援体制の充実
	⑦　こども・若者に対する総合相談
1-1-3 こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり	⑧　こどもが安心して過ごせる居場所づくり
	⑨　小学校における朝の居場所づくり
	・　こども・若者の居場所の充実
	・　放課後ひろばの充実
	・　こども食堂推進事業
	・　子ども生活応援基金の活用　など
1-1-4 「貧困の連鎖を断ち切る」相談支援体制の充実	⑩　離婚前後の子育て家庭への支援
	・　奨学金事業
	・　積立基金を活用した給付型奨学金
	・　子どもの成長を支える食の支援
	・　子育て家庭への情報発信
	・　生活安定応援事業

①	大田区こども未来総合センターの整備・運営　共通 1	拡充

所管部：こども未来部

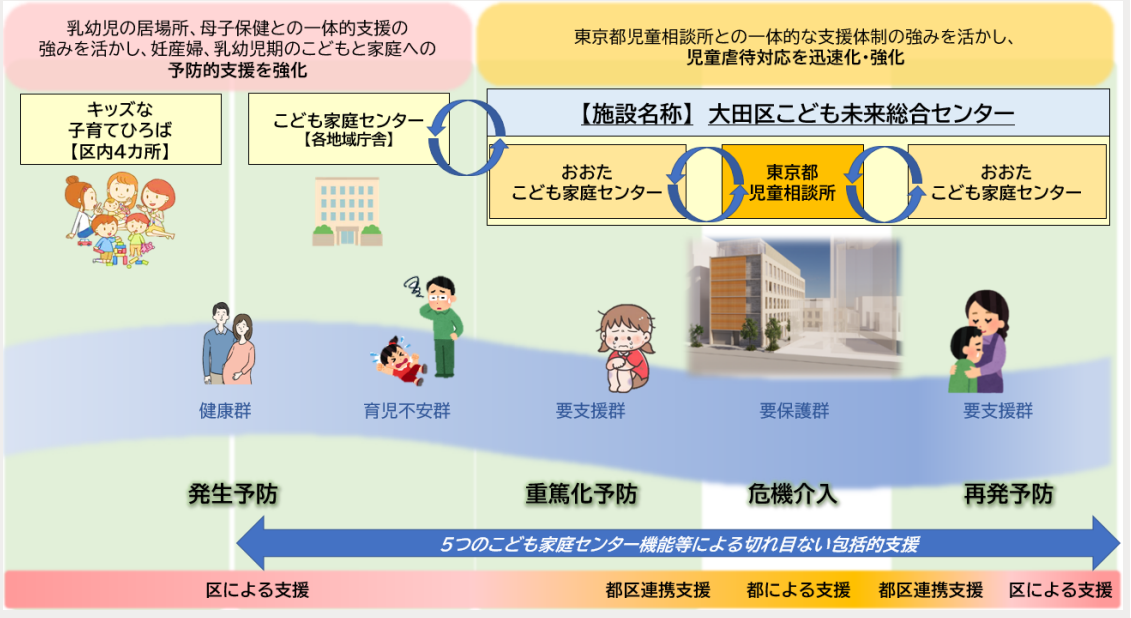
事業概要

■　大田区のこどもたちの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待*を防止するために、子ども家庭支援センターの相談機能に加え、児童相談所*の機能を併せ持つ「大田区こども未来総合センター」の開設・運営に向けた取組を進めます。また、相談援助技術向上に向けた研修等を受講することで、専門的な相談支援体制を強化します。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
施設の整備　共通 1		開設	―	―
運営体制構築と専門性強化 共通 1 【相談援助技術向上に向けた研修回数】		12 回	12 回	12 回
関係機関との調整　共通 1 【東京都との協議の回数（子会、親会等）】		2 回	2 回	2 回
事業費（千円）	年度別	202,682	102,403	101,470
	合計	406,555		

◇ 大田区こども未来総合センター及びこども家庭センターにおける相談支援（イメージ）



②	こども家庭センターの運営　共通 1	拡充

所管部：こども未来部

事業概要

■　身近な地域庁舎で、保健や福祉などの専門的な知識を有する職員が、こどもや子育て家庭からの相談に対応するとともに、子育てに関する様々なサービスの案内を行います。また、相談しやすい窓口の整備に向け、周知方法等の検討を進めます。
■　児童虐待*の発生予防を徹底するため、家庭訪問による積極的なアウトリーチ*等により、子育て家庭と信頼関係を構築しながら、家庭のリスク要因等を早期に把握し、適切に支援します。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
こどもとその家族に関わる総合的な相談　共通 1 【こども家庭センターの相談件数】		1,520 件	1,540 件	1,560 件
こども家庭センター体制強化事業　共通 1 【予防的な支援をした件数】		1,110 件	1,130 件	1,130 件
事業費（千円）	年度別	134,576	134,576	134,576
	合計	403,728		

③	虐待防止事業　共通 1	継続

所管部：こども未来部

事業概要

■　児童虐待*を未然に防止するため、特定妊婦*や 18 歳未満の児童がいる家庭を対象に、助産師派遣による育児指導や家事・育児ヘルパー、育児サポーター派遣による支援を実施します。また、ヤングケアラー*への支援事業としても実施を見込んでいます。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
養育支援訪問事業　共通 1		実施	→	→
虐待防止支援訪問事業　共通 1		実施	→	→
事業費（千円）	年度別	6,989	6,989	6,989
	合計	20,967		

④	ヤングケアラー*支援体制の充実　共通１	継続

所管部：こども未来部

事業概要

■　ヤングケアラー支援において核になる人材「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置することで、ヤングケアラー支援ネットワーク体制の構築を図るとともに、ヤングケアラー支援を担う職員等に研修を行うことで、支援体制の充実につなげます。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
ヤングケアラー・コーディネーターによる関係機関との連携強化 共通１ 【関係機関等訪問件数】		20 件	20 件	20 件
ヤングケアラー支援に関する研修の実施　共通１ 【研修回数】		5 回	5 回	5 回
事業費（千円）	年度別	19,712	19,712	19,712
	合計	59,136		

⑤ 子ども家庭支援センターにおける相談支援体制の充実 共通１ 拡充

所管部：こども未来部

事業概要

■　こどもへの効果的な相談場所の周知や相談方法・手段について検討し、多様なツールや手法を活用することにより、身近でアクセスしやすい相談窓口を整備します。また、こどもたちの不安や悩みに伴走する相談支援のあり方も検討します。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
こどもへの相談窓口の効果的な広報・配布タブレット端末の活用検討 共通１	推進	→	→
地域の社会資源と連携したこども相談窓口の設置 共通１	推進	→	→
こどもからの相談支援に関する専門性の育成 共通１ 【研修の受講率】	25％	30％	35％
事業費（千円） 年度別	―	―	―
事業費（千円） 合計	―		

※　事業費が生じない主要事業

⑥	児童館における相談支援体制の充実　共通１	拡充

所管部：こども未来部

事業概要

■　遊びなどの日常の関わりの中から発せられる何気ない相談や、独立した部屋でじっくりと話を聞いた方がよい相談等について児童館職員が応じていきます。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
児童館のＰＲ方法の検討 共通１		検討・実施	推進	→
相談対応スキル向上に向けた研修の実施 共通１ 【研修延べ受講者数】		1,000 人	1,000 人	1,000 人
こどもからの相談に関わる関係機関との連携強化 共通１ 【会議回数】		27 回	27 回	27 回
事業費（千円）	年度別	90	90	90
	合計	270		

⑦	こども・若者に対する総合相談 共通１ 共通２	拡充

所管部：こども未来部

事業概要

■　様々な困難を抱えるこども・若者を対象とした総合相談窓口を設置し、適切な支援につなげます。また、併設する居場所において実施する交流体験プログラムを通じて、社会的自立に向けた支援を行います。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
「大田区若者サポートセンター フラットおおた*」における相談支援 共通１ 共通２ 【延べ相談件数】	2,700 件	2,800 件	2,900 件
「大田区若者サポートセンター フラットおおた」の広報・周知 共通１ 共通２	推進	→	→
困難を有するこども・若者へのつながり及び相談支援機能強化 共通１ 共通２ 【連携(つなぎ)実績数】	20 件	30 件	40 件
事業費（千円） 年度別	75,623	75,623	75,623
事業費（千円） 合計	226,896		

⑧	こどもが安心して過ごせる居場所づくり　共通１　共通２	拡充

所管部：こども未来部

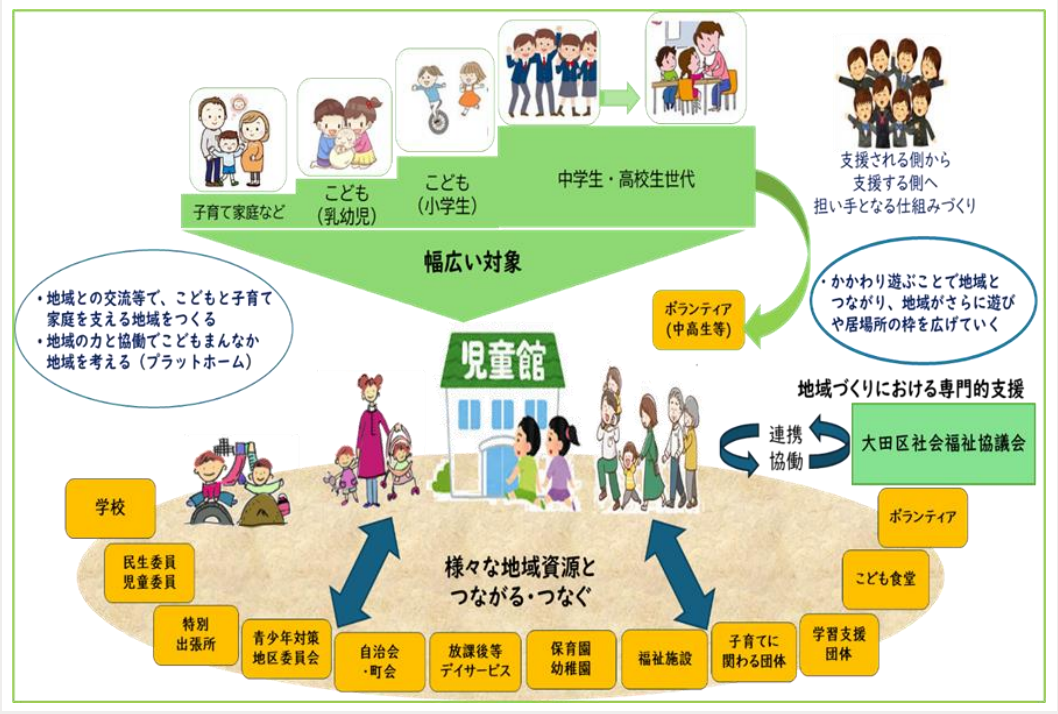
事業概要

■　「大田区児童館構想*」を踏まえ、地域連携を推進しながら、地域におけるこどもの居場所を拡充することをめざします。
■　中高生が多くの人と自由に交流し、互いに刺激を受けることで、健全な成長につながる交流・活動・相談が一体となった居場所をつくっていきます。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
大田区児童館構想の推進 共通１ 共通２ 【こどもの意見聴取・反映・フィードバックに取り組んだ施設の割合】		100％	100％	100％
中高生ひろばにおける活動・交流・相談支援 共通１ 共通２ 【延べ利用者数】		20,900 人	21,900 人	23,000 人
事業費（千円）	年度別	82,620	81,368	81,368
	合計	245,356		

◇　「大田区児童館構想」を踏まえた地域におけるこどもの居場所づくり



⑨	小学校における朝の居場所づくり　共通１	拡充

所管部：教育総務部

事業概要

■　共働き世帯が増加する中、小学校の登校時間より保護者の出勤時間が早いこと等から、通常の登校時間より前に登校する必要がある児童を対象として、学校内に朝の安全・安心な居場所を確保します。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
小学校における朝の居場所づくり　共通１【実施校数】		59 校	59 校	59 校
事業費（千円）	年度別	119,647	119,647	119,647
	合計	358,941		

⑩	離婚前後の子育て家庭への支援　共通１	拡充

所管部：こども未来部

事業概要

■　離婚前後において、課題が複雑化・深刻化しないよう、無料の弁護士相談を年４回実施します。また、大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA*による「子ども生活応援臨時窓口」を同時開催します（離婚と養育費にかかわる総合相談）。
■　養育費に関する債務名義化*を促進し、確実な養育費の受給確保を図るため、公証人手数料*等の対象経費を補助します（ひとり親家庭等養育費確保支援事業）。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
離婚と養育費にかかわる総合相談　共通１ 【離婚相談事業参加人数】	48 人	51 人	54 人
ひとり親家庭等養育費確保支援事業　共通１ 【公正証書*等作成促進補助件数】	53 件	55 件	57 件
事業費（千円）　年度別	2,662	2,662	2,662
事業費（千円）　合計	7,986		

施　策
1－2

こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり

めざす姿

①　妊娠期から切れ目なくサポートが受けられるようになり、すべての子育て家庭が孤独や孤立を感じることなく安心してこどもを産み、喜びややりがいを感じて子育てをしています。

②　地域住民、地域団体、学校などが相互の連携・協働*によってこどもたちと子育て家庭をあたたかく見守り、地域社会全体で子育ち*・子育てを支えています。

施策の方向性

①　**妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実**

　妊娠・出産・子育てに関する不安や負担を軽減し、子育てに伴う喜びを実感できるよう、保健と福祉の両面から親子に寄り添い、妊娠期から段階に応じた相談支援や子育てサービスを切れ目なく提供します。

　また、身近な場所で相談を受けられる体制を整備するとともに、こどもや子育て家庭に必要な情報が必要な時期に届けられるよう、ＩＣＴ*を活用した発信を強化します。

---

②　**こどもの健やかな成長を支える保健体制の充実**

　乳幼児の疾病や障がい等を早期に発見し、適切な治療や療育へつなぐため、出産後から就学前まで切れ目のない健康診査を実施します。また、円滑な支援や就学につなぐため、健康診査事業を更に充実させ、関係機関と連携して支援します。

---

③　**仕事と子育ての調和がとれた暮らしの実現**

　積極的に子育てをする男性の割合を高め、家事・育児を男女の区別なく同様に行う意識の醸成に向けた取組を推進します。

　また、乳幼児期から学童期における多様な保育の場を確保し、必要な時期から保育を受けられる環境の充実を図ることで、仕事と子育てを両立しやすい環境を整備します。

---

④　こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり

こども・若者の健やかな成長を地域で支えるため、こどもの健全育成に寄与する活動や地域コミュニティ*の核としての学校づくり、子育て家庭を支援する新たな担い手の発掘・養成等を進め、地域社会全体でこどもや子育て家庭を支援します。

また、こども・若者にとって安全・安心な地域環境の整備を進めます。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
1-2-1 妊娠期から切れ目なく 子育て家庭を支える支援の充実	①　妊婦面接・すこやか赤ちゃん訪問
	②　産後ケア
	③　ＩＣＴを活用したこども・子育て家庭への情報発信
	④　一時預かり事業
	・　特定不妊治療費助成
	・　低所得妊婦の出産支援
	・　出産・子育て応援事業
	・　育児学級事業
	・　産後サポート
	・　ショートステイ・トワイライトステイ事業
	・　乳幼児ショートステイ事業
	・　産後家事・育児援助事業
	・　地域子育て支援拠点事業
	・　子育て力向上支援事業
	・　子ども家庭支援センターの運営
	・　保育サービスアドバイザーによる支援
	・　ひとり親家庭への支援
	・　私立幼稚園等保護者への支援　など
1-2-2 こどもの健やかな成長を支える 保健体制の充実	⑤　乳幼児健康診査
	・　妊婦健康診査費用助成事業
	・　１か月児健康診査費用助成事業
	・　こどもへの医療費助成事業
	・　ひとり親家庭等医療費助成事業　など

1-2-3 仕事と子育ての調和がとれた暮らしの実現	⑥　出産準備教室
	⑦　病児・病後児保育事業
	⑧　保育士人材確保支援事業
	⑨　地域連携推進事業
	・　区立保育園の運営
	・　私立保育園等の運営支援
	・　認可外保育施設等の保護者負担軽減
	・　定期利用保育事業
	・　家庭福祉員（保育ママ）事業
	・　保育士等キャリアアップ補助事業
	・　保育サービス推進事業・保育力強化事業
	・　認可保育所の改築　など
1-2-4 こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり	⑩　こどもの安全・安心確保事業
	⑪　コミュニティ・スクールの推進
	⑫　部活動地域連携・地域展開
	⑬　ファミリー・アテンダント事業
	・　ファミリー・サポート・センター事業
	・　地域とつくる支援の輪プロジェクト
	・　社会貢献する心の育成
	・　青少年問題協議会
	・　青少年の健やかな成長を地域で支えるための環境整備
	・　二十歳のつどい
	・　青少年交流センター「ゆいっつ」における事業運営
	・　地域学校協働活動の推進
	・　家庭教育への支援

施策 1-2　こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり
施策の方向性 1-2-1　妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実

①	妊婦面接・すこやか赤ちゃん訪問　共通１　共通２	継続

所管部：健康政策部

事業概要

■　妊娠届出後、助産師や保健師等による妊婦面接を行い、妊娠・出産・子育てに必要な情報を提供するとともに、妊婦の状況に応じて出産・子育て期まで継続的に支援します。
■　助産師又は保健師が、新生児又は乳児のいる家庭をできるだけ速やかに訪問し、母子の心身の状況を確認して、必要な医療につなぐとともに育児の助言等を行います。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
妊婦面接　共通１　共通２ 【面接の実施率】		100％	100％	100％
すこやか赤ちゃん訪問 共通１　共通２ 【訪問実施率】		100％	100％	100％
事業費（千円）	年度別	105,451	105,451	105,451
	合計	316,353		



妊婦面接の様子



すこやか赤ちゃん訪問の様子

②	産後ケア　共通１　共通２	拡充

所管部：健康政策部

事業概要

■　宿泊型・日帰り型を診療所・助産所に、訪問型・グループケア型を助産師会等に委託し、母子の状況に応じて助産師等による心身のケアや育児のサポート、その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行います。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
産後ケア事業　共通１　共通２ 【産後ケアの利用者延べ人数】	3,000 人	3,500 人	4,000 人
事業費（千円）　年度別	170,026	170,026	170,026
事業費（千円）　合計	510,078		

③　ＩＣＴ*を活用したこども・子育て家庭への情報発信　共通１　継続

所管部：健康政策部、こども未来部

事業概要

■　区が提供するこども・子育て家庭への情報に関する専用ポータルサイトを構築し、子育て家庭などが必要とする情報にアクセスしやすい環境を整備します。
■　妊娠、子育てに関するお知らせ配信や予防接種のスケジュール管理、各種子育て教室の予約機能などを搭載したアプリを導入し、妊婦や子育て家庭の利便性の向上につなげます。
■　妊婦と０歳から 18 歳までの子を養育している配信登録者にメール又は LINE で妊娠中の胎内の様子やこどもの成長の様子、健康や食事などのアドバイス、子育てサービスなどについて、妊娠週数やこどもの年齢に合わせてタイムリーに情報を配信します。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
子育てポータル機能の構築 共通１	運用・保守	→	
母子保健･子育て支援アプリの導入・運用 共通１	実施	→	
子育て応援メール配信 共通１ 【配信件数(子育て応援メール登録者数)】	16,000 件	17,500 件	19,000 件
事業費（千円） 年度別	13,529	13,529	13,529
事業費（千円） 合計	40,587		

④	一時預かり事業　共通１　共通２	拡充

所管部：こども未来部、教育総務部

事業概要

■　利用の理由を問わず、一時的に児童を預かることで、子育てに係る保護者の負担軽減や在宅子育て家庭の孤立防止を図ります。また、こどもの育ちに適した環境の中で、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会の提供を通じて、児童の社会情緒的な成長発達*を支えます。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
一時預かり事業 共通１　共通２ 【延べ利用児童数】	13,360 人	13,960 人	13,960 人
こども誰でも通園制度（多様な他者との関わりの機会の創出事業）及び乳幼児のための幼稚園プラザ事業 共通１　共通２	実施	→	→
事業費（千円）　年度別	538,699	554,403	554,403
事業費（千円）　合計	1,647,505		

⑤	乳幼児健康診査　共通１	拡充

所管部：健康政策部

事業概要

■　乳幼児に対する健康診査を行い、その保護者に健康教育、健康相談等、適切な保健指導を実施します。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
４か月児健康診査　共通１ 【健康診査の実施率】		100％	100％	100％
１歳６か月児健康診査　共通１ 【健康診査の実施率】		100％	100％	100％
３歳児健康診査　共通１ 【健康診査の実施率】		100％	100％	100％
５歳児健康診査　共通１		拡充	実施	→
事業費（千円）	年度別	127,898	154,503	154,503
	合計		436,904	

⑥	出産準備教室　共通１　共通２	継続

所管部：健康政策部

事業概要

■　妊婦及びパートナーが、妊娠中の母体の変化や体調管理、出産の流れ、沐浴*、授乳、おむつ替えなどの新生児の育児方法等について学ぶとともに、子育て家庭同士の交流を促します。
■　男性を対象に、男性の育児時間の作り方、こどもの接し方、父親が子育てをする効果などの講義を行います。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
出産準備教室　共通１　共通２ 【初産の家庭の参加割合】		78%	80%	82%
父親支援セミナー 共通１　共通２ 【父親の参加者数】		30 人	40 人	50 人
事業費（千円）	年度別	17,000	17,000	17,000
	合計	51,000		



出産準備教室の様子

⑦	病児・病後児保育事業　共通１	拡充

所管部：こども未来部

事業概要

■　病気等で一時的に通園できない児童を、医療機関に併設された専用スペース等で預かります。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
病児・病後児の受入れ　共通１ 【延べ利用児童数】		10,100 人	10,300 人	10,500 人
事業費（千円）	年度別	210,357	210,357	210,357
	合計	631,071		

⑧	保育士人材確保支援事業　共通１　共通３	継続

所管部：こども未来部

事業概要

■　保育士資格取得に向けた支援をします。
■　保育士の資質向上のための研修機会の充実を図ります。
■　保育士が、職場の人間関係や就労条件、子育て支援をめぐる保護者との関係性、メンタルヘルス等、現場で抱える悩みについて、保育現場以外の外部に相談できる環境を整備します。
■　潜在保育士に直接働きかけを行い、一度保育現場から離れた方や保育現場での就労経験がない方を対象とした座談会と就労体験を実施します。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
保育士としてのキャリア形成に向けた支援　共通１　共通３ 【キャリアアップ研修定員に対する受講割合】	85%	90%	95%
保育士相談窓口の設置 共通１　共通３ 【相談件数】	80 件	100 件	100 件
潜在保育士の就労支援事業 共通１　共通３ 【潜在保育士の就労開始人数】	5 名	5 名	5 名
事業費（千円）　年度別	1,741,585	1,741,585	1,741,585
合計	5,224,755		

⑨	地域連携推進事業　共通１	継続

所管部：こども未来部

事業概要

■　区立保育園職員による保育施設等への訪問支援、交流保育を行うとともに、区立保育園に地域保育施設の希望者を招いての公開保育研修を実施します。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
地域連携の推進　共通１ 【公開保育の研修参加者数】		900 人	900 人	900 人
事業費（千円）	年度別	1,562	1,562	1,562
	合計	4,686		

⑩	こどもの安全・安心確保事業　共通１	継続

所管部：総務部、地域未来創造部、教育総務部

事業概要

■　こどもたちが犯罪などの被害に遭いそうになった場合の避難場所や、見守りを通して相談できる場所としてこどもＳＯＳの家を設置し、地域と連携したこどもの見守り活動を進めます。
■　登下校時の交通事故などを防止するため、児童誘導員を配置し、児童の安全・安心を確保します。また、日常活動をしながら見守りを行う「ながら見守り活動」など、地域の協力による登下校の見守り活動を実施します。
■　青色回転灯装備車*による区内全域のパトロールや、区内の不審者情報等を配信する区民安全・安心メールを実施します。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
こどもＳＯＳの家による見守り 共通１ 【関係機関・関係団体と連携して広報・啓発した地区数】	６地区	６地区	６地区
登下校の見守り活動　共通１	実施	→	→
青色回転灯装備車によるパトロール　共通１ 再掲 体感治安の向上（4-3-1）	実施	→	→
区民安全・安心メールサービス 共通１ 再掲 体感治安の向上（4-3-1）	実施	→	→
事業費（千円）　年度別	206,488	206,498	206,498
事業費（千円）　合計	619,484		

※　再掲の活動の事業費は再掲元で計上





登下校の見守り活動の様子

施策 1-2　こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり
施策の方向性 1-2-4　こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり

⑪	コミュニティ・スクールの推進　共通１　共通２	拡充

所管部：教育総務部

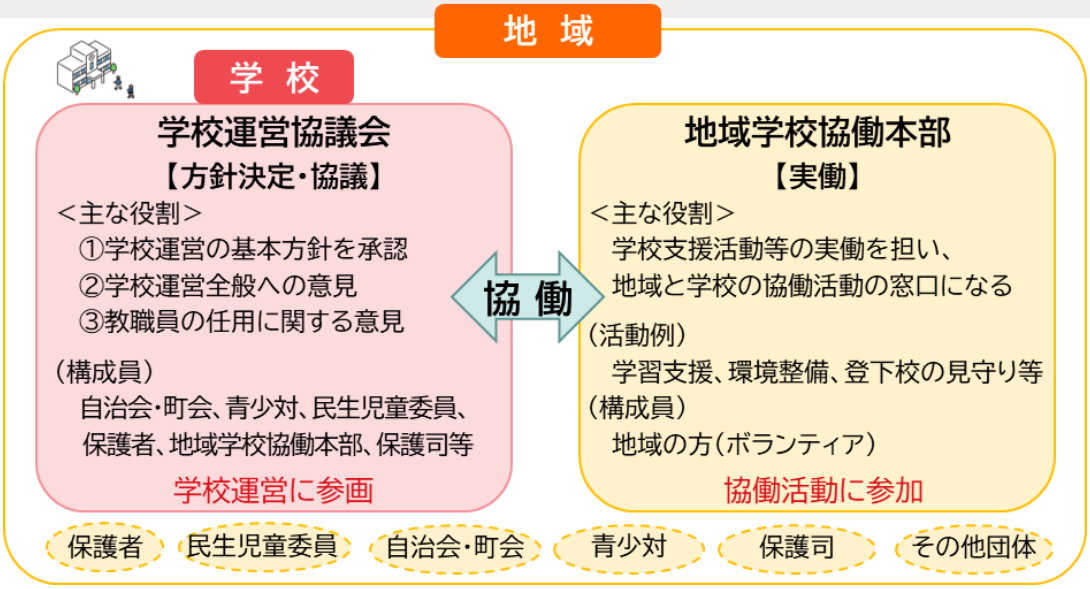
事業概要

■　コミュニティ・スクールは、学校運営に対して、広く保護者や地域住民が参画する仕組みで、学校運営協議会を設置した学校を言います。学校・家庭・地域が一体となってこどもたちを育み、「地域とともにある学校」をめざすための仕組みであるコミュニティ・スクールを推進し、「特色ある学校づくり」を進めます。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
コミュニティ・スクールの推進 共通１　共通２ 【コミュニティ・スクール導入校数】		87 校	87 校	87 校
事業費（千円）	年度別	31,947	32,607	32,607
	合計		97,161	

◇　コミュニティ・スクールの仕組み



施策 1-2　こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり
施策の方向性 1-2-4　こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり

⑫	部活動地域連携・地域展開　共通１　共通３	拡充

所管部：地域未来創造部、教育総務部

事業概要

■　学校部活動に地域スポーツクラブ等の民間事業者、部活動指導員、部活動校外指導員等の地域の人材を活用することにより、各校の実態に応じた部活動の地域連携を推進します。また、地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動によって部活動を代替する地域展開についても、学校と連携しながら推進します。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
部活動地域連携・地域展開 共通１ 共通３ 【ハイブリッド型地域連携*モデル校数】		28 校	28 校	28 校
事業費（千円）	年度別	1,083,085	1,083,085	1,083,085
	合計	3,249,255		

⑬	ファミリー・アテンダント事業　共通 1　共通 2	継続

所管部：こども未来部

事業概要

■　地域の民間団体等の人材を活用した子育て家庭への家庭訪問等、日常的な不安や悩みに寄り添うアウトリーチ*型の支援を展開し、子育て家庭の孤独・孤立対策を強化します。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
大田区子育て見守り訪問事業 共通 1 共通 2 【延べ訪問件数】		14,400 件	14,400 件	14,400 件
大田区子育て伴走支援事業 共通 1 共通 2 【ホームビジター(ボランティア)登録数】		60 人	80 人	100 人
事業費（千円）	年度別	172,397	172,397	172,397
	合計	517,191		

◇　**ファミリー・アテンダント事業**

対象：生後6か月から12か月までの乳幼児(第一子)

●見守り訪問

- ✓ 対象家庭への毎月1回の全戸訪問（最大7回）
- ✓ 玄関先での声かけ
- ✓ 子育て支援品の提供
- ✓ 行政・地域の子育て情報の提供



●伴走支援

- ✓ 希望者に支援
- ✓ 保護者の話の傾聴
- ✓ 区施設等への同行
- ✓ 家事育児のサポート



子育て家庭の孤独・孤立の防止、虐待の未然防止

施　策
1－3

豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成

めざす姿

① こどもたちが社会の様々な課題について主体的に考え、周りの人々と協働する学習*を通して、課題を発見・解決する力や新たな価値を創造する力が育まれています。また、情報社会に主体的に参画し、情報技術を適切かつ効果的に活用していく力が育まれています。

② 英語での実践的なコミュニケーション能力、我が国や郷土の伝統・文化を尊重する心、異なる文化や価値観を理解しともに生きる態度などを備えた、世界とつながる国際都市おおた*を担う人財が育っています。

③ 主体的な学習*や話しあいによりお互いの考えを深める協働的な学習を通して、こどもたちはウェルビーイング*を実感しながら自分らしく成長しています。

施策の方向性

① **予測困難な未来社会を創造的に生きる力の育成**

社会の様々な課題を自分ごととして捉え、主体的に考え、他者と協働*し、課題解決していく意欲や、予測困難な未来社会を切り拓いていくために重要な創造力や課題解決力、情報活用能力を育成します。

② **世界とつながる国際都市おおたを担う人財の育成**

英語での実践的なコミュニケーション能力を着実に高めるとともに、我が国や郷土の伝統や文化に触れ、尊重する心や、異なる文化や価値観を持つ相手と積極的にコミュニケーションをとりながら、相手の考え方を理解し、互いに認めあった上で合意形成を図ったり、協力していく態度を育成します。

また、国際社会・地域社会に関心を持ち、持続可能な社会を形成していく態度を育成します。

③　**確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成**

こどもたちのウェルビーイング*を高めながら、確かな学力や意欲を持って自ら学ぼうとする資質・能力を育てます。

また、読書習慣の定着や道徳教育、命の教育などにより豊かな情操*や道徳心を培い、自立した人間としてよりよく生きるための豊かな心を育みます。さらに、運動習慣の確立や食育*の推進などにより生涯にわたって健康の維持増進を図る態度を育みます。

---

④　**こどもたちの可能性を引き出す学校力・教師力の向上**

こどもたちの未来を創り出す力を育成するため、こどもたち一人ひとりの最適な学びを実現する授業改善を推進します。また、学校における働き方改革を推進し、教師がこどもたちに向きあう時間を確保するとともに、研修の充実等により教師が備えるべき資質・能力を高め、教師の指導力を一層向上させます。

さらに、質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応するため、地域と連携しながら学校の組織的な運営力を向上させます。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
1-3-1 予測困難な未来社会を創造的に生きる力の育成	①　ＳＴＥＡＭ教育等の教科等横断的な学び
	②　情報活用能力の育成
	・　探究的な学習
	・　キャリア教育
	・　体験活動の推進
1-3-2 世界とつながる国際都市おおたを担う人財の育成	③　おおたグローバルコミュニケーション（ＯＧＣ）の推進
	・　文化・伝統学習
1-3-3 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成	④　学力の向上
	⑤　読書活動の推進
	⑥　児童・生徒の健康増進
	・　幼児教育の推進　など
1-3-4 こどもたちの可能性を引き出す学校力・教師力の向上	⑦　教師力の向上
	⑧　学校における働き方改革の推進
	・　教職員の安全衛生

施策 1-3　豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成
施策の方向性 1-3-1　予測困難な未来社会を創造的に生きる力の育成

①	ＳＴＥＡＭ教育*等の教科等横断的な学び* 共通１	拡充

所管部：教育総務部

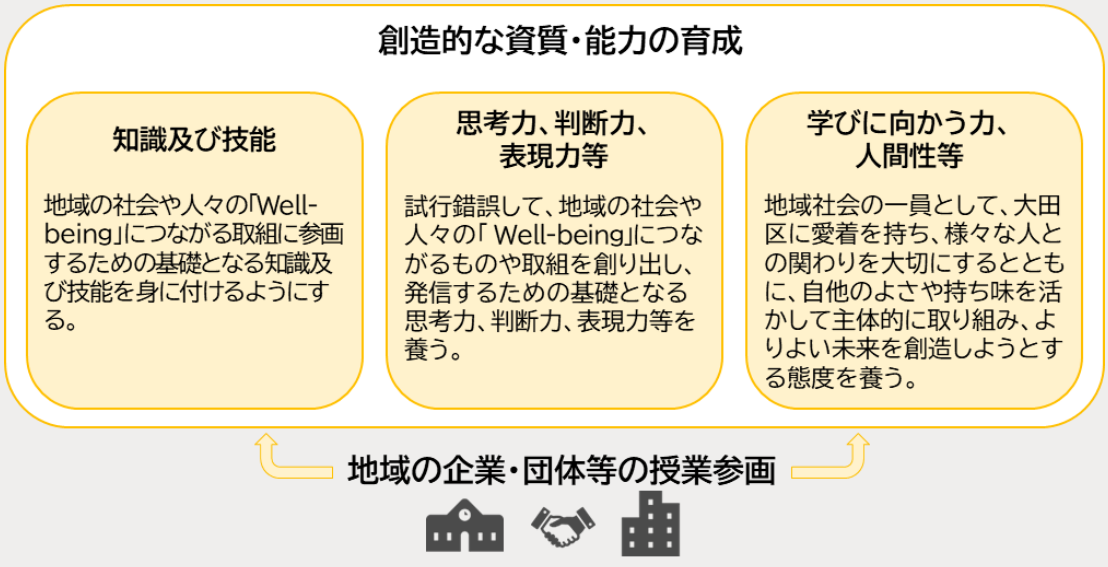
事業概要

■　文部科学省教育課程特例校制度を活用し、小学校第５・６学年を対象に、大田区独自の教科「おおたの未来づくり」を実施します。新たな価値を創造する「ものづくり」や、地域社会の課題を解決する「地域の創生」にチャレンジすることを通じて、国際社会･地域社会の一員として、社会に主体的に働きかけ、貢献できる人材として必要な「創造的な資質･能力」を育成します。
■　小学校での教科「おおたの未来づくり」が積み重なり発展した中学校版「おおたの未来づくり」の令和 11 年度からの全校実施に向けた研究を進めます。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
小学校における区独自教科「おおたの未来づくり」 共通１		実施	→	→
中学校版「おおたの未来づくり」の研究 共通１ 【研究実践校数】		4 校	8 校	14 校
事業費（千円）	年度別	81,761	82,801	84,361
	合計	248,923		

◇　**小学校における「おおたの未来づくり」でめざす創造的な資質・能力の育成について**



施策 1-3　豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成
施策の方向性 1-3-1　予測困難な未来社会を創造的に生きる力の育成

◇　**小学校における「おおたの未来づくり」実践例**

新たなものを創造する
A ものづくり

ア：新商品の企画提案型



児童が企業等の依頼を受け、企業の理念や専門性を踏まえた新製品の提案をします。

イ：オリジナルグッズの制作・販売型



学校に配備したレーザーカッターや連携企業等のリソースを活用してオリジナルのアイテムをつくり、実際に配布又は販売を行います。

ウ：プログラミング体験・ゲーム制作型



相手のニーズに合わせて、プログラミングのアプリケーションを活用したゲームを開発し、対象とする相手に提供します。

エ：プログミング体験・アイデア提案型



児童がロボットやドローン等を用いたプログラミング体験を通して考えたことを基に、未来をつくるアイデアを提案します。

新たな取組を創造する
B 地域の創生

オ：地域の取組の広報型



児童が環境、文化、歴史、にぎわい、技術などの視点から地域の魅力を再認識し、CMや資料等にまとめて発信し広報します。

カ：地域の取組の提案型



児童が自然環境の保全、歴史・文化の振興、安全・安心のまちづくり、住工共生の推進、健康づくり等のまちづくりの課題を改善するための提案をします。

キ：地域の取組の実践型



児童が自然環境の保全、歴史・文化の振興、安全・安心のまちづくり、住工共生の推進、健康づくり等のまちづくりの課題を改善するためのアイデアを考え実践します。

ク：地域のイベントへの参画型



児童がまちづくりの一環で行われているイベントをさらに盛り上げるアイデアを提案し、実際にイベントに参画します。

②	情報活用能力の育成　共通１	継続

所管部：教育総務部

事業概要

■　学校の授業や家庭学習で日常的にタブレット端末を活用することにより、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成します。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
ＩＣＴ*を活用した効果的な授業事例の共有　共通１		実施	→	→
情報モラル教育　共通１ 【情報モラル講習会実施回数】		140 回	140 回	140 回
事業費（千円）	年度別	4,379	4,379	4,379
	合計	13,137		

③	おおたグローバルコミュニケーション（ＯＧＣ）の推進 共通１	拡充

所管部：教育総務部

事業概要

■　「国際都市おおた宣言*」を行った区にふさわしいグローバル人材*を育成するため、英語でのコミュニケーション活動を充実し、「聞く」「話す」「読む」「書く」の英語４技能を総合的に向上させながら英語による実践的なコミュニケーション能力を着実に高めるとともに、異文化に対する理解を深め、豊かな国際感覚を育む教育を推進します。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
外国語教育指導員*の配置 共通１ 【中学校における外国語教育指導員の配置時数（年間）】	70 時間	実施	→
体験型英語学習施設*の活用 共通１	実施	→	→
ＯＧＣルーム（海外体験ルーム）*の活用 共通１	検証	拡充	→
中学校生徒海外派遣 共通１ 【中学生の参加者数】	2 か国 56 人	2 か国 56 人	2 か国 56 人
オンラインを活用した英会話学習 共通１ 【オンライン交流を実施した学校数】	4 校	8 校	14 校
児童・生徒主体による対話中心の外国語授業への改善 共通１ 【研修の実施回数】	3 回	3 回	3 回
事業費（千円） 年度別	846,976	846,976	846,976
事業費（千円） 合計	2,540,928		



ＯＧＣルーム（海外体験ルーム）における授業風景



中学校生徒海外派遣の様子

④	学力の向上　共通１	拡充

所管部：教育総務部

事業概要

■　児童・生徒の個々の状況に応じた学びにより、社会で活躍するための確かな学力をすべてのこどもが身に付けられるようにします。また、主体的に学習に取り組む態度を育成し、学習習慣の定着を推進します。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
大田区学習効果測定（小学校第４学年から中学校第３学年）　共通１ 【実施回数】	１回	１回	１回
学習カウンセリング　共通１ 【実施回数】	１回以上	１回以上	１回以上
習熟度別少人数指導　共通１ 【実施科目】	算数、数学、英語で実施	→	→
補習教室　共通１ 【実施回数】	６回以上	６回以上	６回以上
放課後こども教室*における自主学習支援　共通１ 【実施校における実施回数】	週１回２コマ	週１回２コマ	週１回２コマ
事業費（千円）　年度別	338,856	351,876	351,876
事業費（千円）　合計	1,042,608		



学習カウンセリングの様子



習熟度別少人数指導の様子

⑤	読書活動の推進　共通１	継続

所管部：教育総務部

事業概要

■　各学校で読書活動計画を作成し、読み聞かせの推進や読書の時間・機会の確保、読書週間の取組など、児童・生徒の発達段階に応じた読書活動の充実と読解力の向上を図ります。また、読書活動の支援や図書資料などを活用した授業の企画、実施支援などを行う読書学習司書を全校に配置し、児童・生徒の読書活動を推進することで、本に親しむきっかけをつくり、読書習慣の定着を促します。

■　区立図書館は、区立小中学校の読書学習司書と連携し、学校図書館の運営支援のほか、図書の貸出しや総合的な学習の時間の「調べ学習」への支援を行います。また、児童・生徒が本に触れる機会を増やすため、１人１台端末を活用し、区立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携を進めます。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
学校における読書活動の推進 共通１		実施	→	→
区立図書館による学校支援 共通１ 【区立小中学校における学校別ニーズ対応支援時間数】		1校当たり年間約70時間の支援	1校当たり年間約70時間の支援	1校当たり年間約70時間の支援
事業費（千円）	年度別	361,053	361,053	361,053
	合計	1,083,159		



朝の読み聞かせの様子

⑥	児童・生徒の健康増進　共通１	拡充

所管部：健康政策部、教育総務部

事業概要

■　学校給食を無償化することにより、こどもたちの健康増進と子育て世帯への支援を実施するとともに、こどもたちが食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう食育*の取組を推進します。
■　区立学校全校に食育推進チームを組織し、学校における食育推進の中核となる食育リーダーを配置します。また、指導の全体計画と各学年の年間指導計画を作成し、実践します。
■　人生 100 年時代において、児童・生徒が生涯にわたり健康を保持・増進するため、東邦大学と連携し、共同研究・開発したこどもたちの健康増進に向けた給食献立を学校給食で提供するとともに、家庭にも健康に関する情報を周知し、実践を促すことで、児童・生徒の適切な食習慣の定着につなげます。
■　区立小中学校における肥満児童・生徒は増加傾向にあります。肥満は生活習慣病*の原因となるため、個々の健康状態に応じた体系的な支援を実施し、早期の生活習慣病予防強化を図ります。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
食育推進チームによる指導 共通１	実施	→	
おいしくて健康になる給食の普及と保護者向けの健康に関する情報提供　共通１	実施	→	
小児生活習慣病予防　共通１ 【健康支援チームづくり実践校数】	5 校	88 校	88 校
小学校への健康教育 【健康教育を実施した学校数】 再掲 生涯を通じた健康啓発事業（2-6-1）	30 校	35 校	40 校
事業費（千円）　年度別	270,496	270,496	270,496
事業費（千円）　合計	811,488		

※　令和８年度から令和９年度の拡充分の事業費は、実施計画の更新時に計上

⑦	教師力の向上　共通１	継続

所管部：教育総務部

事業概要

■　こどもたち一人ひとりの学びを最大限に引き出す質の高い指導を実現するため、教師の指導力を一層向上させます。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
授業改善ツール及び成果を上げている教師の取組事例の活用　共通１	実施	→	
校内研究を柱とした組織的な授業改善　共通１ 【校内研究の実施回数】	３回以上	３回以上	３回以上
教員研修　共通１	実施	→	
教育研究推進校での実践的研究　共通１ 【研究発表実施校数】	８校	８校	８校
事業費（千円）　年度別	15,578	15,578	15,578
事業費（千円）　合計	46,734		

施策 1-3　豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成
施策の方向性 1-3-4　こどもたちの可能性を引き出す学校力・教師力の向上

⑧	学校における働き方改革の推進　共通１　共通３	拡充

所管部：地域未来創造部、教育総務部

事業概要

■　学校における働き方改革の推進によって、児童・生徒に向きあうなど教師が本来担う役割に集中し、やりがいをもって働くことができる魅力的な環境づくりを進めます。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
ＤＸ*推進による校務等の改善 共通１　共通３ 【校務端末と学習端末の統合】	要件定義、設計、試験等	機器入替等更改業務	運用
部活動地域連携・地域展開 共通１　共通３ 【ハイブリッド型地域連携*モデル校数】 再掲 部活動地域連携・地域展開（1-2-4）	28 校	28 校	28 校
事業費（千円）　年度別	590,494	551,795	119,424
事業費（千円）　合計	1,261,713		

※　再掲の活動の事業費は再掲元で計上

施　策
1－4

一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備

めざす姿

① いじめ、不登校などの様々な困難や悩みのあるこどもや、障がいの有無にかかわらず多様な個性と能力のあるこどもの状況に合わせて切れ目なく対応、支援する教育環境が整えられています。また、こどもが問題や悩みを相談しやすい環境が整備され、すべてのこどもが自分らしくいきいきと成長しています。

② 安全・安心で快適に過ごせる魅力ある学校施設のもと、多様な学習活動に対応した柔軟で創造的な学習空間が整備され、すべてのこどもの可能性が最大限に引き出されています。

施策の方向性

① **自分らしくいきいきと生きるための学びの支援**

いじめ対応や不登校のこどもへの支援を徹底するとともに、障がいのあるこどもの将来の自立と社会参加をめざした特別支援教育を充実させるなど、こども一人ひとりの状況に合わせて切れ目なく対応、支援する教育環境を整えます。

また、多様化するこどもの問題や悩みに対する相談機能を充実させ、こどもがより相談しやすい環境をつくります。

② **柔軟で創造的な学習空間と安全・安心な教育環境づくり**

学校施設について、時代の変化に対応した教育環境の向上と老朽化対策の一体的な整備を推進するとともに、防災機能の強化と環境負荷低減を図ります。

また、ＩＣＴ*環境はもとより、多様な学びの姿に対応した学習環境を充実させるとともに、こどもの安全・安心を向上させるための教育を推進します。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
1-4-1 自分らしくいきいきと生きるための学びの支援	①　児童・生徒等への相談支援の充実
	②　特別支援教育の充実
	③　いじめ対応、不登校児童・生徒への支援
	・　日本語指導
	・　就学援助等
1-4-2 柔軟で創造的な学習空間と安全・安心な教育環境づくり	④　魅力ある学校施設の整備
	⑤　ＩＣＴ環境の充実
	・　学校施設の維持・管理
	・　小中学校の運営
	・　校外施設の運営
	・　学校図書館の充実
	・　児童・生徒への安全指導

①　児童・生徒等への相談支援の充実　共通１　継続

所管部：教育総務部

事業概要

■　臨床心理士等をスクールカウンセラー*として学校に配置し、児童・生徒・保護者・教職員などからの相談に対応します。
■　社会福祉の専門的な知識を持つスクールソーシャルワーカー*を学校に配置する方式を取り入れ、関係機関などと連携して児童・生徒の課題を支援します。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
スクールカウンセラーによる支援 共通１ 【スクールカウンセラーの配置日数】	小学校　週１日（児童数が多い学校は週２日） 中学校　週３日	小学校　週１日（児童数が多い学校は週２日） 中学校　週３日	小学校　週１日（児童数が多い学校は週２日） 中学校　週３日
スクールソーシャルワーカーによる支援 共通１ 【スクールソーシャルワーカーを配置する拠点校の数】	６校	８校	10 校
事業費（千円） 年度別	230,257	254,970	279,593
事業費（千円） 合計	764,820		

②	特別支援教育の充実　共通 1	拡充

所管部：教育総務部

事業概要

■　障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がともに学ぶことをめざすとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備するインクルーシブ教育システムの構築に向けて、教員の資質・専門性の向上や校内における支援体制を充実させます。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
多様な学びの場の整備　共通 1 【特別支援学級（固定学級）の設置校数】		30 校	31 校	32 校
教員の専門性向上　共通 1 【特別支援教育に関する研修の受講者数】		450 人	500 人	550 人
事業費（千円）	年度別	1,022,092	1,022,092	1,022,092
	合計	3,066,276		

③	いじめ対応、不登校児童・生徒への支援　共通１　共通２	継続

所管部：教育総務部

事業概要

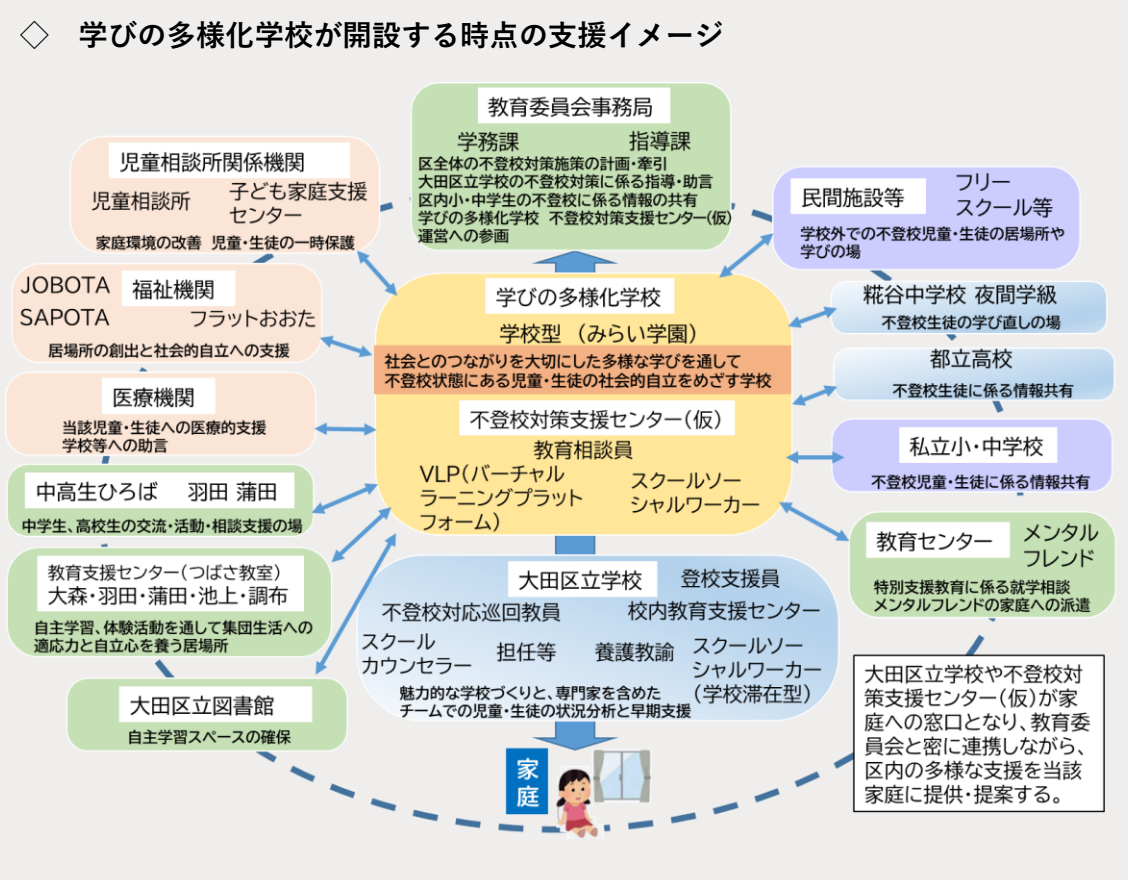
■　児童・生徒にタブレット端末を活用した学級への満足度に関するアンケートを実施し、教員が指導に活かすとともに、いじめ、不登校の未然防止につなげます。
■　いじめに関するアンケートをすべての児童・生徒を対象に実施し、その結果から適切かつ組織的な対応を行います。
■　不登校の初期や段階的な復帰時等に児童・生徒が選択的に居場所とできるスペースを校内に確保します。また、不登校状態の児童・生徒が学校外で安心して過ごせる場所を提供し、学習やソーシャルスキル*の習得を支援します。さらに、不登校又は不登校傾向にある児童・生徒の仮想空間*上の居場所であるＶＬＰ*（バーチャルラーニングプラットフォーム）を立ち上げ、オンラインでの授業配信等を行います。
■　不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する分教室型の学びの多様化学校（みらい学園初等部・中等部）を運営します。また、ふれあいはすぬま跡に学びの多様化学校（学校型）を新築により設置し、令和 13 年度の開設をめざします。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
学級集団調査　共通１　共通２ 【実施回数】	２回	２回	２回
いじめに関するアンケート 共通１ 【実施回数】	３回	３回	３回
校内教育支援センター（別室登校）の運営　共通１　共通２	実施	→	→
つばさ教室の運営 共通１　共通２ 【教室数】	５教室	５教室	５教室
ＶＬＰ*（バーチャルラーニングプラットフォーム）の運営 共通１　共通２	実施	→	→
学びの多様化学校（分教室型） 共通１　共通２ 【学校数】	２校	２校	２校
学びの多様化学校（学校型）の整備　共通１　共通２	実施設計	工事 （新築）	工事 （新築）
事業費（千円）　年度別	508,461	349,923	349,923
事業費（千円）　合計	1,208,307		

※　学びの多様化学校（学校型）の整備に係る令和９年度以降の工事費は、実施計画の更新時に計上

施策 1-4　一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備
施策の方向性 1-4-1　自分らしくいきいきと生きるための学びの支援





ＶＬＰ（バーチャルラーニングプラットフォーム）操作画面のイメージ

④	魅力ある学校施設の整備　共通１	拡充

所管部：教育総務部

事業概要

■　老朽化した学校施設の更新を計画的に進め、児童・生徒に安全でよりよい学習環境を提供します。また、学校の改築に当たっては、省エネルギー化、再生可能エネルギー*の導入によりＺＥＢ*の基準をめざすとともに、学校敷地の緑化や校舎等の木質化を推進します。

■　義務教育の９年間を一貫して行う義務教育学校などの小中一貫教育校について、小学校から中学校への円滑な接続や地域の特性にあった魅力的な学校づくりなどの視点から、設置を検討します。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
学校施設の改築等　共通１ 【学校施設の改築等に新規着手する学校の数】	２～３校	２～３校	２～３校
小中一貫教育校の設置検討　共通１	検討	推進	→
事業費（千円）　年度別	20,945,115	16,506,077	16,680,683
事業費（千円）　合計	54,131,875		

⑤	ＩＣＴ*環境の充実　共通１	継続

所管部：教育総務部

事業概要

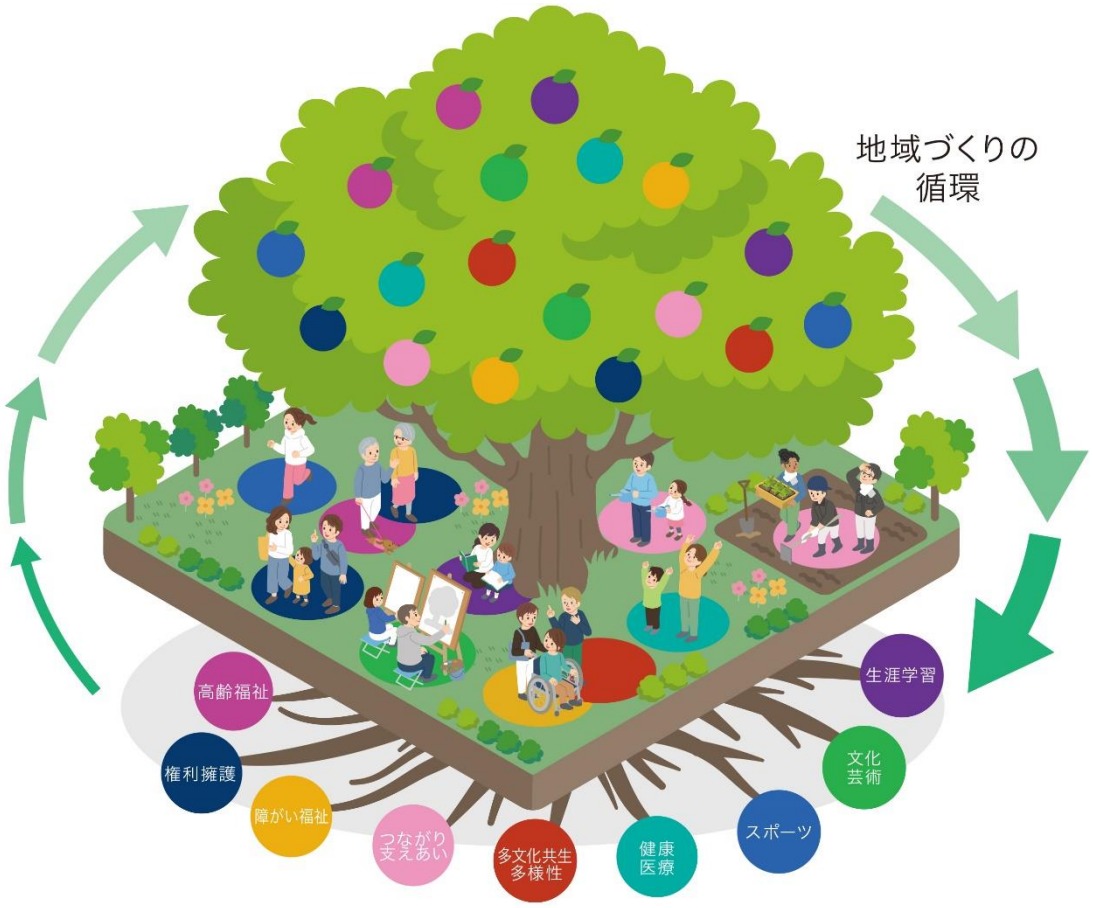
■　１人１台のタブレット端末環境の下、一人ひとりに合った学びや協働的な学び*に対応するとともに、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成するためのＩＣＴ環境を充実します。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
教育コンテンツの充実　共通１ 【ＩＣＴ分科会の実施回数】		年３回程度	年３回程度	年３回程度
事業費（千円）	年度別	239,961	239,961	239,961
	合計	719,883		

基本目標 2	文化を伝え育み 誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

心と体どちらも健康でいることは、
いつまでも充実感のある毎日を過ごすことにつながります。
そのためには、文化や芸術といった、心を豊かにしてくれるものとふれあい、
それらを伝え育むことで、笑顔あふれる暮らしを送ることが大切です。
また、すべての人々に活躍の場があり、つながりあえることで、
元気に暮らせる社会をつくることも重要となります。
こどもから高齢者まで、障がいの有無や、性別、国籍などにかかわらず、
個性をお互いに認めあいながら、
生涯にわたり、誰もが笑顔でいきいき暮らすまちをめざします。



施策を構成する事業

※　枠で囲んである事業は主要事業

施策 2-1　高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備

施策の方向性 2-1-1　高齢者の見守り体制の強化・推進

- ● 高齢者の見守り体制の充実・連携強化
- ● 高齢者ほっとテレフォンの実施
- ● 高齢者見守り強化策としての熱中症予防事業
- ● 緊急支援体制の整備
- ● 生活支援サービスの体制整備
- ● 地域包括支援センターの適正配置・運営支援
- ● 高齢者在宅生活支援事業
- ● 高齢者虐待防止の啓発及び虐待対応　など

施策の方向性 2-1-2　共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援

- ● 高齢者の認知症予防・共生に向けた体制整備

施策の方向性 2-1-3　高齢者の就労・地域活動の支援

- ● 高齢者の社会参加支援
- ● 介護予防・フレイル予防の推進
- ● シニアクラブの活性化
- ● いきいき高齢者入浴事業
- ● 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施　など

施策の方向性 2-1-4　介護人材対策の推進と介護サービス基盤の充実

- ● 地域密着型サービスの整備支援
- ● 介護人材の定着・育成（資質向上）に向けた取組
- ● 介護予防・生活支援サービス事業
- ● 特別養護老人ホームの整備支援
- ● ケアマネジメント力の向上　など

施策 2-2　本人の意思に寄り添う権利擁護の推進

施策の方向性 2-2-1　権利擁護の正しい理解と周知啓発

- ● 権利擁護の正しい理解と周知啓発
- ● 婦人保護事業　など

施策の方向性 2-2-2　地域の担い手の育成と相談体制の拡充

- ● 地域の担い手の育成と相談体制の拡充
- ● 福祉オンブズマン制度の推進

施策の方向性 2-2-3　地域連携ネットワークの強化

- ● 地域連携ネットワークの強化

施策 2-3　障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実

施策の方向性 2-3-1　相談支援体制の充実・強化

- ● 相談支援体制の充実・強化
- ● 障害者福祉施設の運営・充実
  （志茂田福祉センター、上池台障害者福祉会館、障がい者総合サポートセンター、こども発達センターわかばの家）
- ● 被保護者等の自立の支援

など

施策の方向性 2-3-2　障がい者等の地域生活の支援

- ● 地域生活支援拠点等の充実
- ● 障害福祉サービスの充実
- ● 障がいのある方の日常生活又は社会生活を支援する事業
- ● 心身障害者福祉手当等支給事業
- ● 難病患者支援の推進

施策の方向性 2-3-3　障がいへの理解の推進

- ● 障がい理解及び合理的配慮の普及促進事業

施策 2-4　人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり

施策の方向性 2-4-1　多様な主体が参加する支えあいのネットワークの構築

- ● フード支援、参加支援・地域づくり支援（重層的支援体制整備事業）
- ● 区民活動支援事業
- ● 社会福祉協議会の運営
- ● 民生委員・児童委員の活動の支援
- ● 地域福祉計画推進会議の運営
- ● 社会福祉法人の認可・指導検査事業

など

施策の方向性 2-4-2　自治会・町会との連携・協働の更なる推進

- ● 自治会・町会活動支援
- ● 地域力推進会議の運営
- ● 自治会・町会会館の整備助成

など

施策の方向性 2-4-3　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ● ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ● ユニバーサルデザインの普及啓発事業
- ● おおたユニバーサル駅伝大会への支援事業

施策の方向性 2-4-4　分野横断の包括的な支援体制の強化

- ● JOBOTA／SAPOTA／フラットおおた（重層的支援体制整備事業）
- ● 大田区福祉人材育成・交流センターの運営

など

施策 2-5　人々の相互理解と交流の促進

施策の方向性 2-5-1　国際理解・国際交流の推進

- 地域における国際理解・国際交流の推進
- 海外友好都市・姉妹都市等との交流の推進
- 国際交流員の雇用
- 地域における多文化交流　など

施策の方向性 2-5-2　コミュニケーション支援及び外国人区民も暮らしやすい生活環境整備

- 国際交流・多文化共生推進拠点機能の充実
- 多文化共生推進協議会の運営
- やさしい日本語活用の普及
- 通訳派遣及び翻訳の実施
- 日本語等の学習支援
- 災害時外国人支援　など

施策の方向性 2-5-3　人権と多様性を尊重する意識の醸成

- 男女共同参画推進事業
- 男女共同参画推進区民会議の運営
- 男女共同参画意識啓発・相談事業
- 人権啓発事業
- 平和都市宣言記念事業

施策 2-6　地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実

施策の方向性 2-6-1　生涯を通じた心身の健康づくりの推進

- ● 生涯を通じた健康啓発事業
- ● 地域企業の戦略的な健康づくりの推進
- ● 心身の健康づくりのための支援
- ● 健（検）診等事業
- ● 自殺総合対策の推進　など

施策の方向性 2-6-2　科学的根拠に基づく健康啓発の展開

- ● 特定健康診査等実施計画に係る事業
- ● 早期介入保健事業
- ● 糖尿病性腎症重症化予防事業
- ● 後発医薬品利用促進事業
- ● 適正服薬推進事業　など

施策の方向性 2-6-3　健康に関する安全・安心の確保

- ● 地域医療連携推進事業
- ● 在宅医療に関する周知・啓発の推進
- ● 平日準夜・休日診療事業
- ● 骨髄移植推進事業
- ● ＡＥＤ普及推進
- ● がん患者への支援
- ● 疾病予防に向けた予防接種の推進
- ● 感染症予防に向けた普及啓発と検査体制の充実
- ● 感染症の流行に備えた体制強化
- ● 結核・感染症対策と支援
- ● 医療や食の安全、生活環境の衛生確保の推進
- ● 狂犬病予防及び動物愛護事業　など

施策 2-7　スポーツの楽しさが広がる環境の整備

施策の方向性 2-7-1　誰もがスポーツを楽しめる機会づくり

- ● スポーツ参加機会の充実と情報発信の強化
- ● スポーツイベントの実施
- ● ランニング環境の整備事業
- ● スポーツ大会や教室等の情報発信　など

施策の方向性 2-7-2　ニーズに即したスポーツ環境の整備

- ● スポーツ施設の利用促進・サービス向上
- ● スポーツ施設の整備・充実

施策 2-8　心ときめく豊かな地域をつくる　文化資源の創造と継承

施策の方向性 2-8-1　文化芸術に親しむ機会の創出

- 文化芸術鑑賞・体験機会の充実
- 区所蔵美術品による文化創造空間の創出

など

施策の方向性 2-8-2　地域の文化資源の保存・活用の推進

- 郷土博物館における取組の推進
- 区立博物館・記念館等の運営

施策 2-9　生涯にわたる学びの支援

施策の方向性 2-9-1　個人の学びの充実

- 多様なニーズに応える学びの機会充実

施策の方向性 2-9-2　学びを通じたつながり・活用の場の創出

- 学びを通じたつながりづくりと学びを活かす仕組みづくり

施策の方向性 2-9-3　地域の学びを支える環境整備

- 学びを支える情報発信と場の整備
- 生涯学習センター、文化センター等の機能拡充

など

施策の方向性 2-9-4　図書館機能の充実

- 図書館機能の充実
- 中央図書館の検討

施　策
2－1

高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備

めざす姿

① 地域の見守り活動等を通じて、高齢者が孤立化することなく、日常生活における様々なトラブルに対しても、十分に守られながら安心して暮らせるよう、必要なサービスが地域の多様な主体により、適切かつ円滑に提供される体制が整っています。

② 互いに助けあい、尊厳を持って暮らせる社会の実現に向けて、社会参加や介護予防など、様々な活動を支援することで、高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持って輝けるまちが実現しています。

③ 支援や介護が必要となった場合でも、高齢者が自分らしい暮らし方を実現できるよう、効果的かつ効率的にサービスが提供される体制が確保されています。

施策の方向性

① **高齢者の見守り体制の強化・推進**

日々の高齢者の暮らしと接点のある新たな見守り推進事業者の参入を積極的に進めながら、民生委員*、自治会・町会*、事業所等の連携を強化し、きめ細かに、緩やかな見守りを続けられる体制の拡充に取り組みます。

また、地域で孤立した高齢者や身寄りのない高齢者など、他者との接点・交流が保ちにくい高齢者が増える中、重層的支援体制整備事業*を推進していくために、身近な相談窓口として地域包括支援センター*を核とした見守り事業の充実を図っていきます。

---

② **共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援**

認知症の人が尊厳と希望をもち、同じ社会でともに生きる地域共生社会*の実現に向けて、各種講座や研修等を開催することで、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族をあたたかく見守ることができる地域づくりに取り組みます。

また、認知症の予防に向けた取組として、運動や社会参加等による生活習慣を改善するための環境整備を進めていきます。

---

③　高齢者の就労・地域活動の支援

大田区 いきいき しごと ステーション（高齢者等就労・社会参加支援センター）、シルバー人材センター*、シニアステーション*糀谷、シニアクラブ*など、就労や社会参加を支援する多様な機関の連携強化を進め、新たな職業スキルの習得や、生きがいとしての社会活動を通じて、多くの高齢者が地域の貴重な支え手として活躍できる仕組みづくりを推進していきます。

また、高齢者が継続して元気維持・介護予防に向けた取組を行えるように、体操教室等の介護予防事業を実施します。

---

④　介護人材対策の推進と介護サービス基盤の充実

地域包括支援センター*や介護サービス事業者等との連携による、地域包括ケアシステム*の深化・推進に向け、多様な介護サービスの基盤整備支援や、ＩＣＴ*を活用した業務の効率化・外国人材を含む多様な介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を進めます。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
2-1-1 高齢者の見守り体制の強化・推進	①　高齢者の見守り体制の充実・連携強化
	・　高齢者ほっとテレフォンの実施
	・　高齢者見守り強化策としての熱中症予防事業
	・　緊急支援体制の整備
	・　生活支援サービスの体制整備
	・　地域包括支援センターの適正配置・運営支援
	・　高齢者在宅生活支援事業
	・　高齢者虐待防止の啓発及び虐待対応　など
2-1-2 共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援	②　高齢者の認知症予防・共生に向けた体制整備
2-1-3 高齢者の就労・地域活動の支援	③　高齢者の社会参加支援
	④　介護予防・フレイル予防の推進
	・　シニアクラブの活性化
	・　いきいき高齢者入浴事業
	・　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施　など
2-1-4 介護人材対策の推進と介護サービス基盤の充実	⑤　地域密着型サービスの整備支援
	⑥　介護人材の定着・育成（資質向上）に向けた取組
	・　介護予防・生活支援サービス事業
	・　特別養護老人ホームの整備支援
	・　ケアマネジメント力の向上　など

①	高齢者の見守り体制の充実・連携強化　共通 2	継続

所管部：福祉部

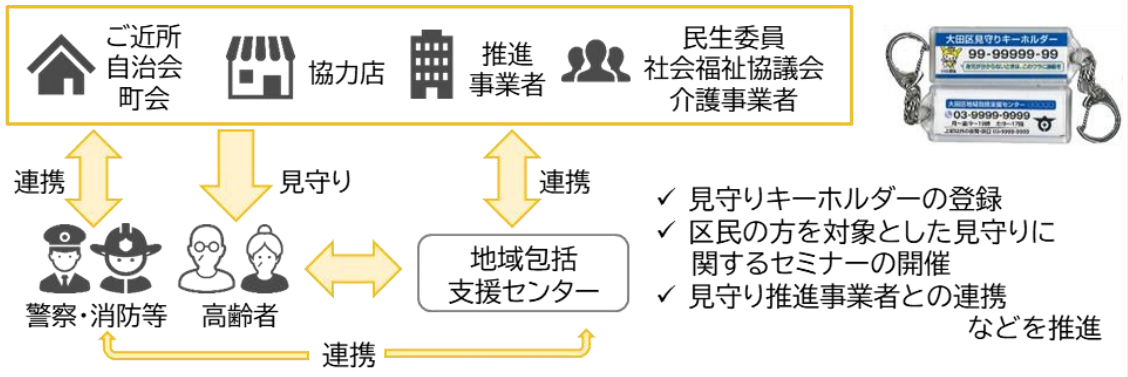
事業概要

■　区内に住所を有する 65 歳以上の高齢者に対して、高齢者見守りキーホルダー*の登録を促し、見守り体制を支援します。
■　見守り体制を強化するため、地域の民間事業者がその事業活動の範囲内で見守り活動に参加する体制を推進します。
■　ひとり暮らしの高齢者を区に登録することにより生活状況を把握し、見守りに活用するなど、ひとり暮らし高齢者の在宅生活を支援します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
高齢者見守りキーホルダー登録事業の推進　共通 2 【高齢者見守りキーホルダー登録会の実施回数】	46 回	46 回	46 回
見守り推進事業者との連携　共通 2 【高齢者見守り・支え合いネットワーク活動事例集の発行部数（隔年で発行）】	—	1,300 部	—
ひとり暮らし高齢者の支援　共通 2 【民生委員*の訪問によるひとり暮らし高齢者の新規登録者数】	430 人	430 人	430 人
事業費（千円）　年度別	5,417	6,299	5,417
事業費（千円）　合計	17,133		

◇　**高齢者見守り・支え合いネットワークづくりのイメージ**



②　高齢者の認知症予防・共生に向けた体制整備　共通２　継続

所管部：福祉部

事業概要

■　認知症の人やその家族、地域住民等、地域の誰もが参加できる認知症カフェの開催につなげるため、各地域包括支援センター*に認知症地域支援推進員*を継続して配置します。
■　認知症予防としてシニアステーション*の利用を促し、高齢者の元気維持・介護予防のための事業を、地域包括支援センターと一体的に実施することにより、切れ目のない支援を提供します。
■　既存のシニアステーションの運営支援に加え、新規開設に向けた準備作業等を実施するとともに、シニアステーションで行われるプログラムの参加状況を把握し、利用者のニーズに応じた事業展開を検討します。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
認知症カフェの運営支援　共通２ 【認知症地域支援推進員の配置数】	55 人	55 人	55 人
シニアステーションの開設運営　共通２ 【シニアステーションの設置数】	11 か所	12 か所	12 か所
シニアステーションの利用促進　共通２ 【利用者アンケートの件数】	1,000 件	1,100 件	1,200 件
事業費（千円）　年度別	296,223	323,685	335,371
事業費（千円）　合計	955,279		

③ 高齢者の社会参加支援　共通２　共通３　継続

所管部：福祉部

事業概要

■　大田区 いきいき しごと ステーションにおいて、高齢者が経験や知識、技能を活かし、就労や地域の様々な活動に参加できるよう支援します。
■　（公社）大田区シルバー人材センター*において、豊富な知識・経験・技能を持つシルバー世代の仕事や社会奉仕活動等を支援します。
■　シニアステーション*糀谷において、プレシニア*に対する就労支援事業等の実施を通じて、高齢者の働く機会や社会参加を支援します。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
大田区 いきいき しごと ステーションでの就労活動支援 共通２ 共通３ 【就労促進事業の実施回数】	17 回	18 回	19 回
シルバー人材センターでの就労・社会奉仕活動等支援 共通２ 共通３ 【シルバー人材センターの会員数】	3,200 人	3,200 人	3,200 人
シニアステーションにおける就労支援事業 共通２ 共通３ 【就労先の開拓件数】	110 件	120 件	130 件
事業費（千円） 年度別	157,543	157,543	157,543
合計	472,629		

④	介護予防・フレイル*予防の推進　共通２　共通３	継続

所管部：福祉部

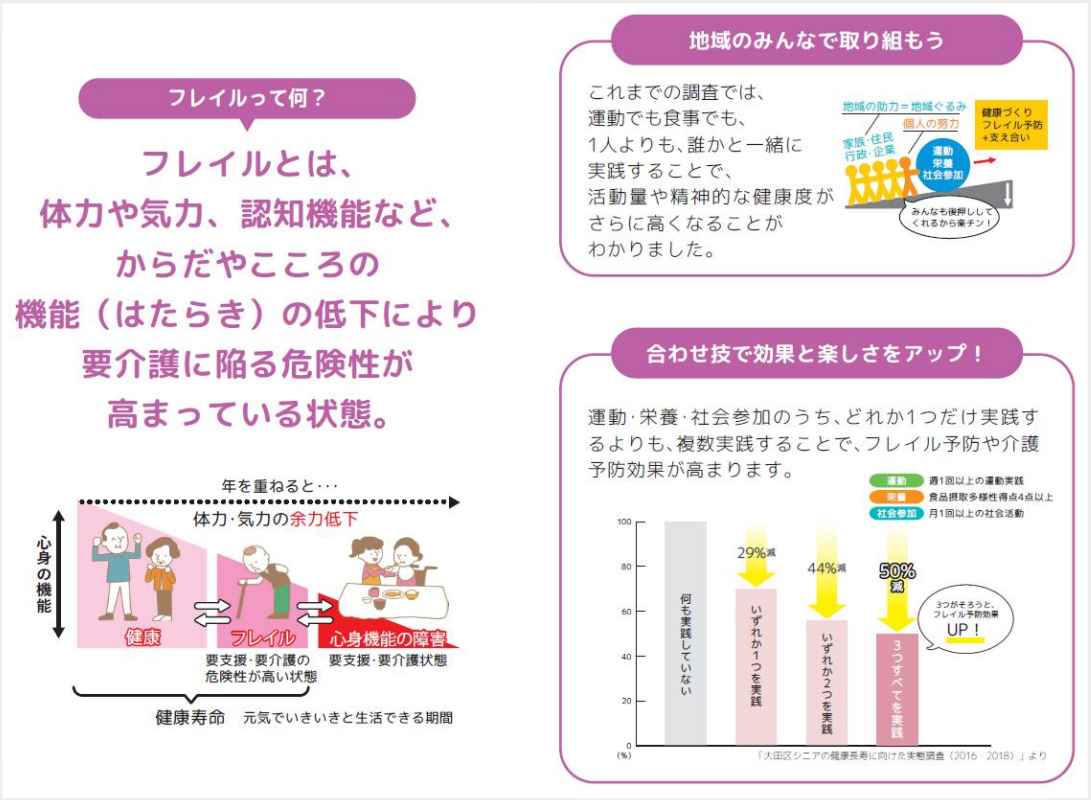
事業概要

■　高齢者が介護予防に取り組むきっかけをつくるとともに、活動の継続を促進するため、普及啓発や介護予防事業を実施します。
■　フレイル予防の取組の重要性を普及啓発するとともに、フレイル予防講座を開催し、予防活動を支える地域の担い手の拡充に取り組みます。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
介護予防普及啓発事業　共通２ 【介護予防普及啓発事業の実施回数】	4,600 回	4,600 回	4,600 回
おおたフレイル予防事業　共通３ 【フレイル予防講座の延べ参加者数】	300 人	300 人	300 人
事業費（千円）　年度別	83,925	83,925	83,925
事業費（千円）　合計	251,775		

◇　**フレイル予防について**



⑤ 地域密着型サービスの整備支援　継続

所管部：福祉部

事業概要

■　認知症高齢者グループホーム*、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の開設に当たり公募を実施し、地域密着型サービス事業所の開設をめざす事業者に対して、補助金を活用して施設整備に要する経費の一部を支援します。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
認知症高齢者グループホームの整備支援【補助件数】	２件（令和６～８年度の３か年の目標値）	見直しの実施	見直しの実施
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備支援【補助件数】	３件（令和６～８年度の３か年の目標値）	見直しの実施	見直しの実施
（看護）小規模多機能型居宅介護の整備支援【補助件数】	２件（令和６～８年度の３か年の目標値）	見直しの実施	見直しの実施
事業費（千円）　年度別	225,569	249,726	232,814
事業費（千円）　合計	708,109		

※　第 10 期大田区介護保険事業計画の策定段階において、令和９年度の計画の見直しを実施

⑥ 介護人材の定着・育成（資質向上）に向けた取組　共通３　継続

所管部：福祉部

事業概要

■　区内の介護サービス従業者に対して、介護に係るスキルアップや能力に応じたキャリアアップが図れるよう、多様な研修を実施します。
■　ＩＣＴ*の導入等、生産性の向上に向けた取組について、介護サービス事業者とともに検討を進め、情報提供などを通じ事業者の積極的な取組を推進します。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
人材育成・定着に向けた研修の実施　共通３ 【介護事業者向け研修の延べ受講者数】	1,100 人	1,100 人	1,100 人
ＩＣＴの導入等、生産性の向上に向けた情報提供や取組の推進　共通３	実施	→	→
事業費（千円）　年度別	2,649	2,649	2,649
事業費（千円）　合計	7,947		

施　策
2－2

本人の意思に寄り添う権利擁護の推進

めざす姿

①　本人意思の尊重と自己決定支援の重要性の理解があらゆる世代に深まっています。支援者の拡充と地域連携ネットワーク*の強化が進み、誰もが住み慣れた地域の中で孤立せず、成年後見制度*等の必要な支援を受けられ、元気なうちから将来に備えて前向きに安心した生活を送ることができています。

②　自己決定の阻害要因となりうる配偶者暴力（ＤＶ*）の防止等に向けた相談体制の強化が行われ、被害者が早期に適切な支援につながり、安全が確保されています。

施策の方向性

①　**権利擁護の正しい理解と周知啓発**

成年後見制度や老いじたく等の適切な利用が進むことで、本人の意思の尊重が重視され、また、配偶者暴力（ＤＶ）防止に向けた意識啓発や相談先の周知によって自己決定の阻害要因が取り除かれるよう取り組みます。区民の権利擁護に関する理解を深めるために、自ら備えることも含めた広報と啓発の仕組みをつくっていきます。

---

②　**地域の担い手の育成と相談体制の拡充**

福祉関係従事者の権利擁護に関する知識と相談スキルの向上を図りながら、まちや地域における支援の担い手のすそ野を広げられるよう、人材の確保と育成に取り組みます。

身近な地域で、困りごとを気軽に相談できる体制や専門的な相談にも対応できる体制を拡充していくとともに、区民の方が支援を受ける受援力（人に助けを求めたり、受け取る力や意欲）を高められるよう支援していきます。

---

③　**地域連携ネットワークの強化**

専門職団体や福祉関係機関、地域団体、医療機関、金融機関等と連携することで、地域での見守りの機能を強化し、認知症高齢者や障がい者など権利擁護支援が必要な方を早期発見し、早期支援につなげていく仕組みを構築します。

地域連携ネットワークの支援機能を一層充実するとともに、複合的課題を抱える世帯については、重層的支援会議*や権利擁護支援検討会議*等と連携して、支援チームによる包括的な支援体制を強化します。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
2-2-1 権利擁護の正しい理解と周知啓発	①　権利擁護の正しい理解と周知啓発
	・　婦人保護事業　など
2-2-2 地域の担い手の育成と相談体制の拡充	②　地域の担い手の育成と相談体制の拡充
	・　福祉オンブズマン制度の推進
2-2-3 地域連携ネットワークの強化	・　地域連携ネットワークの強化

①　権利擁護の正しい理解と周知啓発　継続

所管部：総務部、福祉部

事業概要

■　成年後見制度*や老いじたく等のパンフレットを作成し、まずは、各種制度についての正しい理解啓発を推進します。そして、自分が元気なうちに将来に備えるため、老いじたくセミナーや講演会等への参加を促し、具体的な行動につながるよう啓発します。自ら備えることで、将来への心配や不安を解消するよう図ります。

■　講座やセミナーを通して、ＤＶ*防止への理解を促すとともに、ＤＶ相談ダイヤル等の区支援機関について周知します。また、周知方法の工夫などの検討を進め、他機関と連携しながら、ＤＶをはじめとする困難な問題を抱える女性等を適切な支援につなげます。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
権利擁護支援や老いじたくに関する広報活動 【権利擁護支援に関するパンフレット、老いじたくパンフレットの配布数】	権利擁護 2,000 部 老いじたく 17,000 部	権利擁護 3,000 部 老いじたく 17,000 部	権利擁護 3,000 部 老いじたく 17,000 部
ＤＶ防止に向けた啓発活動 【講座・セミナーの実施回数】	6 回	6 回	6 回
ＤＶ相談ダイヤルなどの相談事業の周知啓発 【DV 相談ダイヤルの年間実施日数】	240 日	240 日	240 日
事業費（千円）　年度別	62,489	67,823	67,823
事業費（千円）　合計	198,135		

②　地域の担い手の育成と相談体制の拡充　継続

所管部：福祉部

事業概要

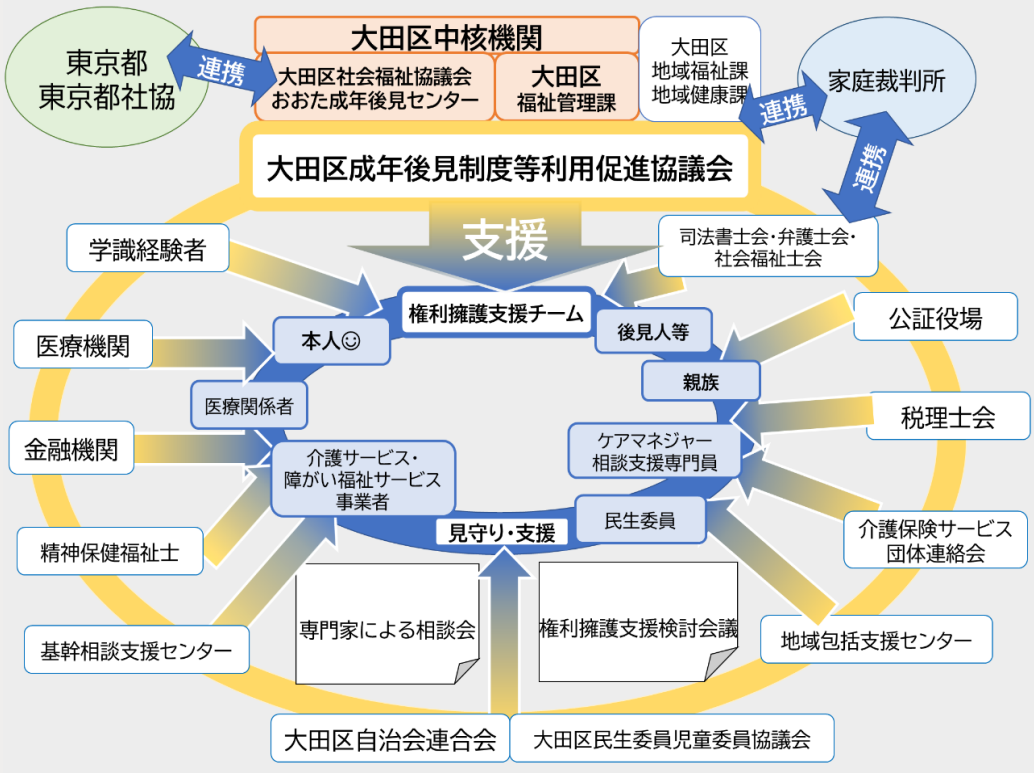
■　権利擁護支援に関する相談窓口として、地域包括支援センター*や障がい者の相談窓口でも情報提供を行い、本人主体の意思決定に基づいた老いじたくの推進や成年後見制度*へつなげるほか、虐待等にも対応します。また、地域における支援の担い手のすそ野を広げられるよう、人材の確保と養成に取り組みます。区民の方が、身近な地域で、困りごとを気軽に相談できるネットワークを構築します。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
権利擁護支援に関する相談窓口の充実 【権利擁護に関する延べ相談件数】		高齢　7,750 件 障がい　600 件	高齢　8,000 件 障がい　650 件	高齢　8,250 件 障がい　700 件
事業費（千円）	年度別	2,185	2,185	2,185
	合計	6,555		

※　虐待防止の支援等に伴う事業費以外は 2-2-1「権利擁護の正しい理解と周知啓発」で計上

◇　**大田区における地域連携ネットワーク**



施　策
2－3

障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実

めざす姿

①　生活上の困りごとを抱えており、支援を必要とする誰もが住み慣れた地域で必要とするサービスを自らの意思により選択し、自分の個性や強みを活かしながら社会活動や経済活動に参加し、安心して暮らしています。

②　誰一人取り残さない社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）*の視点から、福祉教育*や啓発などを通じて、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを理解し認めあいながら、ともに生きる社会が実現しています。

施策の方向性

①　**相談支援体制の充実・強化**

障がい者や生活困窮者等、困りごとを抱える方が必要なサービスを利用しながら、自らの個性や強みを活かし、自らの意思で選択・決定をし、自分らしく地域で暮らし続けられるよう、関係機関が相互に積極的に連携し、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいきます。

②　**障がい者等の地域生活の支援**

障がい者一人ひとりの意思を尊重し自分らしく生きることができるよう、社会参加や社会活動を充実させるとともに、障がいの重度化や、本人や介護者の高齢化、本人や家族が抱えている親亡き後の不安等を踏まえ、安心して頼れる場所を確保するなど、地域での暮らしを支えるための支援体制の充実を図ります。

③　**障がいへの理解の推進**

障がいを理由とする差別の解消、意思疎通支援や情報保障の促進、地域との交流の促進等、障がいのある人もない人も地域の中でつながり、支えあう共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
2-3-1 相談支援体制の充実・強化	①　相談支援体制の充実・強化
	・　障害者福祉施設の運営・充実 （志茂田福祉センター、上池台障害者福祉会館、 障がい者総合サポートセンター、 こども発達センターわかばの家）
	・　被保護者等の自立の支援　など
2-3-2 障がい者等の地域生活の支援	②　地域生活支援拠点等の充実
	・　障害福祉サービスの充実
	・　障がいのある方の日常生活又は社会生活を支援する事業
	・　心身障害者福祉手当等支給事業
	・　難病患者支援の推進
2-3-3 障がいへの理解の推進	③　障がい理解及び合理的配慮の普及促進事業

①	相談支援体制の充実・強化	継続

所管部：福祉部

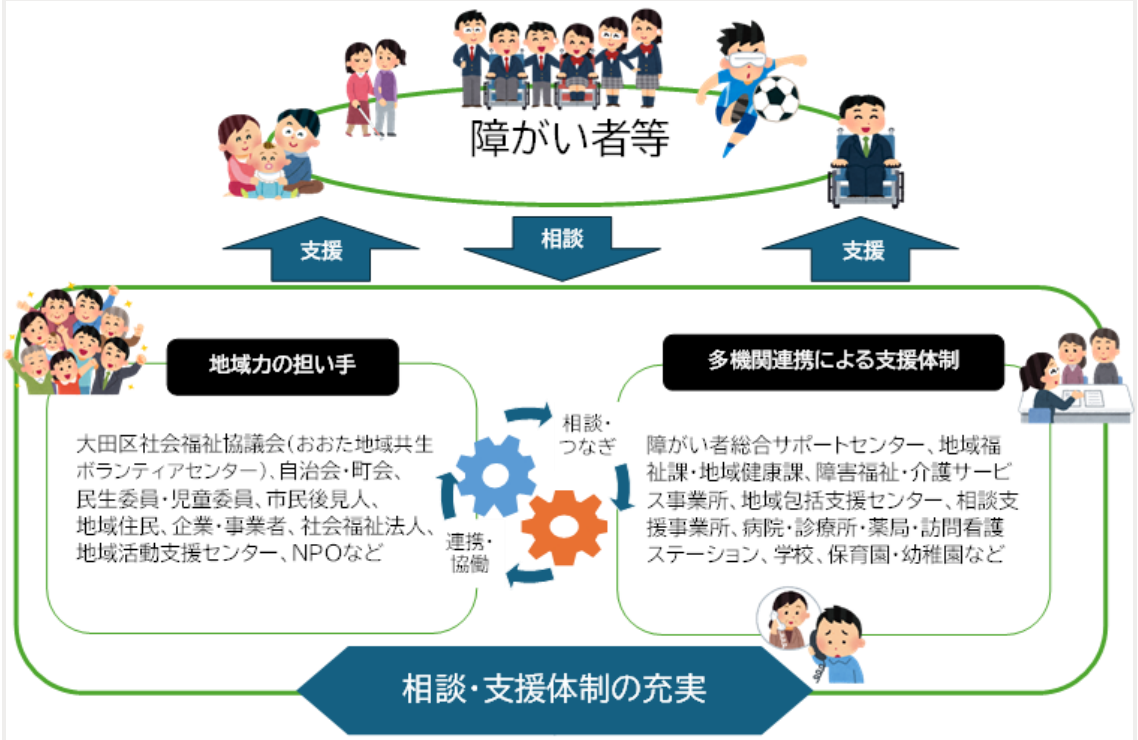
事業概要

■　区の基幹相談支援センター*である障がい者総合サポートセンター（さぽーとぴあ）や地域福祉課などにおいて、個別の相談業務を行いながら、相談支援事業所を含む関係機関同士の連携強化や各事業者への専門的な助言・支援等に取り組みます。地域の相談支援事業者等との適切な役割分担を行いながら、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
基幹相談支援センターにおける相談支援 【相談支援事業所連絡会「連絡会おおた」の開催回数】		12 回	12 回	12 回
事業費（千円）	年度別	79,525	79,525	79,525
	合計	238,575		

◇　区の相談支援体制のイメージ



②　地域生活支援拠点等の充実　継続

所管部：福祉部

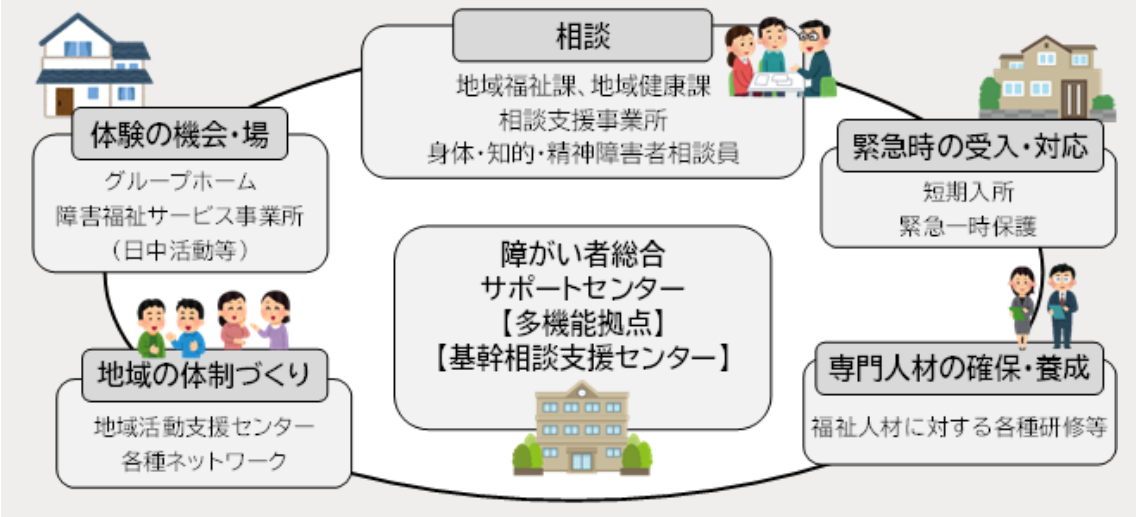
事業概要

■　日中活動の場となる生活介護施設等を確保していくため、区立施設の機能の見直し・強化を行うとともに、民間事業者による施設等の整備を支援します。
■　新たに区立短期入所*事業所を開設することにより、短期入所施設の利用枠の増加を図ります。
■　障がい者が地域で安心して暮らすための生活の場として、グループホームの整備を促進します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
日中活動の場の整備	実施	→	→
短期入所施設の充実 【区立短期入所施設の利用枠】	36 床	36 床	36 床
障がい者グループホームの整備・運営支援	推進	→	→
事業費（千円）　年度別	1,381,482	1,913,708	1,591,860
事業費（千円）　合計	4,887,050		

◇　**区の地域生活支援拠点等のイメージ**



③ 障がい理解及び合理的配慮*の普及促進事業　継続

所管部：福祉部

事業概要

■　区立小中学校を対象に、区内障がい者関係団体が主体となり、障がい理解をテーマにした総合学習の支援を実施します。
■　差別の禁止や地域社会における共生等、障がいについての区民の関心と理解を深めるため、障がい理解を取り入れた地域活動の表彰事業、障がい者施設の施設まつり等での障がい理解啓発活動、障害者週間での総括イベント等、様々な取組を行います。
■　区内の障がい者の日常生活の様子を写真パネル等によって紹介し、広く区民に対し理解促進を図るため、区内複数会場を巡回して展示します。
■　区内の障がい者が創作した作品を展示する機会を設けることで、障がい者の社会参加・社会活動の充実につなげるとともに、区民の障がい者に対する理解を深めるきっかけをつくります。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
障がい理解学習の支援 【障がい理解をテーマにした総合学習の実施校数】	小学校　40 校 中学校　14 校	小学校　40 校 中学校　16 校	小学校　40 校 中学校　17 校
おおた みんなのつどい プロジェクトの実施 【障害者差別解消法啓発パンフレット配布数】	800 枚	800 枚	800 枚
障がい者巡回パネル展の実施 【障がい者巡回パネル展アンケート件数】	30 件	30 件	30 件
障がい者文化展の実施 【障がい者文化展への来場者数】	300 人	300 人	300 人
事業費（千円）　年度別	7,345	7,295	7,295
事業費（千円）　合計	21,935		

施　策
2－4

人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり

めざす姿

① 多くの区民や多様な主体が地域活動に参加し、自治会・町会*をはじめとした地域団体、行政、関係機関等が連携・協力し、地域課題の解決に向け、継続的に活動しています。

② 共生や社会的包摂*の理念が広がり、区民、地域団体、企業等の誰もが、お互いを尊重し、「支え手」「受け手」の関係を越えて、地域の支えあいのための活動に参加し、誰一人取り残されることなく、つながりを感じる地域となっています。

③ 悩みや困りごとが複数あったとしても、どこかの相談窓口につながれば、そこから課題に応じて必要な支援サービスの提案を受けることができ、適した支援者のチーム一丸でのサポートにより、安心して生活ができています。

施策の方向性

① **多様な主体が参加する支えあいのネットワークの構築**

区民や地域団体、企業などの多様な主体が地域活動に参加するきっかけを創出するとともに、これらの主体が集い交流する拠点づくりや、主体と主体、拠点と拠点をつなぐ機能を強化します。

また、地域の居場所やコミュニティの場を増やし、そうした場が区民にとっての身近な相談の入口となり、区の関係機関と連携して、必要な支援につなげることで、支えあいのネットワークの構築を図っていきます。

---

② **自治会・町会との連携・協働*の更なる推進**

地域のつながりを強化することが、暮らしの活力の創出、こどもや高齢者の見守り、防犯・防災対策などの課題解決につながります。

持続可能な地域コミュニティ*の形成に向け、自治会・町会との連携・協働を更に推進していきます。

---

③　ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進

障がいの有無、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、すべての区民がお互いを尊重し、支えあいながら安心して暮らせるよう、福祉教育*にも取り組み、心のバリアフリー*の理念の普及啓発と、区民の声を活かしたユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

④　分野横断の包括的な支援体制の強化

誰もが必要な支援を受けられるようにするため、各相談窓口や支援機関において、孤立や生活困窮など様々な困りごとを、分野にかかわらず包括的に受け止め、必要に応じて、関係機関が連携して支援できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業*を推進します。

また、福祉人材育成・交流センター等の研修を通じて、区内福祉従事者が、包括的な支援の視点を身に付けるための人材育成を進めると同時に、連携強化に向けた関係性の構築を図ります。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
2-4-1 多様な主体が参加する 支えあいのネットワークの構築	①　フード支援、参加支援・地域づくり支援 （重層的支援体制整備事業）
	②　区民活動支援事業
	・　社会福祉協議会の運営
	・　民生委員・児童委員の活動の支援
	・　地域福祉計画推進会議の運営
	・　社会福祉法人の認可・指導検査事業　など
2-4-2 自治会・町会との連携・協働の 更なる推進	③　自治会・町会活動支援
	・　地域力推進会議の運営
	・　自治会・町会会館の整備助成　など
2-4-3 ユニバーサルデザインの まちづくりの推進	④　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
	・　ユニバーサルデザインの普及啓発事業
	・　おおたユニバーサル駅伝大会への支援事業
2-4-4 分野横断の包括的な 支援体制の強化	⑤　JOBOTA／SAPOTA／フラットおおた （重層的支援体制整備事業）
	⑥　大田区福祉人材育成・交流センターの運営
	など

①	フード支援、参加支援*・地域づくり支援*（重層的支援体制整備事業*） 共通 2	継続

所管部：福祉部

事業概要

■　区民や企業などの多様な主体の協力のもと、集めた食品をこども食堂*をはじめとした居場所で提供するフード支援を通じて、困っている方を早期に把握して福祉サービスにつなげるネットワークを構築します。
■　大田区らしい「地域共生社会*の実現」に向けた地域の自助力及び互助力を強化推進することを目的に、区民の個別の地域生活課題への対応について、地域での課題として検討するとともに、その解決に向けて、地域のつながりあい、支えあう体制をより一層推進します。

年度別計画

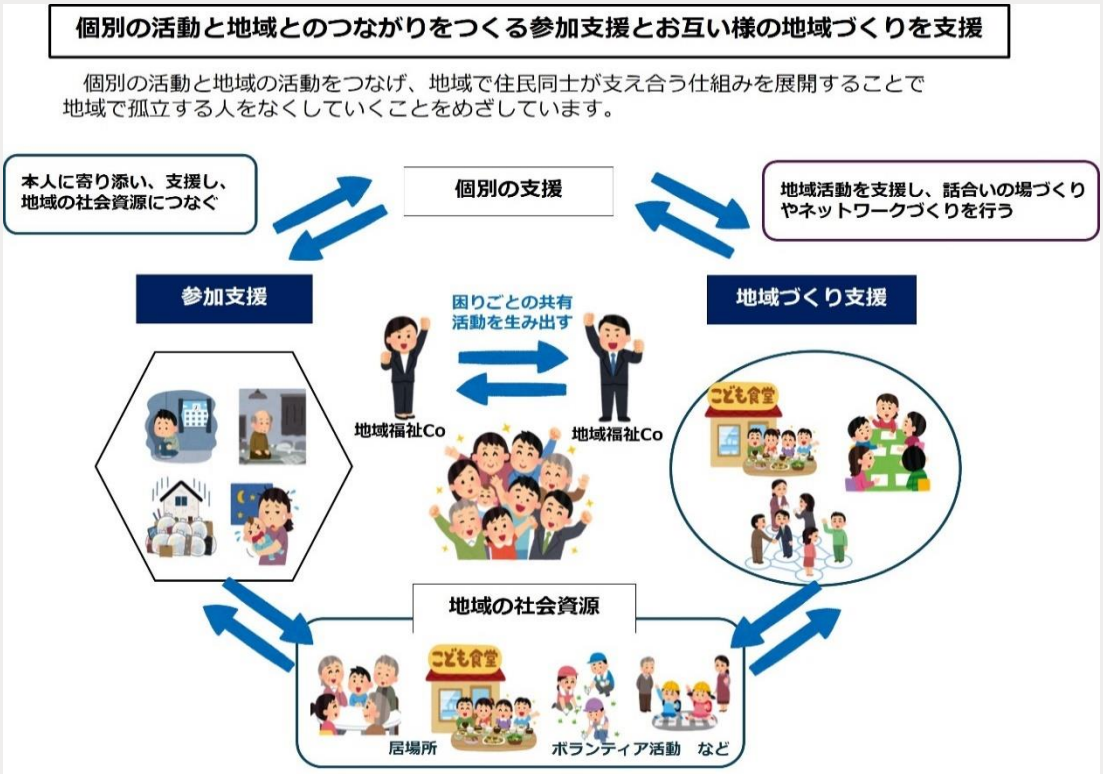
活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
フード支援ネットワーク体制の拡充 共通 2 【食支援参加のきっかけづくりの回数】	85 回	93 回	102 回
参加支援及び地域づくり支援の強化 共通 2 【参加支援と地域づくり支援の延べ件数】	参加支援 500 件 地域づくり支援 1,000 件	参加支援 500 件 地域づくり支援 1,000 件	参加支援 500 件 地域づくり支援 1,000 件
事業費（千円） 年度別	142,084	142,084	142,084
事業費（千円） 合計	426,252		

◇　**フード支援について**



施策 2-4　人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり
施策の方向性 2-4-1　多様な主体が参加する支えあいのネットワークの構築

◇　参加支援・地域づくり支援について



施策 2-4　人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり
施策の方向性 2-4-1　多様な主体が参加する支えあいのネットワークの構築

②	区民活動支援事業　共通２　共通３	拡充

所管部：地域未来創造部

事業概要

■　区民活動団体の活動基盤の強化や、地域や団体間におけるコーディネート機能強化、団体同士のつながりづくりを促進するため、組織運営ノウハウや活動を活性化させる手法などを学べる講座や、区民活動コーディネーターの視点を身に付け地域の中で連携や協働*のアイデアを活かせる講座を行います。また、伴走支援や交流会等の開催による連携支援も行い、包括的に活動を支えます。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
区民活動講座　共通２　共通３ 【延べ受講者数】		80 人	80 人	80 人
伴走支援・連携支援 共通２　共通３		実施	→	→
事業費（千円）	年度別	5,498	5,498	5,498
	合計	16,494		

施策 2-4　人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり
施策の方向性 2-4-2　自治会・町会との連携・協働の更なる推進

③	自治会・町会*活動支援　共通２　共通３	継続

所管部：地域未来創造部

事業概要

■　自治会・町会のＩＣＴ*活用を推進し、地域への関心が高くなる子育て家庭などに対する情報発信力を高めるとともに、自治会・町会が抱える課題（役員の高齢化、人材の確保など）について、自治会連合会*と連携・協働*し解決に向けて具体的に取り組みます。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
自治会・町会の情報発信力の強化 共通２　共通３ 【ＳＮＳ*で情報発信を行った自治会・町会数】		48 町会	56 町会	64 町会
事業費（千円）	年度別	―	―	―
	合計	―		

※　事業費が生じない主要事業

④	ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進	―

所管部：福祉部、まちづくり推進部

事業概要

■　「思いやり」や「気づき」の心を育み、安全・安心なまちづくりに参加・参画し貢献できる人材を育てるため、学校教育等の中でユニバーサルデザインや心のバリアフリー*を学び、体験できるような仕組みを継続していきます。
■　ユニバーサルデザインのまちづくりに加え、「大田区移動等円滑化促進方針」及び「大田区バリアフリー基本構想」に基づき、道路・施設の整備や心のバリアフリー等、ハード・ソフト両輪の事業による街なかの移動等円滑化を推進します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
障がい理解学習の支援 【障がい理解をテーマにした総合学習の実施校数】 再掲 障がい理解及び合理的配慮の普及促進事業（2-3-3）	小学校　40 校 中学校　14 校	小学校　40 校 中学校　16 校	小学校　40 校 中学校　17 校
重点整備地区の指定 【指定地区数】 再掲 バリアフリーによるまちづくりの推進（4-5-5）	3 地区	4 地区	4 地区
事業費（千円）　年度別 合計	各活動の事業費は再掲元で計上		

⑤	JOBOTA*／SAPOTA*／フラットおおた*（重層的支援体制整備事業*） 共通２	継続

所管部：福祉部、こども未来部

事業概要

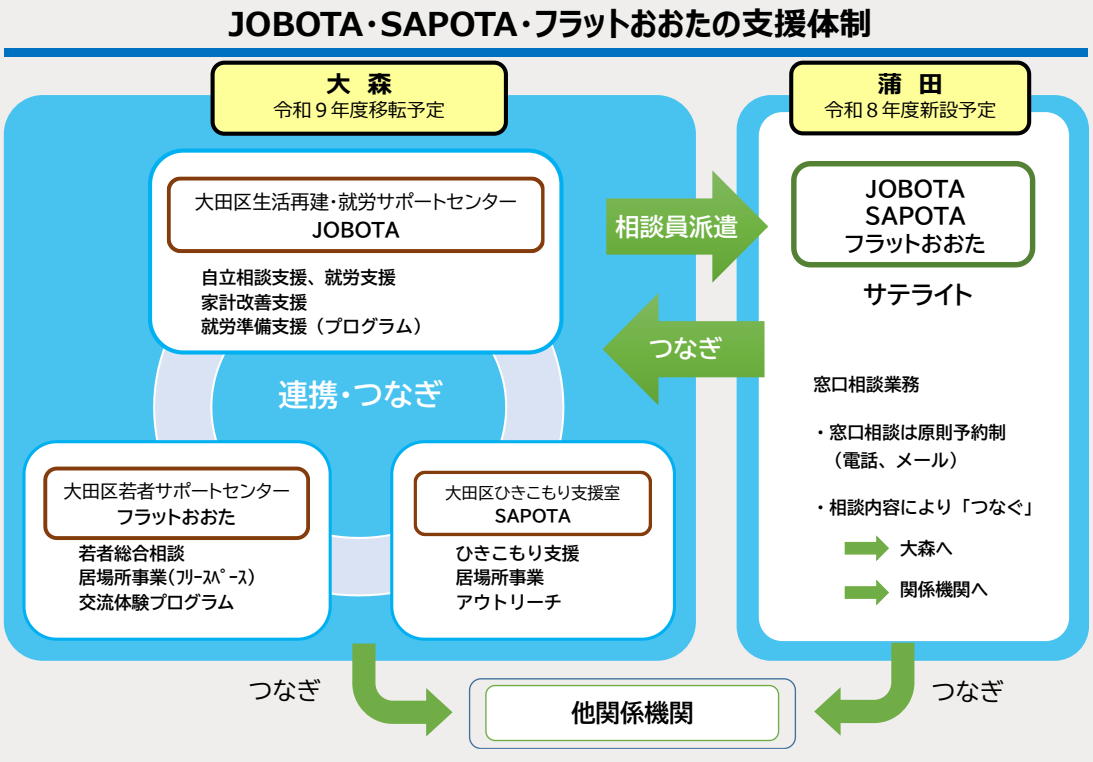
■　重層的支援体制整備事業の 13 の事業の一つである「大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA」と「大田区ひきこもり支援室 SAPOTA」、「大田区若者サポートセンター フラットおおた」の３事業の支援機関が同一の建物内で、連携して支援する体制を構築します。また、大森の本部機能のほかに蒲田に分室機能を設置します。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
JOBOTA／SAPOTA／フラットおおたの一体的運営 共通２ 【JOBOTA・SAPOTA の新規相談件数及びフラットおおたの新規利用登録者数の合計】		1,900 人	2,000 人	2,000 人
事業費（千円）	年度別	212,758	212,758	212,758
	合計	638,274		

※　フラットおおたにおける相談支援等の事業費は 1-1-2「こども・若者に対する総合相談」で計上

◇　JOBOTA・SAPOTA・フラットおおたの支援体制について



⑥ 大田区福祉人材育成・交流センターの運営 共通３　拡充

所管部：福祉部

事業概要

■　区内福祉事業所の福祉従事者や管理者を対象に、複合的な課題のある世帯や個人に対する多機関・多職種連携によるチーム支援を推進していくための研修会や、人材育成・定着を支援するための各種セミナーを実施します。
■　特に切迫している介護人材を中心に、外国人や元気高齢者などを含む多様な人材の確保に取り組みます。
■　福祉現場におけるカスタマーハラスメント*に適切に対応し、福祉従事者が安心して働ける環境を整備します。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
人材育成・定着に向けた研修会・セミナーの実施 共通３ 【研修会・セミナーの延べ参加者数】	850 人	1,000 人	1,000 人
多様な福祉人材の確保に向けた取組の強化 共通３ 【福祉の仕事に関する説明会、見学会及び就職相談会・面接会の実施回数】	7 回	7 回	7 回
カスタマーハラスメント対策事業の実施 共通３ 【相談窓口での延べ相談件数】	85 件	100 件	100 件
事業費（千円）　年度別	25,877	25,877	25,877
事業費（千円）　合計	77,631		

施　策
2－5

人々の相互理解と交流の促進

めざす姿

①　国際交流事業の実施や、海外都市との交流、グローバル人材*の育成などが日常的に行われ国際理解が深まっており、日本人区民と外国人区民の相互理解のもと、多様性を活かした誰もが住みやすいまちになっています。

②　情報提供の多言語化など、「伝える情報」から「伝わる情報」への転換が図られるとともに、日本語及び日本の生活習慣について、外国人区民の理解が進んでいます。また、多様な団体と連携し、個々のケースに対応したきめ細かな支援が行われ、外国人区民も地域の中で一層安心して暮らせるようになっています。

③　男女共同参画*社会についての理解が進み、あらゆる分野において、誰もが個性と能力を十分に発揮し、いきいきと活躍しています。また、性別だけでなく、年齢や出身、障がいの有無などの違いにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、多様な個性を認めあい、自分らしく生きられる社会が実現しています。

施策の方向性

①　**国際理解・国際交流の推進**

日本人区民と外国人区民が相互に理解しあい、顔の見える関係となるよう、地域の特色を活かした事業を通して交流を支援するとともに、多くの外国人区民が地域で活躍できる環境を整えます。

また、海外諸都市との多彩な交流を行い、グローバル人材の育成を推進しながら、様々な国際理解の機会を提供します。

②　**コミュニケーション支援及び外国人区民も暮らしやすい生活環境整備**

情報の多言語化を通して、外国人区民のライフステージ・ライフシーン別の行政情報を効果的に発信し、生活や暮らしに密着した情報を分かりやすく提供します。

また、外国人区民の日本語習得の学習機会を増やすなど、大田区での生活を円滑に送るための取組を進めます。

日常生活での困りごとを気軽に相談できる多言語対応の相談窓口を運営するほか、様々な団体とのネットワークを活かし、多文化共生*施策を効果的に推進します。

③　人権と多様性を尊重する意識の醸成

あらゆる人の人権が尊重され、年齢や性別、出身、障がいの有無などの違いにかかわらず多様性を認めあい、差別やハラスメントのない社会づくりのための施策を進めます。パネル展や講演会などの催しをはじめ、ホームページや啓発冊子などの媒体を通して、継続的に啓発事業を推進します。

また、男女共同参画*社会の実現に向け、男女平等推進センター「エセナおおた」で実施する講座やセミナーのほか、情報誌や区報等を通して男女共同参画についての理解啓発に取り組みます。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
2-5-1 国際理解・国際交流の推進	①　地域における国際理解・国際交流の推進
	・　海外友好都市・姉妹都市等との交流の推進
	・　国際交流員の雇用
	・　地域における多文化交流　など
2-5-2 コミュニケーション支援及び外国人区民も暮らしやすい生活環境整備	②　国際交流・多文化共生推進拠点機能の充実
	・　多文化共生推進協議会の運営
	・　やさしい日本語活用の普及
	・　通訳派遣及び翻訳の実施
	・　日本語等の学習支援
	・　災害時外国人支援　など
2-5-3 人権と多様性を尊重する意識の醸成	③　男女共同参画推進事業
	・　男女共同参画推進区民会議の運営
	・　男女共同参画意識啓発・相談事業
	・　人権啓発事業
	・　平和都市宣言記念事業

①　地域における国際理解・国際交流の推進　継続

所管部：地域未来創造部

事業概要

■　日本人区民と外国人区民が相互に理解しあい顔の見える関係となるよう、特別出張所や地域団体と連携した「18 色の国際都市事業」等を通して、外国人の視点を取り入れながら、各地域の特色を活かした国際理解・国際交流を促進します。
■　区の多文化共生*推進のサポーターである「Minto フレンズ*」の拡充を図り、多文化共生の意識啓発及び情報発信につなげます。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
18 色の国際都市事業 【18 特別出張所全体の延べ参加者数】		6,000 人	6,000 人	6,000 人
Minto フレンズの拡充 【情報カードの配布数】		2,000 人	2,000 人	2,000 人
事業費（千円）	年度別	711	711	711
	合計	2,133		





18 色の国際都市事業

施策 2-5　人々の相互理解と交流の促進
施策の方向性 2-5-2　コミュニケーション支援及び外国人区民も暮らしやすい生活環境整備

②	国際交流・多文化共生*推進拠点機能の充実　共通３	継続

所管部：地域未来創造部

事業概要

■　日本語教育の担い手である、日本語教室等に取り組む国際交流団体の育成を図るため、団体間の連携を深める場として、連絡会などおおた国際交流センターを活用した情報及び意見の交換を行う機会を増やし、団体の活動を支援します。
■　外国人区民や、外国人区民と関わりがある日本人区民が、日常生活での困りごとを気軽に相談できる、多言語対応が可能な相談窓口を運営します。あわせて、多言語通訳タブレット等のサービスを提供し、日本語への対応が難しい外国人区民への支援を充実します。
■　日本語学習支援ボランティア*の不足や高齢化に対応するため、担い手の育成を図り、外国人区民の学習機会を確保します。また、様々な学習ニーズに即した日本語教室を開催し、習得レベルに合わせた日本語学習を支援します。
■　（一財）国際都市おおた協会及び区ホームページやＳＮＳ*等により、外国人区民に必要とされる「伝わる情報」を効果的に発信することで、外国人区民等がより暮らしやすいまちの実現をめざします。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
国際交流団体の支援及び連携促進 【国際交流団体の数】	51 団体	53 団体	55 団体
多様性に配慮した多言語相談の実施 【延べ相談件数】	2,980 件	3,040 件	3,090 件
日本語教育の担い手支援　共通３ 【日本語ボランティア養成講座の延べ受講者数】	30 人	30 人	30 人
ホームページ等情報発信の充実 【協会ホームページの閲覧数】	10,000 回	10,000 回	10,000 回
事業費（千円）　年度別	34,223	34,192	34,192
事業費（千円）　合計	102,607		

③ 男女共同参画*推進事業　共通 1　共通 3　継続

所管部：総務部

事業概要

■　結婚や子育て経験の有無にかかわらず、幅広く男性への意識啓発を促すため、配偶者等とよりよい協力関係を築きワーク・ライフ・バランス*の大切さを考えるための講座や、父親として積極的に育児を行えるようなきっかけづくりの講座、性別による無意識の思い込みへの気づきとなる講座などを開催します。

■　仕事、家事、育児に追われる女性が、男女共同参画の視点を持ったリーダー像を学び、自分のリーダー観の再構築を図る講座を開催します。

■　これから起業や再就職などに挑戦しようとする女性を応援する講座や、ストレス・更年期障害などの悩みを抱えながら就労している女性に向けた安心して働くための講座など、働く女性の就労継続やチャレンジ（キャリア・アップ）を後押しするための講座を開催します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
男性への男女共同参画推進意識啓発事業　共通 1 【講座・セミナーの開催回数】	6 回	6 回	6 回
女性の活躍推進事業　共通 1 【講座･セミナーの延べ参加者数】	200 人	200 人	200 人
女性への就労支援・就労継続支援事業　共通 1　共通 3 【講座･セミナーの延べ参加者数】	160 人	160 人	160 人
事業費（千円）　年度別	45,310	45,310	45,310
事業費（千円）　合計	135,930		

施　策
2－6

地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実

めざす姿

①　効果的な啓発などにより誰もが健康に関心を持ち、学校、職場、地域などのつながりの中で一人ひとりが自分の価値観やライフスタイルに基づいた健康づくりに取り組み、次のライフステージも見据えた生活習慣等を改善することで、生涯を通じて心身の健康が維持され充実した日々を送っています。

②　住み慣れた地域で日常から適切な医療を受けられ、新たな感染症の発生などの健康危機発生時においても、迅速に必要な医療を受けることができています。

施策の方向性

①　**生涯を通じた心身の健康づくりの推進**

若い世代から生涯を通じて切れ目なく健康意識を高め、バランスの取れた食生活、定期的な運動、適切な休養・睡眠、歯と口腔の健康、こころの健康などによる疾病のリスクを低減し、生活習慣病*などの発病を予防します。

また、区民の健康づくりの継続のため、地域や事業者等と連携して取り組み、心身ともにいきいきと暮らせる健康まちづくりにつなげていきます。

---

②　**科学的根拠に基づく健康啓発の展開**

健康づくりは、区民の健康状態や地域の特徴を調査分析した上で、適切に評価しながら効果的に実施する必要があります。

このため、各種健診・検診データなどの科学的根拠に基づき、勧奨や健康啓発、健康教育などを展開します。

---

③　**健康に関する安全・安心の確保**

平常時から関係機関等と連携することで、地域医療体制の充実や食、生活環境などの安全・安心を確保するとともに、新たな感染症などの健康危機に対しても安全・安心の体制を整備していきます。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
2-6-1 生涯を通じた心身の健康づくりの推進	①　生涯を通じた健康啓発事業
	・　地域企業の戦略的な健康づくりの推進
	・　心身の健康づくりのための支援
	・　健（検）診等事業
	・　自殺総合対策の推進　など
2-6-2 科学的根拠に基づく健康啓発の展開	②　特定健康診査等実施計画に係る事業
	・　早期介入保健事業
	・　糖尿病性腎症重症化予防事業
	・　後発医薬品利用促進事業
	・　適正服薬推進事業　など
2-6-3 健康に関する安全・安心の確保	③　地域医療連携推進事業
	・　在宅医療に関する周知・啓発の推進
	・　平日準夜・休日診療事業
	・　骨髄移植推進事業
	・　ＡＥＤ普及推進
	・　がん患者への支援
	・　疾病予防に向けた予防接種の推進
	・　感染症予防に向けた普及啓発と検査体制の充実
	・　感染症の流行に備えた体制強化
	・　結核・感染症対策と支援
	・　医療や食の安全、生活環境の衛生確保の推進
	・　狂犬病予防及び動物愛護事業　など

①　生涯を通じた健康啓発事業　継続

所管部：健康政策部

事業概要

■　若いうちから健康への興味・関心を高め、生涯を通じて健康づくりに取り組むことができるよう、児童を対象に正しい食生活や運動習慣、居住地区の健康課題等について啓発します。また、児童を通じて家族に健康の大切さを伝えることで、家族全体の健康づくりにもつなげます。

■　働く世代等に対して、健康の保持・増進を目的に生活習慣病*の予防と心身の健康に関する正しい知識を啓発します。また、健康意識を高め、健診（検診）の受診や医療機関の早期受診を促します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
小学校への健康教育 【健康教育を実施した学校数】	30 校	35 校	40 校
企業・事業所等への健康活動支援 【出張健康講座を実施した企業・事業所等の延べ回数】	45 回	50 回	55 回
事業費（千円）　年度別	5,973	6,554	7,135
事業費（千円）　合計	19,662		

②　特定健康診査等実施計画に係る事業　継続

所管部：健康政策部

事業概要

■　健診結果データ、レセプト*データ及び個人の属性をＡＩ*が分析することで、勧奨対象者の優先順位付け及び個人特性に応じた異なるデザインの勧奨はがきの送り分けを行い、受診行動を促します。また、被保険者の生活習慣病*のレセプトが多い医療機関等に対して、医師やメディカルスタッフから、治療と別観点で健診受診を勧めてもらうよう依頼します。

■　特定健康診査*の検査項目を含んだ人間ドックを受診し、検査結果等の申請書類一式を提出した被保険者に助成を行い、本人の負担を軽減することで利用者の増加をめざします。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
ＡＩを活用した受診勧奨 【勧奨受診率】		26.0%	26.5%	27.0%
人間ドック受診助成 【助成件数】		1,200 件	1,250 件	1,300 件
事業費（千円）	年度別	28,205	28,629	29,053
	合計	85,887		

③ 地域医療連携推進事業　継続

所管部：健康政策部

事業概要

■　がん検診・成人歯科健診の受診票の発送に併せて、「かかりつけ医*、歯科医、薬局」を持つことの大切さを周知啓発します。
■　健康な若い世代や中高年にも、かかりつけ医などの重要性や必要性について気付いてもらえるよう、デジタル等を活用した周知啓発に取り組みます。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
がん検診や成人歯科健診の受診票発送時の啓発【がん検診・成人歯科健診の受診票発送数】	555,000 件	555,000 件	555,000 件
若い世代への周知啓発【啓発チラシ発送箇所】	100 か所	100 か所	100 か所
事業費（千円）　年度別	—	—	—
事業費（千円）　合計	—		

※　事業費が生じない主要事業

施　策
2－7

スポーツの楽しさが広がる環境の整備

めざす姿

①　スポーツのイベントや施設を利用して、多くの区民がスポーツに取り組んでおり、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず誰もがスポーツを楽しみ、豊かな生活を送ることができています。

②　スポーツが区民の生活に根差し、健康的な生活を送ることができるよう、誰もが気軽に身近な場所で、ウォーキングやランニングなどのスポーツに取り組む環境が整備されています。

施策の方向性

①　**誰もがスポーツを楽しめる機会づくり**

　誰もが健康でいきいき暮らせるよう、スポーツに親しみ、楽しめる機会を創出します。

　こどもには体を動かす楽しさに触れるきっかけづくり、働き盛り世代・子育て世代には、気軽にスポーツに親しめるきっかけづくり等、ライフステージに応じた取組を地域のスポーツ活動団体等とも連携して行い、継続的なスポーツの実施を推進します。

---

②　**ニーズに即したスポーツ環境の整備**

　多様化している区民のスポーツに関するニーズを把握し、適切に対応するとともに、将来的な状況変化にも柔軟に対応できるよう、体育館や公園内のスポーツ施設など、施設のあり方を検討していきます。

　地域間のバランスや需要を踏まえ、施設整備の検討を進めるとともに、利用率の低い時間帯の多目的利用を推進するなど、スポーツ施設の有効活用を図ります。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
2-7-1 誰もがスポーツを楽しめる機会づくり	①　スポーツ参加機会の充実と情報発信の強化
	・　スポーツイベントの実施
	・　ランニング環境の整備事業
	・　スポーツ大会や教室等の情報発信　など
2-7-2 ニーズに即したスポーツ環境の整備	②　スポーツ施設の利用促進・サービス向上
	・　スポーツ施設の整備・充実

①	スポーツ参加機会の充実と情報発信の強化　共通２	継続

所管部：地域未来創造部

事業概要

■　区民の間に広くスポーツへの関心と理解を深め、様々なスポーツ種目に親しむ機会を創出します。こどもから高齢者までが参加できるプログラムを提供し、健康・体力づくり、生きがいづくりを図るとともに、区民相互の交流の契機とするため、区民スポーツまつりや OTA ウォーキングといったイベントを実施します。

■　特にスポーツ実施率の低い 30～40 代の女性に情報が届くように、ＳＮＳ*の積極的な活用などにより、区内で実施しているスポーツイベントや教室のほか、気軽に身近で取り組める運動や運動できる場所等の情報発信を強化します。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
区民スポーツまつりの開催 共通２ 【イベントの延べ参加者数】	15,500 人	16,000 人	16,500 人
OTA ウォーキングの開催 共通２ 【イベントの延べ参加者数】	600 人	650 人	700 人
スポーツ実施率の低い層を中心とした広報・情報発信の充実 【動画再生平均回数】	11,000 回	11,500 回	12,000 回
事業費（千円）　年度別	13,444	13,444	13,444
事業費（千円）　合計	40,332		

②　スポーツ施設の利用促進・サービス向上　継続

所管部：地域未来創造部、都市基盤整備部

事業概要

■　区のスポーツ施設について、使用可能な種目を見直すなど、多様な利用ができるよう検討し、利用促進に取り組みます。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
区立スポーツ施設の多目的利用の推進 【屋外施設の平日日中利用率】	43%	45%	46%
事業費（千円）　年度別	—	—	—
事業費（千円）　合計	—		

※　事業費が生じない主要事業

施　策
2－8

心ときめく豊かな地域をつくる　文化資源の創造と継承

めざす姿

① 誰もが気軽にかつ身近に文化芸術に親しめる環境を整えることで、年齢やライフスタイルにかかわらず、文化に触れあいながら自分らしく誇りを持って暮らしを楽しんでいます。

② 区の貴重な歴史・文化資源の調査研究成果が展示等により公開されることで、区民が地域の歴史や文化を深く理解しており、地元に愛着を持ちながら文化資源を守り継承しています。

施策の方向性

① **文化芸術に親しむ機会の創出**

区民が暮らしの中で身近に文化芸術に触れ、体験する機会を増やし、区民の心が潤い豊かな感性が育まれた心ときめくまちづくりを進めます。

区内に点在する文化施設での多彩な公演や豊富な区所蔵美術品の更なる活用、教育・福祉・観光など他分野と連携したアウトリーチ*事業等を推進します。また、文化の発信者となる人の支援・育成を通じ、区民のウェルビーイング*を高めていきます。

---

② **地域の文化資源の保存・活用の推進**

区の貴重な財産である文化資源の掘り起こし、収集、記録、保存とともに、資料同士の有機的な結び付きに目を向け、歴史的事実の復原及び新たな事実の解明にも努めます。

区民が地域の文化に誇りを持ち次世代へ継承できるよう、文化資源を積極的に公開し、高齢者やこどもなど誰もが自由に文化を享受できる機会の充実を図ります。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
2-8-1 文化芸術に親しむ機会の創出	①　文化芸術鑑賞・体験機会の充実
	②　区所蔵美術品による文化創造空間の創出
	など
2-8-2 地域の文化資源の保存・活用の推進	③　郷土博物館における取組の推進
	・　区立博物館・記念館等の運営

①　文化芸術鑑賞・体験機会の充実　継続

所管部：地域未来創造部

事業概要

■　区立文化施設等における公演やワークショップの実施を通じて、文化芸術の鑑賞や体験機会を増やします。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
公演・体験型事業の実施 【公演等の延べ来場者数】		48,000 人	48,000 人	48,000 人
事業費（千円）	年度別	85,687	85,687	85,687
	合計	257,061		



洗足池　春宵の響



映画鑑賞ワークショップ

②　区所蔵美術品による文化創造空間の創出　拡充

所管部：地域未来創造部

事業概要

■　誰もが身近にアートに触れることができる環境を創造するため、区所蔵美術品の展示や貸出しを行い、アートの鑑賞機会や活用方法を新たに創出します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
区所蔵美術品の鑑賞機会拡大 【区所蔵美術品の展示施設数】	22 か所	22 か所	22 か所
区所蔵美術品の貸出し 【区所蔵美術品の貸出し点数】	20 点	30 点	40 点
区内小中学校、公共施設・民間施設を活用したアウトリーチ事業 【アウトリーチ事業の回数】	5 回	6 回	7 回
文化創造空間の検討	検討	→	→
事業費（千円）　年度別	37,926	3,837	3,837
事業費（千円）　合計	45,600		

③ 郷土博物館における取組の推進　継続

所管部：地域未来創造部、教育総務部

事業概要

■　郷土博物館において、地域の歴史・文化に関する調査研究を進めるとともに、その成果を展示や参加型事業等を通じて公開、活用します。また、区内の指定文化財、登録文化財をはじめとする文化財の保護、保存、活用に取り組みます。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
歴史・文化に関する調査研究、公開、活用 【郷土博物館の延べ入館者数】	18,000 人	18,000 人	18,000 人
事業費（千円）　年度別	35,460	35,460	35,460
事業費（千円）　合計	106,380		

施　策
2－9

生涯にわたる学びの支援

めざす姿

① 生涯にわたる多様な学習機会が確保され、学びあいを通じたつながりを育む場が充実し、それらを支える環境が整っています。あわせて、これにより新たなコミュニティ形成を促す好循環を生み出し、区民一人ひとりがいきいきと暮らしています。

② 区立図書館が区民の知と読書活動の拠点として区民から親しまれているとともに、資料を仲立ちとして、人と人とを出会わせ、結び付け、地域活動へと誘う、居場所、憩いの場としての機能が充実しています。

施策の方向性

① **個人の学びの充実**

区民が社会の構造的な変容に対応し、一人ひとりが豊かに暮らし、地域社会全体のウェルビーイング*を実現するため、生涯を通じた多様なニーズに応える主体的な学びの機会充実に取り組みます。

また、様々な理由により学びの場に参加できていない区民も含む、誰一人取り残すことのない学びの条件整備を進めます。

---

② **学びを通じたつながり・活用の場の創出**

学んだことを発表する機会や学びを通じて交流する機会を創出することで、個人の学びを深めるとともに、学びを通じたつながりを育み、地域の課題解決や活性化につなげます。

区施設等を活用し、区民の学びあいを通じた地域コミュニティ*形成を促します。

---

③ **地域の学びを支える環境整備**

区内では、多様な主体が特色ある区の資源を活用しながら学習機会を提供しています。それらの資源を最大限活かし、区民の学びを支援するため、多様な主体と連携し、学習・活動環境を整備します。

また、各主体別に提供している様々な学習情報を体系化し、区民が学びたいことと学びの機会をつなげる情報発信を行い、地域の学びを支えます。

---

④　図書館機能の充実

いつでも、どこでも、誰でも利用しやすい図書館サービスの提供を実現し、知の拠点、人と人を結び生涯学習などへつなげる地域の特色を活かした交流拠点としての機能整備や、気軽に利用できる身近な図書館づくりに取り組みます。

また、ポストコロナ*の価値観の変化や、学びのスタイルの変化を踏まえ、中央図書館*を含む区立図書館の今後のあり方について検討を行います。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
2-9-1 個人の学びの充実	①　多様なニーズに応える学びの機会充実
2-9-2 学びを通じたつながり・活用の場の創出	②　学びを通じたつながりづくりと学びを活かす仕組みづくり
2-9-3 地域の学びを支える環境整備	③　学びを支える情報発信と場の整備 ・　生涯学習センター、文化センター等の機能拡充　など
2-9-4 図書館機能の充実	④　図書館機能の充実 ・　中央図書館の検討

①　多様なニーズに応える学びの機会充実　継続

所管部：地域未来創造部

事業概要

■　ライフステージやライフスタイルにかかわらず、学ぶ意欲のある区民誰もが学ぶことができる機会の充実に取り組みます。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
生涯学習講座 【生涯学習講座延べ受講者数】		1,000 人	1,000 人	1,000 人
事業費（千円）	年度別	3,372	3,372	3,372
	合計	10,116		

施策 2-9　生涯にわたる学びの支援
施策の方向性 2-9-2　学びを通じたつながり・活用の場の創出

②	学びを通じたつながりづくりと学びを活かす仕組みづくり　共通２　共通３	継続

所管部：地域未来創造部

事業概要

■　学んだことを発表する機会や学びを通じて交流する機会を創出することで、個人の学びを深めるとともに、学びを通じたつながりを育み、地域の課題解決や活性化につなげます。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
生涯学習サポーターの養成 共通２ 共通３ 【生涯学習サポーター養成講座受講者数】	20 人	20 人	20 人
事業費（千円） 年度別	278	278	278
事業費（千円） 合計	834		

③	学びを支える情報発信と場の整備	継続

所管部：地域未来創造部

事業概要

■　区内の多様な主体と連携し、学習・活動環境を整備します。また、各主体が提供している学習情報を体系化し、区民が学びたいことと学びの機会をつなげる情報発信を行います。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
生涯学習ウェブサイトの運用【閲覧数】		372,000 回	378,000 回	384,000 回
事業費（千円）	年度別	3,806	2,640	2,640
	合計	9,086		

◇　**生涯学習ウェブサイト「おおたまなびの森」について**

- ✓　講座、サークル情報等を分かりやすく発信することで、区民の学習や活動のきっかけづくり、学びの継続を支援
- ✓　動画講座のオンライン配信により、時間的・空間的な制約を超えた学びの機会を提供



④	図書館機能の充実　共通 2	継続

所管部：教育総務部

事業概要

■　いつでも、どこでも、誰でも利用しやすい図書館サービスの提供を実現するため、デジタル技術を活用し、図書館サービスを向上させる図書館のＤＸ*化を進め、利便性を高めるとともに業務効率化を図ります。
■　魅力ある地域特性を活かした特設コーナーの設置など、区民が親しみやすい特色ある図書館づくりを推進するとともに、知の拠点、生涯学習の場としての機能や、区民の居場所、憩いの場として気軽に利用できる環境を整備します。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
図書館のＤＸ推進 【図書館利用・電子書籍 PR イベント及び広報回数】		54 件	62 件	62 件
地域の特色を活かした図書館の整備　共通 2 【集会行事の開催数】		2,550 回	2,600 回	2,650 回
事業費（千円）	年度別	1,990,419	2,045,419	1,990,419
	合計	6,026,257		



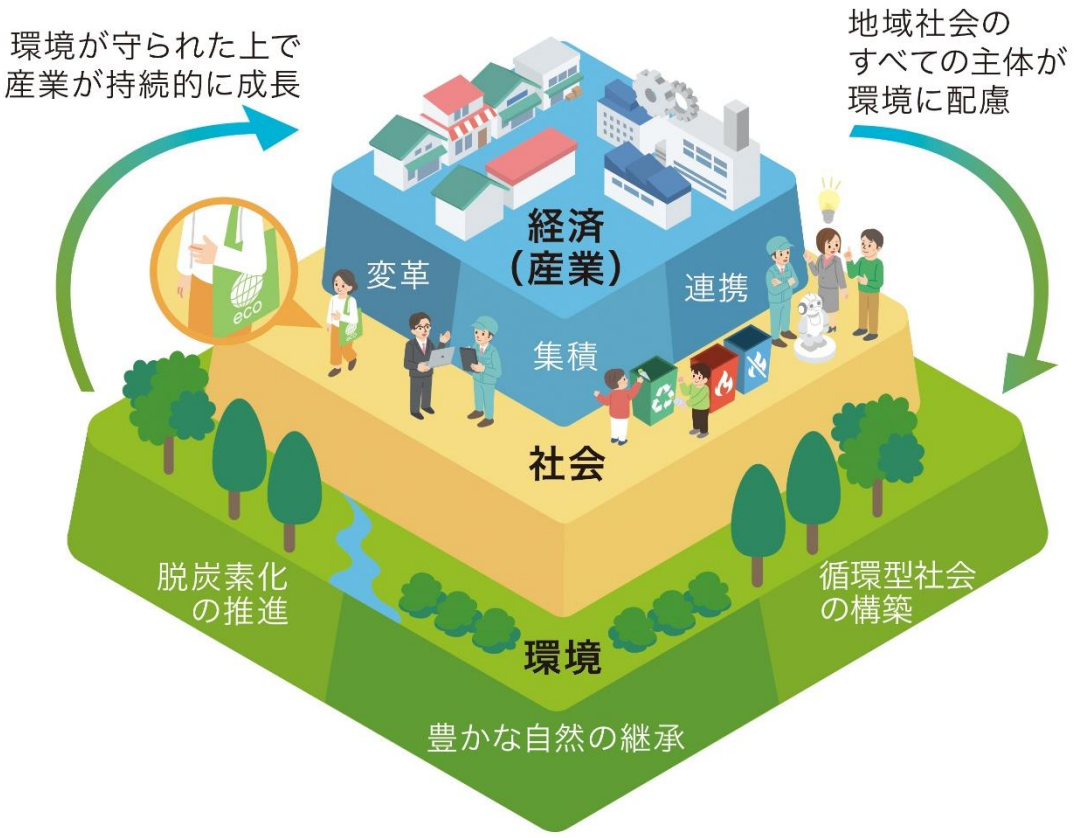
図書館のＤＸ化
（例：座席管理システム）



おはなし会の様子

基本目標 3	豊かな環境と産業の活力で 持続的に発展するまち

環境は、経済・社会などわたしたちの暮らしの基盤です。
地域社会のすべての主体が環境に配慮した行動をともに起こし、
将来の世代によりよい形で引き継いでいくことが大切です。
そして、環境が守られた上で、国内有数の産業集積の維持・発展と新産業の創造を通じ、産業が持続的に成長することが、区の活力を将来にわたって高めていくことにつながります。
一人ひとりに環境への意識が浸透して具体的な行動につながるとともに、多様な産業がたえまなく成長することで、持続的に発展するまちをめざします。



施策を構成する事業

※　枠で囲んである事業は主要事業

施策 3-1　脱炭素化の推進と豊かな自然の継承

施策の方向性 3-1-1　脱炭素ライフスタイルへの転換

- 区民の行動変容の促進
- 事業者の行動変容の促進

施策の方向性 3-1-2　脱炭素まちづくりの推進

- 区による率先行動

施策の方向性 3-1-3　豊かな自然の継承

- グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進【再掲】
- 緑化の推進
- 自然環境の保護

施策 3-2　持続可能な循環型社会の構築

施策の方向性 3-2-1　３Ｒ+Renewable の推進

- ごみ減量推進事業
- ３Ｒの推進
- 適正処理の推進

施策 3-3　区内企業の自己変革の促進

施策の方向性 3-3-1　変化への対応・高付加価値化

- 新製品・新技術開発や取引拡大等への支援
- 経済活動に対する支援

施策の方向性 3-3-2　脱炭素化・デジタル化の促進

- デジタル化の支援
- 脱炭素化の支援

施策 3-4　ものづくりの次世代への承継と立地支援

施策の方向性 3-4-1　基盤技術の維持、次世代への承継とものづくり人材育成・確保

- ものづくり人材育成・確保の支援
- 事業承継の支援

施策の方向性 3-4-2　立地・拡張ニーズへの対応と、産業と暮らしの調和

- 企業誘致・留置の推進
- 産業支援施設の運営・支援
- 人材確保のための“新しいものづくり”プロモーション事業

施策 3-5　新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出

施策の方向性 3-5-1　新たな挑戦への支援（創業支援）

- ● 創業支援

施策の方向性 3-5-2　産業交流拠点の形成

- ● 「HANEDA×PiO」の充実・活用
- ● 次世代産業創造・産業クラスター形成支援

施策の方向性 3-5-3　イノベーション創出の推進

- ● 革新的な技術等を生み出すイノベーション創出
- ● 羽田イノベーションシティにおける公民連携の推進

施策 3-6　活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信

施策の方向性 3-6-1　商店街の持続的な運営とにぎわい創出等の支援

- ● 商店街の活性化支援
- ● 商店街の運営基盤強化支援

施策の方向性 3-6-2　区の魅力の発信と来訪者の利便性向上

- ● おおたの観光魅力発信事業
- ● 来訪者の観光回遊促進

施　策
3－1

脱炭素*化の推進と豊かな自然の継承

めざす姿

①　省エネ*・創エネ*・蓄エネ*を通じたカーボンハーフ*の取組の進捗とともに、次世代クリーンエネルギー*や新技術の社会実装が始まる中、「2050 年までの脱炭素社会の実現」に向けて、区民・事業者・区が一体となって温室効果ガス*排出量の削減に取り組んでいます。

②　誰もが自然に配慮しながら人間活動を営んでおり、自然と共生する生活空間や職場環境が実現しています。生物多様性*の恵みにより、区民の生活がより豊かとなり持続可能な環境負荷の低い経済活動が成立しています。

施策の方向性

①　**脱炭素ライフスタイルへの転換**

地球温暖化を「自分ごと」として、日常生活や経済活動の中で環境配慮行動を実践し、温室効果ガスの排出を最小限に抑える持続可能な生活様式「脱炭素ライフスタイル」への転換を推進していきます。

取組成果の「見える化」と実践のサイクルを通じて、更なる取組強化を促すとともに、区民・事業者・区あらゆる主体が互いに「つながる」ことによって、「脱炭素ライフスタイル」への行動変容の輪を広げていきます。

また、豊かな地球環境を継承していくため、未来を創り出すこどもたちの環境意識を高め、持続可能な未来をつくる行動変容を促します。

---

②　**脱炭素まちづくりの推進**

区有施設の再生可能エネルギー*導入や省エネルギー・省資源対策の徹底等、区自らが率先して行動し、区役所の業務に起因するエネルギー消費量及び CO_2 排出量を削減していきます。

あわせて、国や東京都の脱炭素施策の動きと連動し、区内全域への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入や省エネ機器*・設備の導入を促進するとともに、次世代クリーンエネルギーや新技術の社会実装を見据えた先駆的な取組を進め、区が牽引役となって区内の建築物及び移動手段の脱炭素化を推進していきます。

区民・事業者・区が一体となって環境と産業の好循環を生む持続的な発展によって、にぎわいのある脱炭素まちづくりをめざします。

---

③　豊かな自然の継承

大田区の豊かな自然を後世に継承するため、誰もが生物多様性*の価値を認識し地球環境に配慮した社会づくりを進めます。区民・事業者・区あらゆる主体による協働*を推進し、自然環境分野における環境教育を普及していきます。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
3-1-1 脱炭素ライフスタイルへの転換	①　区民の行動変容の促進
	②　事業者の行動変容の促進
3-1-2 脱炭素まちづくりの推進	③　区による率先行動
3-1-3 豊かな自然の継承	④　グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進【再掲】
	・　緑化の推進
	・　自然環境の保護

①　区民の行動変容の促進　継続

所管部：資源環境部

事業概要

■　区内の住宅における省エネ機器*等の導入を促進し、区内家庭部門の CO_2 排出量削減に向けた取組を強化します。
■　LINE を活用した情報発信や、環境学習講座等の普及啓発活動を充実させることにより、環境問題に対する「気づき」や「学び」を得る契機を創出し、区民の行動変容を促進します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
省エネ機器等助成事業 【助成件数】	150 件	見直し・拡充	見直し・拡充
LINE を活用した環境情報の発信 【環境政策課 LINE 新規登録件数】	200 件	200 件	200 件
環境学習講座 （こども環境教室など）等の実施による効果向上	推進	→	→
事業費（千円）　年度別	31,225	42,541	42,295
事業費（千円）　合計	116,061		

②　事業者の行動変容の促進　継続

所管部：資源環境部

事業概要

■　「区民運動おおたクールアクション」への賛同を表明した事業者・団体によって立ち上げられた任意団体「おおたクールアクション推進連絡会」において、多様な団体・事業者による脱炭素*社会の実現に向けた取組の連携・情報共有の場を創出します。
■　事業者に対して CO_2 排出量の可視化を支援して現状把握を促すことにより、行動変容を促進します。

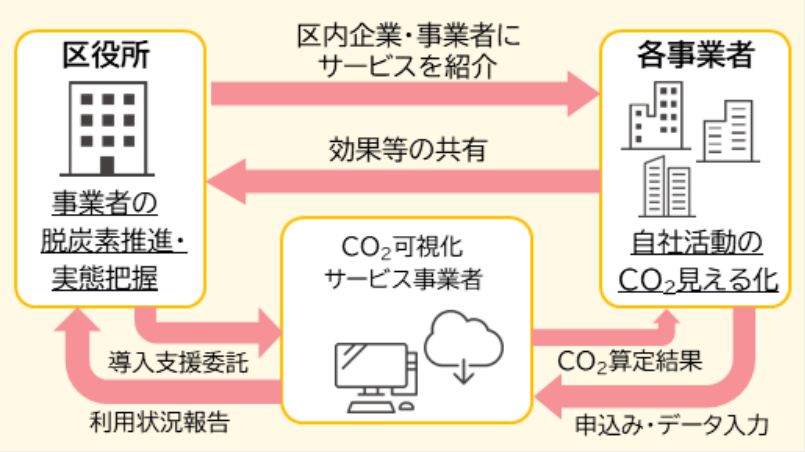
年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
おおたクールアクション推進連絡会の活動支援【活動件数※】	200 件	210 件	220 件
CO_2 可視化システム導入事業【利用件数】	20 件	20 件	20 件
事業費（千円）　年度別	2,690	2,800	2,690
事業費（千円）　合計	8,180		

※　おおたクールアクション推進連絡会及び賛同団体が行った活動件数

◇　**区民運動おおたクールアクション**
区民一人ひとりが地球温暖化の問題を「自分ごと」として捉え、解決のための行動と対策を実践するとともに、賛同する事業者・団体・区が自らの取組を共有・発信することで区内全域に活動の輪を広げ、脱炭素社会の実現をめざす区民運動。

◇　**CO_2 可視化システム**
事業者を対象とした CO_2 排出量を簡易算定できるシステム。自らの CO_2 排出量を現状把握することによって、脱炭素への改善行動につなげる。



③ 区による率先行動　拡充

所管部：資源環境部

事業概要

■　公共施設において、先進的な省エネ機器*や高効率燃料電池*などの先端技術を導入するとともに、再エネ電力*の調達を進めることで、公共施設からの CO_2 排出量を削減します。
■　庁有車の電動化を進めることにより、区の業務における移動時の CO_2 排出量を削減します。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
公共施設への先進的な省エネ機器の導入【先進的な省エネ機器を導入した施設数】		7 件	8 件	導入拡大
高効率燃料電池の導入		導入検討	導入拡大	導入検討
庁有車の電動化【庁有車（乗用車）における電動車*の割合】		81.3%	87.5%	93.8%
再エネ電力の調達【区役所が調達する電力に占める再エネ電力の割合】		56.5%	68.6%	79.1%
事業費（千円）	年度別	2,330	62,990	9,689
	合計	75,009		

※　事業費は庁有車の電動化、再エネ電力の調達は除く

④ 再掲 グリーンインフラ*を活用した持続可能なまちづくりの推進（4-9-1）

施　策
3－2

持続可能な循環型社会*の構築

めざす姿

①　区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を認識し、ごみを出さない・つくらない工夫が日常生活や事業活動などで定着しています。

施策の方向性

①　**３Ｒ*＋Renewable*の推進**

区民や事業者に対して、発生抑制（Reduce*）、再使用（Reuse*）を心がけるよう、様々なツールを活用し、継続的かつ効果的な情報発信を行い、可能な限りごみを排出しない生活様式の定着を図ります。排出される不要物については、可能な限り再生利用（Recycle*）に向けた排出を促し、再生可能な資源を無駄なく循環利用（Renewable）することを通じて、区民や事業者の意識改革と行動変容を促進し、環境負荷の低減に努めます。また、サーキュラーエコノミー*実現に向けた事業者の取組を促します。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
3-2-1 ３Ｒ＋Renewable の推進	①　ごみ減量推進事業
	・　３Ｒの推進
	・　適正処理の推進

施策 3-2　持続可能な循環型社会の構築
施策の方向性 3-2-1　３Ｒ＋Renewable の推進

①	ごみ減量推進事業	継続

所管部：資源環境部

事業概要

■　家庭から排出されるプラスチックを集積所で回収し、再商品化施設において資源化します。
■　事業者・団体等と連携しながら、食べきり応援団*やフードドライブ*など、食品ロス*削減に関する意識醸成と行動変容を促すための普及啓発を行います。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
資源プラスチックの回収		推進	→	→
食品ロス削減への行動変容		推進	→	→
事業費（千円）	年度別	1,123,910	1,123,910	1,123,910
	合計	3,371,730		

※事業費は、資源（古紙類、びん・かん等）回収車両へ搭載する運行管理システム予算を含む

施　策
3－3

区内企業の自己変革の促進

めざす姿

①　変化の激しい環境が続く中でも、区内企業が自社の本質的な課題を理解して、デジタル技術の積極的な活用や新たなビジネスの創出、環境にやさしいものづくりに挑戦することで自己変革が進み、国内外の需要を持続的に取り込んでいます。

施策の方向性

①　**変化への対応・高付加価値化**

各種経営支援の実施やマーケティング力*の強化支援を実施することで、区内企業の稼ぐ力を強化します。区内企業の強みである「仲間まわし*」及び試作・開発力を活かしたプラットフォームの拡大の推進、海外展開支援等により、区内企業の新分野進出、販路拡大に加え、新ビジネス・イノベーション*の創出を促進します。

②　**脱炭素*化・デジタル化の促進**

脱炭素化への取組や、デジタル技術を活用した業務効率化による生産性の向上と、高付加価値化を実現するための取組を推進します。脱炭素化への取組支援施策に加え、ものづくり企業や商店街・個店をはじめとして、多様な産業のデジタル化・キャッシュレス*化を促進します。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
3-3-1 変化への対応・高付加価値化	①　新製品・新技術開発や取引拡大等への支援
	・　経済活動に対する支援
3-3-2 脱炭素化・デジタル化の促進	②　デジタル化の支援
	③　脱炭素化の支援

施策 3-3　区内企業の自己変革の促進
施策の方向性 3-3-1　変化への対応・高付加価値化

①　新製品・新技術開発や取引拡大等への支援　継続

所管部：産業経済部

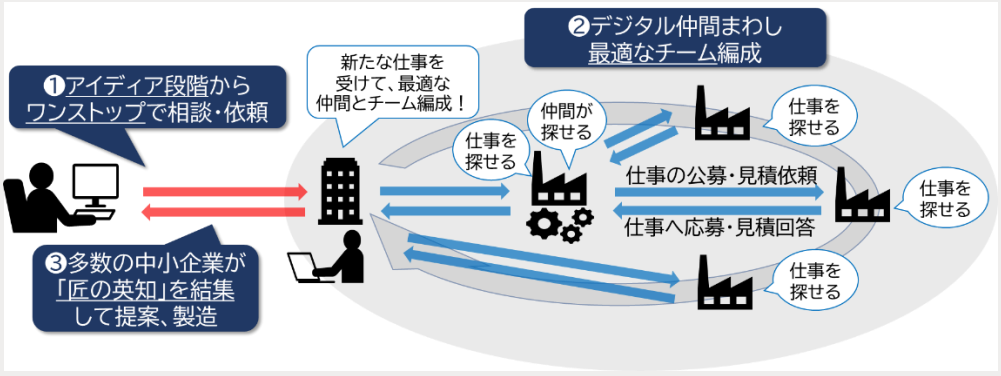
事業概要

■　区内企業の強みである「仲間まわし*」及び試作・開発力を活かしたプラットフォームの拡大を推進するなど、ものづくり企業の高付加価値化及び稼ぐ力の強化を図ります。
■　新製品・新技術開発支援やマーケティング力*の強化支援、海外展開支援等により、区内企業の新分野進出、販路拡大に加え、新ビジネス・イノベーション*の創出を促進します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
デジタル受発注プラットフォーム構築・拡大事業 【新規参画事業者数】	20 社	20 社	20 社
新製品・新技術開発支援 【新製品・新技術への助成、表彰件数】	助成　18 件 表彰　9 件	助成　18 件 表彰　9 件	助成　18 件 表彰　9 件
取引拡大の支援（国内） 【国内総受発注件数】	2,800 件	2,800 件	2,800 件
取引拡大の支援（海外） 【区内企業の海外取引相談件数と海外機関・企業等との打合せ件数の合計値】	800 件	820 件	840 件
事業費（千円）　年度別	157,409	135,409	135,409
事業費（千円）　合計	428,227		

◇　**デジタル受発注プラットフォーム構築・拡大事業**
区内企業の強みである「仲間まわし」及び試作・研究開発力を活かしてより良質な案件獲得をめざす、デジタルツールを活用した受発注相談の仕組みのこと。
令和 4 年度より運用を開始し、区内企業を中心に約 100 社が参画している。



②　デジタル化の支援　継続

所管部：産業経済部

事業概要

■　専門人材を活用し、区内中小製造業のデジタル化支援を行います。
■　商店街・個店のデジタル化・キャッシュレス*化を促進し、業務効率化による生産性の向上や高付加価値化を推進します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
デジタル化支援事業 【デジタル化セミナー*参加事業者数】	20 社	20 社	20 社
キャッシュレス決済商店街キャンペーン補助 【事業数】 再掲 商店街の活性化支援（3-6-1）	50 件	50 件	50 件
事業費（千円）　年度別	6,900	0	0
事業費（千円）　合計	6,900		

※　再掲の活動の事業費は再掲元で計上

③	脱炭素*化の支援	—

所管部：産業経済部、資源環境部

事業概要

■　企業の脱炭素化に係る費用の助成や CO_2 可視化システムの導入事業により、企業の脱炭素化を支援し、企業の持続可能な経営の促進及び産業集積*の維持・発展を図ります。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
企業立地・ＳＤＧｓ助成金 【認定件数※】 再掲 企業誘致・留置の推進（3-4-2）	10 件	10 件	10 件
CO_2 可視化システム導入事業 【利用件数】 再掲 事業者の行動変容の促進（3-1-1）	20 件	20 件	20 件
事業費（千円）　年度別 合計	各活動の事業費は再掲元で計上		

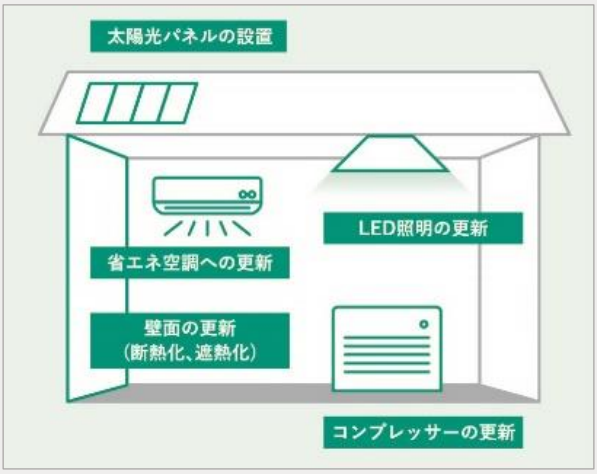
※　脱炭素化の促進に関する助成金の認定件数

◇　**企業立地・ＳＤＧｓ助成金**

区内企業のＳＤＧｓを力強く推進するため、区内立地の促進、脱炭素化・生産性向上に取り組む企業を支援する制度のこと。

（取組例）

✓ 太陽光発電システムの導入
✓ 工場内照明のＬＥＤ化



施　策
3－4

ものづくりの次世代への承継と立地支援

めざす姿

①　日本の産業を支え、牽引するものづくり産業集積*地の一つとして、多様な基盤技術と職人・匠のノウハウや知恵が維持され、次世代へ着実に継承されています。また、次世代を担う人材が確保・育成され、さらに地域での新たな変革や連携を先導することで、区内の産業競争力が高まっています。

②　企業の成長段階に応じたハード・ソフト両面のきめ細かな支援により、ものづくり産業とそれを支える幅広い産業が重層的に集積しています。「産業のまち大田区」として、住工の調和*がとれた操業環境が維持され、大田のものづくりの認知度が向上することで、企業立地や人材確保などに好循環が生まれています。

施策の方向性

①　**基盤技術の維持、次世代への承継とものづくり人材育成・確保**

　小規模なものづくり企業の高密度な集積と、強みの仲間まわし*機能を維持するために、事業承継への意識を高め、具体的な行動に結び付くための支援体制を整備します。また、個社の強みを受け継ぐ次世代のものづくり人材を育成できるような教育・研修等を行い、関係各所との連携を積極的に推進する人材を確保・活用できる体制を整備します。

②　**立地・拡張ニーズへの対応と、産業と暮らしの調和**

　企業の成長段階や幅広い産業分野に合わせた立地・拡張ニーズに対応するために、需要と供給をマッチさせる取組を実施し、企業誘致・留置を進めていきます。また、住工の調和がとれた操業環境を維持するために、ものづくり産業への区民の理解を深め、「産業のまち大田区」としてのイメージを確立させていきます。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
3-4-1 基盤技術の維持、次世代への承継とものづくり人材育成・確保	①　ものづくり人材育成・確保の支援
	②　事業承継の支援
3-4-2 立地・拡張ニーズへの対応と、産業と暮らしの調和	③　企業誘致・留置の推進
	④　産業支援施設の運営・支援
	⑤　人材確保のための“新しいものづくり”プロモーション事業

①	ものづくり人材育成・確保の支援　共通３	拡充

所管部：産業経済部

事業概要

■　新人育成や技能向上のための研修やセミナー等の実施により、単独で行うことが難しい中小企業の人材育成を支援します。
■　区内中小製造業等に就職し、奨学金を返還している人に対して、奨学金返還額の一部を支援します。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
ものづくり人材育成事業（成人向け）　共通３ 【延べ参加者数】		550 人	550 人	550 人
ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援　共通３ 【新規交付申請者数】		20 人	20 人	20 人
事業費（千円）	年度別	16,210	20,155	26,155
	合計	62,520		

◇　**ものづくり人材育成事業**
教育機関や産業団体等と連携し、中小企業が単独で行うのが難しい人材育成について、社員研修や技術講習、経営セミナー等の開催により支援する事業。
また、小中学生を対象としたものづくりの楽しさを体験できる事業を実施して、将来のものづくり人材へとつなげていく。

②	事業承継の支援　共通３	継続

所管部：産業経済部

事業概要

■　各産業分野の共通課題である「事業承継」や「人材確保」について普及啓発活動を行い、適切な支援機関につないでいくことで、事業経営の持続可能性を高め、多様な産業集積の維持・発展を図ります。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
事業承継に対する意識向上のための周知・啓発活動　共通３ 【事業承継セミナー及び出張説明会・相談会等の実施回数】		２回	２回	２回
事業費（千円）	年度別	1,200	1,200	1,200
	合計	3,600		

③ 企業誘致・留置の推進　拡充

所管部：産業経済部

事業概要

■　企業の成長段階（創業から事業拡大まで）や産業分野（ものづくり企業に限定しないものづくり関連産業などの幅広い産業分野）に合わせた立地・拡張ニーズへ対応するために、操業環境の維持等に係る費用の一部を助成します。
■　企業集積の維持・発展に資する宇宙スタートアップ*を誘致し、ものづくりに係る課題解決をサポートすることで、区内ものづくり企業の新規顧客・新規事業開拓にも寄与し、区内波及効果を創出します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
企業立地・ＳＤＧｓ助成金【認定件数】	50 件	50 件	50 件
宇宙産業関連スタートアップ立地促進	実施	→	→
事業費（千円）　年度別	192,967	192,967	192,967
事業費（千円）　合計	578,901		

④ 産業支援施設の運営・支援

継続

所管部：産業経済部

事業概要

■　創業から事業拡大までの企業の成長段階や、製造・研究所などの用途別など、様々なタイプの産業支援施設を運営して、産業集積*を維持していきます。また、区で運営する産業支援施設だけでなく、民間が運営する工場アパートの建設も支援していきます。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
産業支援施設※の運営		推進	→	→
工場アパート立地助成事業		推進	→	→
事業費（千円）	年度別	753,879	753,879	753,879
	合計	2,261,637		

※　下丸子テンポラリー工場、本羽田二丁目工場アパート、本羽田二丁目第２工場アパート、大森南四丁目工場アパート、東糀谷六丁目工場アパート、中小企業者賃貸住宅、インダストリアルパーク羽田大田区産業施設

◇　**工場アパート**

区内における工場の操業環境の整備を図り、高付加価値化を生み出すものづくり産業の集積、維持及び発展並びに地域産業の活性化に寄与するための集合型の工場のこと。



本羽田二丁目第２工場アパート



インダストリアルパーク羽田
大田区産業施設

⑤	人材確保のための　“新しいものづくり” プロモーション事業	新規

所管部：産業経済部

事業概要

■　古い町工場のイメージを払拭し、区内産業の新しい魅力をアピールするために、付加価値の高い創造的活動を「未来をつくる、わくわくする”新しいものづくり”」として定義し、WEB や SNS で情報発信することで、新たな人材確保と地域のブランド力強化につなげていきます。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
WEB や SNS 等での情報発信		実施	→	→
事業費（千円）	年度別	20,000	10,000	10,000
	合計	40,000		

施　策 3－5　新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出

めざす姿

① 新規創業や新分野進出等に意欲を持つ誰もが挑戦しやすい環境があり、継続的に新たな産業やサービスが生み出されることにより、区内によい経済循環が生まれて産業が活性化しています。

② 羽田イノベーションシティを起点とし、区内企業はもとより、スタートアップ*などの国内外の多様な主体が集まり交流することで、区民生活の向上や地域課題の解決につながるイノベーション*が生まれています。

施策の方向性

① **新たな挑戦への支援（創業支援）**

経営総合相談窓口「PiO フロント」にて創業相談を行うとともに、東京都等と連携し、区内での新たなチャレンジを支援します。また、創業支援施設「六郷BASE」では、区内における新規創業及び中小企業者の新分野進出の促進を図るための活動の場を提供します。

---

② **産業交流拠点の形成**

羽田イノベーションシティや「HANEDA×PiO」で、（公財）大田区産業振興協会や企業が有するネットワーク等を活用したイベントを行うとともに、多様な主体のコミュニティ化と活発な交流を促進し、区内企業の新たな連携機会を創出します。また、羽田空港近接地であることを活かし、海外企業を区内へ誘引し、連携を生み出すためのプロモーションを行います。

---

③ **イノベーション創出の推進**

羽田イノベーションシティにおいて、公民連携により事業を進めることで、区内産業の活性化等の実現を図ります。また、羽田イノベーションシティで実証実験を行った企業等のうち、質が高く地域課題解決に資する技術について、区内での実証実験及び社会実装を支援・促進します。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
3-5-1 新たな挑戦への支援（創業支援）	①　創業支援
3-5-2 産業交流拠点の形成	②　「HANEDA×PiO」の充実・活用
	・　次世代産業創造・産業クラスター形成支援
3-5-3 イノベーション創出の推進	③　革新的な技術等を生み出すイノベーション創出
	・　羽田イノベーションシティにおける公民連携の推進

①	創業支援	継続

所管部：産業経済部

事業概要

■　創業支援施設の運営や創業支援総合窓口の設置など、新規創業者や新分野進出等に取り組む事業者が新規創業をしやすい環境を整え、区内産業の発展や創業機運醸成を図ります。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
南六郷創業支援施設（六郷 BASE）の管理・運営 【延べ施設使用者数】	1,000 人	1,000 人	1,000 人
創業支援事業 【創業相談窓口における相談件数】	315 件	315 件	315 件
事業費（千円）　年度別	175,141	174,593	175,141
事業費（千円）　合計	524,875		

◇　**南六郷創業支援施設（六郷 BASE）**

区内における新規創業及び中小企業者の新分野進出の促進を図り、地域の特徴であるものづくり技術を活用して社会課題の解決をめざす創業希望者に活動の場を提供することを目的とした創業支援施設のこと。



②　「HANEDA×PiO」の充実・活用　拡充

所管部：産業経済部

事業概要

■　（公財）大田区産業振興協会と連携・役割分担し、「PiO PARK」に集まる多様な主体間の交流及び事業創出を促進する取組を実施します。
■　テナントゾーンの管理体制の安定化に加えて、入居者同士の交流促進等による「HANEDA×PiO」の付加価値を高める施設運営を行います。
■　大学の講義を受講した金融機関の担当者等を社会連携コーディネーター*として認定し、産学連携による区内企業の新事業を創出します。
■　区内企業と、スタートアップ*や大企業等の多様な主体との連携によるオープンイノベーションを促進します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
「HANEDA×PiO」の運営【羽田イノベーションシティ及び「HANEDA×PiO」での企業交流イベント件数】	55 件	60 件	60 件
HANEDA 共創プラットフォーム*【開催件数】	22 件	25 件	25 件
社会連携コーディネーター認定事業【認定者数】	15 人	20 人	―
オープンイノベーション促進事業【参画企業数】	25 件	30 件	効果検証
事業費（千円）　年度別	413,732	413,732	401,343
事業費（千円）　合計	1,228,807		

◇ **羽田イノベーションシティ（HICity）**

大田区が羽田みらい開発株式会社と公民連携によりまちづくりを進め、開業したまちのこと（令和２年７月まち開き、令和５年 11 月グランドオープン）。国内外のヒト・モノ・情報を集積させ、様々な主体の交流による新たなビジネスやイノベーションの創造等に取り組んでいる。



◇ **産業交流空間「PiO PARK（ピオパーク）」**

羽田イノベーションシティに区が設置したイノベーション拠点「HANEDA×PiO（ハネダピオ）」内にある、交流からイノベーションを創出するための産業交流空間のこと。コワーキングスペースやイベントスペースの機能があり、新産業の創造・発信や区内産業への波及をめざしている。



◇ **オープンイノベーション促進事業**

区内企業と多様な主体との連携により、新製品開発等の新たなイノベーションを生み出すことを目的とした事業。これまでにも「PiO PARK（ピオパーク）」等での交流などを起点に、区内企業の匠の技を活かした新製品が生まれている。



区内企業×セレクトショップ運営企業
「焚火台」



区内企業×スタートアップ企業
「サウナ用電気ストーブ」

施策 3-5　新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出
施策の方向性 3-5-3　イノベーション創出の推進

③	革新的な技術等を生み出すイノベーション*創出	継続

所管部：産業経済部

事業概要

■　先進的な技術やソリューション*を有するスタートアップ*等に対し、区内での実証実験を支援します。単なる実証に留まらず、社会実装まで伴走支援を行うことで、区民生活の利便性向上や地域課題解決につなげます。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
新技術の実証・実装促進 【新技術の区内実証実験数】		6 件	6 件	6 件
事業費（千円）	年度別	25,667	25,667	25,667
	合計	77,001		

◇　**多文化共生時代における公共サービス・コミュニケーションに係る実証実験**
スマートフォンで二次元コードを読み取ると、ユーザーの携帯端末の設定言語を自動識別して翻訳表示が行える特許技術「QR Translator」を用いて、新しい「プラスチック分別回収」に関するルールや、国民健康保険料納入（変更）通知書の構成や見方を 15 言語で案内を行う実証実験を実施。





実証実験を行った多言語案内（令和 6 年度）

施　策
3－6

活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信

めざす姿

①　魅力的で繁盛する個店が増え、店舗や商店街に区内外から多くの人が訪れ、地域に元気と活気が生まれています。また、商店街の運営機能が向上し、主体的ににぎわいを創出するなど、商店街が地域コミュニティ*の中心としての機能を担い続けています。

②　区内来訪者向けのサービスが充実し、利便性が高くにぎわいのある魅力的なまちとなっています。羽田空港を擁する大田区が国内観光の拠点として認知され、国内外に区の魅力が発信・拡散されることで、来訪者の増加・地域経済の活性化につながっています。

施策の方向性

①　**商店街の持続的な運営とにぎわい創出等の支援**

　商店街環境の整備、地域の特性を活かしたイベントなど、商店街が起点となり主体的ににぎわいを創出する事業への支援や個店の継続的な成長につながる援助を行うとともに、商店街運営の効率化、次世代の担い手の育成等、商店街の自立的で持続可能な運営基盤を強化するための取組を進めます。

---

②　**区の魅力の発信と来訪者の利便性向上**

　大田区ならではの歴史や文化、食の魅力、銭湯や商店街など、地域資源を見える化し、磨き上げ、魅力を創出していくため、回遊促進*事業等の取組を引き続き行っていきます。

　また、羽田空港を擁する大田区だからこそできる来訪者の利便性向上につながる取組等を、企業等との連携も視野に検討していきます。

　観光関連情報を観光ＰＲサイトや各種ＳＮＳ*で積極的に発信し、大田区の更なる認知度向上につなげます。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
3-6-1 商店街の持続的な運営と にぎわい創出等の支援	①　商店街の活性化支援
	・　商店街の運営基盤強化支援
3-6-2 区の魅力の発信と 来訪者の利便性向上	②　おおたの観光魅力発信事業
	・　来訪者の観光回遊促進

施策 3-6　活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信
施策の方向性 3-6-1　商店街の持続的な運営とにぎわい創出等の支援

①	商店街の活性化支援　共通３	拡充

所管部：産業経済部

事業概要

■　商店街のイベントや専門（外部）人材を活用した宣伝広告活動への補助、巡回相談など、商店街の主体的なにぎわい創出の取組や持続可能な運営基盤を確立するための取組に支援を行い、これにより商店街の活性化やそれに寄与する個店の成長につなげます。
■　次世代を担うリーダー候補として商店街活動に係る人数を増やすため、若手のネットワークづくりや課題解決力向上の支援などにより、次世代を担うリーダーを育成します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
商店街チャレンジ戦略支援事業 【商店街イベント実施数】	107 件	107 件	107 件
商店街ステップアップ応援事業 【商店街課題解決支援数】	12 件	12 件	12 件
商店街戦略的ＰＲ事業補助 【補助数】	30 件	30 件	30 件
若手商人ネットワーク事業 共通３ 【次世代担い手育成事業実施件数】	5 件	5 件	5 件
キャッシュレス決済商店街キャンペーン補助 【事業数】	50 件	50 件	50 件
事業費（千円）　年度別	339,919	335,253	332,919
事業費（千円）　合計	1,008,091		

◇ **商店街チャレンジ戦略支援事業**
東京都との共同補助事業。区内商店街がにぎわい創出や機能向上のために行う事業に対し補助することで、商店街の活性化を促すとともに地域の核としての商店街機能の充実を図ることを目的とした事業。

◇ **商店街ステップアップ応援事業**
区内商店街を巡回し課題把握や相談業務を行ったり、一部に専門性の高い外部人材等を活用するなどで商店街自らの課題解決力を高めるといった運営基盤の強化を支援する事業。

◇ **商店街戦略的ＰＲ事業補助**
区内の商店街又は個店グループが、販売促進や認知度向上に係る宣伝広告活動を戦略的に実施する事業を通して、商店街又は個店間の連携を強化し、地域のにぎわい創出に寄与することを目的とした、広報活動特化型の区独自の補助事業。

◇ **若手商人ネットワーク事業**
若手が商店街活動に参加するきっかけづくりや商店街運営に必要なスキルの強化及び商店街の垣根を越えたネットワークの形成等の支援を行い、次世代の商店街運営を担う人材の確保につなげる事業。

◇ **キャッシュレス決済商店街キャンペーン補助**
商店街の組織力強化や会員店舗等のキャッシュレス化定着など、商店街の次世代化に不可欠となるデジタルベースの事業の端緒となるよう、商店街が実施するキャッシュレス決済の取組に対し補助する事業。

②	おおたの観光魅力発信事業	継続

所管部：産業経済部

事業概要

■　地域・企業・近隣自治体等との連携を進めるとともに、区内での来訪者による消費の促進に取り組みます。
■　ホームページやウェルカムスポットでの観光情報の発信により、区内外からの大田区の認知度向上をめざします。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
多様な主体との連携による観光魅力の向上【来訪者を対象としたモデル事業の実施件数】	2 件	2 件	2 件
観光情報の積極的な発信【ウェルカムスポット新規登録件数】	10 件	10 件	10 件
事業費（千円）　年度別	8,725	8,725	8,725
事業費（千円）　合計	26,175		

◇　**ウェルカムスポット**
外国人旅行者等の受入れに積極的又は今後受け入れる意思がある店舗・施設で、区が提供する支援メニューを活用して、来訪者に接客、サービス提供等を実施するほか、まちの観光案内所として、来訪者に観光案内を実施したり、パンフレットやマップを提供したりする店舗・施設等のこと。



ウェルカムスポット
ステッカー

基本目標 4	安全・安心で活気と やすらぎのある快適なまち

安全なだけではなく安心であり、
日々の生活を心穏やかに快適に過ごせることは、
誰もが住み続けたいと思えるまちの実現につながります。
また、23 区で唯一空港を有している強みをはじめ、
様々な地域の特色をまちの活力につなげていくことも重要です。
都市の強靭化を進めるとともに、多様な地域特性を踏まえて、
活気とやすらぎのある快適なまちをめざします。



施策を構成する事業

※　枠で囲んである事業は主要事業

施策 4-1　災害に強く回復しやすい減災都市の実現

施策の方向性 4-1-1　倒れないまちづくりの推進

- ● 倒れないまちづくりの推進

施策の方向性 4-1-2　燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進

- ● 燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進

施策の方向性 4-1-3　橋梁の強靭化による発災後の道路ネットワーク確保、復旧の強化

- ● 橋梁の強靭化
- ● 船着場維持管理
- ● 地籍調査事業

施策の方向性 4-1-4　多様な整備手法による無電柱化の推進

- ● 無電柱化の推進

施策の方向性 4-1-5　水害から命を守る高台まちづくりの推進

- ● 水害から命を守る高台まちづくりの推進
- ● 排水場維持管理

施策 4-2　地域力を活かした防災対策の推進

施策の方向性 4-2-1　区民の生命・身体を災害から保護する救命・救助・救護体制の構築

- ● 関係機関（消防・警察・自衛隊・医療関係機関等）との連携強化
- ● 水防活動拠点の維持・運用
- ● 災害時用情報システム及び防災行政無線等の維持　など

施策の方向性 4-2-2　多くの区民が成果を共有できる普及環境の構築と防災意識の高揚

- ● 防災意識の高揚と自ら避難行動等が判断できる環境づくり
- ● 学校防災活動拠点事業
- ● 小規模災害に伴う被災者支援
- ● 災害時における要支援者対策の推進
- ● 災害ボランティアの育成支援　など

施策の方向性 4-2-3　必要な方に物資を供給できる物流体制と生活系廃棄物処理体制の構築

- ● 大規模災害発生時にも生活を継続できる体制の構築
- ● 備蓄倉庫管理
- ● 備蓄物品の維持管理
- ● 駅前滞留者対策

施策の方向性 4-2-4　災害ケースマネジメントの実施準備

- ● 災害発生後の生活再建と安定のための事前対策

施策 4-3　治安がよい美しいまちの実現

施策の方向性 4-3-1　地域団体及び関係機関との連携・協力による区民の安全・安心の確保

- 体感治安の向上
- 自転車盗難対策の推進
- 客引き・客待ち防止対策
- 街路灯新設・改良・維持

施策の方向性 4-3-2　特殊詐欺被害、消費者被害防止に向けた取組の強化

- 特殊詐欺対策の推進
- 消費者力の向上

施策の方向性 4-3-3　喫煙対策及び環境美化の推進

- 屋外における喫煙対策の推進
- 地域美化活動の支援

施策 4-4　地域の魅力を活かした拠点づくり

施策の方向性 4-4-1　蒲田駅周辺のまちづくり

- 蒲田駅周辺のまちづくり

施策の方向性 4-4-2　大森駅周辺のまちづくり

- 大森駅周辺のまちづくり

施策の方向性 4-4-3　身近な地域の魅力づくり

- 身近な地域の魅力づくり（下丸子駅周辺地区・平和島駅周辺地区のまちづくり）
- 池上駅周辺地区のまちづくり
- 洗足池駅周辺地区のまちづくり

施策 4-5　誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成

施策の方向性 4-5-1　新空港線の整備促進

- 新空港線の整備促進事業

施策の方向性 4-5-2　区内公共交通の改善

- 区内公共交通の改善
- エイトライナーの整備促進事業
- コミュニティバスの運行支援事業

施策の方向性 4-5-3　広域的な道路ネットワークの整備推進

- 都市計画道路の整備
- 都市計画道路の方針策定

施策の方向性 4-5-4　誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境の整備

- 自転車走行環境の整備

施策の方向性 4-5-5　街なかのバリアフリー化の推進

- バリアフリーによるまちづくりの推進
- 大森駅におけるバリアフリーの推進
- 大森駅歩道橋等維持管理

施策 4-6　誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備

施策の方向性 4-6-1　生活道路等の整備

- 道路の維持管理
- 公衆便所の維持管理
- 公共下水道枝線建設
- 河川維持管理
- 公共溝渠（こうきょ）維持管理
- 地域の道路整備

施策の方向性 4-6-2　新技術等を活用した予防保全型の橋梁の維持管理

- 橋梁の長寿命化修繕整備、橋梁点検
- 橋梁の補修

施策の方向性 4-6-3　安心で快適な住環境の確保

- 安全で快適な住まいづくりの推進
- 区営・区民住宅の維持管理
- 違反看板、不法広告物除去事業
- 建築基準法に基づく確認審査、許可認定等
- 都市計画法に基づく開発の許可、地区計画の審査等　など

施策の方向性 4-6-4　空家等対策の推進

- 空家等対策の推進

施策の方向性 4-6-5　年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実

- 交通安全の推進

施策の方向性 4-6-6　自転車等利用総合対策の推進

- 自転車等利用総合対策の推進

施策 4-7　世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり

施策の方向性 4-7-1　移動しやすく、働く場所・遊ぶ場所として魅力ある空港臨海部の形成

- 内陸部と臨海部における交通アクセスの向上

施策の方向性 4-7-2　HANEDA（ハネダ） GLOBAL（グローバル） WINGS（ウイングズ）のまちづくり

- HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり

施策 4-8　多彩で魅力ある公園・緑地づくり

施策の方向性 4-8-1　大規模公園・緑地の魅力向上

- 地域の拠点となる公園・緑地の整備
- 地域の拠点となる公園・緑地の利活用
- 地域の拠点となる公園・緑地の維持管理

施策の方向性 4-8-2　身近な公園・緑地の魅力向上

- 身近な公園・緑地の整備
- 身近な公園・緑地の利活用
- 身近な公園・緑地の維持管理

施策 4-9　水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

施策の方向性 4-9-1　みどりの保全、創出、活用の推進

- グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進

施策の方向性 4-9-2　魅力的な水とみどりのネットワークの形成・拡充

- 散策路の整備

施策の方向性 4-9-3　河川の水質浄化対策の推進

- 呑川水質浄化対策の実施
- 合流改善貯留施設整備

など

施　策
4－1

災害に強く回復しやすい減災都市の実現

めざす姿

①　区内住宅等の耐震化・不燃化が進むとともに、避難等に有効な道路幅員、延焼遮断や避難所・防災活動拠点等となる学校・公園などを有する市街地が形成されることで、区民の生命・財産を守る災害に強く安全・安心で良好な住環境が整えられたまちが実現しています。

②　橋梁をより強靱にすることで、区民の生命を守り、生活の再建を促し、企業活動の再開へとつながる道路ネットワークが構築されています。
また、無電柱化の推進により、道路閉塞の一因を無くし災害早期復旧を可能にするなど、都市防災機能の強化、安全・安心で快適な歩行空間の確保とともに、良好な都市景観を創出します。

③　気候変動により激甚化・頻発化している水害の危険性に対し、建築物や公園など公共施設を活用した垂直避難*の場所が確保されています。また、高層階の公共施設がない場合にも、民間施設との協定を締結するなどして、発災時に区民の命を守る「高台*」が確保されています。

施策の方向性

①　**倒れないまちづくりの推進**

旧耐震基準*で建てられた住宅等の耐震化を推進するとともに、新耐震基準*で建てられた課題のある木造住宅の耐震化を進め、首都直下地震など大規模な震災による被害を最小限に抑えられる、倒れないまちづくりを進めます。

②　**燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進**

災害に強く安全で安心して暮らせる「燃えない・燃え広がらないまちづくり」推進のため、特に不燃化促進が必要な地区では、修復型まちづくり*の手法により道路拡幅整備や防災広場*・公園等整備を進めます。また、東京都の不燃化特区制度*を活用した建替え等支援により、不燃領域率*の向上を図ります。

③　橋梁の強靭化による発災後の道路ネットワーク確保、復旧の強化

区が管理する橋梁の耐震性能を把握し、発災時における自宅から避難所までの円滑な避難や緊急車両の通行のリスクを最小化します。また、発災直後から刻々と変化する状況を仮想空間*でのシミュレーション等により想定し、実社会での道路ネットワークにおける路線の位置付けや耐震性能を踏まえ、優先対策橋梁の耐震整備を推進します。

---

④　多様な整備手法による無電柱化の推進

電線共同溝*方式以外の低コスト手法の採用や、道路外の公共用地等の活用を検討するとともに、緊急輸送道路*以外の区道における新たな電柱の設置抑制や、単独地中化*による無電柱化の推進を民間等開発事業者に要請するなど、区内における無電柱化を総合的に推進します。

---

⑤　水害から命を守る高台*まちづくりの推進

高台まちづくりの実現に向けて、短・中・長期での検討を行います。短期では、建築物を利用した垂直避難*、命を守る避難場所の確保の検討、中期では、高台の公園や建物を拡充した避難拠点の確保の検討、長期では、多摩川流域に高規格堤防*を整備し、高台まちづくりを推進します。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
4-1-1 倒れないまちづくりの推進	①　倒れないまちづくりの推進
4-1-2 燃えない・燃え広がらない まちづくりの推進	②　燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進
4-1-3 橋梁の強靭化による発災後の 道路ネットワーク確保、復旧の強化	③　橋梁の強靭化
	・　船着場維持管理
	・　地籍調査事業
4-1-4 多様な整備手法による 無電柱化の推進	④　無電柱化の推進
4-1-5 水害から命を守る 高台まちづくりの推進	⑤　水害から命を守る高台まちづくりの推進
	・　排水場維持管理

①　倒れないまちづくりの推進　継続

所管部：まちづくり推進部

事業概要

■　耐震コンサルタント*等、専門家派遣による耐震化支援とともに、耐震診断・設計・改修工事（木造除却含む）に係る費用の一部を助成し建築物の耐震化を促進します。
■　区報・区ホームページをはじめとした広報活動とともに、緊急輸送道路*等沿道建築物所有者への個別訪問や、イベント出展等による普及啓発を行うことで耐震改修機運の醸成を図り、倒れない、災害に強いまちづくりに取り組みます。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
旧耐震基準*建築物への耐震化支援 【耐震コンサルタント等派遣件数、耐震診断・工事等助成件数】	コンサル等派遣 253 件 診断･工事等助成 374 件	コンサル等派遣 253 件 診断･工事等助成 374 件	コンサル等派遣 253 件 診断･工事等助成 374 件
新耐震基準建築物への耐震化支援* 【耐震コンサルタント等派遣件数、耐震診断・工事等助成件数】	コンサル等派遣 13 件 診断･工事等助成 65 件	コンサル等派遣 13 件 診断･工事等助成 65 件	コンサル等派遣 13 件 診断･工事等助成 65 件
緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化・普及啓発	事業の見直し・強化	→	→
事業費（千円）　年度別	897,721	1,004,370	1,010,710
事業費（千円）　合計	2,912,801		

②	燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進	継続

所管部：まちづくり推進部

事業概要

■　羽田二・三・六丁目地区、大森中地区、補助 29 号線沿道地区では、不燃化特区制度*等を活用した老朽建築物の除却・建替えに要する費用の一部助成により、不燃化を促進します。
■　羽田地区（羽田一丁目～六丁目）では、修復型まちづくり*の手法により重点整備路線*3 路線の道路拡幅整備や防災広場*・公園等整備を進めます。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
住宅市街地総合整備事業* 【道路用地等取得延長】		70m	70m	70m
都市防災不燃化促進事業* 【事業による建替え等件数】		3 件	2 件	3 件
不燃化特区制度を活用した取組 【事業による建替え等件数】		30 件	30 件	30 件
事業費（千円）	年度別	462,993	347,331	513,211
	合計	1,323,535		

◇　**災害に強いまちづくり**

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震では多くの建物が倒壊するほか、木造住宅密集地域での火災発生等により、多くの人命を失う甚大な被害をもたらしました。また、東京都は首都直下地震の被害想定を公表し、災害に対する備えを喚起しています。
区では災害への備えとして、戸建て住宅やマンションなどの耐震化・不燃化に関する費用の一部助成をはじめとした、様々な支援を行っており、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めています。


不燃化されたまちのイメージ

災害に強いまちづくり
https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/bousai_machidukuri/index.html

③ 橋梁の強靭化

継続

所管部：都市基盤整備部

事業概要

■　発災時における道路ネットワークの確保に対して確実性を高めるために、耐震性能の把握を行います。
■　大規模地震が発生した際に、橋梁の損傷を限定的なものに留めることで、迅速な避難を促し、速やかに機能回復が行える橋梁をめざして、耐震補強整備を行います。
■　老朽化の進行や、洪水への備え等も踏まえて、架替えによる耐震補強整備を行います。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
耐震性能の把握		耐震性能照査	→	→
既設橋梁に対する耐震補強		協議・調査・設計・工事	→	→
既設橋梁に対する架替整備		協議・調査・設計・工事	→	→
事業費（千円）	年度別	717,234	1,313,567	2,110,134
	合計	4,140,935		

④	無電柱化の推進	継続

所管部：都市基盤整備部

事業概要

■　「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の創出」に寄与する、区道の無電柱化を計画に基づき推進します。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
羽田一丁目から六丁目（主要第 94 号線）		電線共同溝整備工事（支障移設・設計・本体敷設・道路整備）	電線共同溝整備工事（支障移設・設計・本体敷設）	電線共同溝整備工事（支障移設・設計・本体敷設）
北千束三丁目（主要第 30 号線）		道路整備工事	—	—
池上四丁目（主要第 23 号線）		電線共同溝整備工事（設計・支障移設・本体敷設）	電線共同溝整備工事（引込管・連系管・本体敷設）	電線共同溝整備工事（引込管・連系管）
事業費（千円）	年度別	690,259	534,780	389,779
	合計	1,614,818		

◇　**無電柱化整備イメージ**

（整備前）　　（整備後）



電線共同溝整備工事



⑤	水害から命を守る高台*まちづくりの推進	継続

所管部：まちづくり推進部

事業概要

■　区のハザードマップによる被害想定を踏まえ、地域別の水害危険性の分析に基づく課題抽出や対応方針の検討を行い、高台整備の必要性の高い地区を抽出します。短期では、建築物を利用した垂直避難*、命を守る避難場所の確保の検討、中期では、高台の公園や建物等を拡充した避難拠点の確保の検討、長期では、多摩川流域に高規格堤防*を整備し、その上を高台のまちとして再整備することを検討します。令和７年３月策定の「高台まちづくり基本方針」に基づき、区民の生命・財産を守る高台まちづくりを推進していきます。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
区民の生命・財産を守る高台避難場所の確保【民間施設との協定数】		1 件	1 件	1 件
高台拠点（建物群、公園等）の整備		検討	→	→
事業費（千円）	年度別	360	360	360
	合計	1,080		

◇　**高台まちづくり**

高台まちづくりとは、①建物群、②公園等公共施設、③高規格堤防を対策メニューとし、これらを必要に応じ組みあわせながら整備し、線的・面的につながった高台を整備していきます。



【高台まちづくりのイメージ】

資料：国土交通省ホームページ「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」

施　策
4－2

地域力を活かした防災対策の推進

めざす姿

① 大規模災害発生時、消防・警察・自衛隊・医療関係機関等の連携により、要救助者が救助され、病院・緊急医療救護所*等で傷病の程度に応じた医療が提供されるとともに、区民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識のもと、隣近所の協力や助けあいによって地域力が高まり、要配慮者*を支援できる社会が実現しています。

② 大規模災害発生時にも、全区民が安心して生活を継続できるよう、避難の形態にかかわらず、必要とする方に支援物資が行き渡る強靭な物流体制や、生活環境の保全と公衆衛生を確保できる災害廃棄物処理体制が構築され、１日も早い生活再建と安定の事前対策が整っています。

施策の方向性

① **区民の生命・身体を災害から保護する救命・救助・救護体制の構築**

デジタル技術なども活用した区（災害対策本部）の情報収集体制を強化し、関係機関（消防・警察・自衛隊・医療関係機関等）との高度な連携訓練の積み重ねにより、区の指揮・統制能力の向上を図り、強靭な救命・救助・救護体制を確立します。また、実災害等から得た教訓を迅速に防災対策に反映できる検証サイクルを確立し、区民の生命・身体を災害から保護します。

② **多くの区民が成果を共有できる普及環境の構築と防災意識の高揚**

区の応急対策の検証と区民の声を反映することを目的とした「総合防災訓練*」と、地域で計画する自主防災訓練や防災に関わる各種事業を密接に連携させ、より多くの区民が訓練等の成果を共有できる普及環境を構築します。

これにより、区民一人ひとりの防災に関する意識の高揚を図り、自らの判断で避難行動等をとれることをめざすとともに、区と地域及び事業者の連携で要配慮者等の避難を協力して助けあえる関係づくりをめざします。

③　必要な方に物資を供給できる物流体制と生活系廃棄物処理体制の構築

大規模災害発生時、区の備蓄を必要とされる方に供給できる備蓄管理体制を整備するとともに、学校防災活動拠点に緊急支援物資を滞りなく届けられ、在宅避難者*や要配慮者*はもとより帰宅困難者*等にも、きめ細かに支援物資を供給できる強靭な物流体制を構築します。

また、し尿や生ごみ等の生活系廃棄物を優先収集する体制を構築し、地域の集積所や各種避難所に長期間堆積される状態を回避し、生活環境の保全と公衆衛生を確保します。

---

④　災害ケースマネジメント*の実施準備

平時から災害ケースマネジメントの実施について検討を行い、連携が想定される機関と顔の見える関係を構築し、事前に災害時の連携協定を締結するなど、発災直後から円滑な連絡・調整を実施できるよう準備を進めます。

これらの体制が整った段階で災害ケースマネジメントを地域防災計画に位置付けるほか、デジタル技術なども活用した円滑な被災者の生活再建と、１日も早い復興のための事前対策を推進します。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
4-2-1 区民の生命・身体を災害から保護する救命・救助・救護体制の構築	①　関係機関（消防・警察・自衛隊・医療関係機関等）との連携強化
	・　水防活動拠点の維持・運用
	・　災害時用情報システム及び防災行政無線等の維持　など
4-2-2 多くの区民が成果を共有できる普及環境の構築と防災意識の高揚	②　防災意識の高揚と自ら避難行動等が判断できる環境づくり
	・　学校防災活動拠点事業
	・　小規模災害に伴う被災者支援
	・　災害時における要支援者対策の推進
	・　災害ボランティアの育成支援　など
4-2-3 必要な方に物資を供給できる物流体制と生活系廃棄物処理体制の構築	③　大規模災害発生時にも生活を継続できる体制の構築
	・　備蓄倉庫管理
	・　備蓄物品の維持管理
	・　駅前滞留者対策
4-2-4 災害ケースマネジメントの実施準備	④　災害発生後の生活再建と安定のための事前対策

①　関係機関（消防・警察・自衛隊・医療関係機関等）との連携強化

継続

所管部：総務部、健康政策部

事業概要

■　従来の図上訓練*に加え、予想外の事態にも的確に対応できるよう、被災現場を想定した模擬訓練場等で、実際に関係機関が救助活動を行う実動訓練と連携することで、区の指揮・統制能力を高める実践的な本部運営訓練を行います。

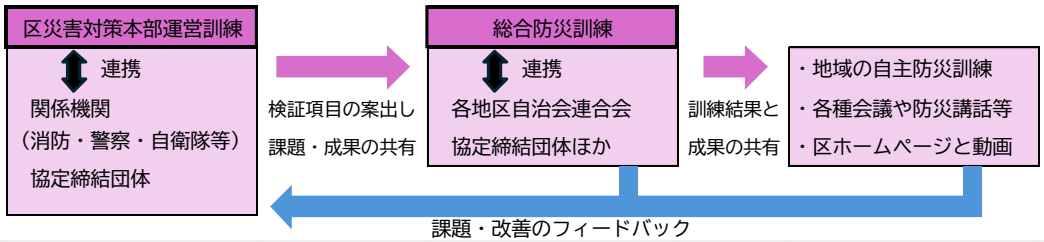
■　区（災害対策本部）と関係機関・協定団体との合同訓練を実施、効果検証し、顕在化した課題を総合防災訓練*や地域で計画する自主防災訓練などへ反映していくことで、区の最新の防災対策を区民へ普及するとともに、実践・検証・改善の危機管理サイクルを確立します。

■　区内の医療関係機関とともに、緊急医療救護所*及び軽症者救護所*の開設・運営訓練を実施することで、運営スタッフの連携とスキルアップを図ります。また、自治会・町会*をはじめとする地域住民の参加を募り、緊急医療救護所及び軽症者救護所の機能・役割を踏まえた認知率の向上を図ります。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
本部運営訓練・総合防災訓練・地域の自主防災訓練等の連携【訓練動画の閲覧数】		250 回	250 回	250 回
緊急医療救護所及び軽症者救護所の開設・運営訓練【実施箇所数】		19 か所	19 か所	19 か所
事業費（千円）	年度別	4,027	4,027	4,027
	合計	12,081		

◇　**本部運営訓練・総合防災訓練・地域の自主防災訓練等の連携**
それぞれの訓練での課題等を共有していくことで危機管理サイクルを循環させます。



施策 4-2　地域力を活かした防災対策の推進
施策の方向性 4-2-2　多くの区民が成果を共有できる普及環境の構築と防災意識の高揚

②	防災意識の高揚と自ら避難行動等が判断できる環境づくり　共通 2　共通 3	拡充

所管部：総務部、地域未来創造部

事業概要

■　災害時の要配慮者*対応や物資輸送、トイレ問題など、地域（自治会・町会*）だけでは対応しがたい災害時の課題を取り入れた総合防災訓練*を実施し、区全体の災害時対応力の向上につなげます。
■　訓練を通じて確認できた成果や課題は各種会議・講話等の場や区ホームページ等を活用して広く共有します。
■　マイ・タイムライン*や在宅避難等、自助の取組の普及啓発や訓練の成果共有を通じ、防災意識の高揚と知識の向上、行動喚起を図ります。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
総合防災訓練　共通 2　共通 3 【参加人数】		1,500 人	1,000 人	1,000 人
本部運営訓練・総合防災訓練・地域の自主防災訓練等の連携 【訓練動画の閲覧数】 再掲 関係機関（消防・警察・自衛隊・医療関係機関等）との連携強化（4-2-1）		250 回	250 回	250 回
防災意識高揚事業		推進	→	→
事業費（千円）	年度別	37,357	37,357	37,357
	合計	112,071		

③ 大規模災害発生時にも生活を継続できる体制の構築　拡充

所管部：総務部、資源環境部

事業概要

■　災害時の物流を担う倉庫や防災備蓄品において、災害時物流最適化計画に基づき、在宅避難者*や要配慮者*はもとより帰宅困難者*等にも、きめ細かに支援物資を供給できる物流体制を構築します。
■　区民の生活環境の保全や公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧・復興をめざすことを目的とし、大田区災害廃棄物処理計画*に基づき、民間事業者と役割を確認し、廃棄物を適正に処理する体制を整備します。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
災害時の強靱な物流体制の構築		推進	→	→
大田区災害廃棄物処理計画 体制整備		協議	→	→
事業費（千円）	年度別	105,133	88,026	88,026
	合計	281,185		

④	災害発生後の生活再建と安定のための事前対策	継続

所管部：企画経営部、総務部

事業概要

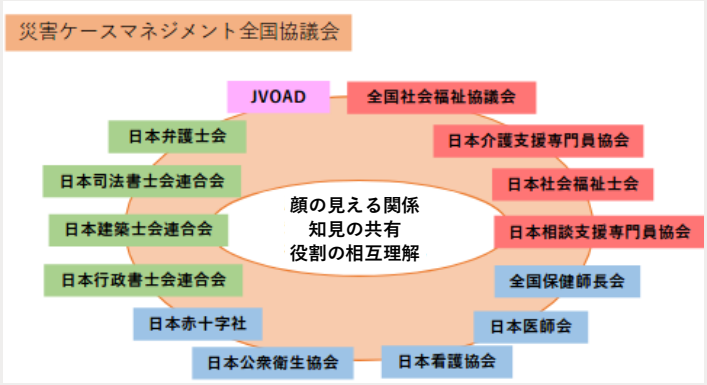
■　弁護士や司法書士など専門性を持つ関係機関・民間団体と「災害ケースマネジメント*」に向けた協議を進め、平時から顔の見える関係を構築します。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
災害ケースマネジメントの実施準備【関係機関等との協議数】		4 団体	5 団体	6 団体
事業費（千円）	年度別	—	—	—
	合計	—		

※　事業費が生じない主要事業

◇　**災害ケースマネジメント**
被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者（関係機関・民間団体）と連携しながら、被災者の課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組のことです。



内閣府は令和 6 年度より関係団体で構成される「災害ケースマネジメント全国協議会」を設置しました。全国レベルの関係団体で連携を図ることで、各地域での関係者の平時からの連携を後押しします。

資料：内閣府「災害ケースマネジメント全国協議会（第 1 回）」抜粋

施　策
4－3

治安がよい美しいまちの実現

めざす姿

① 地域団体、関係機関と連携して犯罪を許さないまちづくりを推進するとともに、区民に防犯対策が普及・浸透することにより、防犯意識が高まり、区民の安全・安心が実現されています。

② 区民一人ひとりの消費者力*が高まり、悪質商法などによる消費者被害が防止されています。

③ 分煙環境の整備が進み、区民や地域団体等の様々な主体が自主的に美化活動に取り組んでいる清潔で美しいまちが実現しています。

施策の方向性

① **地域団体及び関係機関との連携・協力による区民の安全・安心の確保**

区民が安全・安心に暮らせるまちを実現するために、地域団体による自主防犯活動などを支援し、積極的な情報交換等を通じて警察をはじめとした関係機関との連携をより強固にします。また区民の防犯意識を高めることで、社会全体で犯罪を許さないまちをつくり、体感治安*の向上を図ります。

---

② **特殊詐欺被害、消費者被害防止に向けた取組の強化**

特殊詐欺に対して有効な対策ツールである自動通話録音機の普及活動及び特殊詐欺被害、消費者被害防止対策に関する広報啓発活動を推進し、被害防止や解決に向けた対応力向上を図ります。

また、インターネットを通じた犯罪、消費者トラブルに巻き込まれやすい若者や高齢者などに対する家族や地域による見守りを促進します。

---

③ **喫煙対策及び環境美化の推進**

喫煙する人としない人が共存できる環境の実現に向け、喫煙マナーを周知徹底するとともに、分煙環境の整備など総合的な取組を推進します。

また、区民や地域団体等の様々な主体による自主的な美化活動を支援し、地域の美化を推進します。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
4-3-1 地域団体及び関係機関との連携・協力による区民の安全・安心の確保	① 体感治安の向上
	・ 自転車盗難対策の推進
	・ 客引き・客待ち防止対策
	・ 街路灯新設・改良・維持
4-3-2 特殊詐欺被害、消費者被害防止に向けた取組の強化	② 特殊詐欺対策の推進
	③ 消費者力の向上
4-3-3 喫煙対策及び環境美化の推進	④ 屋外における喫煙対策の推進
	・ 地域美化活動の支援

施策 4-3　治安がよい美しいまちの実現
施策の方向性 4-3-1　地域団体及び関係機関との連携・協力による区民の安全・安心の確保

①	体感治安*の向上　共通 1	継続

所管部：総務部

事業概要

■　犯罪抑止効果が高い防犯カメラの設置・維持管理等に係る経費の一部を自治会・町会*、商店街等の地域団体へ助成し、犯罪が発生しない地域をつくります。
■　青色回転灯装備車*によるパトロールを下校時間帯だけではなく、登校時間帯にも拡充するのに加え、日中は無人ＡＴＭの警戒も併せて行うことで、治安がよいまちづくりを進めます。
■　防犯・防災等に関する情報を迅速に区民へ届けるため、区民安全・安心メールサービスの配信システムを強化します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
防犯カメラの設置・維持管理等に係る経費助成	実施	→	→
青色回転灯装備車によるパトロール　共通 1	実施	→	→
区民安全・安心メールサービス　共通 1	実施	→	→
事業費（千円）　年度別	189,333	189,333	189,333
事業費（千円）　合計	567,999		

②	特殊詐欺対策の推進	継続

所管部：総務部

事業概要

■　防犯講話やＤＶＤ上映会、大規模講演会などの区内イベント等を通じて特殊詐欺について啓発活動を行うほか、おおむね 65 歳以上の区民を対象に自動通話録音機を無料で貸与するなどして、特殊詐欺による被害を防止します。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
特殊詐欺被害防止啓発		実施	→	→
自動通話録音機の無料貸与事業 【自動通話録音機の貸与台数】		3,000 台	3,000 台	3,000 台
事業費（千円）	年度別	7,661	7,661	7,661
	合計	22,983		

③	消費者力*の向上	継続

所管部：地域未来創造部

事業概要

■　安全・安心かつ豊かな消費生活を送るための講座を実施するとともに、区内自主グループが行う学習会に講師を派遣します。また、消費者生活センター内に設置している資料コーナー・展示場では消費者が消費者問題について学び判断できる力を養うため、消費生活に関する展示及び、図書、ＤＶＤ、資料等の閲覧・貸出を行います。さらに、消費者問題を広くＰＲし、消費者問題を考える展示・発表の場として区内の消費者団体との共催により生活展を開催します。
■　巡回・出張啓発等により、消費者トラブル事例と対策及び消費者生活センターを周知します。また、関係機関や地域との連携により見守り体制を構築します。
■　相談員向けの研修実施によりスキルアップを図り、複雑な案件や新手の相談にも対応可能な体制を確保することで、消費者被害の解決及び再被害の発生を防止します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
消費者に役立つ情報の提供【講座等の延べ受講者数、資料コーナー・展示場の延べ閲覧者数及び生活展延べ参加者数】	8,600 人	8,800 人	8,900 人
消費者被害防止のための啓発【巡回･出張啓発等延べ参加者数】	2,000 人	2,100 人	2,200 人
消費者相談･消費者被害救済の充実【相談員の研修受講回数】	49 回	50 回	51 回
事業費（千円）　年度別	11,406	11,406	11,406
事業費（千円）　合計	34,218		

④ 屋外における喫煙対策の推進　継続

所管部：資源環境部

事業概要

■　民間による公衆喫煙所の設置及び維持管理に係る経費に対し助成を行います。
■　喫煙する人としない人が共存できる環境を実現するため、巡回指導による条例の周知・啓発や喫煙禁止重点対策地区*における路上喫煙者等の定点調査を実施します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
公衆喫煙所整備及び運用 【民設民営の公衆喫煙所設置数】	2 か所	2 か所	2 か所
喫煙マナー等指導・啓発	実施	→	→
事業費（千円）　年度別	93,412	93,412	93,412
事業費（千円）　合計	280,236		

施　策
4－4

地域の魅力を活かした拠点づくり

めざす姿

①　地域特性を踏まえながら、限られた空間を最大限有効に活用した魅力的な都市づくりが進んでいます。また、拠点駅では交通結節点*や憩いの場となる駅前広場等、安全・安心かつ快適で利便性の高い都市空間が計画的に整備されています。

施策の方向性

①　**蒲田駅周辺のまちづくり**

羽田空港を擁するポテンシャルを最大限に活かし、関係事業者と連携を図りながら、新空港線*整備と連動した蒲田駅周辺の都市基盤施設整備（東西駅前広場・東西自由通路など）やまちの機能更新を一体的に進めます。また、蒲田駅及び京急蒲田駅周辺では、地区計画や都市開発諸制度など、まちづくりの様々な手法を活用しながら、建築物の共同化*・再開発等を促進し、土地の高度利用*と市街地の更新を図ります。

②　**大森駅周辺のまちづくり**

中心拠点の一つである大森駅周辺のまちの機能更新・強化を図るとともに、歴史・文化、景観などまちの魅力を向上させるため、補助線街路第 28 号線（池上通り）の拡幅をはじめとする、都市基盤施設整備実現に向けた取組を進めます。また、臨海部への玄関口に必要な機能の検討を深めるとともに、地域住民等との合意形成を図ります。

③　**身近な地域の魅力づくり**

下丸子駅周辺地区では、下丸子１号、２号踏切の法指定踏切*対策について、駅周辺のまちづくりとともに、踏切解消に向けた取組を推進します。池上駅周辺地区、洗足池駅周辺地区、平和島駅周辺地区ではグランドデザイン*等に掲げる将来像の実現に向け、地域とともにまちづくりに取り組み、まちの魅力や機能向上を図ります。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
4-4-1 蒲田駅周辺のまちづくり	① 蒲田駅周辺のまちづくり
4-4-2 大森駅周辺のまちづくり	② 大森駅周辺のまちづくり
4-4-3 身近な地域の魅力づくり	③ 身近な地域の魅力づくり （下丸子駅周辺地区・平和島駅周辺地区のまちづくり）
	・ 池上駅周辺地区のまちづくり
	・ 洗足池駅周辺地区のまちづくり

①　蒲田駅周辺のまちづくり　継続

所管部：鉄道・都市づくり部、都市基盤整備部

事業概要

■　放置自転車の低減と自転車利用環境の向上を目的として、駅前広場地下へ自転車駐車場を整備します。
■　利便性・快適性の高い交通結節点*としての都市基盤等の整備を促進します。
■　地区特性を踏まえた駐車場適正配置の実現に向け、地域ルール（(仮称）蒲田地区駐車場地域ルール）を策定します。
■　建築物の共同化*・再開発等を促進します。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事		整備	→	→
蒲田駅周辺地区の中長期整備		関係者調整・実施	→	→
駐車場の適正配置		地域ルール策定・運用組織設立調整	地域ルールの運用・整備状況の把握	→
建築物の共同化・再開発等の支援（蒲田駅及び京急蒲田駅）		協議・支援	→	→
事業費（千円）	年度別	3,112,673	7,823,138	7,601,381
	合計	18,537,192		

◇　蒲田駅周辺地区グランドデザイン



JR 蒲田駅東口（将来イメージ）

区の中心拠点である蒲田駅周辺における快適で安全な都市活動を支えるため、公共基盤の再整備や周辺街区の建物更新の促進など「蒲田駅周辺地区グランドデザイン」及び「蒲田駅周辺再編プロジェクト（令和 7 年度改定）」に基づき、新空港線第一期整備の開業を見据えながら蒲田駅周辺の一体的なまちづくりを進めます。

🔍 VR でみる蒲田駅周辺のまちづくり
https://youtu.be/IM60CVGX6-U

🔍 蒲田駅周辺地区グランドデザイン
https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/ekishuuhen/kamata/kamatagranddesignkaitei/index.html

②　大森駅周辺のまちづくり　継続

所管部：鉄道・都市づくり部

事業概要

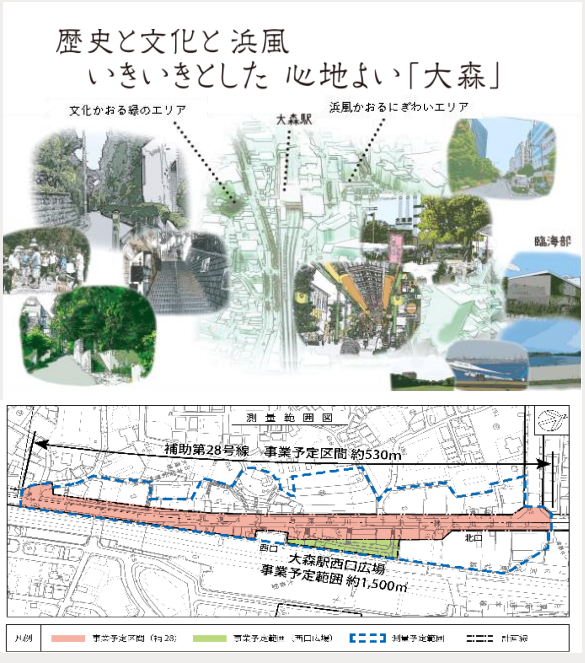
■　都市計画*事業である補助線街路第 28 号線（池上通り）及び大森駅西口広場の工事着手に向けて、関係機関等との協議、地元の合意形成、必要な調査と予備設計を実施します。
■　駅西側の整備の進捗に合わせて、関係者・事業者等との意見交換等も行いながら駅周辺の一体的なまちづくりを進めます。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
都市計画道路幹線街路補助線街路第 28 号線整備事業	調査・設計	→	→
都市計画交通広場第 12 号大森駅西口広場整備事業	意見収集・検討	調査・設計	→
大森駅周辺地区まちづくりの促進	調査・検討	意見収集・検討	→
事業費（千円）　年度別	69,830	95,281	92,457
事業費（千円）　合計	257,568		

◇ **大森駅周辺地区グランドデザイン**
快適な駅前空間の実現をめざし、「大森駅周辺地区グランドデザイン」において公共基盤整備の重点としている補助線街路第 28 号線（池上通り）の拡幅や大森駅西口広場の整備を行います。あわせて、東口については臨海部への玄関口としてのまちの活性化を図ります。

🔍 大森駅周辺地区グランドデザイン
https://www.city.ota.tokyo.jp/kusei joho/ota_plan/kobetsu_plan/suma i_machinami/grand_design/oomori _grand_design/grandesign.html



駅西側の整備計画

③ 身近な地域の魅力づくり（下丸子駅周辺地区・平和島駅周辺地区のまちづくり）

拡充

所管部：鉄道・都市づくり部

事業概要

■　下丸子については、令和８年３月策定の「下丸子駅周辺地区グランドデザイン*」に基づいて、立体交差化*と一体的な駅周辺のまちづくりを進めます。
■　下丸子１号、２号踏切の立体交差化の手法を含めた駅周辺の都市基盤整備の都市計画*決定に向け、令和８年３月策定の「下丸子駅周辺地区都市基盤整備方針」に基づいて、関係機関との協議を進めます。
■　平和島については、令和７年３月策定の「平和島駅周辺地区グランドデザイン」に基づいて、公民連携によりまちづくりを進めます。
■　平和島駅前において課題となっている歩行者環境改善対策に向けて取組を進めます。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
下丸子駅周辺地区まちづくりの促進		意見収集・検討	→	→
下丸子１号、２号踏切の抜本的な対策		調査に向けた関係機関との協議	調査	→
平和島駅周辺地区まちづくりの促進		調査・検討	→	意見収集・検討
平和島駅前の歩行者環境改善対策		関係者調整・検討	設計	工事
事業費（千円）	年度別	69,458	118,087	130,963
	合計	318,508		

◇ 下丸子駅周辺地区グランドデザイン

空港につながり
職・住・憩い・にぎわいが集まるまち
～新たな価値を生み出すまち・クリエイティブタウン～

下丸子駅周辺地区では、平成29 年に踏切道改良促進法により指定された下丸子１号、２号踏切の解消を駅周辺のまちづくりと一体的に検討します。令和８年３月に策定した「下丸子駅周辺地区グランドデザイン」及び「下丸子駅周辺地区都市基盤整備方針」に基づき、具体的な取組を進めていきます。



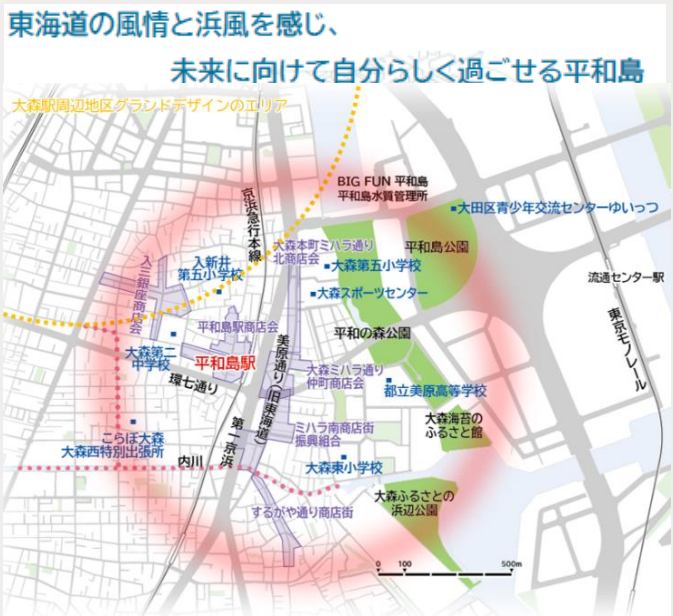
下丸子駅周辺地区グランドデザインの対象エリア

🔍 下丸子駅周辺地区

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/ekishuuhen/simomaruk

◇ 平和島駅周辺地区グランドデザイン

平和島駅周辺地区の様々な課題を地域住民や関係事業者と共有し、地区の特色を活かした誰もが住み続けられるまちづくりに連携して取り組むための指針として、「平和島駅周辺地区グランドデザイン」を策定しました。将来像の実現に向けて５つの方針に基づいた具体的な取組を進めていきます。



平和島駅周辺地区グランドデザインの対象エリア

🔍 平和島駅周辺地区グランドデザイン

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/ekishuuhen/heiwajimaeki/grand-design.html

施　策
4－5

誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成

めざす姿

① 新空港線*整備に向けた機運が高まっており、第一期整備（矢口渡～京急蒲田間）の工事が着実に進められています。

② 公共交通不便地域*への対策が進むとともに、こどもから高齢者まで区民誰もが、安全・安心・快適に利用できる交通ネットワークが形成されています。

③ 区民・事業者・区が、ハード・ソフト両輪によるバリアフリー*整備を進めることで、「移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街」になっています。

施策の方向性

① **新空港線の整備促進**

ＪＲ・東急蒲田駅と京急蒲田駅を結ぶ新空港線の第一期整備に向け、羽田エアポートライン株式会社*の取組を支援するとともに、京急蒲田駅から先の第二期整備に向けた検討を進めます。

② **区内公共交通の改善**

電車やバスなどの既存公共交通の利便性向上を図るとともに、次世代モビリティ*など、多様な移動サービスとの連携を推進することで、実証実験等の結果も踏まえ区内公共交通の改善を進めます。

③ **広域的な道路ネットワークの整備推進**

広域連携軸*を構成する幹線道路のうち、事業中区間の都市計画*道路の早期完成と未整備区間の早期解消を図り、他区・隣接県を広域的に連絡する道路ネットワークの形成を進めます。

④ **誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境の整備**

自転車を安全で快適に利用できるようにするための自転車ネットワーク整備について、これまでの整備に対する効果検証を踏まえ、今後の方向性について検討します。あわせて、関係機関と連携しながら、未整備の都市計画道路や国道・都道等における自転車ネットワークのミッシングリンク*解消をめざします。

⑤　街なかのバリアフリー*化の推進

区におけるまちづくりの動向を踏まえ、鉄道や公共施設等の高齢者・障がい者等が利用する施設や経路を対象に、区全域の面的・一体的なバリアフリー化の推進を図ります。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
4-5-1 新空港線の整備促進	①　新空港線の整備促進事業
4-5-2 区内公共交通の改善	②　区内公共交通の改善
	・　エイトライナーの整備促進事業
	・　コミュニティバスの運行支援事業
4-5-3 広域的な道路ネットワークの整備推進	③　都市計画道路の整備
	・　都市計画道路の方針策定
4-5-4 誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境の整備	・　自転車走行環境の整備
4-5-5 街なかのバリアフリー化の推進	④　バリアフリーによるまちづくりの推進
	・　大森駅におけるバリアフリーの推進
	・　大森駅歩道橋等維持管理

施策 4-5　誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成
施策の方向性 4-5-1　新空港線の整備促進

①	新空港線*の整備促進事業	継続

所管部：鉄道・都市づくり部

事業概要

■　新空港線第一期整備について、事業化及び事業着手に向け整備主体を支援します。
■　新空港線第二期整備に向けた検討及び関係者調整を行います。
■　新空港線事業について、区民のより一層の理解を目的とした周知活動を展開します。

年度別計画

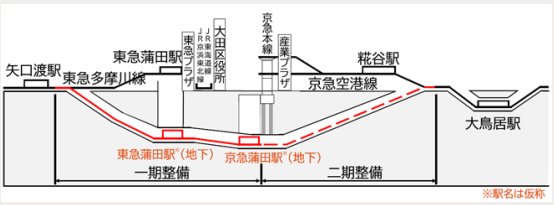
活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
整備主体の支援		実施	→	→
第二期整備の検討		検討	→	→
事業の周知活動【区内の地域イベント等における事業ＰＲの回数】		5 回	5 回	5 回
事業費（千円）	年度別	180,272	119,272	119,272
	合計	418,816		

◇　**新空港線（蒲蒲線）**

新空港線は、交通政策審議会答申第 198 号において、都内で「進めるべき」と示された 6 路線のうちの 1 路線であり、ＪＲ・東急蒲田駅と京急蒲田駅の約 800m を鉄道で結ぶことにより、区内の移動利便性が向上するとともに、沿線まちづくりを併せて進めることで地域の活性化につながります。
また、羽田空港と渋谷・新宿・池袋・川越・所沢・和光市などの都市とがつながり、広域的な鉄道ネットワークが形成され、東京の国際競争力の強化に寄与します。



新空港線（蒲蒲線）整備イメージ



新空港線（蒲蒲線）メインページ
https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/koutsu/kamakamasen/shinkukosen-main.html

資料：大田区鉄道沿線まちづくり構想

②　区内公共交通の改善　共通３　継続

所管部：まちづくり推進部

事業概要

■　路線バスなどの既存交通を補完し、現行の手法のみならず多様な交通手段を組みあわせた地域に即した交通サービスを構築し、公共交通不便地域*の改善を図ります。
■　内陸部、空港臨海部における自動運転社会実装に向けた実証実験を行います。また、実証実験を継続的に行うことで、自動運転に対する課題の解決を図り、区内交通の更なる利便性向上や他地域へ横展開可能な次世代交通モデル*を確立します。

年度別計画

活動		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
公共交通不便地域の改善		事業展開	→	→
自動運転バスの実証実験 共通３		計画策定	検討・調整	→
事業費（千円）	年度別	12,811	12,811	12,811
	合計	38,433		

◇　**自動運転のレベル区分**

監視区分	自動運転レベル	内　容
システムによる監視	レベル５	完全自動運転
	レベル４	特定条件下における完全自動運転 例：走行ルートなど決められた場所での無人運転など
	レベル３	条件付自動運転（条件外では運転者が安全確保）
ドライバーによる監視	レベル２	特定条件下における自動運転機能 例：高速道路での自動運転モード機能、 （運転者の監視の下）自動で車線変更など
	レベル１	運転支援（システムが前後・左右いずれかの車両制御を実施） 例：自動ブレーキ、前の車に付いて走る、 車線からはみ出さない

③ 都市計画*道路の整備　継続

所管部：まちづくり推進部、都市基盤整備部

事業概要

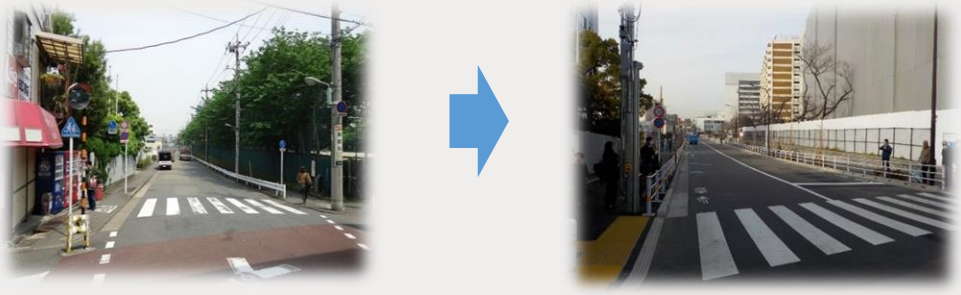
■　都市計画に関する基本的な方針である「大田区都市計画マスタープラン」に基づき、主要幹線道路間の円滑化を図り、安全で快適な歩行者空間や自転車等の走行環境を確保するため、国道や都道も含めた街路整備を推進し、他区や隣接県を広域的に連絡する道路ネットワークの形成を進めます。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
補助線街路第 27 号線の整備推進	電線共同溝*整備工事（引込管・連系管）	電線共同溝整備工事（入線・抜柱）	→
補助線街路第 34 号線（Ⅰ期）の整備推進	用地折衝	→	→
補助線街路第 38 号線（南北路線）の整備推進	電線共同溝整備工事（引込管・連系管）	→	→
補助線街路第 43 号線（Ⅰ期）の整備推進	電線共同溝整備工事（引込管・連系管）	→	→
補助線街路第 44 号線（Ⅴ期）の整備推進	用地折衝	→	→
区画街路第 7 号線（交通広場）の整備推進	詳細設計 事業内容見直し	→	→
事業費（千円） 年度別	1,416,672	942,797	941,408
事業費（千円） 合計	3,300,877		

◇ 安全で快適な道路及び無電柱化に伴う防災都市の実現をめざした都市計画道路（補助線街路）整備

（整備前）　（整備後）



都市計画道路整備状況【補助線街路第 38 号線（南北路線）】

④	バリアフリー*によるまちづくりの推進	継続

所管部：まちづくり推進部

事業概要

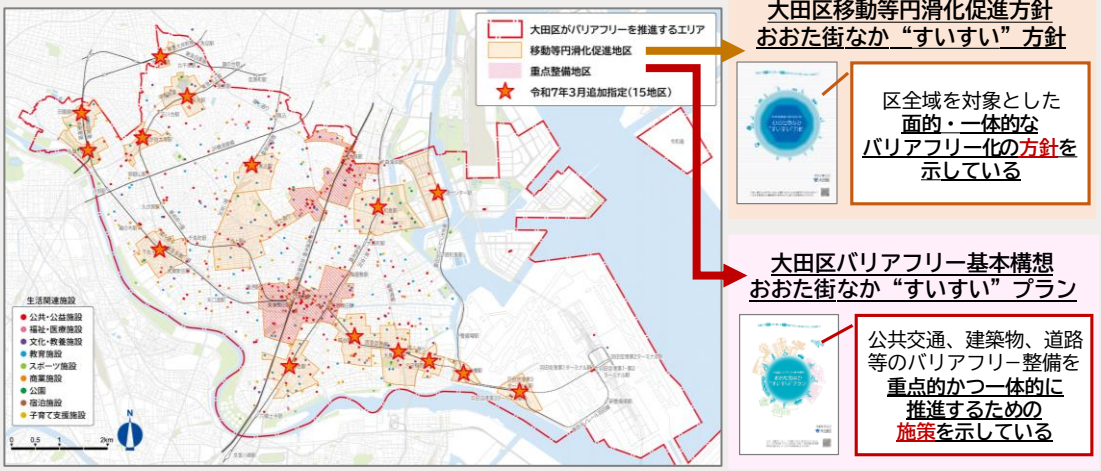
■　バリアフリー法に基づき、「大田区移動等円滑化促進方針」及び「大田区バリアフリー基本構想」を改定・推進し、区全域を対象とした移動等円滑化の考え方を示すとともに、重点整備地区を指定することで、特定事業としてバリアフリー整備の進捗を管理しながら街なかの移動等円滑化を推進します。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
重点整備地区の指定 【指定地区数】		3 地区	4 地区	4 地区
事業費（千円）	年度別	14,444	14,444	5,226
	合計	34,114		

◇　**大田区移動等円滑化促進方針・大田区バリアフリー基本構想の目標とそれぞれの役割**

大田区の移動等円滑化（総括図）



施　策
4－6

誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備

めざす姿

① 生活に密着した道路や狭あい道路*の整備が進むとともに、橋梁の劣化や損傷の発生がデジタル技術の活用等により予測・予防されており、いつでも、誰もが安全・安心に過ごせる快適な市街地が形成されています。

② 生活様式の多様化や社会情勢の変化に適応しながら既存住宅の良質化が進み、誰もが安心して住み続けられる住環境が整備されています。また、空家等*が所有者やその関係者により適切に管理されています。

③ 誰もが正しく交通ルールやマナーを守っています。また、自転車等駐車場が適切に整備され、放置自転車が無く安全かつ快適に自転車が利用できるまちになっています。

施策の方向性

① **生活道路等の整備**

ユニバーサルデザイン*のまちづくりの視点を踏まえ、日常生活に密着した道路の整備や維持管理、狭あい道路の拡幅等を推進することで、区民の歩行のみならず、日常的に車が利用しやすく、緊急車両の通行も確保された環境を整備します。

---

② **新技術等を活用した予防保全型の橋梁の維持管理**

区が管理する橋梁に対して新技術やデジタル技術を活用した点検や管理を段階的に導入します。また、橋の構造や環境条件、定期点検結果や耐震性能等を踏まえて、予防保全の手法を選定することで、橋梁の健全性の維持向上を図ります。

---

③ **安心で快適な住環境の確保**

住宅の長寿命化や分譲マンションの維持管理の支援を進め、長期にわたり使い続けられる住まいの「質」の確保を推進します。また、民間賃貸住宅への入居に課題がある住宅確保要配慮者*に寄り添い、民間賃貸住宅への入居が円滑にできるよう、住宅確保に向けた支援を推進します。

---

④　**空家等*対策の推進**

区民等への啓発活動や所有者等を対象とした相談体制を充実させるなど、適正に管理されていない空家等の発生を予防するとともに、早期の働きかけにより管理不全空家*や特定空家*の発生を抑止します。また、空家等を地域資源として捉え、公益的に活用する取組を促進します。

---

⑤　**年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実**

交通安全教育は、年齢層ごとに学ぶべき交通ルールが異なりますが、高校生や社会人においては十分な環境が整っていないことから、こうした年齢層にも交通安全教育を受ける機会を充実し、また既に取り組んでいるこどもや高齢者への交通安全教育については、コンテンツの充実を図りながら今後も継続していきます。

---

⑥　**自転車等利用総合対策の推進**

自転車等駐車場の利用状況や、放置自転車の状況などに基づき将来需要予測を行い、時代の移り変わりに適切に対応した柔軟性のある駐輪環境の整備を進めます。また、蒲田駅東口地下自転車駐車場の整備を契機とした指定管理者制度*の導入の検討や、デジタル技術の活用等により放置自転車対策を強化します。さらに、安全かつ快適に自転車を利用できる仕組みづくりなどを行い、自転車等利用総合対策を推進します。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
4-6-1 生活道路等の整備	・ 道路の維持管理
	・ 公衆便所の維持管理
	・ 公共下水道枝線建設
	・ 河川維持管理
	・ 公共溝渠（こうきょ）維持管理
	・ 地域の道路整備
4-6-2 新技術等を活用した 予防保全型の橋梁の維持管理	① 橋梁の長寿命化修繕整備、橋梁点検
	・ 橋梁の補修
4-6-3 安心で快適な住環境の確保	・ 安全で快適な住まいづくりの推進
	・ 区営・区民住宅の維持管理
	・ 違反看板、不法広告物除去事業
	・ 建築基準法に基づく確認審査、許可認定等
	・ 都市計画法に基づく開発の許可、地区計画の審査等　など
4-6-4 空家等対策の推進	② 空家等対策の推進
4-6-5 年齢層に合わせた 交通安全教育機会の充実	・ 交通安全の推進
4-6-6 自転車等利用総合対策の推進	③ 自転車等利用総合対策の推進

施策 4-6　誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備
施策の方向性 4-6-2　新技術等を活用した予防保全型の橋梁の維持管理

①	橋梁の長寿命化修繕整備、橋梁点検 共通３	継続

所管部：都市基盤整備部

事業概要

■　道路法及び橋梁長寿命化修繕計画に基づき、区が管理する橋梁に対して５年に一度の定期点検を実施し、計画的に修繕を行います。
■　生活基盤を支えるインフラの重要性に対する理解促進のための活動と、予防保全による維持管理の縮減を図るための区民協働に取り組みます。
■　人口減少や社会保障費の増大等の外部環境の変化を踏まえ、これまでの管理により蓄積した情報をデジタルデータに置き換え、ＡＩ*技術を用いて損傷の確認や発生などを予測することで、持続可能な維持管理手法を検討し、実装します。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
橋梁の修繕 【修繕した橋梁数】	１橋	１橋	１橋
区民協働による橋梁点検の実施 共通３ 【活動数】	２回	２回	２回
新技術やデジタル技術を活用した維持管理手法の実装 共通３ 【新技術やデジタル技術を活用した橋梁数】	５橋	５橋	５橋
事業費（千円） 年度別	412,411	458,315	300,399
事業費（千円） 合計	1,171,125		

②	空家等*対策の推進	継続

所管部：まちづくり推進部

事業概要

■　区民等への啓発活動や所有者等を対象とした相談体制を充実させるなど、空家等の発生を予防するとともに、適切な維持・管理ができるよう助言・指導を行います。
■　空家等の地域貢献活用を進めるため、所有者と利用希望者のマッチングを促進します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
住宅･空家相談窓口･空家総合相談会 【空家等の維持管理に関する相談件数】	660 件	670 件	680 件
適切に維持・管理されていない空家等への改善指導等 【改善依頼文書の発出件数】	170 件	170 件	170 件
空家等地域貢献活用事業* 【空家所有者及び利用希望者の新規登録件数】	9 件	9 件	9 件
事業費（千円）　年度別	36,574	26,132	26,132
事業費（千円）　合計	88,838		

③ 自転車等利用総合対策の推進

継続

所管部：都市基盤整備部

事業概要

■　放置自転車管理システムの更新やコールセンターの導入等により、効果的・効率的な放置自転車対策を推進し、区内各駅の周辺環境を向上します。
■　放置自転車の低減と自転車利用環境の向上を目的として、蒲田駅東口駅前広場地下に自転車駐車場を整備します。
■　各駅の自転車等駐車場の需要予測に基づき、自転車等駐車場の計画的な改修・整備等を検討・実施するとともに、既存施設の利便性向上に向けた取組を進めます。
■　環境にやさしく、機動性が高い自転車を、安全かつ快適に楽しみながら活用できる仕組みづくりを推進します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
効果的・効率的な放置自転車対策の推進	実施	→	→
蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事 再掲 蒲田駅周辺のまちづくり（4-4-1）	整備	→	→
自転車等駐車場における利用者サービスの向上【デジタル化対応率】	81％	84％	86％
自転車活用の推進	推進	→	→
事業費（千円）　年度別	1,716,419	1,748,366	1,731,120
事業費（千円）　合計	5,195,905		

※　再掲の活動の事業費は再掲元で計上

施　策
4－7

世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり

めざす姿

① 埋立島部*や羽田空港等からなる空港臨海部の「東西軸」「南北軸」「周遊軸」の交通網が強化・形成され、産業・観光・レジャー・自然が調和したまちづくりが進んでいます。

② 空港に隣接し、みどり*と水辺に囲まれた立地を活かした、多様な人々が行き交う新産業創造・発信拠点として、世界とつながるまち「HANEDA（ハネダ） GLOBAL（グローバル） WINGS（ウイングズ）*」が形成されています。

施策の方向性

① **移動しやすく、働く場所・遊ぶ場所として魅力ある空港臨海部の形成**

内陸部と臨海部における交通アクセス改善のため、次世代モビリティ*の導入検討を進めるとともに、国道 357 号線の立体化及び多摩川トンネルなどの整備を促進します。また、「産業資源」などを活用した観光や、既存の公園や海域にレジャー環境の整備等を進めることで、空港臨海部の「働く場」「遊ぶ・憩う場」としての魅力を高めます。

---

② **HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり**

羽田空港に隣接する HANEDA GLOBAL WINGS の特性を最大限に活用し、公園やソラムナード羽田緑地等において、民間活力を活かして、多様な人々を呼び込む魅力的なまちづくりを進め、憩いとにぎわいを創出します。また、羽田空港跡地*第１ゾーンを世界と地域をつなぐゲートウェイとして、国内外に日本のものづくり技術や日本各地域の魅力を発信する「新産業創造・発信拠点」の形成を進めます。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
4-7-1 移動しやすく、働く場所・遊ぶ場所として魅力ある空港臨海部の形成	① 内陸部と臨海部における交通アクセスの向上
4-7-2 HANEDA（ハネダ） GLOBAL（グローバル） WINGS（ウイングズ）のまちづくり	② HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり

①　内陸部と臨海部における交通アクセスの向上　継続

所管部：まちづくり推進部

事業概要

■　既存の交通や次世代モビリティ*など多様な交通手段の連携について検討を進め、内陸部と臨海部における交通アクセスの向上を図り、就業者や来訪者の利便性向上をめざします。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
内陸部と臨海部の交通アクセス改善	検討・調整	→	→
事業費（千円）　年度別	—	—	—
事業費（千円）　合計	—		

※　事業費が生じない主要事業

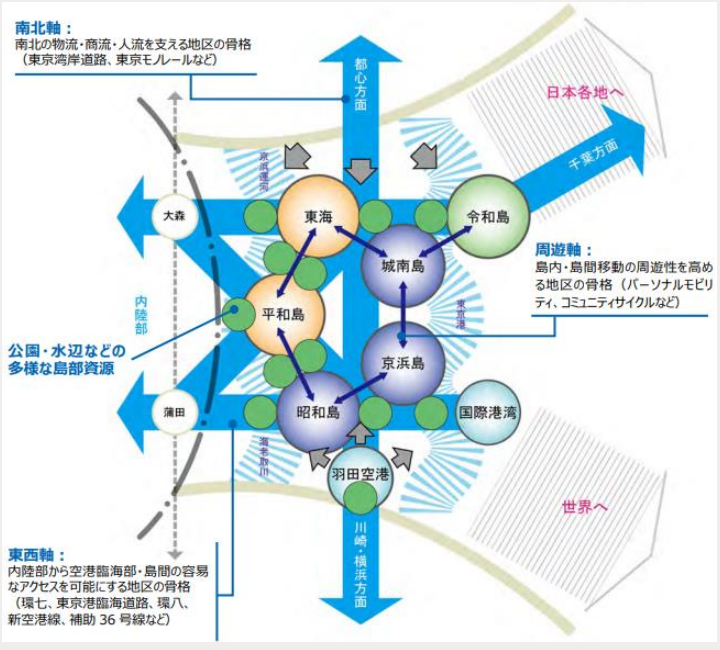
◇　空港臨海部グランドビジョン 2040

多様な人々が交流・挑戦する“未来型創造都市”
～世界へはばたく空港臨海部～

令和 4 年 3 月に改定した「空港臨海部グランドビジョン 2040」に基づき、空港臨海部の「東西軸」「南北軸」「周遊軸」の交通網を強化・形成し、区民に親しまれる空港臨海部のまちづくりを進めます。

🔍　空港臨海部グランドビジョン 2040
https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/kobetsu_plan/sumai_machinami/sakutei_grandvision.html

将来像の都市構造図



②　HANEDA（ハネダ） GLOBAL（グローバル） WINGS（ウイングズ）*のまちづくり　継続

所管部：まちづくり推進部

事業概要

■　「羽田空港跡地*第１ゾーン整備方針」に基づき、都市計画*公園の設計・整備を進め、さらに公園周辺の未利用地の土地活用検討を行います。また、ソラムナード羽田緑地のにぎわい創出に向けた現状の検証と検討を行い、それぞれのポテンシャルを最大限に活用して、憩い・にぎわいの創出を図ります。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
都市計画公園の整備		整備	→	—
未利用地の土地活用		土地活用の計画策定	基本設計	実施設計
多摩川沿いエリアにおける河川空間のオープン化		検討	→	→
事業費（千円）	年度別	995,273	1,659,615	41,500
	合計	2,696,388		

◇　HANEDA GLOBAL WINGS（羽田空港跡地）の整備



●都市計画公園完成イメージ



第１ゾーンのまちづくりでは、令和５年に羽田イノベーションシティがグランドオープンを迎えました。
都市計画公園では、整備・維持管理・運営を一体的に実施する事業予定者を令和７年２月に決定しました。公民連携手法の一つである公募設置管理制度（Park-PFI）を活用しています。今後は、令和 10 年度の開園に向け設計・整備を進めます。

🔍　整備の詳細はこちら
https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/haneda_airport/hgw/index.html

施　策
4－8

多彩で魅力ある公園・緑地づくり

めざす姿

① 年齢や障がいの有無、国籍、区民・来訪者等を問わず、誰もが、レクリエーションや余暇、スポーツなどを自由に楽しめ、充実した時間を過ごすことができるような魅力ある大規模公園・緑地づくりが進んでいます。

② 地域に身近な中小規模の公園では、子育てや健康づくりがしやすく、こどもたちが楽しく自由に遊べるようになっています。また、地域が主体となった活動が盛んに行われるなど特色のある公園づくりが進んでいます。

施策の方向性

① **誰もが利用したくなる魅力ある公園の実現に向けた仕組みづくり**

区を取り巻く社会情勢や多様化するニーズに対応し、地域から愛され、誰もが利用したくなる公園の実現に向けて、地域で公園を育む仕組みを含めた公園・緑地づくりの羅針盤となる計画等を策定します。策定した計画等を踏まえて、やすらぎや防災などの公園が持つ様々な機能が最大限発揮された、魅力ある公園の整備や活用を推進します。

---

② **大規模公園・緑地の魅力向上**

都市計画*事業などによる計画的な整備推進や民間の知識・ノウハウ・資源等を活用する公募設置管理制度*や指定管理者制度*といった公民連携手法を取り入れることによって、多様なニーズに応え、誰もが訪れたくなる魅力ある公園づくりを進めます。

---

③ **身近な公園・緑地の魅力向上**

地域に身近な中小規模の公園を対象に、こどもから人気の高いボール遊びができる公園、子育てや健康増進等に寄与する公園への機能転換や再編、公園を有効活用する地域団体の支援等といった利用促進に取り組みます。また、清潔で安心して利用できるトイレや遊具といった既存施設の更新や地域の意見要望を踏まえ、計画的な公園拡張を推進することで公園の量と質を向上させ、こどもから大人まで多くの人に望まれる多様な特色を持つ公園をつくります。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
4-8-1 大規模公園・緑地の魅力向上	① 地域の拠点となる公園・緑地の整備
	・ 地域の拠点となる公園・緑地の利活用
	・ 地域の拠点となる公園・緑地の維持管理
4-8-2 身近な公園・緑地の魅力向上	② 身近な公園・緑地の整備
	・ 身近な公園・緑地の利活用
	・ 身近な公園・緑地の維持管理

①	地域の拠点となる公園・緑地の整備　共通１　共通２　共通３	継続

所管部：都市基盤整備部

事業概要

■　都市計画*事業等を活用した公園の拡張・新設整備を実施します。また、区民等の多様なニーズに応えるため、来園者が多い地域の拠点となる公園においては、公民連携手法を活用した再整備に関する取組を推進します。
■　平成 31 年 3 月に東京都の名勝に指定された洗足池公園においては、将来にわたり景勝地として保存・活用する取組を推進します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
都市計画事業を活用した大規模公園整備の推進　共通１　共通２ 【公園整備・拡張面積】	1,500 ㎡	1,500 ㎡	1,500 ㎡
大規模公園における公民連携事業の推進　共通１　共通２ 【公民連携手法を導入した公園数】	3 か所	検討	→
名勝洗足池公園保存活用事業の推進　共通１　共通２　共通３ 【保存活用計画に基づき実施した施策数】	16 施策	16 施策	16 施策
事業費（千円）　年度別	991,074	1,204,811	155,316
事業費（千円）　合計	2,351,201		

◇　**多彩で魅力ある公園**

●大田区には、数千㎡を超える大きな公園や数十㎡から数百㎡といった小さな公園など、合わせて 500 を超える公園があります。
●大きな公園の中には、貴重な浜辺やビーチバレーコートなどが整備されている「大森ふるさとの浜辺公園」、タイヤでつくられた怪獣がある「西六郷公園（通称：タイヤ公園）」、東京都の名勝に指定されている「洗足池公園」など、多くの特色を持つ公園があります。

大森ふるさとの浜辺公園



西六郷公園



洗足池公園



施策 4-8　多彩で魅力ある公園・緑地づくり
施策の方向性 4-8-2　身近な公園・緑地の魅力向上

②	身近な公園・緑地の整備　共通１　共通２	継続

所管部：都市基盤整備部

事業概要

■　キャッチボール場のある公園や子育てを支援する子育てひろば公園*、健康増進を支援するいきいき健康公園*など特色のある公園づくりを計画的に推進します。また、小規模公園において、計画的な拡張再整備に取り組む際には、ニーズに応じた遊具を設置するなど、こどもから大人まで多くの人に望まれる多様な特色を持つ魅力ある公園づくりに努めます。
■　公園を快適に利用してもらえるよう、トイレなどの公園施設の更新や整備を計画的に推進します。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
特色のある身近な公園（ボール遊び、子育て支援、健康づくりなど）整備の推進　共通１　共通２ 【公園整備箇所数】	3 か所	3 か所	3 か所
都市計画*事業を活用した中･小規模公園整備の推進　共通1　共通2 【公園拡張面積】	200 ㎡	200 ㎡	200 ㎡
安全かつ快適に利用できる公園施設の更新・整備　共通1　共通2 【公園施設（公園トイレ）の改修・整備数】	8 か所	8 か所	8 か所
事業費（千円）　年度別	820,814	720,000	1,175,000
事業費（千円）　合計	2,715,814		

施　策
4－9

水とみどり*のネットワークでやすらげる環境づくり

めざす姿

①　区内のみどりが増え、身近な場所で水やみどりに親しむことができ、多様な生物も息づくやすらぎのあるまちづくりが進んでいます。

施策の方向性

①　**みどりの保全、創出、活用の推進**

新たなみどりの創出や水とみどり空間*の保全・活用により、みどりの取組を「量」と「質」の両輪で進めることで、防災対策や地域振興等に寄与するまちづくりを推進します。また、みどり空間を活用する「グリーンインフラ*」の普及を図るとともに、みどりの魅力向上を計画的に推進するため、「みどり基金*」の運用を図ります。

---

②　**魅力的な水とみどりのネットワークの形成・拡充**

河川や海など、貴重な自然環境資源を活かし、区民にとって身近で親しみやすく、魅力的な観光資源となる水とみどりのネットワークの形成・拡充を推進します。また、グリーンインフラが持つ多様な機能に着目しながら、散策路整備等を進めることにより、安全で快適な都市環境を形成し、魅力あるまちづくりを推進します。

---

③　**河川の水質浄化対策の推進**

呑川をはじめとする区管理河川において、水環境の改善を図るため関係機関と連携し、河川対策や下水道対策など総合的な水質浄化対策を推進します。

事業一覧

施策の方向性	事業一覧
4-9-1 みどりの保全、創出、活用の推進	①　グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進
4-9-2 魅力的な水とみどりの ネットワークの形成・拡充	②　散策路の整備
4-9-3 河川の水質浄化対策の推進	③　呑川水質浄化対策の実施 ・　合流改善貯留施設整備　など

施策 4-9　水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり
施策の方向性 4-9-1　みどりの保全、創出、活用の推進

①	グリーンインフラ*を活用した持続可能なまちづくりの推進　共通 2	継続

所管部：都市基盤整備部、資源環境部

事業概要

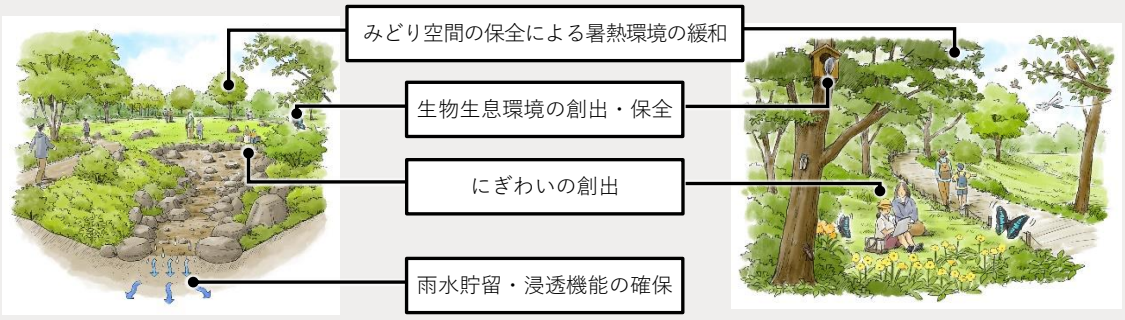
■　「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた」における重点的な取組として、「大田区グリーンインフラ事業計画の策定・推進」「みどり基金*の創設・運用」を位置付けています。
　「大田区グリーンインフラ事業計画」により、まちづくりの課題を防災・減災、環境保全、地域振興の３つの観点から整理し、自然環境が有する機能を活用することで、内水氾濫の防止、生物生息環境の保全、にぎわいの創出等、地域が抱える課題を解決する一端を担うことができます。
　また、グリーンインフラ事業計画の推進とみどり基金の運用で事業間連携を図ることで、みどり*の取組の更なる推進を図るとともに、区民・事業者のみどりに対する意識醸成等につなげます。

年度別計画

活動	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
みどり基金の利活用 （グリーンインフラにおける課題解決に寄与する取組への利活用）	利活用先の具体の検討	基金*の利活用	→
防災・減災に資する雨水浸透・貯留設備*の設置【整備箇所数】	調整・設計	公園等整備 1 か所	公園等整備 1 か所
環境保全、地域振興に資するみどり空間*の整備　共通 2【整備箇所数】	みどり空間整備 2 か所	みどり空間整備 2 か所	みどり空間整備 2 か所
事業費（千円）　年度別	107	107	107
事業費（千円）　合計	321		

※　みどり基金の運用事務に関する費用のみを計上

◇　**グリーンインフラ**
グリーンインフラとは、「住みやすいまちをつくる社会基盤施設（インフラ）に、海、河川、池、緑地等の自然環境（グリーン）が有する機能を活用し、「防災・減災」「環境保全」「地域振興」の３つの視点からまちづくりの課題解決につなげる取組」のことを指します。



②	散策路の整備	継続

所管部：都市基盤整備部

事業概要

■　呑川緑道や桜のプロムナード、海辺の散策路など、「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた」に位置付けられた散策路整備の設計及び工事を行います。

年度別計画

活動		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
呑川緑道の整備 【整備延長距離】		220m	140m	140m
桜のプロムナードの整備 【整備延長距離】		310m	270m	—
海辺の散策路の整備 【整備延長距離】		設計	50m	—
事業費（千円）	年度別	289,064	412,936	212,936
	合計	914,936		

③ 呑川水質浄化対策の実施　継続

所管部：都市基盤整備部

事業概要

■　呑川の水環境に関わる基礎的なデータを継続的に取得、整理、記録し、水環境改善対策の効果及び今後の水質改善の方向性を検討するための基礎資料を作成し、各種水質浄化対策を展開します。

年度別計画

活動	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
呑川水質浄化対策研究会の開催	開催	→	→
水質改善効果調査検討	実施	→	→
高濃度酸素水浄化施設の稼働	運転	→	→
スカム*発生抑制装置の稼働【稼働日数】	350 日	350 日	350 日
スカム対策・汚泥浚渫(しゅんせつ)*	実施	→	→
事業費（千円）　年度別	418,535	381,140	381,140
事業費（千円）　合計	1,180,815		

◇　**高濃度酸素水浄化施設**
通常の空気中に置かれた水に含まれているよりも多い量の酸素を溶かし込んだ水を浄化施設で生成し、酸素量が少ない呑川の川底付近に高濃度酸素水を流すことで酸素量を増加させ、水質を浄化していく施設です。

浄化施設建屋全景



浄化施設建屋内



◇　**スカム発生抑制装置**
酸素濃度の高い表層の水を川底に送って、スカムの発生を抑制することを目的として実施しています。

スカム発生抑制装置全景



【参考資料２】

令和８年　月

総合計画推進プロジェクト実施マニュアル

第１章　総合計画について

１　策定の背景

従前の基本構想の策定（平成 20 年 10 月）から約 15 年が経過し、少子高齢化の急激な進行や気候変動による自然災害の激甚化、情報通信技術の加速度的な進展や不透明さを増す国際情勢など、様々な要因が複雑に絡みあうことで、将来を見通すことが難しくなっています。このような状況を踏まえ、大田区に関わるすべての人々と今後のまちづくりの方向性を共有し、ともに魅力的な大田区をつくり上げていくため、令和６年３月に新たな基本構想を策定しました。

令和７年３月には、基本計画・実施計画及び計画を下支えするための庁内の人材や財政等の経営資源に関する取組をまとめた持続可能な自治体経営実践戦略を策定しました。

２　計画の位置づけ

区の中長期的なまちづくりの羅針盤として、基本構想、基本計画、実施計画を合わせて、総合計画と位置付け、総合計画と個別計画は、計画間調整を図ります。

総合計画及び個別計画を下支えするものとして、区の経営資源を最適化し、最大限に活用することで持続可能性を確保する「持続可能な自治体経営実践戦略」を位置付けています。

（１）基本構想

令和 22 年ごろ（2040 年ごろ）の大田区のめざすべき将来像「心やすらぎ 未来へはばたく笑顔のまち 大田区」を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにした、区の最上位の指針です。将来像を実現するためのまちの姿として、4 つの「基本目標」を定めています。

（２）基本計画

基本構想で掲げた将来像を実現するための施策等をまとめたものです。

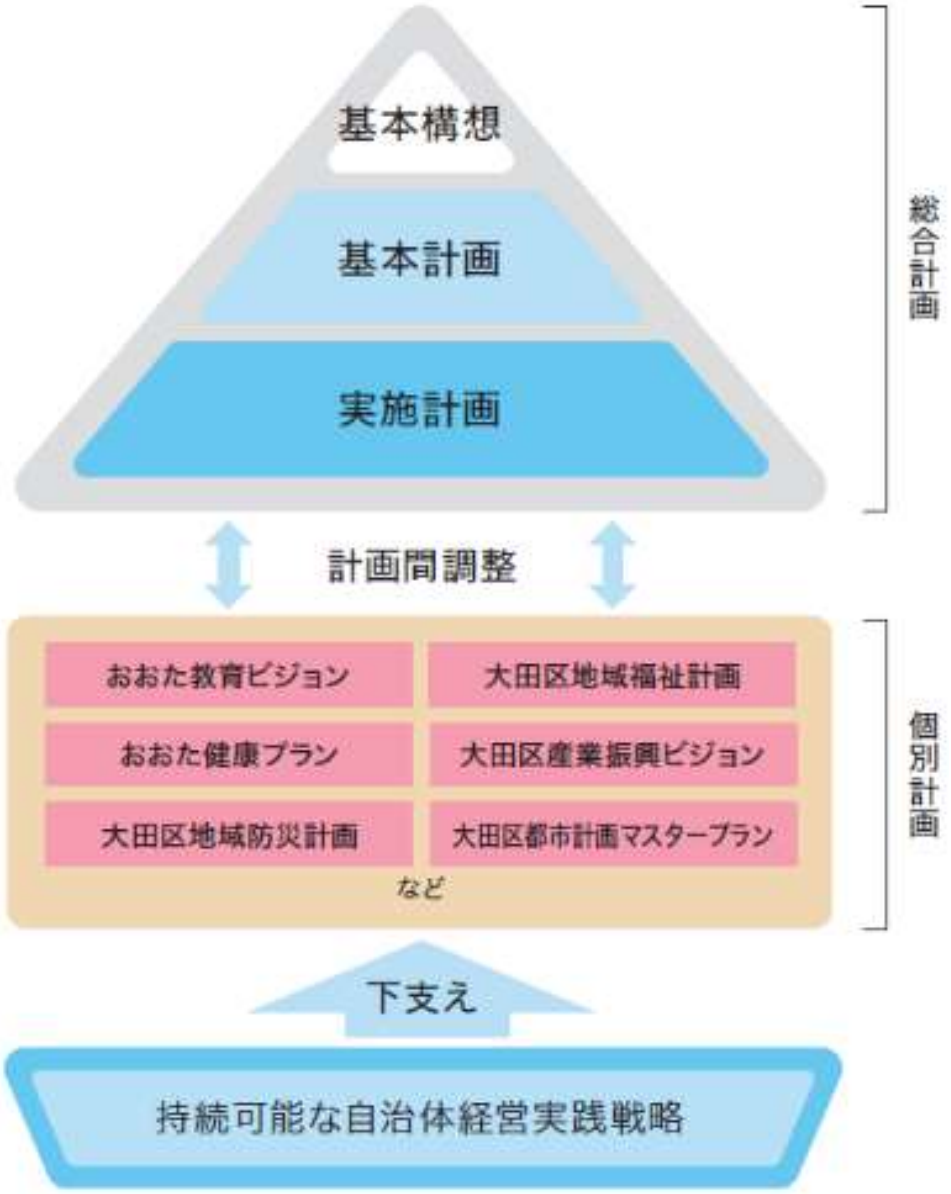
第１期基本計画の期間は８年間であることから、より具体的なまちの姿として、３つの視点から「８年後の大田区」を掲げました。

4 つの基本目標の下に 28 の「施策」を位置付け、各施策には８年後のめざす姿と、現状からめざす姿にどの程度近づいたかを測る指標を設定しています。

（３）実施計画

基本計画の施策等を推進するための具体的な事業及びその年度別計画をまとめたものです。

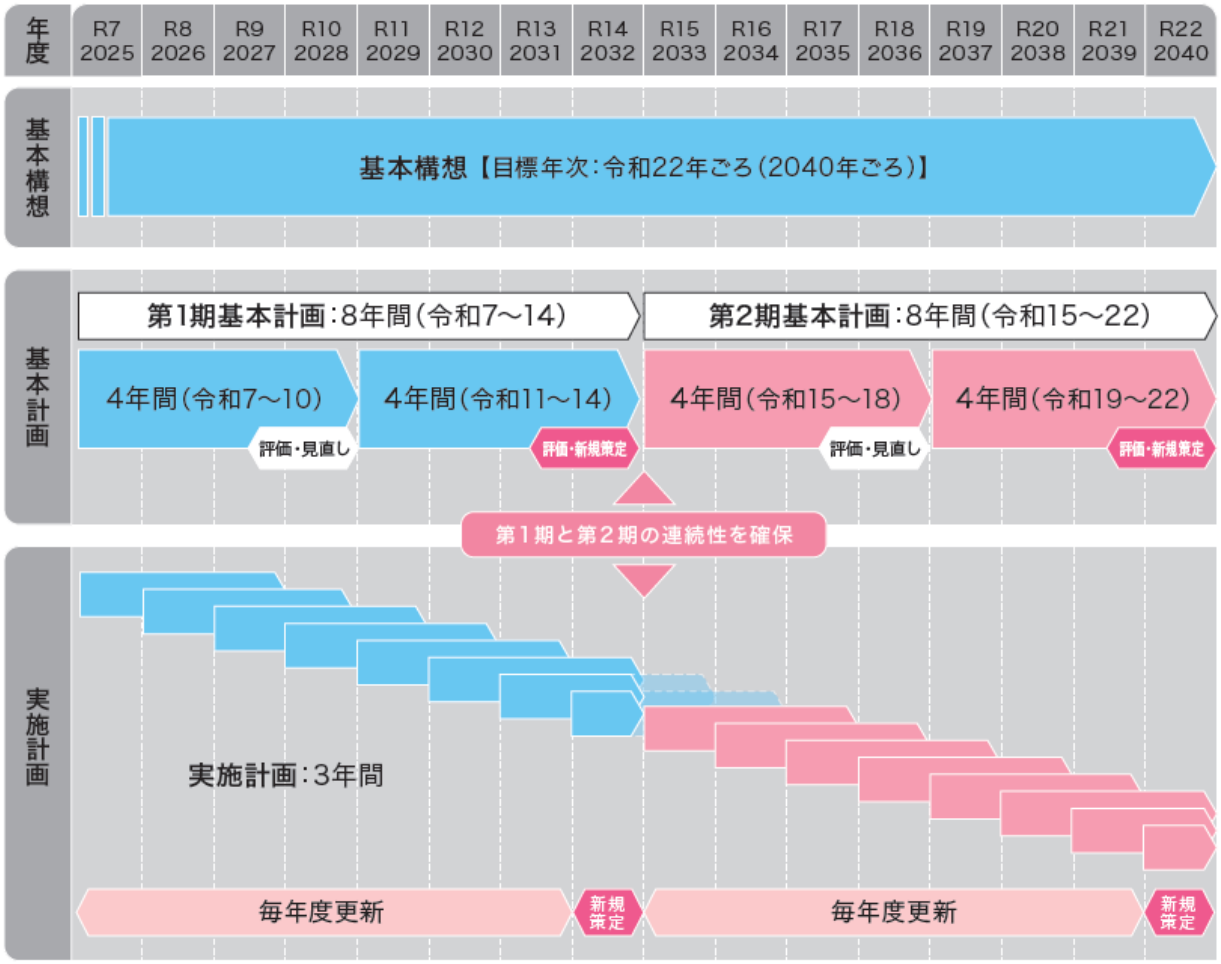
施策のめざす姿への寄与が相当程度認められる「主要事業」について、事業の推進に当たり具体的に取り組む内容を活動単位で示し、定量的に測ることができるものについては活動指標を設定しています。


基本構想
基本計画
実施計画
総合計画
計画間調整
おおた教育ビジョン
大田区地域福祉計画
おおた健康プラン
大田区産業振興ビジョン
大田区地域防災計画
大田区都市計画マスタープラン
など
個別計画
下支え
持続可能な自治体経営実践戦略

3　計画の期間

基本構想は、令和 22 年ごろ（2040 年ごろ）を目標年次としています。

基本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 14 年度（2032 年度）までの 8 年間を第 1 期、令和 15 年度（2033 年度）から令和 22 年度（2040 年度）までの 8 年間を第 2 期としています。それぞれ 4 年目に中間見直しを行い、それまでの評価や区を取り巻く状況の変化を踏まえた見直しを行います。実施計画の計画期間は 3 年間とし、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、毎年度見直し（ローリング）を行います。



4　施策体系

基本構想で定める 4 つの「基本目標」と、基本計画で示す 28 の「施策」の関係性を示した施策体系です。各施策には、実施計画で示す施策を構成する事業が紐づいています。

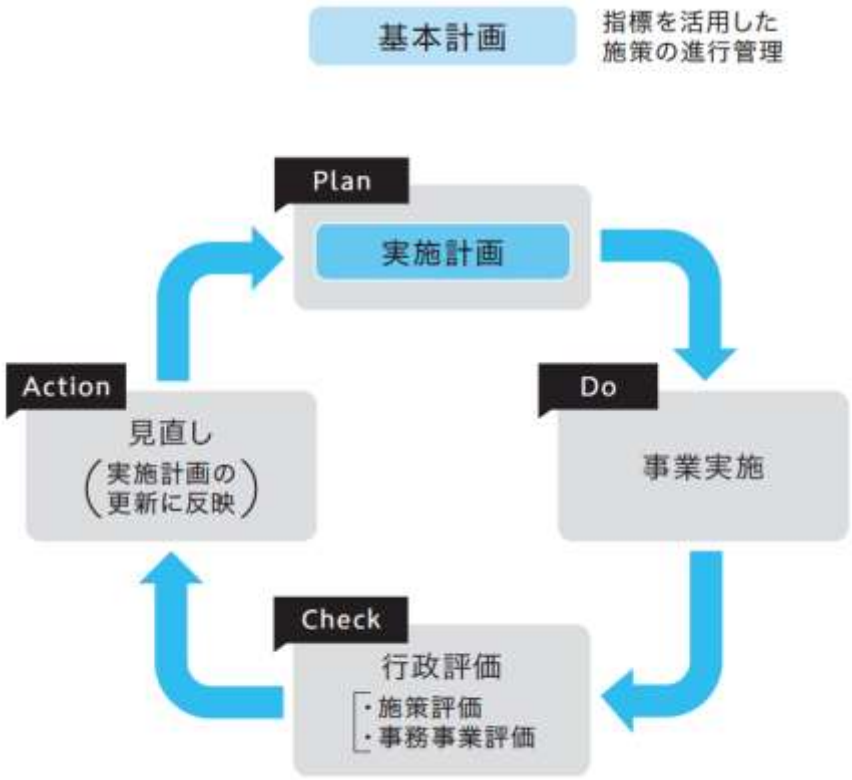
将来像	基本目標	施策
心やすらぎ　未来へはばたく　笑顔のまち　大田区	1　未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち	1-1　こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり 1-2　こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり 1-3　豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成 1-4　一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備
	2　文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち	2-1　高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備 2-2　本人の意思に寄り添う権利擁護の推進 2-3　障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実 2-4　人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり 2-5　人々の相互理解と交流の促進 2-6　地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実 2-7　スポーツの楽しさが広がる環境の整備 2-8　心ときめく豊かな地域をつくる　文化資源の創造と継承 2-9　生涯にわたる学びの支援
	3　豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち	3-1　脱炭素化の推進と豊かな自然の継承 3-2　持続可能な循環型社会の構築 3-3　区内企業の自己変革の促進 3-4　ものづくりの次世代への承継と立地支援 3-5　新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出 3-6　活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信
	4　安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち	4-1　災害に強く回復しやすい減災都市の実現 4-2　地域力を活かした防災対策の推進 4-3　治安がよい美しいまちの実現 4-4　地域の魅力を活かした拠点づくり 4-5　誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成 4-6　誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備 4-7　世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり 4-8　多彩で魅力ある公園・緑地づくり 4-9　水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

5　総合計画の着実な推進に向けて

区が将来像の実現に向けて総合計画を着実に推進させ、選ばれる自治体をめざすためには、生産年齢人口の減少、厳しい財政見通しなどの区を取り巻く社会環境の変化や、ますます多様化する行政ニーズに対して、これまで以上に適応力を高めていく必要があります。

そのためには、重要度の高い施策に資源を集中させ、効果的かつ効率的な行政運営の実現が不可欠となることから、基本計画において、指標を活用した計画の進行管理の仕組みを導入することを定めました。

区では、計画の進行管理の仕組みを「**総合計画推進プロジェクト**」として位置づけ、全庁あげて取り組みます。併せて、その進捗状況や成果を区民のみなさまに公表することで、基本構想で掲げた将来像の実現に向けて、総合計画を着実に推進してまいります。



第２章　総合計画推進プロジェクトについて

１　総合計画推進プロジェクトとは

総合計画推進プロジェクトとは、区民目線で最大の効果をあげ、選ばれる自治体となるよう、施策や事業の成果を客観的に評価・検証し、効果の高い施策に資源を集中させることで、総合計画を着実に推進する仕組みです。

この仕組みにより創出した貴重な資源を未来のために必要な施策へと再投資する好循環を創り出すことで、基本構想で掲げた将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」の実現をめざします。

本プロジェクトは、より効果・効率的な仕組みとなるよう継続的に手法・内容等の検証を行い、適宜見直しを図ります。

２　総合計画推進プロジェクトの基本的な考え方

総合計画推進プロジェクトは、以下の３点に重点を置いて取組を進め、定着を図ります。

（１）進行管理体制の確立

ＰＤＣＡサイクル（計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Action））を確立し、各施策で設定したロジックモデル※や指標を活用して、効果の可視化及び効率的な見直しを行います。

（※「ロジックモデル」については、本章末コラムにて詳細に説明します。）

（２）資源の効果・効率的な活用

確立されたＰＤＣＡサイクルによって、限られた財源・人員・施設などの資源を効果・効率的に配分し、着実に施策を推進します。

（３）職員の経営感覚の醸成

職員一人ひとりがデータや根拠に基づく政策立案や意思決定を行い、限られた資源を最適に活用し、最大の成果を上げる経営感覚を持つ組織文化を育みます。

3　総合計画推進プロジェクトの全体像

総合計画推進プロジェクトは、「行政評価」と「経営資源点検」で構成されています。

（1）行政評価

事業の質を高め、より効果の高い施策に資源を振り分ける、いわゆる「選択と集中」を行う仕組みです。行政評価は、施策評価と事務事業評価によって行います。

行政評価の実施に関する具体的な方法は、第３章で説明します。

① 施策評価（森を見る評価）4年に１回実施

施策の進捗状況を把握するため、各施策に設定した指標によって、施策がめざす姿にどの程度近づいたかを測ります。施策を構成する主要事業の成果や社会状況の変化を分析することで、施策の進捗の要因を明らかにし、施策の今後の方向性を判断した上で次期計画の策定に反映します。

② 事務事業評価（木を育てる評価）毎年実施

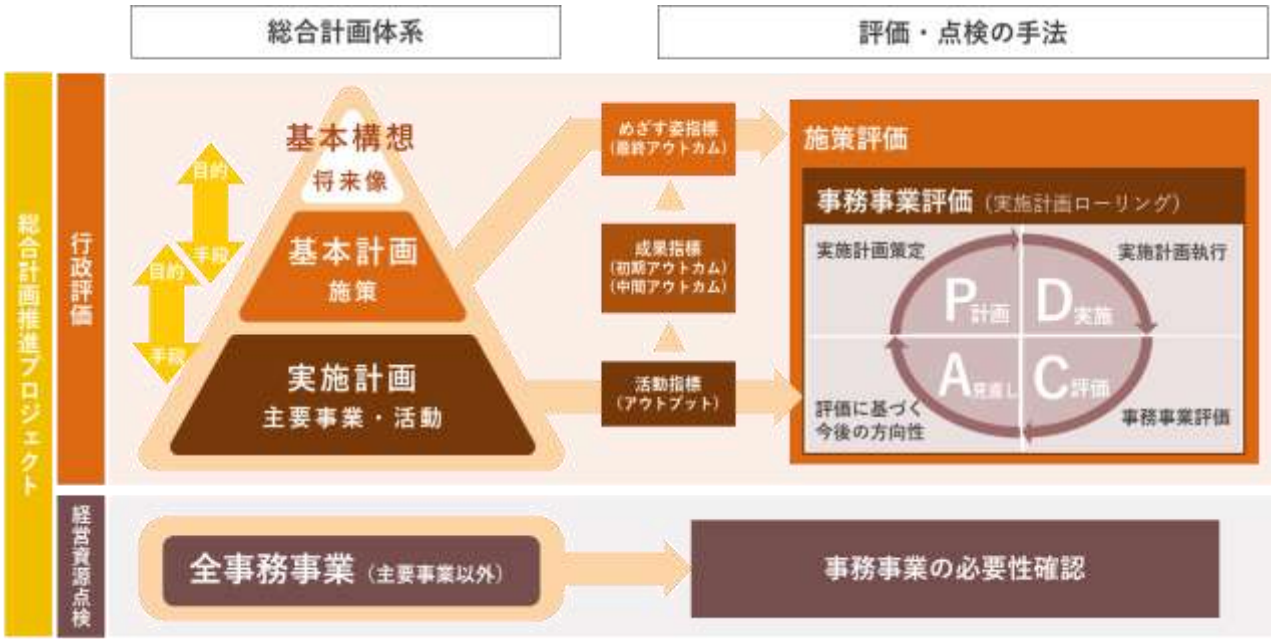
施策を構成する主要事業の成果を把握するため、主要事業を構成する活動ごとに設定した活動指標及び成果指標によって、主要事業の成果を分析します。

事業が区民や地域に与える効果を分析し、今後の方向性を判断した上で、次年度の予算編成や事業計画に反映します。

（2） 経営資源点検　4年に１回実施

既存事業の「必要性」を見直して、未来への投資原資を生み出すための仕組みです。毎年度、決算や予算編成等にあわせて行う部局による自主点検とは別途、さらなる資源創出のきっかけづくりとして位置付けます。必要性、区民ニーズ、区が関与することの妥当性等の項目をもとに分析します。具体的な手法については、現在も検討を続けており、今後お示しします。

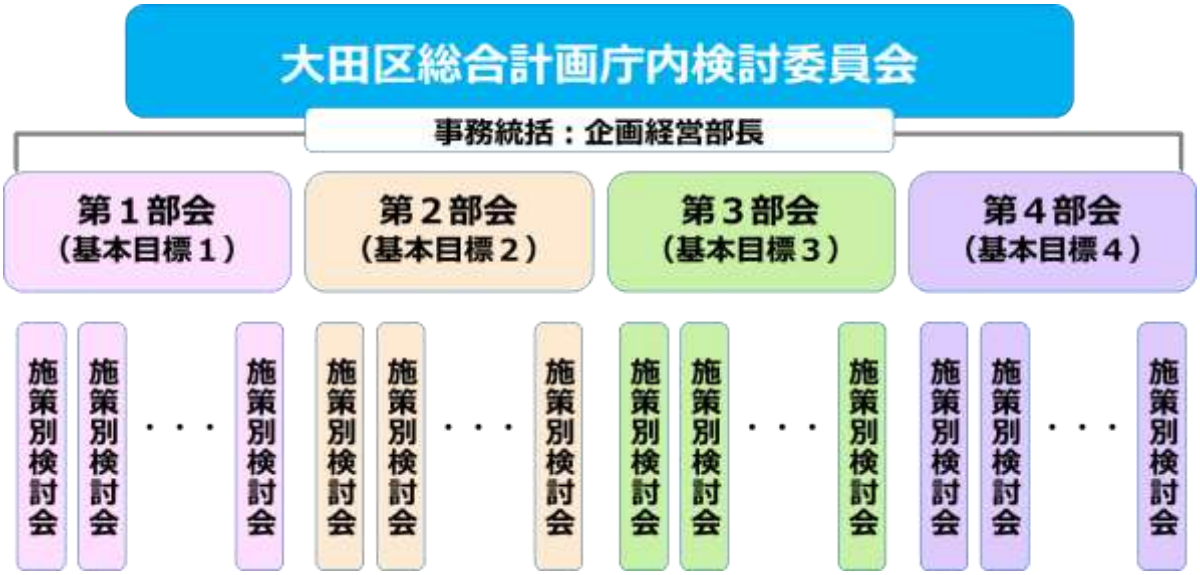
※総合計画を下支えする自治体経営戦略については、別途、進行管理や見直しを行います。





4　総合計画推進プロジェクトの推進体制

総合計画推進プロジェクトは、区長を委員長とする大田区総合計画庁内検討委員会を設け、庁内の連携・調整を図りながら取組みます。委員会の下には、基本目標ごとの部会及び各部会の下に施策ごとの施策別検討会を設置し、それぞれにおいて具体的かつ詳細な検討を行うこととします。

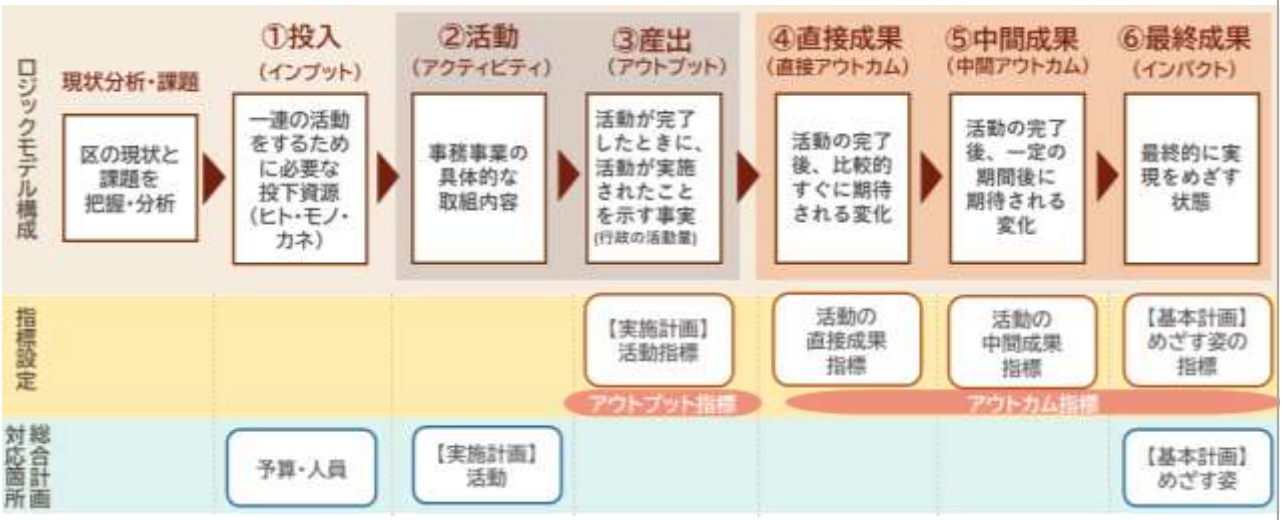


ー　コラム　ロジックモデルと指標　ー

1　ロジックモデルとは

ロジックモデルは、現状と課題に対し、事業の投入から最終的にめざす成果までの因果関係を端的に図式化したものです。

ロジックモデルは、以下の 6 つの要素で構成され、各段階を測定するため指標を設定します。



2　指標の設定

指標とは、事業の進捗や成果を客観的に測定するための「ものさし」です。

（1）活動指標（アウトプット指標）【ロジックモデル＜③産出＞を測る指標】

活動の実施量や直接的な結果を測る指標です。「区が何をどれだけ実施したか」を示します。（実施計画の主要事業を構成する活動ごとに設定）

例：ⅰ健康講座の開催回数、ⅱ相談窓口の設置箇所数、ⅲ公園の整備箇所数施設整備数

（2）成果指標（アウトカム指標）【ロジックモデル＜④直接成果・⑤中間成果＞を測る指標】

対象者や地域に生じた変化・効果を測る指標です。「事業の対象者がどのように変わったか」を示します。（実施計画の主要事業を構成する活動ごとに設定）

例：＜直接成果指標＞ⅰ健康講座への参加者数、ⅱ相談窓口の利用者数、ⅲ公園を利用した人の数

＜中間成果指標＞ⅰ運動習慣のある区民の割合、ⅱ困りごとを相談できる人がいる区民の割合、ⅲ身近に子どもが遊べる場所があると感じる区民の割合

（3）めざす姿の指標（アウトカム指標）【ロジックモデル＜⑥最終成果＞を測る指標】

施策全体が最終的にめざす姿にどの程度近づいたかを測る指標です。（基本計画の各施策で設定）

例：ⅰ健康寿命の延伸、ⅱ「住みやすい」と感じる区民の割合、ⅲ子育てしやすいと感じる区民の割合

活動指標だけでは、実際に区民に効果があったかは分かりません。成果指標を併せて設定することで、「活動は実施したが成果は出なかった」という事態を把握し、見直しにつなげることができます。

また、すべての成果を数値化できるわけではありません。満足度などの主観的評価や、長期的に現れる効果など、指標だけでは捉えきれない側面があるため、複数の指標を組み合わせて多面的に評価することが重要です。

※指標と目標値について

原則、第１期大田区基本計画で設定した指標を活用しますが、他に適切な指標がある場合等は適宜見直します。また、指標が数値化されていない施策は、定性的な記述などと併せて総合的に評価するといった工夫を行います。

3　なぜロジックモデルを活用するのか

ロジックモデルは、「予算をいくら執行したか」「何をどれくらい実施したか」といった活動量だけでなく、「その結果、区民や地域にどのような変化・効果が生じたか」という成果を重視します。これにより、施策や事業の目的を明確化し、成果を数値で具体的に示すことで、限られた資源を効果的に配分することが可能となります。

（１）計画策定段階（Ｐ）

事業を始める前に、「この取組の目標は何か、本当に成果・効果があるのか」などを検証し因果関係を整理することで、成果・効果が見込める事業に予算と人員を集中させることができます。

（２）事業実施段階（Ｄ）

最終的な目標やめざす成果・効果が明確になることで、職員は「何のためにこの業務を行うのか」を常に意識しながら仕事に取り組めます。

（３）評価段階（Ｃ）

事業を実施した結果、目標が達成できなかった場合、ロジックモデルの各段階（投入→活動→産出→直接成果→中間成果→最終成果）のどこにどのような問題があるのかを検証できます。

（４）見直し段階（Ａ）

評価によって検証された問題から、事業の今後の方向性と具体的にどのように見直すかを判断できます。これにより、一連のＰＤＣＡサイクルに基づいて事業を見直すことができます。

※参考文献
・佐藤　徹「エビデンスに基づく自治体政策入門　ロジックモデルの作り方・活かし方」（2021 年、公職研）
・内閣官房行政改革推進本部事務局「行政事業レビューシート作成ガイドブック Ver.1.2」（2025 年）
・内閣官房行政改革推進本部事務局「EBPM ガイドブック Ver.1.2」（2023 年）

第３章　行政評価の実施方法

1　施策評価

（1）実施対象

基本計画で示した全ての施策（28 施策）

（2）サイクル

基本計画の策定・見直し時に実施します。（4 年ごと）

施策評価【C】の結果をふまえためざす姿ごとの今後の方向性【A】を次期基本計画【P】に反映し、施策を推進【D】するまでが一連のサイクルです。



＜計画(Plan)－計画の策定・見直し－＞

基本計画の策定・見直し時に、施策評価の分析結果をふまえた今後の方向性を反映した計画を策定します。策定にあたっては、施策別検討会において内容を検討します。

＜実施（Do）－施策推進－＞

施策を構成する主要事業等を、事務事業評価のサイクルによって推進します。

＜評価（Check）－施策評価－＞

・現状と課題の分析

施策の現状と課題が社会情勢の変化等を受けて 4 年間でどのように変化したかを分析します。

・指標の達成度分析

めざす姿の指標と主要事業の成果指標の達成度から、施策の進捗の原因を分析します。

＜見直し（Action）－今後の方向性－＞

施策評価の分析結果から、施策の今後の方向性を決定します。

今後の方向性は、「現状維持」「見直し・再構築」「重点化・効率化」「縮小・廃止・統廃合」の 4 類型から決定し、次期基本計画策定・見直し時においてその内容を反映します。

2 事務事業評価

（1）実施対象

実施計画に掲載する全ての主要事業

※　実施計画の計画期間内では事業が完了せず成果の発現が困難であり、短期的な成果指標の設定に馴染まない長期事業は、評価の対象外とします（進捗状況等は別途把握します）。

例：公共施設整備・改修、都市基盤の整備、地域拠点整備事業　等

＜主要事業の選定について＞

主要事業は、実施計画の計画期間である向こう３か年に実施が見込まれる全事務事業のうち、**必要性**が認められ、施策のめざす姿への**寄与度**が相当程度認められる事業です。

・**必要性**：他サービスと重複がなく区民ニーズが高いこと

・**寄与度**：ロジックが明確であること

※　計画化や効果検証に馴染まない以下の事務事業は、主要事業の対象外とします。

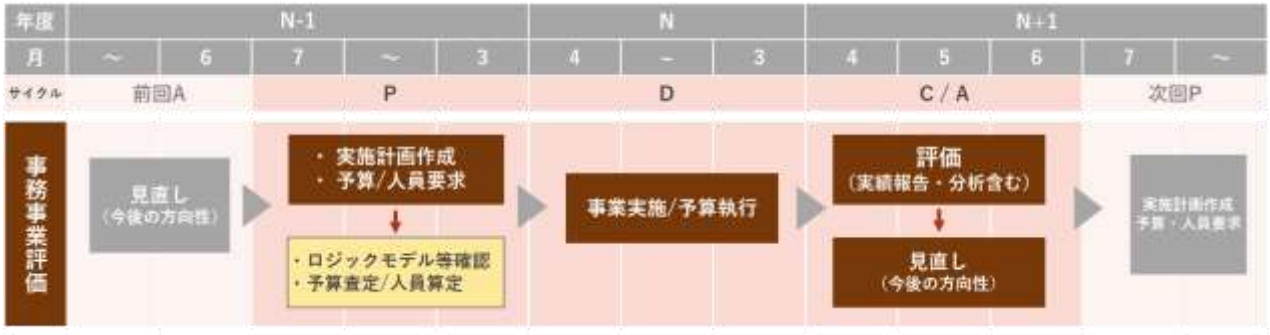
①　区の裁量の余地がない（または極めて少ない）事業（法定受託事務　等）

②　持続可能な自治体経営に紐づく事業（内部管理事務　等）

（2）評価のサイクル

毎年実施します。

評価に基づく見直し内容【A】を次期(評価年度の２年後)計画（実施計画・予算・人員）【P】に反映するまでが一連のサイクルです。なお、即対応できる評価事項は評価年度の次年度の事業実施【D】で実践することとします。



＜計画（Plan）－計画の作成－＞

前年度の評価結果（A）を実施計画の策定、予算編成・人員算定等に反映します。

実施計画作成においては、事業の必要性と効率性を明確にするとともに、事業の「ロジックモデル」を作成し、「この活動（アウトプット）をすれば、この成果（アウトカム）が出るはずである」という、事業の因果関係を可視化します。

＜実施（Do）－事業実施－＞

実施計画に基づいて主要事業を実施し、設定した目標値に向けて具体的な取り組みを展開します。事業実施にあたっては、実績を適宜把握し、進行管理を行います。

＜評価（Check）－事業評価－＞

N 年度の実績データを基に、評価シートを用いて事業の客観的な評価を行います。

事業の活動（アウトプット）が、本当に意図した成果（アウトカム）に繋がっているのか、その因果関係（寄与度）を、活動指標と成果指標の実績値を用いて分析します。

＜見直し（Action）－今後の方向性－＞

評価結果に基づき、活動ごとに「来年度の設計図を、どう改善するか」を、「A：計画通り推進」「B：事業効率化検討しつつ推進」「C：事業手法、対象を見直し推進」「D：活動の妥当性を再確認」の 4 類型から具体的に決定します。

第 4 章　総合計画推進状況の公表について

区では、行政運営の透明性を高め、区民の皆様への説明責任を果たすため、行政評価の結果を中心に、総合計画の進捗状況をホームページ等で公表します。

公表にあたっては、本制度の運用状況や、評価結果が区政の改善にどのようにつながっているかを、区民の皆様に分かりやすくお伝えできるよう努めます。

評価結果を公表することで、限られた財源の中で、どの施策や事業に重点を置いているのか、また、その成果がどの程度上がっているのかを、区民の皆様と共有し、より良い区政運営につなげてまいります。

総 務 財 政 委 員 会
令 和 8 年 3 月 5 日
企画経営部　資料３番
所　管　　企画課

大田区災害復興ビジョン（素案）に関する
区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果及び策定について

1　区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果

（1）実施期間

令和７年 12 月 22 日（月）から令和８年１月 13 日（火）まで

（2）周知方法

区報 12 月 21 日号、区ホームページ、YouTube、X（エックス）

大田区ホームページ　閲覧数　624 回

大田区公式 X　表示回数　7,512 回（ポスト３回の合計）

大田区公式 LINE　　表示回数　26,182 回

大田区公式 YouTube　　視聴回数　191 回

（3）閲覧方法及び閲覧場所

区ホームページ、企画課、区政情報コーナー

（4）意見及び内訳（詳細は別紙１のとおり）

提出者数　計３名・・・電子申請３名、紙申請なし

提出意見数：計５件

主な意見	件数
計画全般	２件
方針・取組	１件
その他	２件
計	５件

2　今後の予定

令和８年３月５日：総務財政委員会にて報告

令和８年３月下旬：策定、区ホームページ等にて公表

大田区災害復興ビジョン（案）【概要版：別紙２】【本編：別紙３】

３　パブリックコメントの結果等を踏まえた修正内容

パブリックコメントの結果やその他の素案公表以降に修正した主な内容は以下のとおり

※本編（案）において、修正箇所へ黄色塗りで表記している。

■パブリックコメント結果を踏まえた修正

修正箇所	内容
本編（案） P.11	「障がい者」を追記
本編（案） P.15	地域との協働による計画策定のプロセスについて、 第４章に「区民等参画プロセスの重視」の項目を追加

■その他

修正箇所	内容
本編（案） P．1	第１章のタイトルを「はじめに」から「大田区災害復興ビジョンとは」へ変更
本編（案） P.15	第２章「復興体制の構築」に関する課題を第４章「基本的な考え方」へ移行
本編（案） P.16	体系図のタイトルを「復興方針の体系」から「復興推進の基本体系」へ変更

別紙１

パブリックコメントの結果

【募集期間】　令和７年 12 月 22 日（月）から令和８年１月 13 日（火）まで

【募集方法】　電子申請、郵送、窓口へ直接持参

【意見総数】　３名（５件）

【パブリックコメントに提出されたご意見と区の考え方】

※皆様からいただいたご意見については、主旨を損なわない範囲で要約または一部を抽出しています。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
1	計画全般	ビジョン素案第２章３（３）「生活復興の課題」において、高齢者等と同様に障害者も支援制度を十分に活用できない状況が想定される。課題の記述に「障がい者」についても明記してほしい。	災害時において、障害のある方が必要な支援制度を円滑に活用し、生活再建に取り組める環境を整えることは、生活復興における重要な視点であると認識しております。 ご意見を踏まえ、第２章の「生活復興の課題」の記述において、支援制度の活用に配慮を要する対象の例として、高齢者とともに「障がい者」についても明記する方向で調整してまいります。
2	計画全般	ビジョン素案第２章３（５）「復興の体制等に係る課題」にある「ボトムアップ型の計画作成」を実現するため、大規模災害時に復興計画を地域の方々と話し合うための場や、会議体を設置することを記載してほしい。	本ビジョンでは、第３章の基本理念において「区民とのパートナーシップに基づく連携・協働」を掲げており、地域の意向を反映した復興計画の策定は不可欠であると考えております。 発災後、具体的な復興まちづくりを進める際には、地域住民や事業者等で構成される合意形成を図るための組織を立ち上げ、協議を重ねながら計画を策定していくこととなります。ご意見の趣旨を踏まえ、地域との協働による計画策定のプロセスがより明確に伝わるよう、第４章 の「基本的な考え方」の記述について、明記する方向で調整してまいります。

3	方針・取組	マンション等の限られた住居スペースでは備蓄品の保管が困難である。空き家の利活用や、高齢者宅の未利用スペースを地域の備蓄場所として活用できる制度を検討してほしい。また、マンション共用部への備蓄倉庫設置を促進する制度も希望する。	本ビジョンでは、「住宅復興 方針３（安心して暮らせる住宅の確保）」において被災後の居住環境の安定を掲げるとともに、「生活復興 方針２（一人ひとりに寄り添った生活再建支援）」において、被災者の生活実態や多様なニーズを的確に把握し、それに応じたきめ細やかな支援を行うことを目指しています。 区では、平成 29 年に大田区開発指導要綱を改正し、新たに一定規模以上の集団住宅を建設する場合は、共有部に備蓄倉庫を設置することを義務付けています。 また、平時からの備えが発災後のスムーズな生活再建に直結する重要な視点であることから、多様な居住形態に対応した効果的な備蓄のあり方について、住宅政策や防災計画等を踏まえ調査・研究してまいります。いただいたご意見につきましては、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
4	その他	近年の浸水被害（内水氾濫等）の実態を鑑み、復興の議論以前に、下水道整備等の「予防」への予算集中を最優先すべきである。新空港線（蒲蒲線）等の大規模開発事業は、地盤リスクや多額の財源負担を考慮し、一旦凍結または抜本的な見直しを行い、その財源を浸水対策や区民の直接的な生活支援（減税等）に充てるべきである。	大規模災害からの迅速な復興を果たすためには、平時からの減災対策による「被害の最小化」が不可欠です。本ビジョンは、浸水対策等を推進する「大田区国土強靭化地域計画」等と三位一体となり、一貫した方針を示すものです。 浸水対策については、近年の気候変動によるリスク増大を踏まえ、現在も喫緊の課題として着実に進めており、引き続き東京都との連携を図りながら取り組んでまいります。また、新空港線等の都市基盤整備は、災害時の代替交通網の確保や、将来の区の持続的な発展、ひいては地域の復興力の基盤となるものと考えております。各事業の優先順位については、区民の生命と財産を守ることを第一に、社会情勢や財政状況を勘案しつつ、議会等の議論を通じ適切に判断してまいります。

5	その他	「全体の奉仕者」として、特定の利益ではなく、今そこにある危機（浸水対策等）や区民生活（物価高騰対策等）を最優先した計画策定を行うべきである。パブリックコメント等を通じ、声をあげない区民の真の意向を適切に反映した施策展開を求める。	本ビジョンは、第３章の基本理念において「区民とのパートナーシップに基づく連携・協働」を掲げております。 特定の属性や意見に偏ることなく、幅広い層の潜在的なニーズを把握するため「大田区政に関する世論調査」等の住民アンケートの結果から防災意識や将来のまちづくりに対する傾向を分析し、方針を検討する上での基礎資料として活用しております。 区民の皆様の生命と生活を守ることは行政の重要な責務であり、今回お寄せいただいた専門的な視点からのご意見も、本ビジョンをより実効性のあるものとするための貴重な知見として真摯に受け止めております。今後も、特定の事業に偏ることなく、多角的な視点から区民の皆様が安心を実感できる復興施策の推進に努めてまいります。

別紙2

大田区災害復興ビジョン（案）

Ota City Disaster Recovery Vision





策定の趣旨

大田区災害復興ビジョン（以下、「本ビジョン」という。）は、地震や風水害、大規模事故、火山噴火など、**あらゆる大規模災害により重大な被害を受けた場合における、区の都市機能の維持と区民生活の早期復興を目指し、**平時から復興の基本的な考え方や進め方を定めるものです。本ビジョンは、発災後の住民生活や市街地形成のあるべき姿、及びその実現に至る区の基本的方針を示します。

策定の背景

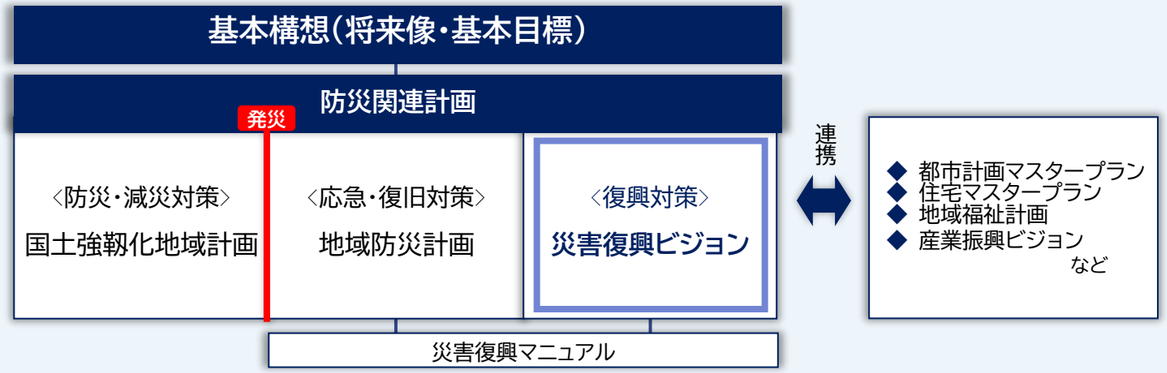
近年、災害の激甚化が進み、大規模災害はいつ発生してもおかしくない状況にあります。このような状況下では、**発災後に初めて復興を考えるのではなく、平時から復興の基本的な考え方やプロセスを検討し、準備を進めておく**ことが重要です。

また、発災後の混乱の中で限られた資源と時間で復興方針及び復興計画を策定することは極めて困難です。そのため、事前に復興の方向性を定めた本ビジョンを策定し、発災後の迅速かつ効果的な復興につなげる必要があります。

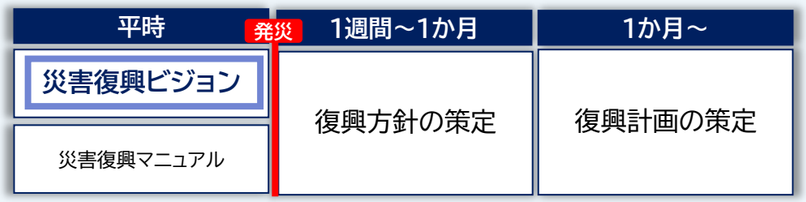
位置づけ

- ◆ **大田区基本構想を踏まえた**、災害からの復興に向けた具体的な方針を示すものとして策定します。
- ◆「大田区国土強靱化地域計画」「大田区地域防災計画」と合わせて**三位一体の防災関連計画**として位置づけます。
- ◆ **復興方針や復興計画の基礎**として、発災後の早期策定を可能にします。
- ◆ 都市計画マスタープラン等の他の計画とも連携を図り、総合的な視点から復興の方向性を示します。
- ◆ 社会情勢の変化や新たな知見を反映できるよう、定期的な見直しと更新を行います。

◆ 総合計画・防災関連計画との位置づけ



◆ 復興計画策定までの流れ

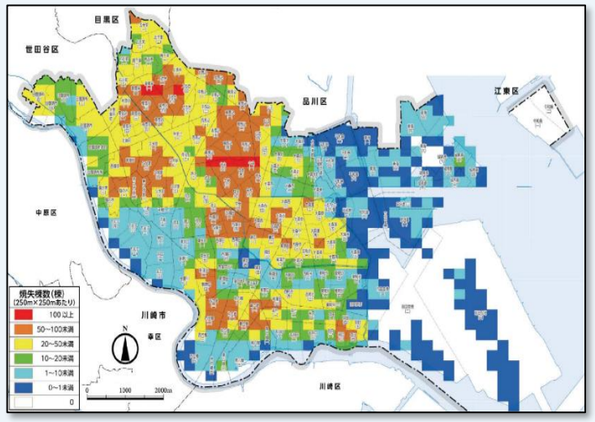




想定される主な災害

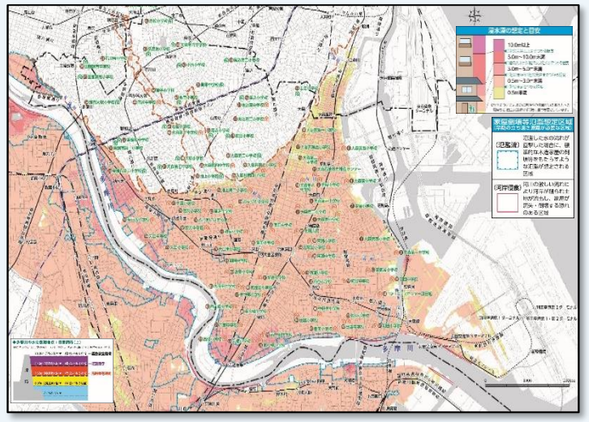
地震や風水害、大規模事故、火山噴火など、あらゆる大規模災害により重大な被害を受けた場合を想定し、特に大規模な被害が想定される「地震」と「風水害」の被害想定を代表的に示します。

◆大田区防災ハザードマップ
（都心南部直下地震における焼失建物棟数の分布）



出典：大田区防災ハザードマップ（令和7年3月）

◆大田区防災ハザードマップ
（多摩川の全流域で48時間に588㎜の降雨があった場合）



出典：大田区防災ハザードマップ（令和7年3月）

復興に向けた課題

復興のまちづくりを進めるには、**地域特性や被災状況、その時の社会経済情勢、地域のニーズを踏まえた区民等の生活再建や持続可能な市街地形成の実現**が求められます。

都市復興の課題

- ◆ 速やかに復興に着手するため建物や都市施設の**被災状況を迅速に把握**することが必要です。
- ◆ 強靭な市街地の形成を目指した方針と計画を作成し、**復興まちづくりを円滑に進める**ことが必要です。
- ◆ 地域の意向を反映し、地域の特性を活かした復興まちづくりを進めていくため、**区民・事業者・行政の協働で取り組む体制づくり**が必要です。

住宅復興の課題

- ◆ 住宅を失った方が一刻も早く安定した生活を送れるように、**応急的な住宅を確保**することが必要です。
- ◆ 復興活動の進捗に影響を与える膨大な**災害廃棄物を、速やかにかつ適切に処理**する必要があります。
- ◆ 補修から建替えまで、**被害実態に応じた多角的な支援メニューの提供**が必要です。
- ◆将来人口や高齢化等の影響を考慮し、**数年後の利活用を見据えた公営住宅等の供給**が必要です。
- ◆全ての過程において**コミュニティの分断や孤立を防ぎ**、段階的かつきめ細やかな支援が必要です。

生活復興の課題

- ◆ ライフライン及び交通機能等の早期復旧を図り、**早期に生活の支障を取り除く**必要があります。
- ◆ 医療や福祉、教育等の**区民の暮らしを支える各種機能を回復**することが必要です。
- ◆ 高齢者や障がい者等が**自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組めるよう、きめ細やかな支援**が必要です。

産業復興の課題

- ◆ 資金調達や一時的な事業スペースの確保等、速やかな自力による事業再開を支援することが必要です。
- ◆ 事業者が**雇用を維持**できる、やむを得ず離職した方が**速やかに就業**できるように支援することが必要です。
- ◆ 観光の視点から災害の教訓や大田区の良さを発信する等、**中長期的に復興の機運を高めていく**ことが必要です。

基本的な考え方

- ◆**あらゆる大規模災害に共通して必要となる復興の基本的な取り組みの方向性**を示します。
- ◆発災後の復興方針・復興計画の策定にあたり、**実際の被害状況に応じて柔軟に活用される上位の指針**と位置づけます。復興計画の策定にあたっては、区民や事業者の参画を基本としたプロセスを重視し、**地域と一丸となった復興を推進**します。
- ◆区民・企業等との協働を推進するとともに男女共同参画の視点に立ち、**多様な知見を最大限に活用**します。
- ◆**被災者一人ひとりに寄り添った支援に向け、区内部の連携を密にするとともに、都や関係自治体との広域的な連携を強化**します。
- ◆特定部門への事務集中を防ぐため、全庁的な応援体制を確立し、**人的資源の適切な確保と調整**を図ります。

復興の理念

1. 被災者の自立・共助を基本として**区民生活を早期再建**するために必要な公的支援を行います。
2. 平時から災害に強い都市づくりと生活にゆとりと豊かさをもたらす**活力に満ちた都市づくり**を進めます。
3. **区民とのパートナーシップに基づく連携・協働**と、国、都、隣接市区等との広域的な連携・協力による復興を進めます。

復興の基本目標と分野別方針

◆ 大田区基本構想（令和6年3月）で掲げている基本目標に基づき、復興を推進します。

分野別方針	基本目標1 未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち	基本目標2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいきくらすまち	基本目標3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち	基本目標4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
都市復興 地域住民との協働により被災を繰り返さない良好な市街地の形成を図ります。				方針1 被害状況の迅速な把握 方針2 計画的な災害に強い市街地整備 方針3 地域別の復興まちづくりの推進 方針4 都市施設の強靭化と整備 方針5 区民と協働の復興
住宅復興 速やかな住まいの確保とコミュニティを支える持続可能な居住環境を創出します。				方針1 一時的な居住の安定確保 方針2 災害廃棄物の適正な処理 方針3 安心して暮らせる住宅の確保 方針4 入居者のつながりの創出
生活復興 福祉・医療・教育等の機能回復を図り、被災者一人ひとりに寄り添った継続的な生活再建支援に取り組みます。				方針1 福祉・医療・保健機能の維持 方針2 一人ひとりに寄り添った生活再建支援 方針3 教育活動等の早期再開 方針4 交通機能の早期回復と広域連携 方針5 生活基盤の機能維持と行政サービスの継続
産業復興 産業の早期再開に向けた迅速な支援を実施するとともに、復興を通じて産業基盤の強靭化と魅力の向上を図り、将来的な更なる発展を目指します。				方針1 東京都と連携した産業復興計画の策定 方針2 中小企業の事業再開・復興支援 方針3 雇用の維持 方針4 観光を通じた幅広い産業の再開・復興支援

発行　大田区 企画経営部 企画課
〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号
TEL：03-5744-1735　FAX：03-5744-1502

令和8年3月発行

【別紙３】

大田区災害復興ビジョン（案）

令和８年３月

大田区災害復興ビジョンの策定にあたって

区では、首都直下地震等の大規模地震災害、さらには近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化などを踏まえ、区民の皆様の生命、財産を最大限に保護し、都市機能の早期回復と将来に向けた持続的な発展を確かなものとすることを目的に、このたび「大田区災害復興ビジョン」を策定いたしました。

ひとたび大規模な災害が発生した際には、区民生活は広範囲にわたり甚大な被害を受け、混乱に陥ります。こうした未曾有の事態においては、応急対応を講じるに留まらず、早期に復興へと移行し、被災前の日常、さらにはそれ以上の安全と活力を備えたまちを再建することが、区の果たすべき重大な責務であります。本ビジョンは、この復興という未来を見据えた「事前の備え」として、その基本的考え方をまとめたものです。

発災後、区は応急対策を迅速に進めつつ、復興への体制を速やかに確立します。その際、政府の定める復興基本方針や東京都の復興方針、大田区災害復興本部条例等に定める基準を踏まえ、区が全庁的な復興への移行が必要であると判断した際は、直ちに私を本部長とする「復興本部」を設置し、復興事業を統括します。これは、区の総力を挙げた復興への固い決意を示すものです。

この復興本部が立ち上がった後、具体的な「復興方針」及び「復興計画」を策定して、復興事業が本格的に始動することになりますが、その策定作業は大規模災害への応急対応と並行して進めることになります。そのため、本ビジョンは、策定作業を少しでも円滑に進めるためにあらかじめ策定するものであり、復興の基本的な方向性を規定するものです。

私たちは、「生活再建のための公的支援」、「災害に強い都市づくり」、「区民との協働・連携」の 3 つを復興の理念とし、大田区基本構想で掲げている 4 つの基本目標をもって、創造的な復興を成し遂げることを目指してまいります。区民の皆様の深いご理解と、主体的なご協力を重ねてお願い申し上げます。

本方針の策定にあたっては、学識経験者からの意見を反映しながら進めてきました。また、地域のご意見を広く伺うためパブリックコメントを実施し、数多くの貴重なご意見やご提案をいただきながら取りまとめてまいりました。区民の皆様や関係各位に心から感謝申し上げるとともに、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



令和８年３月
大田区長

鈴木晶雅

目　次

第１章　大田区災害復興ビジョンとは　1

１　策定の趣旨 …… 1
２　策定の背景 …… 1
３　活用と役割 …… 1
４　位置づけ …… 2
５　想定される主な災害 …… 3

第２章　現状と課題　7

１　大田区の概況 …… 7
２　区民の意識 …… 9
３　復興に向けた課題 …… 11

コラム①　生活・コミュニティ再建等を支えるボランティア活動 …… 12
コラム②　被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスの支援 …… 13

第３章　基本理念　14

１　復興の理念 …… 14
２　復興の基本目標 …… 14

第４章　基本的な考え方　15

１　復興方針・復興計画策定の指針 …… 15
２　区民等参画プロセスの重視 …… 15
３　実効性のある復興体制の構築 …… 15
４　復興推進の基本体系 …… 16

第５章　分野別方針　17

１　都市復興の方針 …… 17
２　住宅復興の方針 …… 18
３　生活復興の方針 …… 18
４　産業復興の方針 …… 19

第1章　大田区災害復興ビジョンとは

1　策定の趣旨

大田区災害復興ビジョン（以下、「本ビジョン」という。）は、地震や風水害、大規模事故、火山噴火など、あらゆる大規模災害により重大な被害を受けた場合における、区の都市機能の維持と区民生活の早期復興を目指し、平時から復興の基本的な考え方や進め方を定めるものです。本ビジョンは、発災後の住民生活や市街地形成のあるべき姿、及びその実現に至る区の基本的方針を示します。

2　策定の背景

近年、災害の激甚化が進み、大規模災害はいつ発生してもおかしくない状況にあります。このような状況下では、発災後に初めて復興を考えるのではなく、平時から復興の基本的な考え方やプロセスを検討し、準備を進めておくことが重要です。

また、発災後の混乱の中で限られた資源と時間で「復興方針」及び「復興計画」を策定することは極めて困難です。そのため、事前に復興の方向性を定めた本ビジョンを策定し、発災後の迅速かつ効果的な復興につなげる必要があります。

3　活用と役割

（1）発災後の復興方針・復興計画の早期策定

平時から復興に向けた基本的な考え方やプロセスを区民・事業者・行政が共有し、復興の進め方や役割を理解することで、「復興方針」、「復興計画」等の早期策定につなげます。

（2）総合的な防災対策の推進

防災・減災対策から発災時の災害対策、復旧対策、復興対策まで、全てのステージにおいて連続性を持った総合的な取り組みの基礎となります。

（3）「被災を繰り返さない都市づくり」の指針

単なる復旧※ではなく、都市全体の防災性向上や良好な市街地形成を目指す復興※の方向性を示す指針となります。

※　復旧とは、市街地形態と道路・鉄道・公園・ライフライン等の都市施設をほぼ従前の状態に回復することであるのに対し、復興は、特に大きな被害を受けた地域のみの復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行うものです。

4　位置づけ

（1）大田区基本構想との位置づけ

大田区基本構想に掲げる基本理念と、将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」は、発災後も変わることのない基本的な考え方です。本ビジョンは、これらを尊重し、基本構想との整合性を保ちながら、災害からの復興に向けた具体的な方針を示すものとして策定します。

（2）防災関連計画における位置づけ

本ビジョンは、既存の「大田区国土強靭化地域計画」、「大田区地域防災計画」と合わせて三位一体の防災関連計画として位置づけます。これにより、平時の防災・減災対策、災害発生時の応急対策、そして復興に至るまでの一貫した方針を示すことが可能となります。

（3）復興プロセスにおける役割

本ビジョンは、発災後の混乱時においては、被災地の復興並びに区民生活の再建及び安定に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施する必要があるため、復興の方向性や考え方を事前に定め、発災後に策定される「復興方針」及び「復興計画」の基礎となるものです。

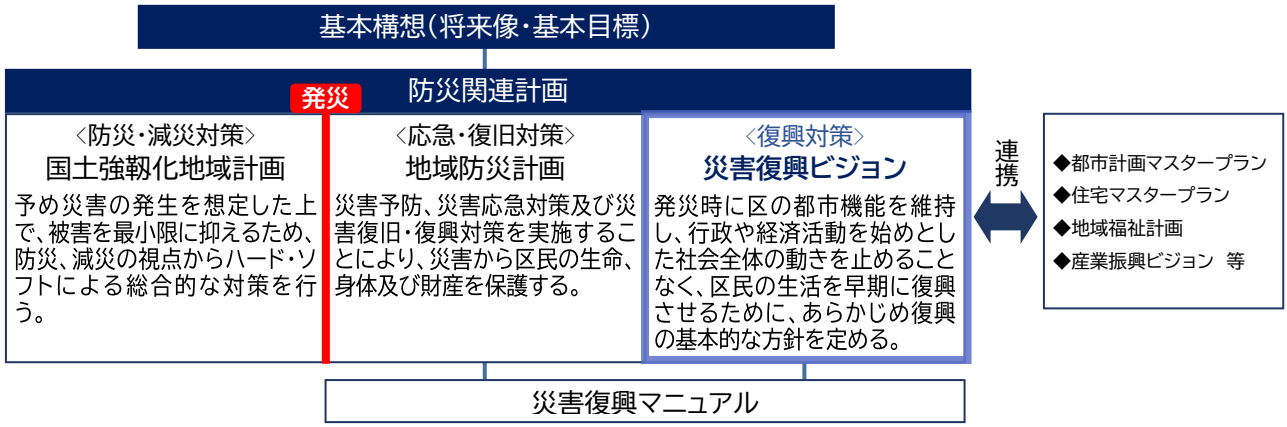
（4）計画間の連携

本ビジョンは、総合計画の下位に位置する分野別計画の一つとして、都市計画マスタープラン等の分野別計画とも連携を図り、総合的な視点から復興の方向性を示します。

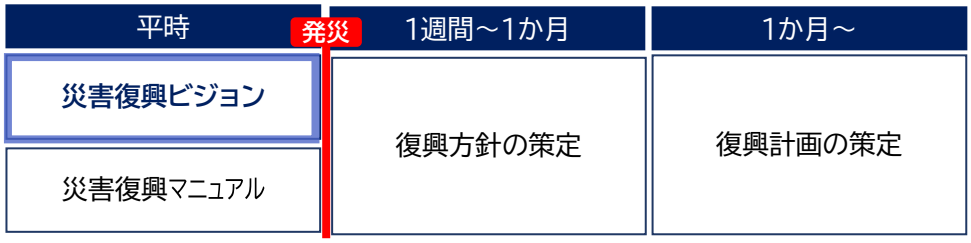
（5）柔軟性と見直し

本ビジョンは、社会情勢の変化や新たな知見を反映できるよう、定期的な見直しと更新を行います。これにより、常に最新の状況に対応した復興の指針を維持します。

◆総合計画・防災関連計画との位置づけ



◆復興計画策定までの流れ



5　想定される主な災害

本ビジョンは地震や風水害、大規模事故、火山噴火など、あらゆる大規模災害により重大な被害を受けた場合を想定します。区の復興並びに区民生活の早期再建及び安定に関する事業を速やかに、かつ計画的に実施する必要があると認める状況において、本ビジョンは復興に向けた基本理念と目標に基づき、その対応の基礎となるものとします。

特に大規模な被害が想定される「地震」と「風水害」について、以下の被害想定を代表的に示します。

◆都心南部直下地震における大田区の被害想定

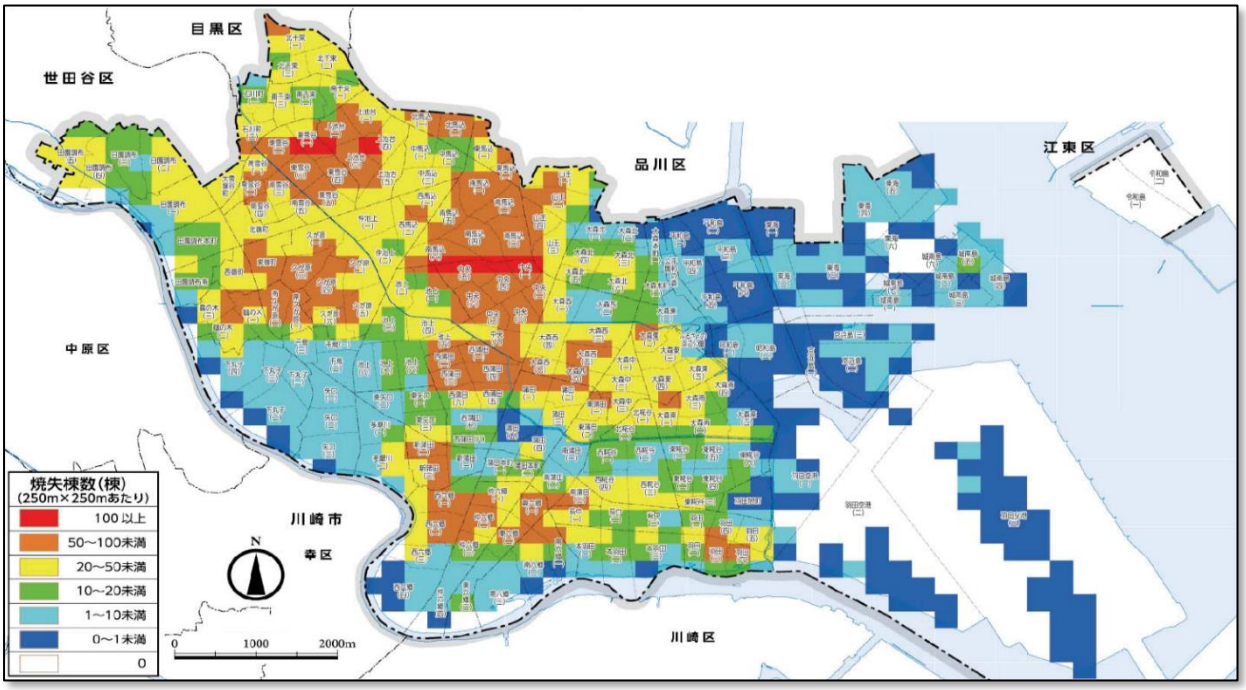
【設定条件】（地震規模）マグニチュード 7.3、（発生時期）冬の夕方 18 時、
（自然条件）風速８ｍ／秒

想定する地震		都心南部直下地震
予想震度		震度６強 （一部地域で震度７、震度６弱）
建物被害	火災	１８，８８４棟
	揺れ及び液状化	８，５３８棟
人的被害	死者	７２６人
	負傷者	７，８１５人
避難所生活者※1		２０８，６６７人
帰宅困難者※2		５７，１３６人
津波高※3		２．２５ｍ

※１　避難所生活者の数値はピーク時のものです。　　※２　帰宅困難者は蒲田駅周辺の人数です。
※３　都心南部直下地震では津波の想定はありません。津波高は南海トラフ巨大地震の想定値です。
（大田区沿岸の防潮堤は高さ 4.6 メートル、多摩川の堤防は高さ 6 から 8 メートルあります。）

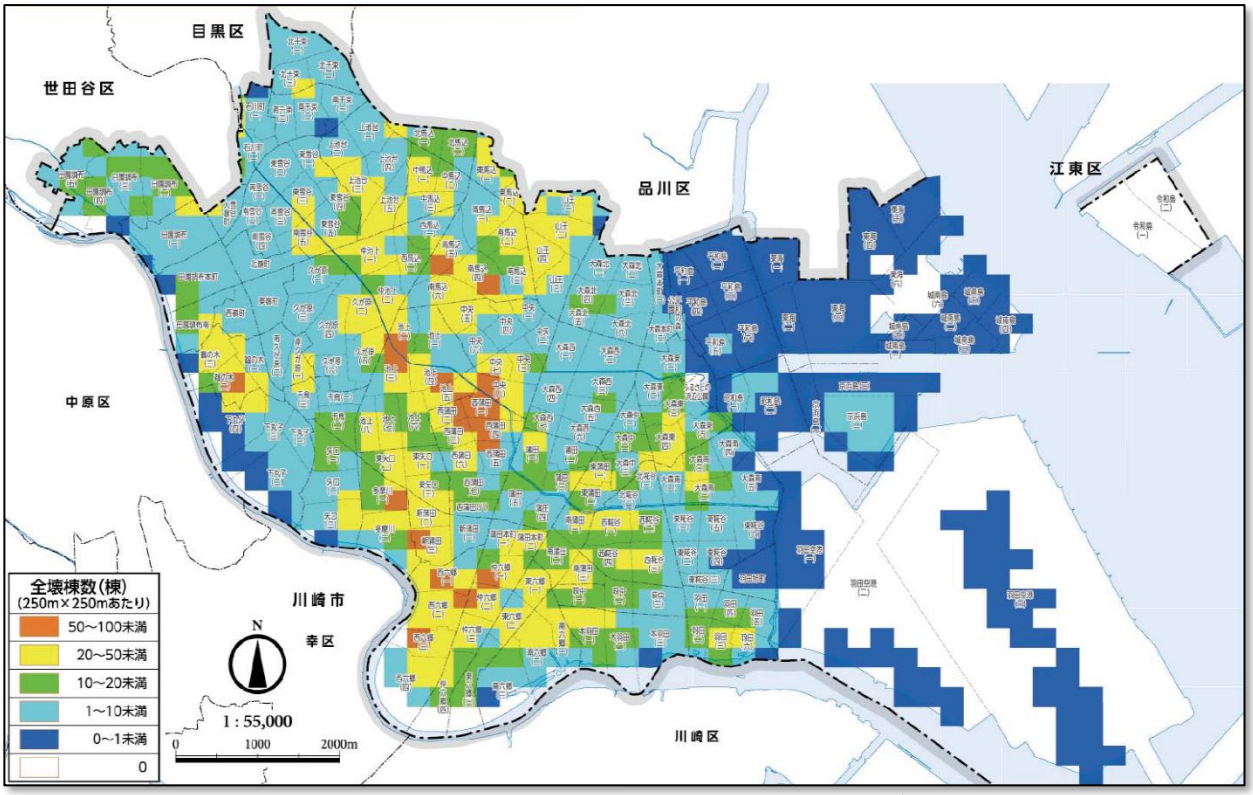
出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和４年５月、東京都）

◆大田区防災ハザードマップ（都心南部直下地震における焼失建物棟数の分布）



出典：大田区防災ハザードマップ（令和７年３月）

◆大田区防災ハザードマップ（都心南部直下地震における全壊建物棟数の分布）

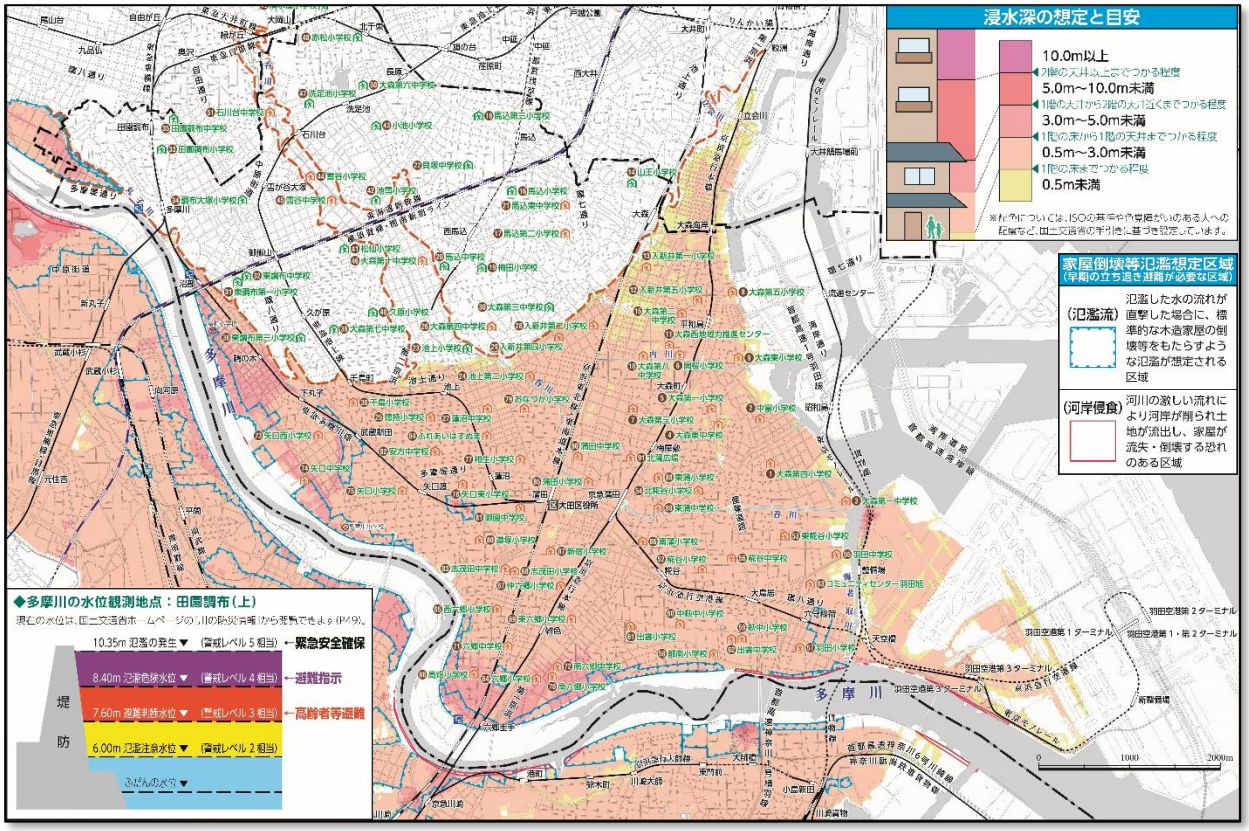


出典：大田区防災ハザードマップ（令和７年３月）

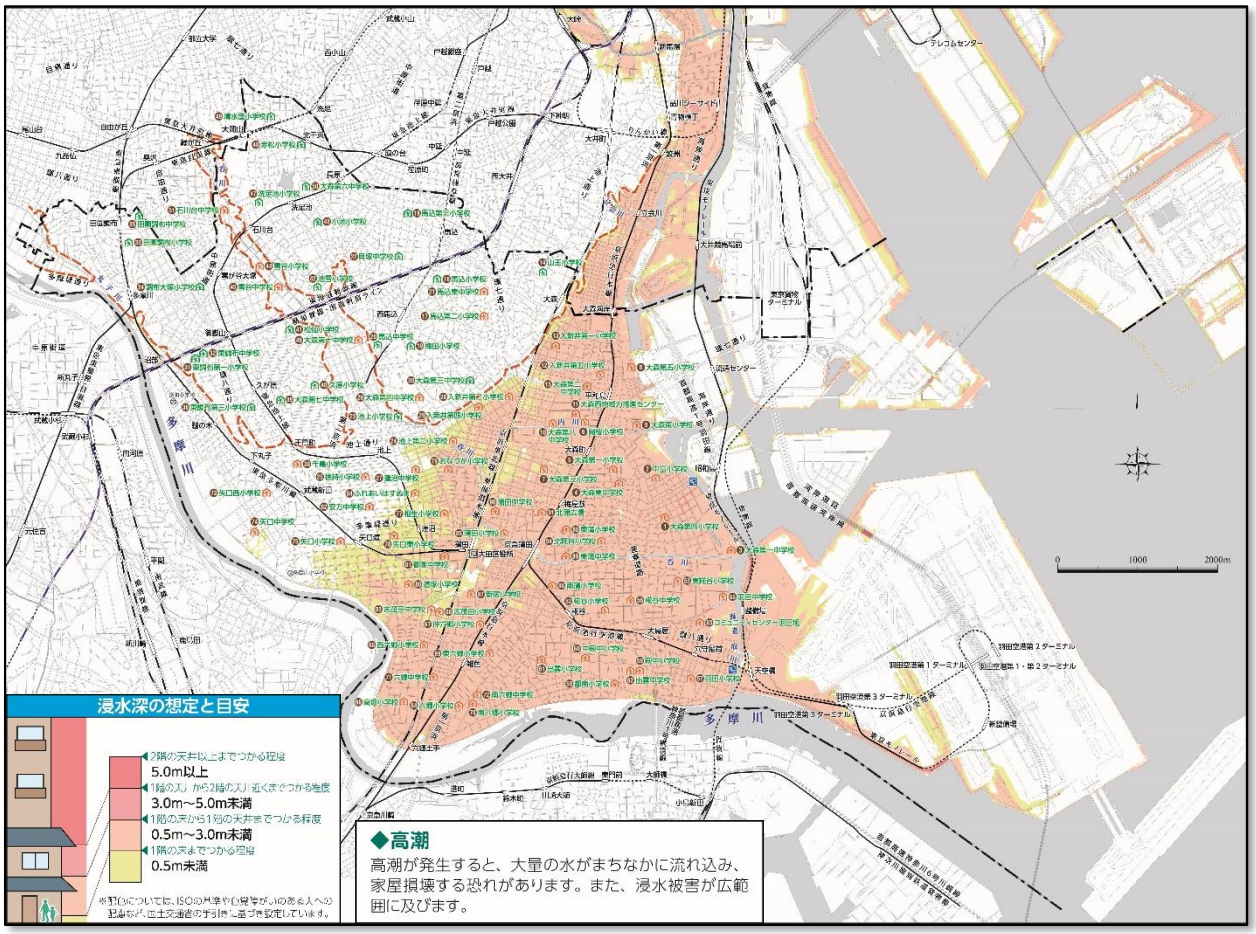
◆風水害における被害想定：多摩川と中小河川で想定される最大規模の降雨

対象	資料
多摩川の氾濫	・多摩川水系多摩川、浅川、大栗川浸水想定区域図（国土交通省、平成 28 年５月 30 日）
高潮による浸水	・東京都高潮浸水想定区域図（東京都、令和４年４月 13 日）
中小河川等の氾濫（内水氾濫含む）	・城南地区河川流域浸水想定区域図（東京都、令和６年２月 15 日） ・野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（東京都、令和６年２月 15 日）

◆大田区防災ハザードマップ（多摩川の全流域で 48 時間に 588 ㎜の降雨があった場合）

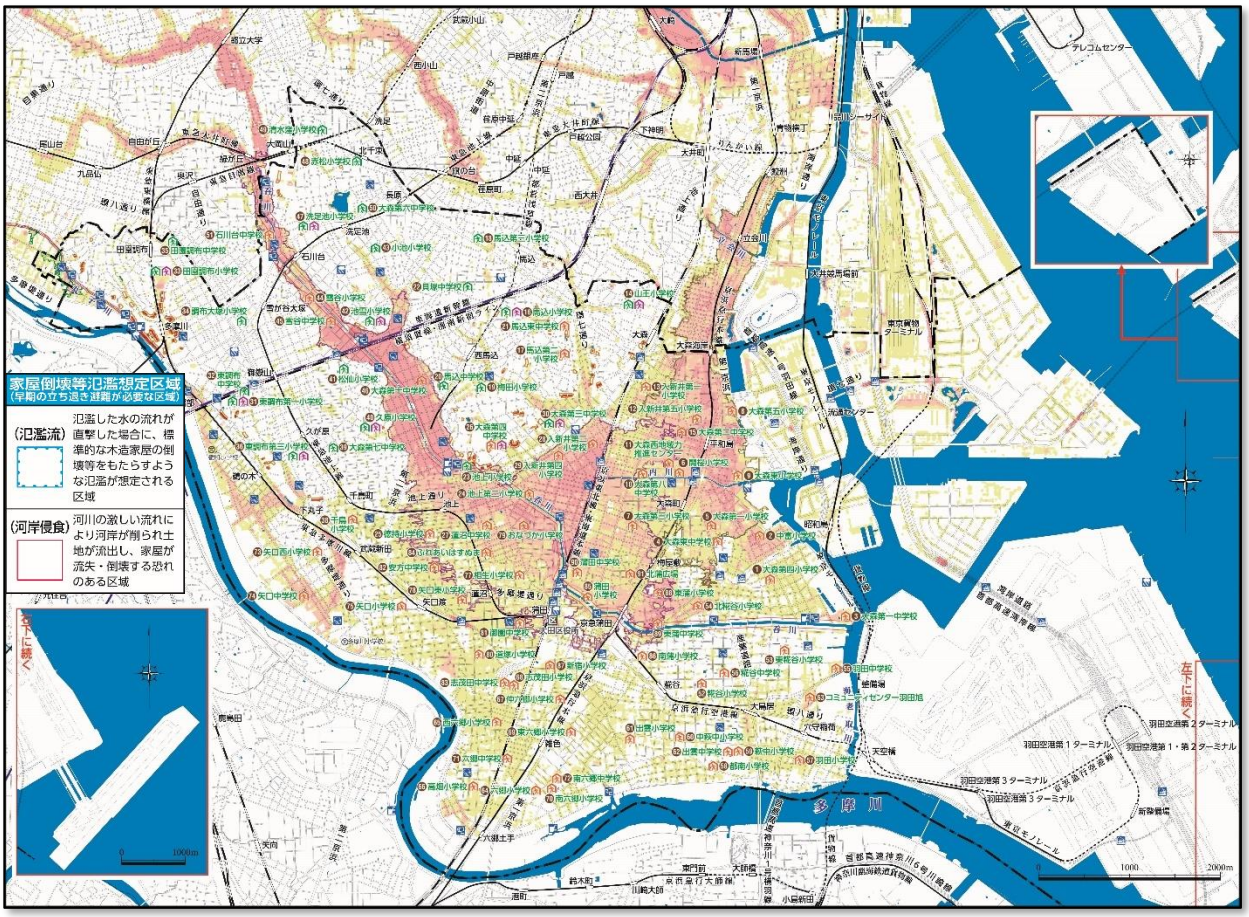


◆大田区防災ハザードマップ（超大型の台風の接近で海面が上昇した場合）



出典：大田区防災ハザードマップ（令和７年３月）

◆大田区防災ハザードマップ（呑川、丸子川等流域で１時間に 153 ㎜の降雨があった場合）



出典：大田区防災ハザードマップ（令和７年３月）

◆大田区防災ハザードマップはこちらから

第2章　現状と課題

1　大田区の概況

（1）人口

大田区の総人口は、転出に対して転入が超過し、平成 26 年に 70 万人を超え、増加傾向が続いていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で令和３年に転出超過となり、総人口が減少しました。令和５年には再び転入超過となり、令和６年は総人口が増加に転じました。年齢３区分別人口の構成比では、年少人口と生産年齢人口の比率が減少傾向にある一方、高齢者人口の比率が増加傾向にあります。

（2）まち

ア　道路、公園

区内の道路は総延長 851,809m、うち区道 774,726m、都市計画道路は 107,700m のうち 53,730m（50%）が整備されています。

公園は 572 か所、面積は 308.3ha、区民一人当たりの公園面積は 4.15 ㎡となっています。

イ　住宅

住宅数は 451,460 戸で、世帯数を約５万戸（12.6%）上回っています。一戸建ては減少傾向で全体の 24.0%、共同住宅は２階建以下の低層アパートが減少し、中高層のマンションが増加傾向にあり、全体の６割強を占めています。※1

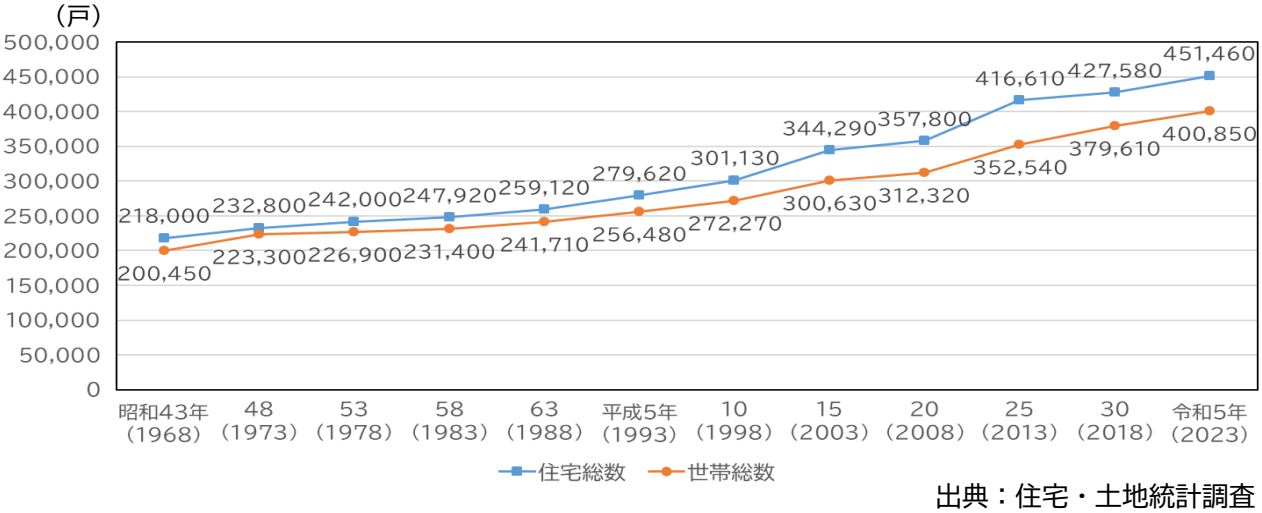
大田区内の分譲マンションは 3,373 棟あり、そのうち区分所有法改正前（1983 年以前）に建築された建物が 834 棟あるとされています。※2

空家は 48,880 戸、空家率は 10.8%で減少傾向にあります。※1

区営住宅等は、区営住宅 32 団地 1,364 戸、区民住宅４団地 123 戸、区営シルバーピア 13 団地 299 戸、区立シルバーピア７団地 103 戸となっています。

※１　「住宅・土地統計調査」（総務省統計局、令和５年）より
※２　「東京 マンション管理・再生促進計画」（東京都、令和４年３月改定）より

◆住宅数と世帯数の推移



出典：住宅・土地統計調査

（3）くらし

ア　福祉、医療、教育

高齢者に関わる施設は、シニアステーション 10 件、老人いこいの家、区民センター高齢者施設（ゆうゆうくらぶ）21 件、地域包括支援センター23 件、軽費老人ホーム（Ｂ型）１件、都市型軽費老人ホーム９件、養護老人ホーム２件、特別養護老人ホーム（区立）３件、高齢者在宅サービスセンター（区立）５件があります。

区立の障害者福祉施設は、障がい者総合サポートセンターやこども発達センターわかばの家など、19 の施設があります。

区内には病院 24 件、一般診療所 633 件があります（令和７年 10 月現在）。

区立の学校としては、小学校 59 校、中学校 28 校、区外に館山さざなみ学校があり、児童・生徒数は 40,017 人（令和７年度）となっています。

未就学児について、幼稚園は全て私立であり、従来制度幼稚園 32 園、新制度幼稚園 14 園となっており、保育園は区立が 37 園、私立が 133 園あります。

イ　文化施設

舞台芸術の鑑賞や区民による活動・発表の場となる大田区民プラザ、大田区民ホール・アプリコ、大田文化の森の３つの施設、大田区の歴史・伝統や縁のある芸術家・作家の足跡を保存・発信する郷土博物館、海苔の歴史と文化を伝える大森 海苔のふるさと館、旧清明文庫を活用した勝海舟記念館をはじめとする５つの記念館、及び区民の活動や交流の場となる文化センター、区民センターがあります。

ウ　大田区の地域力

大田区の基本計画では、自治会・町会、団体・ＮＰＯ、事業者など、各種の地域活動が連携・協働することで、地域コミュニティの課題解決力である「地域力」を高める方向性を示しています。

大田区の地区区分は、大森地域、調布地域、蒲田地域の３地域と特別出張所が置かれている 18 地区を単位としており、218 の自治会・町会があります。また、区内に主たる事務所のあるＮＰＯ法人は 246 団体となっています。

（4）産業

大田区は、28,000 を超える多様な産業の事業所が立地する産業都市です。特に製造業は東京 23 区最大の集積を誇り、3,584 事業所が高密度に集積し、区内産業の中核を担っています。また、東京都内最大級の商店街数を有し、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業、サービス業等が集積しています。これらの産業は、大田区の雇用を含めた地域経済を支える重要な役割を果たしています。

2　区民の意識

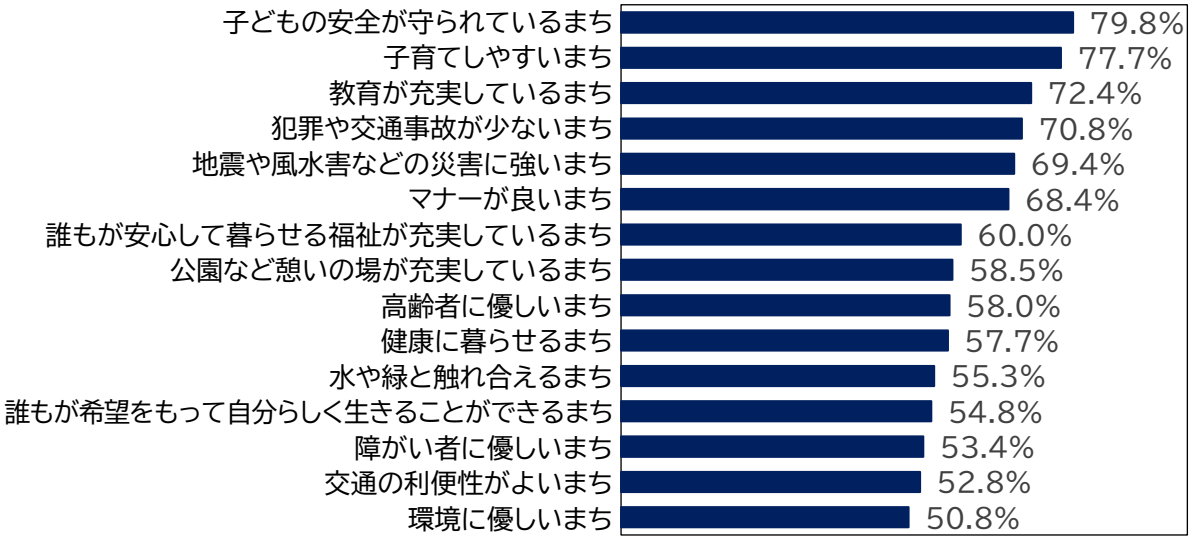
（1）新たな大田区基本構想の策定に向けた区民アンケート

対象：区内在住・在勤・在学の方
標本数：2,000 人
期間：令和５年７月 14 日から９月 11 日まで
回答数：小中学生：11,920 件、大人（高校生以上）：5,486 件　合計：17,406 件

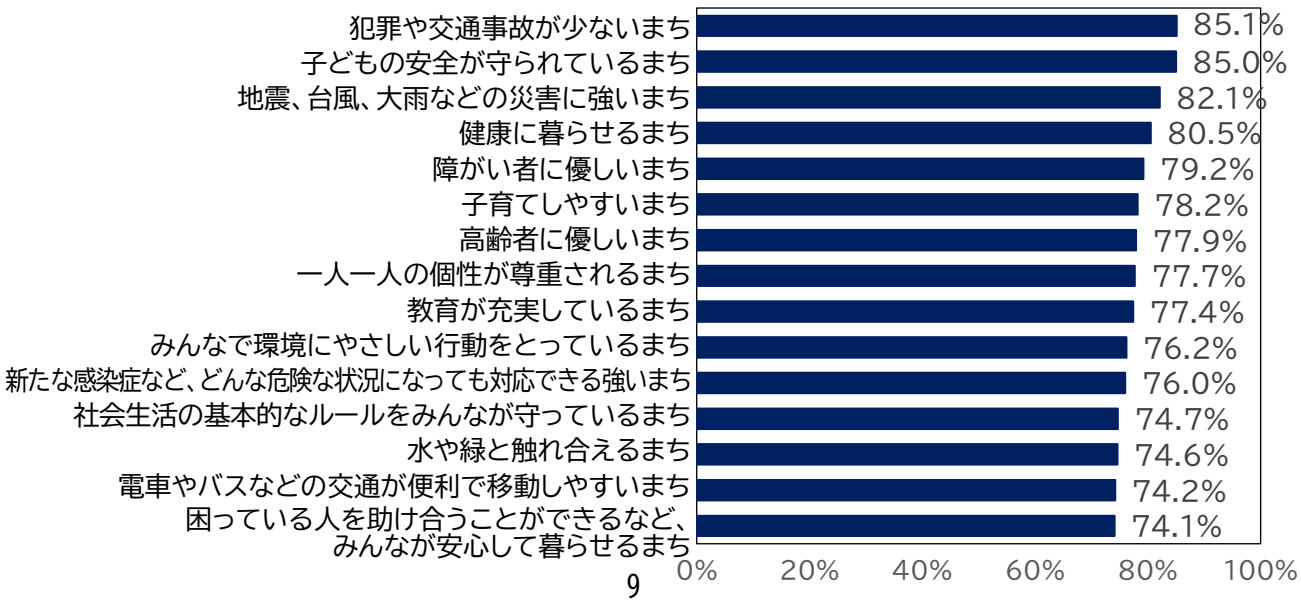
◆将来のまちの姿について

・「2040 年ごろの大田区をどんなまちにしたいですか。」（複数選択可）について、大人では「子どもの安全が守られているまち」（79.8%）が最も多く、次いで「子育てしやすいまち」（77.7%）、「教育が充実しているまち」（72.4%）となっています。
・一方、小中学生では、「犯罪や交通事故が少ないまち」（85.1%）が最も多く、次いで「子どもの安全が守られているまち」（85.0%）、「地震、台風、大雨などの災害に強いまち」（82.1%）となっています。

＜大人・上位 15 項目＞



＜小中学生・上位 15 項目＞

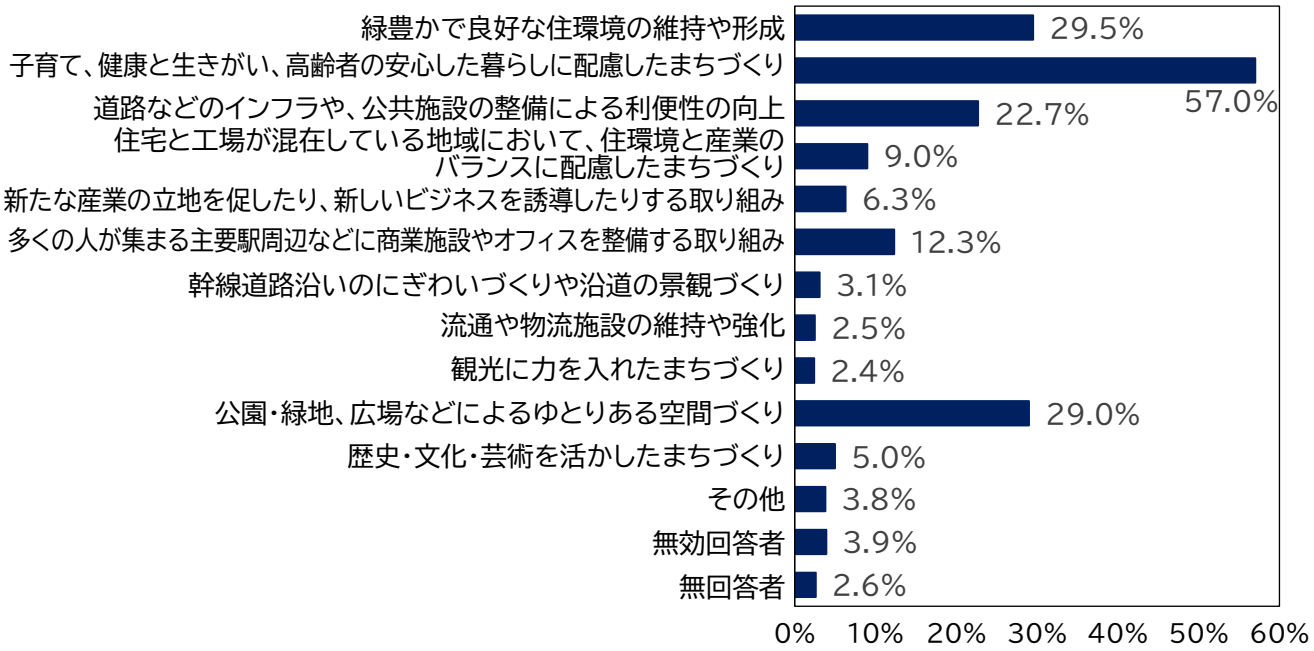


（2）都市計画マスタープラン改定に向けたアンケート調査

対象　：区内在住の満 18 歳以上の男女
標本数：2,000 人
期間　：令和元年９月 11 日（水）～25 日（水）
回収数：765 件（回収率 38.3%）

◆まちづくりの方向性や将来のまちの姿について

・「大田区のまちづくりの方向性や将来のまちの姿について、何が重要だと思いますか。」（２つ選択）について、「子育て、健康と生きがい、高齢者の安心した暮らしに配慮したまちづくり」（57.0%）が最も多くなっています。

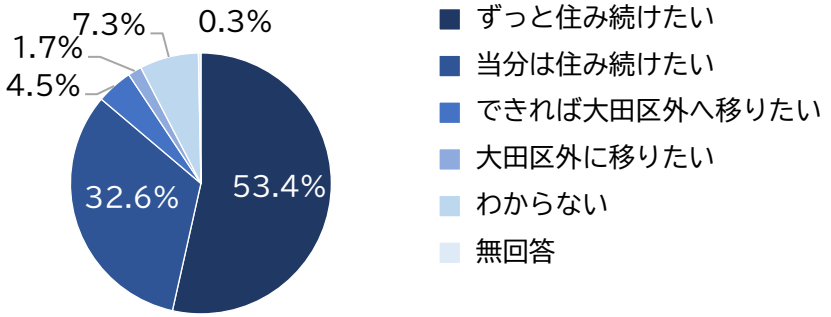


（3）大田区政に関する世論調査

対象：区内在住の満 18 歳以上の男女個人（外国人を含む）
標本数：4,000 人
期間：令和７年５月 28 日（水）～６月 16 日（月）
有効回収数：1,716 人（有効回収率 42.9%）

◆定住意向

・「あなたは、これからも大田区に住みたいと思いますか。」（単一回答）について、「ずっと住み続けたい」（53.4%）が５割半ばで最も高く、これに「当分は住み続けたい」（32.6%）を合わせた『定住意向（計）』（86.0%）は８割半ばとなっています。
・一方、「できれば大田区外へ移りたい」（4.5%）と「大田区外へ移りたい」（1.7%）を合わせた『転出意向（計）』（6.2%）は１割未満となっています。



3　復興に向けた課題

復興のまちづくりを進めるには、地域特性や被災状況、その時の社会経済情勢、地域のニーズを踏まえた区民等の生活再建や持続可能な市街地形成の実現が求められます。

都市復興の課題

- 速やかに復興に着手するため、建物や都市施設の被災状況を迅速に把握することが必要です。
- 強靭な市街地の形成を目指した復興のための方針と計画を作成し、これらに基づく復興まちづくりを円滑に進めることが必要です。
- 地域の意向を反映し、地域の特性を活かした復興まちづくりを進めていくためには、区民・事業者・行政の協働で取り組む体制づくりが必要です。

住宅復興の課題

- 発災後、早急に被災状況を把握し、住宅を失った方が一刻も早く安定した生活を送れるように、応急的な住宅を確保することが必要です。
- 発生する膨大な災害廃棄物は、その処理に多くの時間を要するなど、復興活動の進捗に影響を与えることから、収集・運搬や仮置場での中間処理等、最終的な処理・処分を速やかにかつ適切に行う必要があります。
- 自力再建を目指す被災者の生活基盤を早期に再建するため、軽微な被害への迅速な補修支援と大規模被害への速やかな建替え支援といった、被害実態に応じた多角的な支援メニューの提供が必要です。
- 復興のために建設される公営住宅等の供給にあたっては、将来人口や利用者の高齢化等の影響を考慮し、数年後の利活用を見据える必要があります。
- 被災者が安心して暮らせるよう、避難所から応急的な住宅、さらには恒久的な住宅へ移る全ての過程において、コミュニティの分断や孤立を防ぎ、維持・再生ができるよう段階的かつきめ細やかな支援が必要です。

生活復興の課題

- ライフライン及び交通機能等の早期復旧を図り、早期に生活の支障を取り除く必要があります。
- 発災後、早急に被災状況を把握し、医療や福祉、教育等の区民の暮らしを支える各種機能を回復することが必要です。
- 復旧・復興時においては、高齢者や障がい者等が支援制度を十分に活用できない

状況が想定されるため、自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組めるよう、きめ細やかな支援が必要です。

産業復興の課題

- 中小企業の資金調達や一時的な事業スペースの確保、取引等のあっせん等、速やかな自力による事業再開を支援することが必要です。
- 事業者が雇用を維持できる、やむを得ず離職した方が速やかに就業できるように支援することが必要です。
- 暮らしと地域経済への影響を考慮しながら、観光の視点から災害の教訓や大田区の良さを発信する等、中長期的に復興の機運を高めていくことが必要です。

コラム①　生活・コミュニティ再建等を支えるボランティア活動

令和６年能登半島地震では、避難生活の長期化・多様化により災害関連死や孤立孤独のリスクが高まったほか、長期にわたる支援活動により、行政や市民活動団体（NPO）等のマンパワーが不足し、被災地のみならず幅広い地域からの支援・応援が求められていました。また、甚大な被害のため、継続的なボランティア・被災者支援が求められる状況となりました。

東京都生活文化スポーツ局と東京ボランティア・市民活動センター（TVAC）は、一般社団法人災害協働サポート東京（CS-Tokyo）と協働し、被災者支援に関する情報発信のほか、生活・コミュニティ再建等を支えるボランティア活動などの取組を約半年にわたり実施しました。

その活動の一つとして、被災地での支え合いの場づくり（サロン活動）を被災市町の行政や災害ボランティアセンター、地域団体、支援活動を行う団体等と連携して取り組みました。なお、地元の様々な団体とともに取り組むことで、継続的な取組につなげていきました。

サロン活動は、度重なる転居や避難先での傷つく経験をされた方々の心の支えとなる役割を担っています。地元のことを気兼ねなく話せる場を提供し、震災後の気苦労をいたわり合える「仲間づくり」の場として機能しています。また、避難生活を見守る中で、生活上の不便や課題を発見し、解決を図るとともに、孤立防止や引きこもり防止に貢献しています。



サロン活動の様子

出典・参考：令和６年能登半島地震東京 能登半島地震被災者支援ボランティアパッケージ報告書（東京都/東京ボランティア・市民活動センター/災害協働サポート東京、R6.10）

コラム②　被災者な自立・生活再建のプロセスの支援

◆災害ボランティアセンターの設置

区は、(社福)大田区社会福祉協議会、(一社)地域パートナーシップ支援センターとの三者協定に基づき「災害ボランティアセンター」を設置します。災害ボランティアセンターは、災害時に被災地域でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。ボランティアの申し込みを受け付け、被災者の要望とボランティアの調整を行います。

＜災害ボランティアの活動＞

大規模な災害が発生した際に、被災地で居住環境の確保に必要ながれきの撤去・分別、泥出し、清掃・片付けなど、被災者に寄り添った支援活動を行います。

＜大田区災害ボランティア登録制度＞

事前に災害ボランティア登録をされた方へ、区内で災害が起きたときに、ボランティアとして参集を案内しています。また、活動を学べる講座や訓練の案内も行っています。



令和元年台風 19 号　区内被災時のボランティア活動の様子

写真：(社福)大田区社会福祉協議会より提供

◆災害ケースマネジメント

支援メニューを用意し、申請に基づき当該支援を提供するという従来の被災者支援の手法では必ずしも十分に被災者の自立・生活再建に結びつかないことがあることから、近年では、訪問等のアウトリーチにより被災者の状況を把握し、官民連携の下、多様な課題に対応することで被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスを支援する「災害ケースマネジメント」が実施されています。

その効果の一つとして、災害関連死の防止が挙げられます。

災害関連死は、地震による家屋倒壊など直接的被害ではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など、間接的な原因で死亡することをいうとされています。東日本大震災における「震災関連死」は、令和４年３月 31 日時点で 3,789 人にも上るとされます。また、熊本地震においては、「市町村において災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの」は 令和３年３月末時点で 218 人とされており、死者全体 273 人の約８割を占めています。

アウトリーチにより被災者の状況を積極的に把握することで、高齢者、 障害者（児）、生活困窮者等リスクの高い被災者を必要な支援につなぐことができます。

出典・参考：災害ケースマネジメント実施の手引き（内閣府、R5.3）

【熊本地震における震災関連死の概況（R3.3 末時点）

項目	1 週間以内	1 か月以内	3 か月以内	6 か月以内	1 年以内	1 年以上	合計
人数	53 人	71 人	53 人	27 人	9 人	5 人	218 人
割合	24.3%	32.6%	24.3%	12.4%	4.1%	2.3%	100.0%

出典：「震災関連死の概況について」（熊本災害デジタルアーカイブ）より抜粋

第3章　基本理念

1　復興の理念

大規模災害により複合的・広域的な被害が生じ、多くの課題が明らかになることが考えられます。復興に際しては、過去の計画等にとらわれることなく、柔軟な発想に基づき、明らかになった諸課題に対処していくことが極めて重要です。

そのため基本構想における将来像を踏まえながら、以下の３つを復興の理念として掲げ、復興を力強く推進していきます。

- 被災者の自立･共助を基本として区民生活を早期再建するために必要な公的支援を行う。
- 平時から災害に強い都市づくりと生活にゆとりと豊かさをもたらす活力に満ちた都市づくりを進める。
- 区民とのパートナーシップに基づく連携・協働と、国、都、隣接市区等との広域的な連携・協力による復興を進める。

2　復興の基本目標

本ビジョンは、「大田区基本構想」（令和６年３月）で掲げている以下の基本目標に基づき、復興を推進します。

基本目標１　未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

基本目標２　文化を伝え育み、誰もが笑顔でいきいきくらすまち

基本目標３　豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

基本目標４　安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

第４章　基本的な考え方

１　復興方針・復興計画策定の指針

復興の基本目標を具体的に実現していくため、地震や風水害、大規模事故、火山噴火など、あらゆる大規模災害に共通して必要となる復興の基本的な取り組みの方向性を、４つの分野（都市復興、住宅復興、生活復興、産業復興）について示します。

なお、災害の種別や被害の程度により、具体的な復興の進め方や優先順位は大きく変化することが想定されます。そのため、本ビジョンで定める方針は、発災後の「復興方針」及び「復興計画」の策定にあたり、実際の被害状況に応じて柔軟に活用される上位の指針と位置づけます。

２　区民等参画プロセスの重視

発災後の復興計画の策定においては、地域の実情に応じた合意形成を図るための適切な機会を設ける等、区民や事業者の参画を基本としたプロセスを重視します。これにより、区と区民・事業者が一体となった復興を推進します。

３　実効性のある復興体制の構築

（１）多様な主体との協働と男女共同参画の推進

被災者である区民と行政が協力し、更にＮＰＯ、ボランティア、専門家、企業等の広範な人々や団体が、協働で取り組みを進めます。また、男女共同参画の視点を持ち、性別を問わず全ての職員や関係者が持つ専門性や知見を最大限に活用できる環境を整備します。

（２）行政間連携の強化と個別支援の徹底

被災者一人ひとりに寄り添った支援の実施に向けて、区内部の連携を密にするとともに、広域的な課題に対応するため、都や関係自治体との連携を強化します。

（３）全庁的な執行体制と人的資源の確保

多様な業務が発生し、特定の部門に事務が集中することを防ぐため、全庁的な応援・協力体制を確立し、人的資源の適切な確保・調整を図ります。

4　復興推進の基本体系

復興の理念

「大田区基本構想」の将来像を踏まえながら、
○区民生活を早期再建するために必要な公的支援
○災害に強い都市づくりと活力に満ちた都市づくり
○区民との協働と連携による復興



第５章　分野別方針

復興の目標を効果的に実現するため、災害復興本部体制のもと、４つの分野（都市復興、住宅復興、生活復興、産業復興）を緊密に連携させ、以下に示す分野別方針に基づき、総合的に復興を推進します。

１　都市復興の方針

地域の被害状況に応じて都市基盤の向上を図るとともに、地域住民との協働により被災を繰り返さない良好な市街地の形成を図ります。

方針1　被害状況の迅速な把握

計画的な復興を進めるための基礎となる建物や道路等の都市基盤に関する被害状況について、東京都と連携して速やかに把握します。

方針2　計画的な災害に強い市街地整備

被害状況や地域の特性、既定計画における位置付け等を踏まえて市街地復興の対象区域を設定し、都市復興に関する基本的な方針を示します。

再び同じような被害を受けない災害に強い市街地の形成を図るため、大田区全体の復興まちづくり計画を策定します。

方針3　地域別の復興まちづくりの推進

主に被害が大きな地区では必要な建築制限を行います。その上で、延焼火災が発生した地域や延焼リスクの高い地域における燃えにくいまちづくり、及び浸水した地域や浸水リスクの高い地域における水害に備えた高台まちづくりを検討する等、地域別の復興まちづくりを推進します。

なお、復興まちづくりの実現には時間を要することから、時限的市街地※の設置についても検討します。

※　時限的市街地とは、被災地のうち市街地復興の対象区域において、本格的な復興まで、区域内の権利者の生活を支える場として、被災宅地等を活用し、周辺との連携も考慮して、仮設により住宅、店舗、事務所、集会所、被災者支援拠点等の確保や残存する建築物等によって構成される市街地です。

方針４　都市施設の強靭化と整備

ライフライン（電気、水道、ガス、通信等）の早期確保と設備の防災対策の強化を図ります。また、避難や災害時の活動に必要な機能を維持できるよう、避難路や物資運搬路、避難所となる公園等の都市施設の強靭化を計画的に推進します。

方針５　区民と協働の復興

地域の特性を活かした住み続けられるまちを形成するため、地域住民等との協働による復興まちづくりを進めます。

2 住宅復興の方針

応急的な住宅の確保を最優先に、被災者の早急な生活再建を支援します。あわせて、恒久的な住まいは自力再建支援を基本に確保し、応急・恒久双方でのコミュニティ形成支援により、持続可能な居住環境の創出を図ります。

方針1 一時的な居住の安定確保

家屋の被害状況を踏まえて必要量を想定し、東京都と連携して居住可能な住宅の修理や民間賃貸住宅の借上げ、建設型応急住宅等により、応急的な住宅等の確保を図ります。

方針2 災害廃棄物の速やかな処理

倒壊建物の解体・撤去の申請の受付や仮置き場の確保、中間処理・再利用・最終処分など災害廃棄物を速やかな処理を進めます。

方針3 安心して暮らせる住宅の確保

被災者のニーズや将来の人口動向等を踏まえて住宅復興計画を策定し、自力再建の支援を基本として、専門家等と連携しながら、マンション等の建替えや補修、一人ひとりに寄り添った住宅再建の支援、復興公営住宅の整備等、恒久的な住宅の確保を図ります。

方針4 入居者のつながりの創出

避難所生活から生じる相互のつながりを継続・発展させつつ、建設型・賃貸型応急住宅や災害公営住宅での新たなコミュニティ形成を支援し、これまでの地域コミュニティとの調和を図ることで、（被災者の生活再建を支え、）持続可能な居住環境と強固な人間関係の基盤を創出します。

3 生活復興の方針

被災者のくらしを震災前の状態に一日も早く戻し、その安定を図るため、福祉、医療、教育、及び、道路・交通機能の早期回復を総合的に展開します。あわせて、地域での安全・保健衛生環境を確保し、被災者の一人ひとりに寄り添った継続的な生活再建支援に取り組みます。

方針1 福祉・医療・保健機能の維持

被災者生活実態調査等の調査を踏まえ、福祉施設や医療機関等の施設機能の早期回復と災害救助法に基づく支援を迅速に進めます。また、福祉サービスの継続及び感染症対策等を含む保健衛生の確保に取り組み、被災者の健康及び生活安定を図ります。

方針2　一人ひとりに寄り添った生活再建支援

被災者の一人ひとりの状況を把握し、生活にかかる多様な課題に対して、専門的な能力をもつ関係者と連携して対応することで、被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスを継続的に支援していきます。

方針3　教育活動等の早期再開

区立学校については、施設の安全を確保し、児童・生徒の状況を把握して災害救助法に基づく支援を進め、学校生活への復帰を支援しながら授業を再開します。私立専修学校・各種学校については再建状況を踏まえ、支援策を検討します。

文化・社会教育施設は被害状況を踏まえて復旧方法や優先順位を検討して再建を進めるほか、収蔵品の適切な管理や文化財の復旧・復興を支援します。

方針4　交通機能の早期回復と広域連携

道路の機能回復とともに、地域内・地域間の移動手段確保のため、事業者等と連携して交通機能の早期回復を図ります。また、国及び東京都と連携して、広域的な復興支援活動の円滑化に向け、羽田空港へのアクセス機能早期回復を図ります。

方針5　生活基盤の機能維持と行政サービスの継続

防犯パトロール等による防犯活動や、ごみの適切な処理体制整備と運搬、り災証明書の発行といった生活機能の維持を図ります。

4　産業復興の方針

産業の早期再開に向けた迅速な支援を実施するとともに、復興を通じて産業基盤の強靭化と魅力の向上を図り、将来的な更なる発展を目指します。

方針1　東京都と連携した産業復興計画の策定

東京都が策定する産業復興計画で示される産業振興の方向性や、合わせて検討される産業活動の活性化策や支援措置に対して、被害・復旧状況を踏まえて調整を図ります。

方針2　中小企業の事業再開・復興支援

中小企業の速やかな事業再開・復興支援を図るため、 東京都と連携して被害・復旧状況を把握し、再建までの一時的な事業スペースの確保や金融支援、新たな支援制度の検討・創設を進めます。

方針3　雇用の維持

東京都と連携して雇用状況を把握し、必要に応じて支援策の立案・実施や周知を行

い雇用の維持を図るほか、多様な形態による人材の活用や職業訓練施設の入校者募集により離職者の円滑な再就職の促進を図ります。

方針4　観光を通じた幅広い産業の再開・復興支援

観光に係る幅広い業種の活性化を図るため、 東京都と連携して被害・復旧状況を把握し、新たな支援策の立案・実施を行います。また、キャンペーン等の情報発信により都市イメージを回復し、観光客等の誘致へとつなげることで復興の促進を図ります。

大田区災害復興ビジョン（案）

発行　令和８年３月　大田区　企画経営部　企画課
〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
TEL：03-5744-1735 FAX：03-5744-1502

令和7年度　区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査の結果について

総務財政委員会
令和８年３月５日
企画経営部　資料４番
所　管　　企画課

標記に関して集計を完了し、別添のとおり調査結果の報告書をとりまとめた。
本調査結果は、大田区基本計画・実施計画の進行管理をはじめ、各種計画に掲げる施策の検証及び効果的な施策立案に活用する。

調査実施方法等

対象者	・区内に居住する満18 歳以上の男女個人 9,000 人 ・区内に居住する小学生（4年生以上）、中学生、高校生世代の男女個人 1,500 人 ・区内に居住する未就学児と小学生の保護者の男女個人 1,500 人 ◆いずれも外国人を含む層化無作為抽出
実施方法	郵送による調査票の配布
回答方法	郵送による回答、WEB（インターネット）による回答
実施期間	令和7年11月10日から12月2日まで
回収状況	有効回収数 4,406件（郵送分2,631件　WEB分1,775件）　有効回収率 36.7%
公　表	調査結果は区ホームページにて公表する（令和8年3月）

総合計画及び個別計画への活用数

	全設問数	総合計画活用	個別計画活用	その他
調査票①～③（満18 歳以上）	92	29	36	27
調査票④（小・中・高校生世代）	12	6	2	4
調査票⑤（保護者向け）	9	3	1	5
合　　計	113	38	39	36

その他の活用（例示）

項目名	R 7	活用
SDGsに関する意識と行動	「日頃からSDGsを意識した行動をしている」・「SDGsを意識し、行動にも気を付けるようにしている」 45.5%	**[継続事業の進捗確認]** 前年度調査結果を受けて、より深くSDGsについて学べる機会を提供するために、体験型ワークショップを実施した。
羽田ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝｼﾃｨ期待する取組	「地域と連携した賑わいづくり」 33.6%	**[継続事業の進捗確認]** 公民連携事業における民間運営事業者の取り組みを分析・評価。その結果をもとにした次年度提言を含むモニタリング報告書を毎年作成。
居住地選定に重視するもの	「近くに商店街や医療機関があるなど、生活の利便性」 74.7%	**[新規事業の企画立案]** 「住み続けたいまちNo.1」に向けた施策の検討及び広報する際のアピールポイントなどにおいて活用予定。
プラスチックの分別回収認知度・実施有無	分別している 88.3% 分別未認知 3.4%	**[新規事業の企画立案]** 今年4月開始のプラスチック分別回収の協力度を把握・可視化する。分別を認知済み層と未認知層へ適切な情報提供・アプローチを検討する基礎資料とする予定。

令和７年度
区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査
報告書【概要版】

令和８年２月

大　田　区

目次

Ⅰ　調査の概要 5
　１　調査の目的 5
　２　調査設計 5
　３　報告書の見方について 6
Ⅱ　区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査① 7
　１　公共交通について 7
　２　自転車について 11
　３　共生社会について 23
　４　消費者生活センターについて 36
Ⅲ　区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査② 37
　１　地域活動について 37
　２　地域のつながり・見守りについて 39
　３　健康・医療について 46
　４　スポーツについて 48
　５　文化芸術について 53
　６　生涯学習について 57
　７　居住環境について 65
Ⅳ　区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査③ 69
　１　ＳＤＧｓについて 69
　２　ふるさと納税について 75
　３　情報取得・デジタル化について 76
　４　防災・防犯について 78
　５　商店街について 82
　６　公園・緑・景観について 83
　７　鉄道駅周辺のまちづくりについて 88
　８　国際交流・多文化共生について 89
　９　羽田空港跡地・羽田イノベーションシティについて 91
Ⅴ　区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査④ 99
　１　心の相談・居場所について 99
　２　教育環境について 102
　３　公園について 104
　４　環境問題について 105
　５　景色（景観）について 108
　６　闇バイトについて 110
Ⅵ　区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査⑤ 111
　１　居住年数・定住意向について 111

２　子育て環境について 116

Ⅰ　調査の概要

１　調査の目的

本調査は、各種計画に掲げる施策の検証や、より効果的な施策立案に向けた区民意識の把握を目的とし、区内在住の区民を対象とした意識調査を実施する。

２　調査設計

調査地域	大田区全域
調査対象	［区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査①～③］ 区内に居住する満 18 歳以上の男女個人（外国人含む） ［区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査④］ 区内に居住する小学４年生から高校３年生及び高校生世代の男女個人 （外国人含む） ［区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査⑤］ 区内に居住する未就学児と小学生の保護者の男女個人（外国人含む）
標本数	12,000 人 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査①～③：各 3,000 人 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査④:1,500 人 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査⑤：1,500 人
抽出方法	層化無作為抽出法
調査方法	配付は郵送方式、回答収集は郵送又は電子申請方式
調査期間	令和７年 11 月 10 日から 12 月２日
有効回収数	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査① 1,121 件（郵送　673 件＋電子申請　448 件） 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査② 1,024 件（郵送　676 件＋電子申請　348 件） 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査③ 1,005 件（郵送　632 件＋電子申請　373 件） 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査④ 567 件（郵送　341 件＋電子申請　226 件） 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査⑤ 689 件（郵送　309 件＋電子申請　380 件）
有効回収率	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査①　37.4％ 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査②　34.1％ 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査③　33.5％ 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査④　37.8％ 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査⑤　45.9％

３　報告書の見方について

（１） 図表中の「ｎ」とは、その設問の回答者数を表している。

（２） 調査の結果の比率は、その設問の回答者を母数として、小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位までを表記してある。このため、その合計値が 100％にならない場合がある。

（３） 複数の選択肢をまとめたグループ「《　》」の数値は、各選択肢に表示されている比率同士の加算ではなく、該当する回答者数を合算した上で、上記（２）に基づき改めて算出した比率を用いている。このため、各選択肢の表示値を単純に足し合わせた数値と、グループの合計値が一致しない場合があるが、本文中の記述はすべてこのルールに基づく数値を採用している。

（４） 複数回答の設問は、回答比率の合計が 100％を超える場合がある。

（５） 属性別クロス集計等は、無回答を除いているため、回答者の合計が全体と一致しない場合がある。

（６） 年代別は、男女ともに「18～19 歳」は回答者が少数であるため、「10・20 代」とまとめて集計及び掲載している。

（７） 回答者数（ｎ）が 30 人未満は、比率が動きやすく分析には適さないため、参考として示すにとどめる。

（８） 図表及び本文中では、選択肢を一部省略した表現としている場合がある。

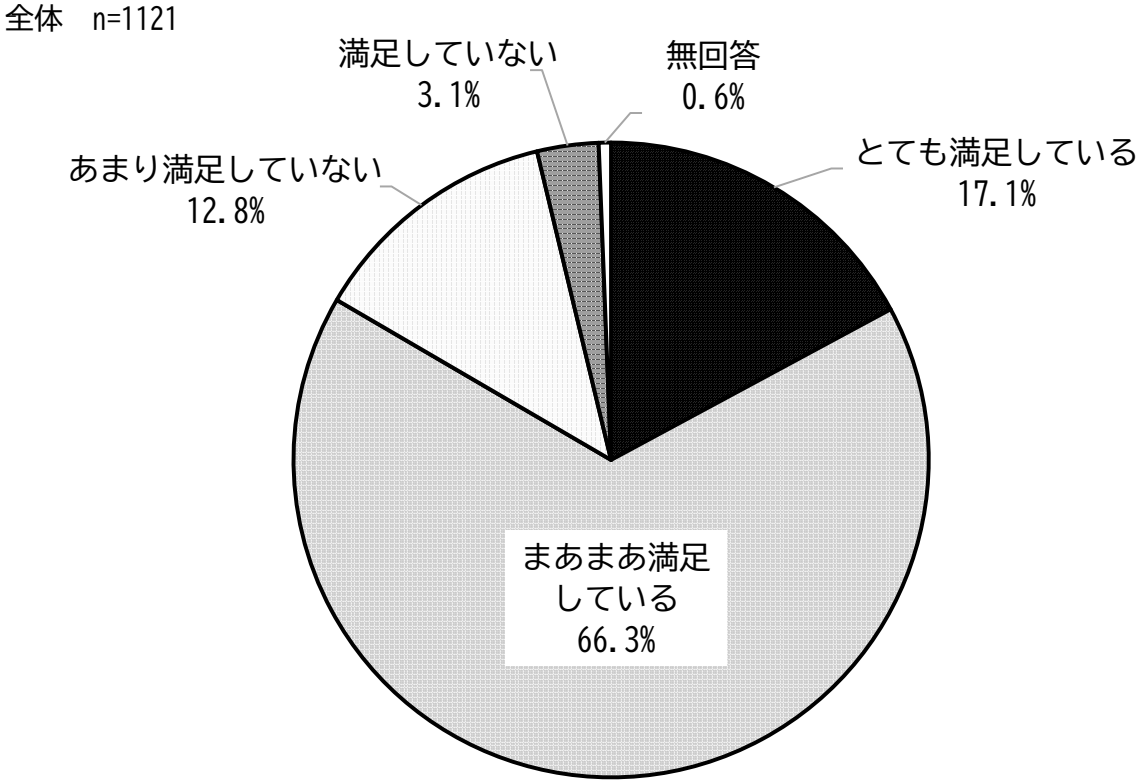
Ⅱ　区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査①

１　公共交通について

（１）公共交通網の満足度

問１　大田区内の公共交通網に満足していますか。（１つのみ）

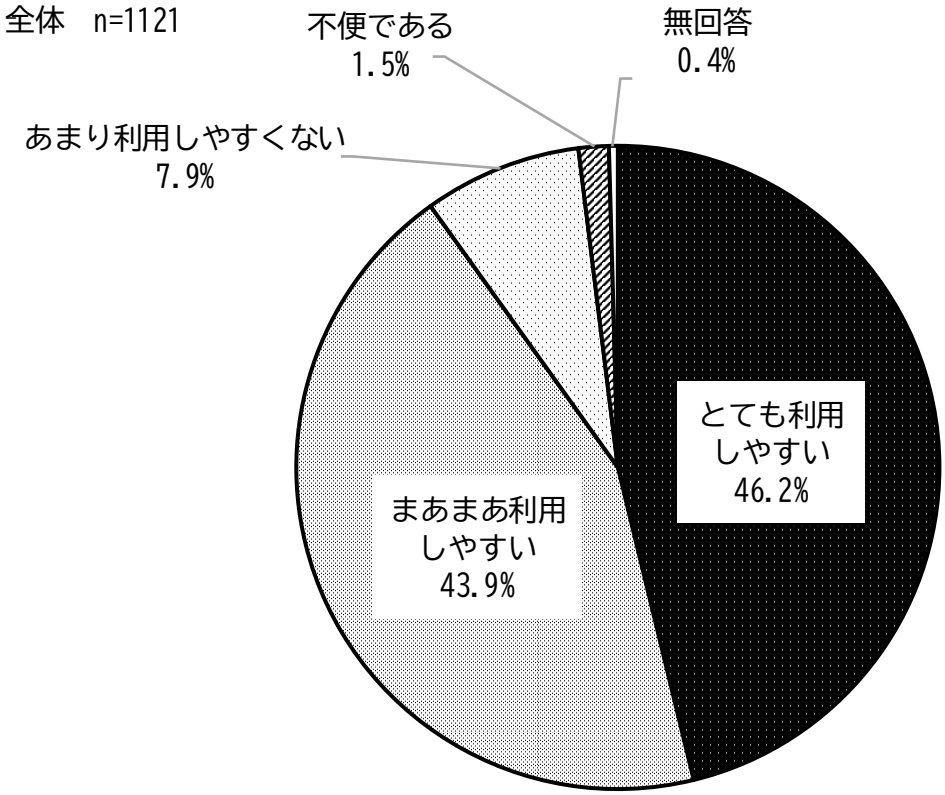
公共交通網の満足度については、「とても満足している」、「まあまあ満足している」の合計値《満足している》が 83.4%、「あまり満足していない」、「満足していない」の合計値《満足していない》が 15.9%となっており、《満足している》が 67.5 ポイント上回っている。



（２）公共交通機関の利用しやすさ

問２　自宅の近くにバス停や駅があるなど、公共交通機関が利用しやすい環境ですか。（１つのみ）

公共交通の利用しやすさについては、「とても利用しやすい」、「まあまあ利用しやすい」の合計値《利用しやすい》が 90.1%、「あまり利用しやすくない」、「不便である」の合計値《利用しやすくない》が 9.5%となっており、《利用しやすい》が 80.6 ポイント上回っている。

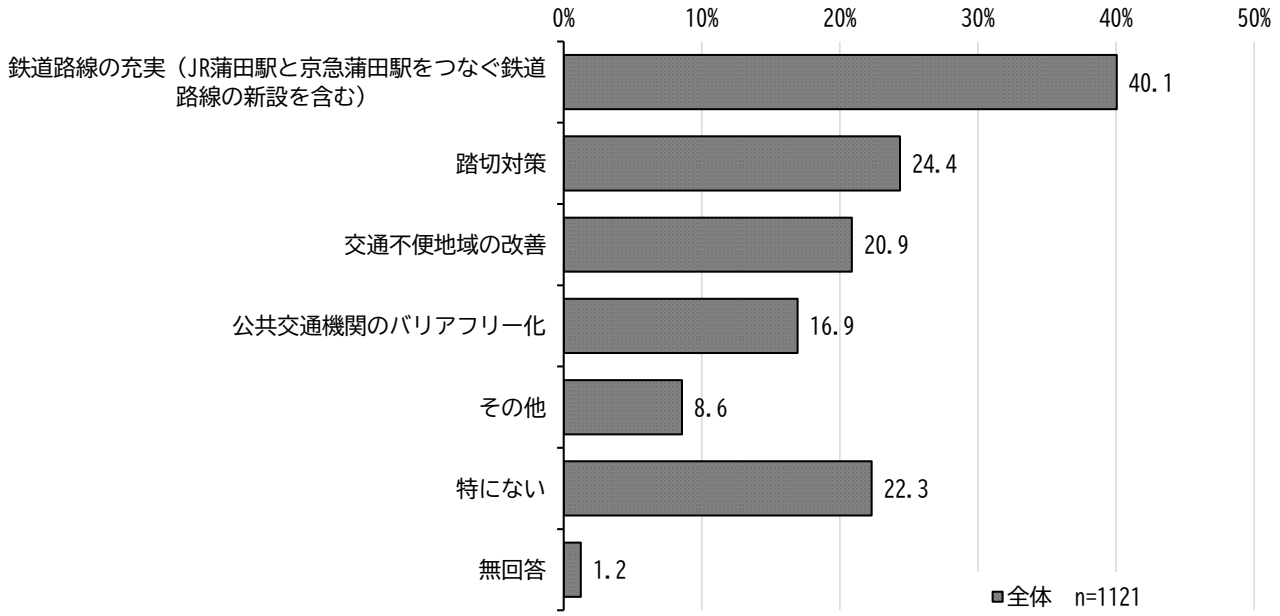


（３）早期実現を望む大田区内の公共交通対策

問３　大田区内の公共交通対策の中で、早期に実現してほしいものはありますか。（複数選択可）

早期実現を望む大田区内の公共交通対策については、「鉄道路線の充実（JR 蒲田駅と京急蒲田駅をつなぐ鉄道路線の新設を含む）」が 40.1％で最も高く、次いで「踏切対策」が 24.4％、「交通不便地域の改善」が 20.9％、「公共交通機関のバリアフリー化」が 16.9％となっている。

なお、「特にない」は 22.3％となっている。

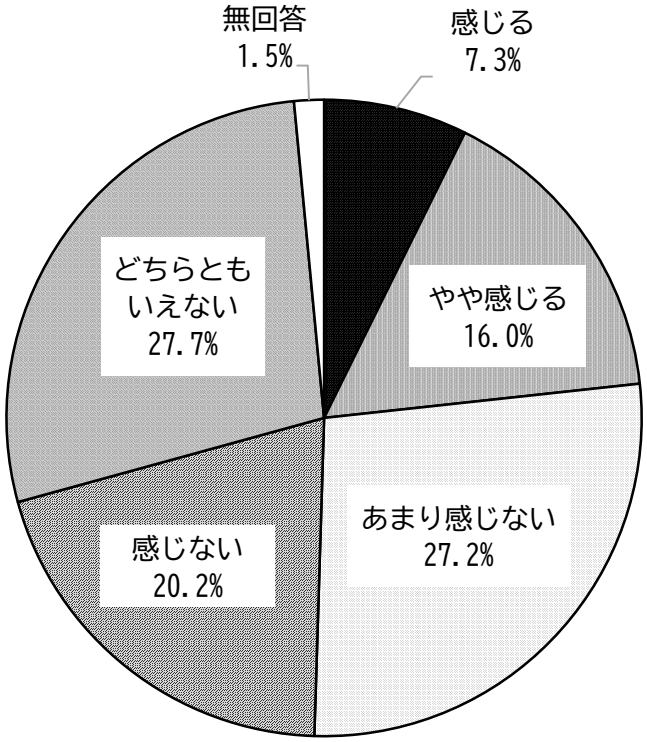


（４）空港臨海部の埋立島部への訪れやすさ

問４　バス、車、自転車等で空港臨海部の埋立島部（平和島、昭和島、京浜島、東海、城南島、令和島）へ訪れやすくなったと感じますか。該当するものを選択してください。（1つのみ）

空港臨海部の埋立島部への訪れやすさについては、《感じる》（「感じる」、「やや感じる」の合計値）が 23.3%、《感じない》（「あまり感じない」、「感じない」の合計値）が 47.5%となっており、《感じない》が 24.2 ポイント上回っている。

全体　n=1121



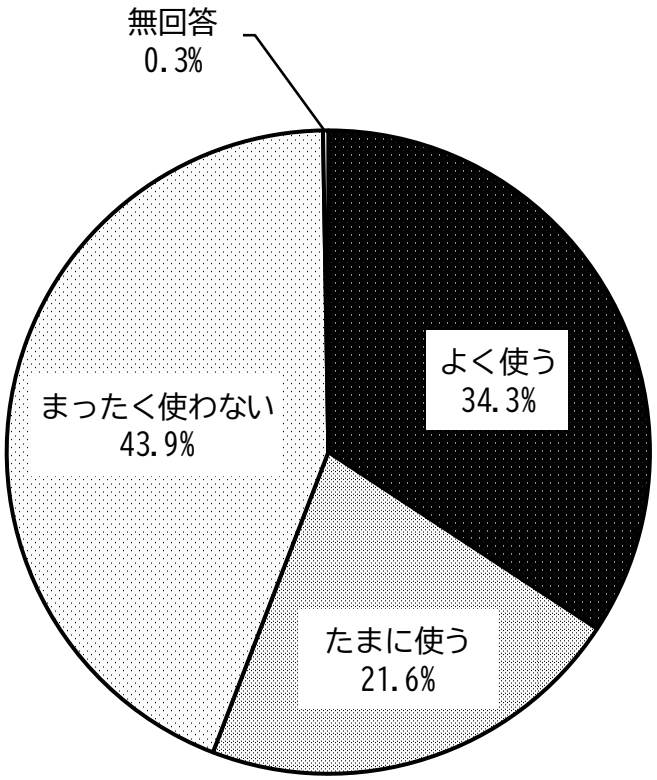
２　自転車について

（１）自転車の利用状況

問５　普段から自転車を使いますか。（１つのみ）

自転車の利用状況は、「まったく使わない」が 43.9%で最も高く、次いで「よく使う」が 34.3%、「たまに使う」が 21.6%となっている。

全体　n=1121

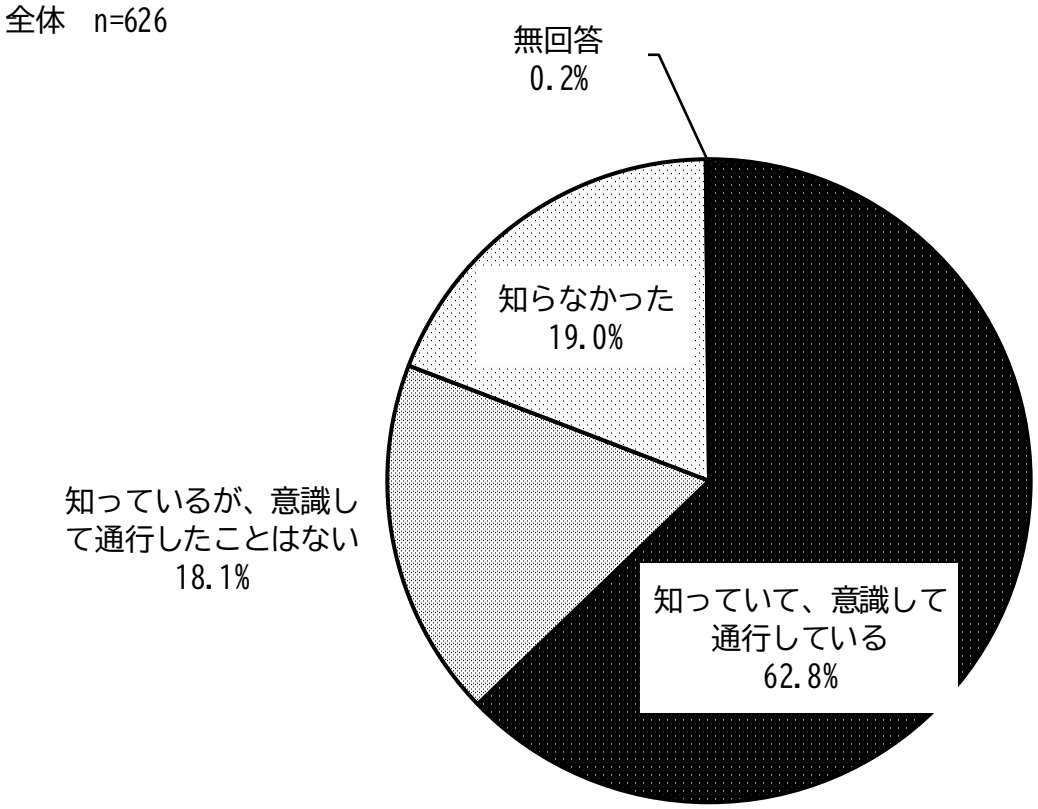


（２）自転車ナビマーク・ナビラインの認知度

【問５で「1 よく使う」「2 たまに使う」と回答した方に伺います。】

問５－１　自転車の通行場所や進行方向を示す「自転車ナビマーク・ナビライン[1]」を知っていますか。(1 つのみ)

自転車ナビマーク・ナビラインの認知度については、「知っていて、意識して通行している」が62.8%で最も高く、次いで「知っているが、意識して通行したことはない」が 18.1、「知らなかった」が 19.0%となっている。



[1] 道路上に設置された白い自転車のマークや青い矢羽根型路面標示

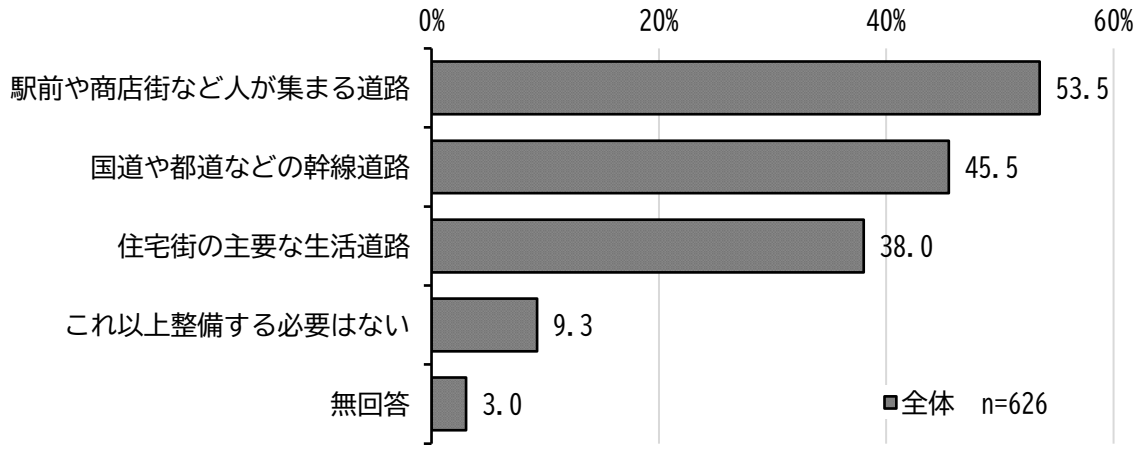
（３）自転車走行環境を充実してほしい道路

【問５で「1 よく使う」「2 たまに使う」と回答した方に伺います。】

問５－２　今後自転車レーンや自転車ナビマーク・ナビラインなどの自転車走行環境をさらに充実してほしい道路はどのような道路ですか。（複数選択可）

自転車走行環境の充実希望道路については、「駅前や商店街など人が集まる道路」が 53.5%で最も高く、次いで「国道や都道などの幹線道路」が 45.5%、「住宅街の主要な生活道路」が 38.0%となっている。

なお、「これ以上整備する必要はない」は 9.3%となっている。

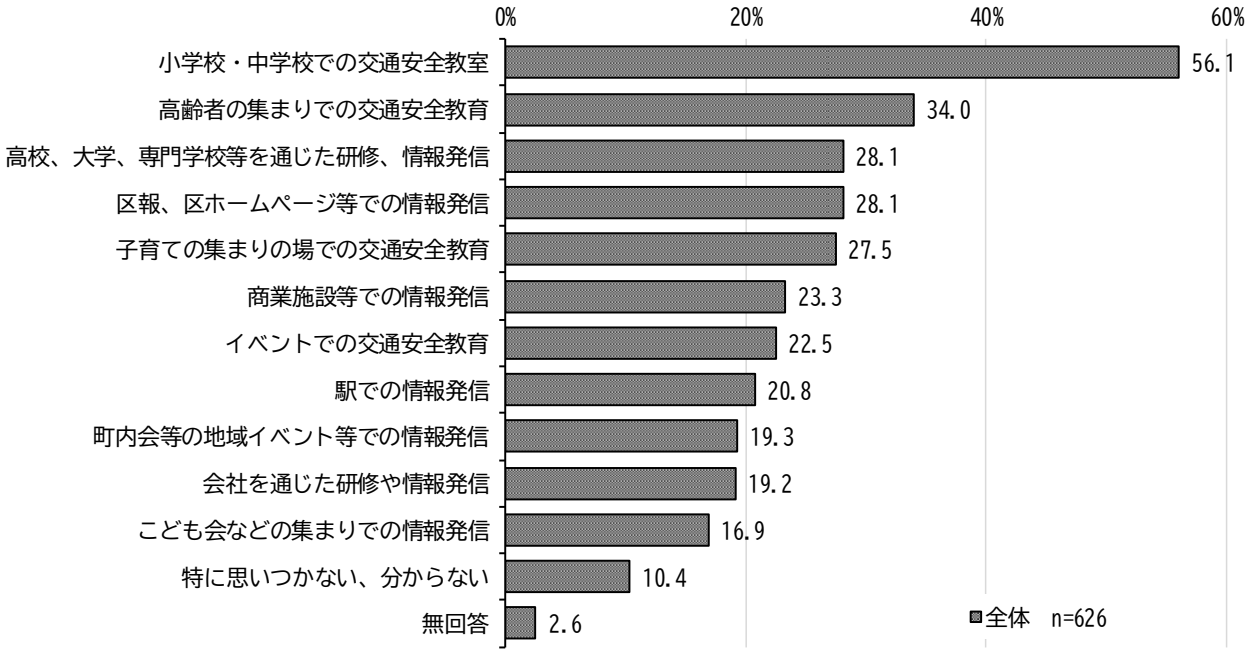


（４）交通ルールやマナーを学ぶ機会

【問５で「1 よく使う」「2 たまに使う」と回答した方に伺います。】

問５－３　ご自身や周囲の方が自転車の交通ルールやマナーを学ぶにあたって、どのような機会があると良いと思いますか。（複数選択可）

交通ルールやマナーを学ぶ機会については、「小学校・中学校での交通安全教室」が 56.1％で最も高く、次いで「高齢者の集まりでの交通安全教育」が 34.0％、「高校、大学、専門学校等を通じた研修、情報発信」、「区報、区ホームページ等での情報発信」が 28.1％となっている。



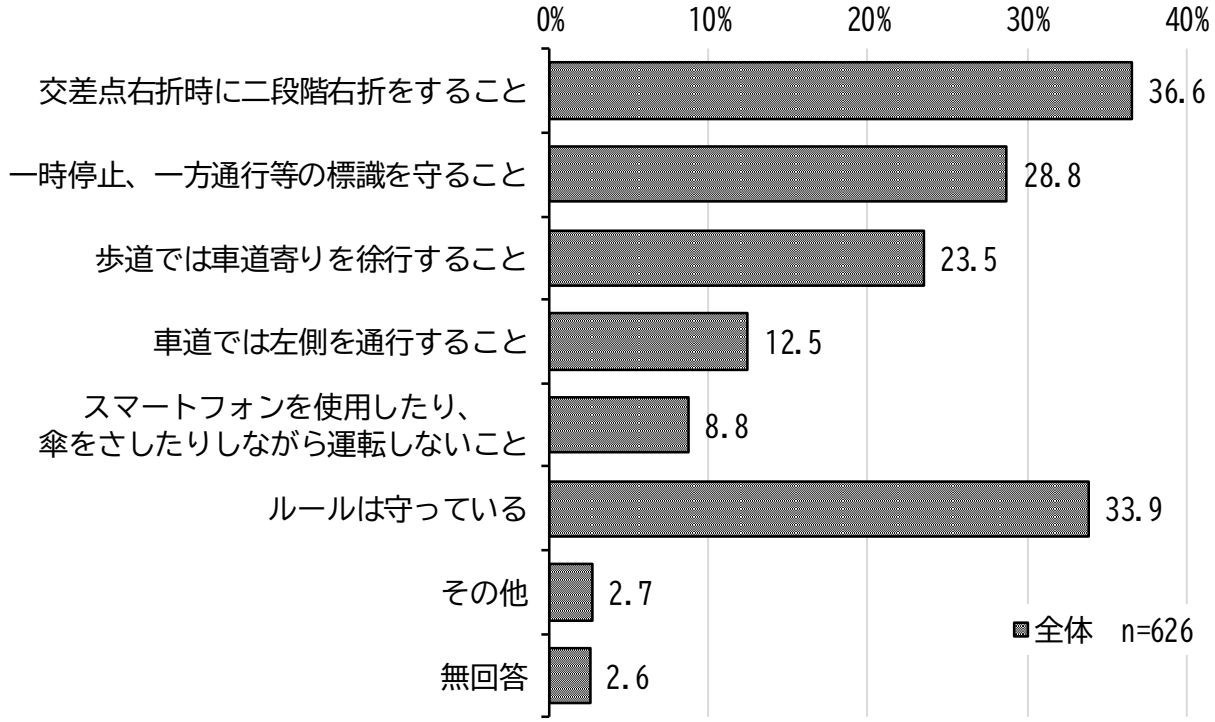
（５）自身が守れていない交通ルール

【問５で「1 よく使う」「2 たまに使う」と回答した方に伺います。】

問５－４　自転車に乗るときにご自身が守れていないと思う交通ルールはありますか。 （複数選択可）

自身が守れていない交通ルールは、「交差点右折時に二段階右折をすること」が 36.6％で最も高く、次いで「一時停止、一方通行等の標識を守ること」が 28.8％、「歩道では車道寄りを徐行すること」が 23.5％となっている。

「ルールは守っている」は 33.9％となっている。



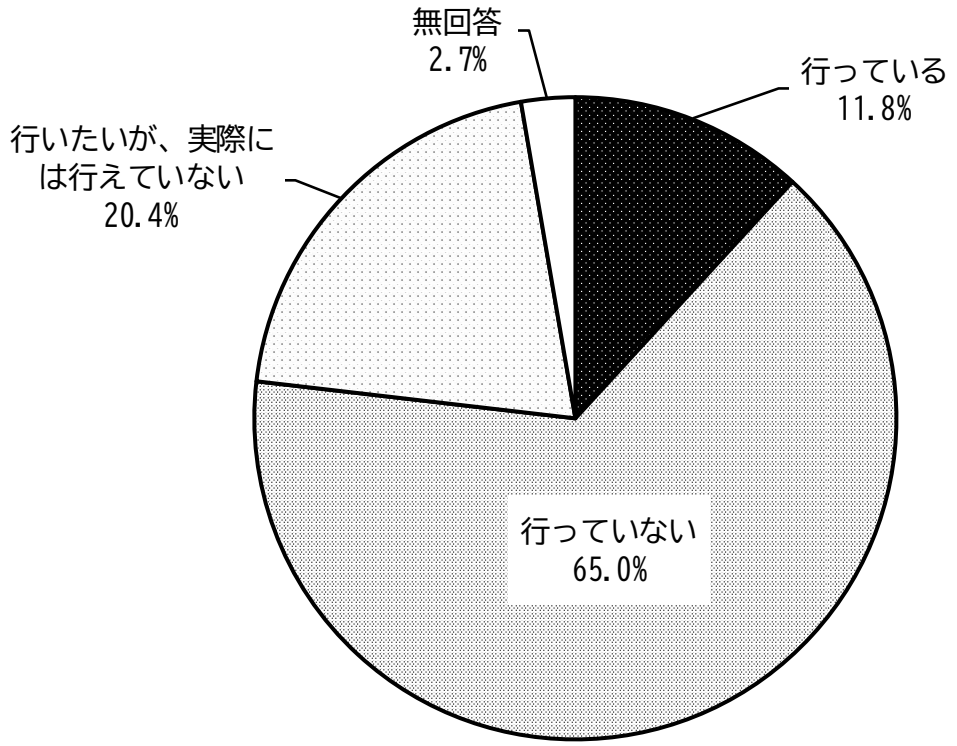
（６）サイクリングやサイクルスポーツの実施状況

【問５で「1 よく使う」「2 たまに使う」と回答した方に伺います。】

問５－５　休日などの余暇時間があるときにサイクリングやサイクルスポーツを行っていますか。 （１つのみ）

サイクリングやサイクルスポーツの実施状況については、「行っていない」が 65.0％で最も高く、次いで「行いたいが、実際行えていない」が 20.4％、「行っている」が 11.8％となっている。

全体　n=626



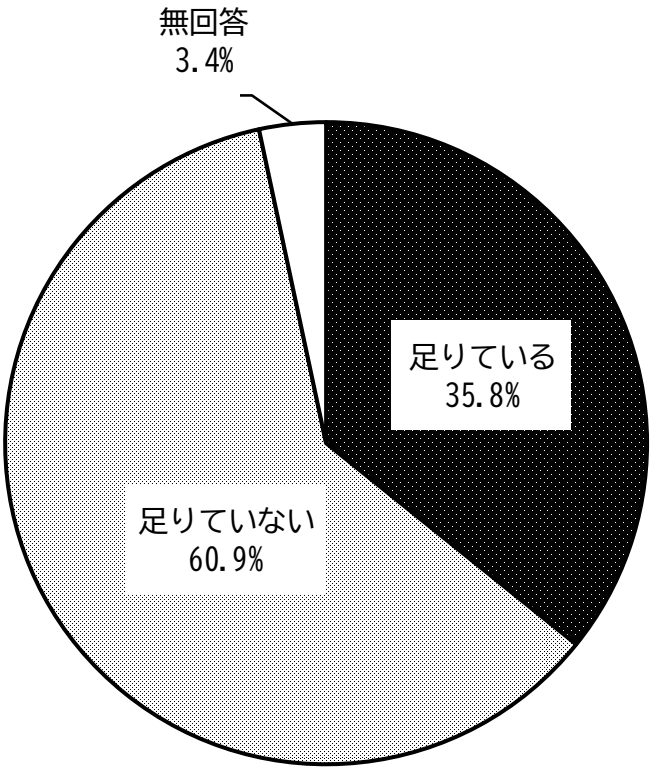
（７）自転車駐輪場の充足

【問５で「1 よく使う」「2 たまに使う」と回答した方に伺います。】

問５－６　大田区内の駅周辺に設置されている自転車駐輪場の数は足りていると感じますか。 （1 つのみ）

駐輪場不足の有無は、「足りていない」が 60.9%で、「足りている」が 35.8%となっている。

全体　n=626



（８）自転車駐輪場が不足していると感じる駅

【問５－６で「2 足りていない」と回答した方に伺います。】

問５－７　どの駅周辺で不足していると感じますか。（最大 3 つまで記入してください）

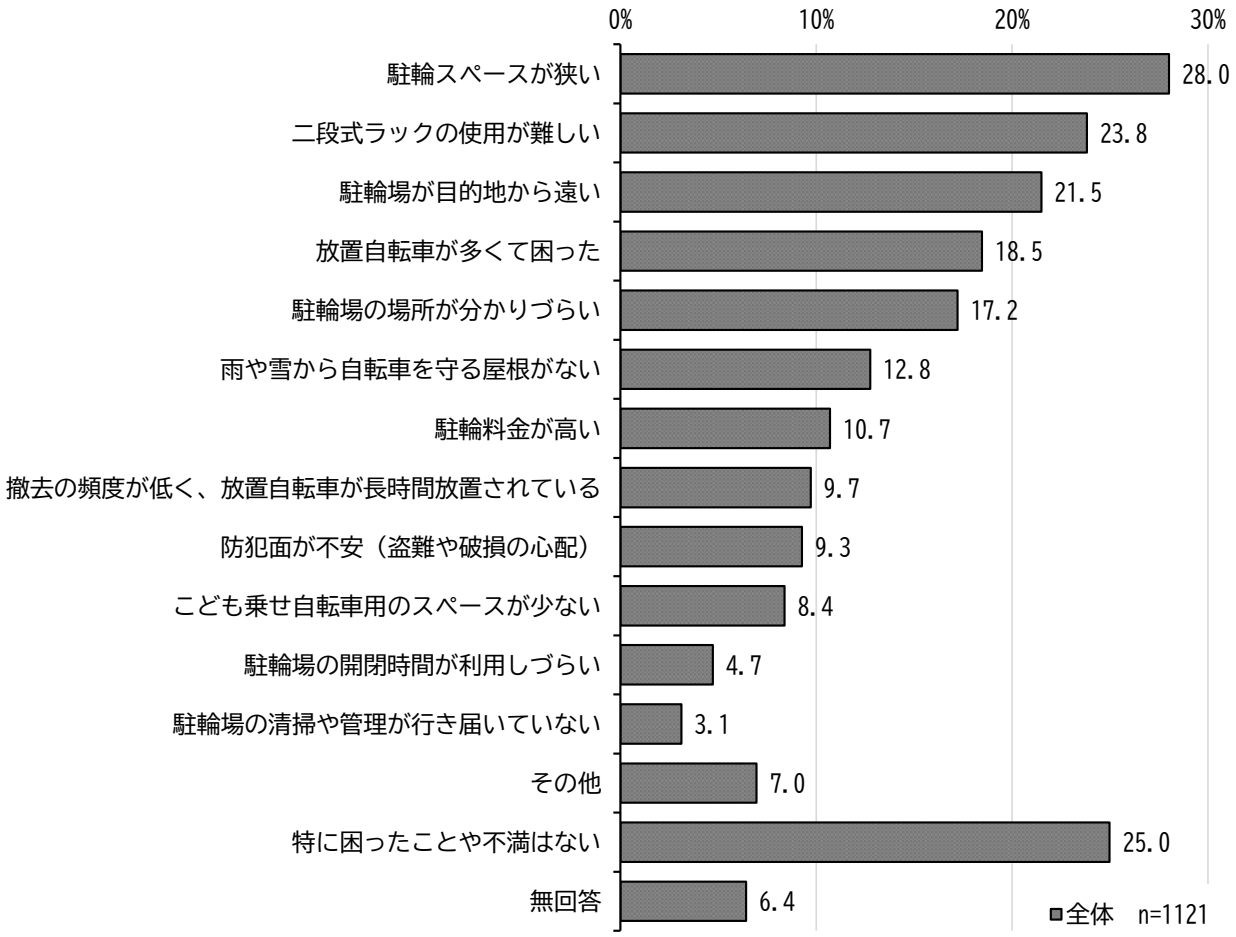
駐輪場が不足している駅は、「ＪＲ線　蒲田駅」が 55.1％で最も高く、次いで「ＪＲ線　大森駅」が 22.0％、「京急線　京急蒲田駅」が 10.2％となっている。



（９）自転車の駐輪や放置自転車に関する困りごとや不満

問６　自転車の駐輪や放置自転車に関して、あなたが経験した困りごとや不満に思うことはありますか。（複数選択可）

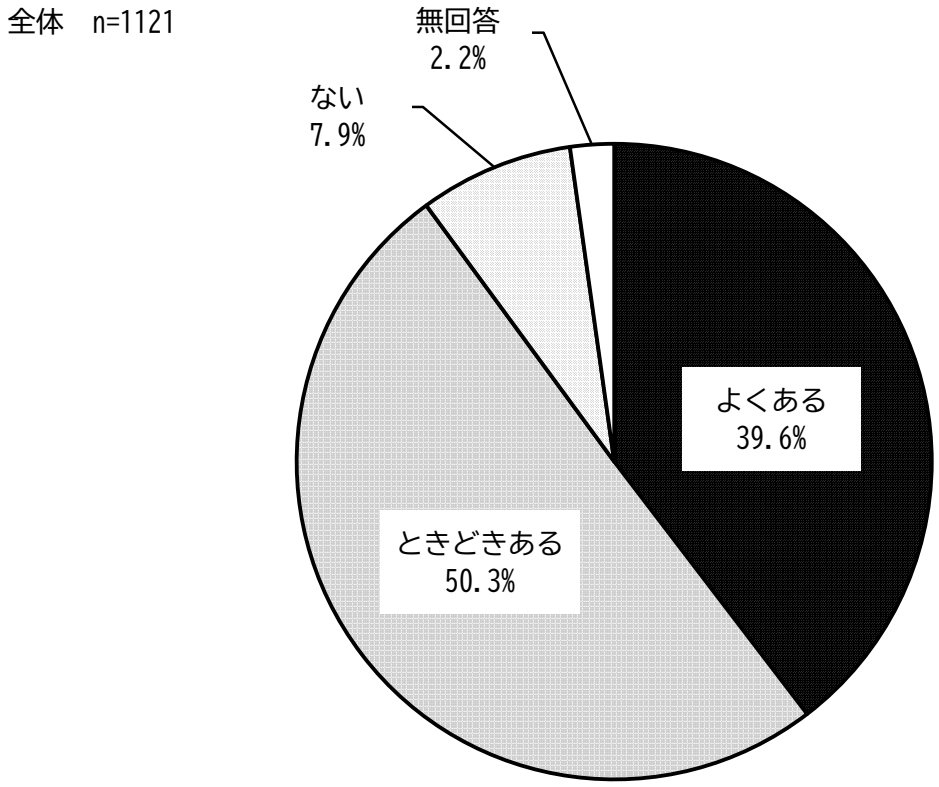
駐輪や放置自転車に関する困りごとや不満については、「駐輪スペースが狭い」が 28.0％で最も高く、次いで「二段式ラックの使用が難しい」が 23.8％、「駐輪場が目的地から遠い」が 21.5％となっている。



(10) 自転車走行時に危険を感じた経験の有無

問７　他の人が乗る自転車に対して「怖い」と思ったことや、「ヒヤリ」とした経験はありますか。自分が車に乗車中または歩きの場合も含めてご回答ください。(1 つのみ)

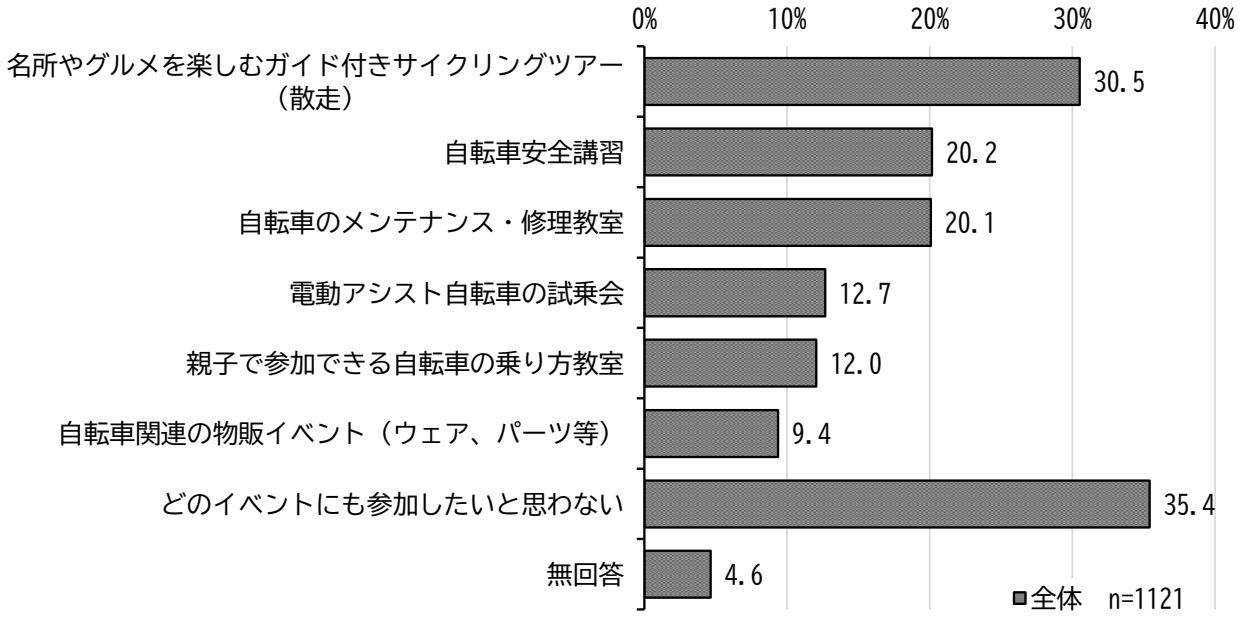
自転車走行時に危険を感じた経験の有無については、「よくある」、「ときどきある」の合計値《ある》が 89.9%で、《ない》が 7.9%と、《ある》が 82.0 ポイント上回っている。



（11）新たなサイクリング拠点におけるイベント参加意向

問８　大田区では、令和 10 年度に羽田にサイクリング拠点[2]の設置を目指しています。この拠点で開催されるとしたら、どのようなイベントに参加したいと思いますか。（複数選択可）

新たなサイクリング拠点のイベント参加意向については、「どのイベントにも参加したいと思わない」が 35.4%で最も高くなっている。一方、具体的なイベントの種類別では、「名所やグルメを楽しむガイド付きサイクリングツアー（散走）」が 30.5%で最も高く、次いで「自転車安全講習」が 20.2%となっている。



[2] 令和 10 年に開園予定の羽田空港跡地第 1 ゾーン都市計画公園に整備を予定しているサイクルステーション。
国内外のサイクリストの受け入れや、自転車イベントの実施、魅力的な情報発信など自転車活用の拠点となる施設

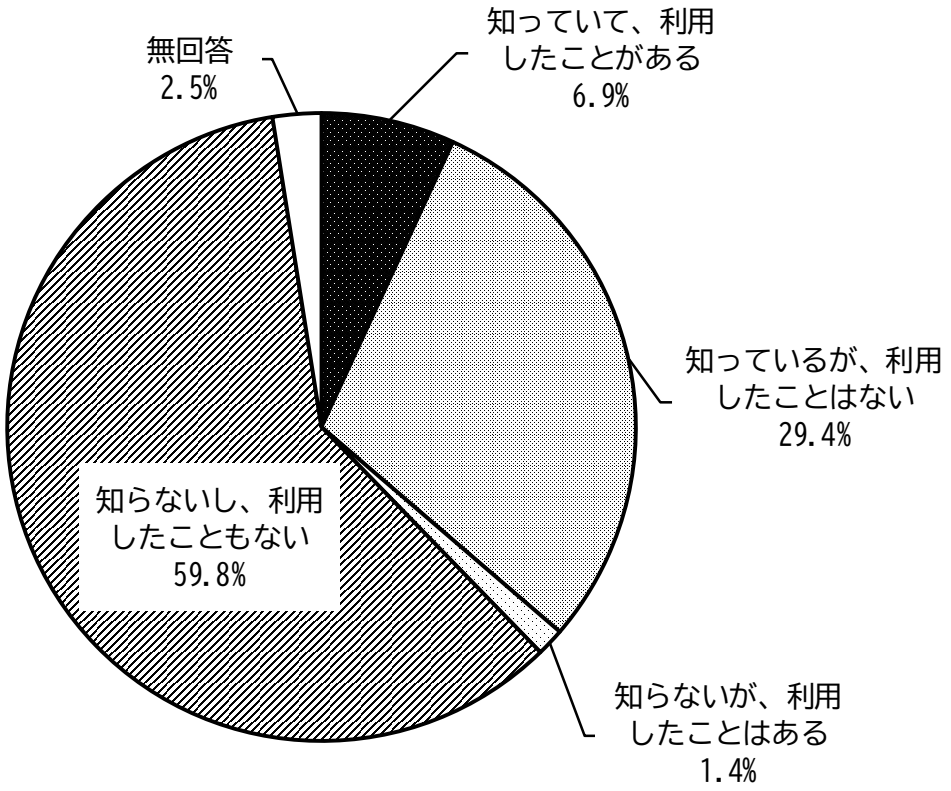
(12) 大田区コミュニティサイクルの認知度

問９　大田区ではシェアサイクルを「大田区コミュニティサイクル[3]」として展開していることを知っていますか。また利用したことはありますか。(1 つのみ)

大田区コミュニティサイクルの認知度については、「知っていて、利用したことがある」、「知っているが、利用したことはない」の合計値《知っている》が 36.3%となっている。一方、「知らないが、利用したことはある」、「知らないし、利用したこともない」の合計値《知らない》が 61.2%と、《知らない》が 24.9 ポイント上回っている。

なお、認知にかかわらず≪利用したことがある≫（「知っていて、利用したことがある」、「知らないが、利用したことはある」の合計値）は 8.3%となっている。

全体　n=1121



[3] 大田区の事業として、株式会社ドコモ・バイクシェアが運営する赤色のシェアサイクル

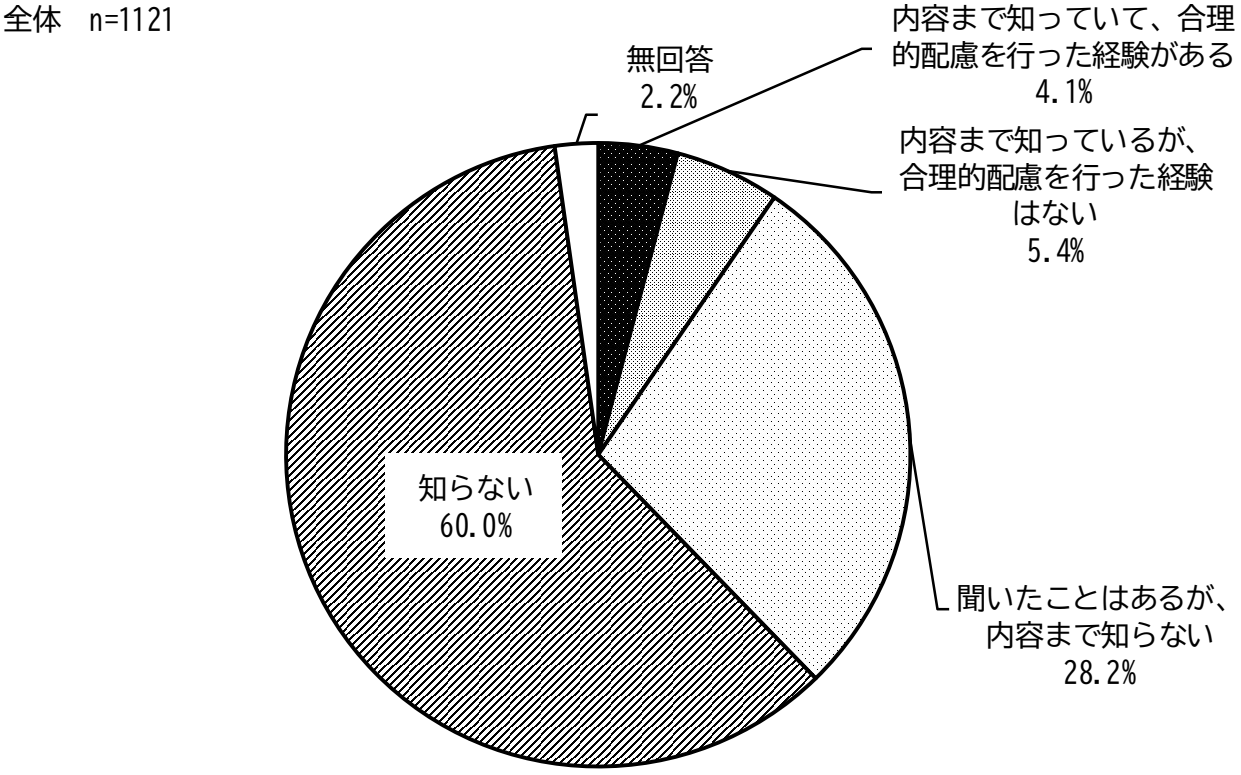
３　共生社会について

（１）「障害者差別解消法」の認知度

問 10　障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認めあいながら、ともに生きる社会づくりをめざして、平成 28 年４月に、いわゆる「障害者差別解消法」が施行され、令和６年４月には、改正法が施行されました。この法律を知っていますか。（１つのみ）

「障害者差別解消法」の認知度については、「知らない」が 60.0％で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容まで知らない」が 28.2％、「内容まで知っているが、合理的配慮を行った経験はない」が 5.4％となっている。

なお、「内容まで知っていて、合理的配慮を行った経験がある」は 4.1％となっている。

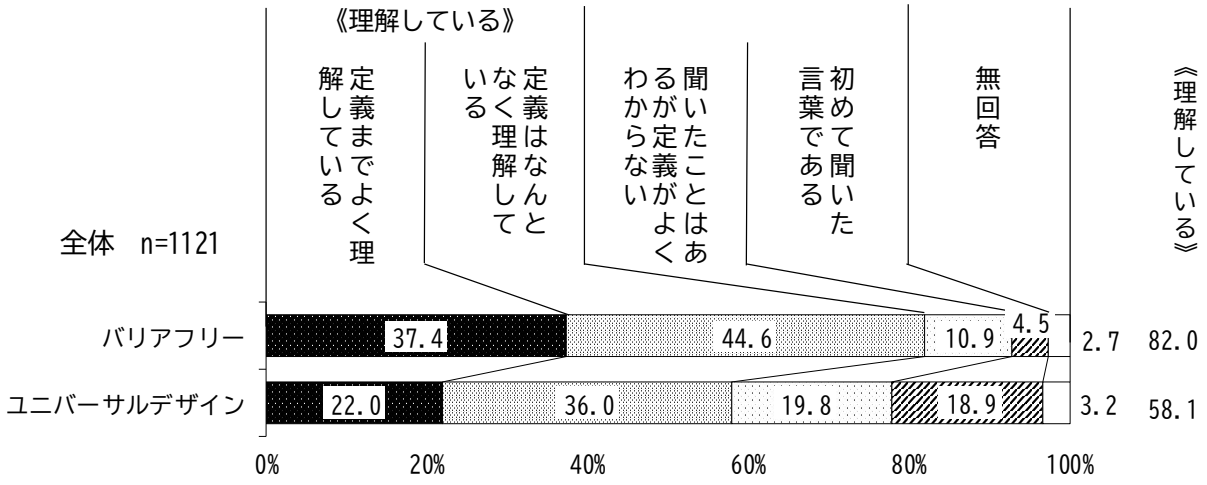


（２）「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」の認知度

問 11　「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていますか。
（それぞれ１つのみ）

「バリアフリー」の認知度は、「定義までよく理解している」、「定義はなんとなく理解している」の合計値《理解している》が 82.0%で、そのうち「定義までよく理解している」は 37.4%となっている。

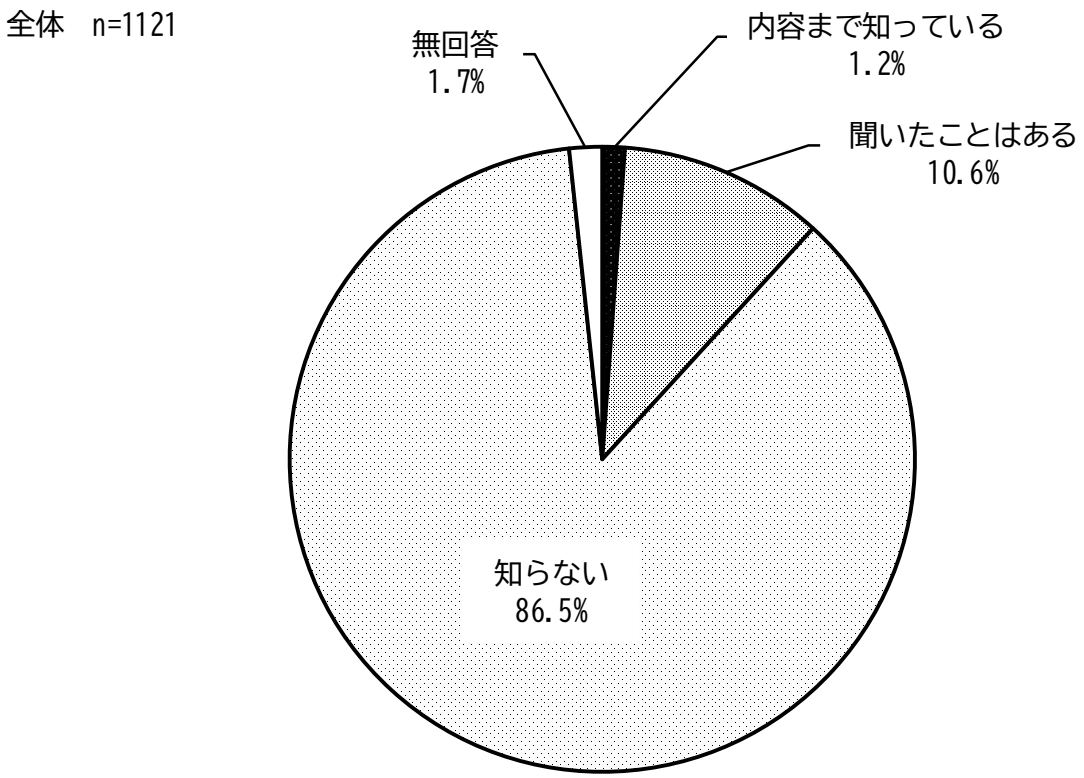
「ユニバーサルデザイン」の認知度は、《理解している》が 58.1%で、そのうち「定義までよく理解している」は 22.0%となっている。



（３）「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」の認知度

問 12　「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例[4]」を知っていますか。（１つのみ）

「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」の認知度については、「知らない」が 86.5%で最も高く、次いで「聞いたことはある」が 10.6%、「内容まで知っている」が 1.2%となっている。



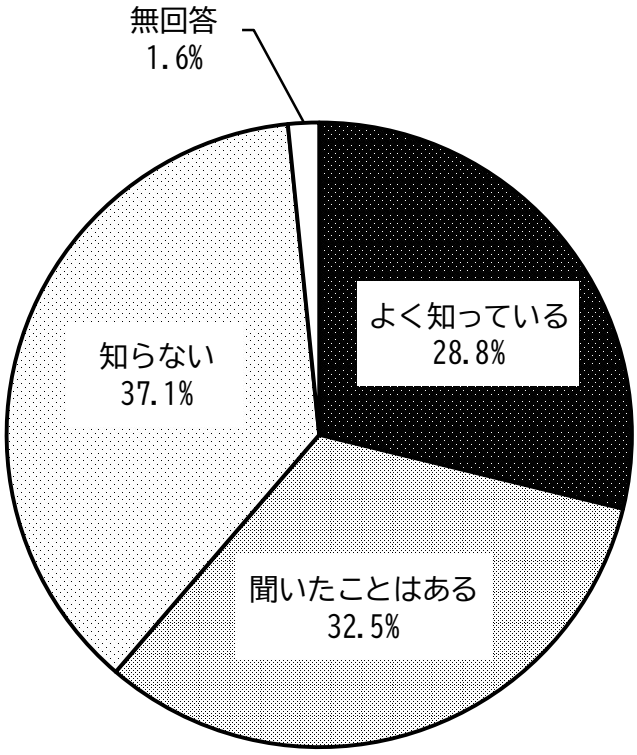
[4] 手話が言語であることの理解を促進するとともに、それぞれの障がい特性に応じた意思疎通手段の利用を促進することにより、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する地域社会の実現をめざして制定した条例

（４）「ヘルプカード（たすけてねカード)」の認知度

問 13　「ヘルプカード（たすけてねカード）[5]」を知っていますか。（１つのみ）

「ヘルプカード（たすけてねカード)」の認知度については、「知らない」が 37.1%で最も高く、次いで「聞いたことはある」が 32.5%、「よく知っている」が 28.8%となっている。

全体　n=1121



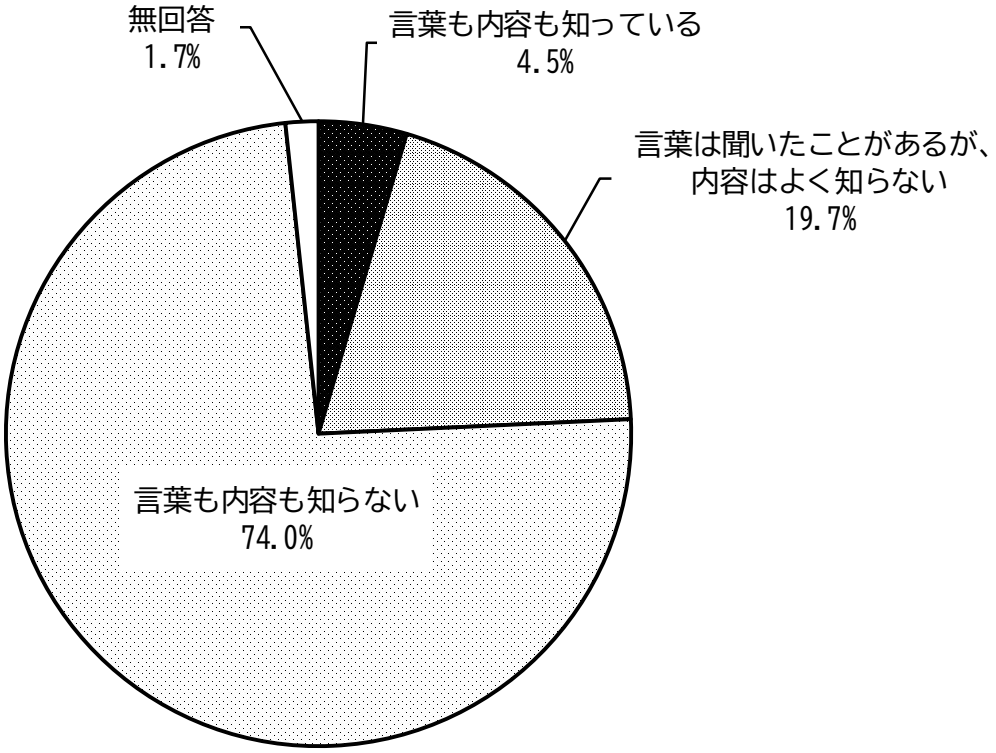
[5] 障がいのある方などが緊急時に手助けを求めるためのカード（大田区作成）

（５）「新しい認知症観」の認知度

問 14　「新しい認知症観[6]」という言葉を聞いたことはありますか。また、その内容について知っていますか。（1 つのみ）

「新しい認知症観」の認知度については、「言葉も内容も知らない」が 74.0％で最も高く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、内容はよく知らない」が 19.7％、「言葉も内容も知っている」が 4.5％となっている。

全体　n=1121

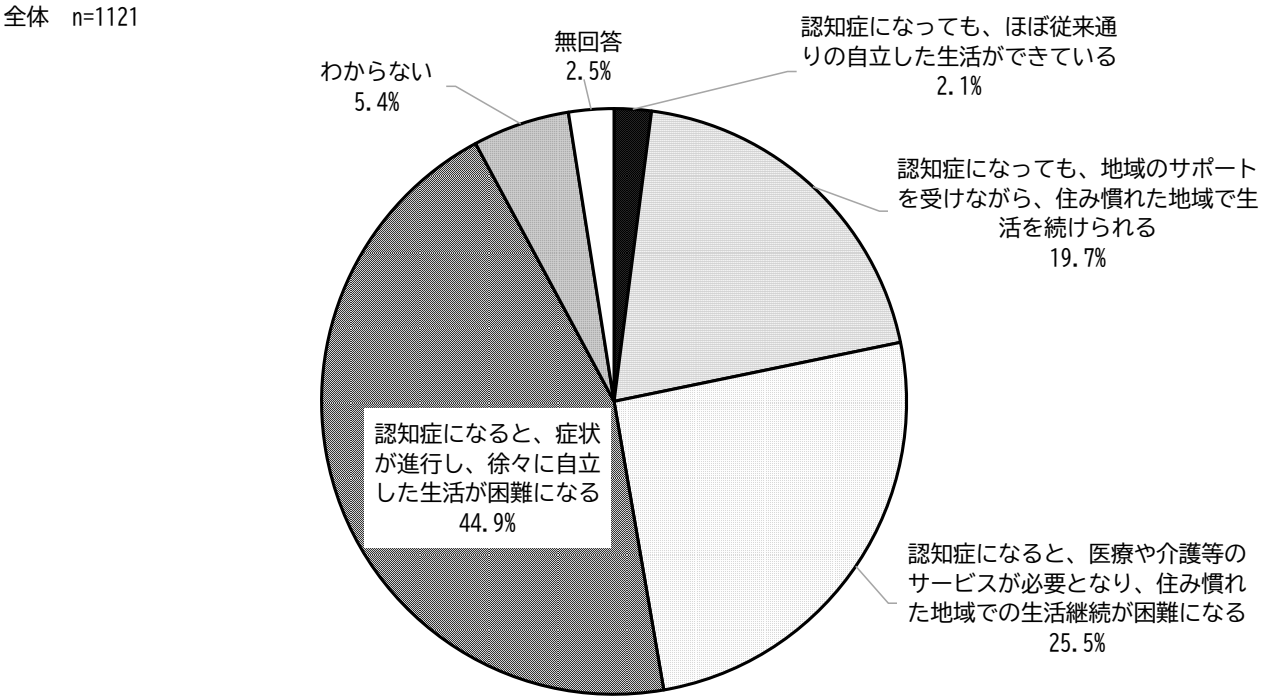


[6] 『認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる』という考え方

（６）認知症になった人のイメージ

問 15　認知症になった人について、あなたが最も近いと感じるイメージをご回答ください。
（1 つのみ）

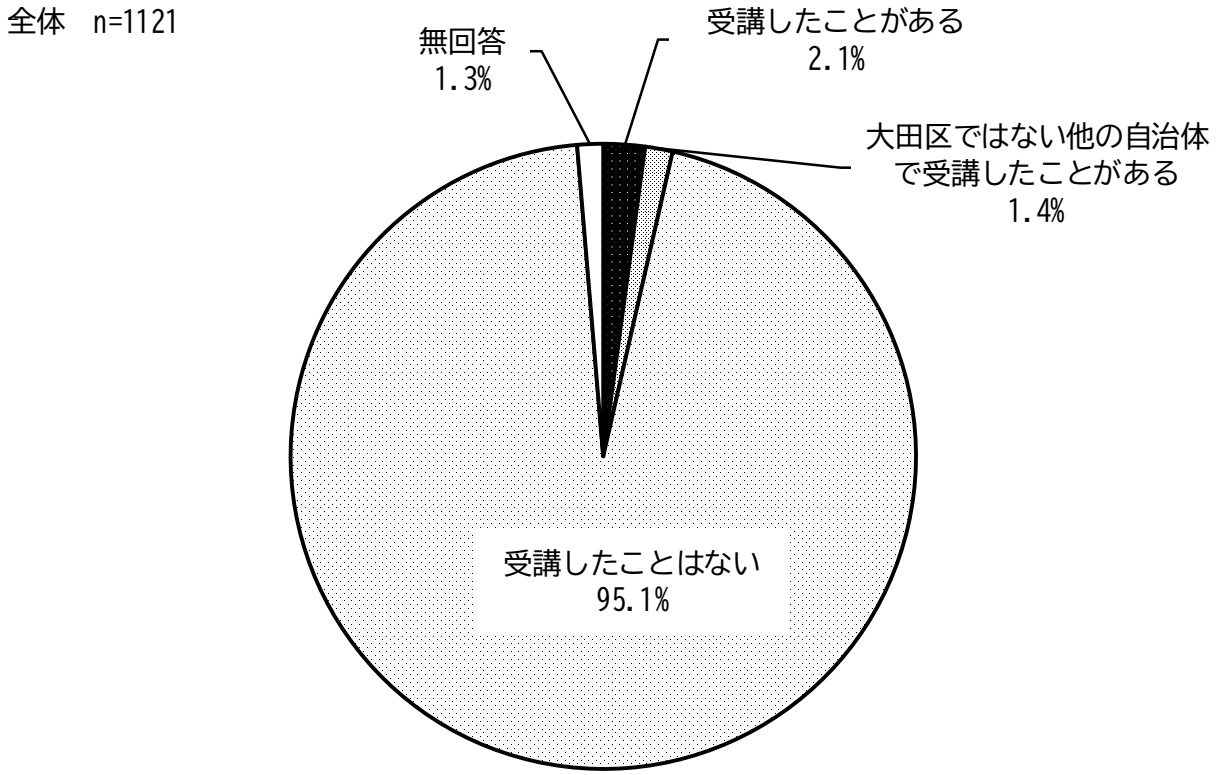
認知症になった人のイメージは、「認知症になると、症状が進行し、徐々に自立した生活が困難になる」が 44.9%で最も高く、次いで「認知症になると、医療や介護等のサービスが必要となり、住み慣れた地域での生活継続が困難になる」が 25.5%、「認知症になっても、地域のサポートを受けながら、住み慣れた地域で生活を続けられる」が 19.7%となっている。



（７）「認知症サポーター養成講座」の受講有無

問 16　区で実施している「認知症サポーター養成講座」を受講したことはありますか。（1 つのみ）

「認知症サポーター養成講座」の受講有無については、「受講したことはない」が 95.1％で最も高く、次いで「受講したことがある」が 2.1％、「大田区ではない他の自治体で受講したことがある」が 1.4％となっている。

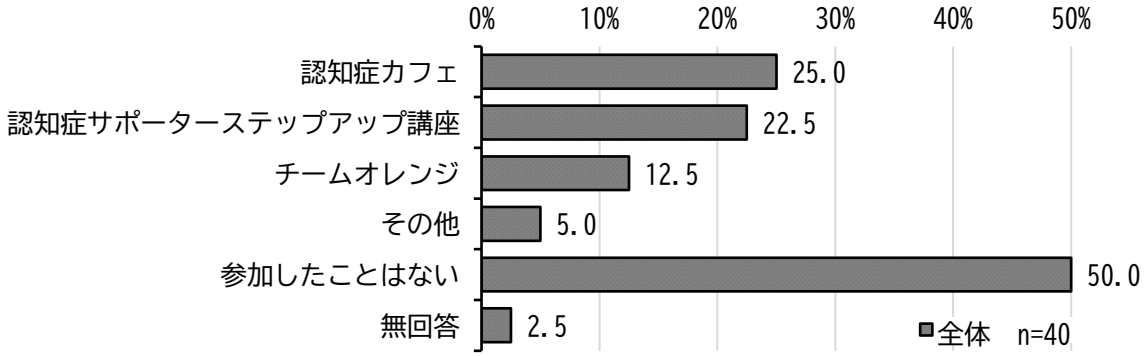


（８）「認知症サポーター養成講座」受講後に参加した取組

【問 16 で「１受講したことがある」「２大田区ではない他の自治体で受講したことがある」と回答した方に伺います。】

問 16-1　認知症サポーター養成講座を受講後、区の認知症施策に関する取組として、以下のどれに参加したことがありますか。（複数選択可）

「認知症サポーター養成講座」受講後に参加した取組は、「認知症カフェ」が 25.0%、次いで「認知症サポーターステップアップ講座」が 22.5%、「チームオレンジ」が 12.5%となっている。

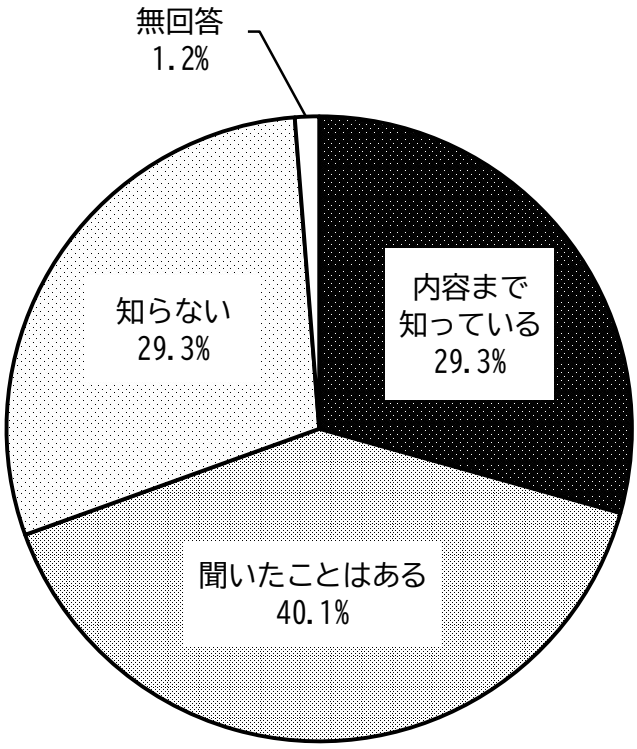


（９）「成年後見制度」の認知度

問 17　「成年後見制度[7]」を知っていますか。（１つのみ）

「成年後見制度」の認知度については、「聞いたことはある」が 40.1%で最も高く、次いで「内容まで知っている」が 29.3%、「知らない」が 29.3%となっている。

全体　n=1121



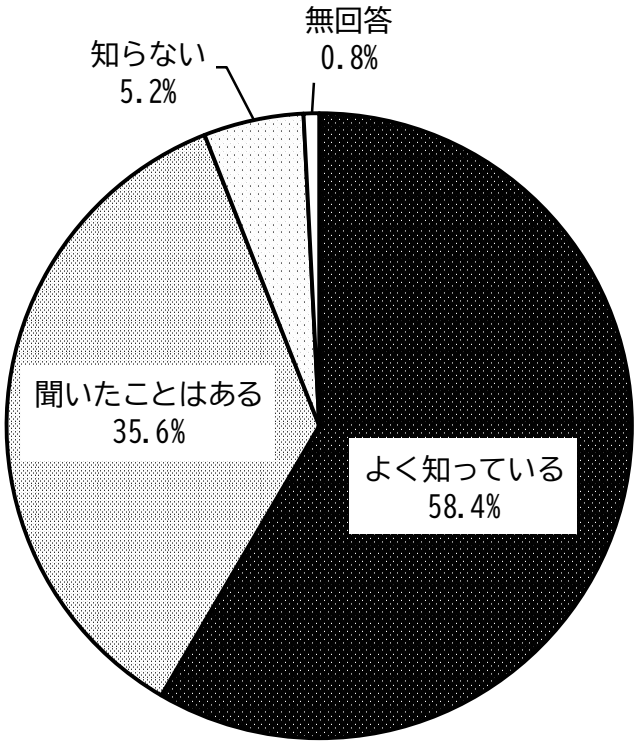
[7] 認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が不十分な方の支援者を選び、法律的に支援する制度

(10) 介護人材不足の認知度

問 18　介護を必要とする高齢者の増加に対して、介護人材が不足していることを知っていますか。(1 つのみ)

介護人材不足の認知度については、「よく知っている」が 58.4%で最も高く、次いで「聞いたことはある」が 35.6%、「知らない」が 5.2%となっている。

全体　n=1121

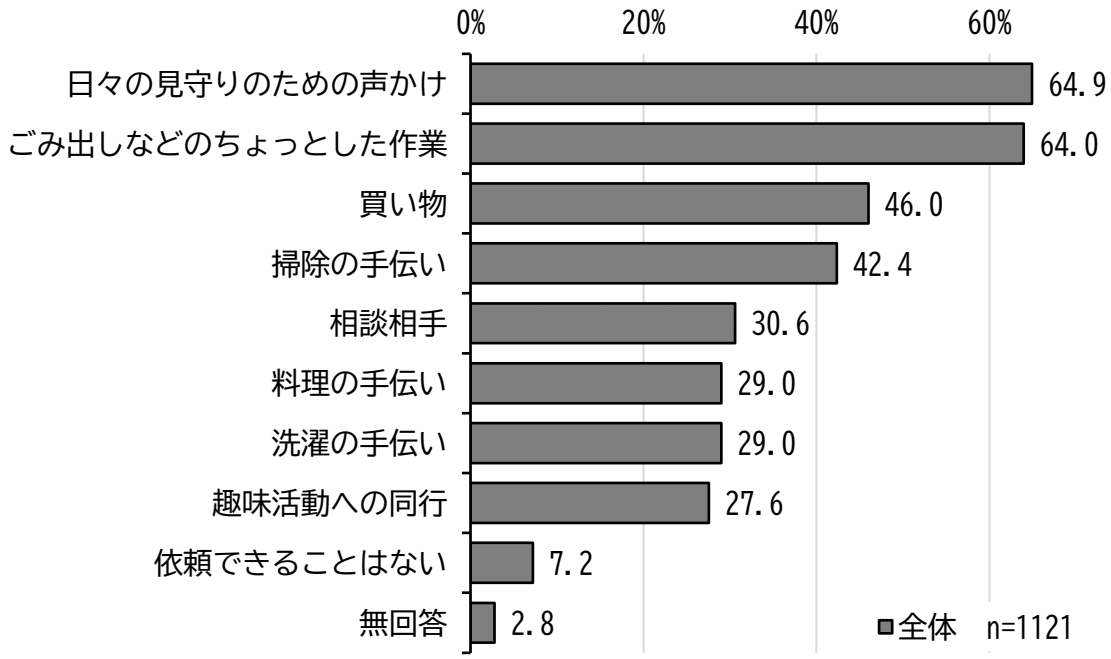


(11) 介護の専門職でないボランティアへの依頼作業

問 19　急速な少子高齢化による現役世代の減少で労働力不足が進んでいます。これにより、今後、ホームヘルパー等介護人材の確保が一層困難になると想定されていますが、あなたやご家族が要支援・要介護認定を受け、介護サービスを利用する場合、介護の専門職でないボランティアに依頼しても良いと思うことは何ですか。(複数選択可)

介護の専門職でないボランティアへの依頼作業については、「日々の見守りのための声かけ」が 64.9%で最も高く、次いで「ごみ出しなどのちょっとした作業」が 64.0%、「買い物」が 46.0%となっている。

なお、「依頼できることはない」は 7.2%となっている。

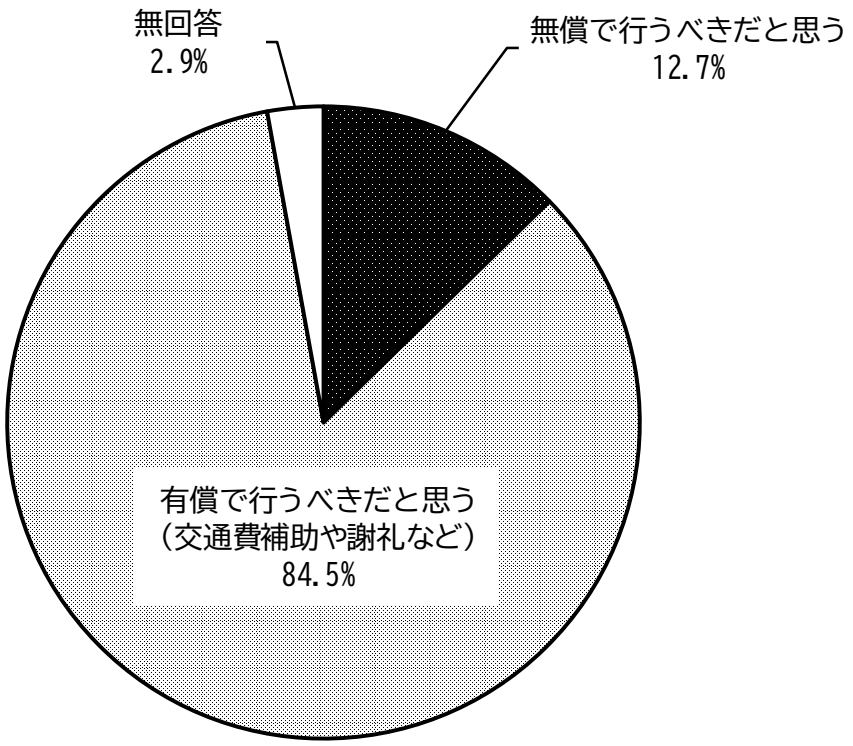


(12) ボランティア活動の対価

問 20　高齢者の生活支援を目的としたボランティア活動について、対価がある場合とない場合のどちらが望ましいと思いますか。(1 つのみ)

ボランティア活動の対価の有無については、「有償で行うべきだと思う（交通費補助や謝礼など)」が 84.5%で最も高く、次いで「無償で行うべきだと思う」が 12.7%となっている。

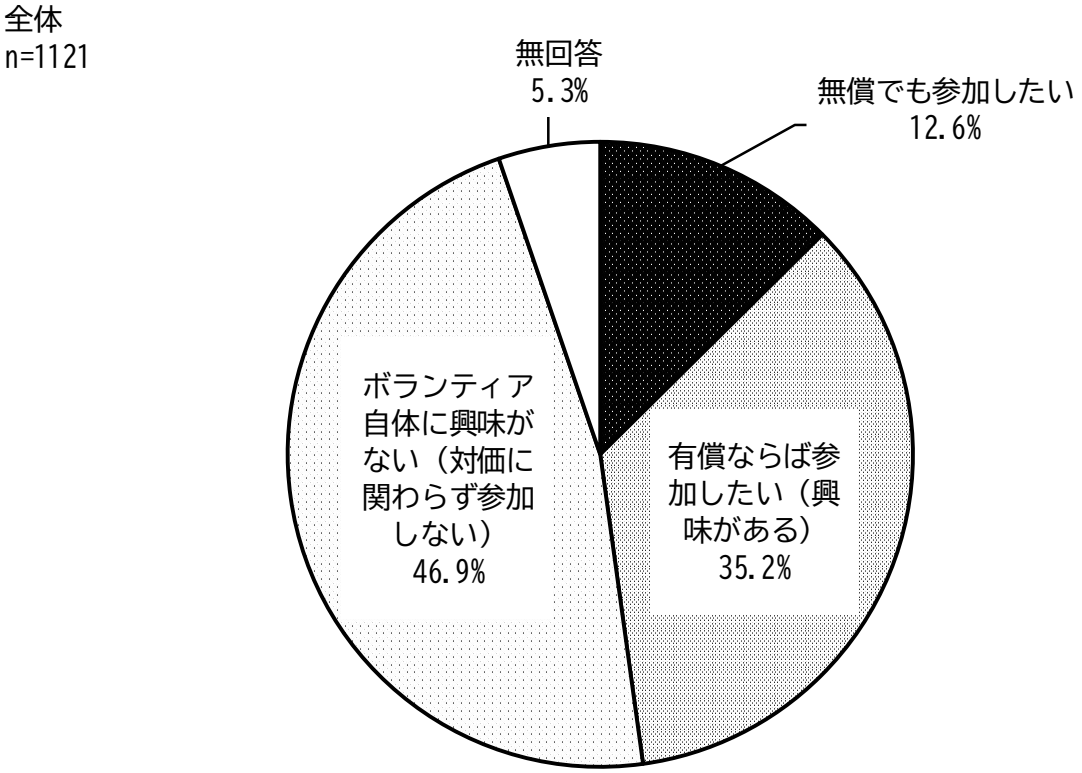
全体　n=1121



(13) 高齢者の生活を支援するためのボランティア活動

問 21　高齢者の生活を支援するためのボランティア活動に関して、あなたの考えに最も近いものをお選びください。(1 つのみ)

ボランティア活動の参加の有無については、「ボランティア自体に興味がない（対価に関わらず参加しない)」が 46.9%で最も高く、次いで「有償ならば参加したい（興味がある)」が 35.2%、「無償でも参加したい」が 12.6%となっている。



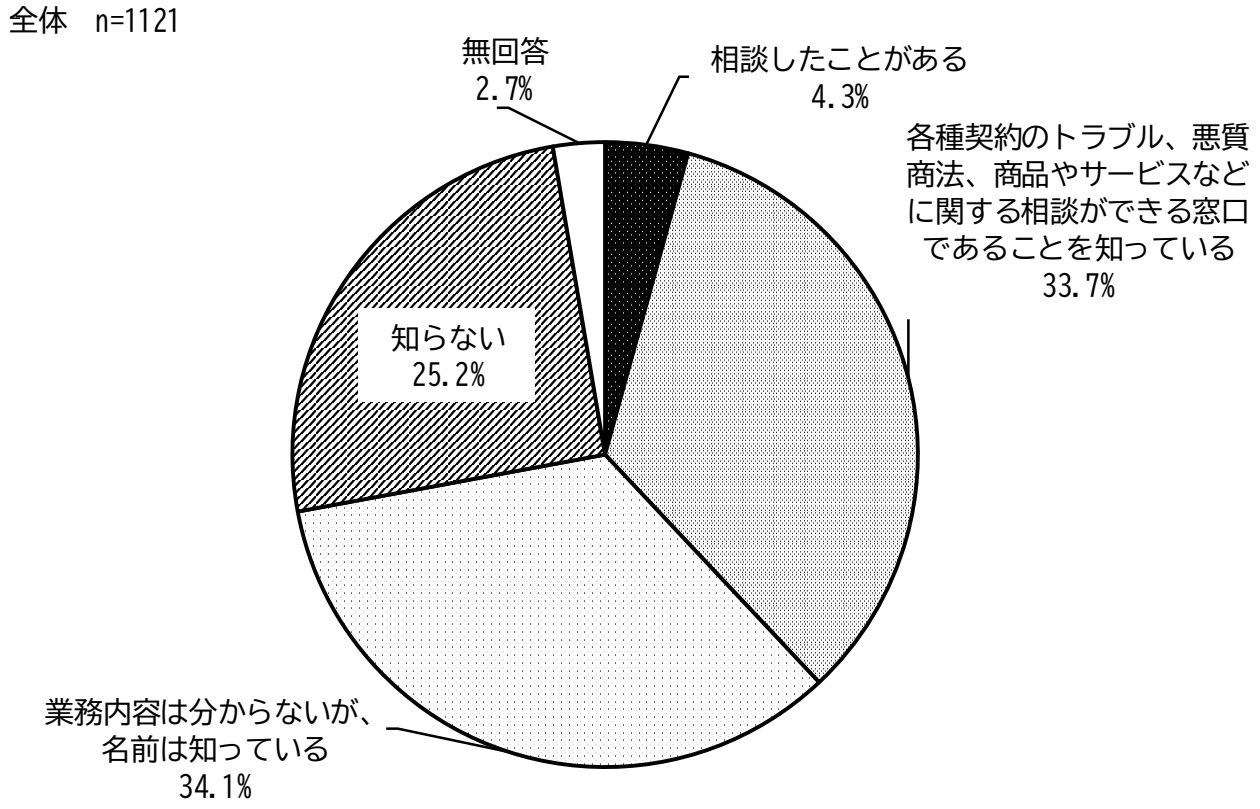
４　消費者生活センターについて

（１）大田区立消費者生活センターの認知度

問 22　大田区立消費者生活センターを知っていますか。（１つのみ）

大田区立消費者生活センターの認知度については、「業務内容はわからないが、名前は知っている」が 34.1%で最も高く、次いで「各種契約のトラブル、悪質商法、商品やサービスなどに関する相談ができる窓口であることを知っている」が 33.7%、「知らない」が 25.2%となっている。

なお、「相談したことがある」は 4.3%となっている。



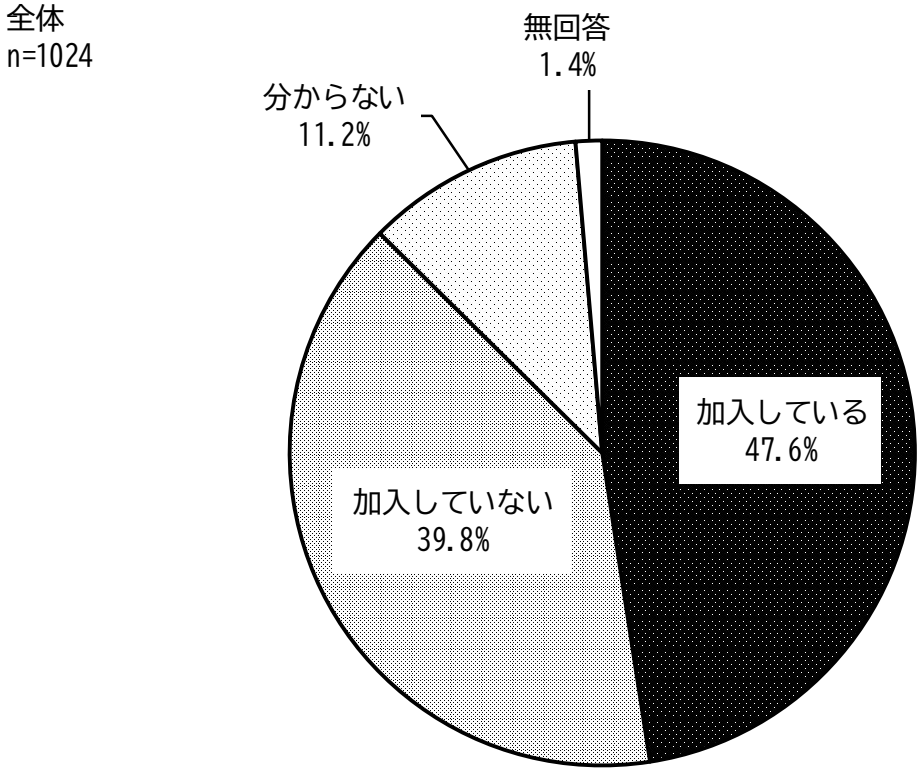
Ⅲ　区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査②

１　地域活動について

（１）自治会・町会への加入

問１　自治会・町会に加入していますか。（１つのみ）

自治会・町会への加入については、「加入している」が 47.6%、「加入していない」が 39.8%と、「加入している」が 7.8 ポイント上回っている。

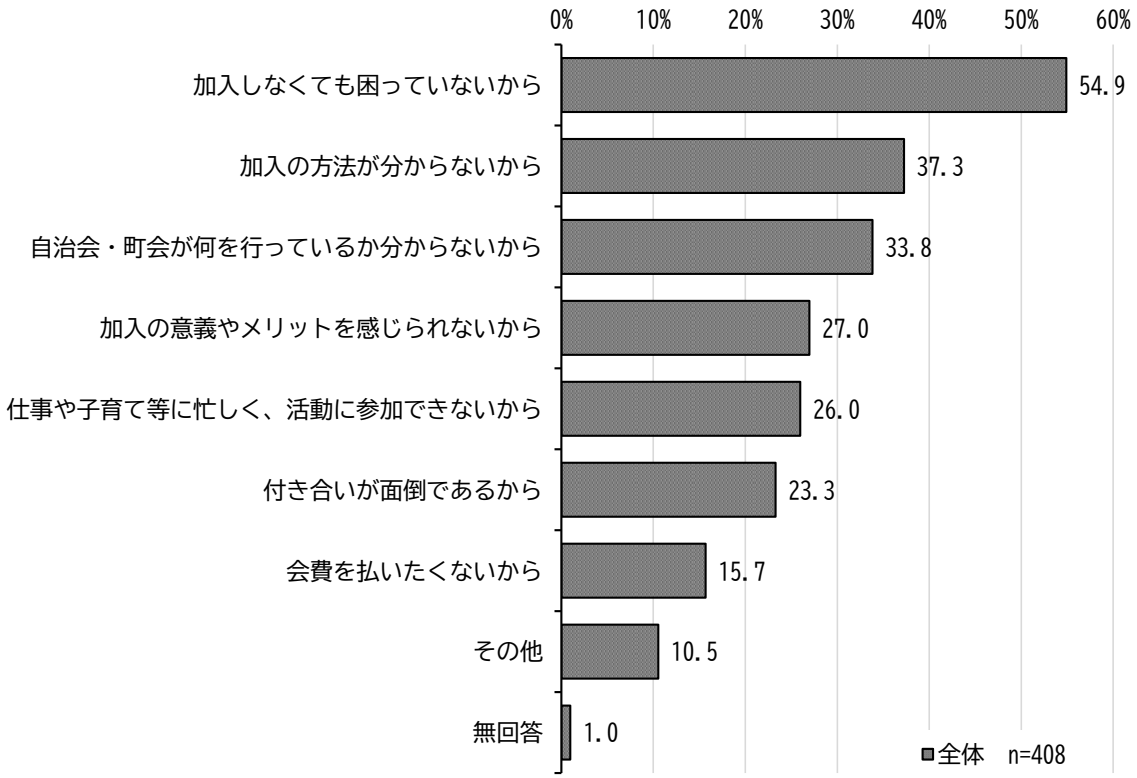


（２）自治会・町会に加入していない理由

【問１　で「２ 加入していない」を回答した方に伺います。】

問１－１　自治会・町会に加入していない理由は何ですか。（複数選択可）

自治会・町会に加入していない理由については、「加入しなくても困っていないから」が 54.9％で最も高く、次いで「加入の方法がわからないから」が 37.3％、「自治会・町会が何を行っているかわからないから」が 33.8％となっている。



２　地域のつながり・見守りについて

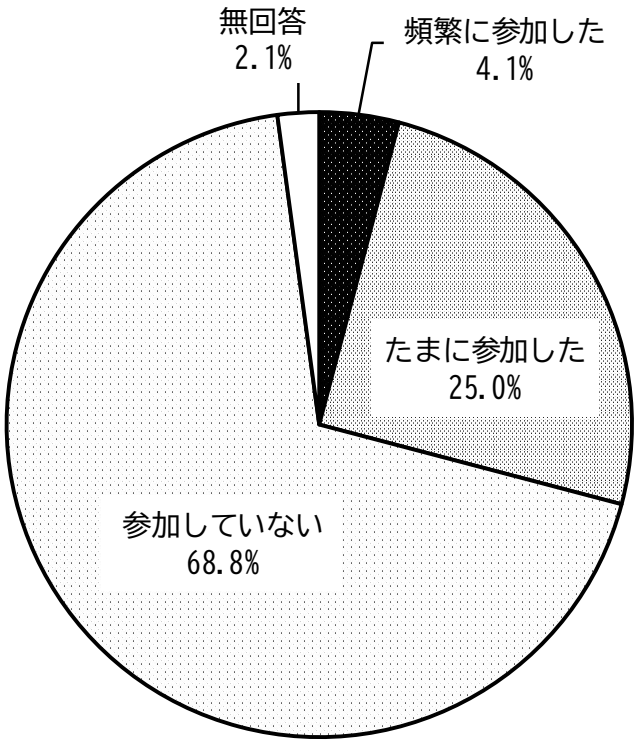
（１）地域活動の参加状況

問２　この１年間の地域活動（地域のイベントやお祭り、自治会・町会の活動等）への参加状況と今後の参加意向についてご回答ください。（それぞれ１つ）

問２－１　この１年間の参加状況

地域活動のこの１年間の参加状況については、「参加していない」が 68.8%で最も高く、次いで「たまに参加した」が 25.0%、「頻繁に参加した」が 4.1%となっている。

全体　n=1024



（２）地域活動の今後の参加意向

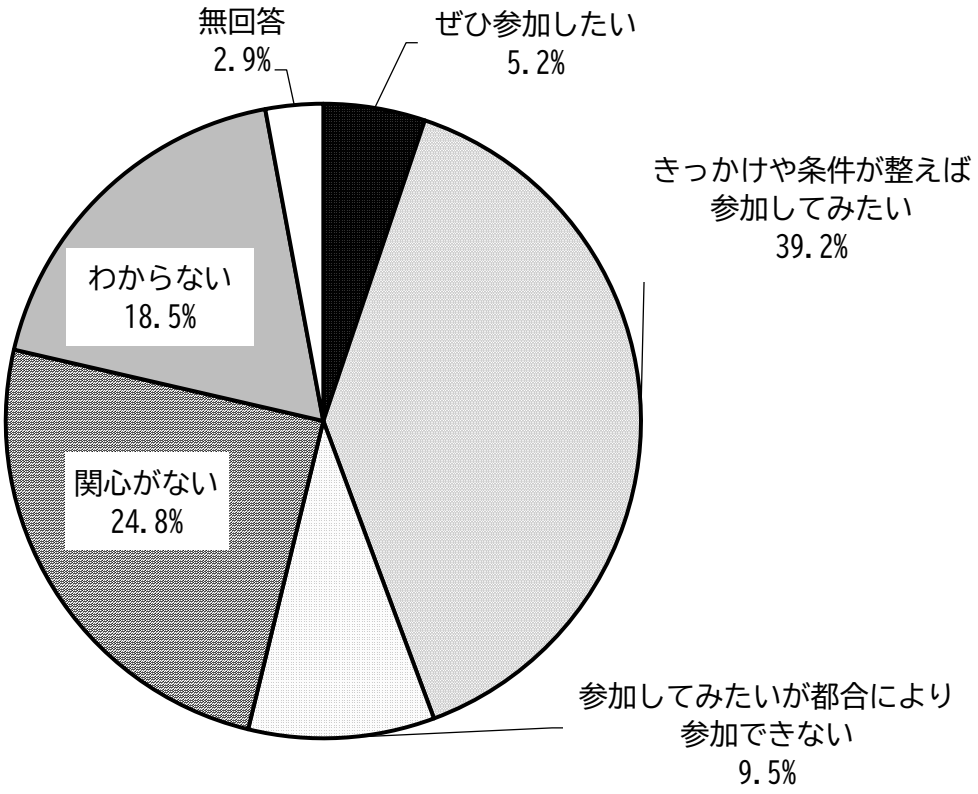
問２　この１年間の地域活動（地域のイベントやお祭り、自治会・町会の活動等）への参加状況と今後の参加意向についてご回答ください。（それぞれ１つ）

問２－２　今後の参加意向

地域活動への今後の参加意向については、「きっかけや条件が整えば参加してみたい」が 39.2%で最も高く、次いで「関心がない」が 24.8%、「参加してみたいが都合により参加できない」が 9.5%となっている。

「ぜひ参加したい」、「きっかけや条件が整えば参加してみたい」の合計値《参加したい》が 44.3%、「参加してみたいが都合により参加できない」、「関心がない」の合計値《参加しない》が 34.3%と《参加したい》が 10.0 ポイント上回っている。

全体　n=1024

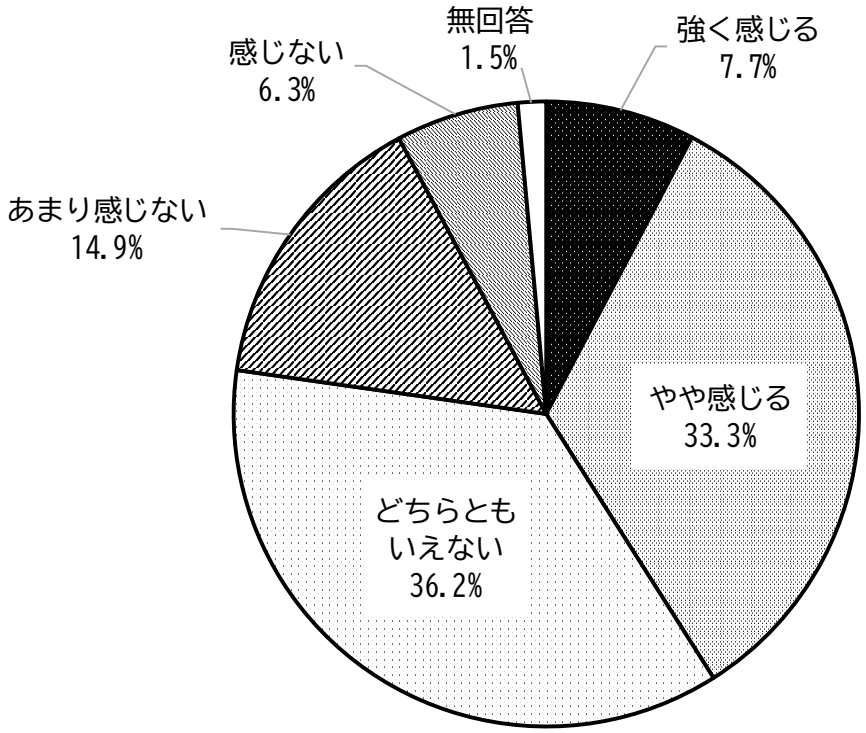


（３）お住まいの地域でのこども・子育て家庭の見守り

問３　お住まいの地域はこども・子育て家庭をあたたかく見守っていると感じますか。 （１つのみ）

お住まいの地域でのこども・子育て家庭への見守りについては、「強く感じる」、「やや感じる」の合計値《感じる》は 41.0%となっている。一方、「あまり感じない」、「感じない」の合計値《感じない》は 21.3%と、《感じる》が 19.7 ポイント上回っている。

全体　n=1024

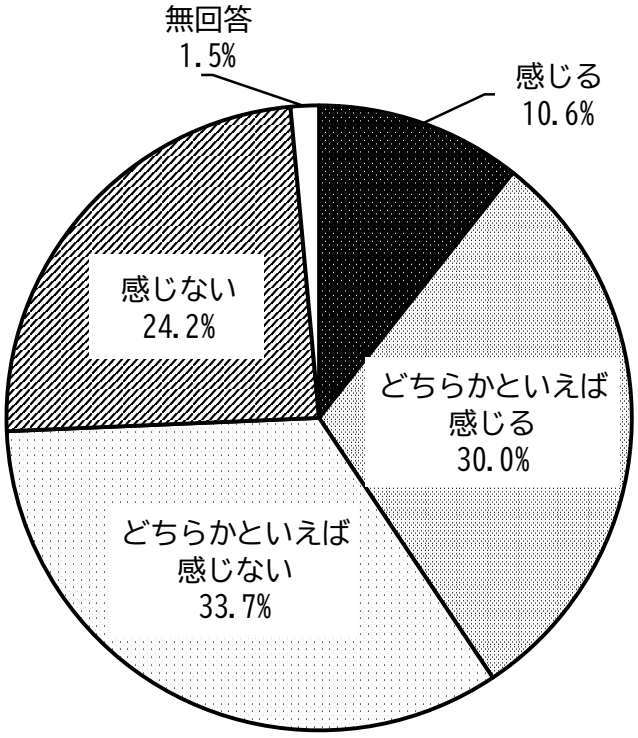


（４）地域のつながり（住民同士の助け合い・支え合い等）

問４　日々の暮らしの中で、地域のつながり（住民同士の助け合い・支え合い等）を実際に感じることがありますか。（１つのみ）

地域のつながり（住民同士の助け合い・支え合い等）については、「感じる」、「どちらかといえば感じる」の合計値《感じる》が 40.6%となっている。一方、「どちらかといえば感じない」、「感じない」の合計値《感じない》が 57.9%と、《感じない》が 17.3 ポイント上回っている。

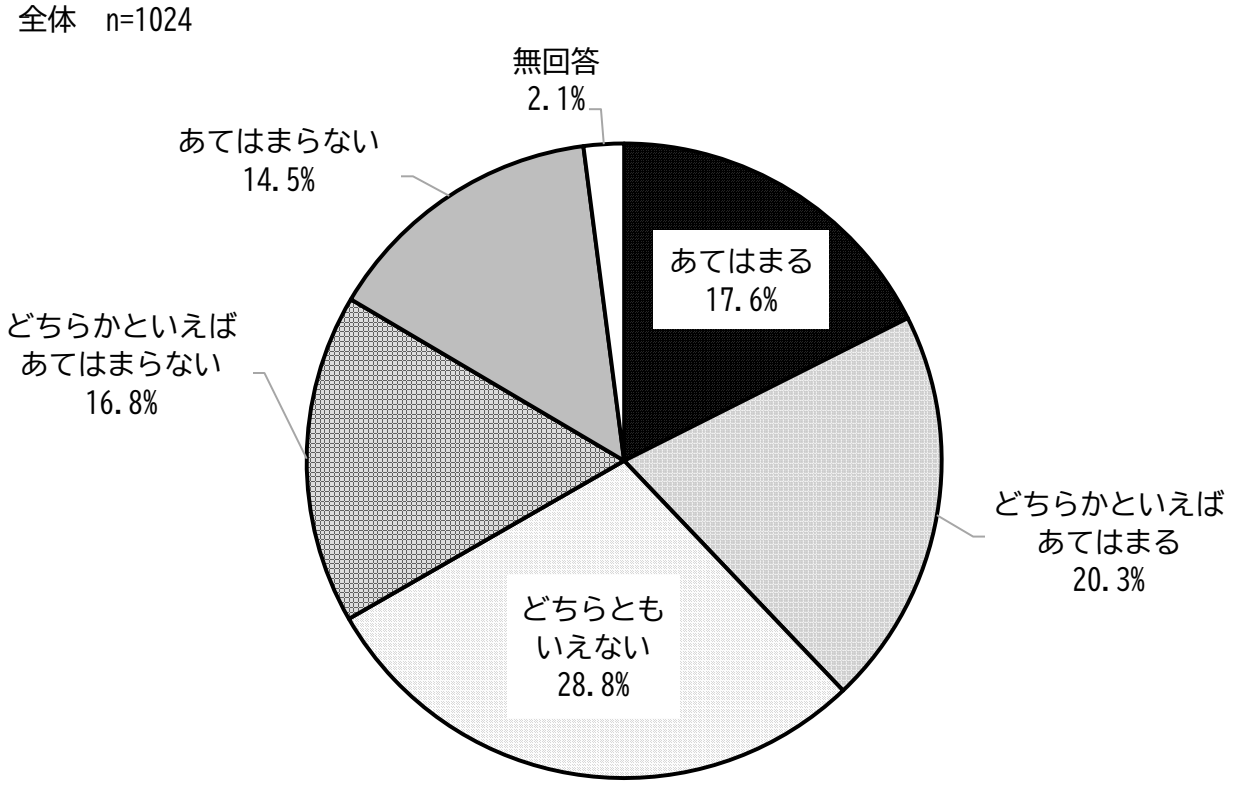
全体　n=1024



（５）「孤立感や孤独感」への有無

問５　普段の生活は、「孤立感や孤独感がない」にどの程度あてはまりますか。（1 つのみ）

「孤立感や孤独感のなさ」の認識度については、「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」の合計値《あてはまる》が 37.9%となっている。一方、「どちらかといえばあてはまらない」、「あてはまらない」の合計値《あてはまらない》が 31.3%と、《あてはまる》が 6.6 ポイント上回っている。

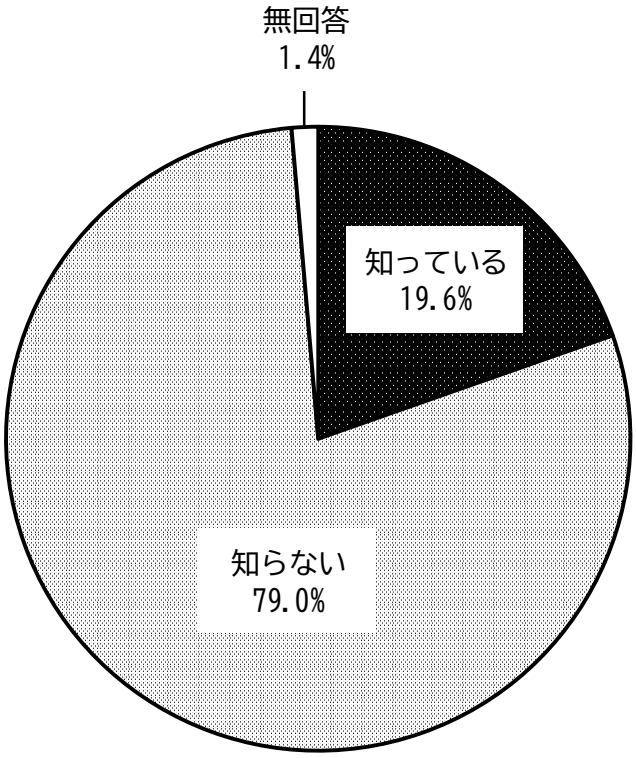


（６）「大田区ＤＶ相談ダイヤル」の認知度

問６　区では、「大田区ＤＶ相談ダイヤル」を設置し、配偶者やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝ＤＶ[8]）に関する相談を受け付けていることを知っていますか。（１つのみ）

「大田区ＤＶ相談ダイヤル」の認知度については、「知っている」が 19.6%、「知らない」が 79.0%と、「知らない」が 59.4 ポイント上回っている。

全体　n=1024

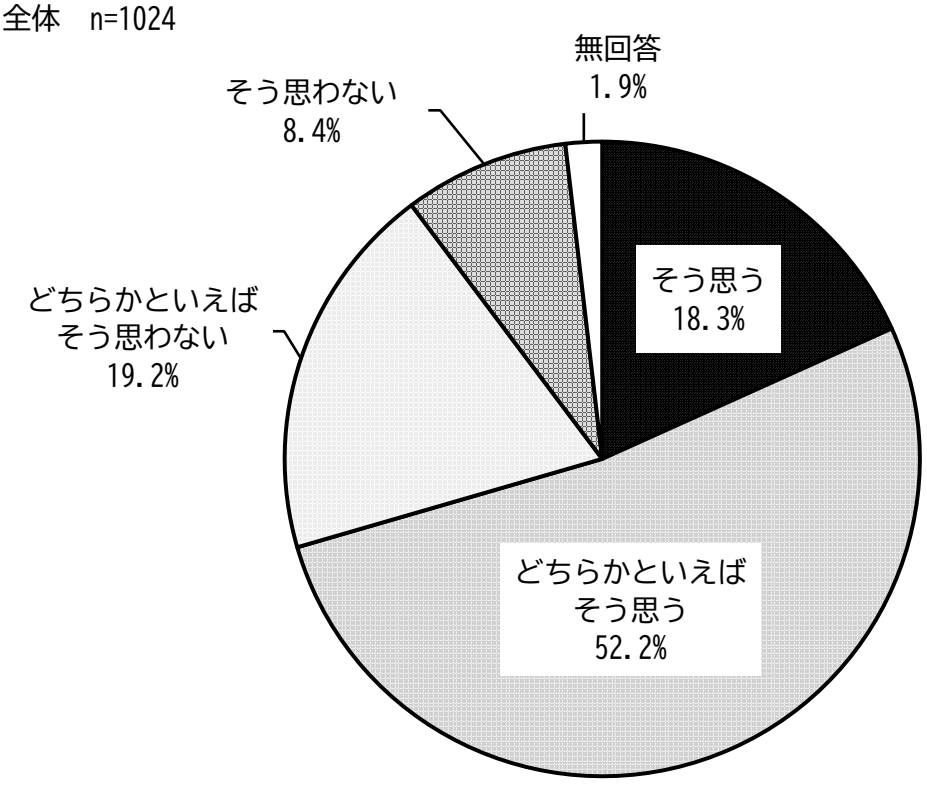


[8] 配偶者（同居の交際相手も含む）など親密な関係にある者、または以前親密な関係にあった者から振るわれる暴力

（７）人権が尊重されている社会

問７　今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか。（１つのみ）

人権が尊重されている社会については、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計値《そう思う》が 70.5%となっている。一方、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」の合計値《そう思わない》が 27.6%と、《そう思う》が 42.9 ポイント上回っている。

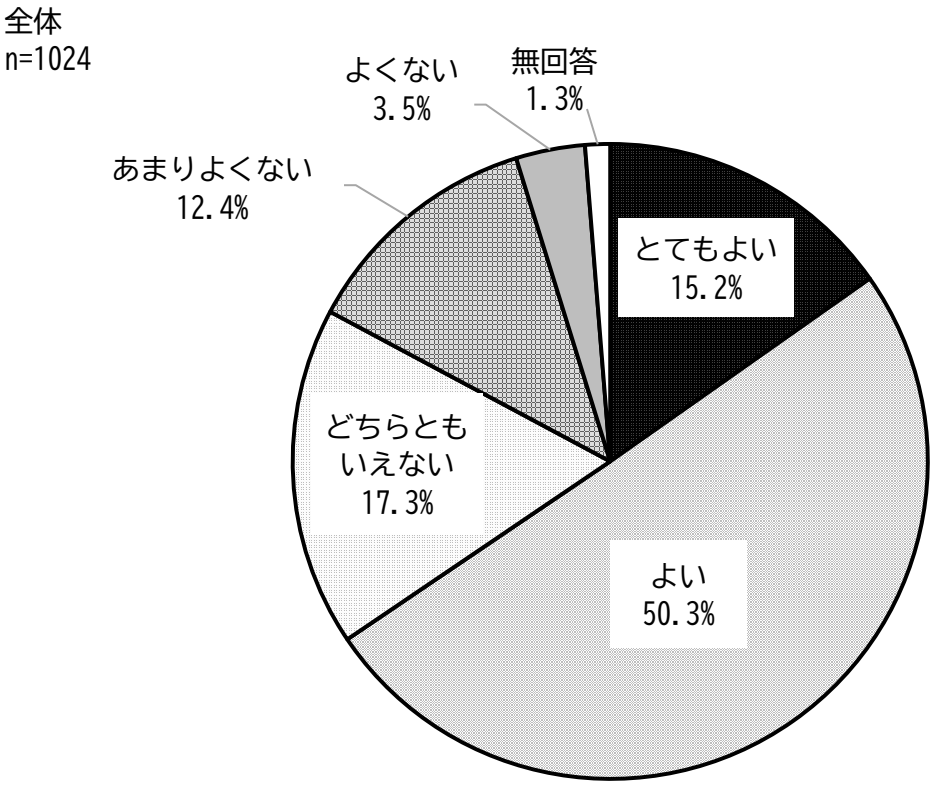


３　健康・医療について

（１）現在の健康状態

問８　現在のあなたの健康状態はいかがですか。（１つのみ）

現在の健康状態については、「とてもよい」、「よい」の合計値《よい》が 65.5%となっている。一方、「あまりよくない」、「よくない」の合計値《よくない》が 15.9%と、《よい》が 49.6 ポイント上回っている。

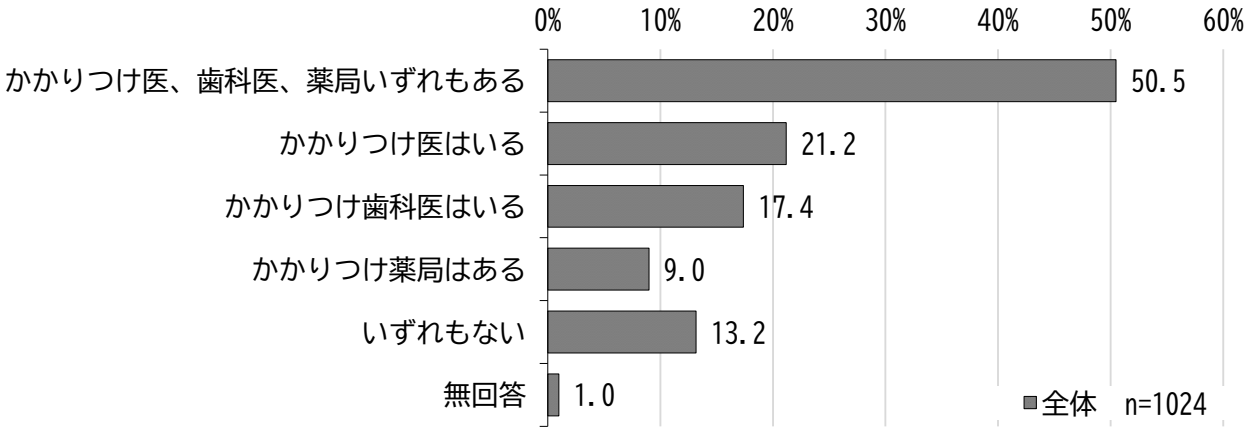


（２）かかりつけの医療機関

問９　かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局はありますか。（複数選択可）

かかりつけの医療機関については、「かかりつけ医、歯科医、薬局いずれもある」が 50.5％で最も高く、次いで「かかりつけ医はいる」が 21.2％、「かかりつけ歯科医はいる」が 17.4％となっている。

「いずれもない」は 13.2％となっている。



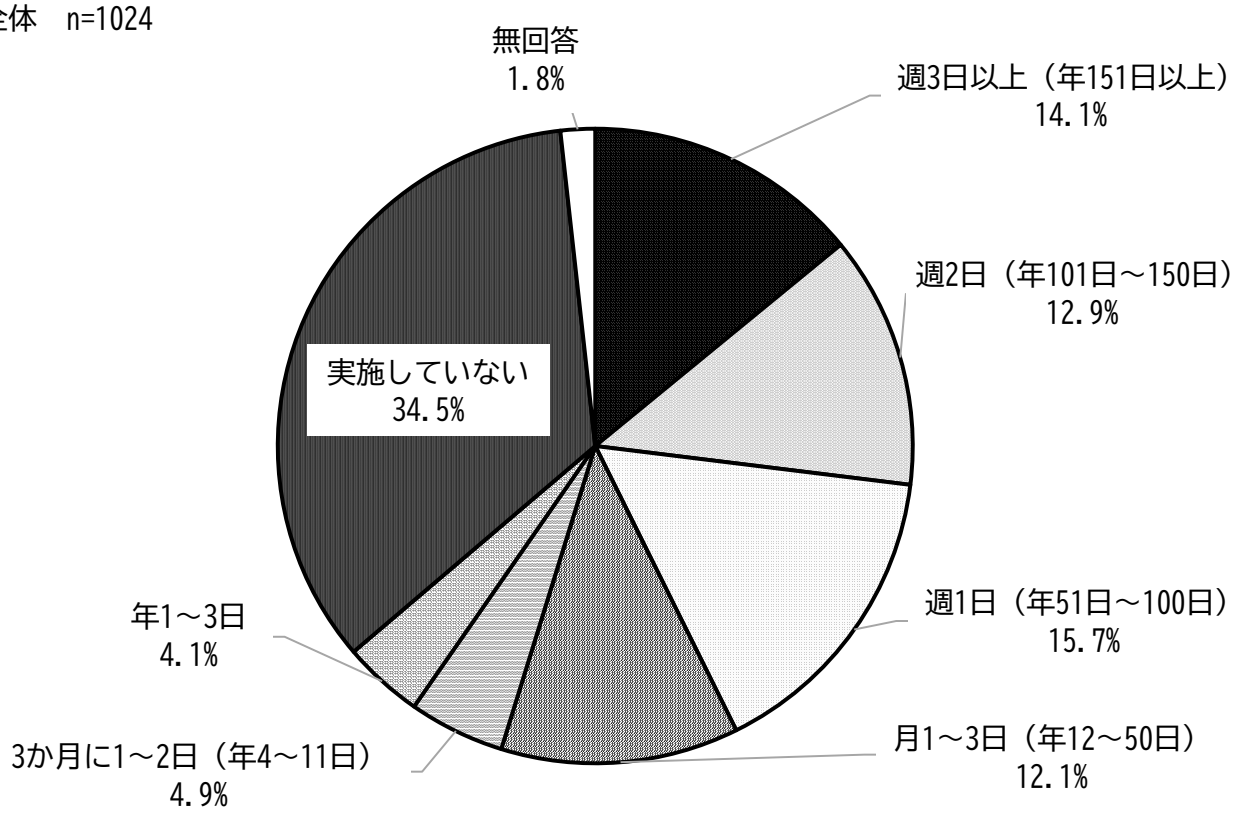
４　スポーツについて

（１）スポーツや運動を実施した頻度

問 10　スポーツや運動を実施した頻度は週どのくらいですか（年間合計日数でも可）。 （１つのみ）

スポーツや運動を実施した頻度については、「週１日（年 51～100 日）」が 15.7%、「週３日以上(年 151 日以上)」が 14.1%、「週２日（年 101～150 日）」が 12.9%となっている。
なお、「実施していない」は 34.5%となっている。

全体　n=1024

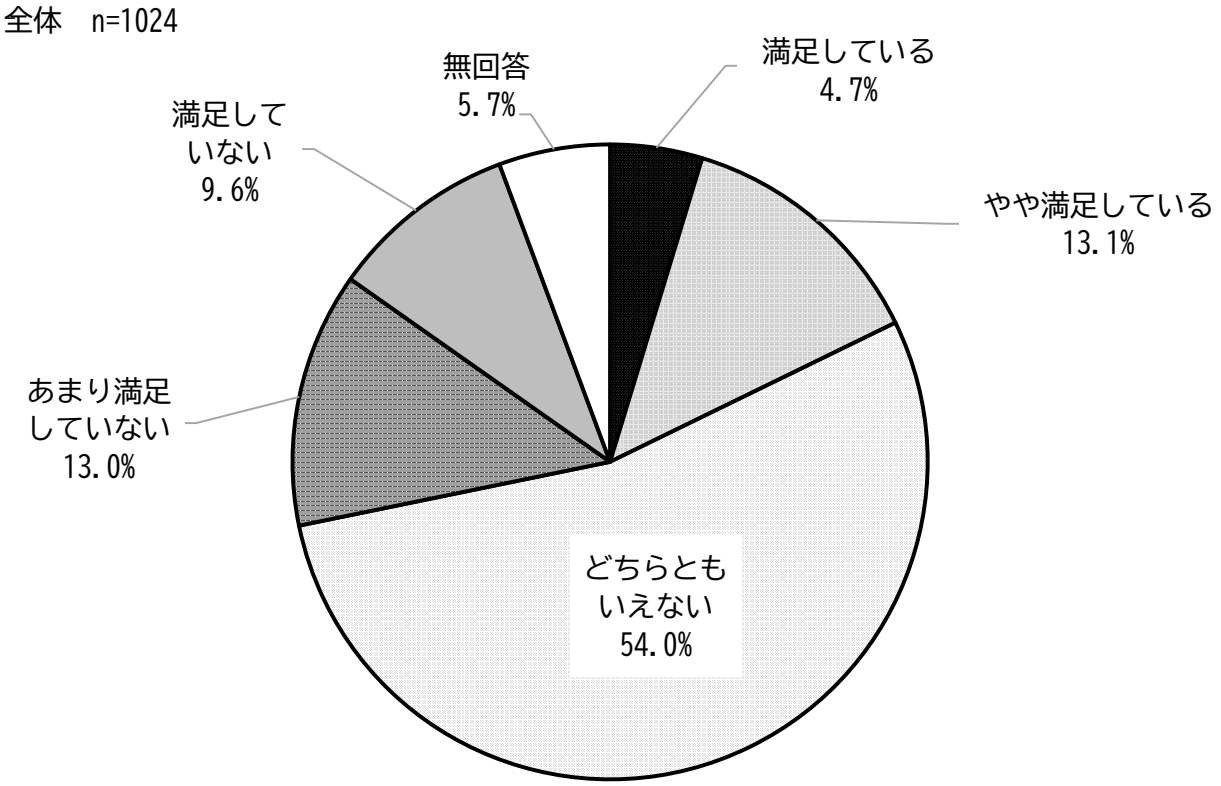


（２）区のスポーツ環境の満足度

問 11　区のスポーツ環境に満足していますか。（１つのみ）

区のスポーツ環境の満足度については、「満足している」、「やや満足している」の合計値《満足している》は 17.8%となっている。一方、「あまり満足していない」、「満足していない」の合計値《満足していない》は 22.6%と、《満足していない》が 4.8 ポイント上回っている。

「どちらともいえない」は 54.0%となっている。

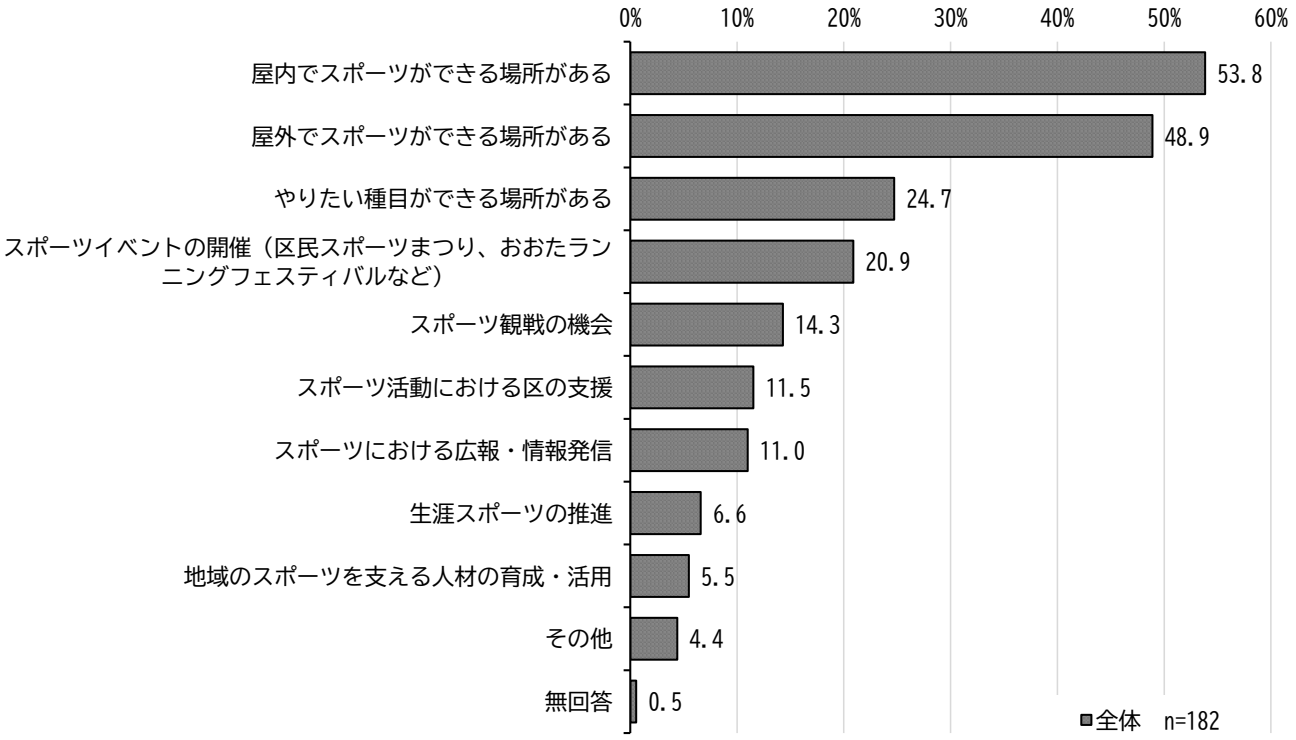


（３）満足しているスポーツ施策

【問１１で「１満足している」「２やや満足している」と回答した方に伺います。】

問１１－１　区のどのスポーツ施策に満足していますか。（複数選択可）

満足しているスポーツ施策については、「屋内でスポーツができる場所がある」が 53.8％で最も高く、次いで「屋外でスポーツができる場所がある」が 48.9％、「やりたい種目ができる場所がある」が 24.7％となっている。

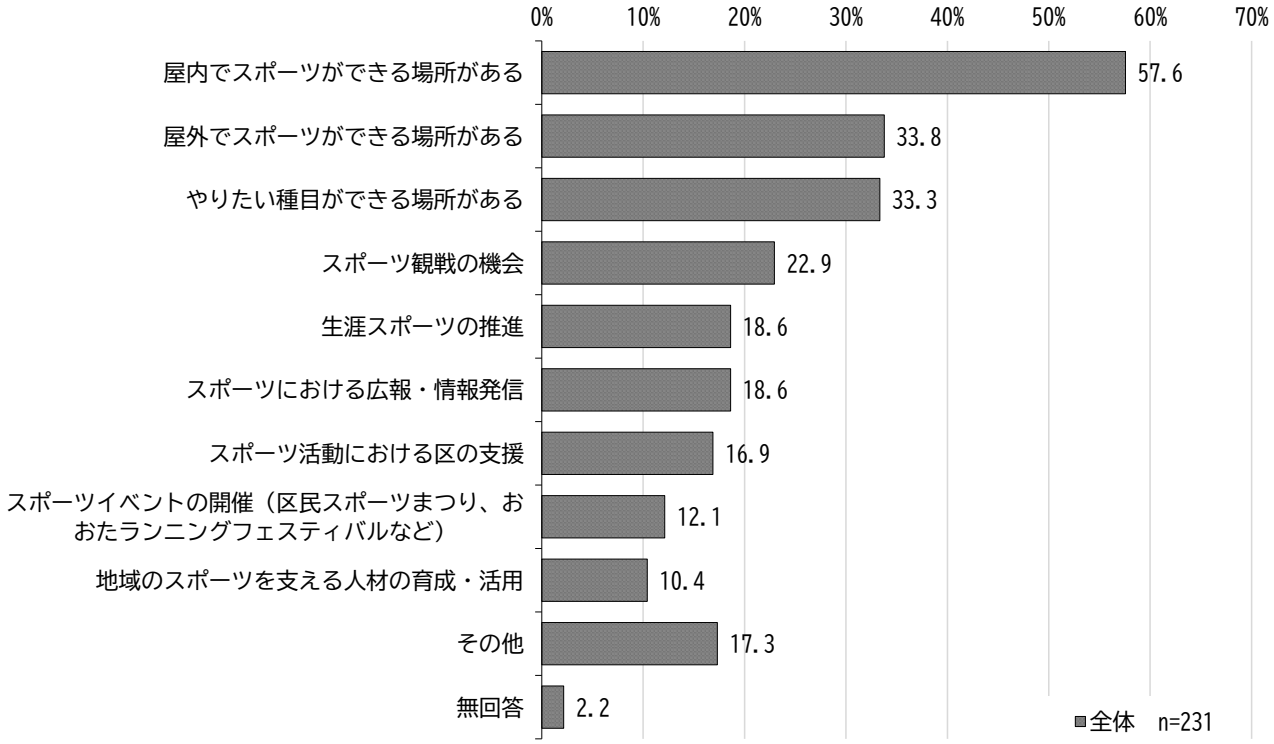


（４）期待するスポーツ施策

【問１１で「４あまり満足していない」「５満足していない」と回答した方に伺います。】

問１１－２　区にどのようなスポーツ施策を望みますか。（複数選択可）

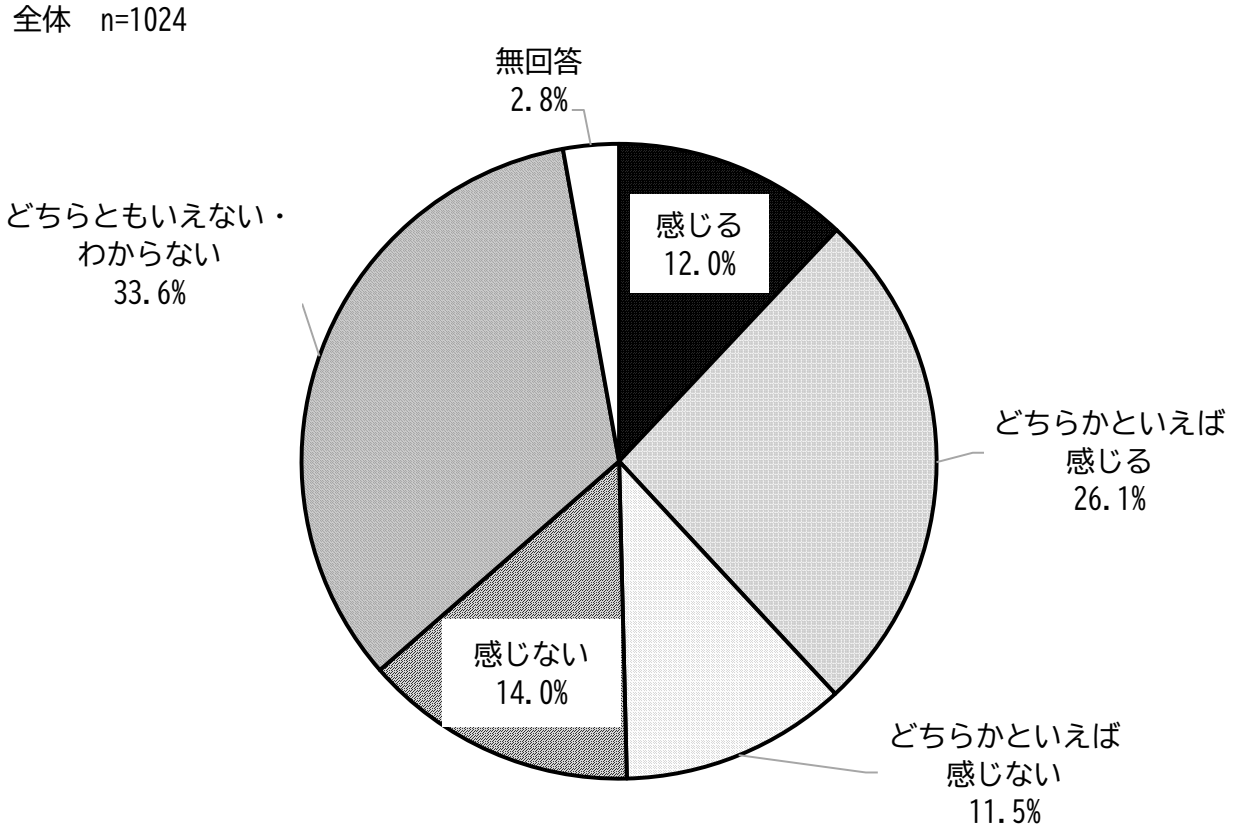
期待するスポーツ施策については、「屋内でスポーツができる場所がある」が 57.6%で最も高く、次いで「屋外でスポーツができる場所がある」が 33.8%、「やりたい種目ができる場所がある」が 33.3%となっている。



（５）スポーツにおける地域活性化への貢献度

問 12　スポーツが地域の活性化に役立っていると感じますか。(1 つのみ)

スポーツにおける地域活性化への貢献度については、「感じる」、「どちらかといえば感じる」の合計値《感じる》は 38.1%となっている。一方、「どちらかといえば感じない」、「感じない」の合計値《感じない》は 25.5%と、《感じる》が 12.6 ポイント上回っている。



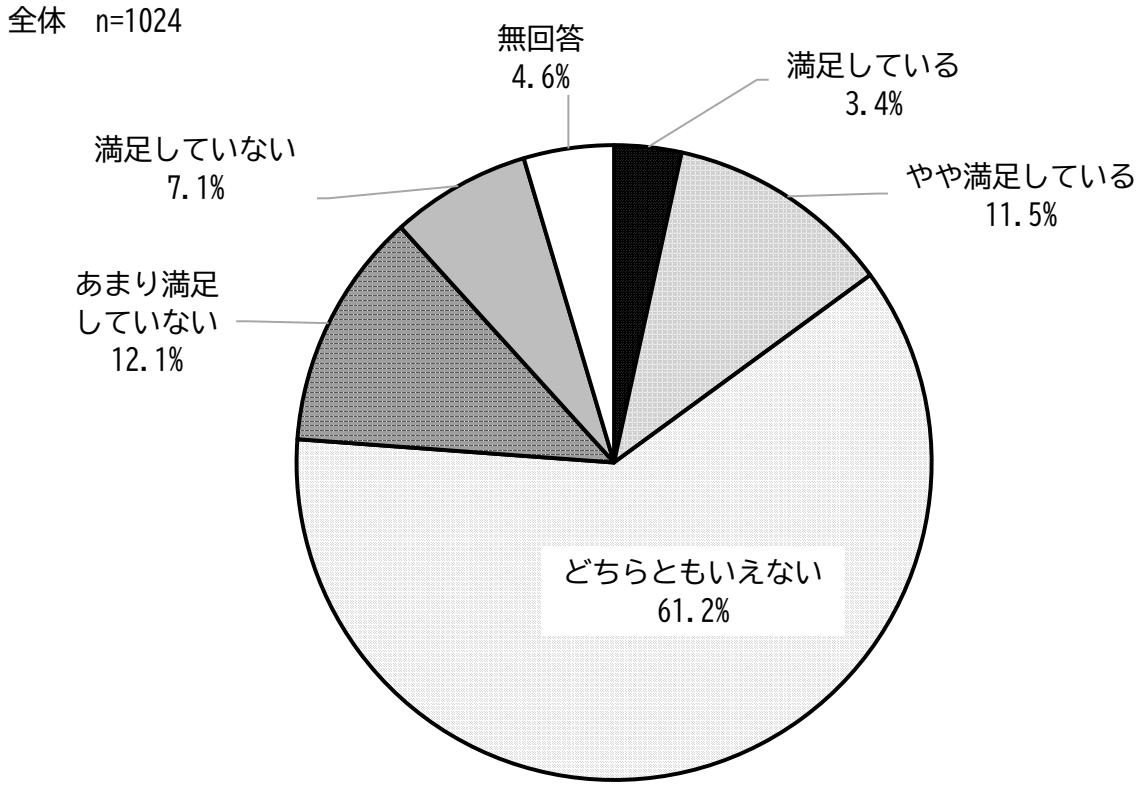
５　文化芸術について

（１）区の文化芸術に親しむ環境への満足度

問 13　区の文化芸術に親しむ環境に満足していますか。（１つのみ）

区の文化芸術に親しむ環境への満足度については、「満足している」、「やや満足している」の合計値《満足している》は 14.9%となっている。一方、「あまり満足していない」、「満足していない」の合計値《満足していない》は 19.2%と、《満足していない》が 4.3 ポイント上回っている。

「どちらともいえない」は 61.2%となっている。

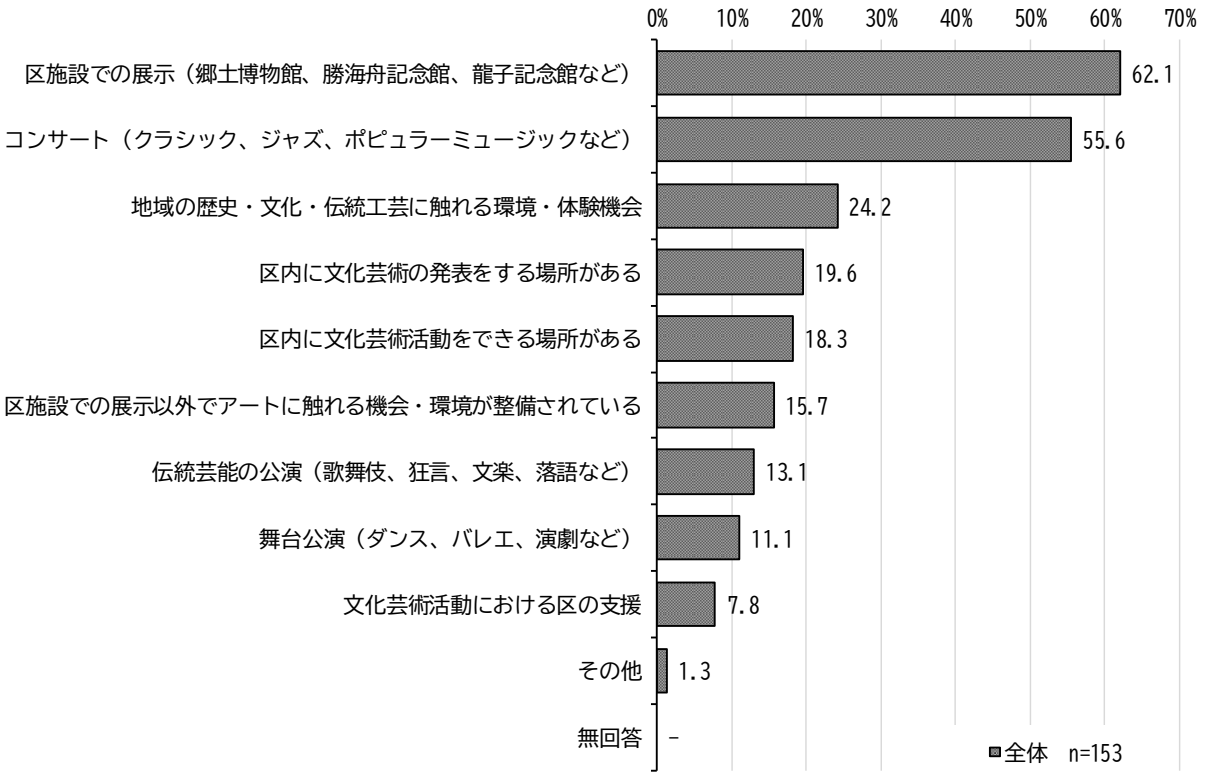


（２）満足している文化芸術施策

【問 13　で「１ 満足している」「２ やや満足している」と回答した方に伺います。】

問 13－１　区のどの文化芸術施策に満足していますか。（複数選択可）

満足している文化芸術施策については、「区施設での展示（郷土博物館、勝海舟記念館、龍子記念館など)」が 62.1%で最も高く、次いで「コンサート（クラシック、ジャズ、ポピュラーミュージックなど)」が 55.6%、「地域の歴史・文化に触れる環境・体験機会」が 24.2%となっている。

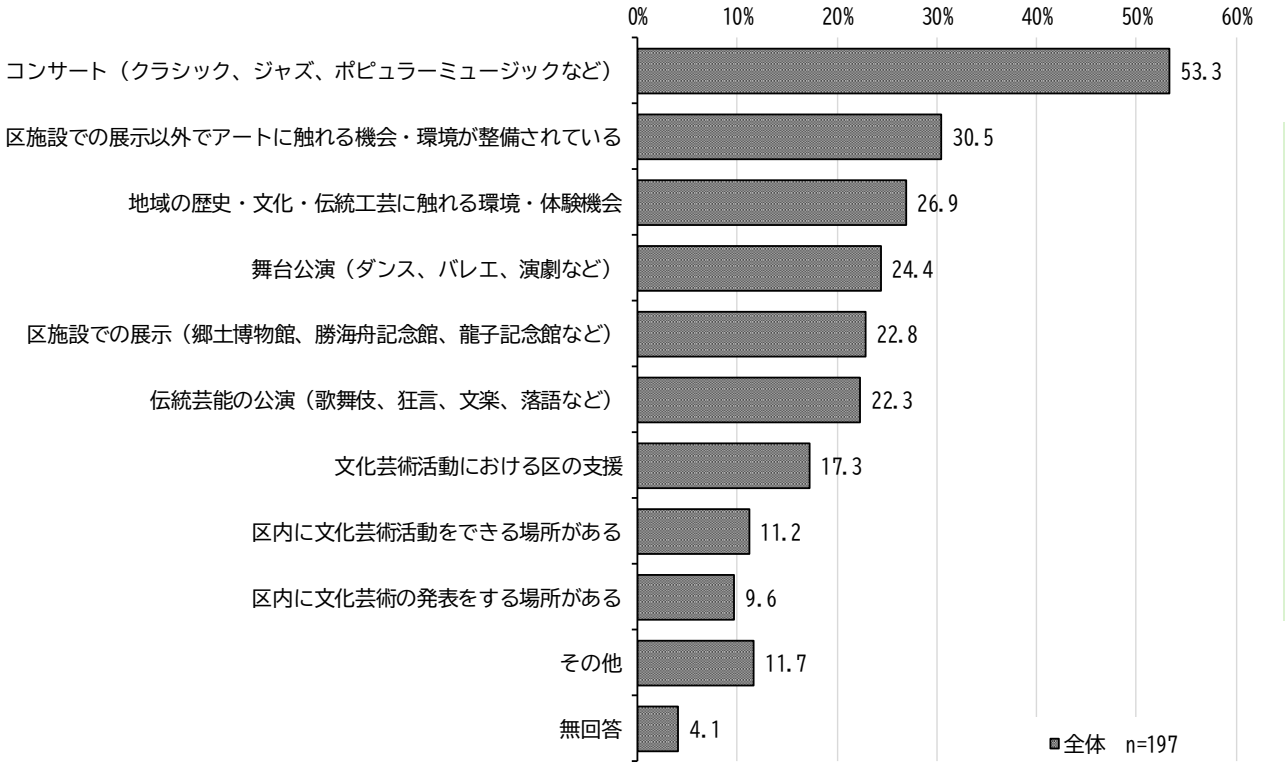


（３）期待する区の文化芸術施策

【問 13　で「４ あまり満足していない」「５ 満足していない」と回答した方に伺います。】

問 13－２　区にどのような文化芸術施策を望みますか。（複数選択可）

期待する区の文化芸術施策については、「コンサート（クラシック、ジャズ、ポピュラーミュージックなど)」が 53.3%で最も高く、次いで「区施設での展示以外でアートに触れる機会・環境が整備されている」が 30.5%、「地域の歴史・文化に触れる環境・体験機会」が 26.9%となっている。

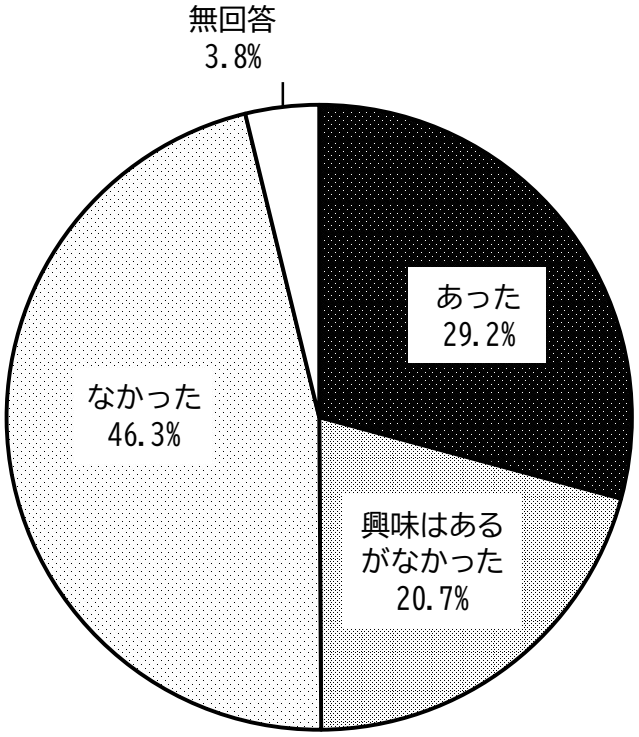


（４）区の文化や歴史に触れる機会の有無

問 14　これまでに区の文化や歴史に触れる機会がありましたか。（１つのみ）

区の文化や歴史に触れる機会の有無について、「なかった」が 46.3%で最も高く、次いで「あった」が 29.2%、「興味はあるがなかった」は 20.7%となっている。

全体　n=1024



６　生涯学習について

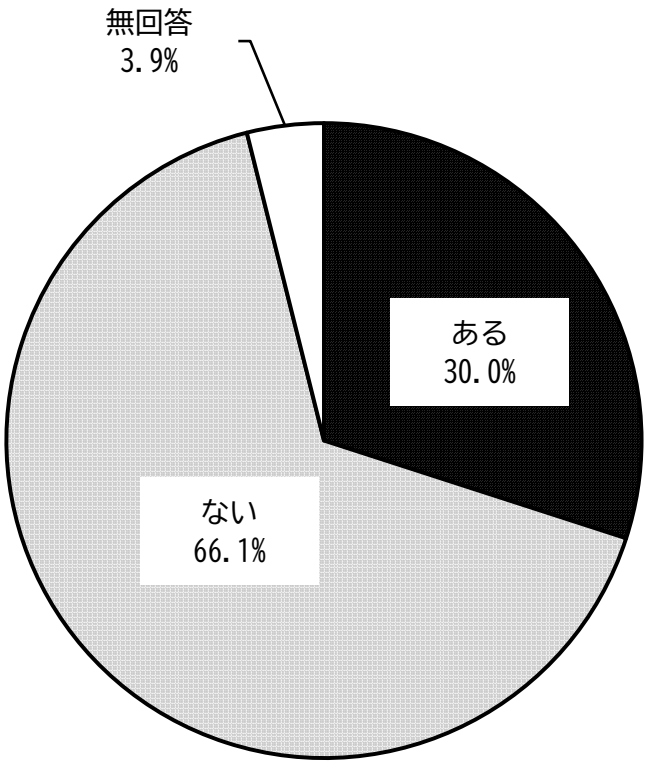
（１）最近１年間の生涯学習の有無

問 15　最近１年間に生涯学習を行ったことがありますか。（１つのみ）

　生涯学習とは、区民一人一人が、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において取り組む学びのことをいいます。具体的には、読書、語学や資格の習得、趣味・教養、スポーツ、芸術・文化活動、生活・健康や仕事などに関する学習、サークル活動を指し、自治会・町会、ＮＰＯ、ＰＴＡ、こども会、ボランティアなどの地域活動を通して得られる学びも含まれます。

最近１年間の生涯学習の有無については、「ある」が 30.0％、「ない」が 66.1％と、「ない」が 36.1 ポイント上回っている。

全体　n=1024



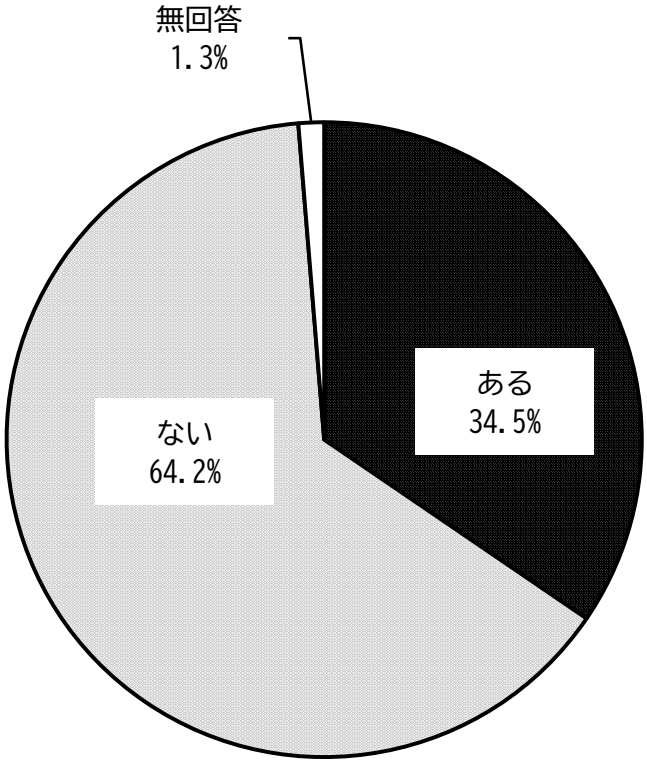
（２）オンラインによる生涯学習の有無

【問 15　で「１ ある」と回答した方に伺います。】

問 15－１　オンラインで生涯学習を行ったことがありますか。（１つのみ）

オンラインによる生涯学習の有無については、「ある」が 34.5%、「ない」が 64.2%と、「ない」が 29.7 ポイント上回っている。

全体　n=307

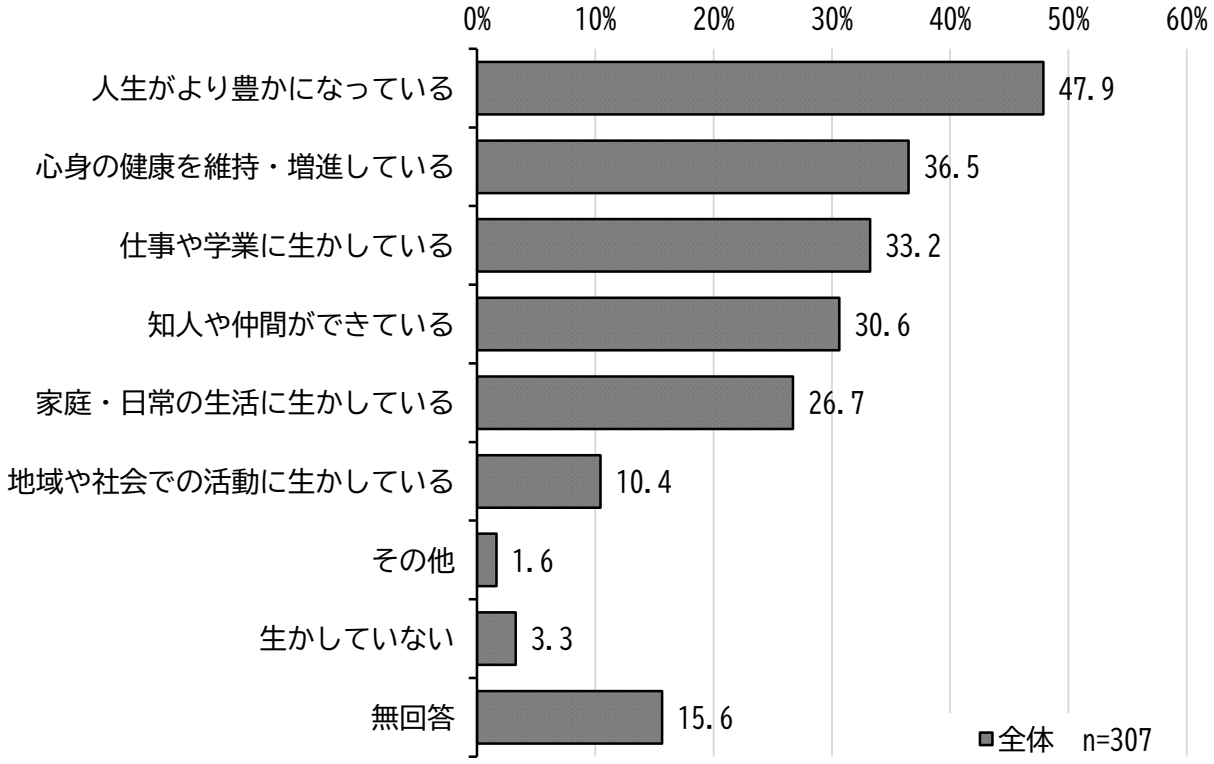


（３）生涯学習で身に付けた知識・技能・経験を生かしていること

【問 15　で「１ ある」と回答した方に伺います。】

問 15－２　あなたは、生涯学習を通じて身に付けた知識・技能・経験をどのように生かしていますか。（複数選択可）

生涯学習で身に付けた知識・技能・経験を生かしていることについては、「人生がより豊かになっている」が 47.9％で最も高く、次いで「心身の健康を維持・増進している」が 36.5％、「仕事や学業に生かしている」が 33.2％、「知人や仲間ができている」が 30.6％となっている。



（４）生涯学習の充実度

問 16　現在の大田区の生涯学習について、以下の項目はどの程度あてはまりますか。あなたのお気持ちに最も近いものをお選びください。（それぞれ１つ）

１. いつでも学びたいときに学びたいことが学べる

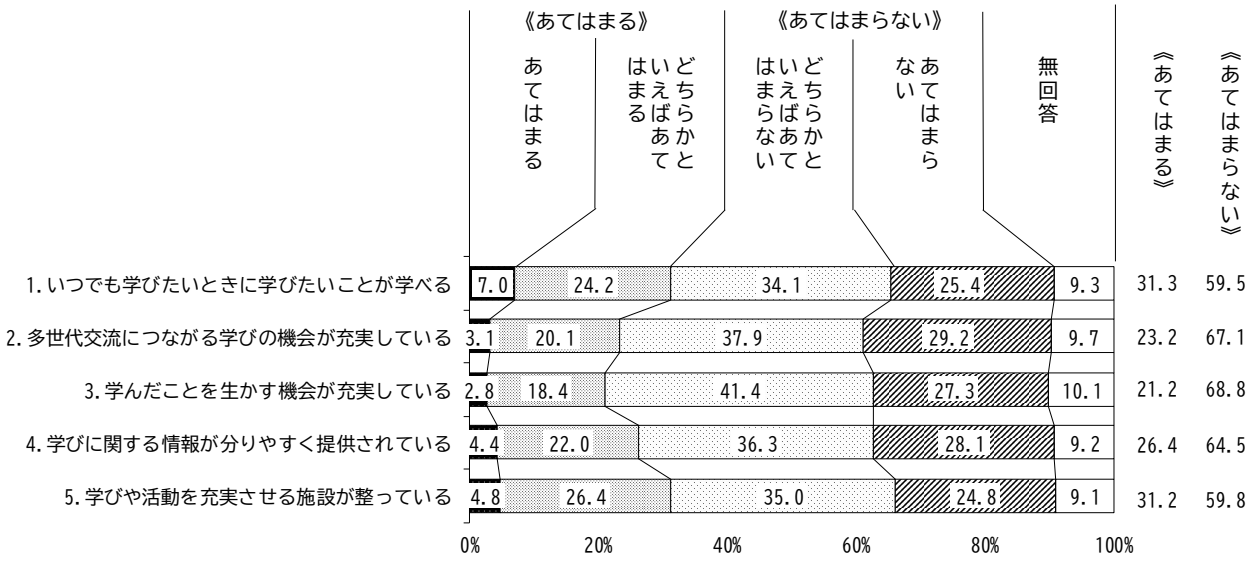
２. 多世代交流につながる学びの機会が充実している

３. 学んだことを生かす機会が充実している

４. 学びに関する情報がわかりやすく提供されている

５. 学びや活動を充実させる施設が整っている

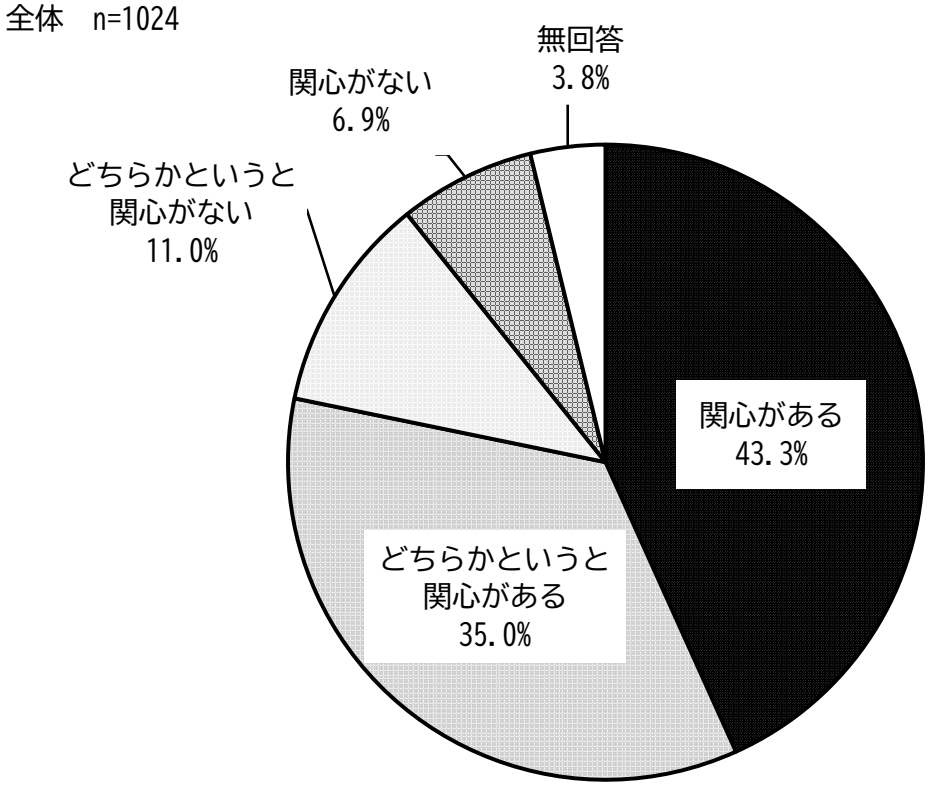
生涯学習の充実度について、「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」の合計値《あてはまる》は１. いつでも学びたいときに学びたいことが学べる 31.3%で最も高く、次いで５. 学びや活動を充実させる施設が整っている 31.2%、４. 学びに関する情報がわかりやすく提供されているが 26.4%となっている。



（５）学ぶことへの関心の有無

問 17　あなたは、何かを学ぶことに関心がありますか。(1 つのみ)

学ぶことへの関心の有無について、「関心がある」、「どちらかというと関心がある」の合計値《関心がある》が 78.2%となっている。一方、「どちらかというと関心がない」、「関心がない」の合計値《関心がない》は 18.0%と、《関心がある》が 60.2 ポイント上回っている。

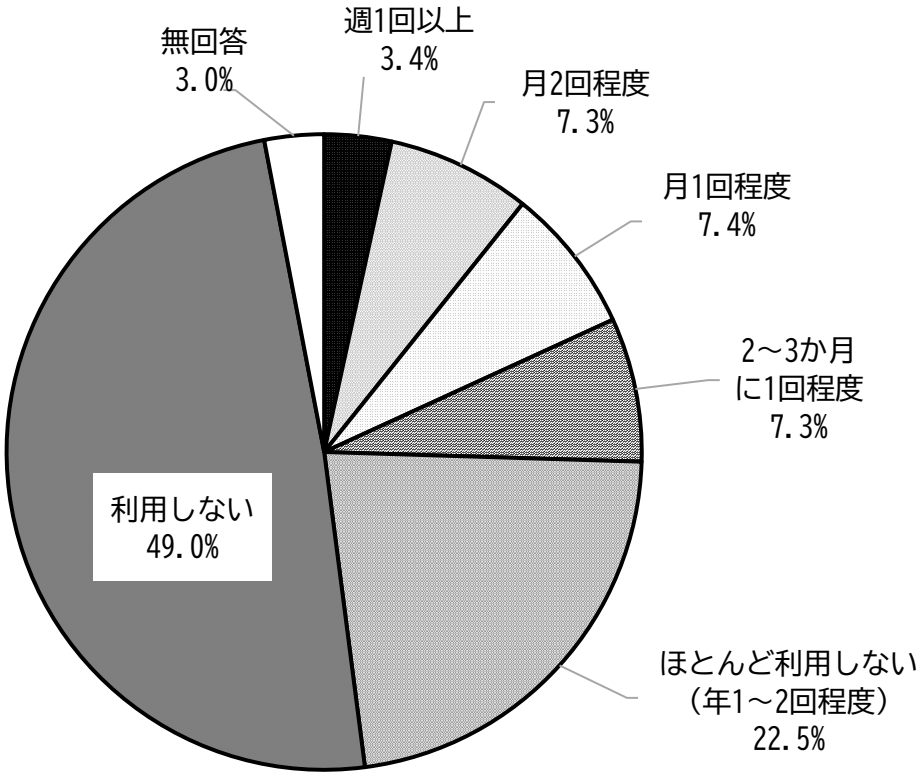


（６）図書館等の利用頻度

問 18　１年間で大田区立図書館又は文化の森情報館（電子書籍貸出サービスを含む）をどのくらい利用しますか。（１つのみ）

図書館等の利用頻度については、「週１回以上」、「月２回程度」、「月１回程度」、「２～３か月に１回程度」、「ほとんど利用しない（年１～２回程度)」の合計値《利用する》が 47.9%となっている。一方、《利用しない》が 49.0%となっており 1.1 ポイント上回っている。

全体　n=1024

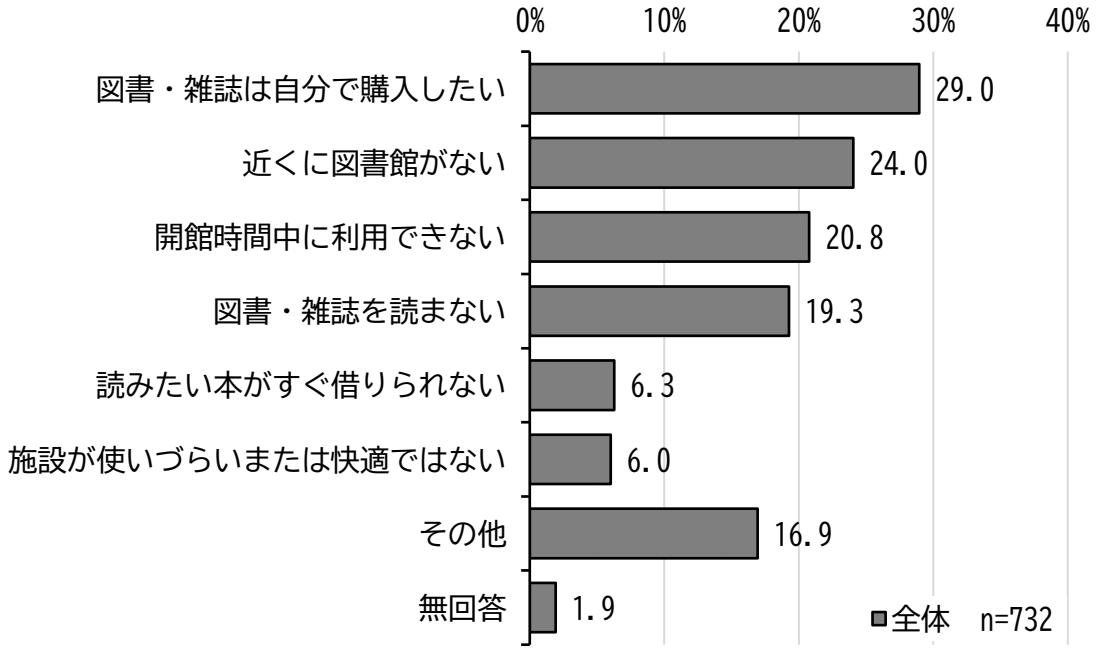


（７）図書館を利用しない理由

【問 18　で「5 ほとんど利用しない（年１～２回程度）」「6 利用しない」と回答した方に伺います。】

問 18－１　図書館を利用しない理由についてご回答ください。（複数選択可）

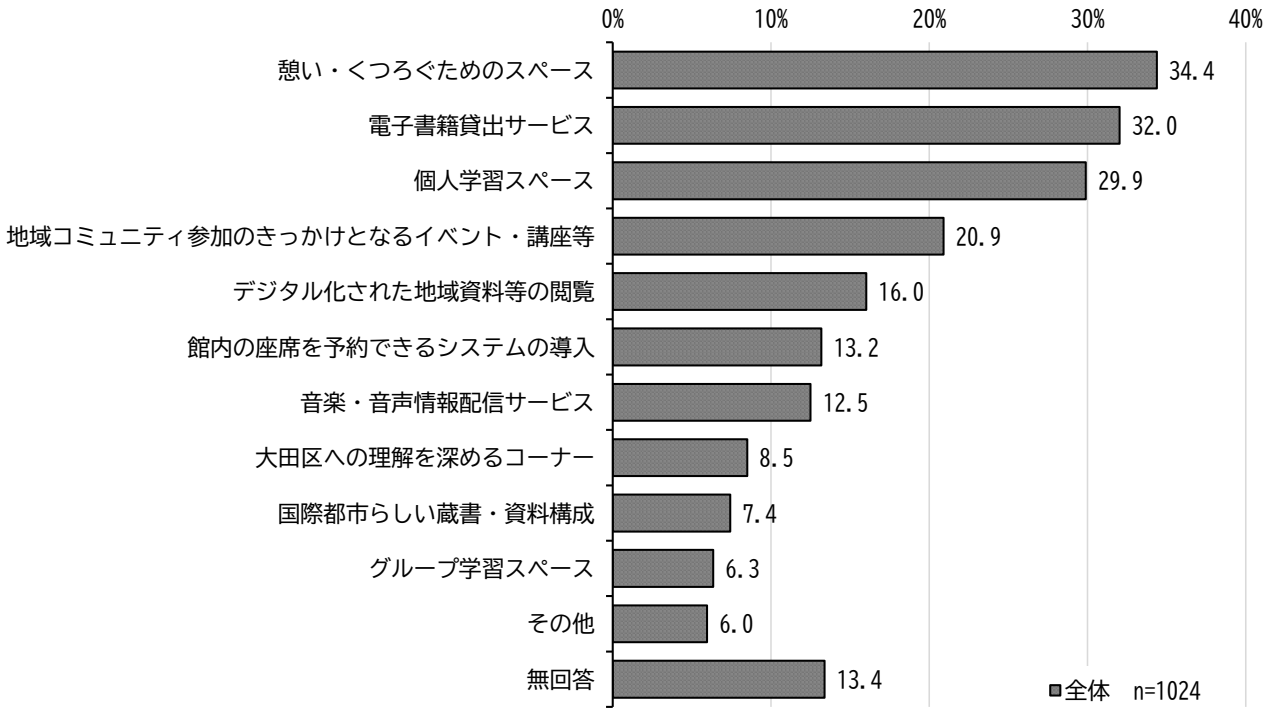
図書館を利用しない理由については、「図書・雑誌は自分で購入したい」が 29.0％で最も高く、次いで「近くに図書館がない」が 24.0％、「開館時間中に利用できない」が 20.8％となっている。



（８）図書館に期待する機能・サービス

問 19　これからの図書館に期待する機能・サービスについて該当するものを選択してください。（複数選択可）

図書館に期待する機能・サービスについては、「憩い・くつろぐためのスペース」が 34.4%で最も高く、次いで「電子書籍貸出サービス」が 32.0%、「個人学習スペース」が 29.9%、「地域コミュニティ参加のきっかけとなるイベント・講座等」が 20.9%となっている。

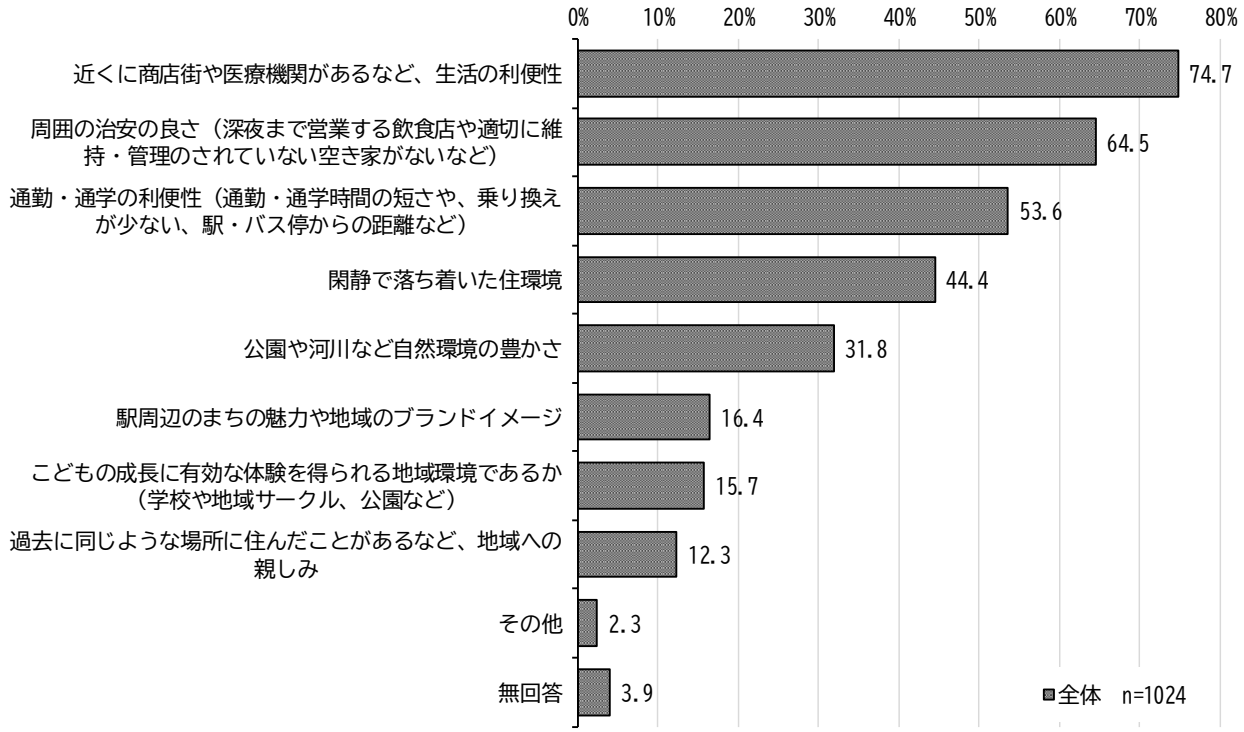


7　居住環境について

（1）新しい住まいを探すことになった場合に最も重視するもの

問 20　新しい住まいを探すことになった場合、最も重視するものは何ですか。
（家賃・不動産価格は除く）（複数選択可）

居住地選定に重視するものについては、「近くに商店街や医療機関があるなど、生活の利便性」が 74.7%で最も高く、次いで「周囲の治安の良さ（深夜まで営業する飲食店や適切に維持・管理のされていない空き家がないなど)」が 64.5%、「通勤・通学の利便性（通勤・通学時間の短さや、乗り換えが少ない、駅・バス停からの距離など)」が 53.6%、「閑静で落ち着いた住環境」が 44.4%となっている。

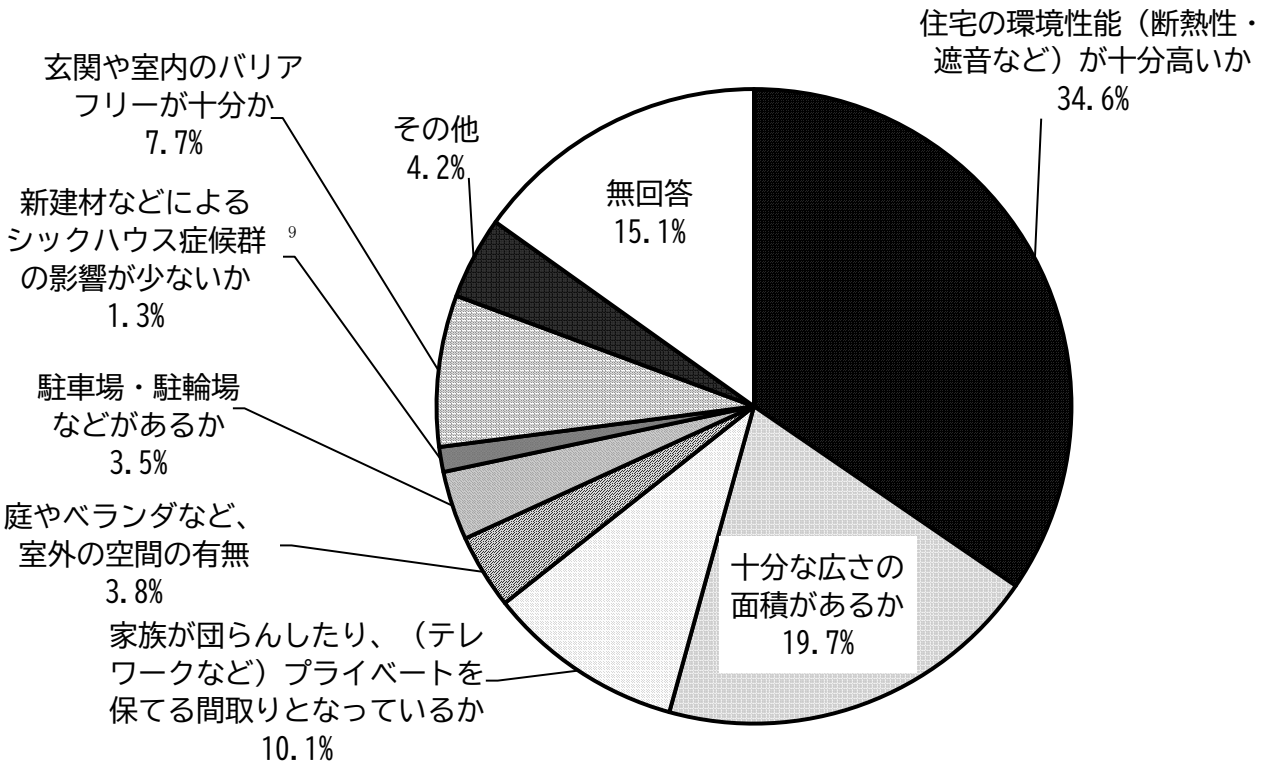


（２）住宅を選ぶ際に一番重視するもの

問 21　お住まいになる住宅を選ぶ際に、一番重視するものは何ですか。(1 つのみ)

住宅選定に重視するものについては､｢住宅の環境性能(断熱性･遮音など)が十分高いか｣が 34.6%と最も高く、次いで「十分な広さの面積があるか」が 19.7%、｢家族が団らんしたり、(テレワークなど）プライベートを保てる間取りとなっているか」が 10.1%となっている。

全体　n=1024

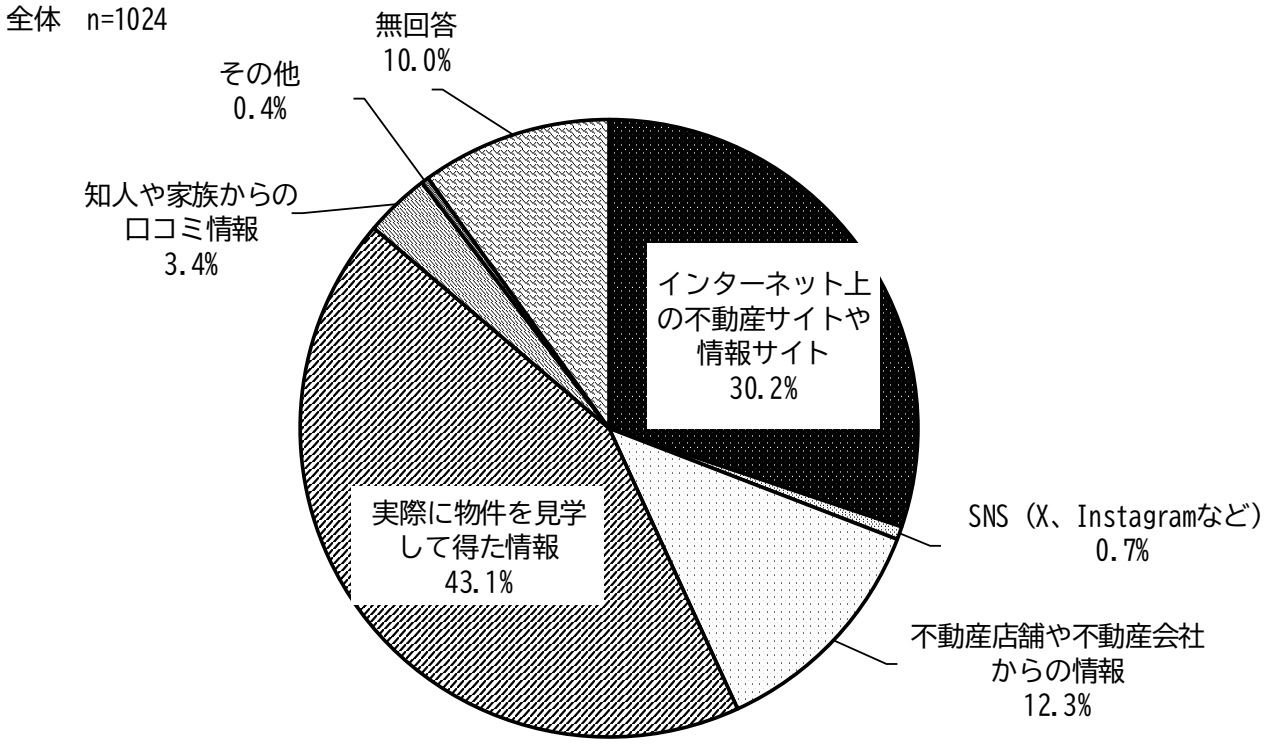


[9] 化学物質を放出する建材や内装材を使用することにより、居住者が様々な体調不良を訴える事例

（３）新しい住まいを探す際に重視する情報源

問 22　新しい住まいを探す際、どこから得た情報を最も重視しますか。(1 つのみ)

居住地選択に重視する情報については、「実際に物件を見学して得た情報」が 43.1%で最も高く、次いで「インターネット上の不動産サイトや情報サイト」が 30.2%、「不動産店舗や不動産会社からの情報」が 12.3%となっている。

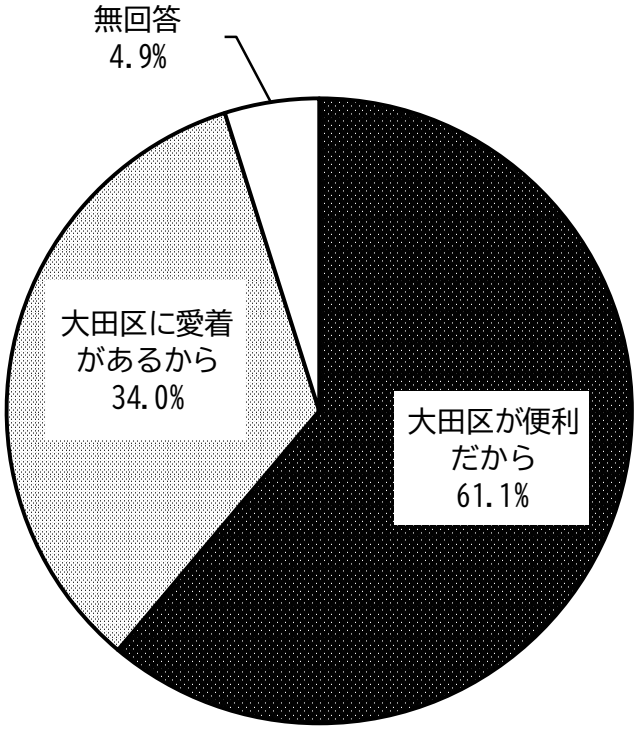


（４）大田区に住む理由

問 23　大田区に住む理由を以下の選択肢から選ぶとしたら、どちらに当てはまりますか。 （1 つのみ）

大田区に住む理由については、「大田区が便利だから」は 61.1%、「大田区に愛着があるから」が 34.0%と、「大田区が便利だから」が 27.1 ポイント上回っている。

全体　n=1024



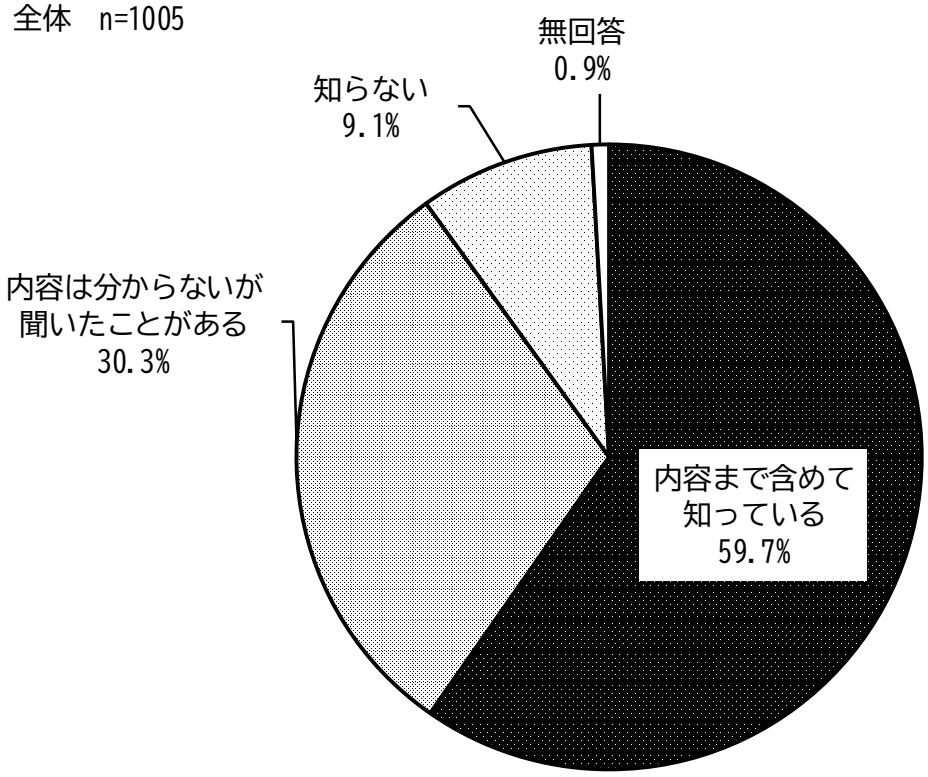
Ⅳ　区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査③

１　ＳＤＧｓについて

（１）ＳＤＧｓの認知度

問１　ＳＤＧｓ[10]ついて知っているかご回答ください。(1 つのみ)

ＳＤＧｓの認知度については、「内容まで含めて知っている」が 59.7%で最も高く、次いで「内容は分からないが聞いたことがある」が 30.3%、「知らない」が 9.1%となっている。



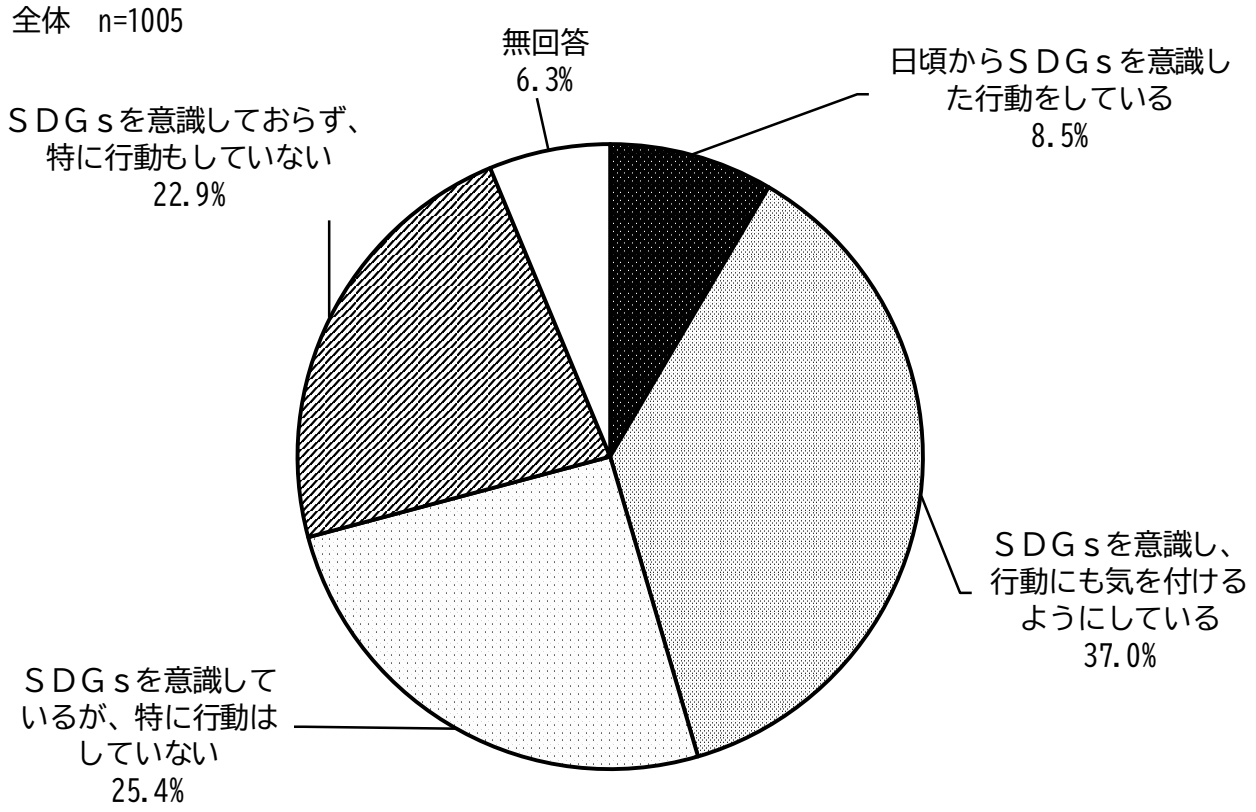
[10] 2015 年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals)」。先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の３つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、貧困、飢餓、環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題を網羅しており、目標達成のための 17 のゴールとその課題ごとに設定された 169 のターゲット（達成基準）から構成

（２）ＳＤＧｓに関する意識と行動

問２　ＳＤＧｓに関する意識と行動についてご回答ください。（１つのみ）

ＳＤＧｓに関する意識と行動については、「ＳＤＧｓを意識し、行動にも気を付けるようにしている」が 37.0％と最も高く、次いで「ＳＤＧｓを意識しているが、特に行動はしていない」が 25.4％、「ＳＤＧｓを意識しておらず、特に行動もしていない」が 22.9％となっている。

なお、「日頃からＳＤＧｓを意識した行動をしている」は 8.5％となっている。



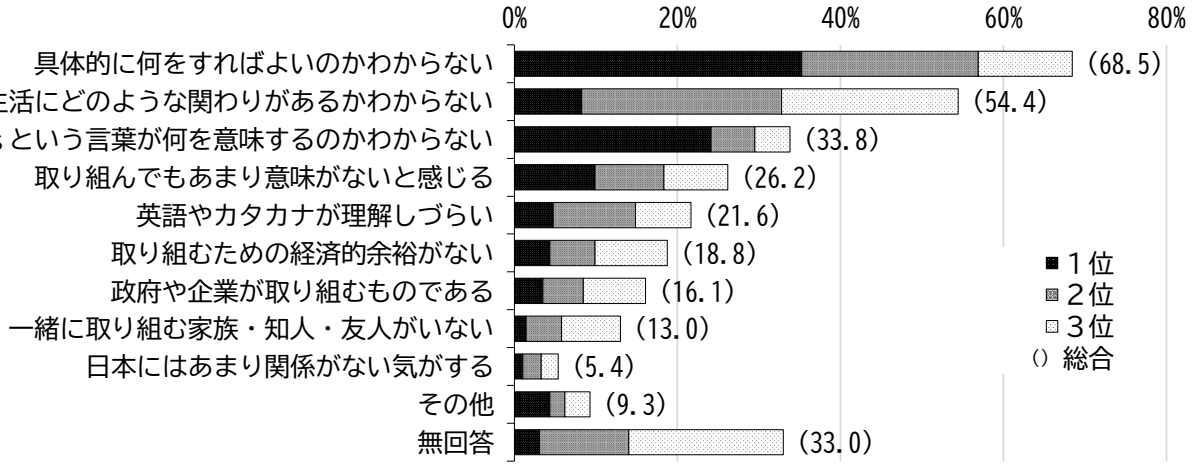
（３）ＳＤＧｓに関する行動をしていない理由

【問２　で「３　ＳＤＧｓを意識しているが、特に行動はしていない」「４　ＳＤＧｓを意識しておらず、特に行動もしていない」と回答した方に伺います。】

問２－１　ＳＤＧｓに関する行動をしていない理由についてご回答ください。
（より大きい理由を、最大３位まで選び、番号をご記入ください）

ＳＤＧｓに関する行動をしていない理由についての１位の理由は「具体的に何をすればよいのかわからない」が 35.3%で最も高くなっている。

１位～３位の総合でみると、「具体的に何をすればよいのかわからない」が 68.5%で最も高く、次いで、「自分の生活にどのような関わりがあるかわからない」が 54.4%、「ＳＤＧｓという言葉が何を意味するのかわからない」が 33.8%となっている。



■ＳＤＧｓに関する行動をしていない理由　表（総合、１位～３位）

(%)

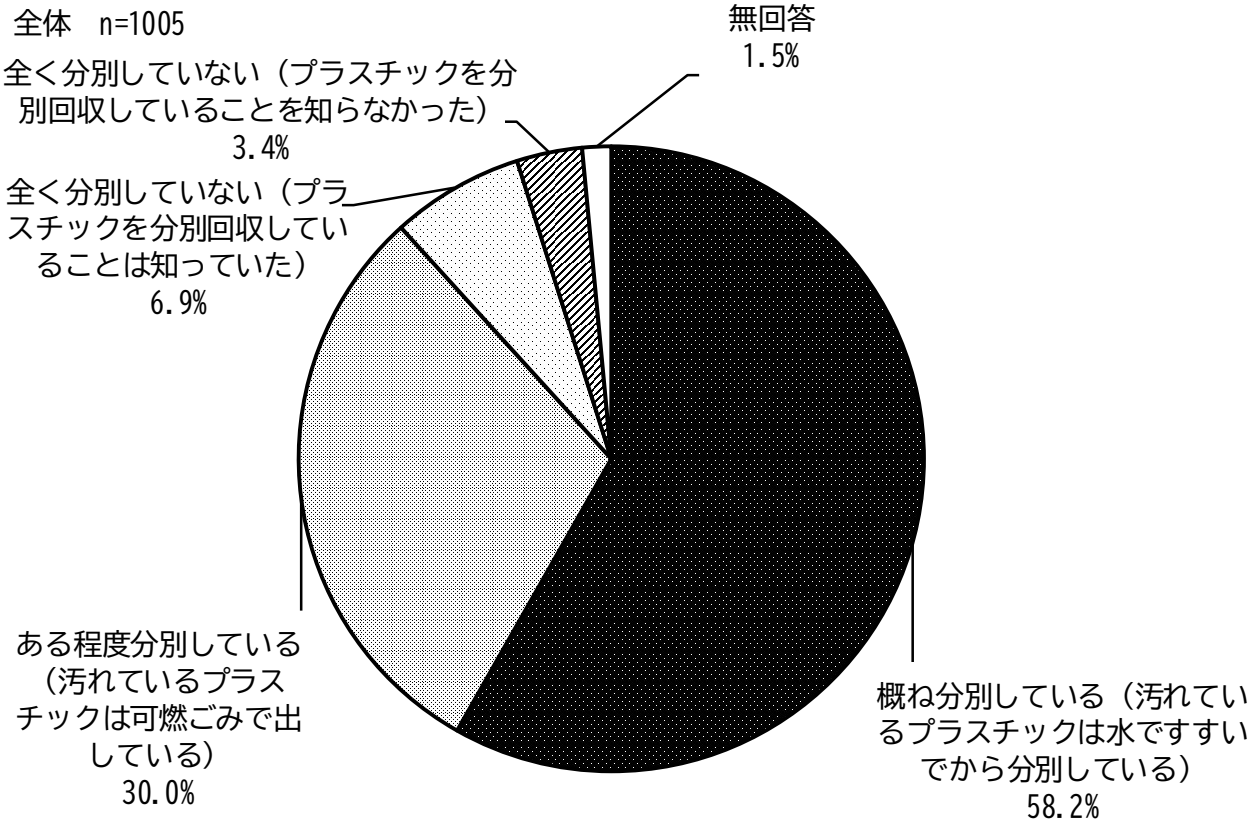
		具体的に何をすればよいのかわからない	自分の生活にどのような関わりがあるかわからない	ＳＤＧｓという言葉が何を意味するのかわからない	取り組んでもあまり意味がないと感じる	英語やカタカナが理解しづらい	取り組むための経済的余裕がない	政府や企業が取り組むものである	一緒に取り組む家族・知人・友人がいない	日本にはあまり関係がない気がする	その他	無回答
n=485	総合	68.5	54.4	33.8	26.2	21.6	18.8	16.1	13.0	5.4	9.3	33.0
	１位	35.3	8.2	24.1	9.9	4.7	4.3	3.5	1.4	1.0	4.3	3.1
	２位	21.6	24.5	5.4	8.5	10.1	5.6	4.9	4.3	2.3	1.9	10.9
	３位	11.5	21.6	4.3	7.8	6.8	8.9	7.6	7.2	2.1	3.1	19.0

１位　２位　３位　各順位における上位３項目に色付け

（４）プラスチックの分別

問３　令和７年４月から区内全域でプラスチックの分別回収がはじまりました。日常生活の中で、プラスチックを分別していますか。(1 つのみ)

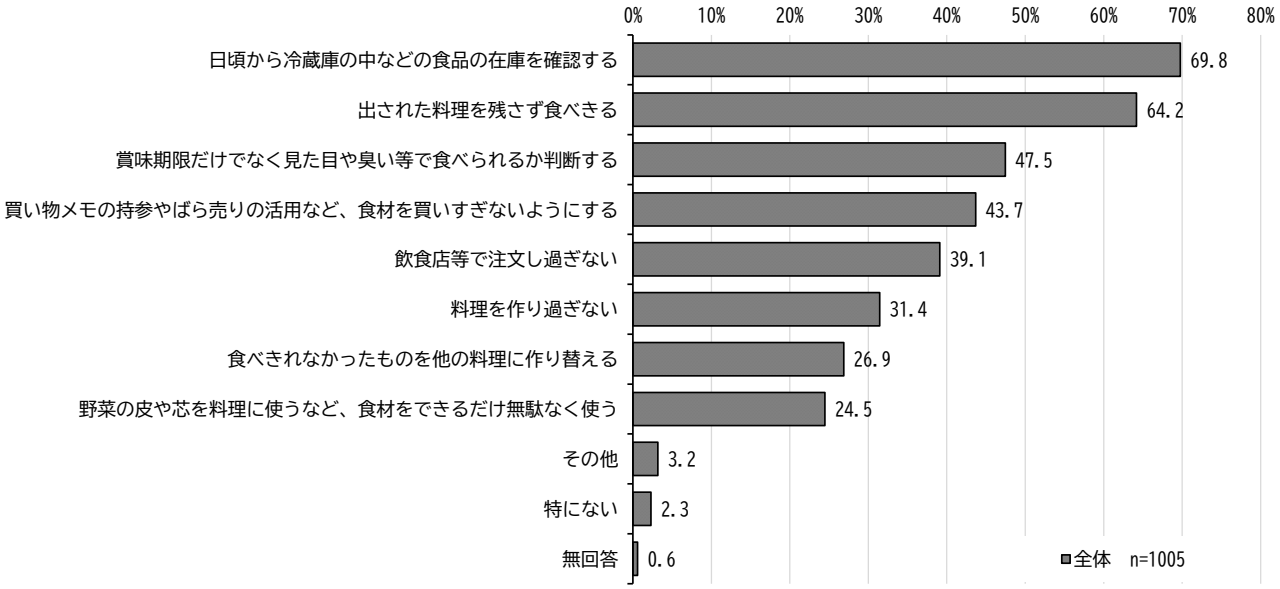
プラスチックの分別については、「概ね分別している（汚れているプラスチックは水ですすいでから分別している)」、「ある程度分別している（汚れているプラスチックは可燃ごみで出している)」の合計値《分別している》が 88.3%となっている。一方、「全く分別していない（プラスチックを分別回収していることは知っていた)」、「全く分別していない（プラスチックを分別回収していることを知らなかった)」の合計値《分別していない》が 10.2%と、《分別している》が 78.1 ポイント上回っている。



（５）「食品ロス」を減らすための取り組み

問４　生活の中で「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか。
（複数選択可）

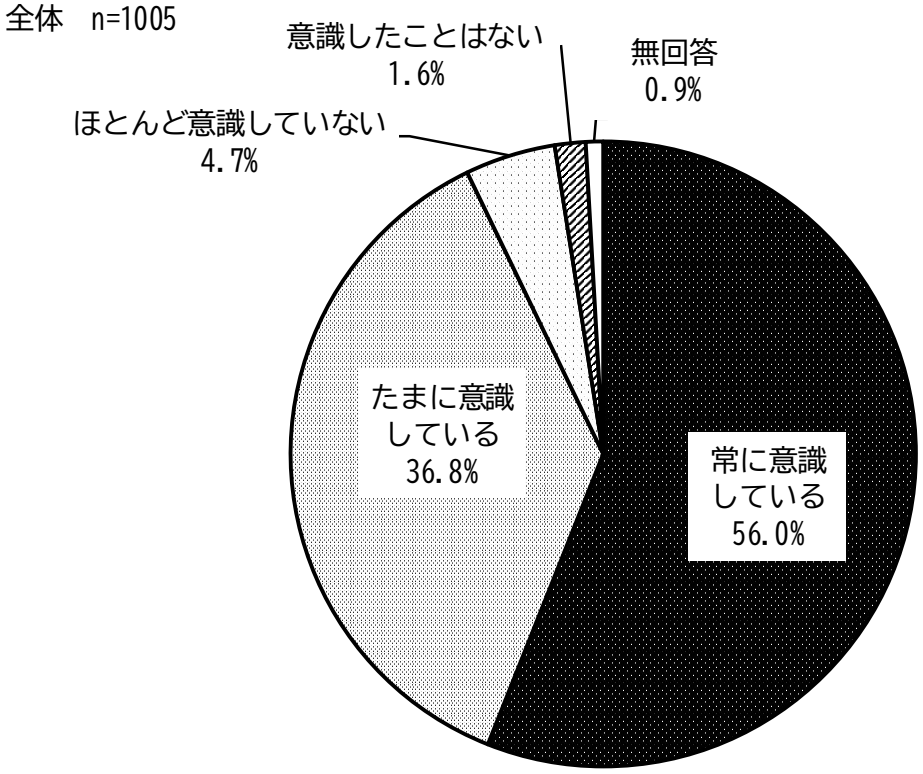
「食品ロス」を減らすための取り組みについては、「日頃から冷蔵庫の中などの食品の在庫を確認する」が 69.8%で最も高く、次いで「出された料理を残さず食べきる」が 64.2%、「賞味期限だけでなく見た目や臭い等で食べられるか判断する」が 47.5%となっている。



（６）「食品ロス」発生への意識

問５　普段の生活の中で、「食品ロス」の発生を意識していますか。（１つのみ）

「食品ロス」への意識については、「常に意識している」、「たまに意識している」の合計値《意識している》が 92.8%となっている。一方、「ほとんど意識していない」、「意識したことはない」の合計値《意識していない》が 6.3%と、《意識している》が 86.5 ポイント上回っている。



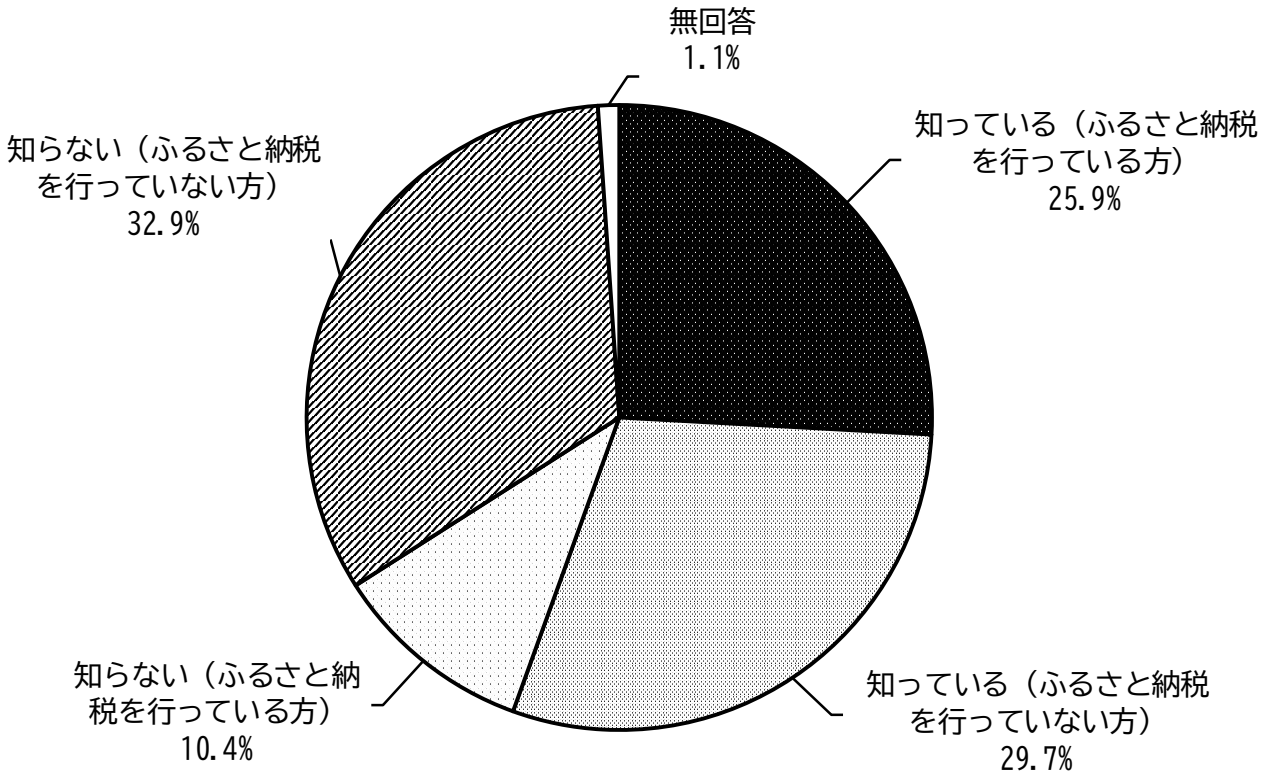
２　ふるさと納税について

（１）他の自治体へふるさと納税を行うことによる大田区への影響の認知度

問６　他の自治体へふるさと納税を行うことによる大田区への影響を知っていますか。
（１つのみ）

他の自治体へふるさと納税を行うことによる大田区への影響の認知度については、「知っている（ふるさと納税を行っている方）」、「知っている（ふるさと納税を行っていない方）」の合計値《知っている》が 55.5%となっている。一方、「知らない（ふるさと納税を行っている方）」、「知らない（ふるさと納税を行っていない方）」の合計値《知らない》が 43.4%と、《知っている》が 12.1 ポイント上回っている。

全体　n=1005

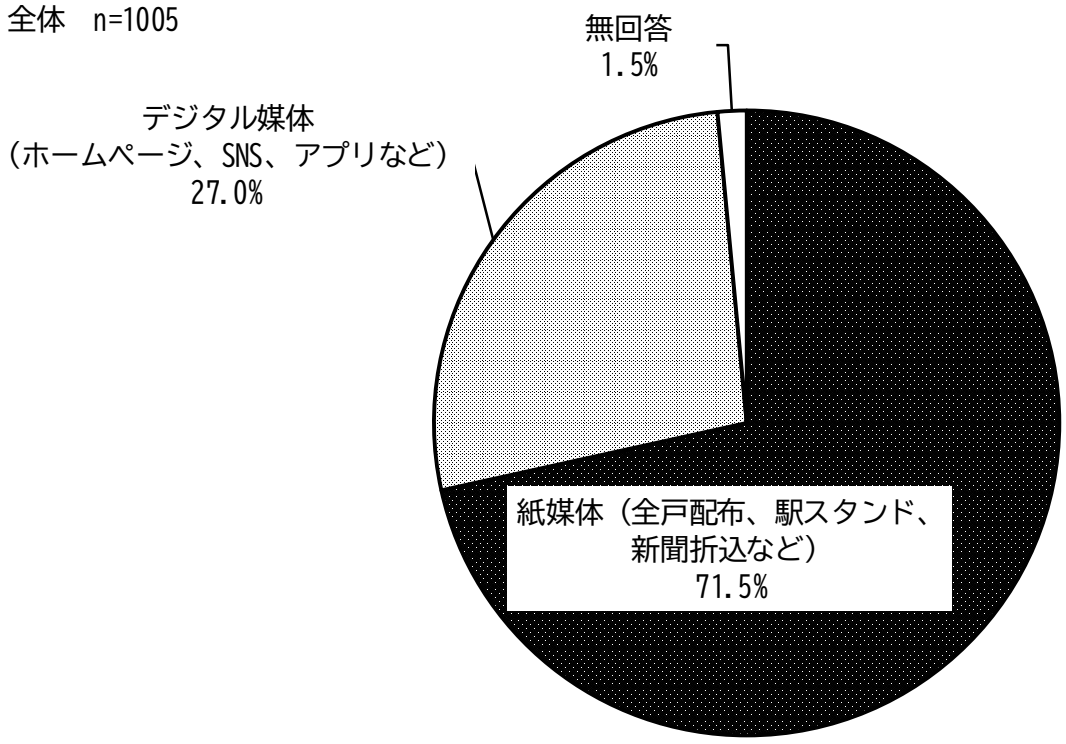


３　情報取得・デジタル化について

（１）おおた区報で区政に関する情報を取得する際に、最も利用する媒体

問７　おおた区報で区政に関する情報を取得する際に、最も利用する媒体について、該当するものを選択してください。(1 つのみ)

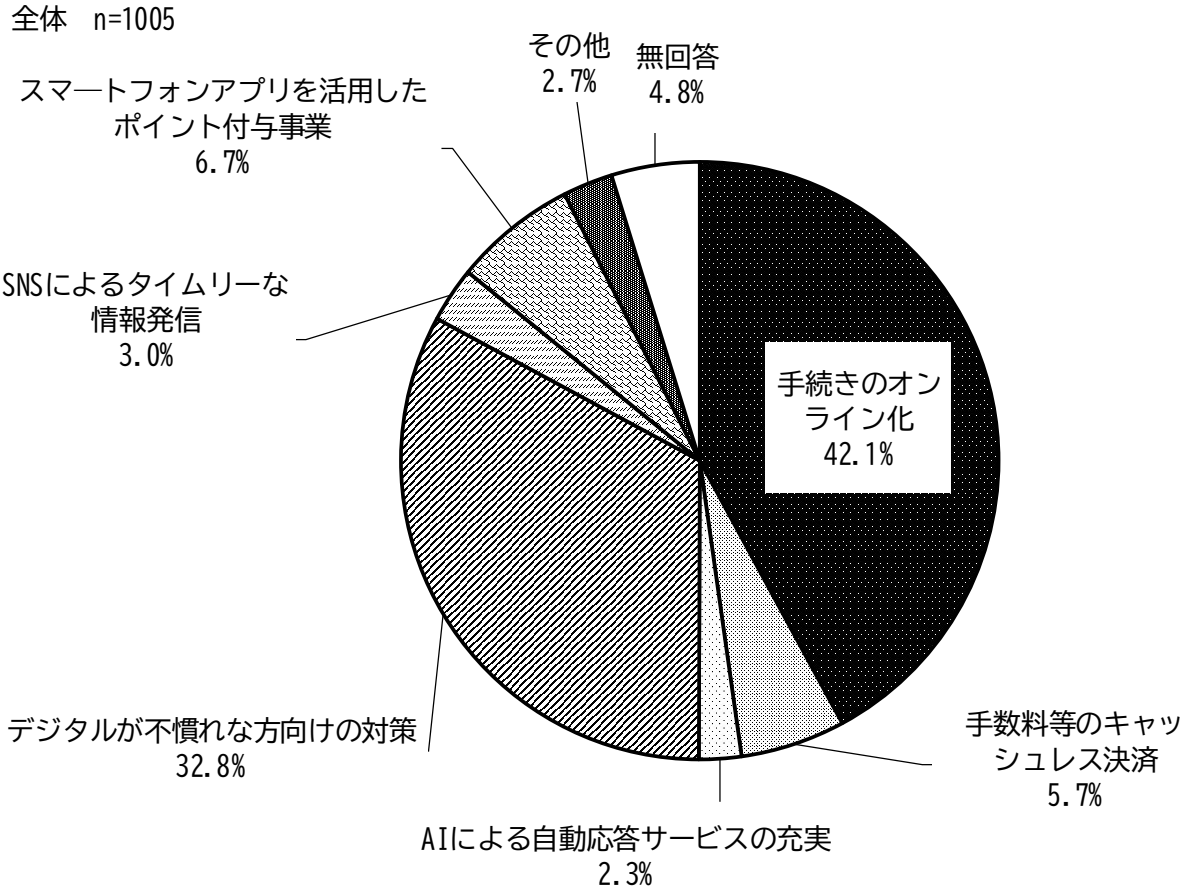
おおた区報で区政に関する情報を取得する際に、最も利用する媒体については、「紙媒体（全戸配布、駅スタンド、新聞折込など)」が 71.5%と最も高く、次いで「デジタル媒体 (ホームページ、SNS、アプリなど)」が 27.0%となっている。



（２）区民サービスのデジタル化に関して、最も希望するもの

問８　区民サービスのデジタル化に関して、最も希望するものは何ですか。（1 つのみ）

区民サービスのデジタル化に関して、最も希望するものについては、「手続きのオンライン化」が42.1％と最も高く、次いで「デジタルが不慣れな方向けの対策」が 32.8％、「スマ―トフォンアプリを活用したポイント付与事業」が 6.7％となっている。

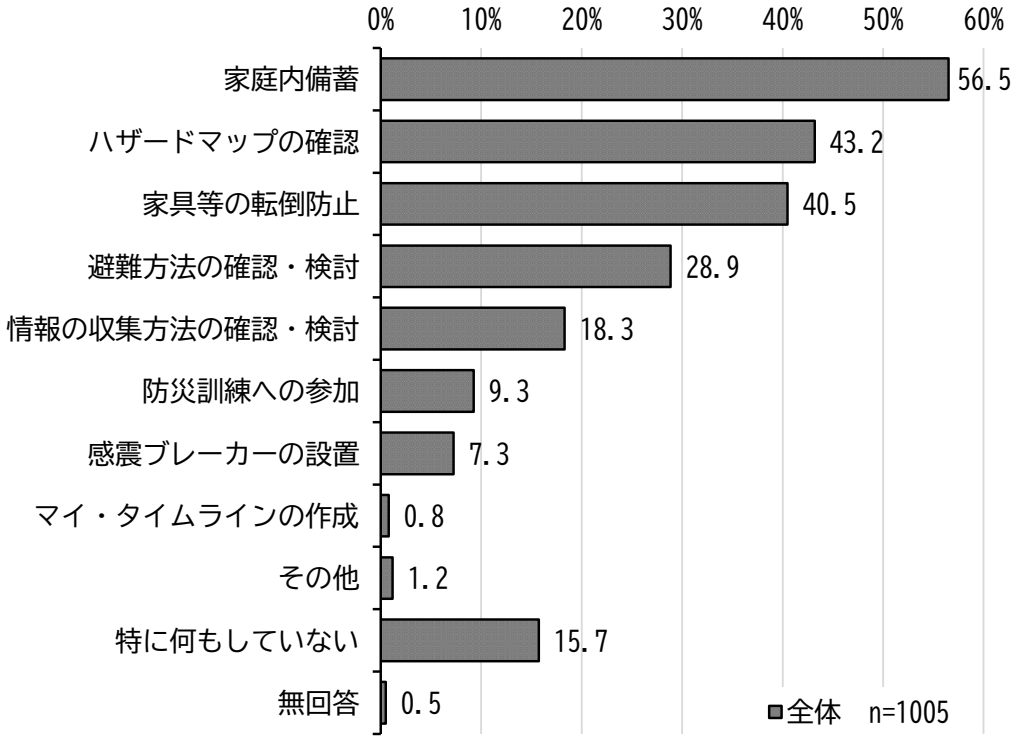


４　防災・防犯について

（１）災害から身を守るための取組

問９　災害から身を守るためにどのような取組をしていますか。（複数選択可）

災害から身を守るための取組については、「家庭内備蓄」が 56.5%で最も高く、次いで「ハザードマップの確認」が 43.2%、「家具等の転倒防止」が 40.5%となっている。

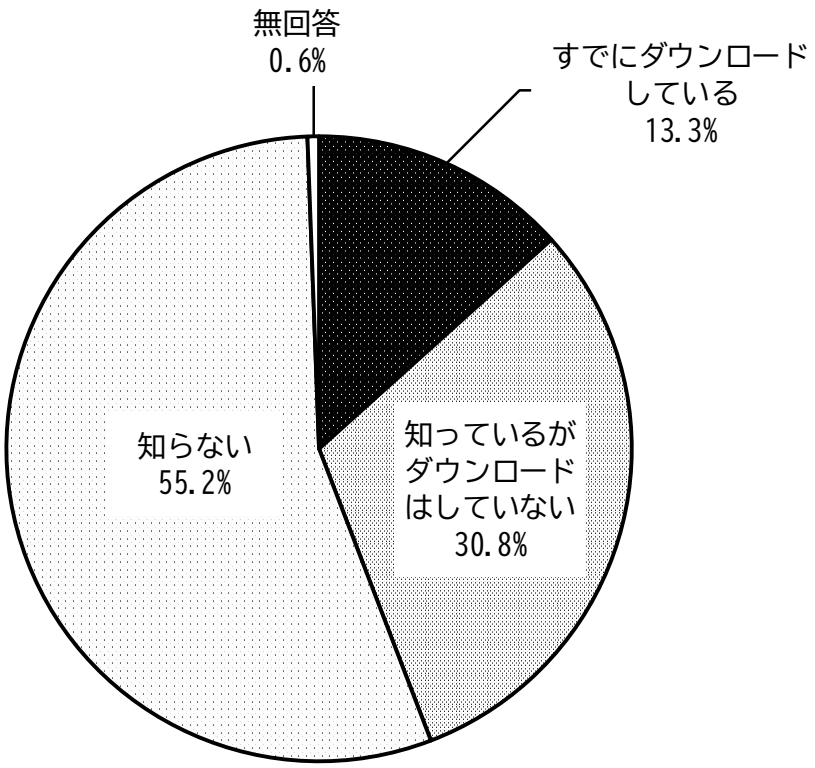


（２）「大田区防災アプリ」の認知度

問１０　「大田区防災アプリ」を知っていますか。（1 つのみ）

「大田区防災アプリ」の認知度については、「すでにダウンロードしている」、「知っているがダウンロードはしていない」の合計値《知っている》が 44.2%となっている。一方、「知らない」が 55.2%と、「知らない」が 11.0 ポイント上回っている。

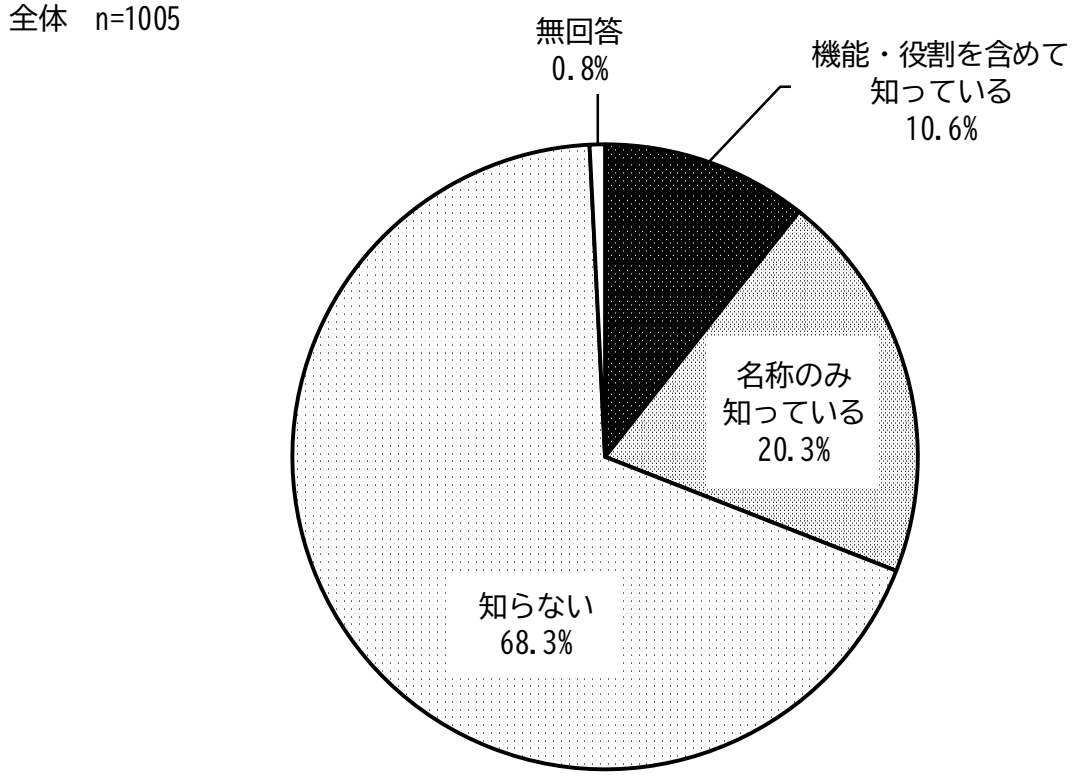
全体　n=1005



（３）「緊急医療救護所」の認知度

問１１　「緊急医療救護所」は、大規模地震発生時に、病院の門前などで傷病者の治療の優先度をつけたり、軽症者の治療を行うために設置されます。あなたは緊急医療救護所を知っていますか。(1 つのみ)

「緊急医療救護所」の認知度については、「機能・役割を含めて知っている」、「名称のみ知っている」の合計値《知っている》が 30.9%となっている。一方、「知らない」が 68.3%と、「知らない」が 37.4 ポイント上回っている。

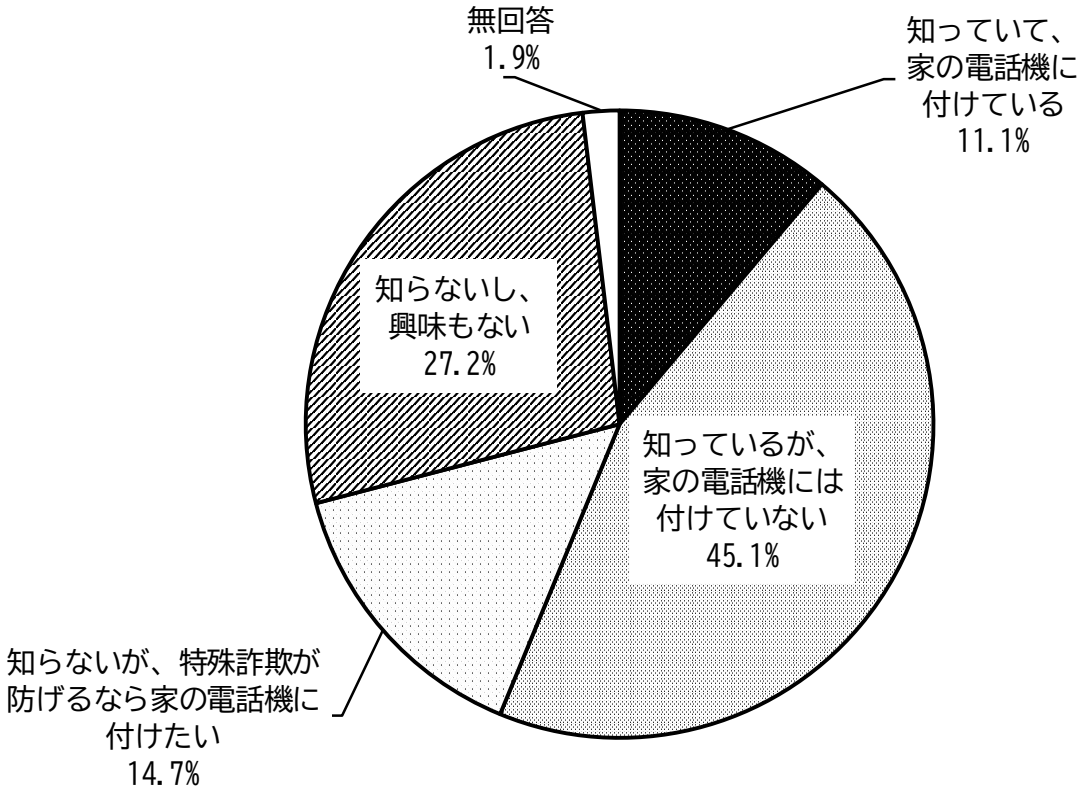


（４）「自動通話録音機」の認知度

問１２　特殊詐欺の防止に効果がある「自動通話録音機」について、該当するものを選択してください。（1 つのみ）

「自動通話録音機」の認知度については、「知っているが、家の電話機には付けていない」が 45.1%で最も高く、次いで「知らないし、興味もない」が 27.2%、「知らないが、特殊詐欺が防げるなら家の電話機に付けたい」が 14.7%、「知っていて、家の電話機に付けている」が 11.1%となっている。

全体　n=1005



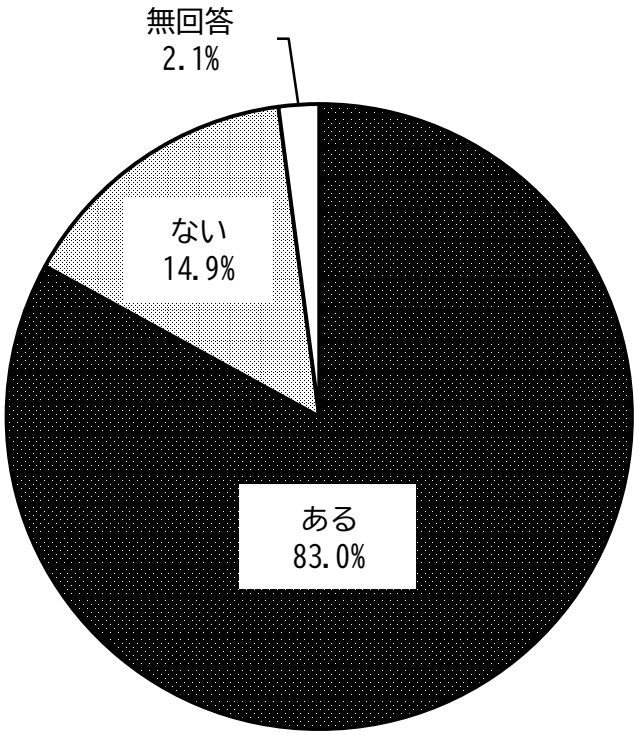
５　商店街について

（１）商店街を訪れる機会

問１３　買い物や食事、イベント等で商店街を訪れることがありますか。(1 つのみ)

商店街を訪れる機会については、「ある」が 83.0%となっている。一方、「ない」は 14.9%と、「ある」が 68.1 ポイント上回っている。

全体　n=1005



６　公園・緑・景観について

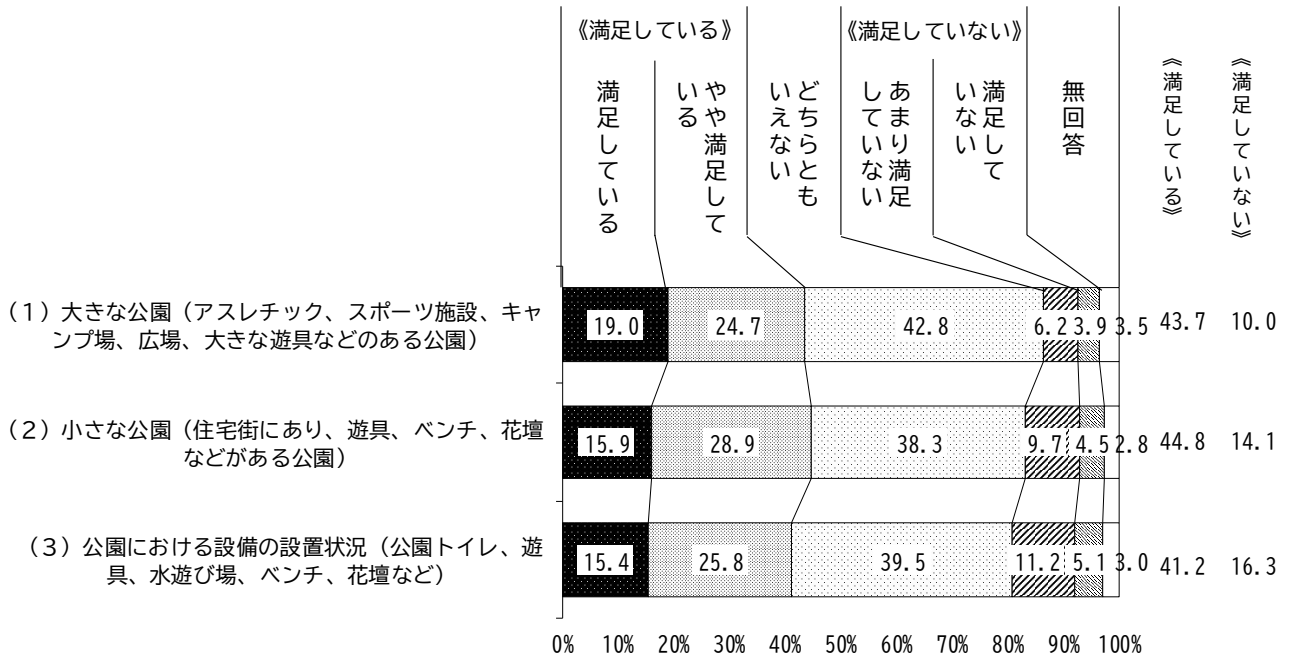
（１）公園の満足度

問１４　公園について、どの程度満足していますか。（それぞれ１つのみ）
（１）大きな公園（アスレチック、スポーツ施設、キャンプ場、広場、大きな遊具などのある公園）
（２）小さな公園（住宅街にあり、遊具、ベンチ、花壇などがある公園）
（３）公園における設備の設置状況（公園トイレ、遊具、水遊び場、ベンチ、花壇など）

公園の満足度については、（１）大きな公園（アスレチック、スポーツ施設、キャンプ場、広場、大きな遊具などのある公園）は「満足している」、「やや満足している」の合計値《満足している》が43.7%となっている。一方、「あまり満足していない」、「満足していない」の合計値《満足していない》が10.0%と、《満足している》が33.7ポイント上回っている。

（２）小さな公園（住宅街にあり、遊具、ベンチ、花壇などがある公園）は《満足している》が44.8%となっている。一方《満足していない》が14.1%と、《満足している》が30.7ポイント上回っている。

（３）公園における設備の設置状況（公園トイレ、遊具、水遊び場、ベンチ、花壇など）は《満足している》が41.2%となっている。一方《満足していない》が16.3%と、《満足している》が24.9ポイント上回っている。

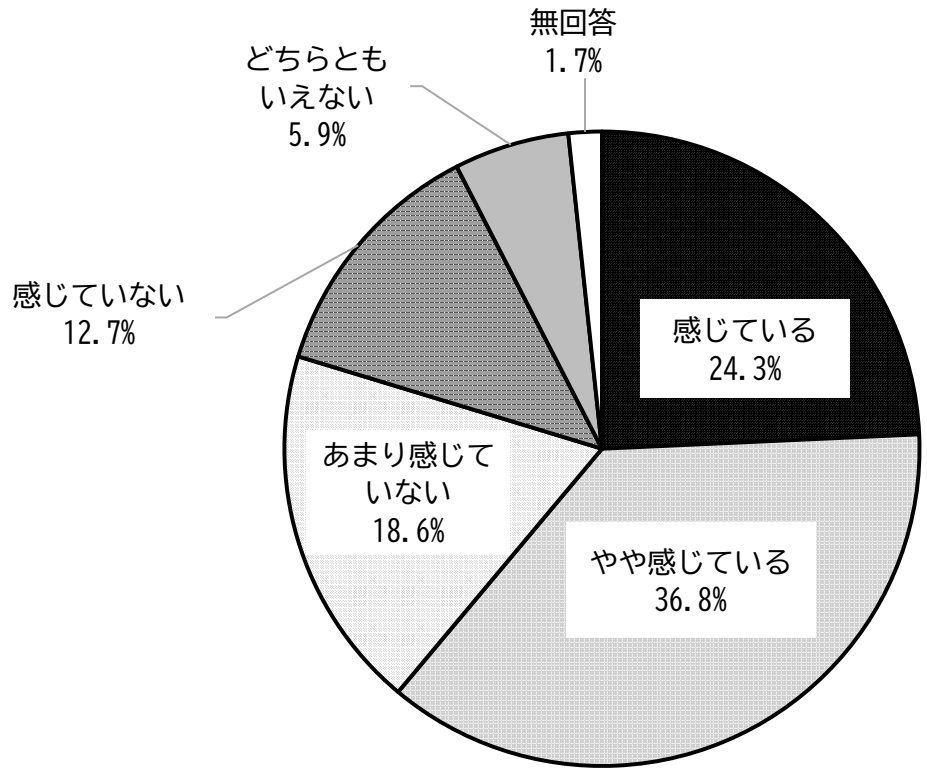


（２）身近な場所での水や緑への親しみ

問１５　身近な場所で水や緑に親しめると感じていますか。(1 つのみ)

身近な場所で水や緑については、親しめると「感じている」、「やや感じている」の合計値《感じている》が 61.1%となっている。一方、「あまり感じていない」、「感じていない」の合計値《感じていない》が 31.3%と、《感じている》が 29.8 ポイント上回っている。

全体　n=1005

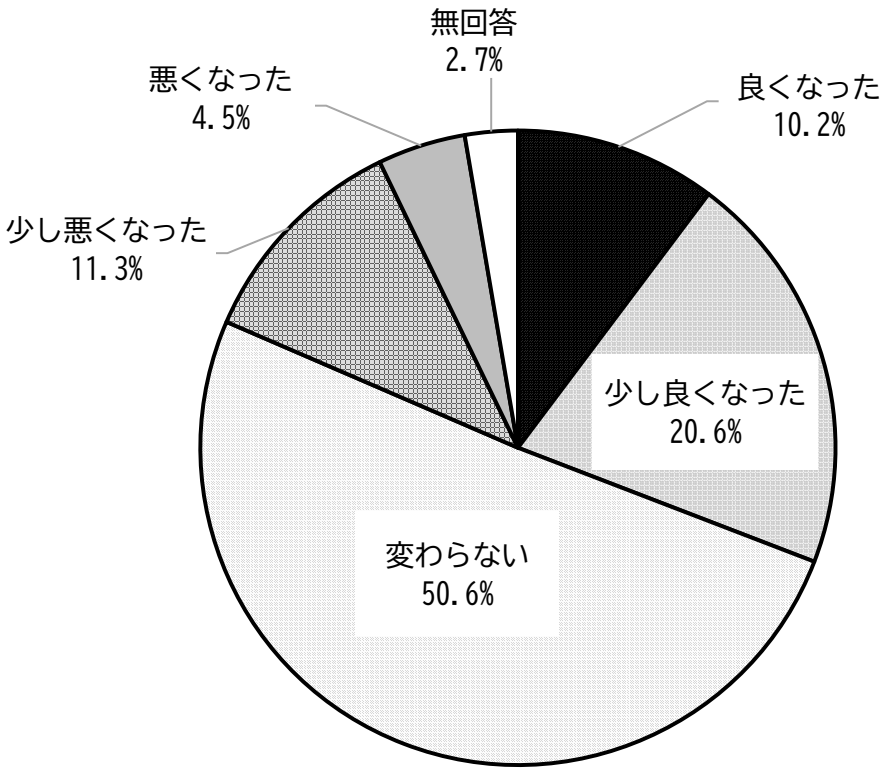


（３）地域の景観

問１６　概ね 10 年前（大田区に住んで 10 年未満の方は、住み始めた頃）と比べて、お住いの地域の景観をどう感じますか。(1 つのみ)

地域の景観の状況については、「良くなった、「少し良くなった」の合計値《良くなった》が 30.8%、「少し悪くなった」、「悪くなった」の合計値《悪くなった》が 15.8%となっており、《良くなった》が 15.0 ポイント上回っている。

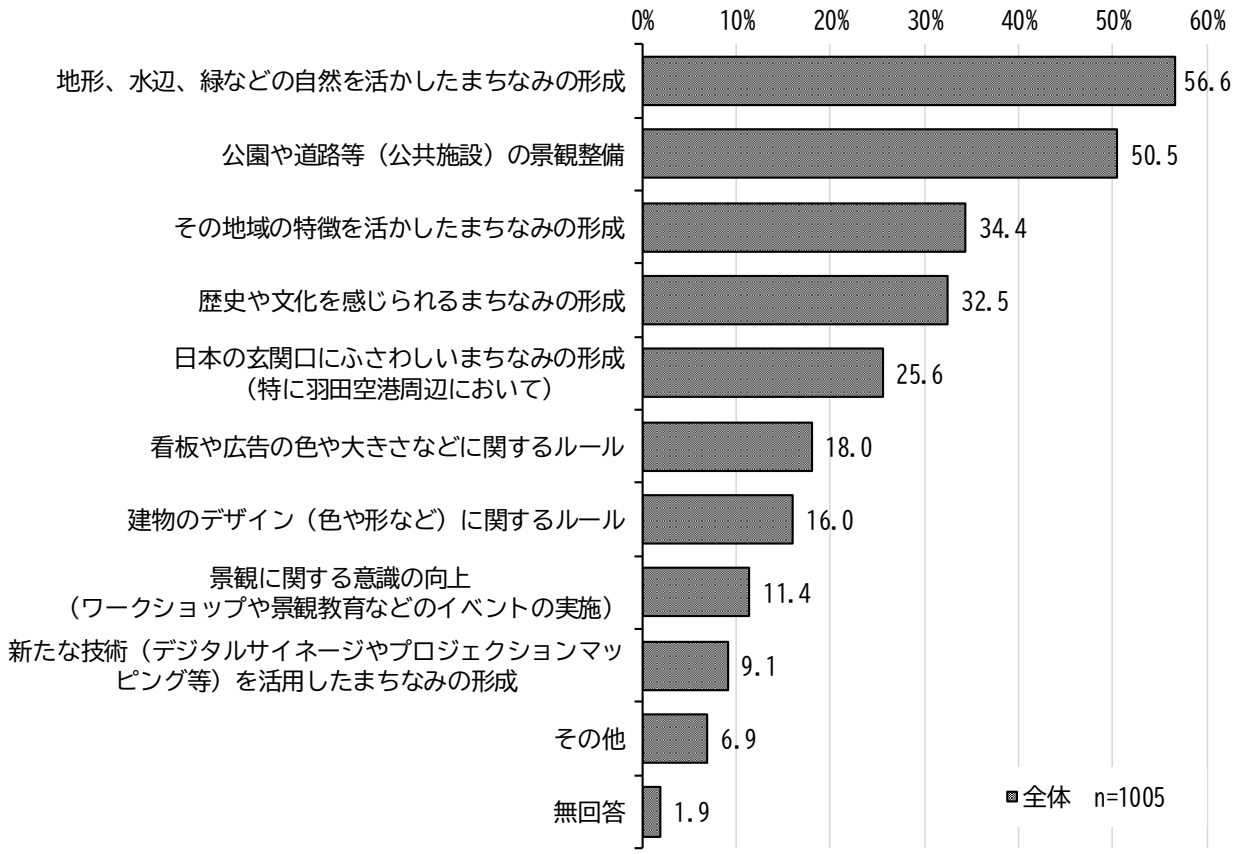
全体　n=1005



（４）多彩で魅力的な景観のあるまちにするため、重視すべきこと

問１７　大田区をより多彩で魅力的な景観のあるまちにするため、重視すべきことは何だと思いますか。（複数選択可）

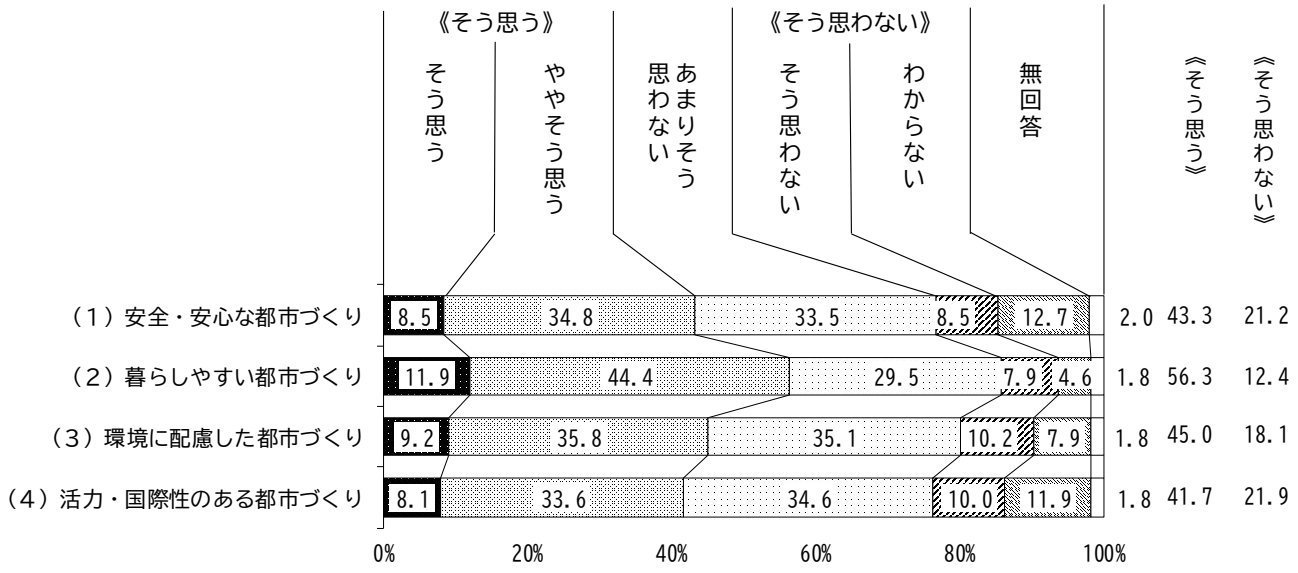
多彩で魅力的な景観のあるまちにするため、重視すべきことについては、「地形、水辺、緑などの自然を活かしたまちなみの形成」が 56.6%で最も高く、次いで「公園や道路等（公共施設）の景観整備」が 50.5%、「その地域の特徴を活かしたまちなみの形成」が 34.4%となっている。



（５）まちづくりの進捗に関する実感

問１８　あなたは、以下の区のまちづくりが進んでいると思いますか。（それぞれ１つのみ）
（１）安全・安心な都市づくり
（２）暮らしやすい都市づくり
（３）環境に配慮した都市づくり
（４）活力・国際性のある都市づくり

まちづくりが進んでいるかについては、「そう思う」、「ややそう思う」の合計値《そう思う》は（２）暮らしやすい都市づくりが 56.3%で最も高く、次いで（３）環境に配慮した都市づくりが 45.0%、（１）安全・安心な都市づくりが 43.3%、（４）活力・国際性のある都市づくりが 41.7%となっている。



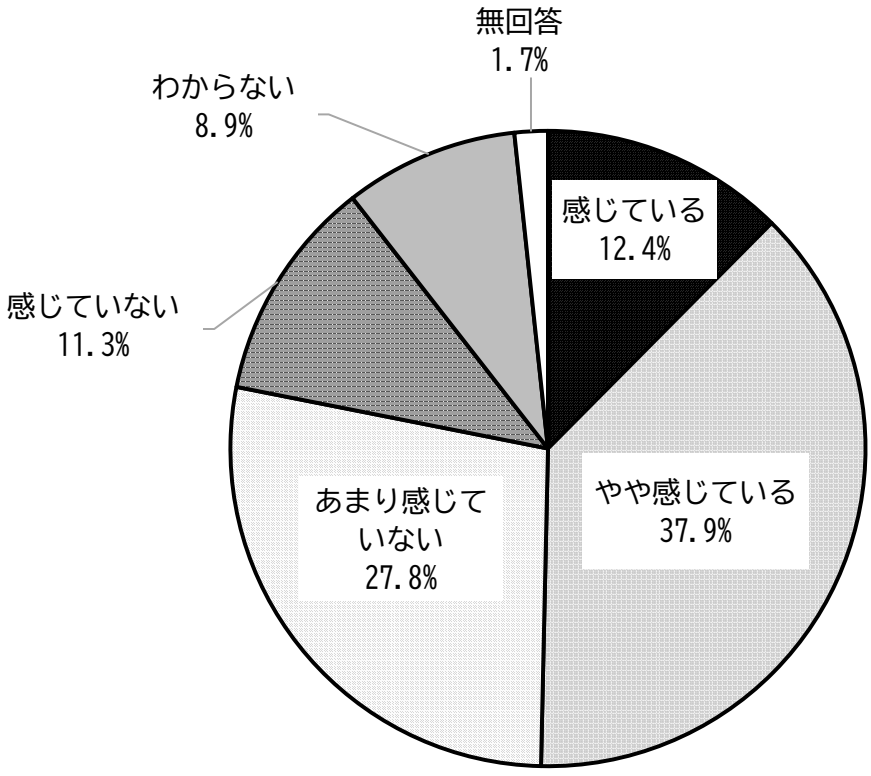
7　鉄道駅周辺のまちづくりについて

（1）駅周辺の整備の進捗度

問 19　区は、「大田区鉄道沿線まちづくり構想」において示した、沿線のまちの将来像やその実現に向けた道筋に基づき、官民が協働し、地域特性や限られた空間を最大限有効に活用しながら、安全かつ快適で利便性の高い個性的な都市空間を創出するよう取り組んでいます。現在、大田区内の駅周辺の整備が進んでいると感じますか。(1 つのみ)

駅周辺の整備の進捗度については、「感じている」、「やや感じている」の合計値《感じている》が 50.3%、「あまり感じていない」、「感じていない」の合計値《感じていない》が 39.1%と、《感じている》が 11.2 ポイント上回っている。

全体　n=1005



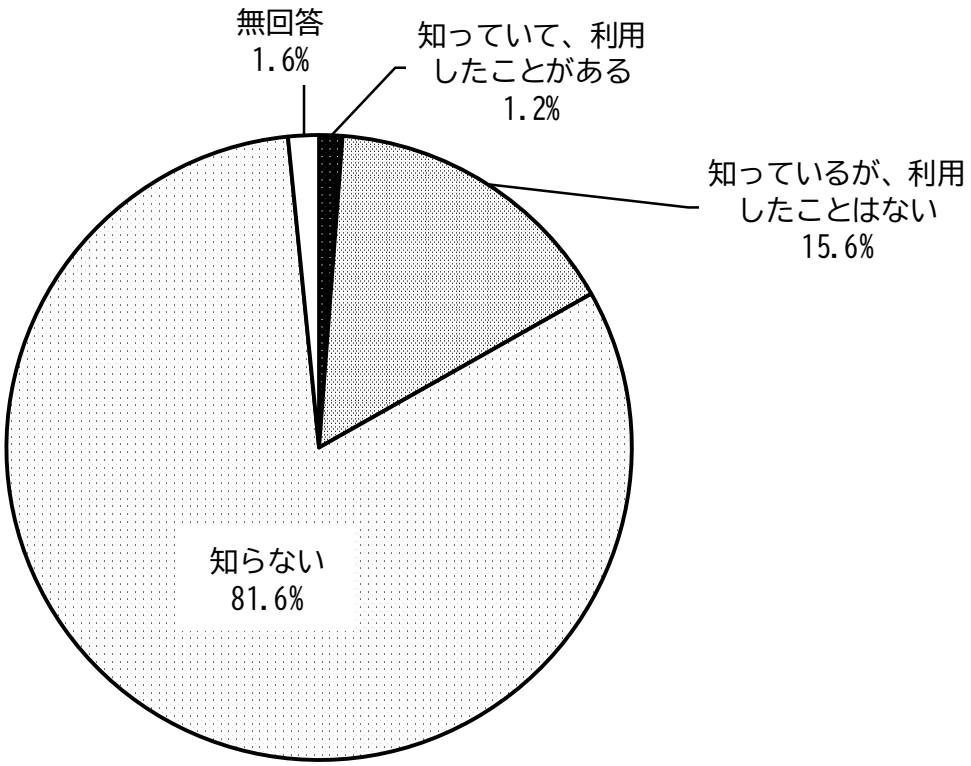
８　国際交流・多文化共生について

（１）おおた国際交流センター（Minto Ota)の認知度

問 20　大田区における国際交流と多文化共生を一体的に進めていく施設として、おおた国際交流センター（Minto Ota)があることを知っていますか。(1 つのみ)

おおた国際交流センター（Minto Ota)の認知度については、「知っていて、利用したことがある」、「知っているが、利用したことはない」の合計値《知っている》が 16.8%となっている。一方、「知らない」が 81.6%と、「知らない」が 64.8 ポイント上回っている。

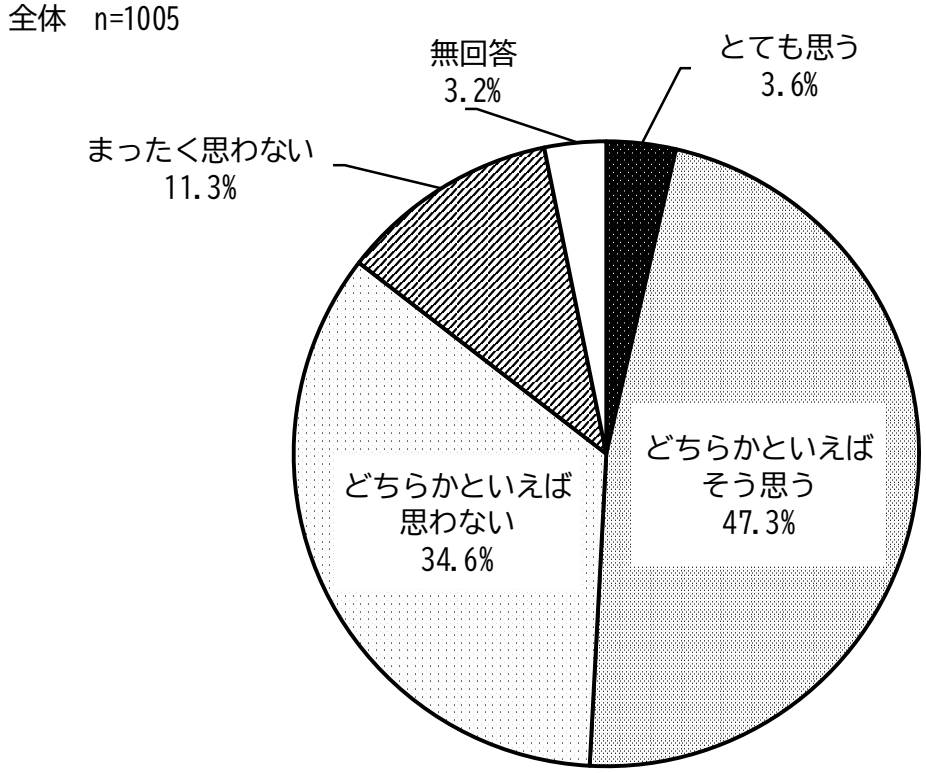
全体　n=1005



（２）日本人と外国人の共生

問 21　大田区では日本人と外国人が互いに認め合い、ともに地域社会の構成員として暮らしていると思いますか。(1 つのみ)

日本人と外国人の共生については、「とても思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計値《思う》が 50.8%、「どちらかといえば思わない」、「まったく思わない」の合計値《思わない》が 46.0%と、《思う》が 4.8 ポイント上回っている。



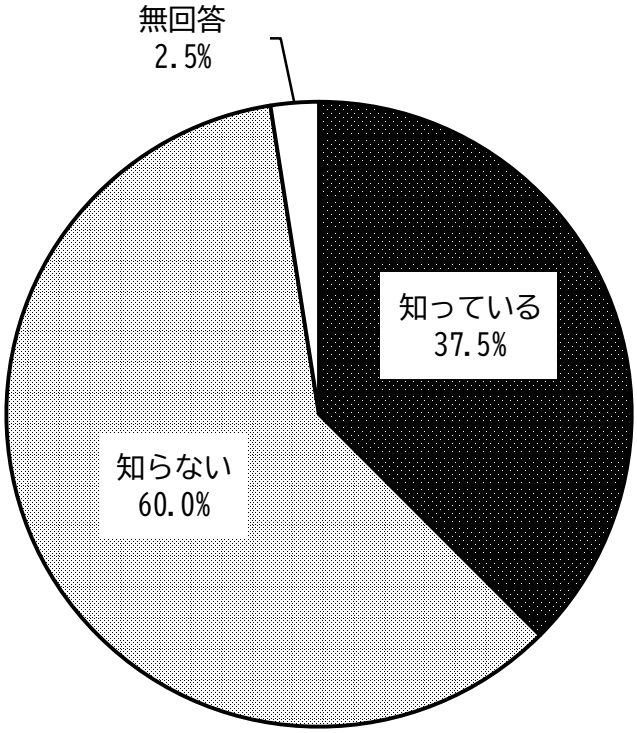
９　羽田空港跡地・羽田イノベーションシティについて

（１）羽田イノベーションシティの認知度

問 22　羽田空港跡地第１ゾーンに開業した「羽田イノベーションシティ[11]」について知っていますか。(1 つのみ)

羽田イノベーションシティの認知度については、「知っている」が 37.5%となっている。一方、「知らない」が 60.0%と、「知らない」が 22.5 ポイント上回っている。

全体　n=1005



[11] 「新産業創造・発信拠点」の形成に向けて、世界と地域をつなぐゲートウェイとして、国内外のヒト・モノ・情報を集積し、ここに集う国内外のプレーヤーが互いに交流することによる新たなビジネスやイノベーションの創造や、国内外に日本のものづくり技術や日本各地域の魅力を発信する目的で整備したまち

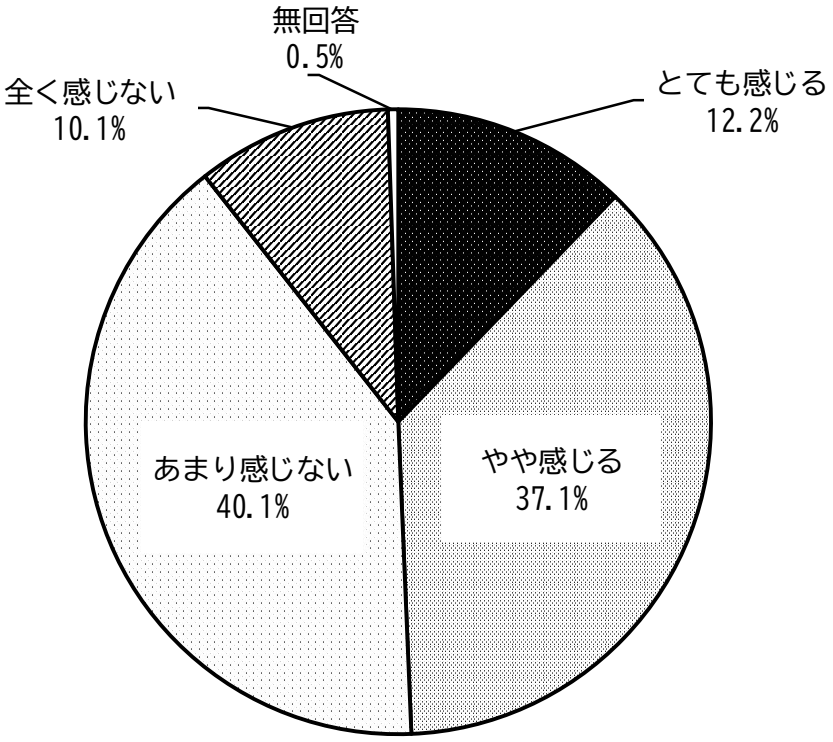
（２）羽田イノベーションシティへの期待感や満足感

【問 22　で「１　知っている」と回答した方に伺います。】

問 22－１　羽田イノベーションシティのようなまちができたことについて、区民として期待感や満足感、誇らしさを感じますか。(1 つのみ)

羽田イノベーションシティへの期待感や満足感については、「とても感じる」、「やや感じる」の合計値《感じる》は 49.3%となっている。一方、「あまり感じない」、「まったく感じない」の合計値《感じない》は 50.1%と、《感じない》が 0.8 ポイント上回っている。

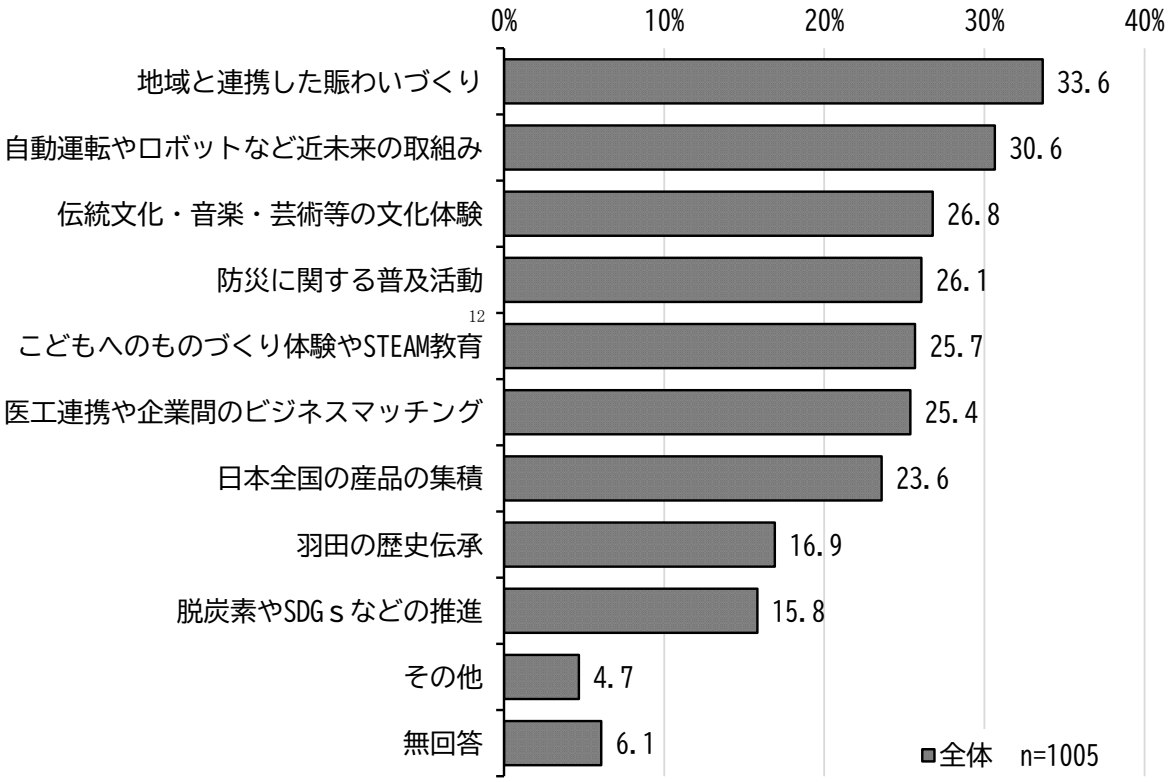
全体　n=377



（３）羽田イノベーションシティの取組みのうち、期待するもの

問 23　羽田イノベーションシティの取組みのうち、期待するものはありますか。（複数選択可）

羽田イノベーションシティの取組みのうち、期待するものについては、「地域と連携した賑わいづくり」が 33.6%と最も高く、次いで「自動運転やロボットなど近未来の取組み」が 30.6%、「伝統文化・音楽・芸術等の文化体験」が 26.8%となっている。



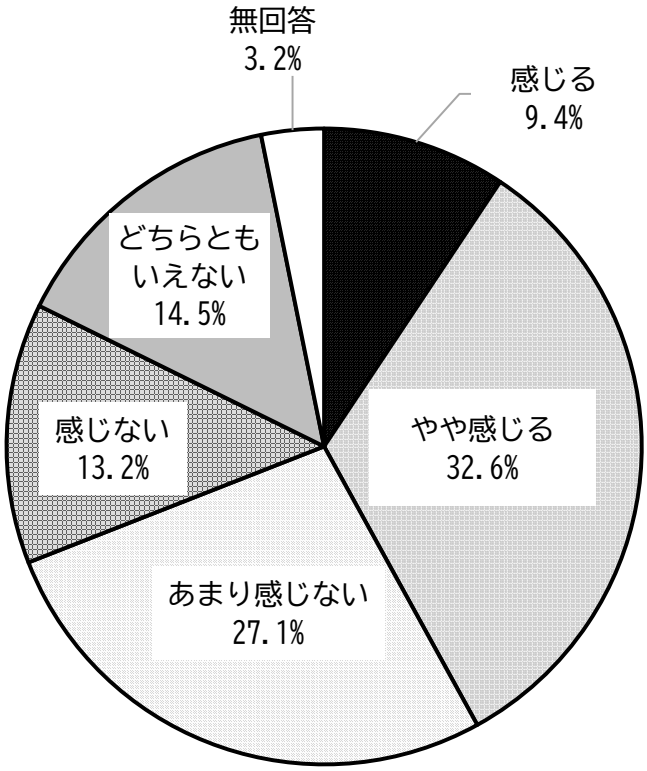
[12] Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）を統合的に学習する「STEM（ステム）教育」に、さらに Arts（美術、音楽、文学、歴史に関わる学習等）を統合する教育手法

（４）遊ぶ場所、働く場所としての空港臨海部の魅力

問 24　遊ぶ場所、働く場所として空港臨海部に魅力を感じますか。(1 つのみ)

遊ぶ場所、働く場所としての空港臨海部の魅力については、「感じる」、「やや感じる」の合計値《感じる》は 42.0%となっている。一方、「あまり感じない」、「感じない」の合計値《感じない》は 40.3%と、《感じる》が 1.7 ポイント上回っている。

全体　n=1005

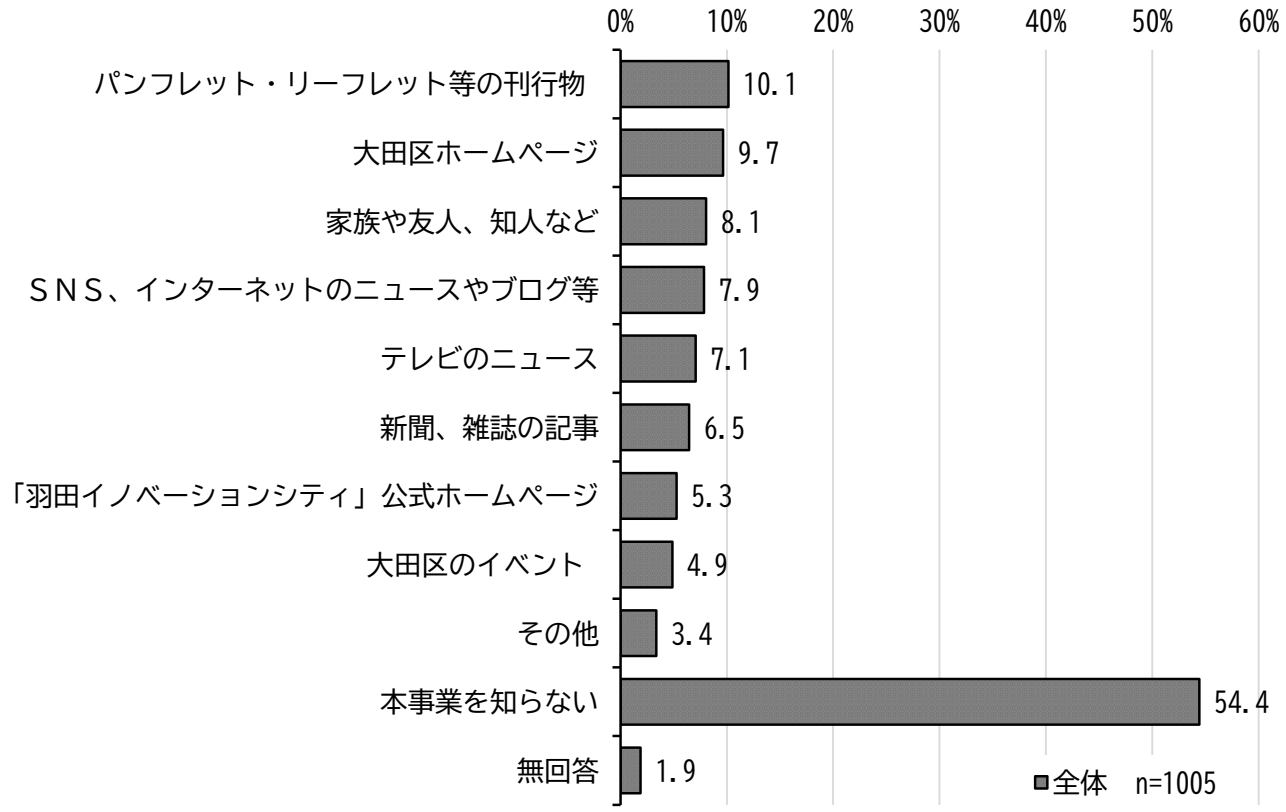


（５）羽田空港跡地まちづくりを知る手段

問 25　空港の沖合移転に伴い発生した天空橋駅周辺の羽田空港跡地のまちづくり「羽田空港跡地第１ゾーン整備事業（ZeppHaneda 等のある HICity を含む）」が進められていることについて、どのように知りましたか。（複数選択可）

羽田空港跡地まちづくりを知る手段は、「パンフレット・リーフレット等の刊行物」が 10.1％で最も高く、次いで「大田区ホームページ」が 9.7％、「家族や友人、知人など」が 8.1％、「ＳＮＳ、インターネットのニュースやブログ等」が 7.9％となっている。

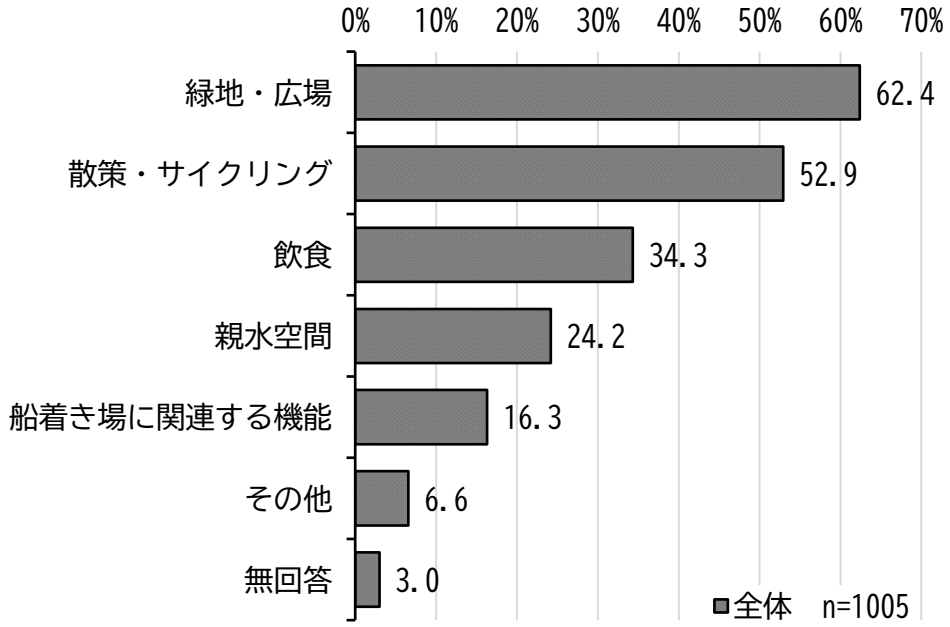
なお、「本事業を知らない」は 54.4％となっている。



（６）羽田空港跡地第１ゾーンに望む機能

問 26　羽田空港跡地第１ゾーンで国が所管している天空橋駅西側、海老取川沿い、区画街路第４号線南側については、具体的な整備・運営方針は未定ですが、これらの場所にどのような機能があったらいいと考えますか。（複数選択可）

羽田空港跡地第１ゾーン整備に望む機能は、「緑地・広場」が 62.4%で最も高く、次いで「散策・サイクリング」が 52.9%、「飲食」が 34.3%、「親水空間」が 24.2%となっている。

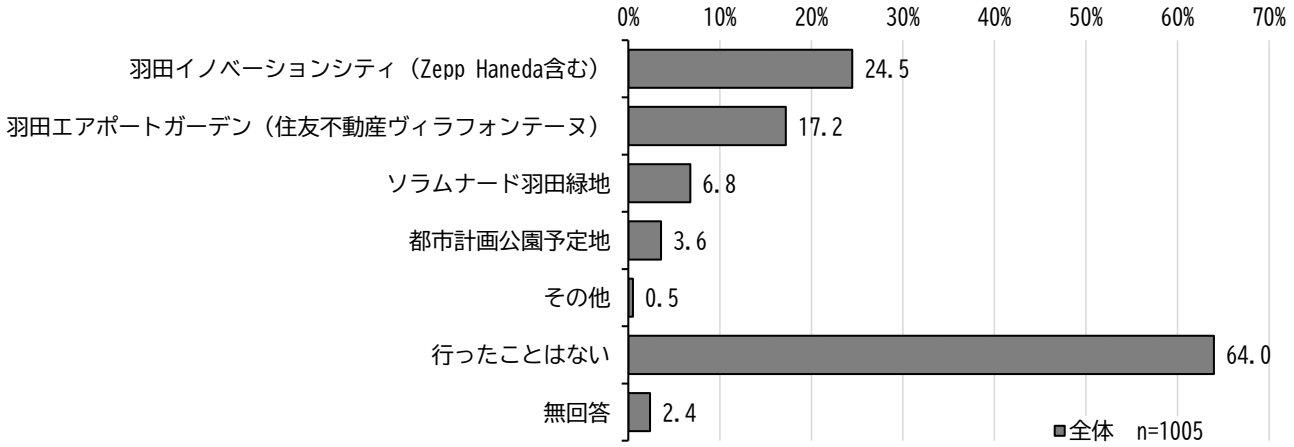


（７）HANEDA GLOBAL WINGS エリアの利用したことがある施設

問 27　HANEDA GLOBAL WINGS エリア内の以下の施設や場所に行ったことがありますか。
行ったことのある場所すべてに〇をつけてください。

HANEDA GLOBAL WINGS エリアの利用したことがある施設については、「羽田イノベーションシティ（Zepp　Haneda 含む）」が 24.5％で最も高く、次いで「羽田エアポートガーデン（住友不動産ヴィラフォンテーヌ）」が 17.2％、「ソラムナード羽田緑地」が 6.8％となっている。

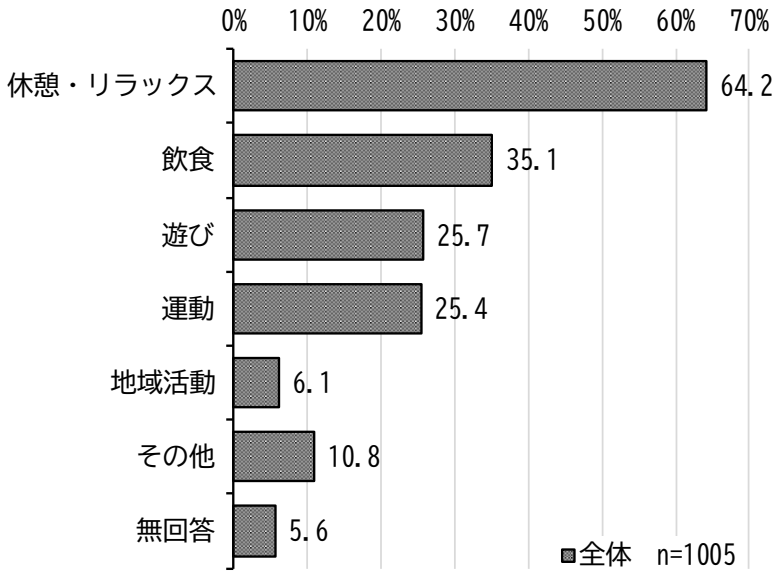
なお、「行ったことはない」は 64.0％となっている。



（８）「ソラムナード羽田緑地」でしたいこと

問 28　「ソラムナード羽田緑地」でしたいことはありますか。（複数選択可）

「ソラムナード羽田緑地」でしたいことについては、「休憩・リラックス」が 64.2%で最も高く、次いで「飲食」が 35.1%、「遊び」が 25.7%、「運動」が 25.4%となっている。



Ⅴ　区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査④

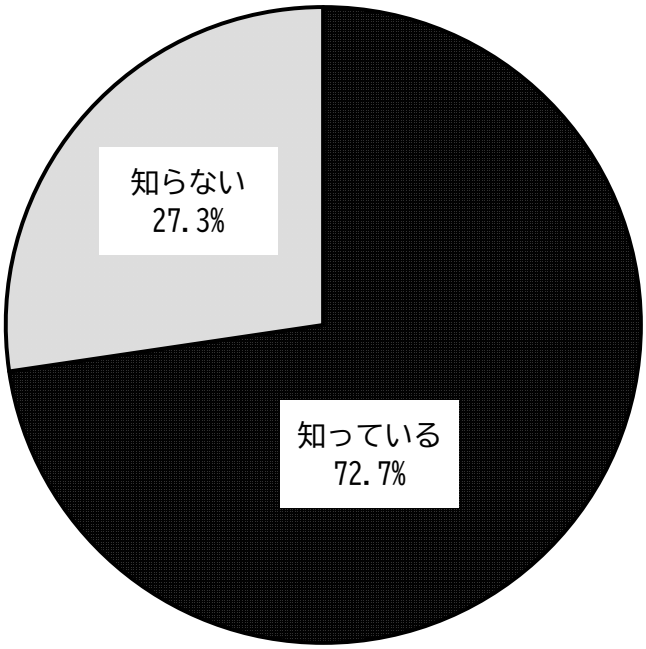
１　心の相談・居場所について

（１）悩みや心配事を相談できるところの有無

問１　あなたは、悩みや心配事があるときに、相談できるところを知っていますか。
（1 つのみ）

悩みや心配事を相談できるところの有無については、「知っている」が 72.7%となっている。一方、「知らない」が 27.3%と、「知っている」が 45.4 ポイント上回っている。

全体　n=567

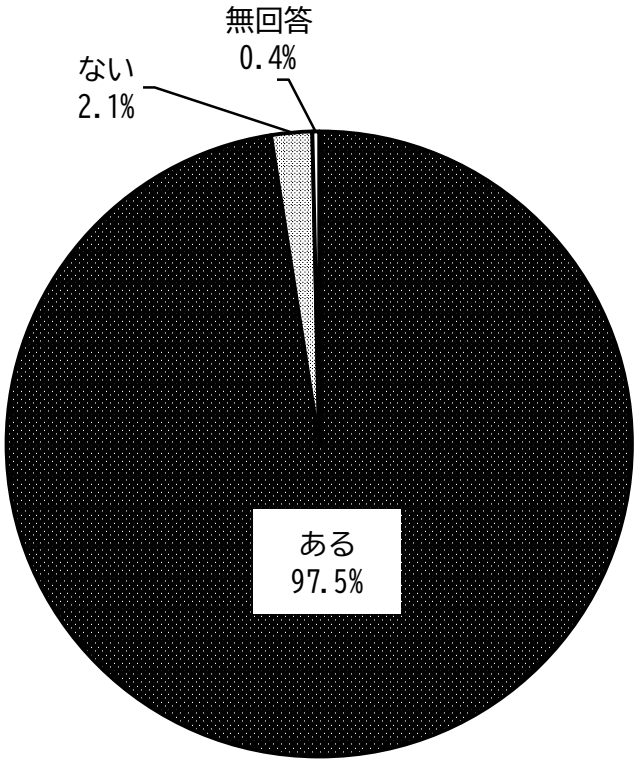


（２）自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所の有無

問２　（自宅を含めて）あなたには、自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所はありますか。(1 つのみ)

自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所の有無については、「ある」が 97.5%となっている。一方、「ない」が 2.1%と、「ある」が 95.4 ポイント上回っている。

全体　n=567



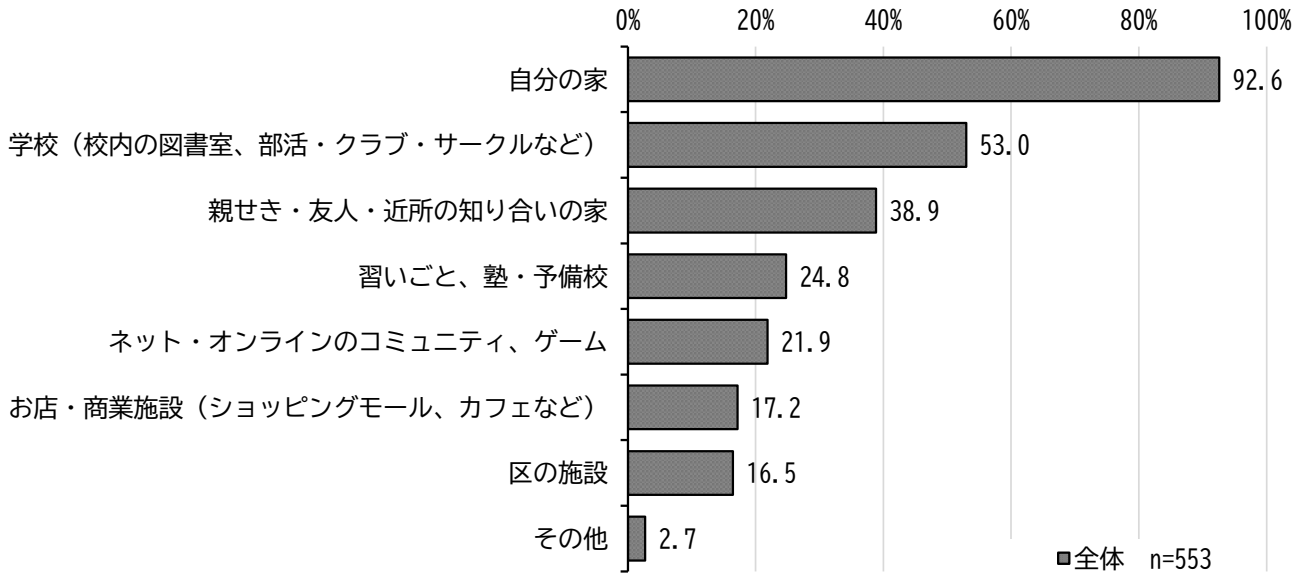
（３）自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所

【問２で「１ある」と回答した方に伺います。】

問 2-1　あなたが、自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所は次のうちどこですか。（いくつでも）

自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所については、「自分の家」が 92.6%で最も高く、次いで「学校（校内の図書室、部活・クラブ・サークルなど)」が 53.0%、「親せき・友人・近所の知り合いの家」が 38.9%となっている。

居場所が複数箇所ある（２つ以上回答した）人は 75.4%、１箇所のみは 24.6%となっている。

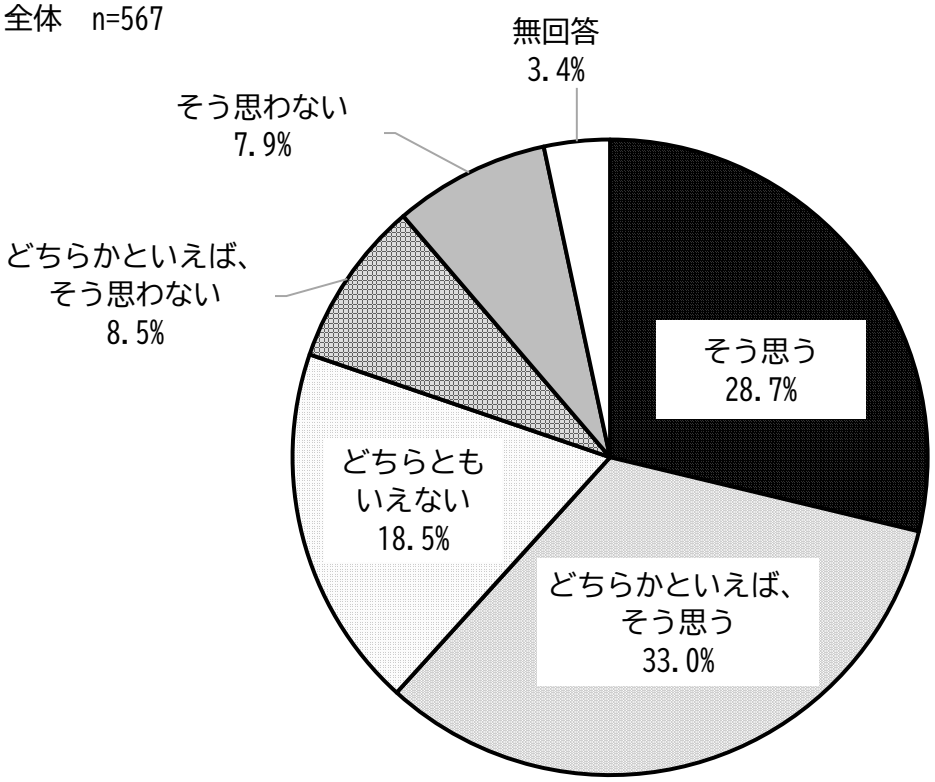


２　教育環境について

（１）英語でのコミュニケーション

問３　自分とはちがう文化や考えをもつ外国の人などと積極的に英語でコミュニケーションをとって話しあいたいと思いますか。(1 つのみ)

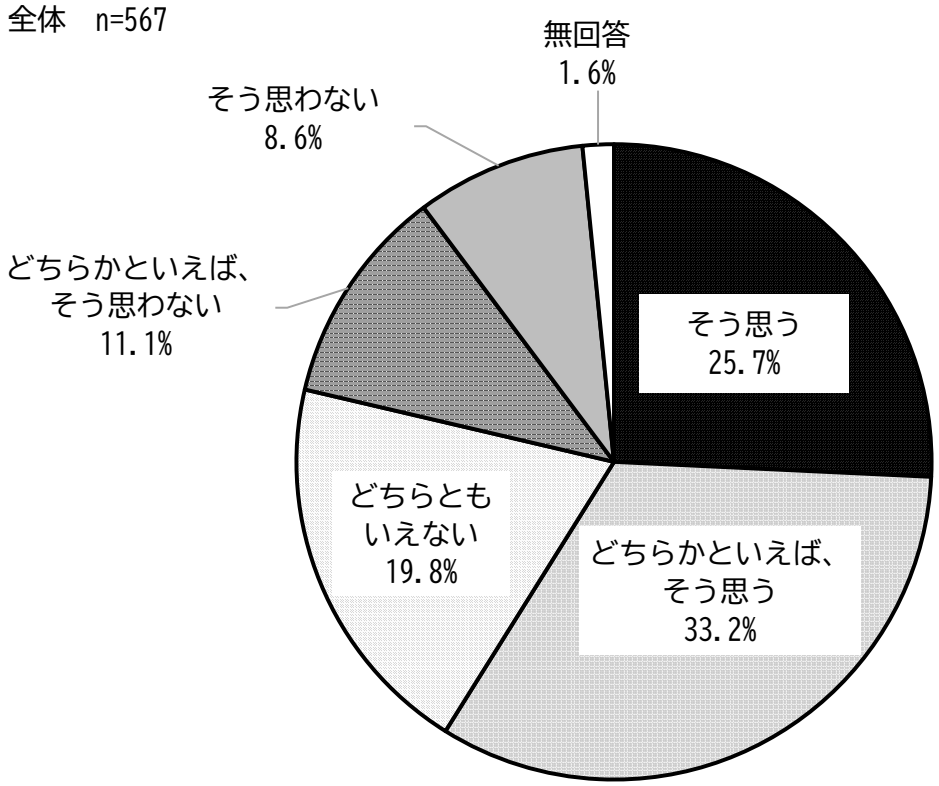
英語でコミュニケーションをとって話しあいたいかについては、「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」の合計値《そう思う》が 61.7%となっている。一方「どちらかといえば、そう思わない」、「そう思わない」の合計値《そう思わない》が 16.4%と、《そう思う》が 45.3 ポイント上回っている。



（２）平等な学びに対する実感

問４　障がいのある人もない人も誰もが平等に学べるようになっていると思いますか。 （1 つのみ）

誰もが平等に学べるようになっていると思うかについては、「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」の合計値《そう思う》が 58.9%となっている。一方「どちらかといえば、そう思わない」、「そう思わない」の合計値《そう思わない》が 19.8%と、《そう思う》が 39.1 ポイント上回っている。

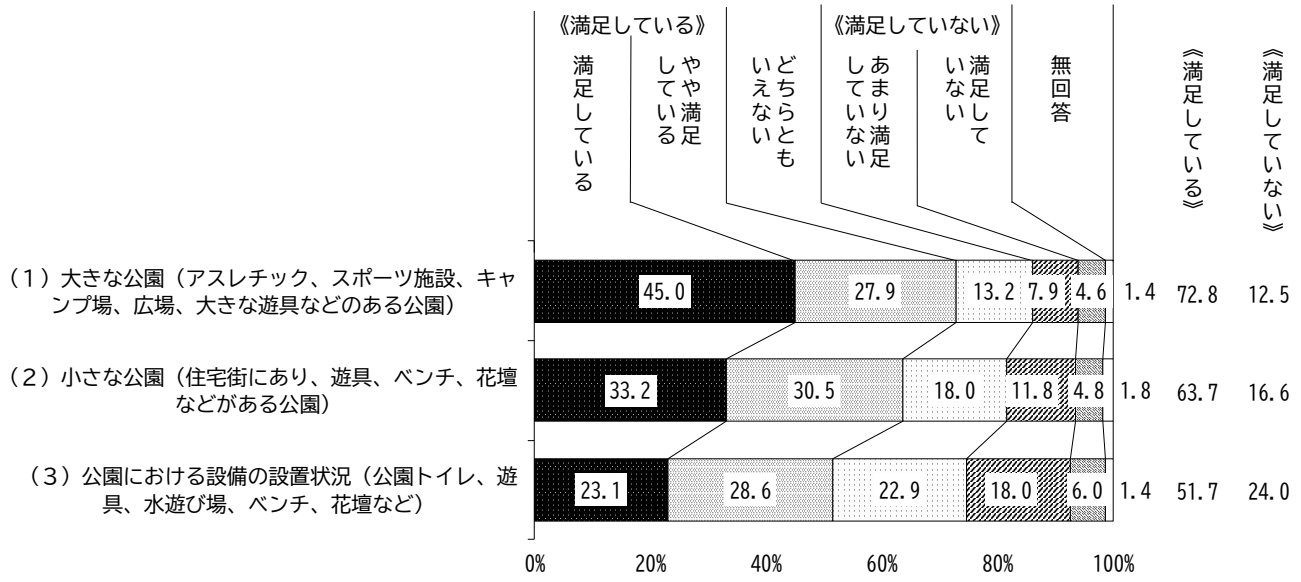


３　公園について

（１）公園の満足度

問５　公園について、どの程度満足していますか。（それぞれ１つのみ）
- （１）大きな公園（アスレチック、スポーツ施設、キャンプ場、広場、大きな遊具などのある公園）
- （２）小さな公園（住宅街にあり、遊具、ベンチ、花壇などがある公園）
- （３）公園における設備の設置状況（公園トイレ、遊具、水遊び場、ベンチ、花壇など）

公園の満足度については、「満足している」、「やや満足している」の合計値《満足している》は（１）大きな公園（アスレチック、スポーツ施設、キャンプ場、広場、大きな遊具などのある公園）が 72.8%で最も高く、次いで（２）小さな公園（住宅街にあり、遊具、ベンチ、花壇などがある公園）が 63.7%、（３）公園における設備の設置状況（公園トイレ、遊具、水遊び場、ベンチ、花壇など）が 51.7%となっている。

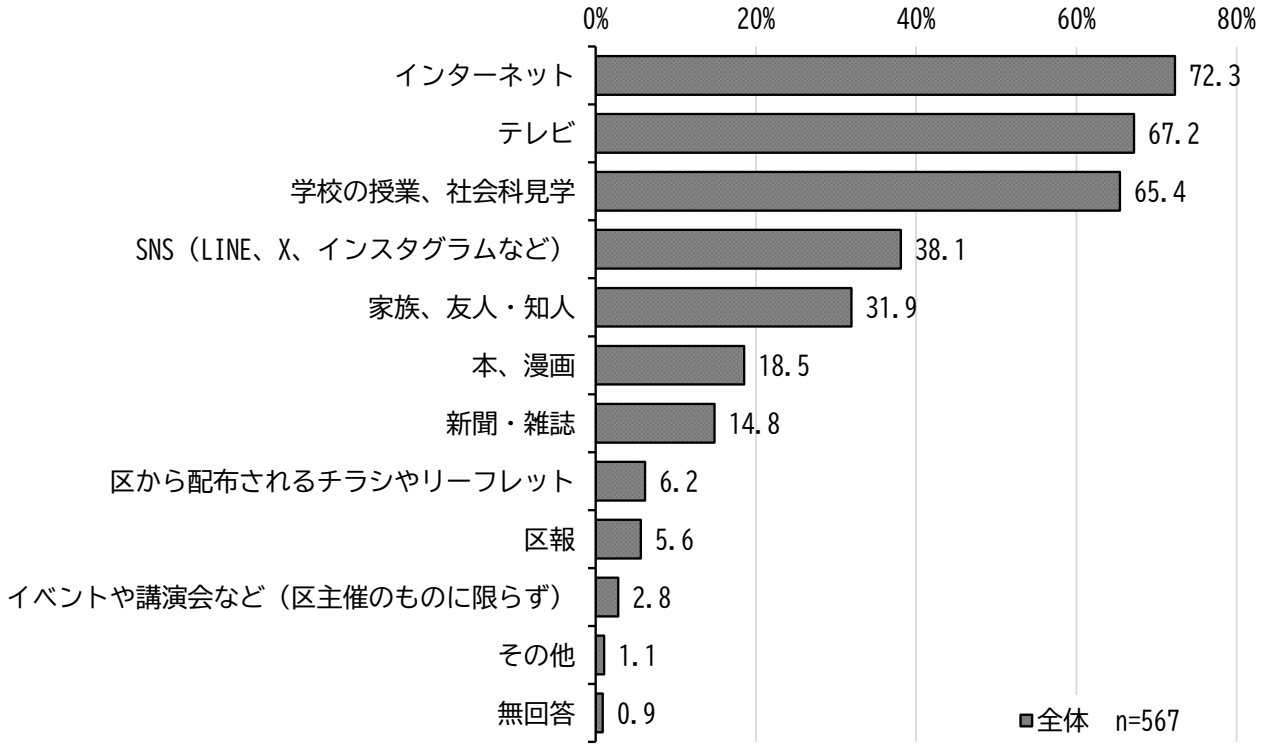


４　環境問題について

（１）環境問題に関する情報の収集方法

問６　環境問題に関する情報をどのように収集していますか。（いくつでも）

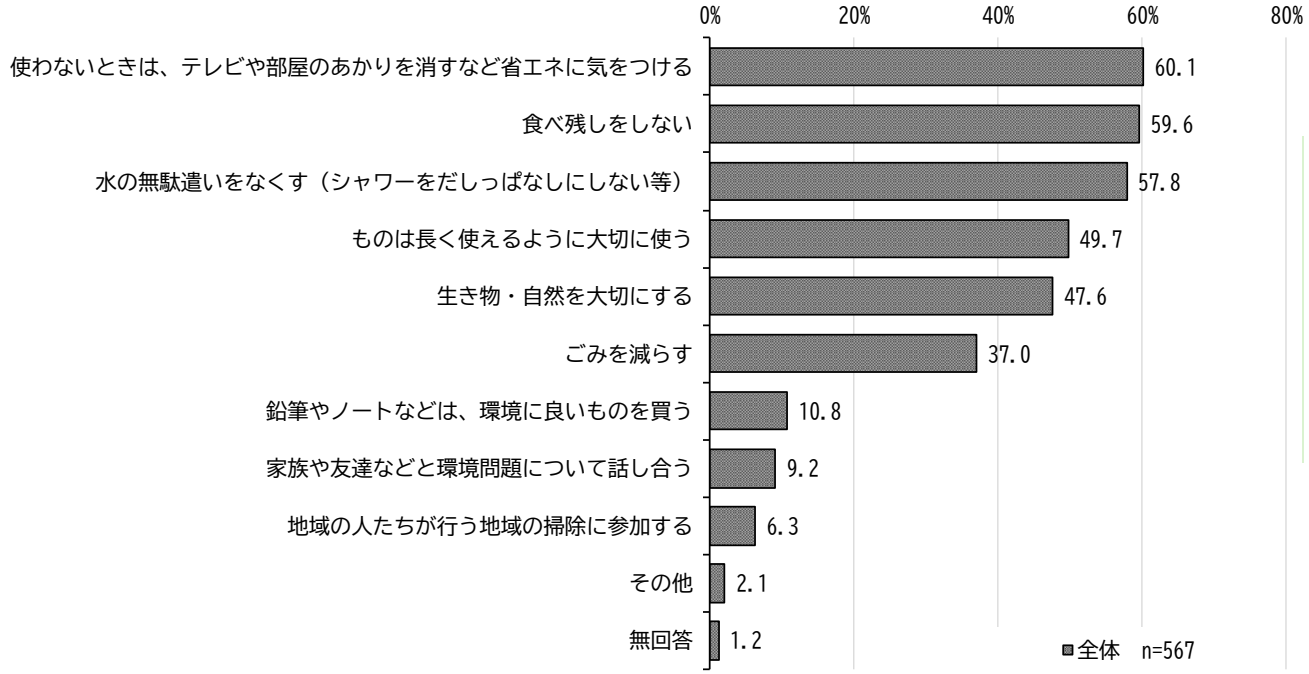
環境問題に関する情報の収集方法については、「インターネット」が 72.3%で最も高く、次いで「テレビ」が 67.2%、「学校の授業、社会科見学」が 65.4%となっている。



（２）環境問題に関する普段の生活での実践

問７　学校などで環境問題に関して学んだこと、体験したことをきっかけに普段の生活で実践するようになったことはありますか。（いくつでも）

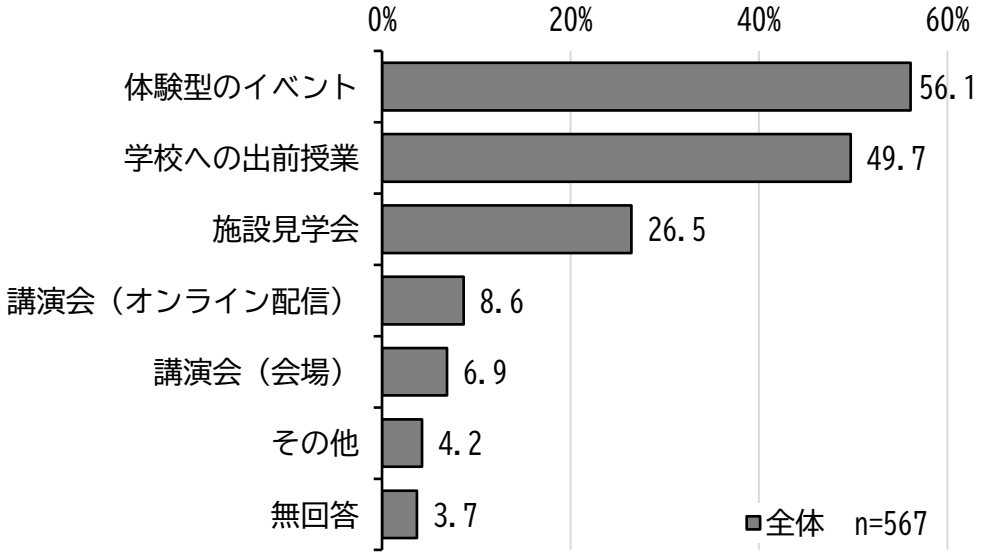
環境学習について普段の生活で実践したことについては、「使わないときは、テレビや部屋のあかりを消すなど省エネに気をつける」が 60.1％で最も高く、次いで「食べ残しをしない」が 59.6％、「水の無駄遣いをなくす（シャワーをだしっぱなしにしない等)」が 57.8％となっている。



（３）参加したい環境に関するイベント

問 8　環境に関するどのようなイベントに参加したいですか。（いくつでも）

参加したい環境に関するイベントについては、「体験型のイベント」が 56.1%で最も高く、次いで「学校への出前授業」が 49.7%、「施設見学会」が 26.5%となっている。

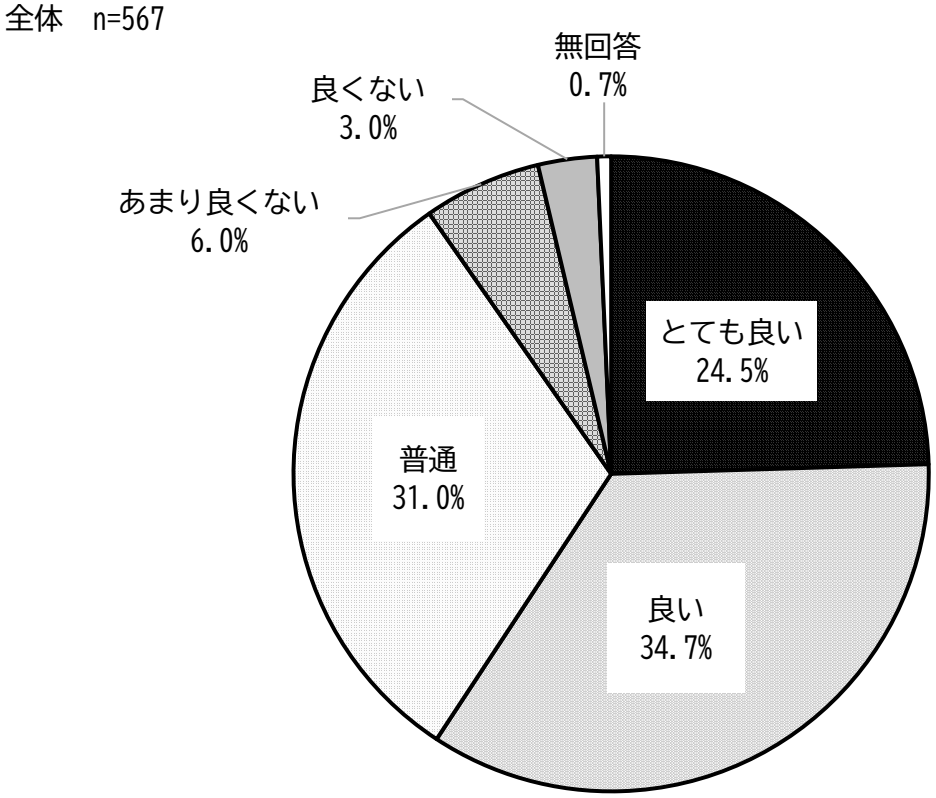


５　景色（景観）について

（１）住んでいるまちの景色（風景）

問９　あなたの住んでいるまちの景色（風景）を、どのように感じますか。(1 つのみ)

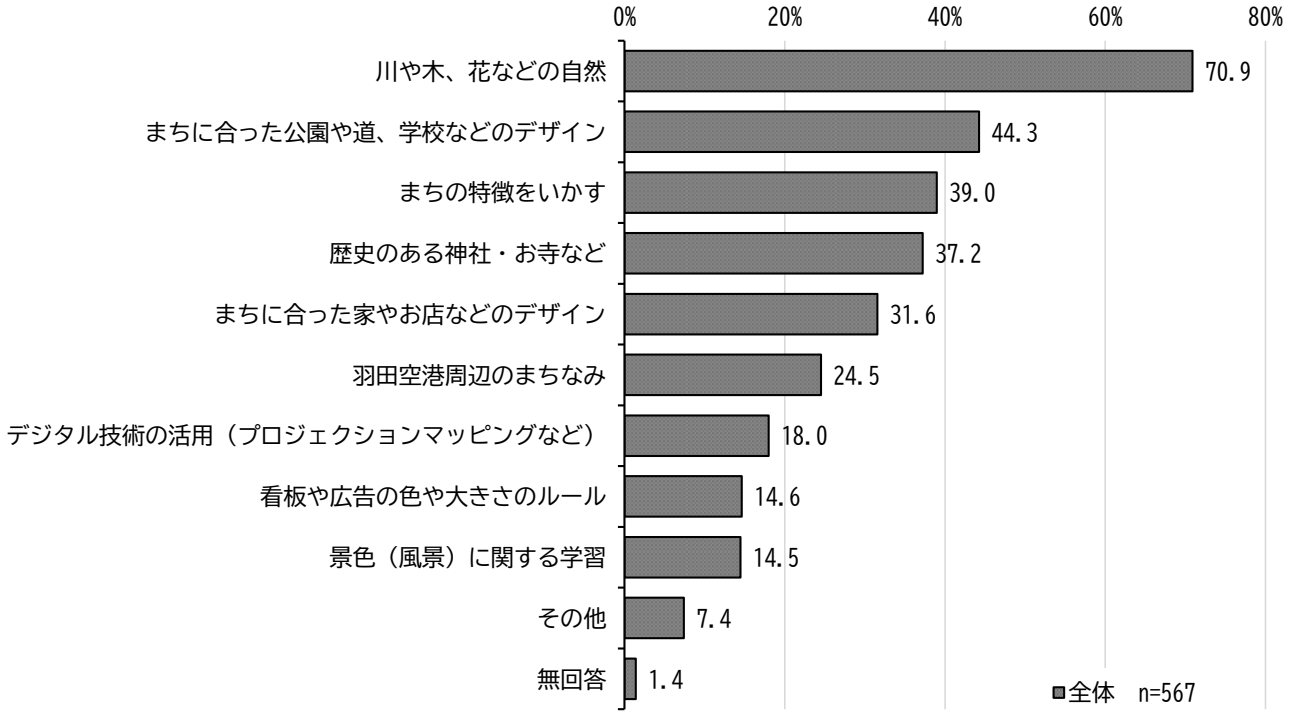
お住いの地域の景観をどう感じるかについては、「とても良い」、「良い」の合計値《良い》が 59.3%となっている。一方、「あまり良くない」「良くない」の合計値《良くない》が 9.0%と、《良い》が 50.3 ポイント上回っている。



（２）景色（風景）を良くするために大切なもの

問 10　大田区の景色（風景）を良くするために、大切だと思うものは何ですか。 （いくつでも）

大田区の景色（風景）を良くするために、重視すべきことについては、「川や木、花などの自然」が 70.9％と最も高くなっている。次いで「まちに合った家やお店などのデザイン」が 44.3％、「まちの特徴をいかす」が 39.0％となっている。

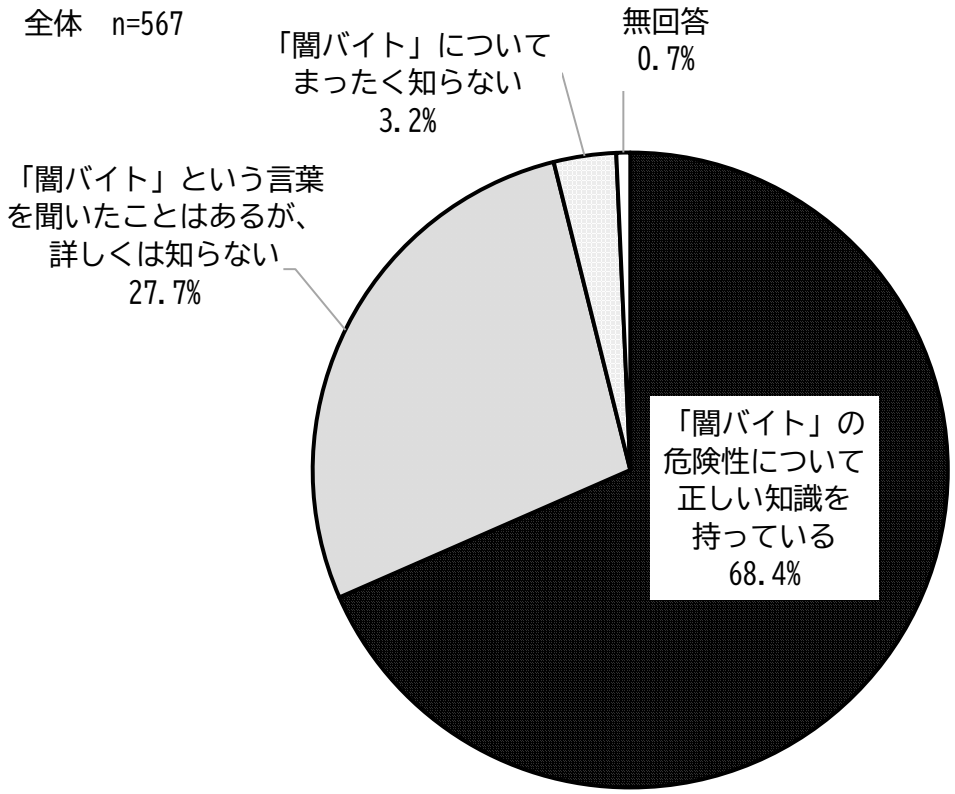


６　闇バイトについて

（１）「闇バイト」の危険性の理解度

問 11　「闇バイト[13]」の危険性について、あなたの知識や理解度をご回答ください。
（1 つのみ）

「闇バイト」の危険性の理解度については、「『闇バイト』の危険性について正しい知識を持っている」が 68.4%で最も高く、次いで「『闇バイト』という言葉を聞いたことはあるが、詳しくは知らない」が 27.7%、「『闇バイト』についてまったく知らない」が 3.2%となっている。



[13] SNS やインターネット掲示板等で、簡単に高収入をもらえるなどの甘い言葉でアルバイトと称して求人を行い、特殊詐欺や強盗の実行犯など、犯罪組織に加担させる手口

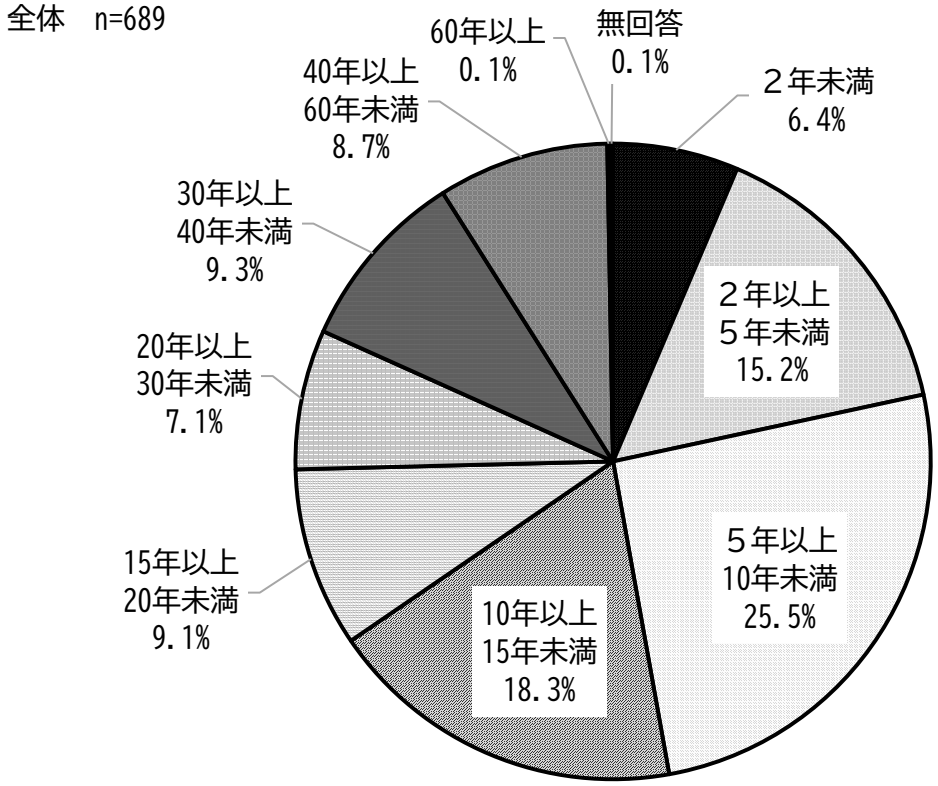
Ⅵ　区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査⑤

１　居住年数・定住意向について

（１）居住年数

問１　あなたは大田区に、通算、何年間居住していますか。（1 つのみ）

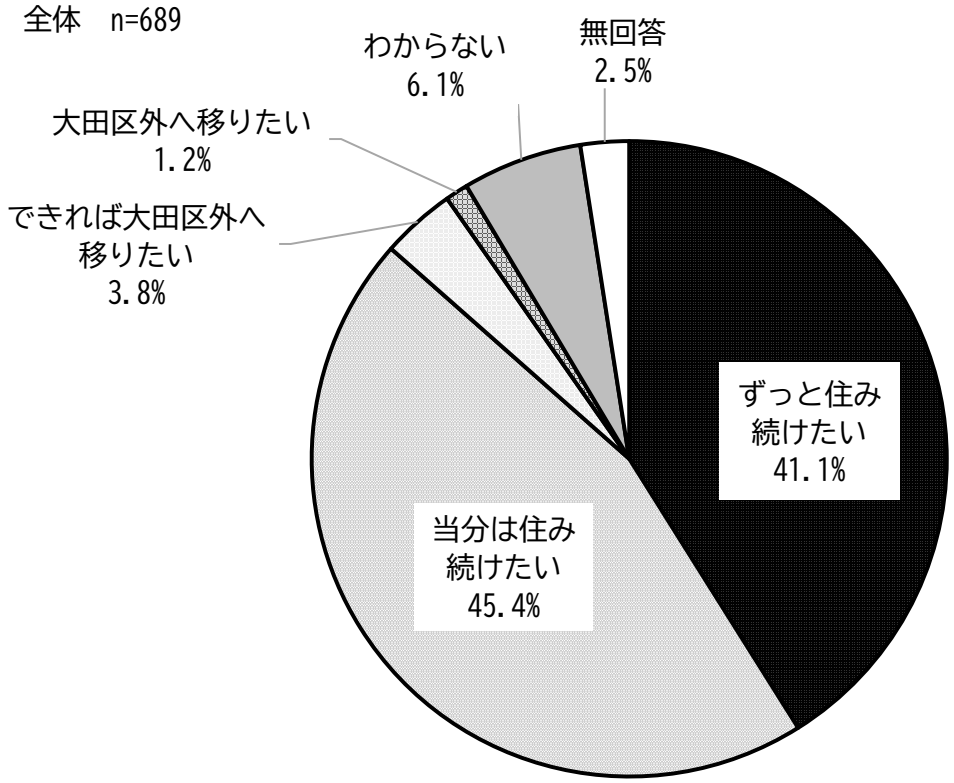
居住年数については、「５年以上 10 年未満」が 25.5%と最も高く、次いで「10 年以上 15 年未満」が 18.3%、「２年以上５年未満」が 15.2%となっている。



（２）定住意向

問２　これからも大田区に住みたいと思いますか。（1 つのみ）

今後の居住意向については、「ずっと住み続けたい」、「当分は住み続けたい」の合計値《住み続けたい》が 86.5%となっている。一方、「できれば大田区外へ移りたい」、「大田区外へ移りたい」の合計値《大田区外へ移りたい》が 4.9%と、《住み続けたい》が 81.6 ポイント上回っている。

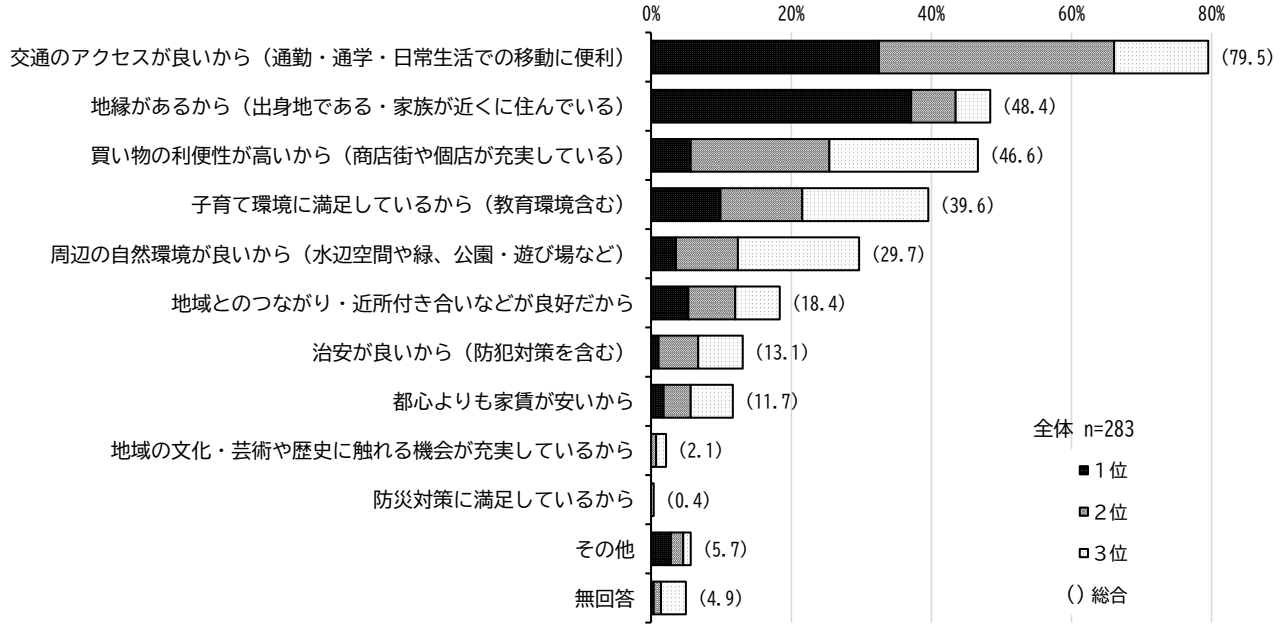


（３）大田区に住み続けたい理由

【問２で「１ずっと住み続けたい」と回答した方に伺います。】

問２-1　「ずっと住み続けたい」理由は何ですか。（上位３つを選択）

大田区に住み続けたい理由については、「交通のアクセスが良いから（通勤・通学・日常生活での移動に便利）」が 79.5%で最も高く、次いで「地縁があるから（出身地である・家族が近くに住んでいる）」が 48.4%、「買い物の利便性が高いから（商店街や個店が充実している）」が 46.6%となっている。



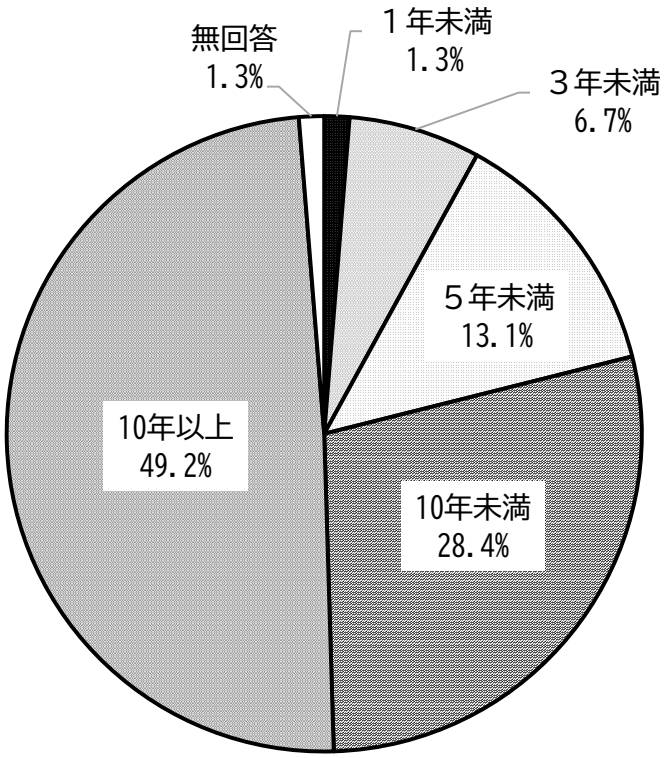
（４）大田区に住み続けたい期間

【問 2 で「2 当分は住み続けたい」と回答した方に伺います。】

問 2-2　「当分は住み続けたい」とはどのくらいの期間で理由は何ですか。(1 つのみ)

大田区に住み続けたい期間については、「10 年以上」が 49.2%で最も高く、次いで「10 年未満」が 28.4%、「５年未満」が 13.1%、「３年未満」が 6.7%となっている。

全体　n=313

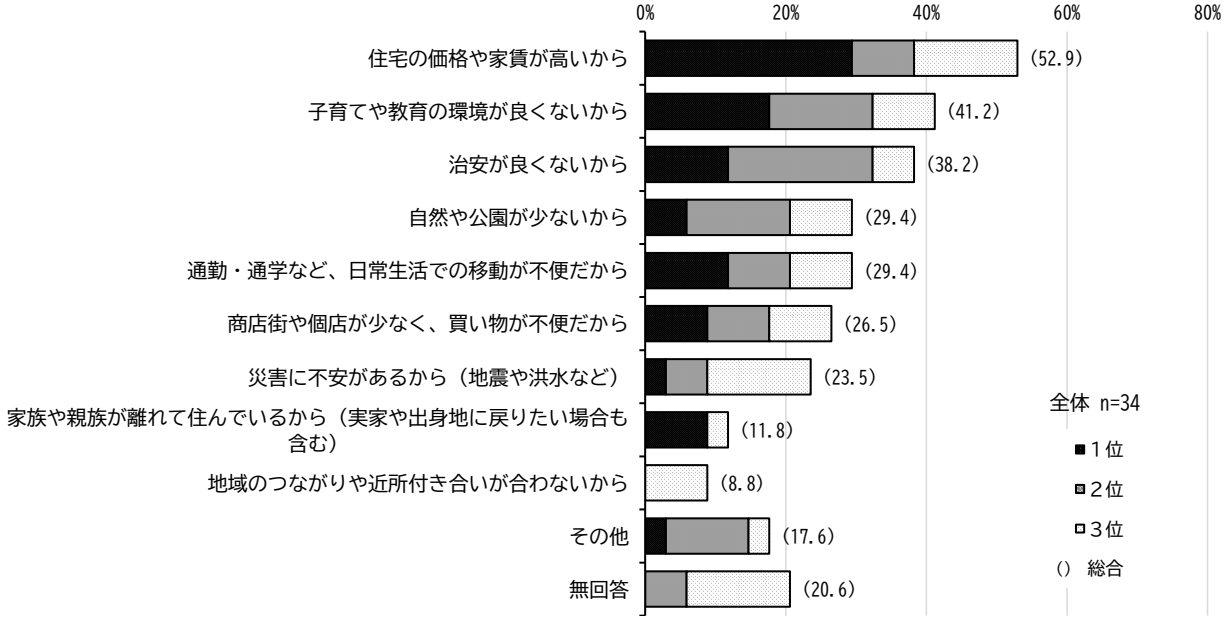


（５）大田区外へ移りたい理由

【問２で「３できれば大田区外へ移りたい」、「４大田区外へ移りたい」と回答した方に伺います。】

問２－３　「大田区外へ移りたい」理由は何ですか。（上位３つを選択）

大田区外へ移りたい理由については、「住宅の価格や家賃が高いから」が 52.9%で最も高く、次いで「子育てや教育の環境が良くないから」が 41.2%、「治安が良くないから」が 38.2%となっている。



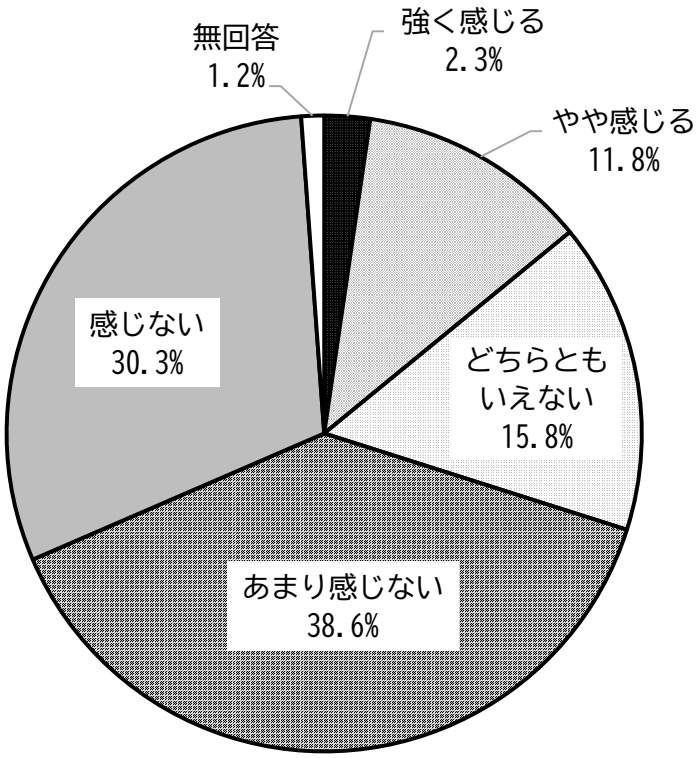
２　子育て環境について

（１）子育ての孤独感・孤立感

問３　子育てに関して孤独や孤立を感じていますか。(1 つのみ)

子育ての孤独感・孤立感については、「強く感じる」、「やや感じる」の合計値《感じる》が 14.1%となっている。一方、「あまり感じない」、「感じない」の合計値《感じない》が 68.9%と、《感じない》が 54.8 ポイント上回っている。

全体　n=689

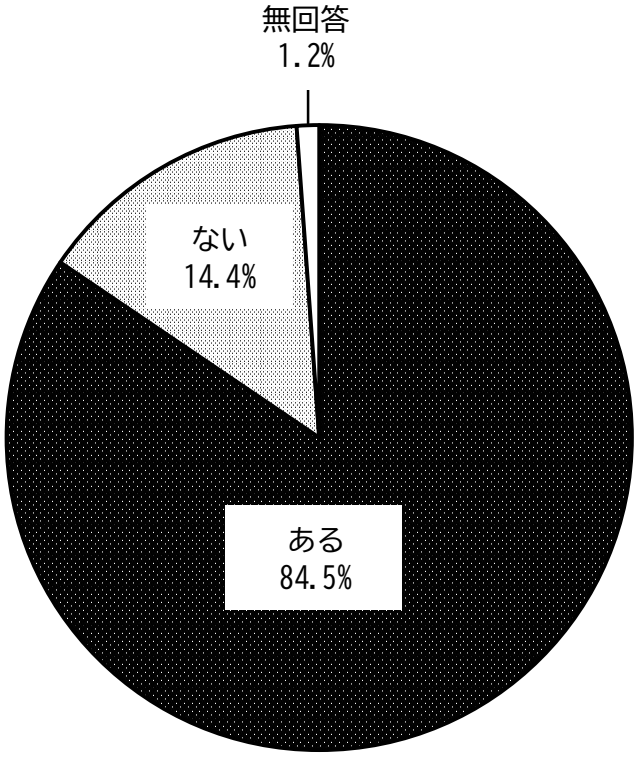


（２）子育てで相談できる人や場所の有無

問４　子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所はありますか。(1 つのみ)

子育てで相談できる人や場所の有無については、「ある」が 84.5%、「ない」が 14.4%となっており、「ある」が 70.1 ポイント上回っている。

全体　n=689

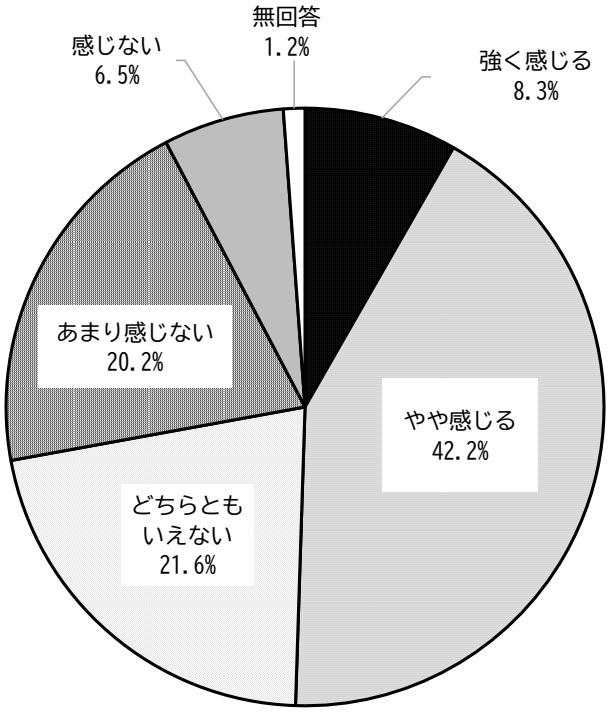


（３）地域に見守られてこどもが成長していると感じるか

問５　地域に見守られてこどもが成長していると感じますか。(1 つのみ)

地域に見守られてこどもが成長していると感じるかについては、「強く感じる」、「やや感じる」の合計値《感じる》が 50.5%となっている。一方、「あまり感じない」、「感じない」の合計値《感じない》が 26.7%と、《感じる》が 23.8 ポイント上回っている。

全体　n=689



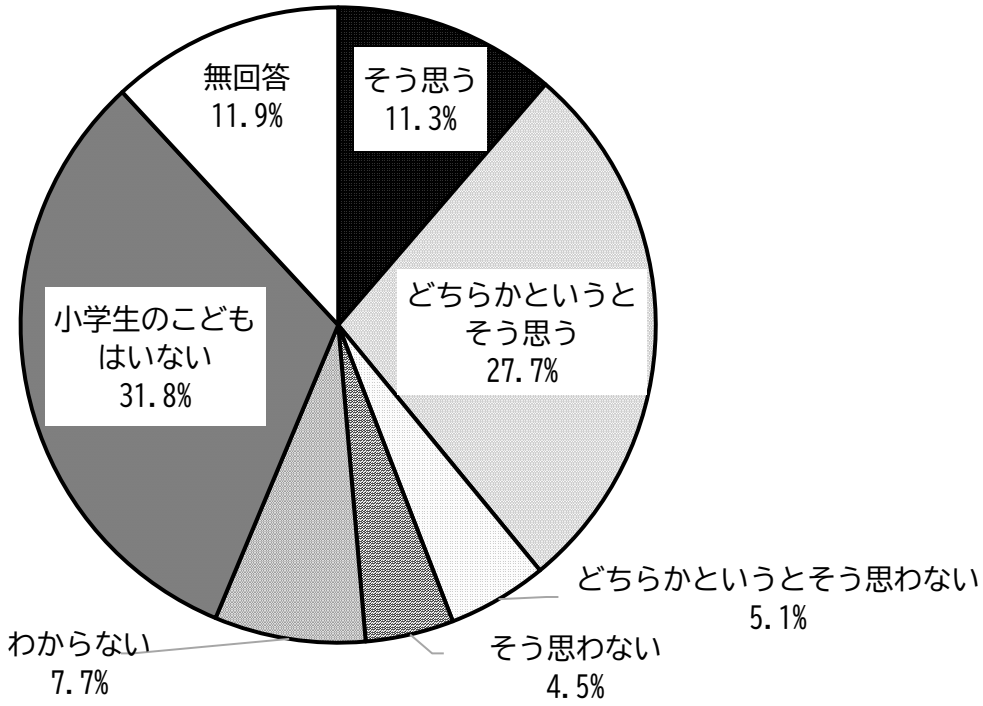
（4）こどもが将来への希望をもって、学び、成長することができているか。

問６　小学生のお子さんをお持ちの方に伺います。ご自身のお子さんが、将来への希望をもって、学び、成長することができていると思いますか。(1 つのみ)

こどもが将来への希望をもって、学び、成長することができているかについては、「そう思う」、「どちらかというとそう思う」の合計値《そう思う》が 39.0%となっている。一方、「どちらかというとそう思わない」、「そう思わない」の合計値《そう思わない》が 9.6%と、《そう思う》が 29.4 ポイント上回っている。

なお、「小学生のこどもはいない」は 31.8%となっている。

全体　n=689



令和７年度

区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査

報告書【概要版】

令和８年２月発行

発　行　大田区企画経営部企画課

〒144-8621　大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電　話　（03）5744-1444（直通）

ＦＡＸ　（03）5744-1502

大田区 × SMBC SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION

総務財政委員会
令和8年3月5日
企画経営部　資料5番
所管　企画課

大田区と三井住友銀行とのSDGs推進に関する連携協定の締結について

1 締結先について

SMBC SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION

会社名	株式会社三井住友銀行
本店所在地	千代田区丸の内一丁目1番2号
創立年月	1876年(明治9年)7月 ※2001年4月 合併により現社名に変更
代表取締役	福留　朗裕
業務内容	銀行業、リース業、その他事業
従業員数	28,224名(令和7年9月30日現在)
拠点数	国内本支店:455ヵ所　海外支店:20ヵ所
備考	SDGsおおたスカイパートナー参画

2 協定締結先の強み

1. 総合金融グループの中核的企業としての、高い信用力と安定した経営基盤
2. SMBCグループ各社と連携した、分野横断的な課題解決への支援
3. 社会的価値の創造を中期経営計画の柱に据え、SDGsの理念とも整合
4. 経済・環境・社会など多様な分野における、自治体との豊富な連携実績

3 協定の目的、連携事項

目的

それぞれの持つ資源を活用して連携及び協力をすることにより、SDGsの達成に寄与することを目的とする。

連携事項

1. SDGsの普及啓発に関すること。
2. 大田区SDGs認定制度の活用及び認定事業者支援に関すること。
3. 持続可能な地域社会の実現に向けた公民連携及び事業化の推進に関すること。
4. その他連携による取組が必要と認められること。

4 協定締結日

令和8年3月12日(木)(予定)

SDGs 未来都市 大田区

総務財政委員会
令和８年３月５日
企画経営部　資料６番
所管　　広聴広報課

令和７年度 区民と区長との懇談会の開催報告について

１　実施概要

（１）開催日時
　　令和７年 12 月 12 日（金）

（２）開催場所
　　羽田イノベーションシティ PiOPARK

（３）主催
　　大田区、(公財)大田区産業振興協会

（４）懇談会テーマ
　　「大田区が住み続けたい都市になるためには
　　　～放課後に利用できるこんな居場所（遊び場）が欲しい～」

（５）参加者
　　大森学園高等学校　生徒４名
　　東京実業高等学校　生徒４名
　　羽田国際高等学校　生徒３名
　　立正大学付属立正高等学校　生徒４名

２　グループ討議での意見（一部抜粋）

・図書館以外の自主学習ができるスペースが欲しい
・学校以外でも練習できる場所や、成果をみんなに発表できるような音楽スタジオを増やして欲しい
・周囲を気にせず球技が楽しめる公園を作って欲しい

３　区長との懇談

・区の魅力を次の世代まで繋げていける大田区を目指している
・皆さんの声を活かし、遊びに行きたいと思える公園を増やしていきたい。そのためには皆さんがルールを守ることが大切
・高校生が元気でこそ活力のある良い街になる。そういう街が作れるよう、今後も皆さんの意見を聞いていきたい
・大田区には様々な「一番」や、若者が活動できる場所がたくさんあるが、それが十分に伝わっていない。どのようにしたら若い世代にも伝わるのか、伝わる情報発信を私たちと一緒に考えて欲しい

4　当日の様子









5　参加者の声（アンケートから）

・自分の意見を伝えながら他の意見も取り入れて考えていくという良い練習ができた。回数を重ねるごとにコミュニケーション能力や発表する力が身につくと思う。
・懇談会を通して、考えたことを区長や副区長に伝えることができた。少しでも大田区で長く住みたいと思える人が増える区になるのではないかと思う。
・実際に実現したらとても良い街づくりになると思う。また、高校生だけでなく様々な年齢層の方に対して何ができるか考えていこうと思う。

6　意見に対する区の取り組み（懇談会の成果）

特に意見が多かった「自習スペース」「音楽スタジオ」について、１月に大田区公式 LINE での検索機能を実装し、中高生の居場所事業として用意している「中高生が利用できるスペース」の周知を図った。

今回、居場所として利用できる区施設が十分に認識されていないことが分かったので、高校生にとっても住み続けたい都市ナンバーワンを目指し、さらなる周知の強化に取り組む。



令和７年度 大田区の公共施設に関する区民意識調査の集計結果について

総務財政委員会
令和８年３月５日
企画経営部　資料７番
所管　施設整備課

1 調査内容

■ 本調査は、「大田区公共施設等総合管理計画」の一部改定（令和8年度）に先立ち、公共施設の利用実態や総量（床面積）削減に関する区民意識の把握や公共施設の現状・課題の周知を目的に実施した。

【調査内容】

- 属性関連（性別・年代・居住地等、５問）
- 利用実態関連（利用頻度等、24問）
- 総量（床面積）削減関連（7問）
  - ➢ 現状・課題の認知
  - ➢ 現状・課題への関心
  - ➢ 総量抑制への考え
  - ➢ 複合化・多機能化への考え
  - ➢ 学校施設を活用した複合化等への考え
  - ➢ 学校施設の活用（特別教室等）への考え
  - ➢ 統合や廃止等の対象とすべき施設特性
- 自由記入欄

2 実施状況

実施概要

■ 実施期間：令和７年8月29日～9月18日（約20日間）
■ 調査対象：16歳以上を対象に4,000人へ発送
■ 設問数　：最大37問

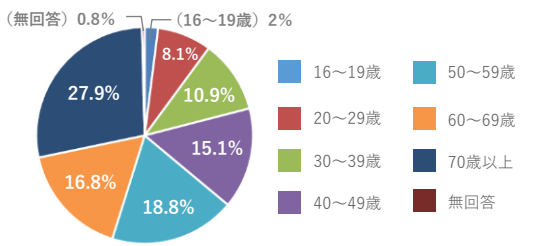
回答者属性

■ 回収数・回収率、回答者の年齢構成は下表のとおり。
■ 回答者の年齢構成を見ると、70代以上が最も多く、10～20代の割合は比較的少ない。

回収数・回収率

発送数	回収数	回収率
4,000件	1,520件	38.2%
	• 内、郵送回収	848件（55.8%）
	• 内、インターネット回収	672件（44.2%）

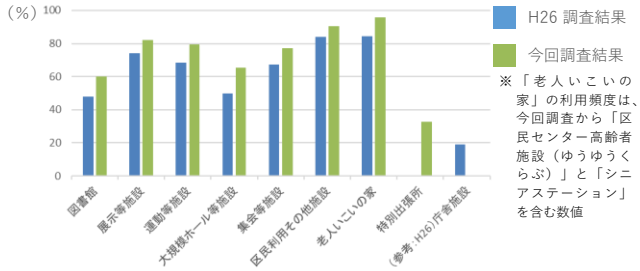
回答者の年齢構成



3 集計結果

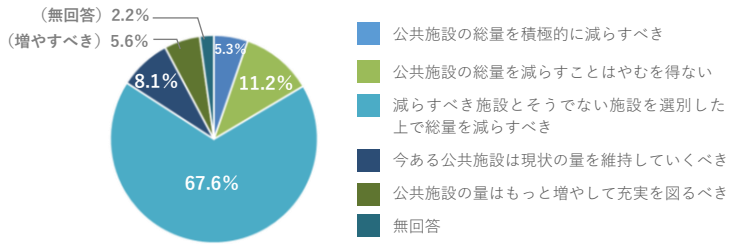
（１）利用頻度（1年間で一度も利用しなかった割合）

■ 公共施設を「利用しなかった」と回答した割合は、「大田区の公共施設に関するアンケート（H26年度実施）」と比較して増加傾向だった。
■ 図書館や大規模ホール等施設、特別出張所は、比較的利用頻度が高い傾向だった。



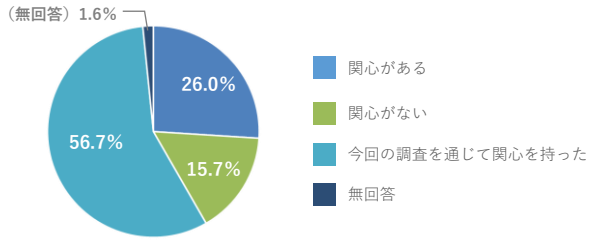
（２）総量削減への考え

■ 「減らすべき施設とそうでない施設を選別した上で総量を減らすべき」が67.6%、「公共施設の総量を減らすことはやむを得ない」が11.2%だった。



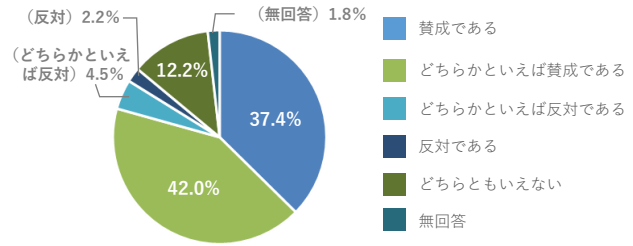
（３）現状・課題の関心

■ 「本調査を通じて関心を持った」は56.7%、「関心がある」が26.0%だった。
■ 自由意見では「調査を通じて公共施設に興味がわいた」「区の問題を知りたいと思った」といった意見があった。



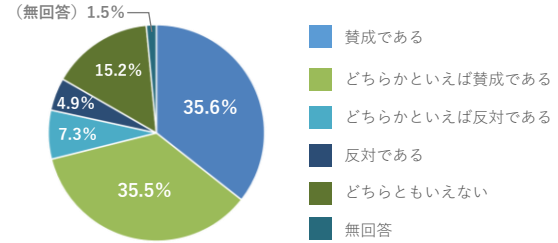
（４）複合化・多機能化への考え

■ 総量削減に向けた手法として「複合化・多機能化」に賛成する割合（賛成である・どちらかといえば賛成であるの合計）は79.4%だった。



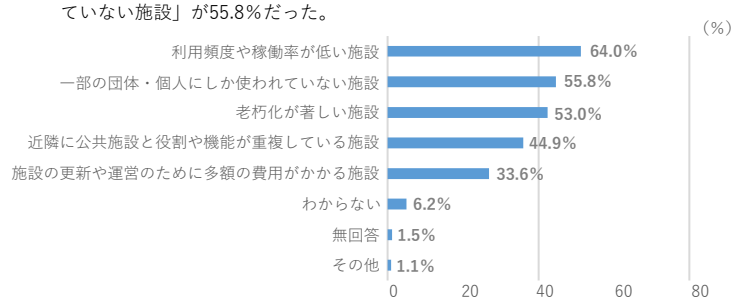
（５）学校施設の活用（特別教室等）への考え

■ 総量削減に向けた手法として「学校施設の活用」に賛成する割合（賛成である・どちらかといえば賛成であるの合計）は71.1%だった。



（６）統合や廃止等の対象とすべき施設特性（複数回答可）

■ 「利用頻度や稼働率が低い施設」が64.0%、「一部の団体・個人にしか使われていない施設」が55.8%だった。



■ 本調査では、平成26年度の調査結果と比較して「公共施設を利用していない割合」が増加した傾向や、総量削減は「施設を選別した上で実施するべき」と回答した割合が高いことが明らかとなった。
■ 本調査は、「効果的・効率的な施設マネジメント」に向け、令和8年度に一部改定予定の公共施設等総合管理計画の参考資料として活用していく。

令和７年度
大田区の公共施設に関する区民意識調査

報 告 書

令和７年１２月

大田区

目　　次

第１章　調査概要 1

１　調査目的 1
２　調査設計 1
３　調査対象者の抽出 1
４　報告書の見方 2
５　標本誤差 2
６　回答者の属性 3

第２章　調査結果（各施設の利用頻度・今後の利用意向等） 5

（１）『図書館』について 5
（２）『展示等施設』について 9
（３）『運動等施設』について 13
（４）『大規模ホール等施設』について 18
（５）『集会等施設』について 22
（６）『区民利用その他施設』について 26
（７）『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』について 30
（８）『特別出張所』について 34

第３章　調査結果（今後の公共施設のあり方について） 38

（１）区の公共施設を取り巻く現状・課題の認知 38
（２）区の公共施設を取り巻く現状・課題への関心 39
（３）区の公共施設の総量を削減する取組への考え 40
（４）区の公共施設の『複合化』や『多機能化』による総量を削減する取組への考え 41
（５）公立小・中学校を活用した『複合化』等による総量を削減する取組への考え 42
（６）学校施設の活用による総量を削減する取組への考え 43
（７）今後、統合や廃止等の対象とすべき施設 44
（８）区の公共施設の現状や今後のあり方についてのご意見 46

資料　調査票 81

第１章　調査概要

１　調査目的

大田区の公共施設について、利用実態や区民意識等を把握し、今後の公共施設のあり方を検討する際の基礎資料とする。

２　調査設計

調 査 地 域	大田区全域
調 査 対 象	区内に在住する満 16 歳以上の男女個人（日本人）
標　本　数	4,000 人
抽 出 方 法	層化無作為抽出法
調 査 方 法	配布は郵送方式、回答・収集は郵送又は電子申請方式
調 査 期 間	令和７年８月 29 日（金）～９月 18 日（木）
回　収　数	1,520 件（郵送　848 件＋電子申請　672 件）
回　収　率	38.2%

３　調査対象者の抽出

母集団	大田区全域
抽出台帳	区内に在住する満 16 歳以上の男女個人（日本人）
標本数	4,000 人
抽出法	層化無作為抽出法
地域区分	区内を４地域（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田）に分類し、それぞれを層とした。
標本数の配分	各地域における 16 歳以上の人口に標本数を比例配分した。
対象者抽出	１地域ごとに設定した標本数を無作為抽出した。

地域名	所管区域　※管轄する特別出張所
大森地域	大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿
調布地域	嶺町、田園調布、鵜の木、久が原、雪谷、千束
蒲田地域	六郷、矢口、蒲田西、蒲田東
糀谷・羽田地域	糀谷、羽田

4　報告書の見方

（1）調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点以下第２位を四捨五入し、小数点第１位まで表示している。したがって、合計が 100%にならない場合がある。
（2）複数回答形式の場合、回答比率の合計は 100%を超える場合がある。
（3）図表中の「ｎ」とは、その設問への回答者数を表す。
（4）選択肢の語句が長い場合、本文や図表中では省略した表現を用いている場合がある。
（5）クロス分析において、回答者数の少ない（ｎ＝50 未満）属性についてのコメントは控えている。

5　標本誤差

今回の調査は、調査対象となる母集団から一部を無作為に抽出して行った「標本調査」であり、母集団に対する標本誤差が生じる。今回の調査結果が正規分布に従うと仮定した場合、標本誤差は、次の公式によって算出される。

$$b = \pm k \times \sqrt{\frac{N-n}{N-1}} \times \sqrt{\frac{P(1-P)}{n}} \qquad ※\frac{N-n}{N-1} \approx 1$$

b：標本誤差
k：信頼度係数
N：母集団数
P：回答比率
n：比率算出の基数

なお、公式中の信頼度係数「k」は、一般的なアンケート調査で設定される信頼度「95.0%」となる「1.96」を用いることとした。また、母集団数「N」は、大田区在住の 16 歳以上の男女の人口であるが、計算を簡易的にするため、省略することとした。

例えば、p.5 の「『図書館』の利用頻度」で回答者の全体では n=1,520 であり、「週 1 回以上」という回答比率が 4.7%の場合、

$$b = \pm 1.96 \times 1 \times \sqrt{\frac{0.047(1-0.047)}{1{,}520}} \fallingdotseq \pm 1.06\%$$

となり、真の値は 4.7%を中心に±1.06%の範囲内に、つまり、3.6%～5.8%の間にあると考えられる。

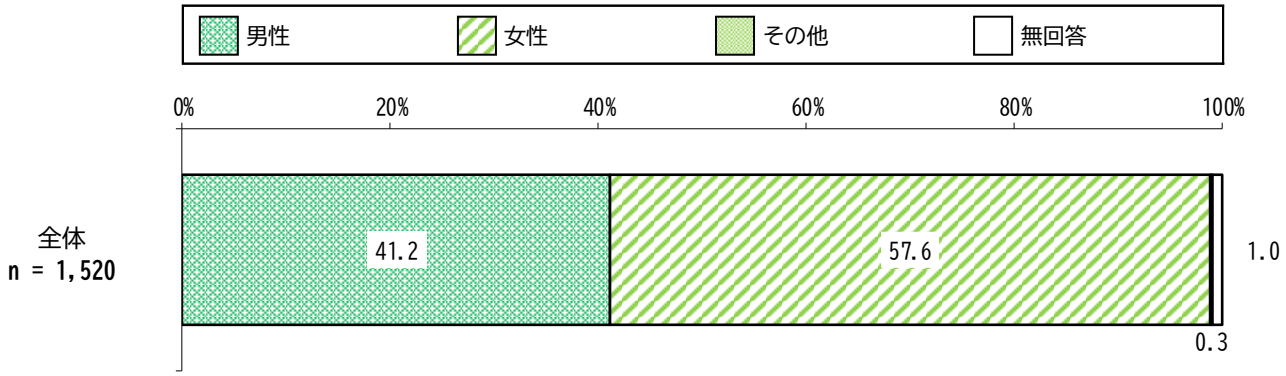
同様に計算した標本誤差の早見表を以下に示す。

基数（n） ＼ 回答の比率（P）	10%または 90%前後	20%または 80%前後	30%または 70%前後	40%または 60%前後	50%前後
1,520 人	±1.5%	±2.0%	±2.3%	±2.5%	±2.5%
1,000 人	±1.9%	±2.5%	±2.8%	±3.0%	±3.1%
800 人	±2.1%	±2.8%	±3.2%	±3.4%	±3.5%
600 人	±2.4%	±3.2%	±3.7%	±3.9%	±4.0%
400 人	±2.9%	±3.9%	±4.5%	±4.8%	±4.9%
200 人	±4.2%	±5.5%	±6.4%	±6.8%	±6.9%
100 人	±5.9%	±7.8%	±9.0%	±9.6%	±9.8%
50 人	±8.3%	±11.1%	±12.7%	±13.6%	±13.9%

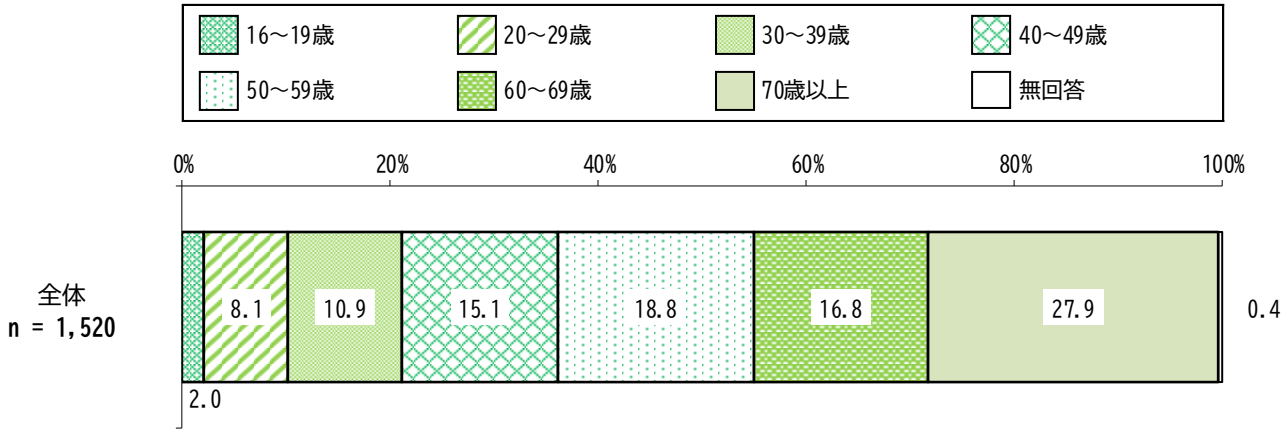
基数が少なくなると、標本誤差は大きくなるため、結果の分析等では留意が必要。

6　回答者の属性

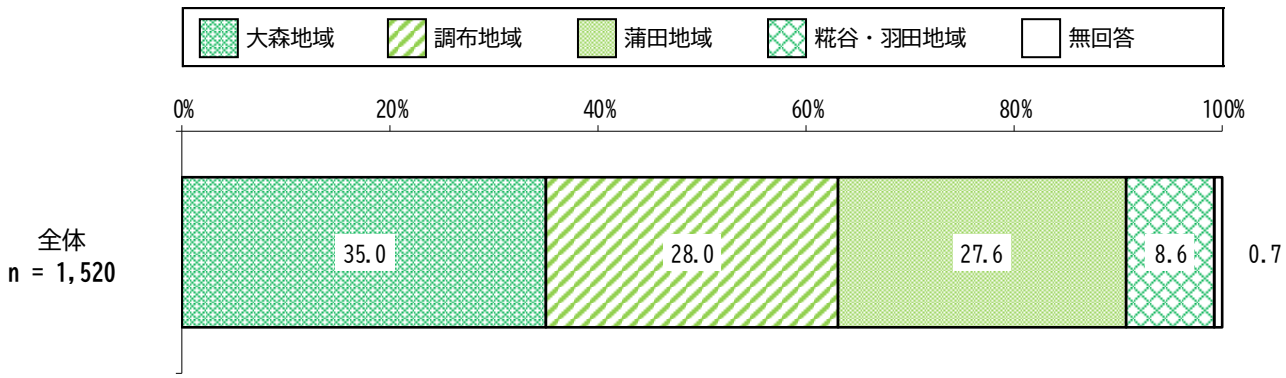
（１）性別



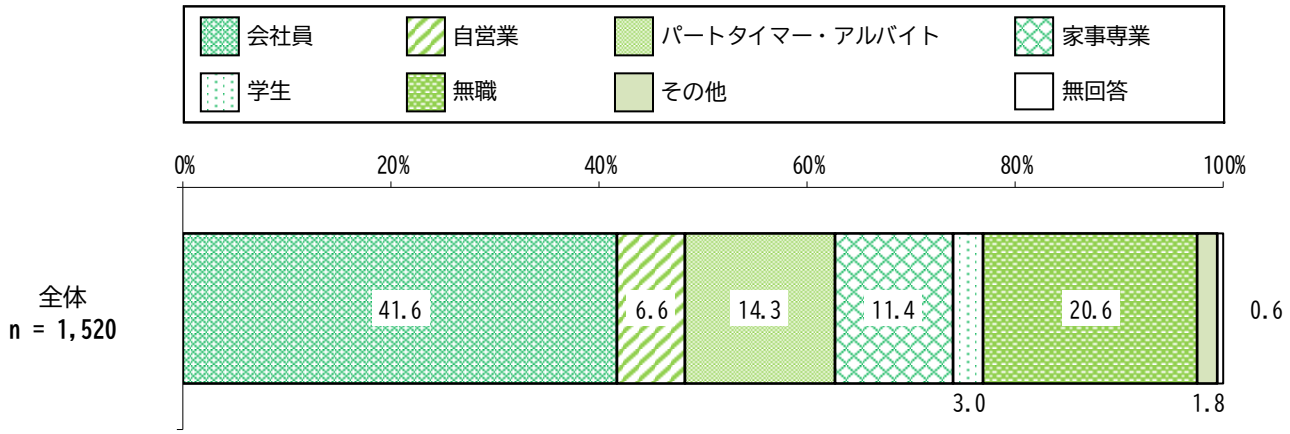
（２）年齢



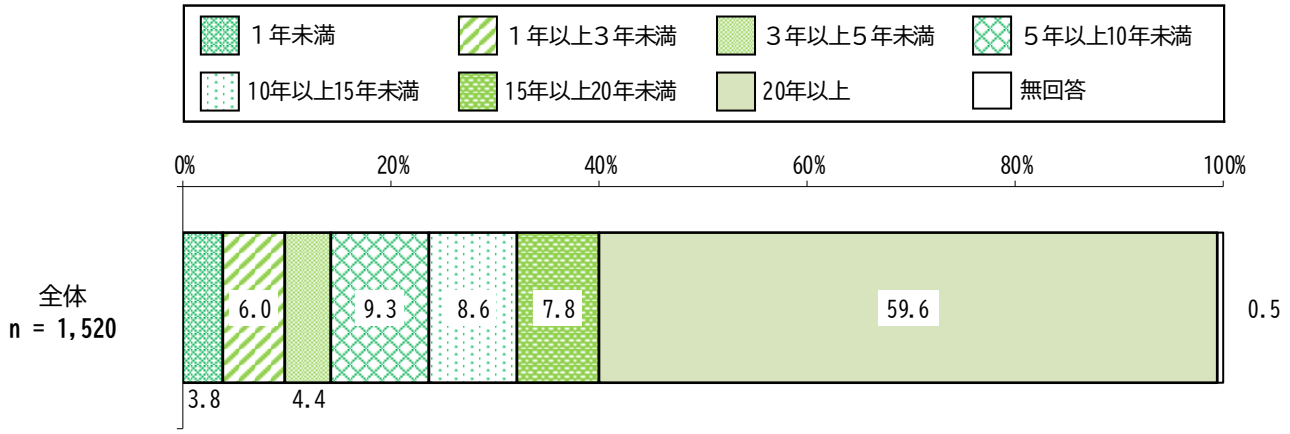
（３）地域



（４）職業


会社員
自営業
パートタイマー・アルバイト
家事専業
学生
無職
その他
無回答
0%
20%
40%
60%
80%
100%
全体
n = 1,520
41.6
6.6
14.3
11.4
3.0
20.6
1.8
0.6

（５）区内居住年数


１年未満
１年以上３年未満
３年以上５年未満
５年以上10年未満
10年以上15年未満
15年以上20年未満
20年以上
無回答
0%
20%
40%
60%
80%
100%
全体
n = 1,520
3.8
6.0
4.4
9.3
8.6
7.8
59.6
0.5

第２章　調査結果（各施設の利用頻度・今後の利用意向等）

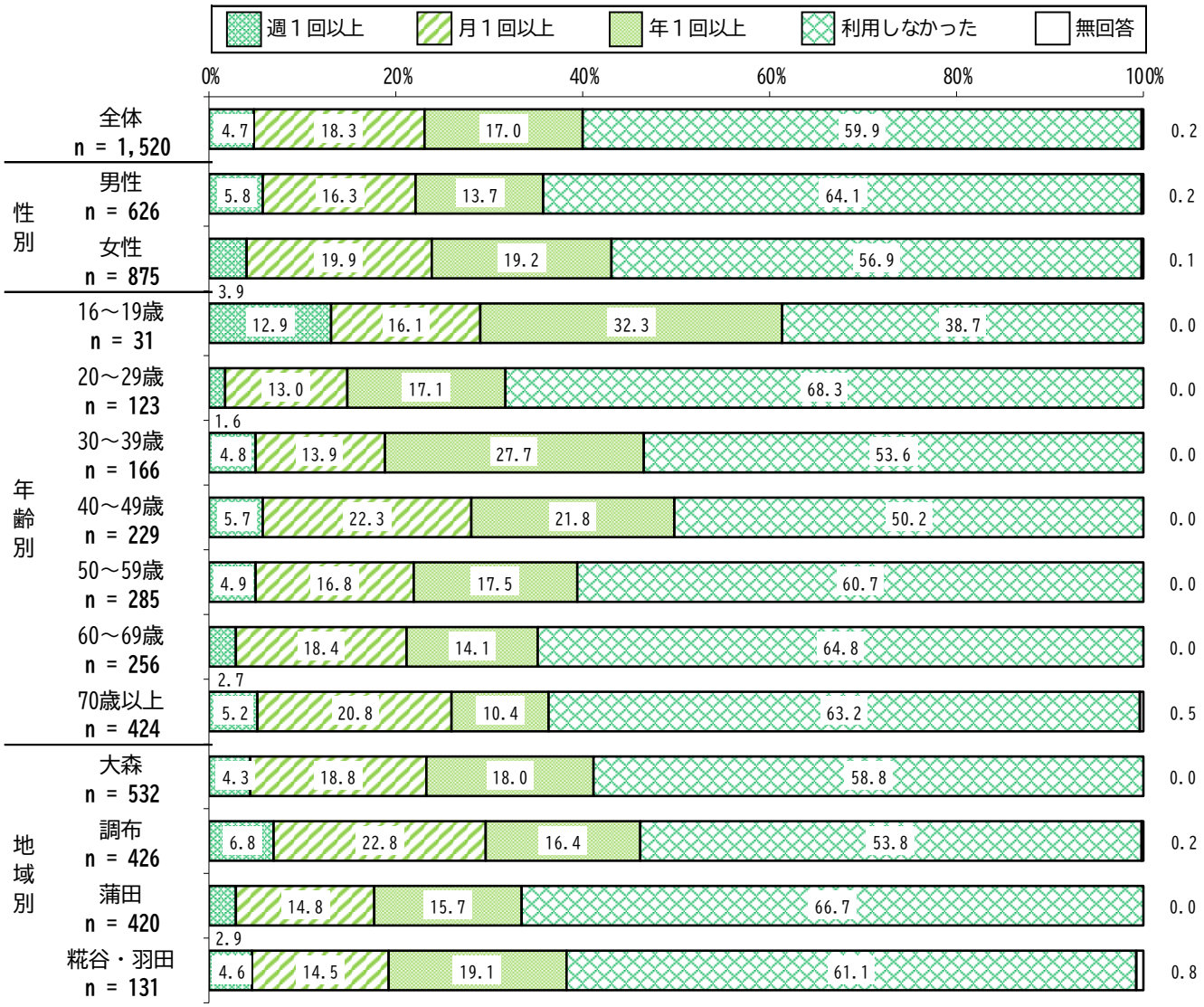
（１）『図書館』について

①『図書館』の利用頻度

問１．あなたは、この１年間に『図書館』をどのくらい利用しましたか。（○は１つだけ）

『図書館』・・・大田図書館、大森南図書館、大森東図書館、大森西図書館、入新井図書館、馬込図書館、池上図書館、久が原図書館、洗足池図書館、浜竹図書館、羽田図書館、六郷図書館、下丸子図書館、多摩川図書館、蒲田図書館、蒲田駅前図書館、大田文化の森情報館、田園調布せせらぎ館図書サービスコーナー

『図書館』の利用頻度【性別／年齢別／地域別】

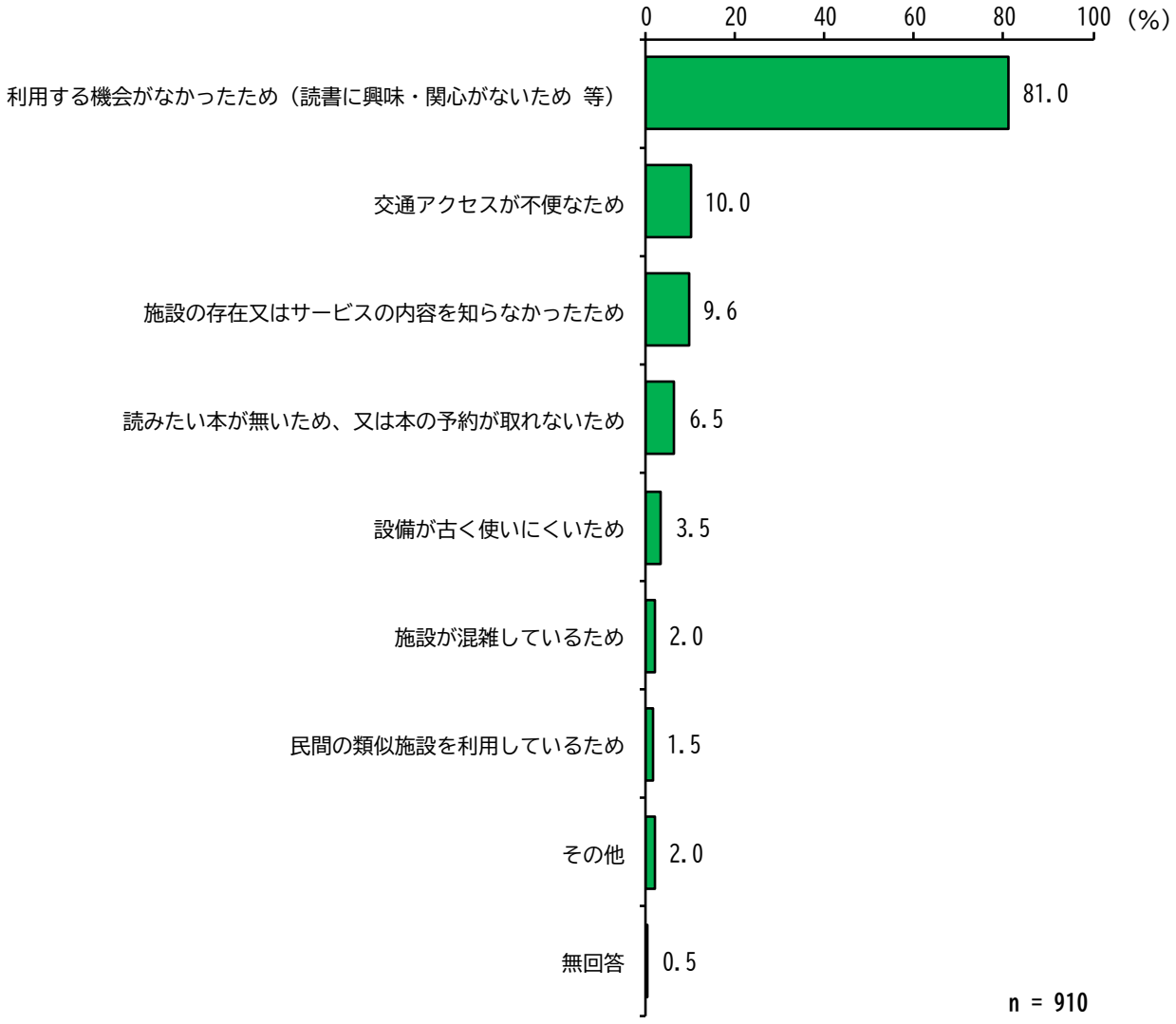


概要	『図書館』の利用頻度は、「利用しなかった」が 59.9%となっている。一方、「週１回以上」が 4.7%、「月１回以上」が 18.3%、「年１回以上」が 17.0%となっている。
性別差	「利用しなかった」は【男性】が 64.1%と、【女性】（56.9%）よりも 7.2 ポイント高くなっている。一方、「年１回以上」は【女性】が 19.2%と、【男性】（13.7%）よりも 5.5 ポイント高くなっている。
年齢差	「年１回以上」は【30～39 歳】が 27.7%と、他の区分に比べ高くなっている。
地域差	「利用しなかった」は【蒲田】が 66.7%と、他の区分に比べ高くなっている。

②『図書館』を利用しなかった理由

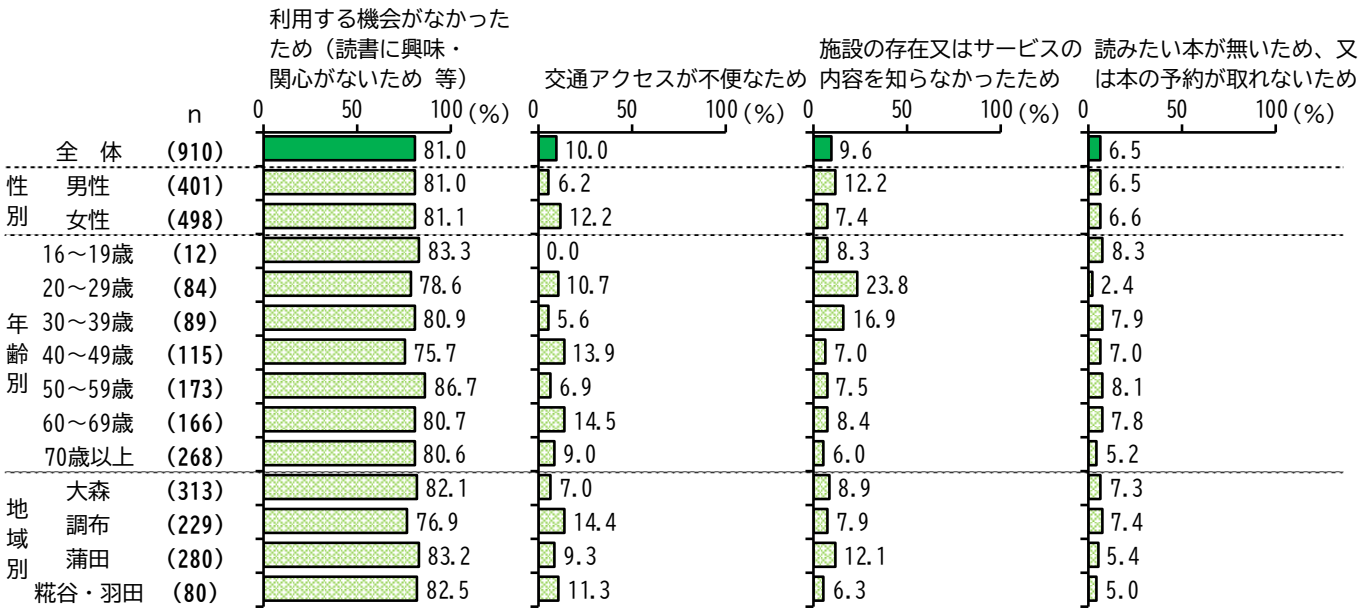
（問１で、「４．利用しなかった」とお答えの方へ）
問１－１．この１年間に『図書館』を利用しなかった理由を教えてください。（○はいくつでも）

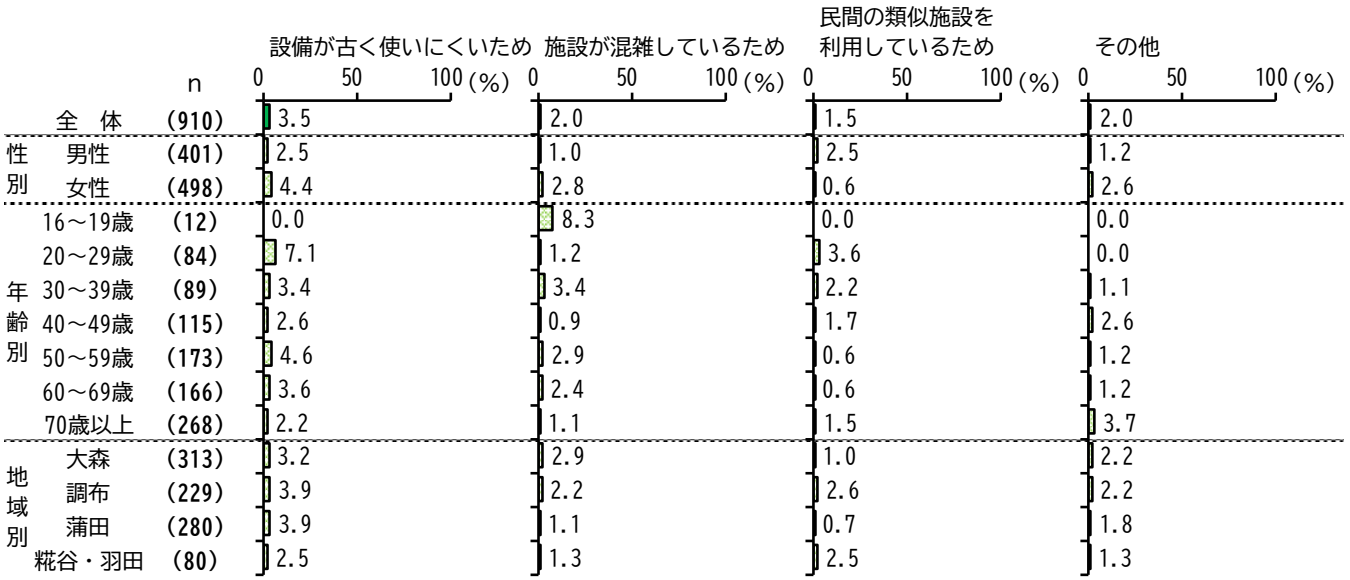
『図書館』を利用しなかった理由



概要	『図書館』を利用しなかった理由は、「利用する機会がなかったため（読書に興味・関心がないため 等）」が81.0%で最も高くなっている。

『図書館』を利用しなかった理由【性別／年齢別／地域別】



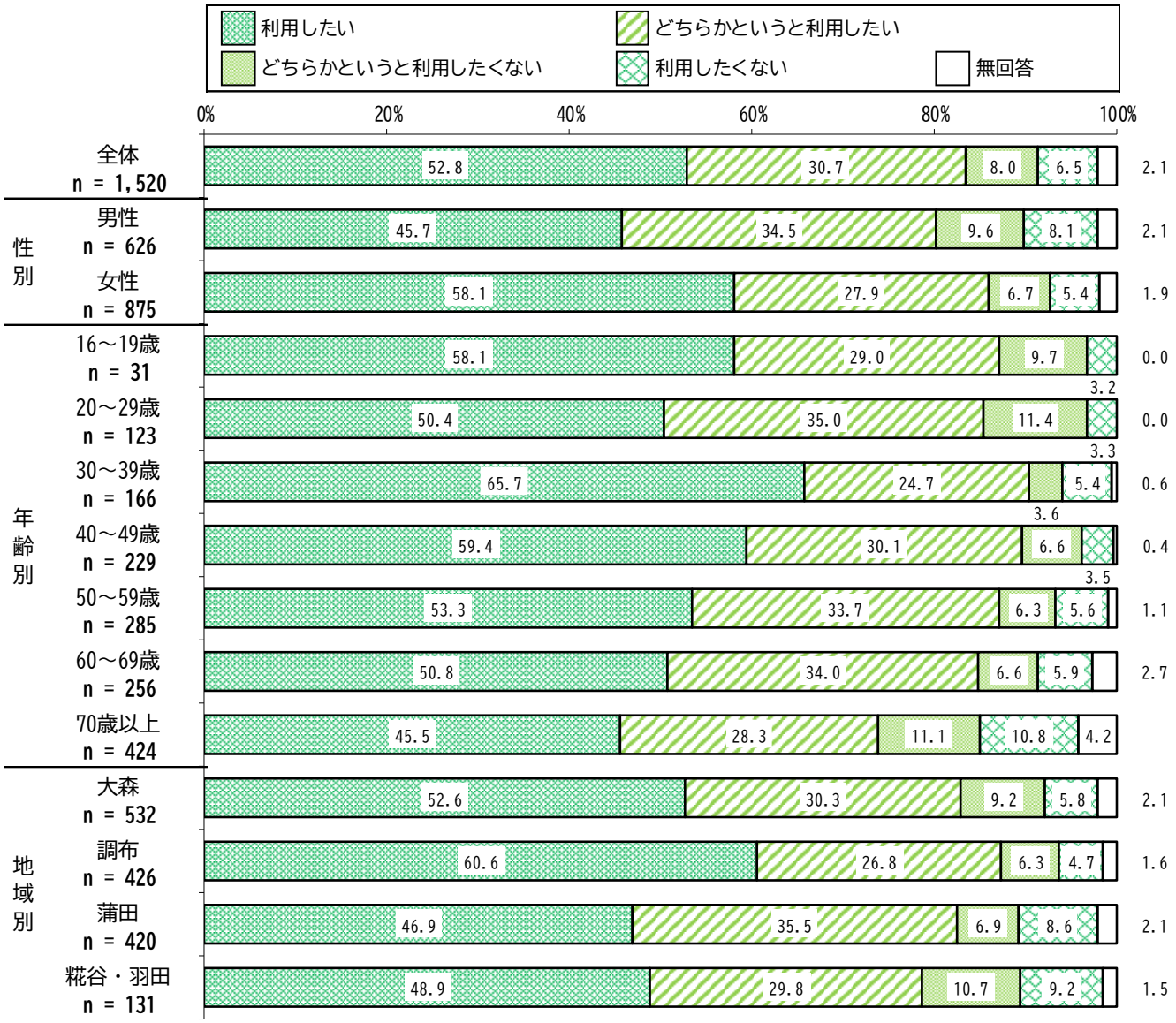


性別差	「交通アクセスが不便なため」は【女性】が 12.2%と、【男性】（6.2%）よりも 6.0 ポイント高くなっている。
年齢差	「施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため」は【20～29 歳】が 23.8%と、他の区分に比べ高くなっている。
地域差	大きな差はみられない。

③『図書館』の今後の利用意向

問２．あなたは、今後ライフステージが変化した場合や、利用しなかった理由に変化や改善があった場合に『図書館』を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）

『図書館』の今後の利用意向【性別／年齢別／地域別】



概要	『図書館』の今後の利用意向は、「利用したい」（52.8%）と「どちらかというと利用したい」（30.7%）を合わせた『利用希望あり』が 83.5%となっている。
性別差	「利用したい」は【女性】が 58.1%と、【男性】（45.7%）よりも 12.4 ポイント高くなっている。
年齢差	『利用希望あり』は【70 歳以上】が 73.8%と他の区分に比べ低くなっている。一方、「利用したい」は【30～39 歳】が 65.7%と、他の区分に比べ高く、【70 歳以上】が 45.5%と他の区分に比べ低くなっている。
地域差	「利用したい」は【調布】が 60.6%と、他の区分に比べ高く、【蒲田】が 46.9%と、他の区分に比べ低くなっている

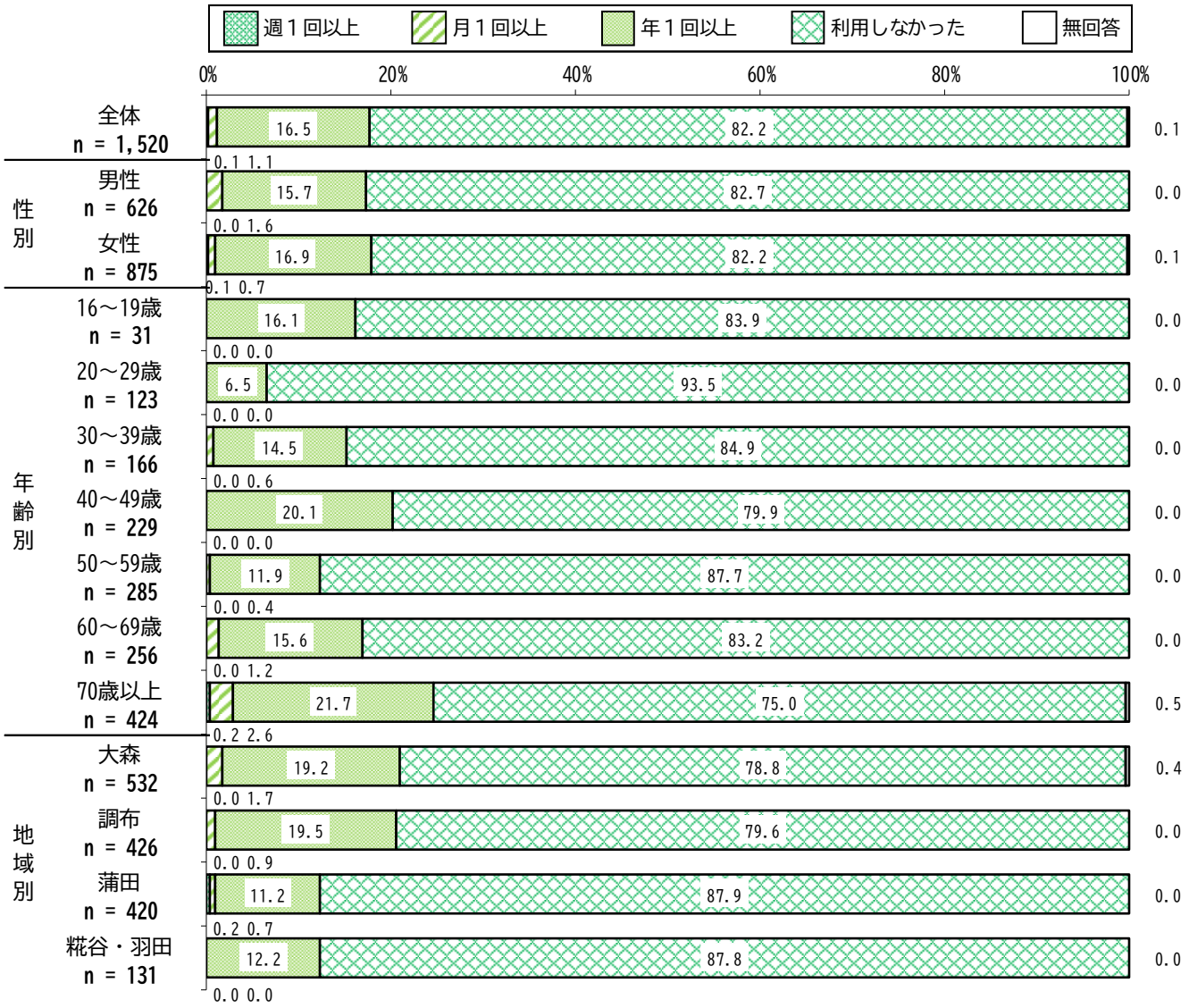
（２）『展示等施設』について

①『展示等施設』の利用頻度

問３．あなたは、この１年間に『展示等施設』をどのくらい利用しましたか。（○は１つだけ）

『展示等施設』・・・勝海舟記念館、熊谷恒子記念館、旧川端龍子邸、龍子記念館、郷土博物館、大森海苔のふるさと館、山王草堂記念館、多摩川台公園古墳展示室、馬込文士村資料展示室、尾崎士郎記念館

『展示等施設』の利用頻度【性別／年齢別／地域別】

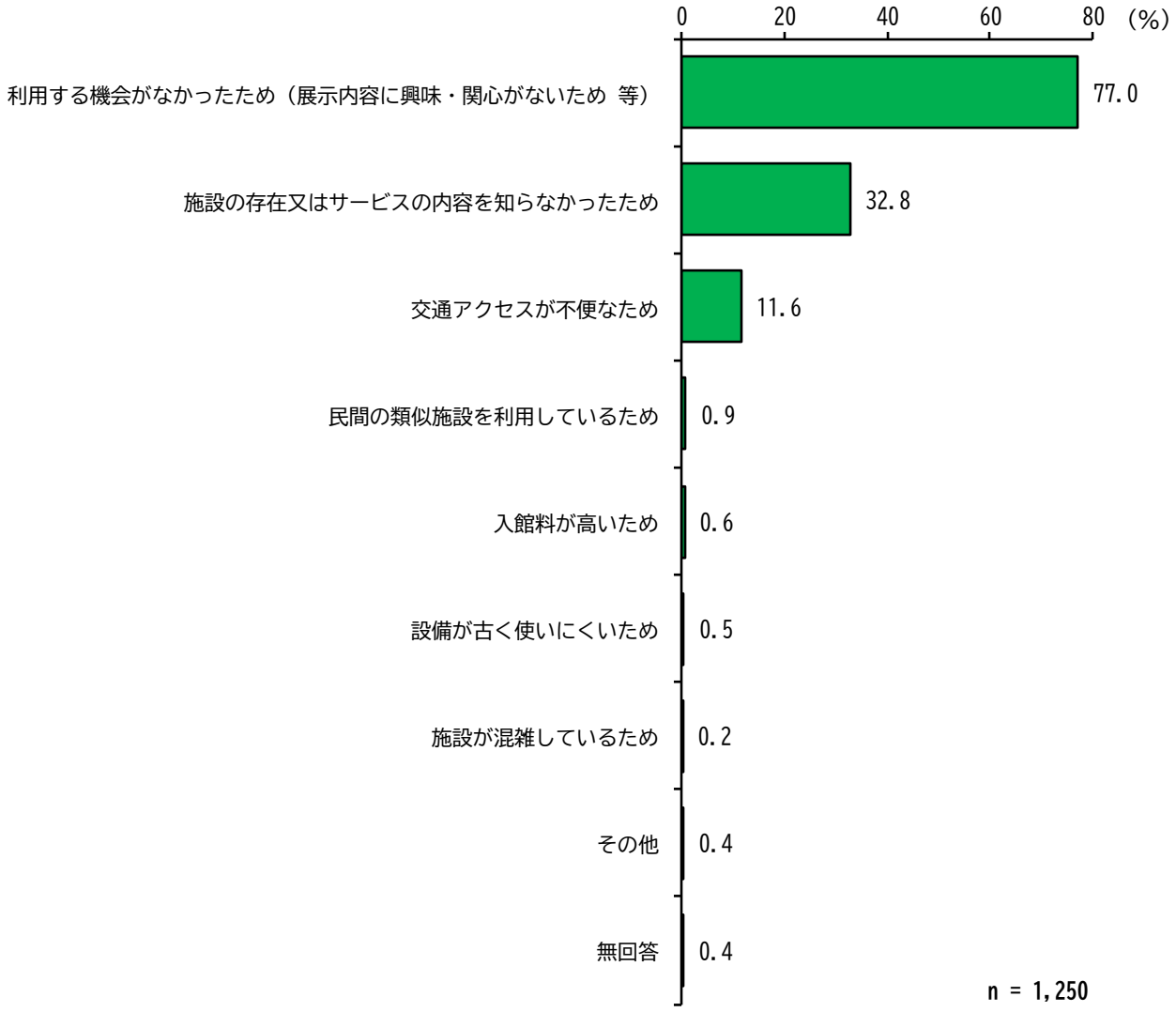


概要	『展示等施設』の利用頻度は、「利用しなかった」が 82.2%となっている。
性別差	大きな差はみられない。
年齢差	「利用しなかった」は【20～29 歳】が 93.5%と、他の区分に比べ高くなっている。
地域差	大きな差はみられない。

②『展示等施設』を利用しなかった理由

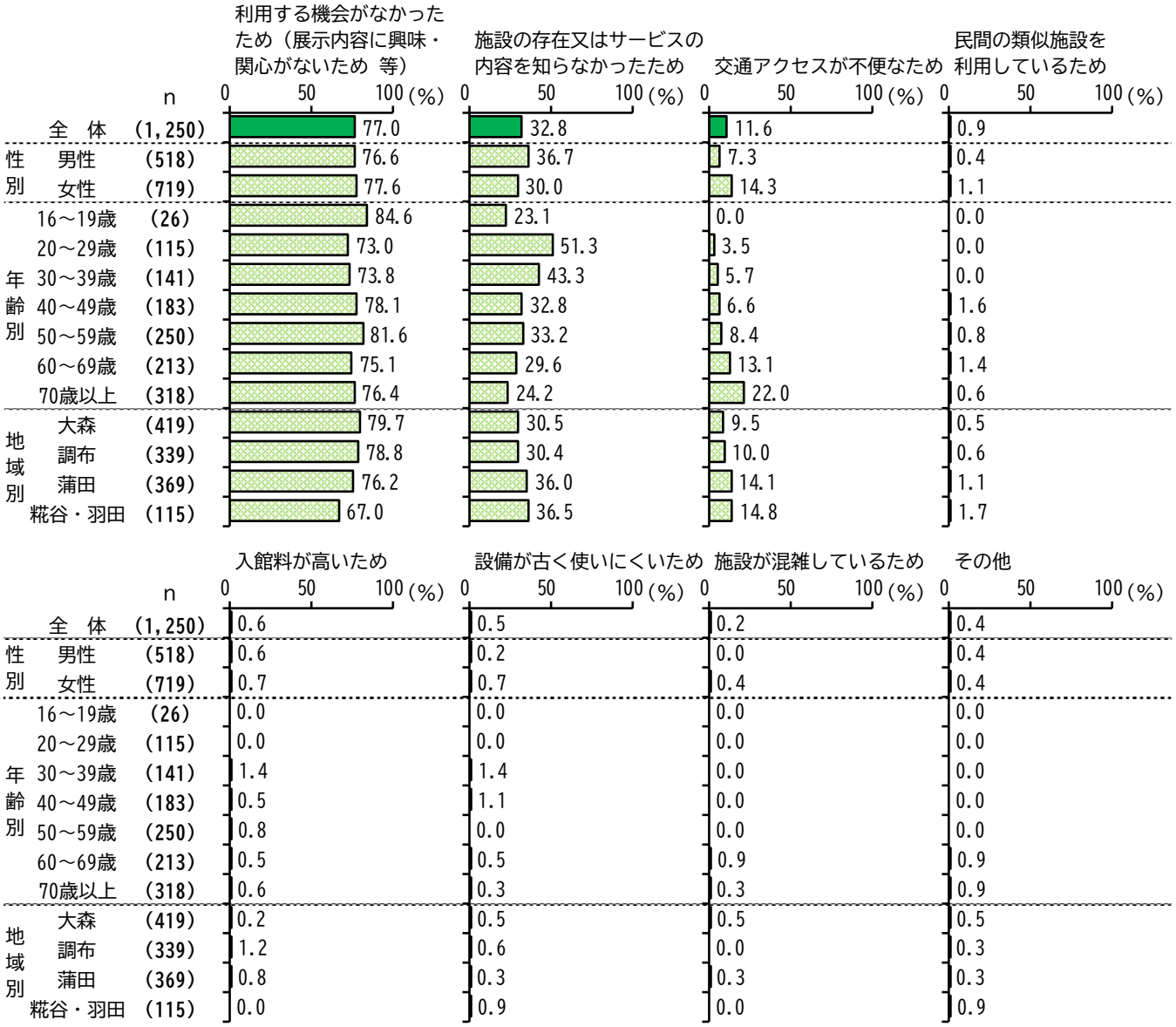
（問３で、「４．利用しなかった」とお答えの方へ）
問３－１．この１年間に『展示等施設』を利用しなかった理由を教えてください。（○はいくつでも）

『展示等施設』を利用しなかった理由



概要	『展示等施設』を利用しなかった理由は、「利用する機会がなかったため（展示内容に興味・関心がないため 等）」が 77.0%で最も高くなっている。以下「施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため」が 32.8%となっている。

『展示等施設』を利用しなかった理由【性別／年齢別／地域別】

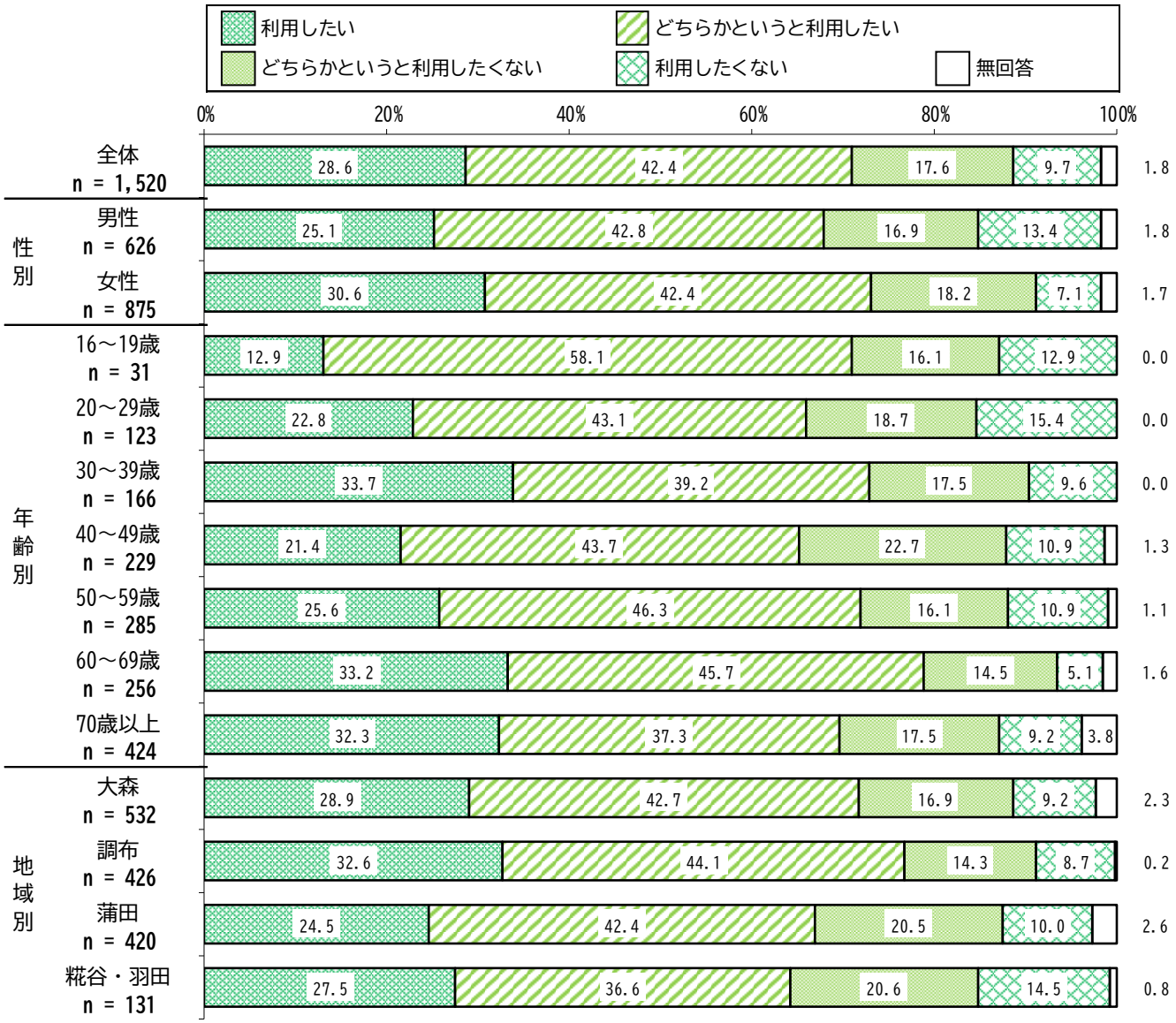


性別差	「交通アクセスが不便なため」は【女性】が 14.3%と、【男性】（7.3%）よりも 7.0 ポイント高くなっている。一方、「施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため」は【男性】が 36.7%と、【女性】（30.0%）よりも 6.7 ポイント高くなっている。
年齢差	「施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため」は【20～29 歳】が 51.3%、「交通アクセスが不便なため」は【70 歳以上】が 22.0%と、他の区分に比べ高くなっている。
地域差	「利用する機会がなかったため（展示内容に興味・関心がないため 等）」は【糀谷・羽田】が 67.0%と、他の区分に比べ低くなっている。

③『展示等施設』の今後の利用意向

問４．あなたは、今後ライフステージが変化した場合や、利用しなかった理由に変化や改善があった場合に『展示等施設』を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）

『展示等施設』の今後の利用意向【性別／年齢別／地域別】



概要	『展示等施設』の今後の利用意向は、「利用したい」（28.6%）と「どちらかというと利用したい」（42.4%）を合わせた『利用希望あり』が 71.0%となっている。
性別差	『利用希望あり』は【女性】が 73.0%と、【男性】（67.9%）よりも 5.1 ポイント高くなっている。
年齢差	大きな差はみられない。
地域差	大きな差はみられない。

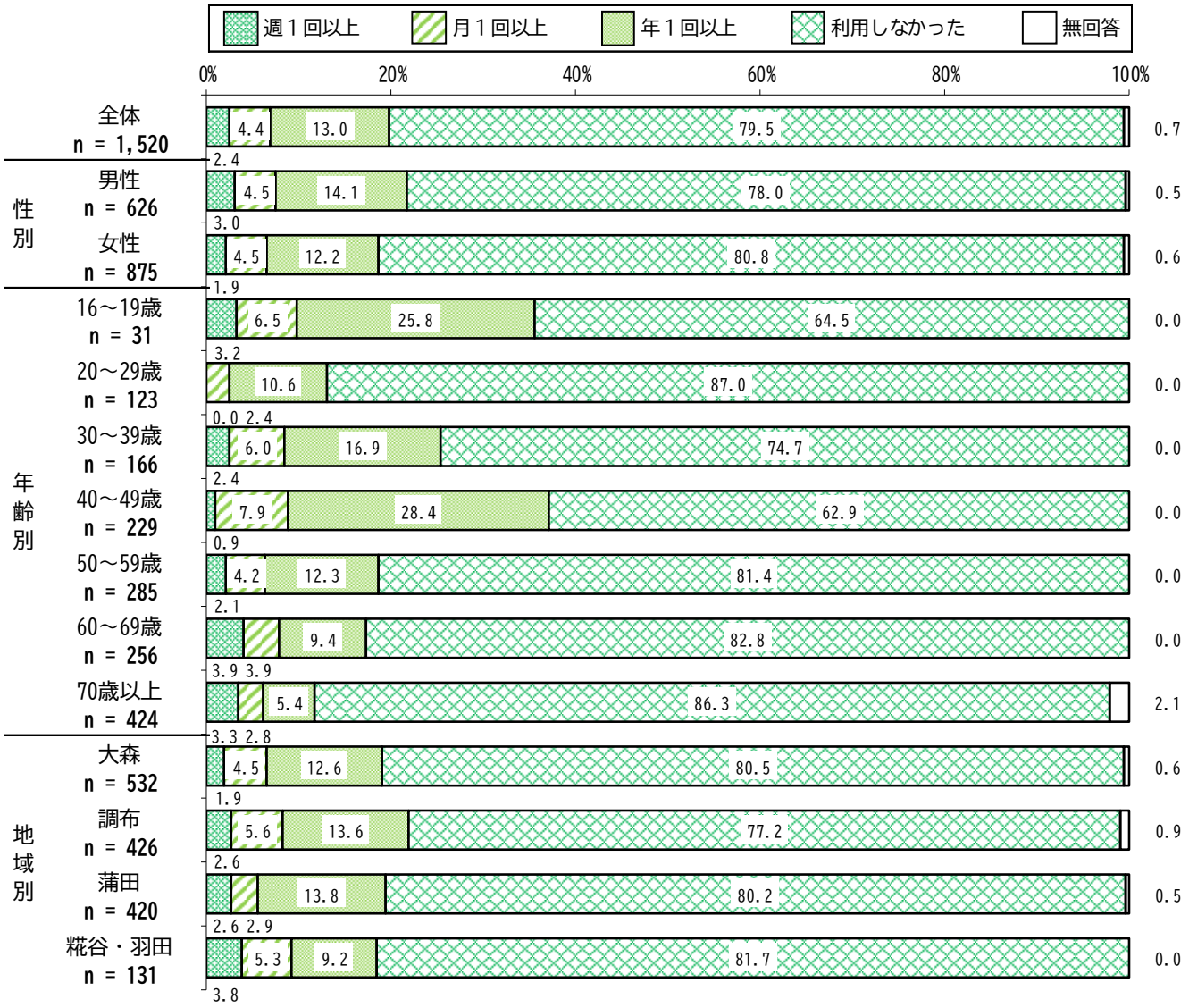
（３）『運動等施設』について

①『運動等施設』の利用頻度

問５．あなたは、この１年間に『運動等施設』をどのくらい利用しましたか。（○は１つだけ）

『運動等施設』・・・大田区総合体育館、大森スポーツセンター、大田スタジアム、平和島公園水泳場、東調布公園水泳場、萩中公園水泳場、平和の森公園弓道場・アーチェリー場、矢口区民センター温水プール、平和の森公園相撲場

『運動等施設』の利用頻度【性別／年齢別／地域別】

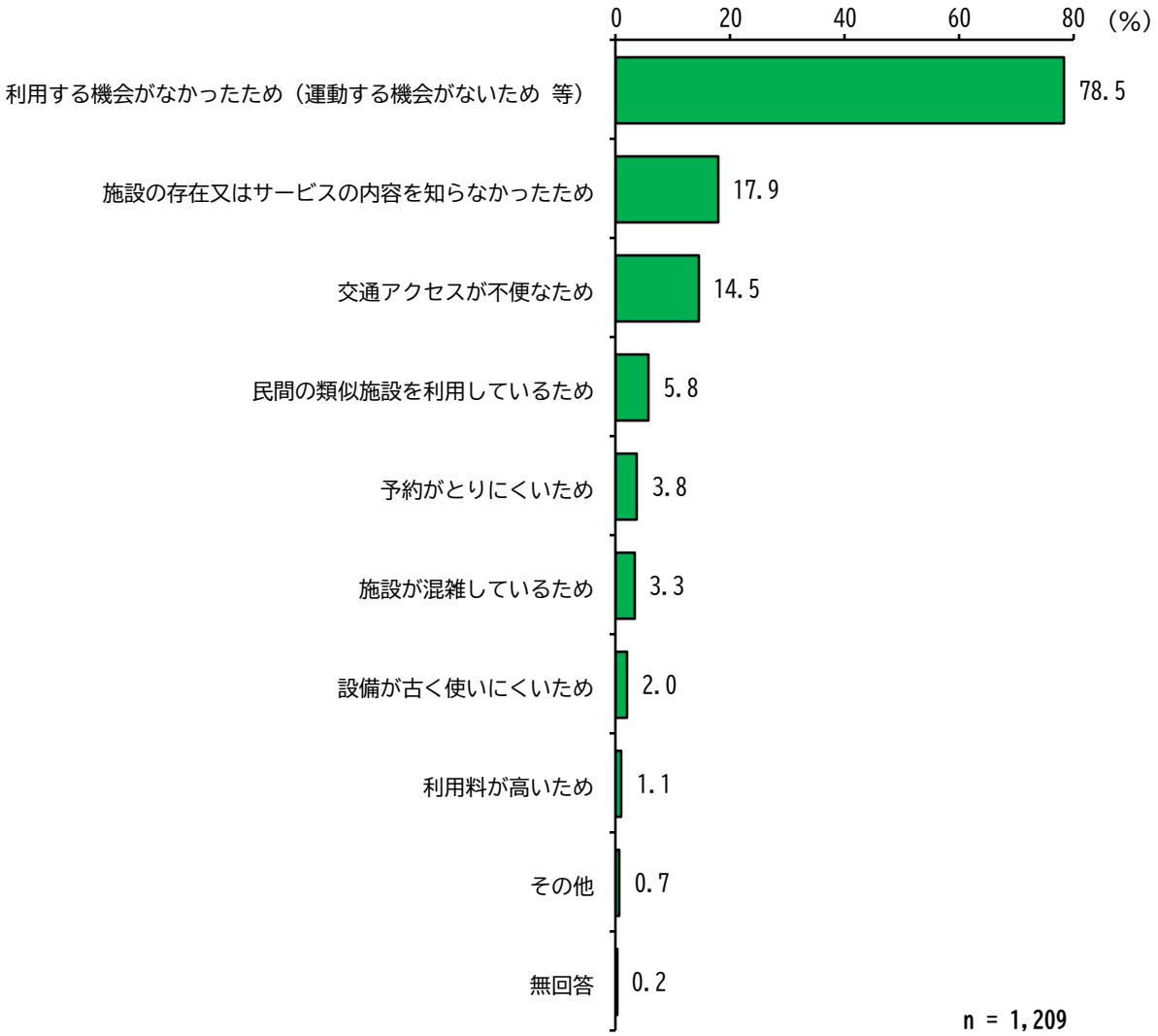


概要	『運動等施設』の利用頻度は、「利用しなかった」が 79.5%となっている。
性別差	大きな差はみられない。
年齢差	「週１回以上」、「月１回以上」及び「年１回以上」を合わせた『利用あり』は【40～49 歳】が 37.2%と、他の区分に比べ高くなっている。
地域差	大きな差はみられない。

②『運動等施設』を利用しなかった理由

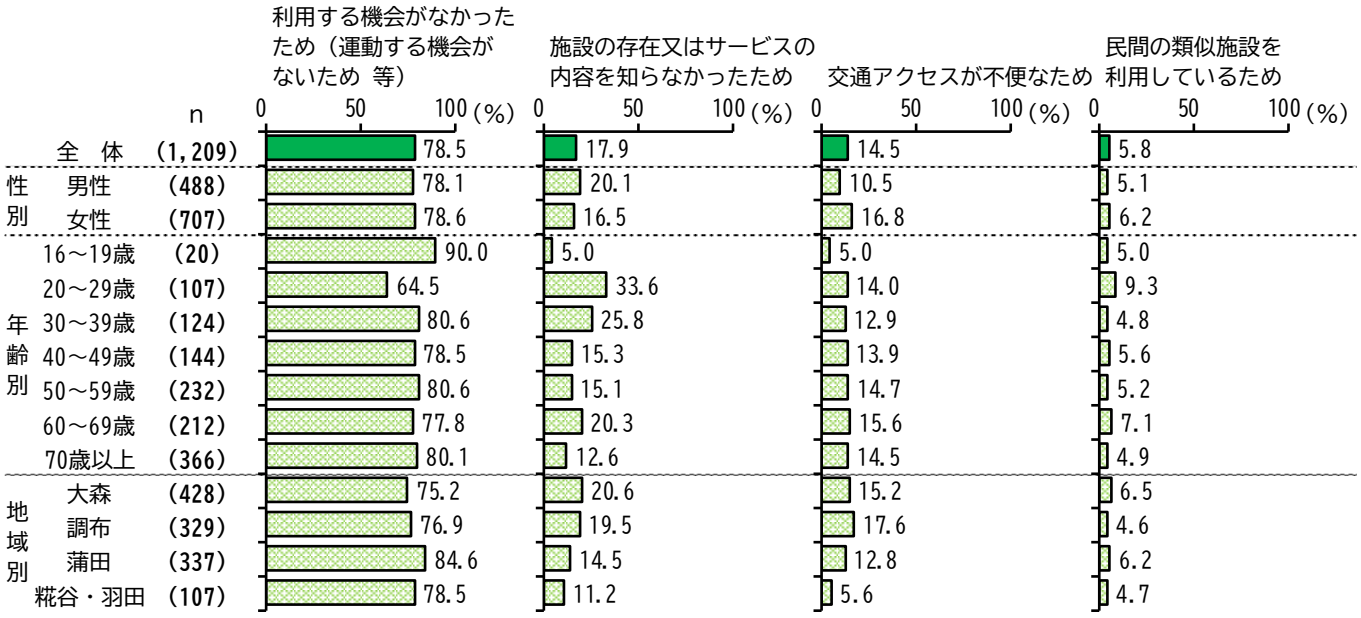
（問５で、「４．利用しなかった」とお答えの方へ）
問５－１．この１年間に『運動等施設』を利用しなかった理由を教えてください。（○はいくつでも）

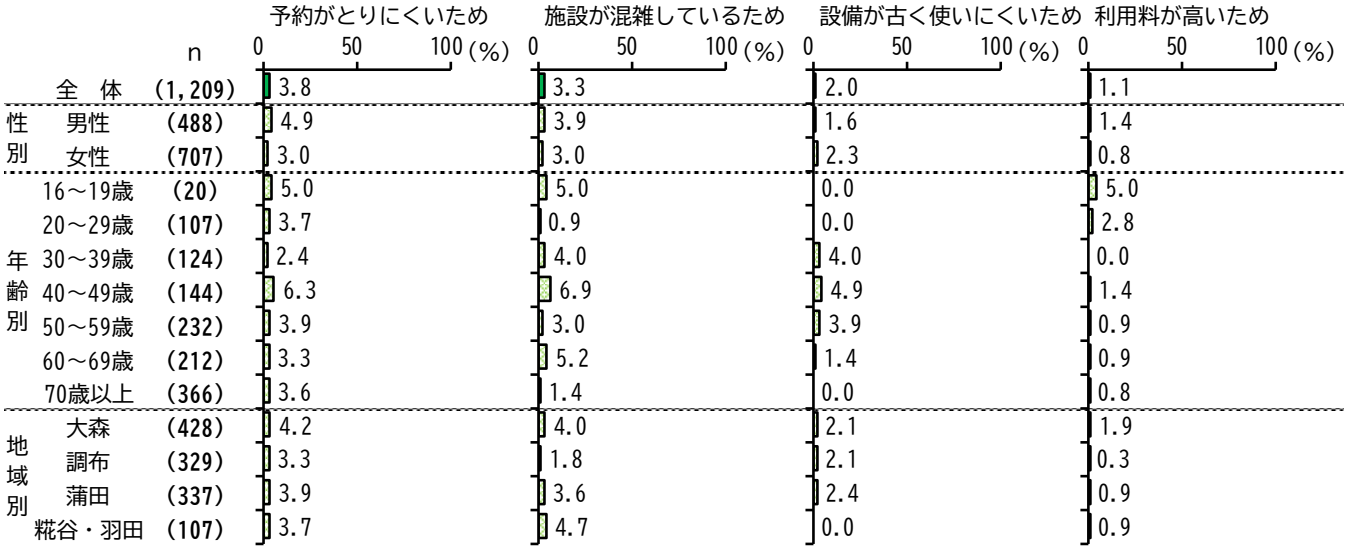
『運動等施設』を利用しなかった理由

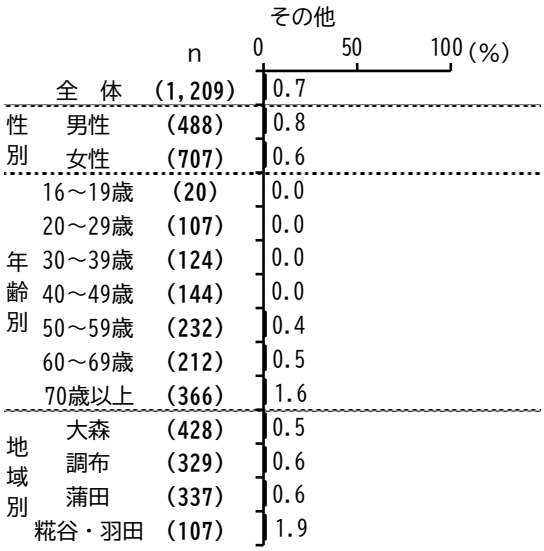


概要	『運動等施設』を利用しなかった理由は、「利用する機会がなかったため（運動する機会がないため 等）」が 78.5%で最も高くなっている。以下「施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため」が 17.9%、「交通アクセスが不便なため」が 14.5%となっている。

『運動等施設』を利用しなかった理由【性別／年齢別／地域別】





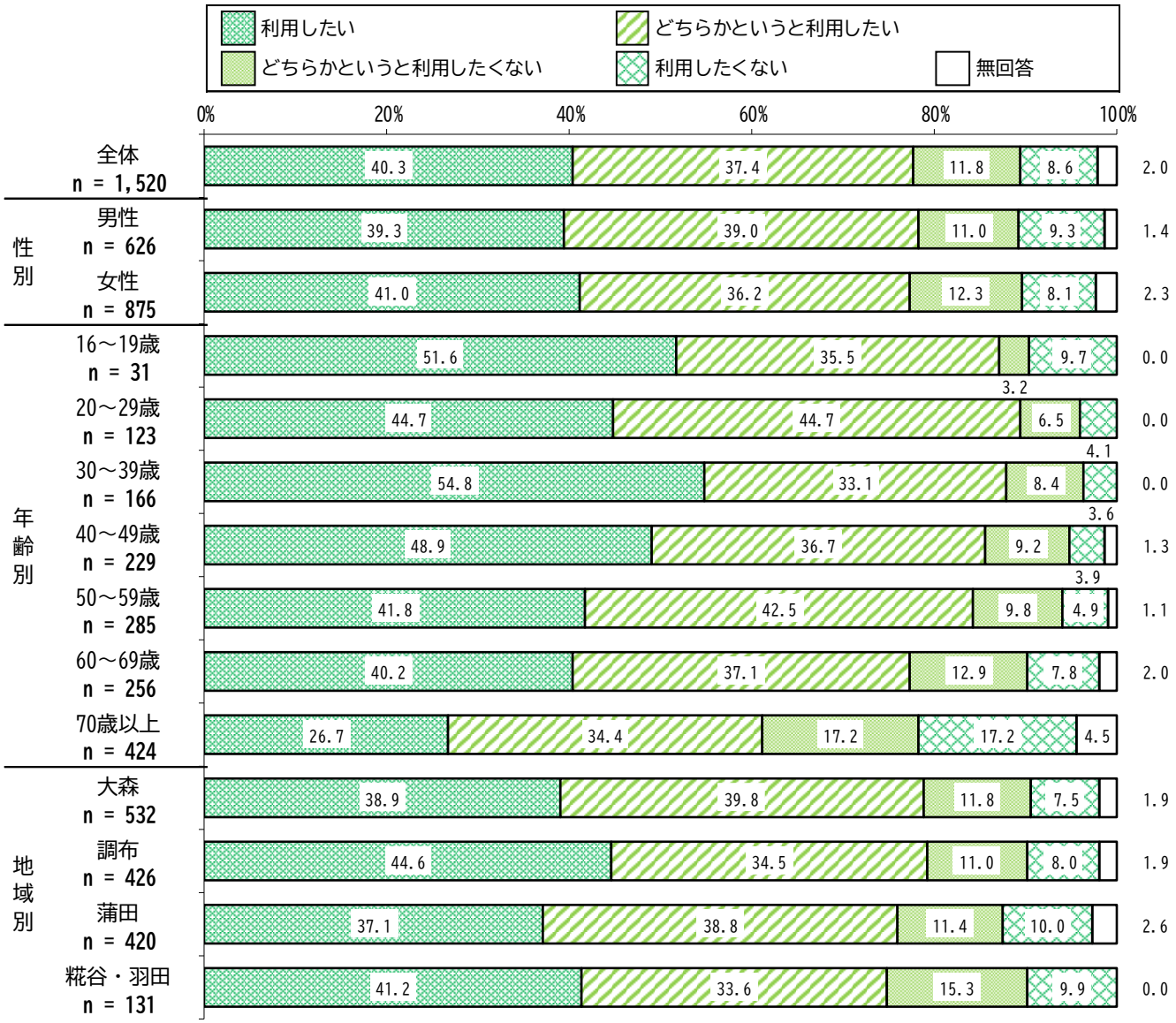


性別差	「交通アクセスが不便なため」は【女性】が 16.8%と、【男性】(10.5%）よりも 6.3 ポイント高くなっている。
年齢差	「施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため」は【20～29 歳】が 33.6%と、他の区分に比べ高くなっている。
地域差	「利用する機会がなかったため（運動する機会がないため 等)」は【蒲田】が 84.6%と、他の区分に比べ高くなっている。

③『運動等施設』の今後の利用意向

問６．あなたは、今後ライフステージが変化した場合や、利用しなかった理由に変化や改善があった場合に『運動等施設』を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）

『運動等施設』の今後の利用意向【性別／年齢別／地域別】



概要	『運動等施設』の今後の利用意向は、「利用したい」（40.3%）と「どちらかというと利用したい」（37.4%）を合わせた『利用希望あり』が 77.7%となっている。
性別差	大きな差はみられない。
年齢差	『利用希望あり』は【20～29 歳】が 89.4%と、他の区分に比べ高く、【70 歳以上】が 61.1%と他の区分に比べ低くなっている。
地域差	大きな差はみられない。

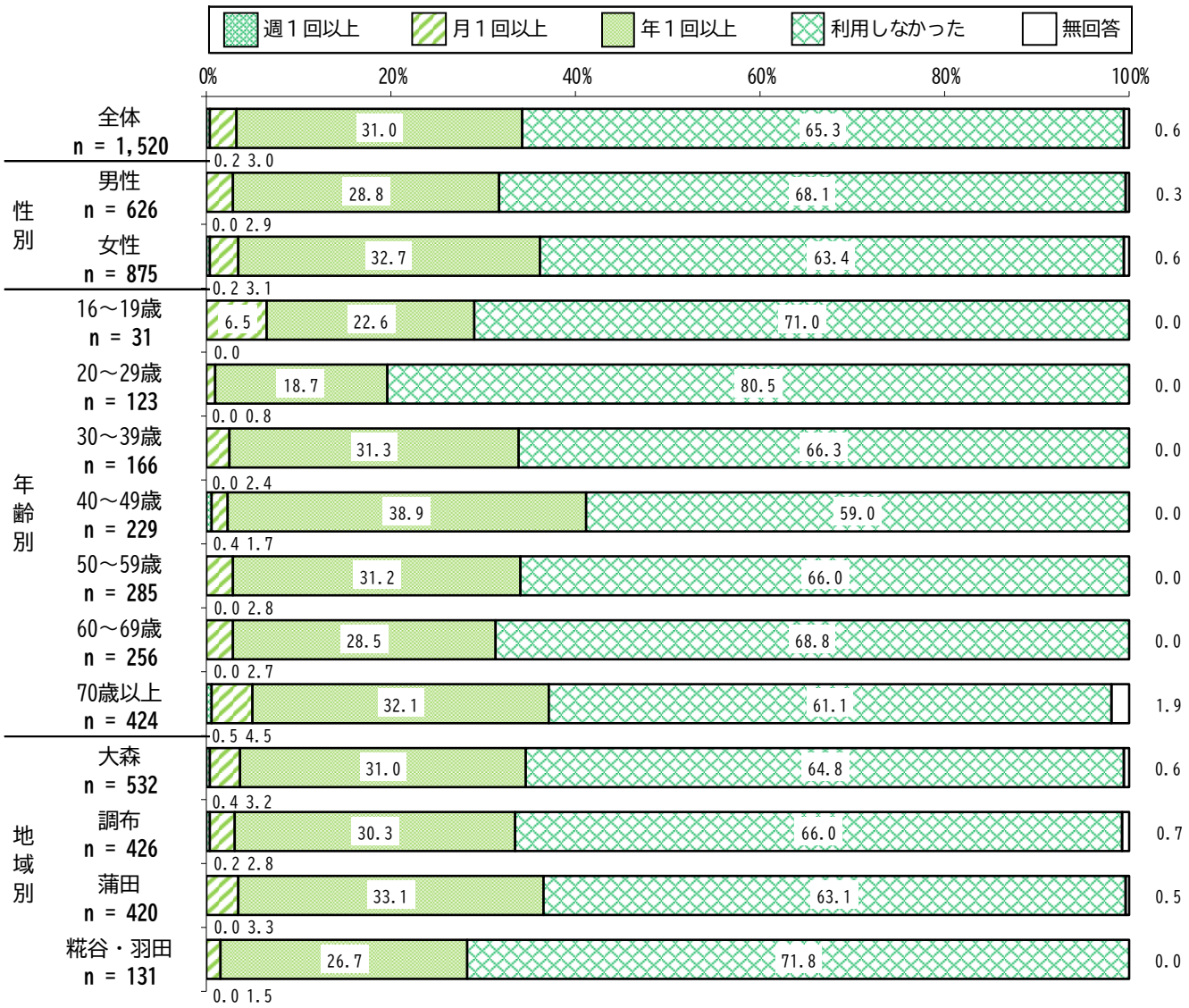
（４）『大規模ホール等施設』について

①『大規模ホール等施設』の利用頻度

問７．あなたは、この１年間に『大規模ホール等施設』をどのくらい利用しましたか。（○は１つだけ）

『大規模ホール等施設』・・・池上会館（本館）、大田文化の森、大田区民ホール（アプリコ）、大田区民プラザ、大田区産業プラザ

『大規模ホール等施設』の利用頻度【性別／年齢別／地域別】

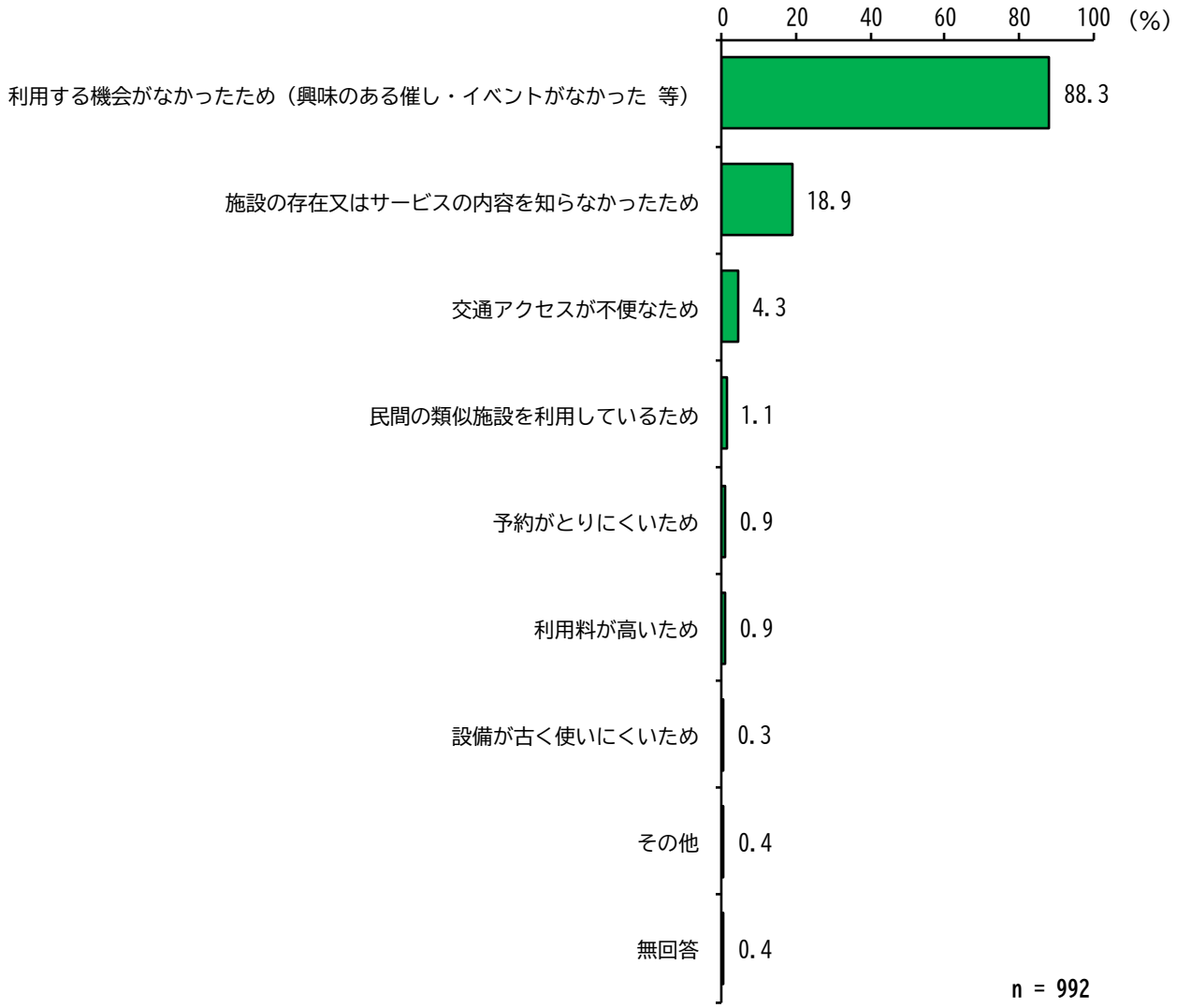


概要	『大規模ホール等施設』の利用頻度は、「利用しなかった」が 65.3%となっている。一方、「年１回以上」が31.0%となっている。
性別差	大きな差はみられない。
年齢差	「利用しなかった」は【20～29 歳】が 80.5%と、他の区分に比べ高くなっている。
地域差	大きな差はみられない。

②『大規模ホール等施設』を利用しなかった理由

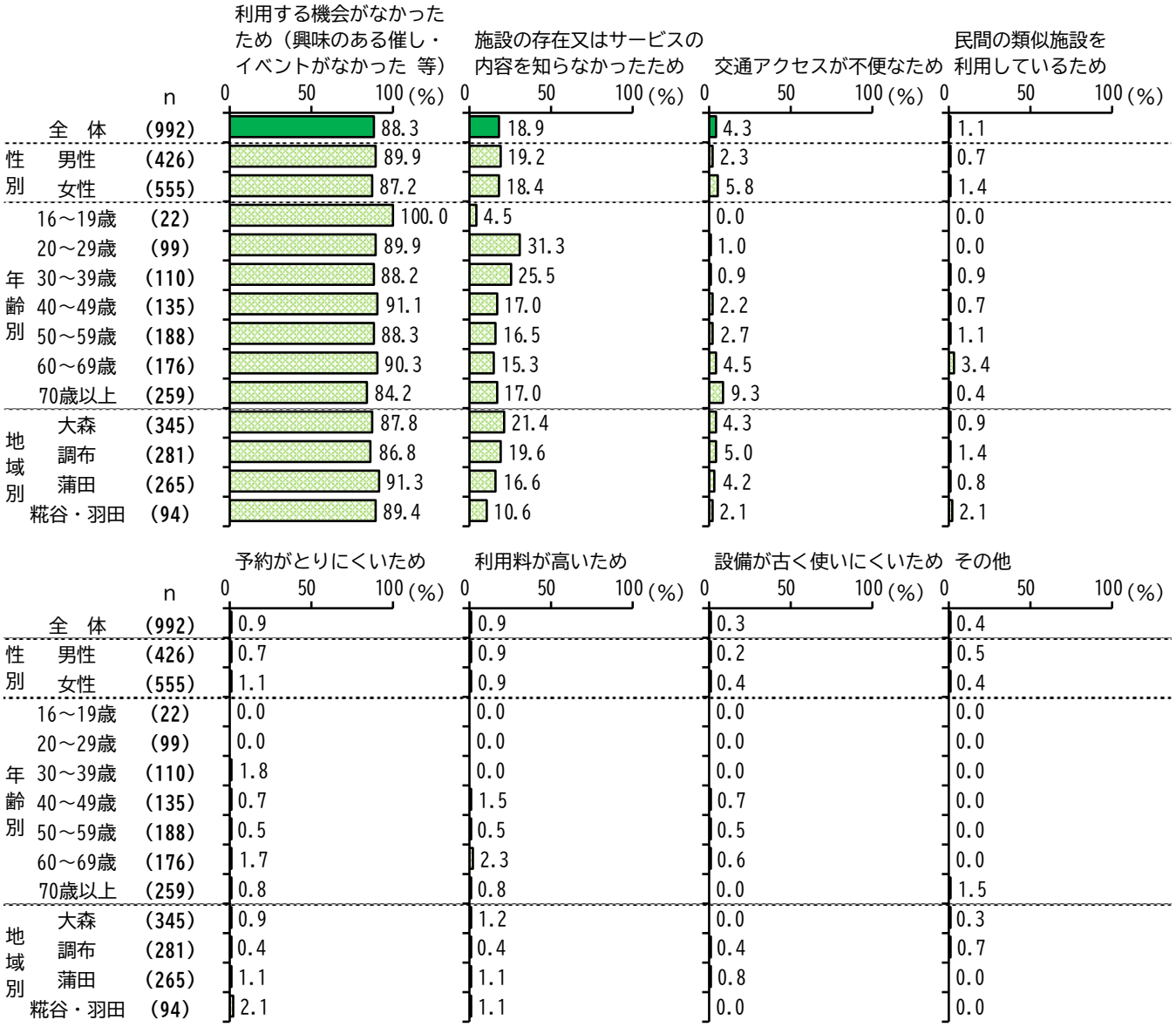
（問７で、「４．利用しなかった」とお答えの方へ）
問７－１．この１年間に『大規模ホール等施設』を利用しなかった理由を教えてください。
（○はいくつでも）

『大規模ホール等施設』を利用しなかった理由



概要	『大規模ホール等施設』を利用しなかった理由は、「利用する機会がなかったため（興味のある催し・イベントがなかった 等）」が 88.3%で最も高くなっている。以下「施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため」が 18.9%となっている。

『大規模ホール等施設』を利用しなかった理由【性別／年齢別／地域別】

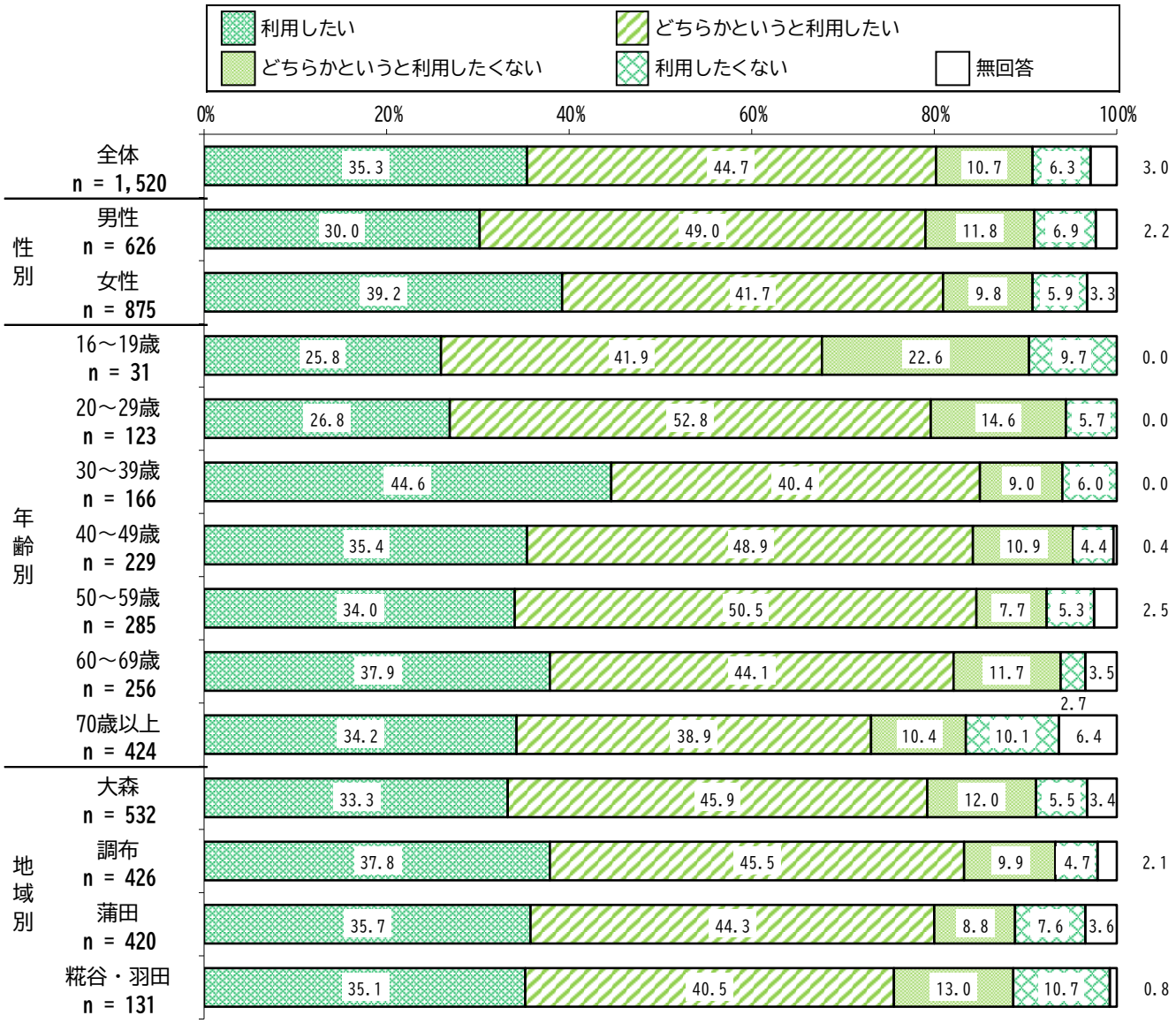


性別差	大きな差はみられない。
年齢差	「施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため」は【20～29 歳】が 31.3%と、他の区分に比べ高くなっている。
地域差	大きな差はみられない。

③『大規模ホール等施設』の今後の利用意向

問８．あなたは、今後ライフステージが変化した場合や、利用しなかった理由に変化や改善があった場合に『大規模ホール等施設』を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）

『大規模ホール等施設』の今後の利用意向【性別／年齢別／地域別】



概要	『大規模ホール等施設』の今後の利用意向は、「利用したい」（35.3%）と「どちらかというと利用したい」（44.7%）を合わせた『利用希望あり』が 80.0%となっている。
性別差	「利用したい」は【女性】が39.2%と、【男性】（30.0%）よりも 9.2 ポイント高くなっている。一方、「どちらかというと利用したい」は【男性】が 49.0%と、【女性】（41.7%）よりも 7.3 ポイント高くなっている。
年齢差	「利用したい」は【30～39 歳】が 44.6%と、他の区分に比べ高くなっている。
地域差	大きな差はみられない。

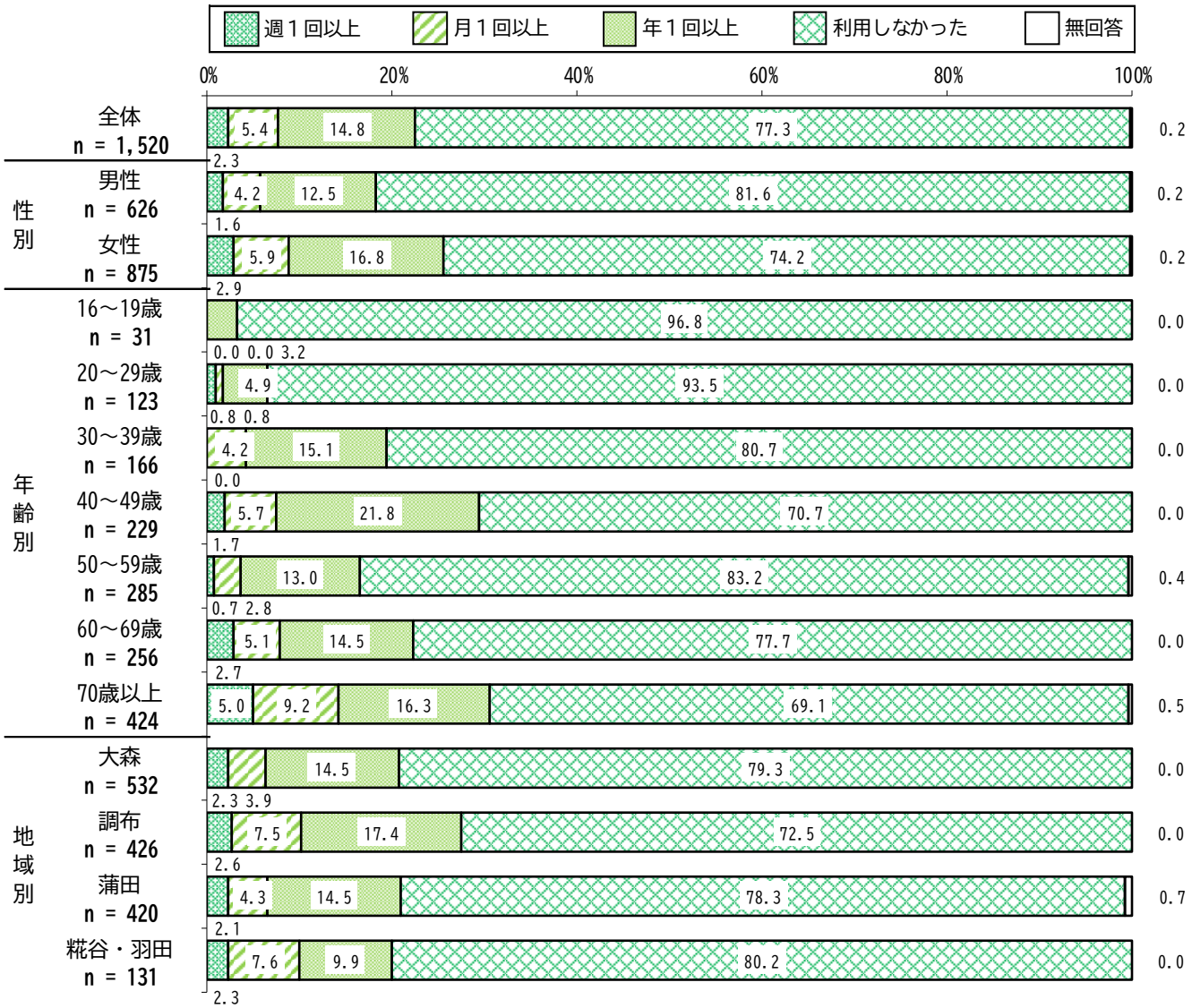
（５）『集会等施設』について

①『集会等施設』の利用頻度

問９．あなたは、この１年間に『集会等施設』をどのくらい利用しましたか。（○は１つだけ）

『集会等施設』・・・各区民センター、各文化センター、各集会室、新井宿会館、山王会館、ライフコミュニティ西馬込、田園調布せせらぎ館（集会室・体育施設）、池上会館（西館）、大森西区民活動施設（集会室）、コミュニティセンター羽田旭、ふれあいはすぬま、北蒲広場、新蒲田区民活動施設（カムカム新蒲田）、大森北区民活動施設（スマイル大森）等

『集会等施設』の利用頻度【性別／年齢別／地域別】

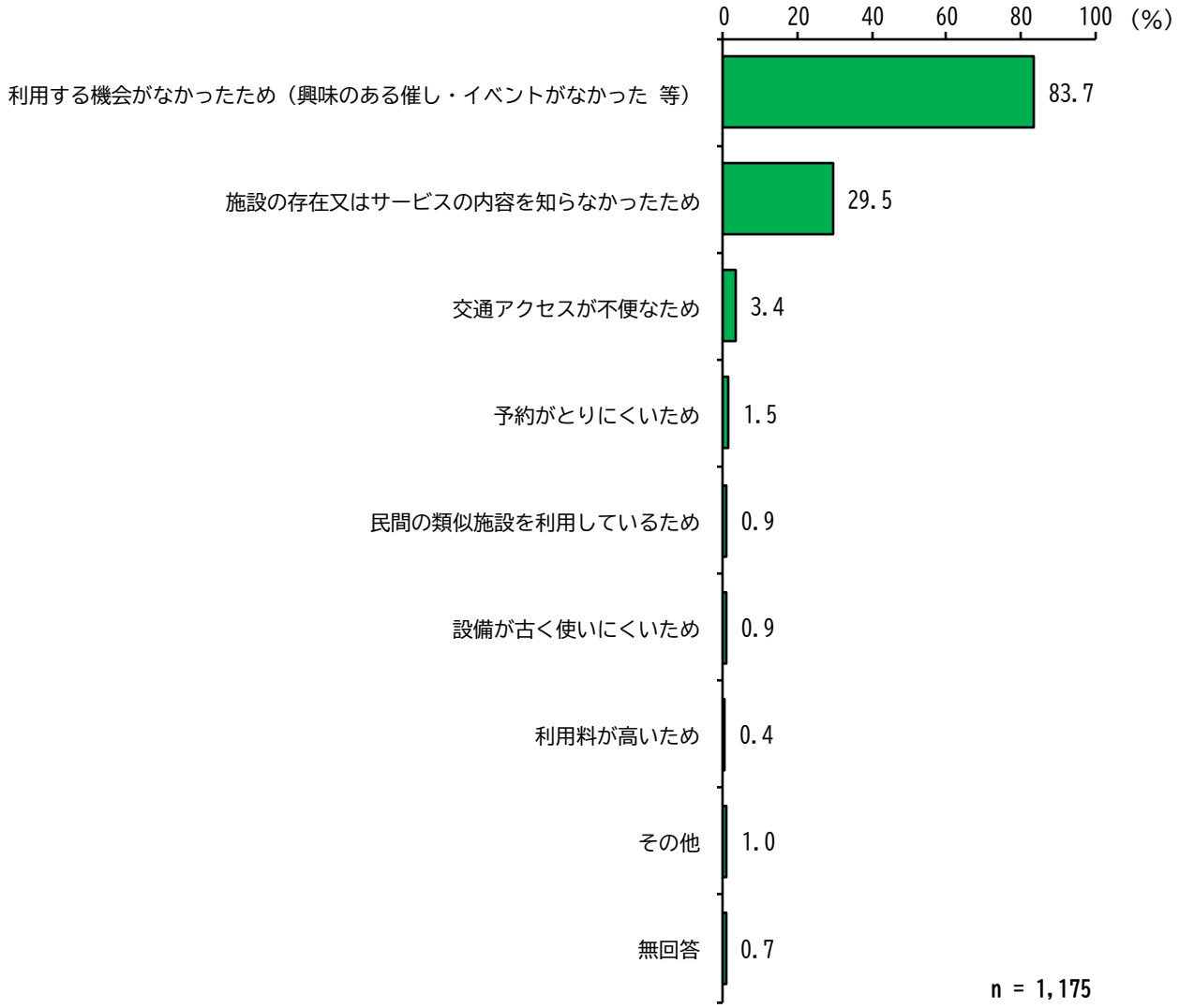


概要	『集会等施設』の利用頻度は、「利用しなかった」が 77.3%となっている。
性別差	「利用しなかった」は【男性】が 81.6%と、【女性】（74.2%）よりも 7.4 ポイント高くなっている。
年齢差	「利用しなかった」は【20～29 歳】が 93.5%と、他の区分に比べ高くなっている。
地域差	大きな差はみられない。

②『集会等施設』を利用しなかった理由

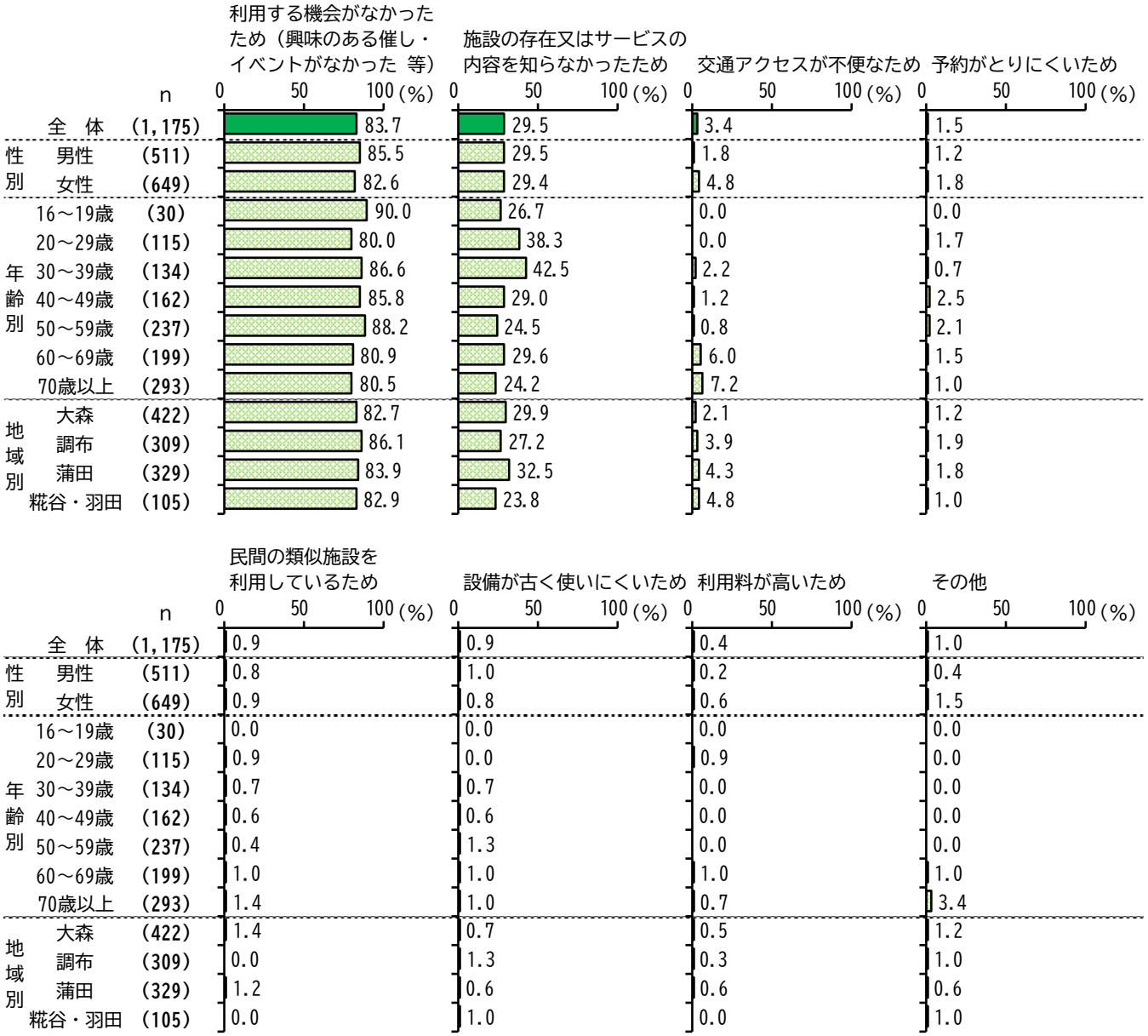
（問９で、「４．利用しなかった」とお答えの方へ）
問９－１．この１年間に『集会等施設』を利用しなかった理由を教えてください。（○はいくつでも）

『集会等施設』を利用しなかった理由



概要	『集会等施設』を利用しなかった理由は、「利用する機会がなかったため（興味のある催し・イベントがなかった 等）」が 83.7%で最も高くなっている。以下「施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため」が 29.5%となっている。

『集会等施設』を利用しなかった理由【性別／年齢別／地域別】

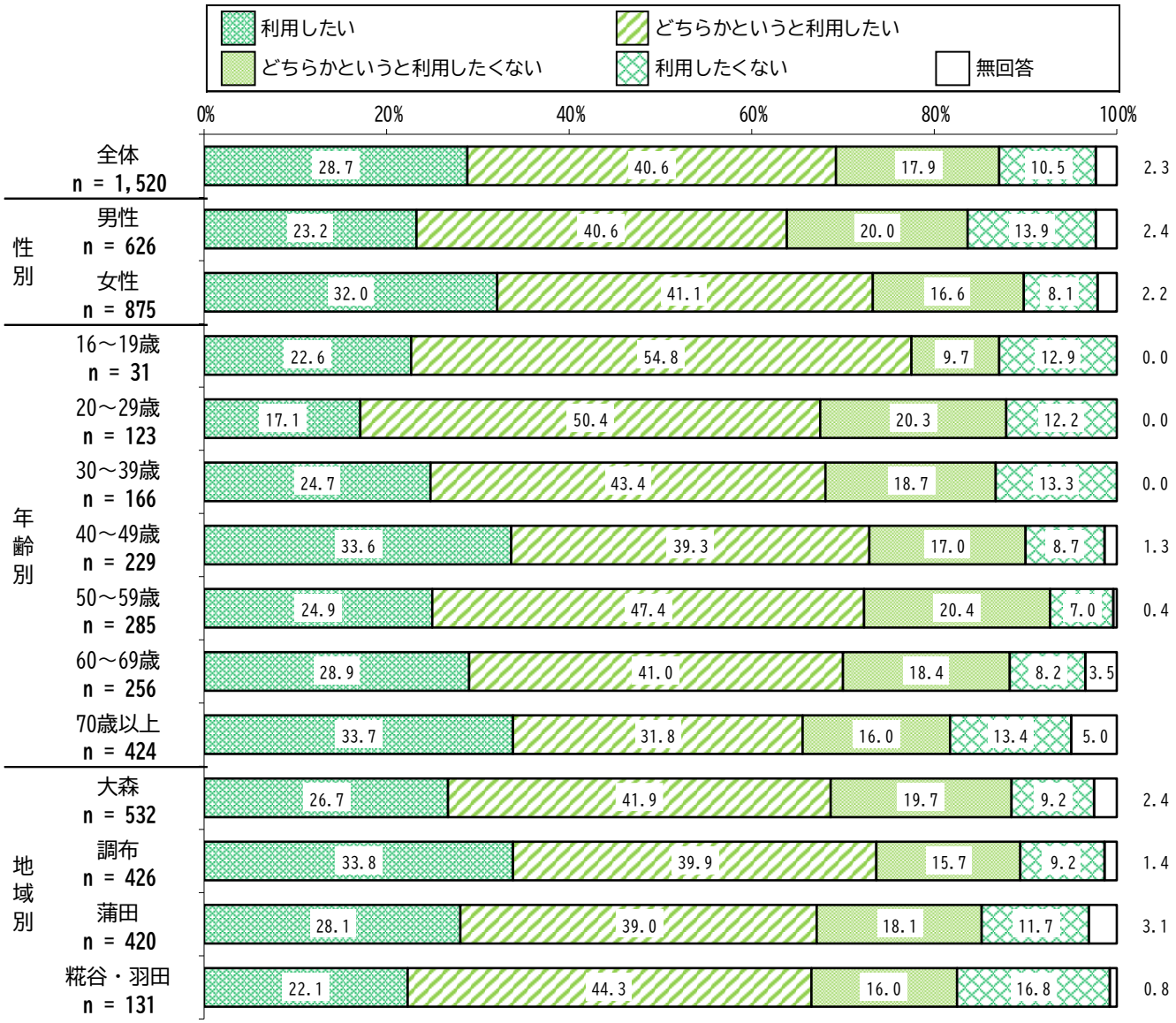


性別差	大きな差はみられない。
年齢差	「施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため」は【30～39 歳】が 42.5%と、他の区分に比べ高くなっている。
地域差	大きな差はみられない。

③『集会等施設』の今後の利用意向

問 10. あなたは、今後ライフステージが変化した場合や、利用しなかった理由に変化や改善があった場合に『集会等施設』を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）

『集会等施設』の今後の利用意向【性別／年齢別／地域別】



概要	『集会等施設』の今後の利用意向は、「利用したい」（28.7%）と「どちらかというと利用したい」（40.6%）を合わせた『利用希望あり』が 69.3%となっている。
性別差	『利用希望あり』は【女性】が 73.1%と、【男性】（63.8%）よりも 9.3 ポイント高くなっている。
年齢差	「どちらかというと利用したい」は【20～29 歳】が 50.4%と、他の区分に比べ高くなっている。
地域差	大きな差はみられない。

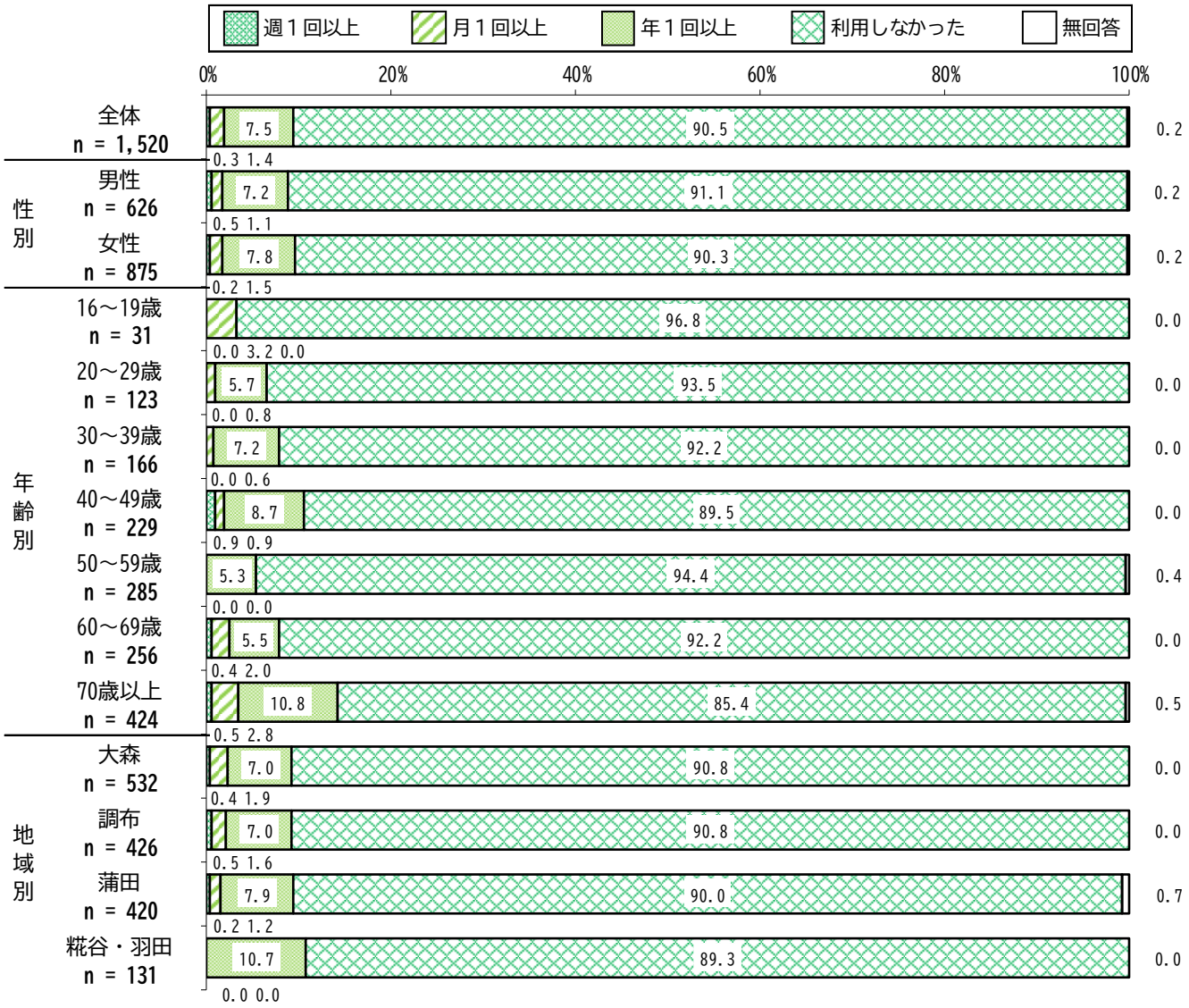
（６）『区民利用その他施設』について

①『区民利用その他施設』の利用頻度

問 11. あなたは、この１年間に『区民利用その他施設』をどのくらい利用しましたか。（○は１つだけ）

『区民利用その他施設』・・・男女平等推進センター、消費者生活センター、平和の森会館、休養村とうぶ、青少年交流センター、区民活動支援施設大森（こらぼ大森）、区民活動支援施設蒲田、おおた国際交流センター

『区民利用その他施設』の利用頻度【性別／年齢別／地域別】

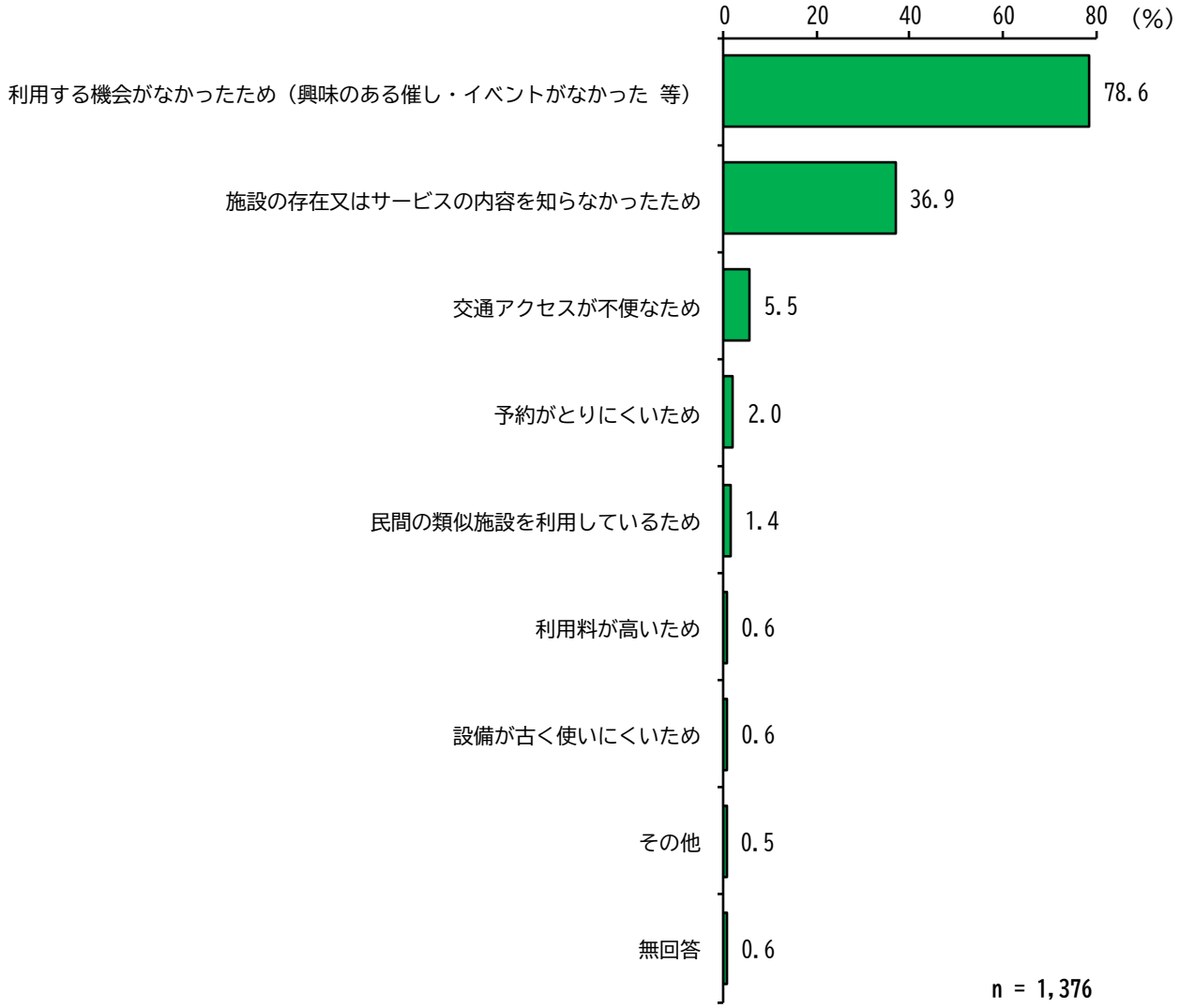


概要	『区民利用その他施設』の利用頻度は、「利用しなかった」が 90.5%となっている。
性別差	大きな差はみられない。
年齢差	大きな差はみられない。
地域差	大きな差はみられない。

②『区民利用その他施設』を利用しなかった理由

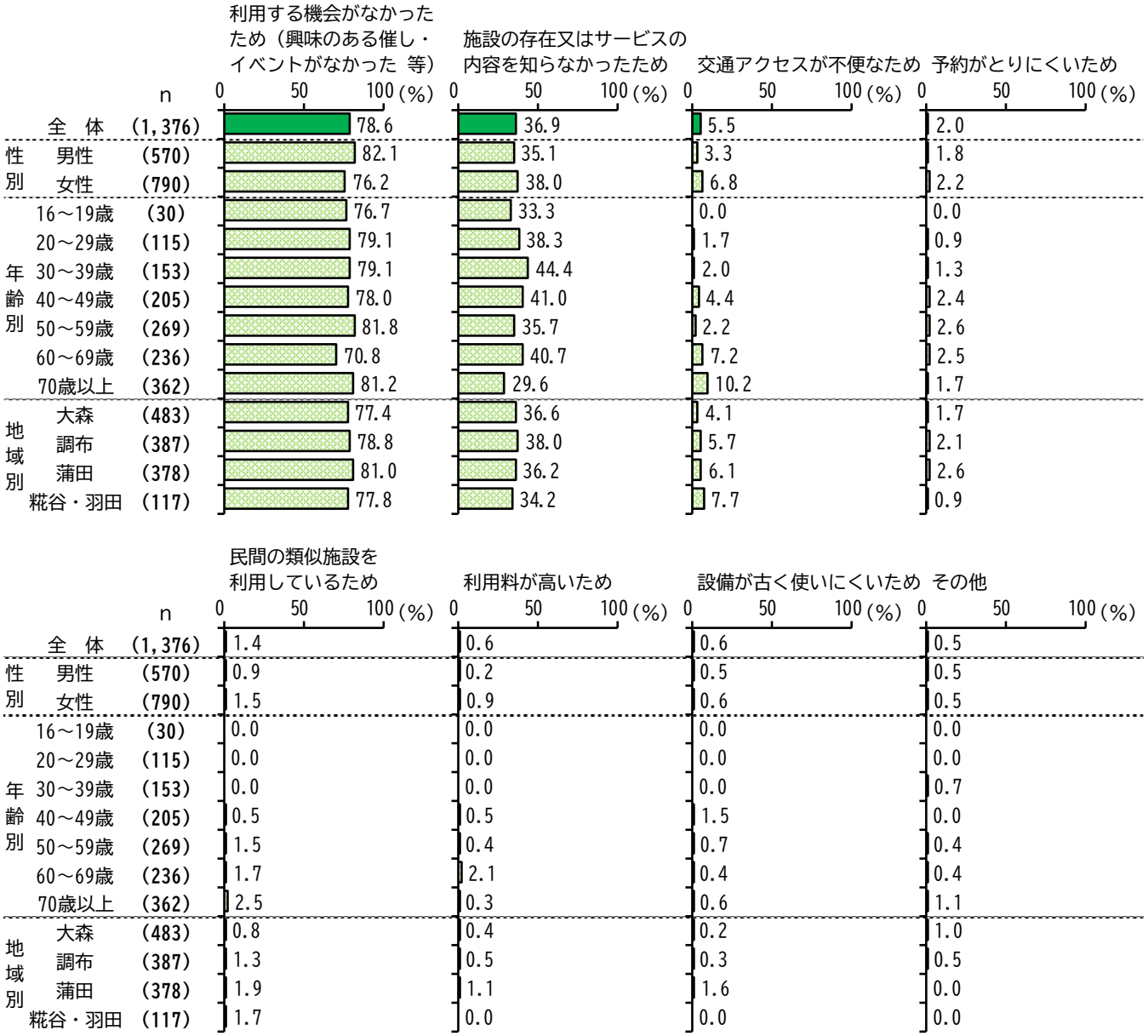
（問 11 で、「４．利用しなかった」とお答えの方へ）
問 11－１．この１年間に『区民利用その他施設』を利用しなかった理由を教えてください。
（○はいくつでも）

『区民利用その他施設』を利用しなかった理由



概要	『区民利用その他施設』を利用しなかった理由は、「利用する機会がなかったため（興味のある催し・イベントがなかった 等）」が 78.6%で最も高くなっている。以下「施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため」が 36.9%となっている。

『区民利用その他施設』を利用しなかった理由【性別／年齢別／地域別】

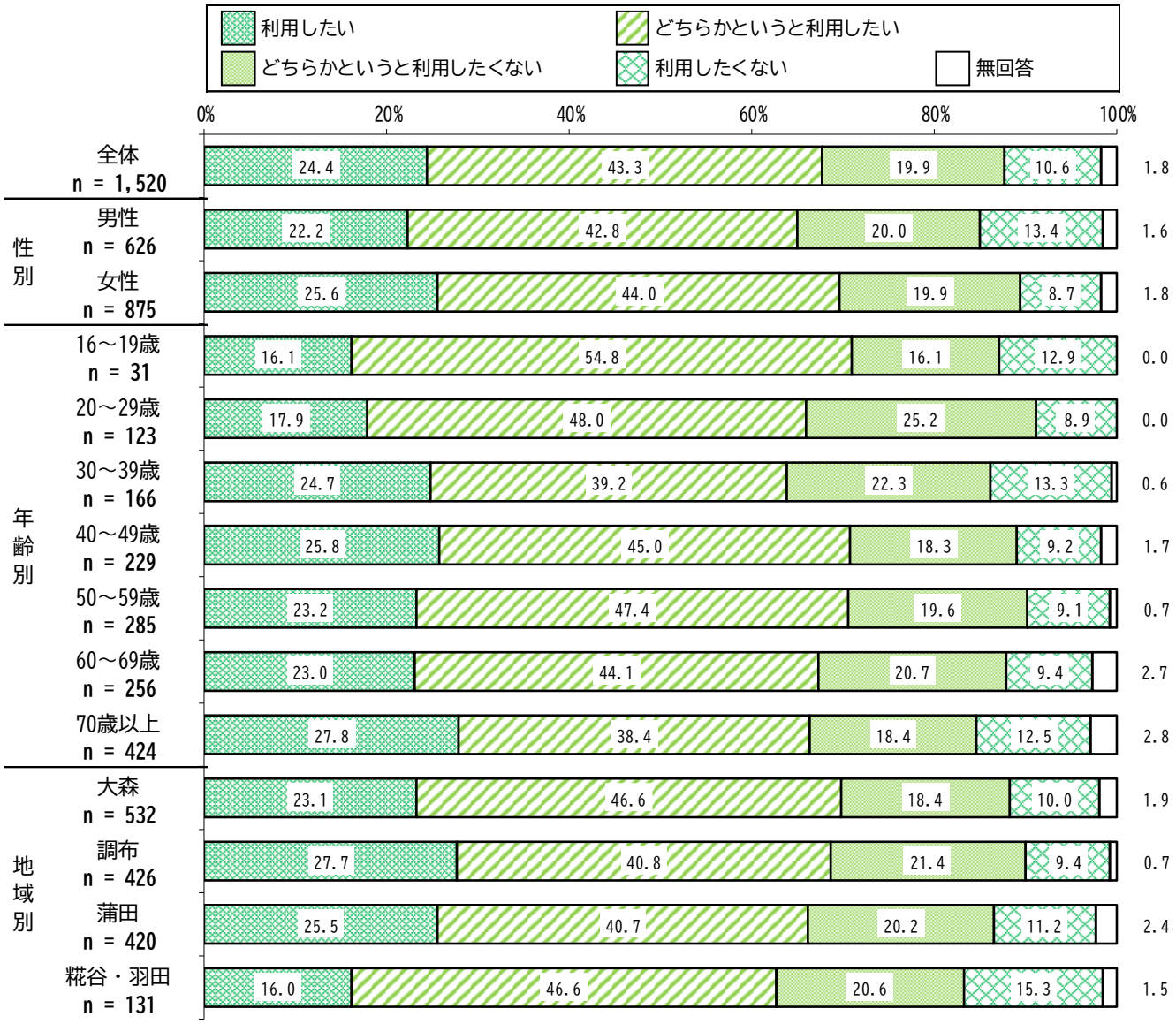


性別差	「利用する機会がなかったため（興味のある催し・イベントがなかった 等)」は【男性】が82.1%と、【女性】(76.2%）よりも 5.9 ポイント高くなっている。
年齢差	大きな差はみられない。
地域差	大きな差はみられない。

③『区民利用その他施設』の今後の利用意向

問 12. あなたは、今後ライフステージが変化した場合や、利用しなかった理由に変化や改善があった場合に『区民利用その他施設』を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）

『区民利用その他施設』の今後の利用意向【性別／年齢別／地域別】



概要	『区民利用その他施設』の今後の利用意向は、「利用したい」（24.4%）と「どちらかというと利用したい」（43.3%）を合わせた『利用希望あり』が 67.7%となっている。一方、「利用したくない」（10.6%）と「どちらかというと利用したくない」（19.9%）を合わせた『利用希望なし』が 30.5%となっている。
性別差	『利用希望なし』は【男性】が 33.4%と、【女性】（28.6%）よりも 4.8 ポイント高くなっている。
年齢差	大きな差はみられない。
地域差	大きな差はみられない。

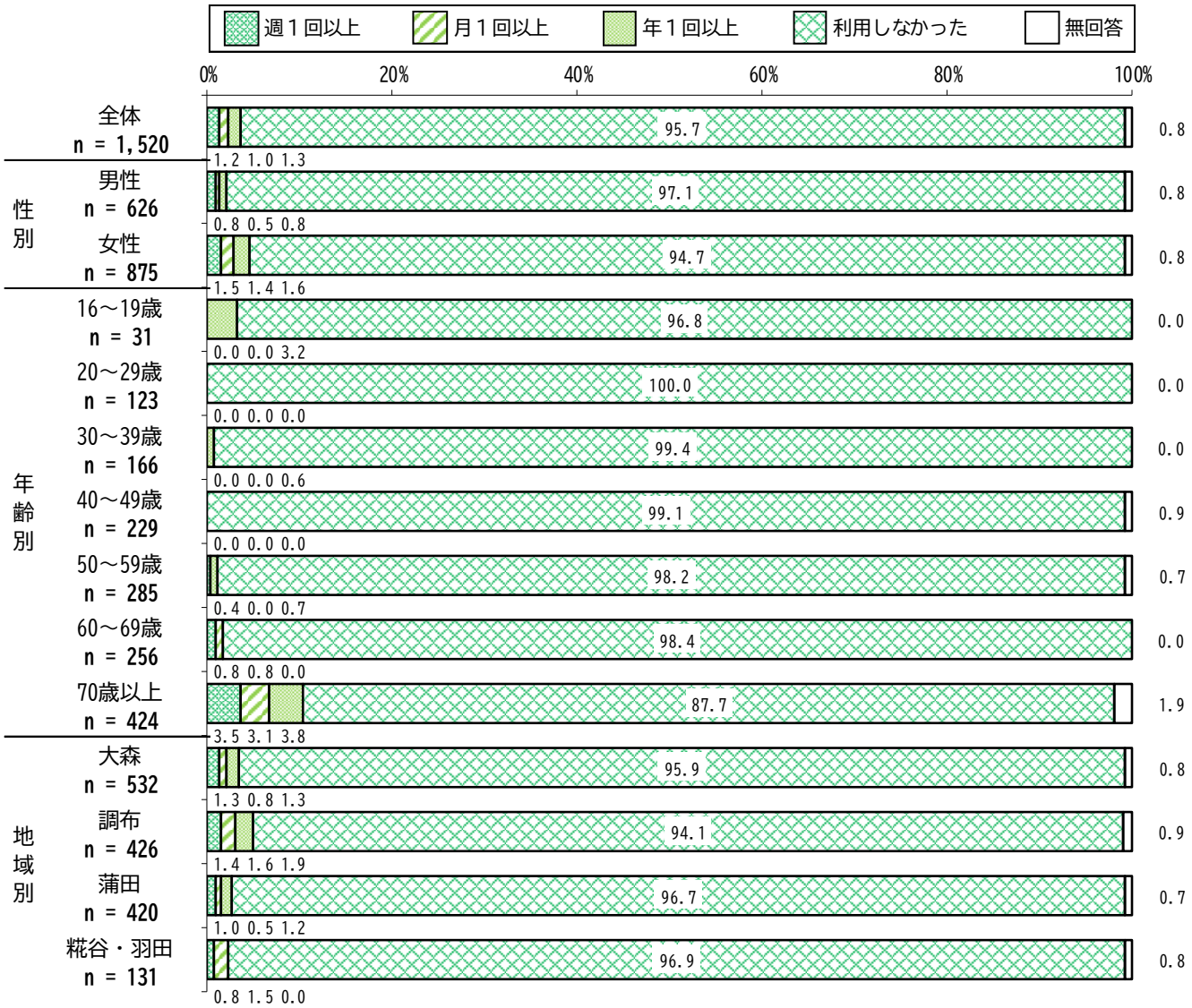
（7）『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』について

①『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』の利用頻度

問 13. あなたは、この１年間に『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』をどのくらい利用しましたか。（○は１つだけ）

『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』
・・・各老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）、山王高齢者センター、各シニアステーション
※老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）は、区内在住・在勤の 60 歳以上を対象とし、教養の向上、レクリエーション等の場を提供することによって、高齢者福祉の増進を図ることを目的としています。
※シニアステーションは、区内在住・在勤の 60 歳以上（一部おおむね 55 歳以上）を対象とし、高齢者の元気維持・介護予防、社会参加のための事業を実施しています。

『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』の利用頻度【性別／年齢別／地域別】

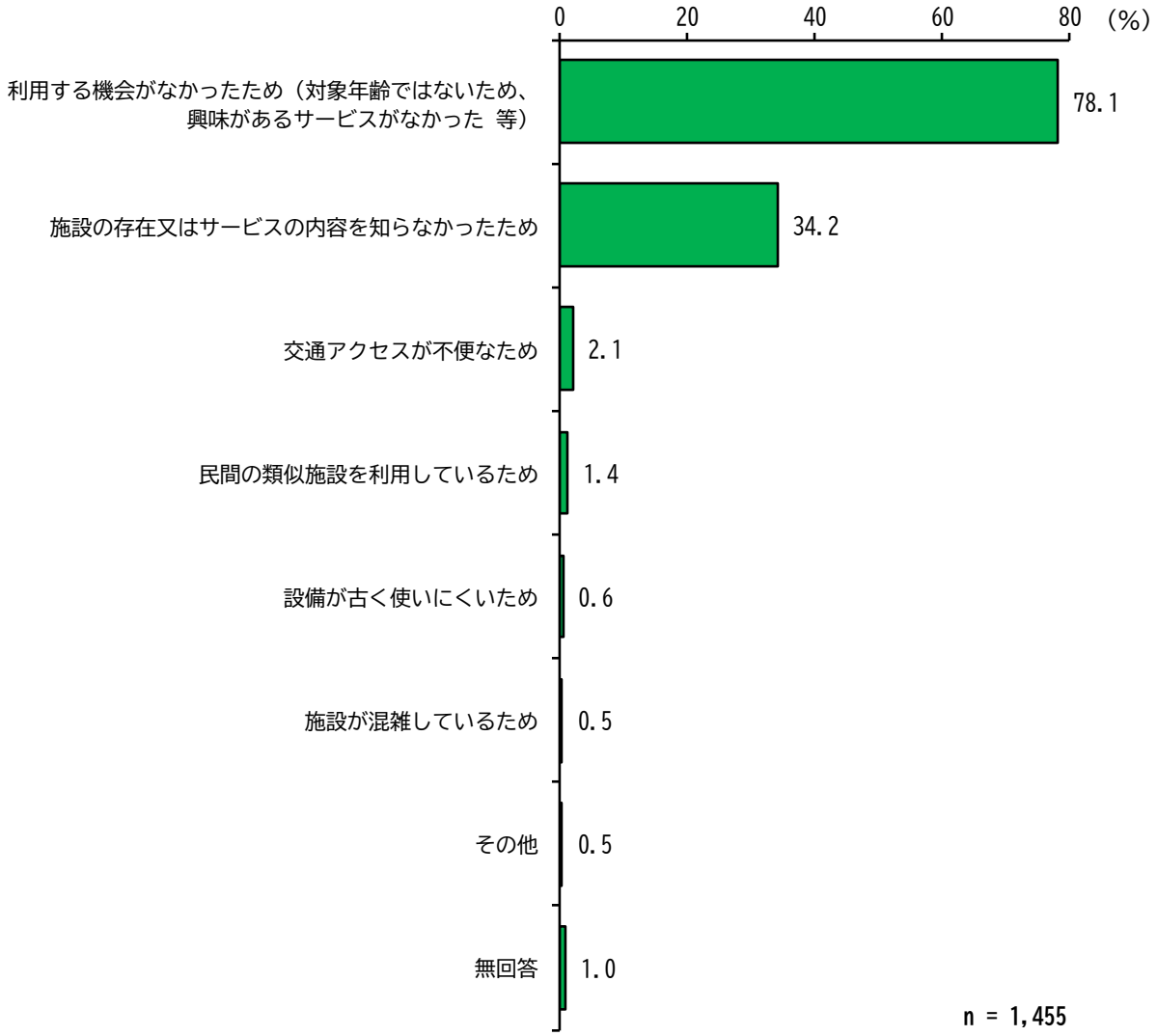


概要	『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』の利用頻度は、「利用しなかった」が 95.7%となっている。
性別差	大きな差はみられない。
年齢差	「週１回以上」、「月１回以上」及び「年１回以上」を合わせた『利用あり』は【70 歳以上】が 10.4%と、他の区分に比べ高くなっている。
地域差	大きな差はみられない。

②『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』を利用しなかった理由

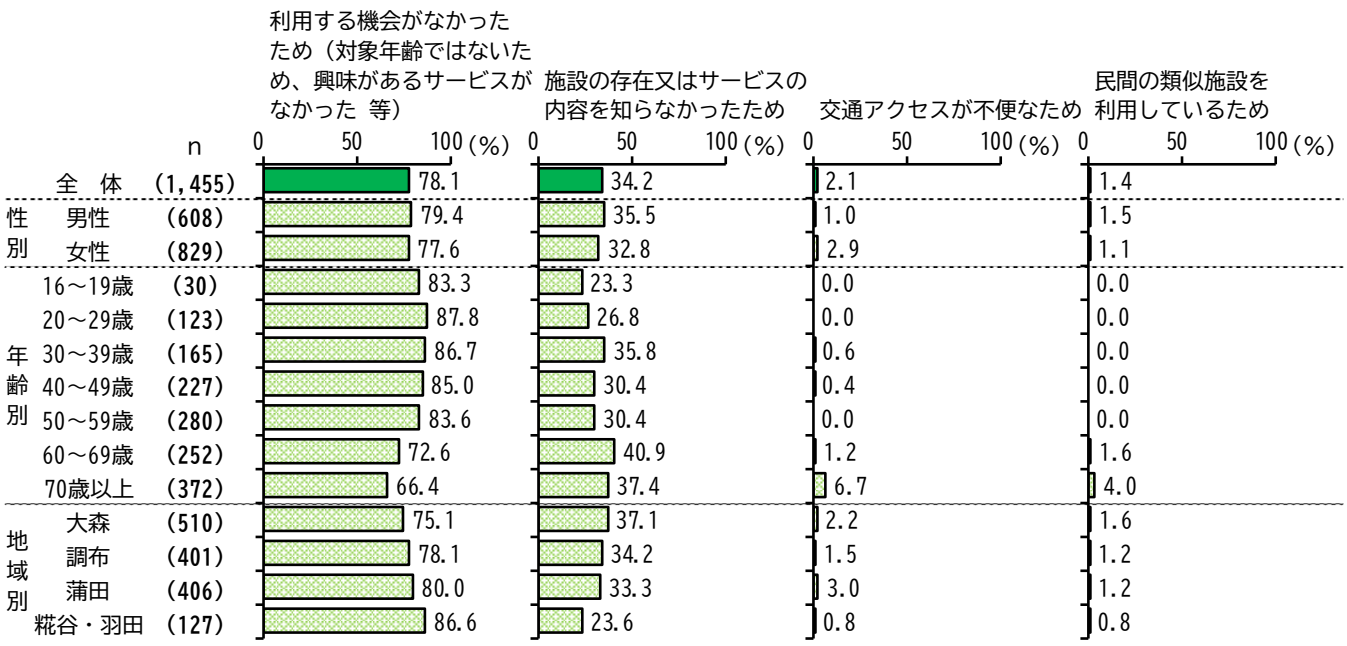
（問 13 で、「４．利用しなかった」とお答えの方へ）
問 13－１．この１年間に『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』を利用しなかった理由を教えてください。（○はいくつでも）

『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』を利用しなかった理由



概要	『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』を利用しなかった理由は、「利用する機会がなかったため（対象年齢ではないため、興味があるサービスがなかった 等）」が78.1%で最も高くなっている。以下「施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため」が34.2%となっている。

『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』を利用しなかった理由
【性別／年齢別／地域別】



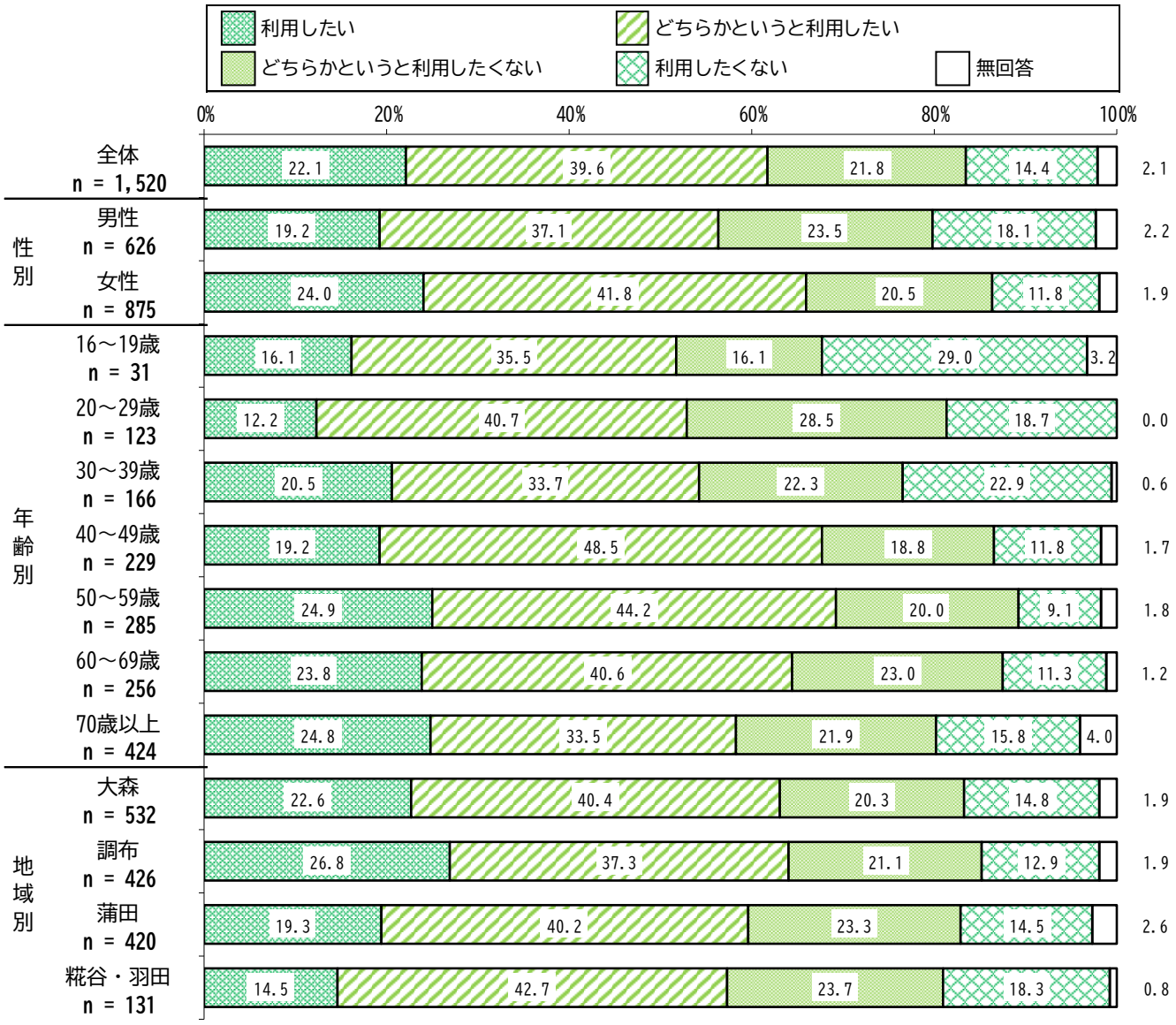


性別差	大きな差はみられない。
年齢差	「利用する機会がなかったため（対象年齢ではないため、興味があるサービスがなかった等)」は【70 歳以上】が 66.4%と、他の区分に比べ低くなっている。
地域差	【糀谷・羽田】は「施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため」が 23.6%と、他の区分に比べ低くなっている。

③『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』の今後の利用意向

問 14. あなたは、今後ライフステージが変化した場合や、利用しなかった理由に変化や改善があった場合に『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）

『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』の今後の利用意向
【性別／年齢別／地域別】



概要	『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』の今後の利用意向は、「利用したい」（22.1%）と「どちらかというと利用したい」（39.6%）を合わせた『利用希望あり』が61.7%となっている。一方、「利用したくない」（14.4%）と「どちらかというと利用したくない」（21.8%）を合わせた『利用希望なし』が36.2%となっている。
性別差	『利用希望あり』は【女性】が 65.8%と、【男性】（56.3%）よりも 9.5 ポイント高くなっている。
年齢差	『利用希望なし』は【20～29 歳】が 47.2%と、他の区分に比べ高くなっている。
地域差	大きな差はみられない。

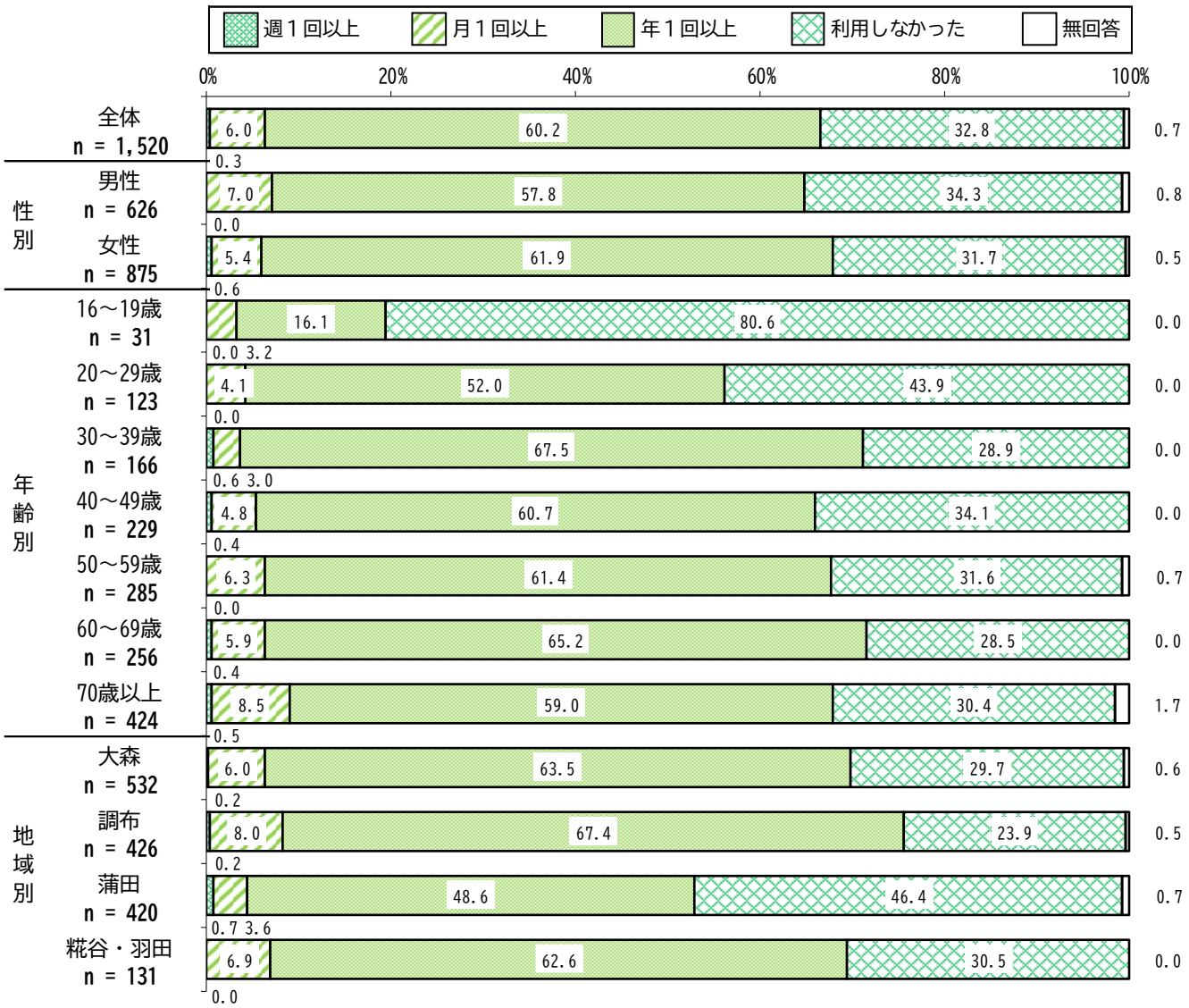
（８）『特別出張所』について

①『特別出張所』の利用頻度

問 15. あなたは、この１年間に『特別出張所』をどのくらい利用しましたか。（○は１つだけ）

『特別出張所』・・・大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿、嶺町、田園調布、鵜の木、久が原、雪谷、千束、糀谷、羽田、六郷、矢口、蒲田西、蒲田東　の 18 か所

『特別出張所』の利用頻度【性別／年齢別／地域別】

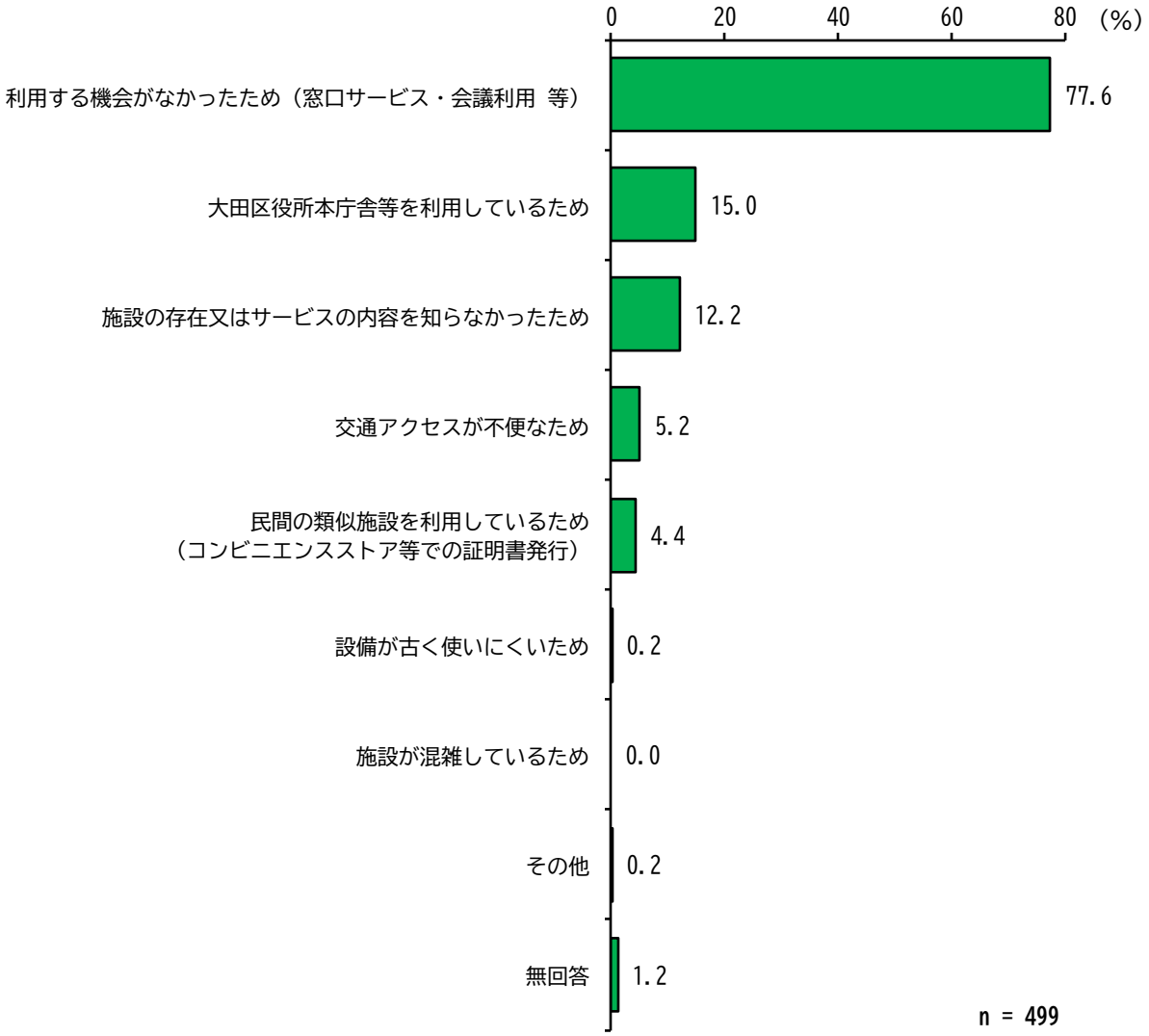


概要	『特別出張所』の利用頻度は、「年１回以上」が 60.2%となっている。一方、「利用しなかった」が 32.8%となっている。
性別差	大きな差はみられない。
年齢差	「利用しなかった」は【20～29 歳】が 43.9%と、他の区分に比べ高くなっている。
地域差	「年１回以上」は【調布】が 67.4%と、他の区分に比べ高く、「利用しなかった」は【蒲田】が 46.4%と、他の区分に比べ高くなっている。

②『特別出張所』を利用しなかった理由

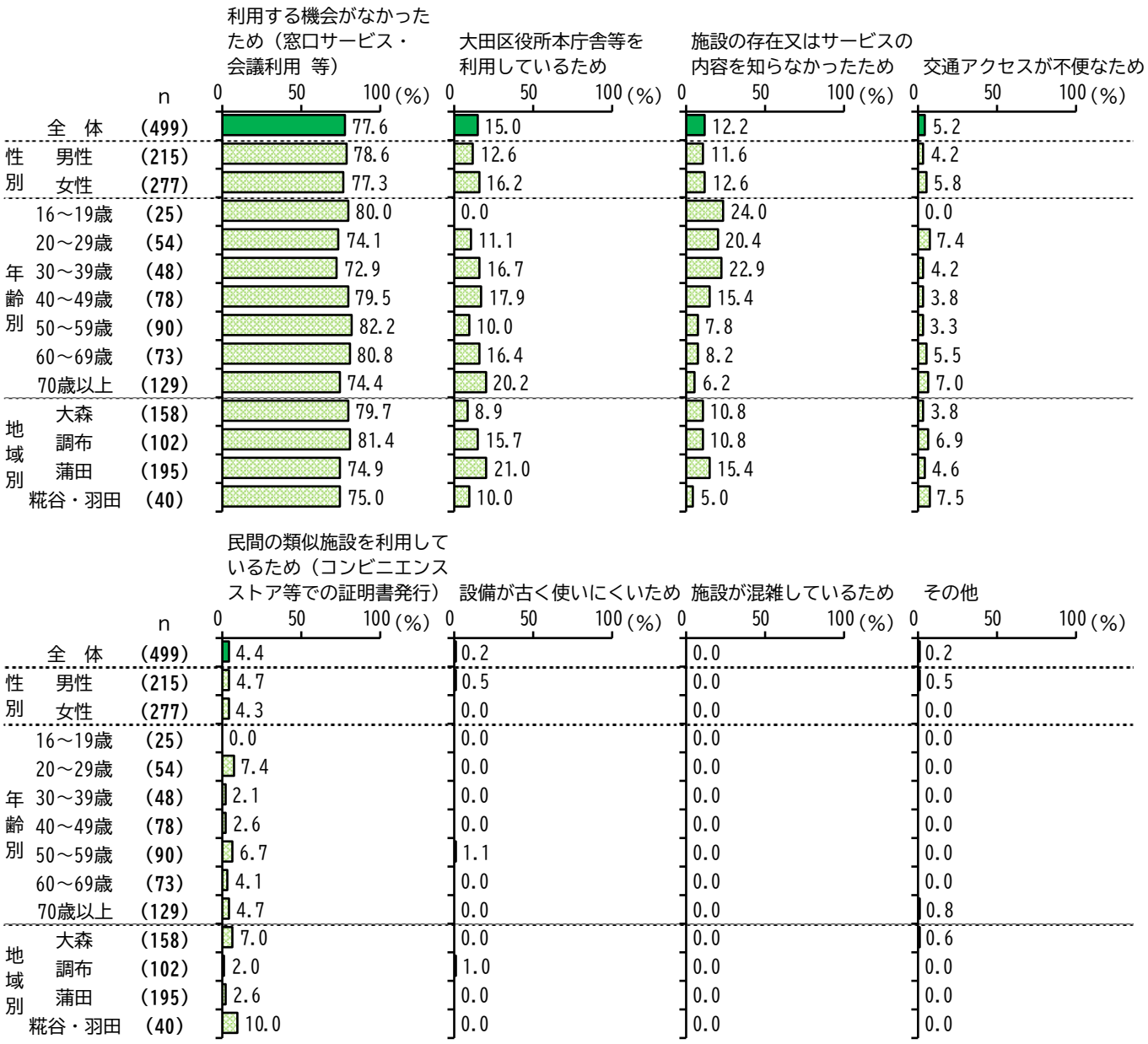
（問 15 で、「４．利用しなかった」とお答えの方へ）
問 15－１．この１年間に『特別出張所』を利用しなかった理由を教えてください。（○はいくつでも）

『特別出張所』を利用しなかった理由



概要	『特別出張所』を利用しなかった理由は、「利用する機会がなかったため（窓口サービス・会議利用 等）」が 77.6%で最も高くなっている。以下「大田区役所本庁舎等を利用しているため」が 15.0%、「施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため」が 12.2%となっている。

『特別出張所』を利用しなかった理由【性別／年齢別／地域別】

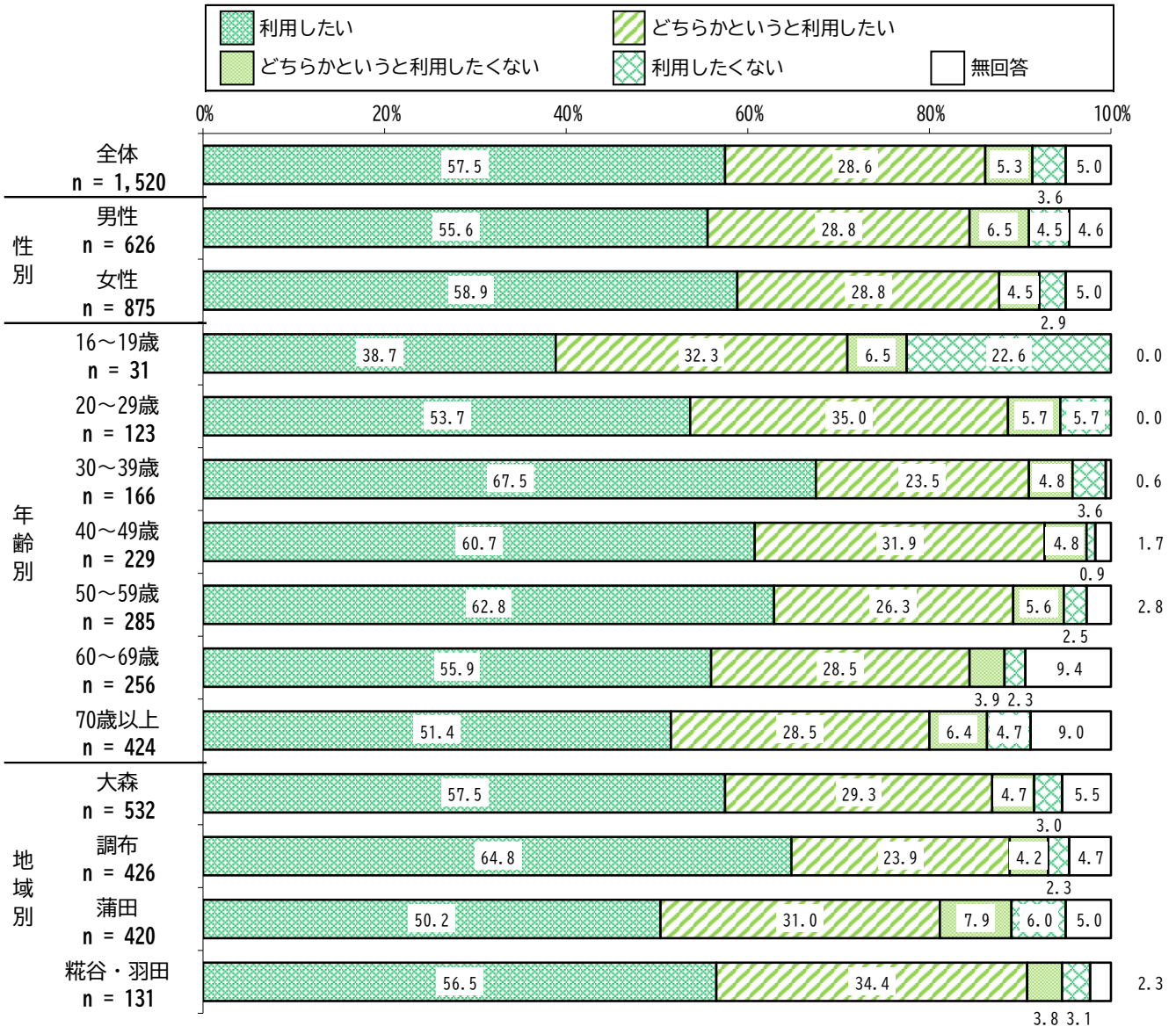


性別差	大きな差はみられない。
年齢差	大きな差はみられない。
地域差	大きな差はみられない。

③『特別出張所』の今後の利用意向

問 16. あなたは、今後ライフステージが変化した場合や、利用しなかった理由に変化や改善があった場合に『特別出張所』を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）

『特別出張所』の今後の利用意向【性別／年齢別／地域別】



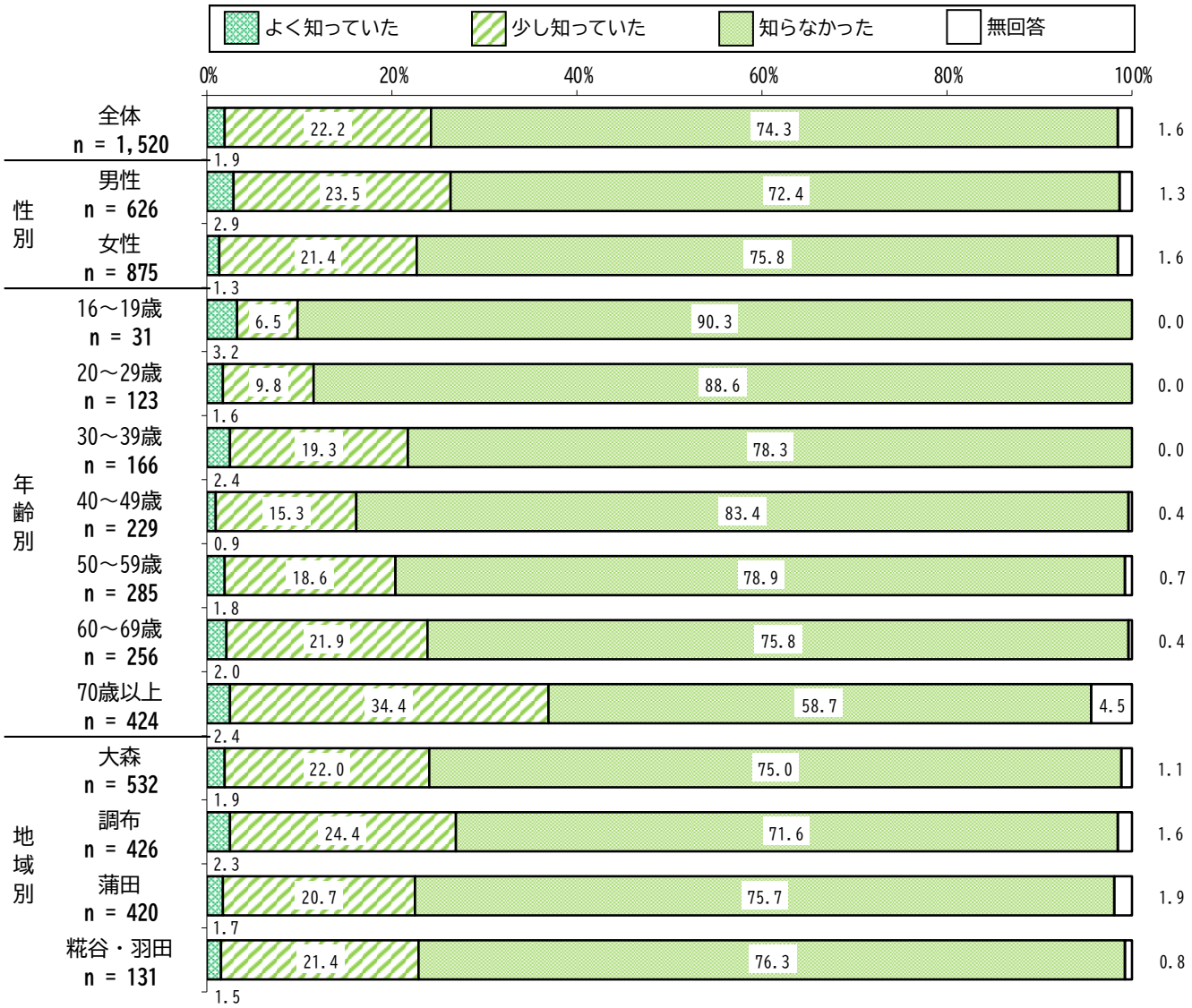
概要	『特別出張所』の今後の利用意向は、「利用したい」（57.5%）と「どちらかというと利用したい」（28.6%）を合わせた『利用希望あり』が 86.1%となっている。
性別差	大きな差はみられない。
年齢差	「利用したい」は【30～39 歳】が 67.5%と、他の区分に比べ高くなっている。
地域差	「利用したい」は【調布】が 64.8%と、他の区分に比べ高く、【蒲田】が 50.2%と、他の区分に比べ低くなっている。

第３章　調査結果（今後の公共施設のあり方について）

（１）区の公共施設を取り巻く現状・課題の認知

問 17.　あなたは、区の公共施設を取り巻く現状・課題について、知っていましたか。（○は１つだけ）

区の公共施設を取り巻く現状・課題の認知【性別／年齢別／地域別】

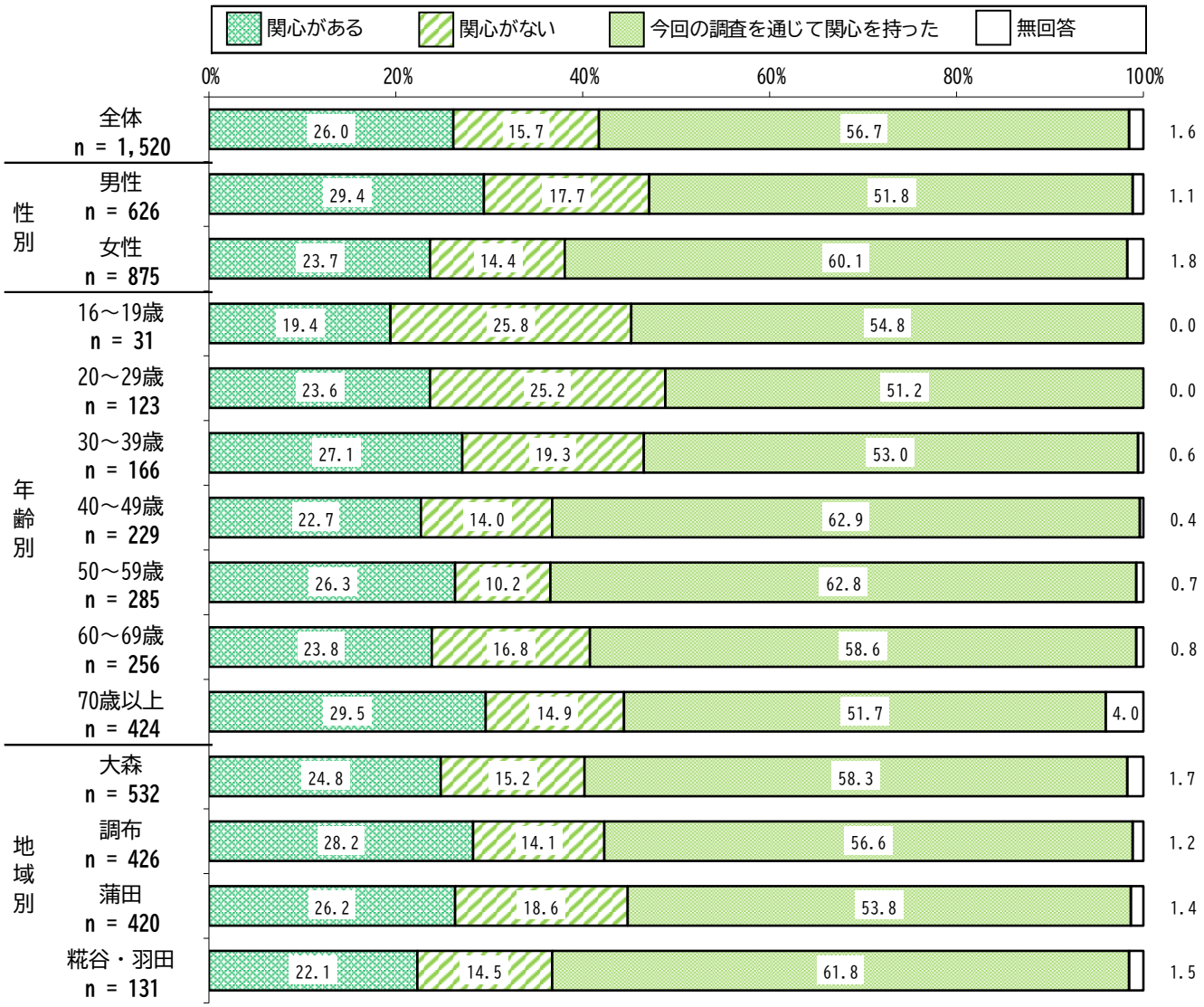


概要	区の公共施設を取り巻く現状・課題の認知は、「知らなかった」が 74.3%となっている。
性別差	大きな差はみられない。
年齢差	「少し知っていた」は【70 歳以上】が 34.4%と、他の区分に比べ高く、【20～29 歳】が 9.8%と他の区分に比べ低くなっている。
地域差	大きな差はみられない。

（２）区の公共施設を取り巻く現状・課題への関心

問 18. あなたは、区の公共施設を取り巻く現状・課題について、関心がありますか。（○は１つだけ）

区の公共施設を取り巻く現状・課題への関心【性別／年齢別／地域別】

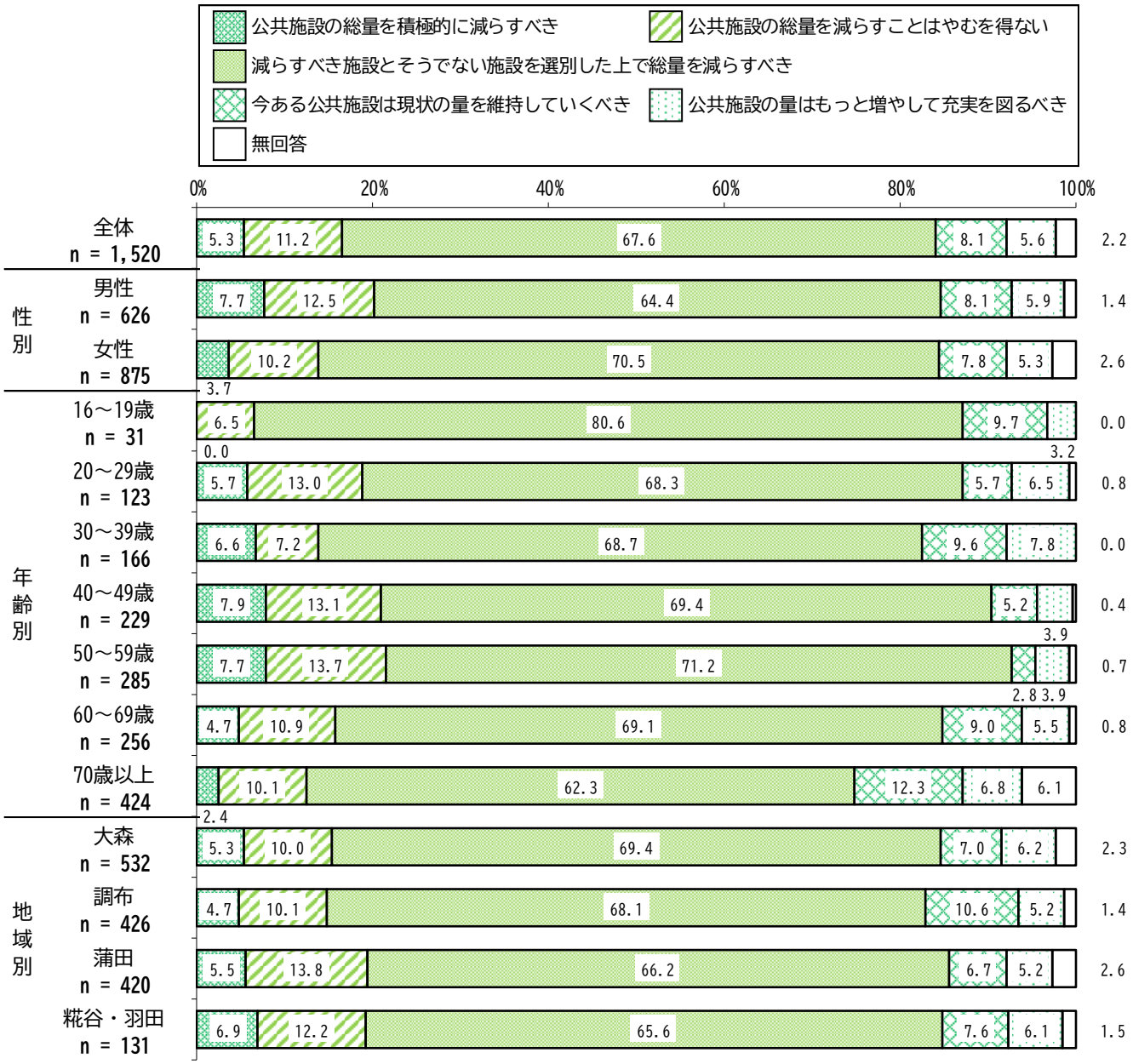


概要	区の公共施設を取り巻く現状・課題への関心は、「関心がある」が 26.0%、「関心がない」が 15.7%、「今回の調査を通じて関心を持った」が 56.7%となっている。
性別差	「今回の調査を通じて関心を持った」は【女性】が 60.1%と、【男性】（51.8%）よりも 8.3 ポイント高くなっている。一方、「関心がある」は【男性】が 29.4%と、【女性】（23.7%）よりも 5.7 ポイント高くなっている。
年齢差	「関心がない」は【20～29 歳】が 25.2%と、他の区分に比べ高くなっている。
地域差	大きな差はみられない。

（３）区の公共施設の総量を削減する取組への考え

問 19. 区の公共施設の総量（延床面積）を削減する取組について、あなたの考えに最も近いものを教えてください。（○は１つだけ）

区の公共施設の総量を削減する取組への考え【性別／年齢別／地域別】

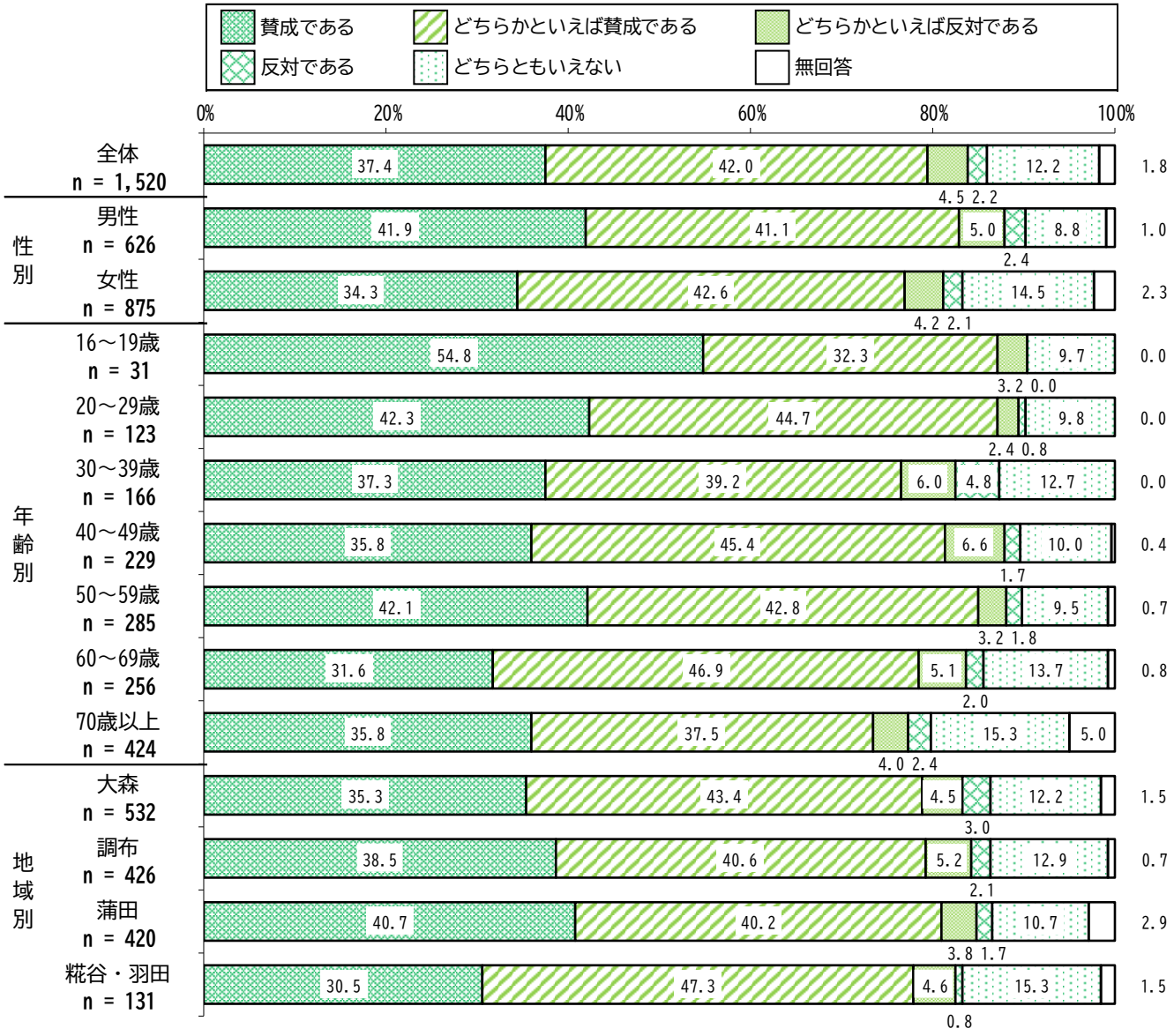


概要	区の公共施設の総量を削減する取組への考えは、「減らすべき施設とそうでない施設を選別した上で総量を減らすべき」が 67.6%で最も高くなっている。以下「公共施設の総量を減らすことはやむを得ない」が 11.2%、「公共施設の総量を積極的に減らすべき」が 5.3%となっている。一方、「今ある公共施設は現状の量を維持していくべき」が 8.1%、「公共施設の量はもっと増やして充実を図るべき」が 5.6%となっている。
性別差	「減らすべき施設とそうでない施設を選別した上で総量を減らすべき」は【女性】が 70.5%と、【男性】（64.4%）よりも 6.1 ポイント高くなっている。
年齢差	大きな差はみられない。
地域差	大きな差はみられない。

（４）区の公共施設の『複合化』や『多機能化』による総量を削減する取組への考え

問 20. 区の公共施設の『複合化』や『多機能化』による、総量（延床面積）を削減する取組について、あなたの考えに最も近いものを教えてください。（○は１つだけ）

区の公共施設の『複合化』や『多機能化』による総量を削減する取組への考え
【性別／年齢別／地域別】

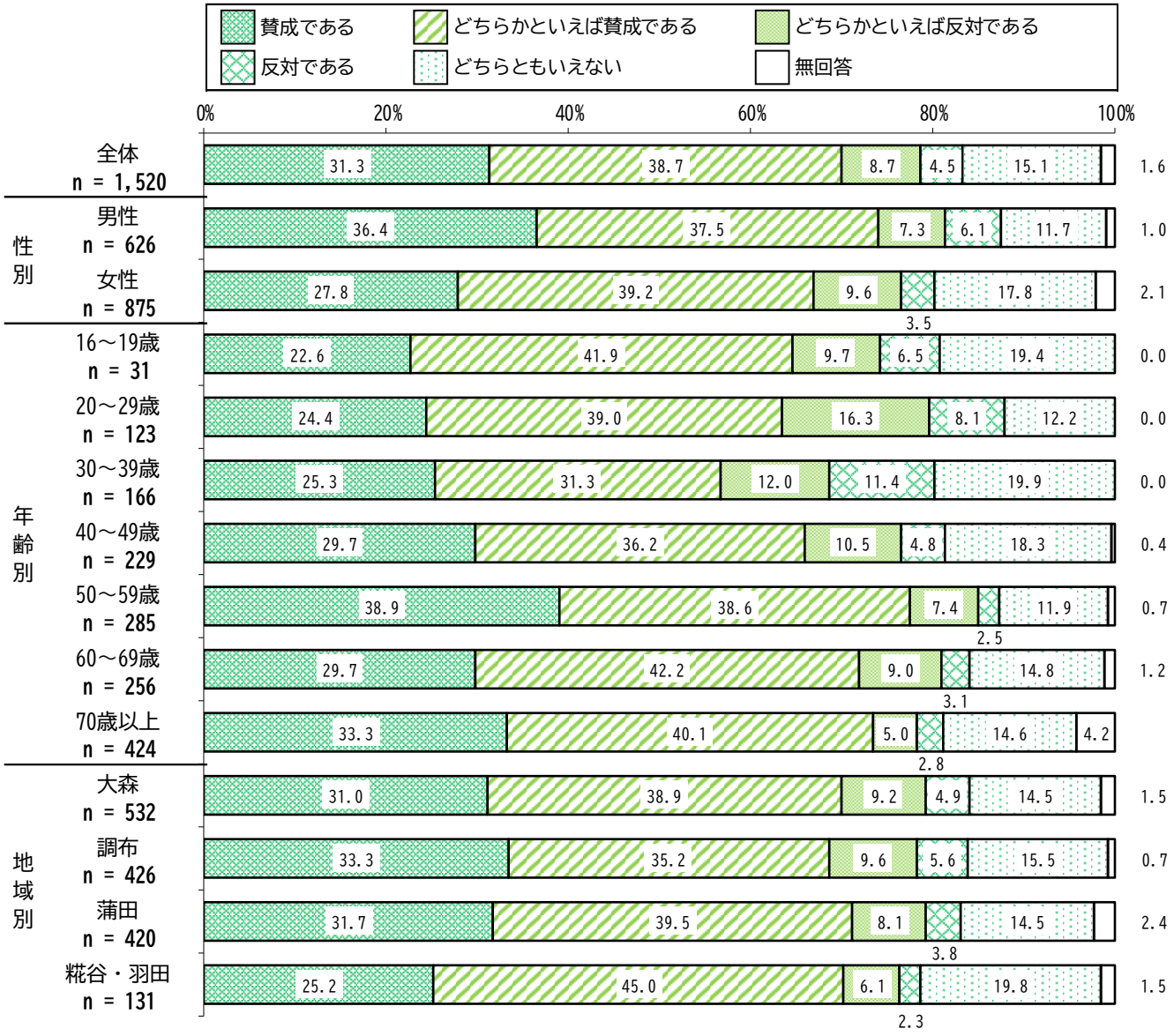


概要	区の公共施設の『複合化』や『多機能化』による総量を削減する取組への考えは、「賛成である」（37.4%）と「どちらかといえば賛成である」（42.0%）を合わせた『賛成』が 79.4%となっている。
性別差	『賛成』は【男性】が 83.0%と、【女性】（76.9%）よりも 6.1 ポイント高くなっている。
年齢差	大きな差はみられない。
地域差	大きな差はみられない。

（５）公立小・中学校を活用した『複合化』等による総量を削減する取組への考え

問 21. 公立小・中学校を活用した『複合化』等による、総量（延床面積）を削減する取組について、あなたの考えに最も近いものを教えてください。（○は１つだけ）

公立小・中学校を活用した『複合化』等による総量を削減する取組への考え
【性別／年齢別／地域別】

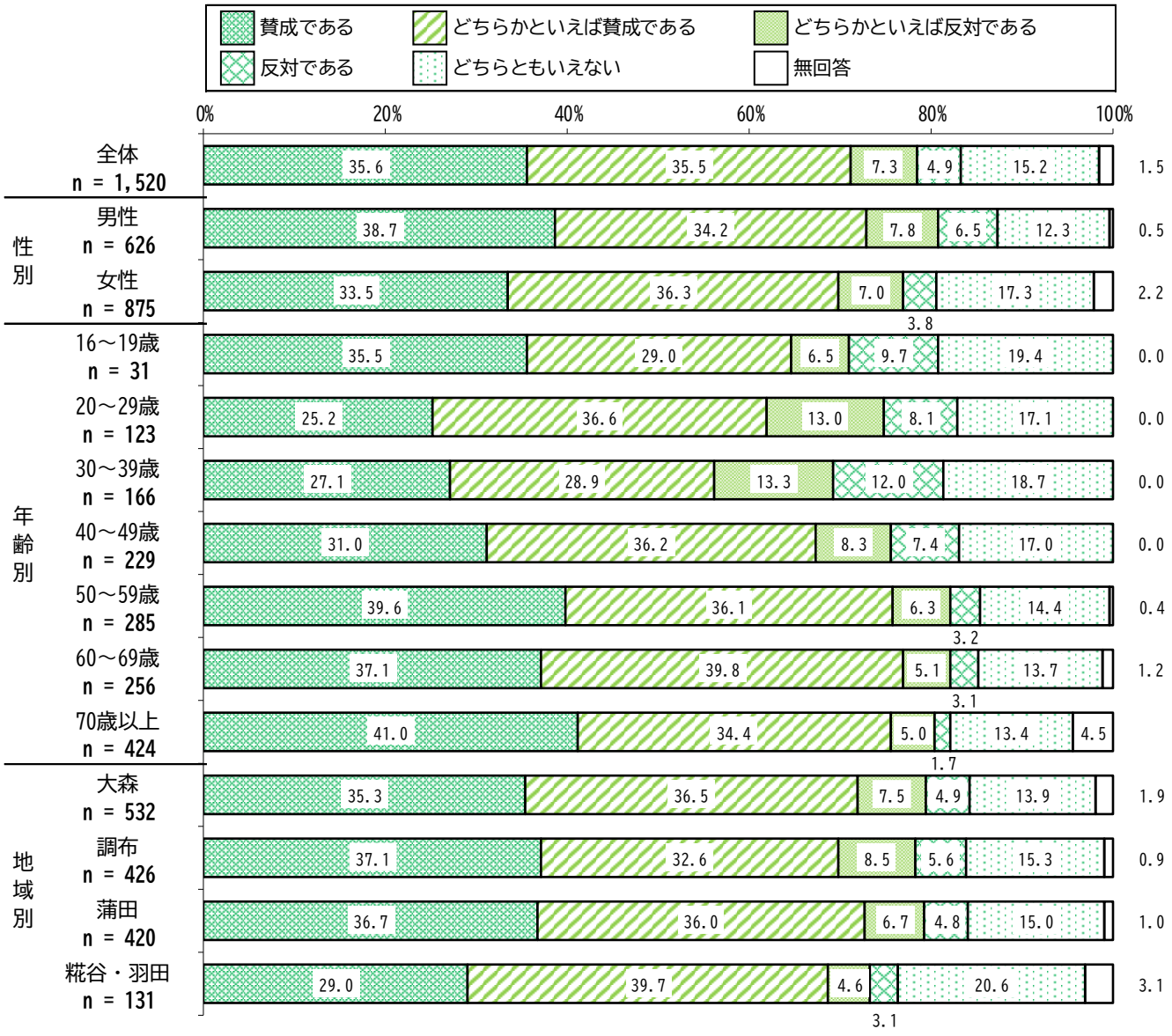


概要	公立小・中学校を活用した『複合化』等による総量を削減する取組への考えは、「賛成である」（31.3%）と「どちらかといえば賛成である」（38.7%）を合わせた『賛成』が 70.0%となっている。
性別差	『賛成』は【男性】が73.9%と、【女性】（67.0%）よりも6.9ポイント高くなっている。一方、「どちらともいえない」は【女性】が17.8%と、【男性】（11.7%）よりも6.1ポイント高くなっている。
年齢差	『賛成』は【30～39 歳】が 56.6%と、他の区分に比べ低くなっている。
地域差	大きな差はみられない。

（６）学校施設の活用による総量を削減する取組への考え

問 22. 特別教室を含めた学校施設の活用による、総量（延床面積）を削減する取組について、あなたの考えに最も近いものを教えてください。（○は１つだけ）

学校施設の活用による総量を削減する取組への考え【性別／年齢別／地域別】

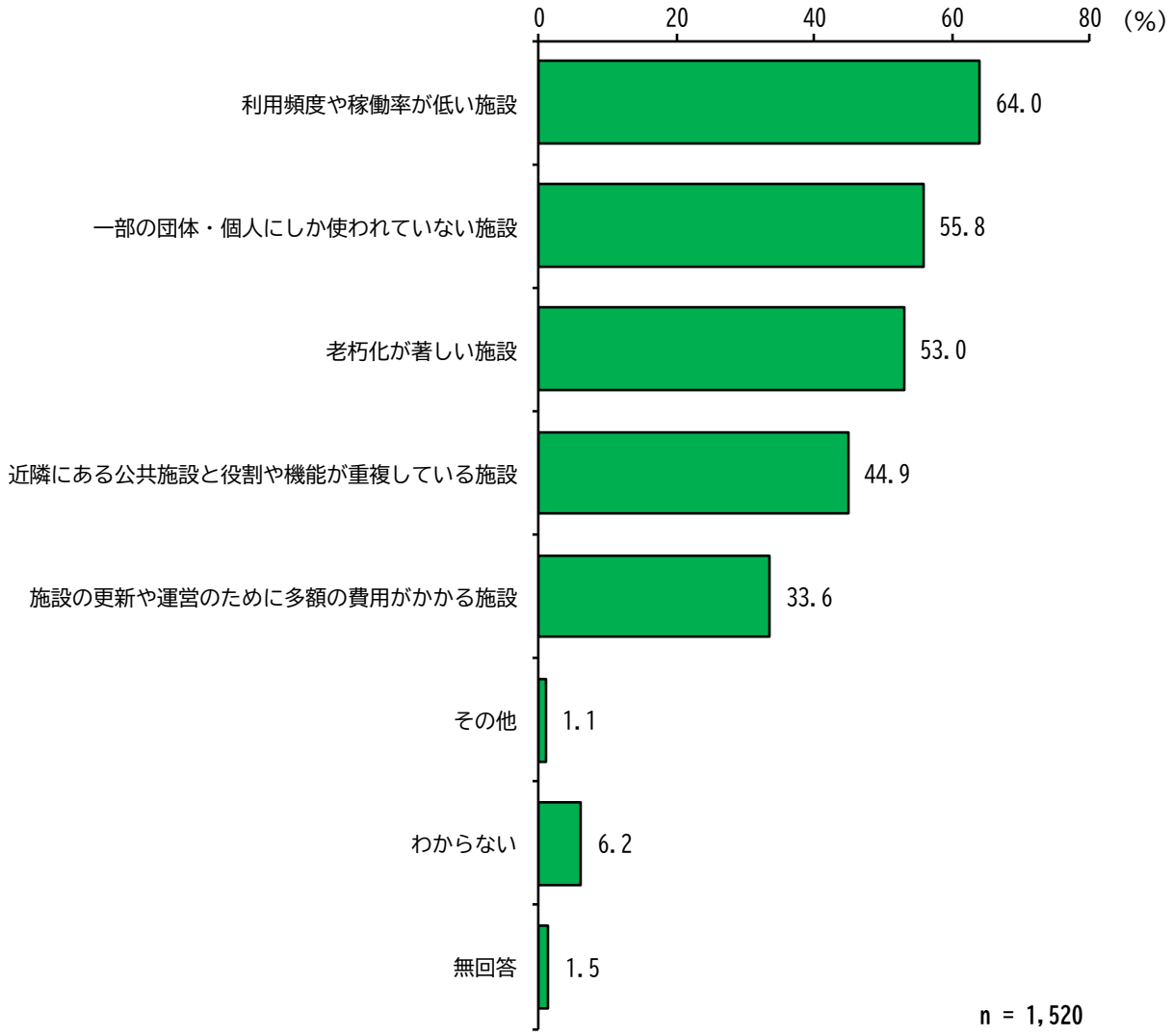


概要	学校施設の活用による総量を削減する取組への考えは、「賛成である」（35.6%）と「どちらかといえば賛成である」（35.5%）を合わせた『賛成』が 71.1%となっている。
性別差	「賛成である」は【男性】が38.7%と、【女性】（33.5%）よりも 5.2 ポイント高くなっている。一方、「どちらともいえない」は【女性】が 17.3%と、【男性】（12.3%）よりも 5.0 ポイント高くなっている。
年齢差	『賛成』は【30～39 歳】が 56.0%と、他の区分に比べ低くなっている。
地域差	大きな差はみられない。

（7）今後、統合や廃止等の対象とすべき施設

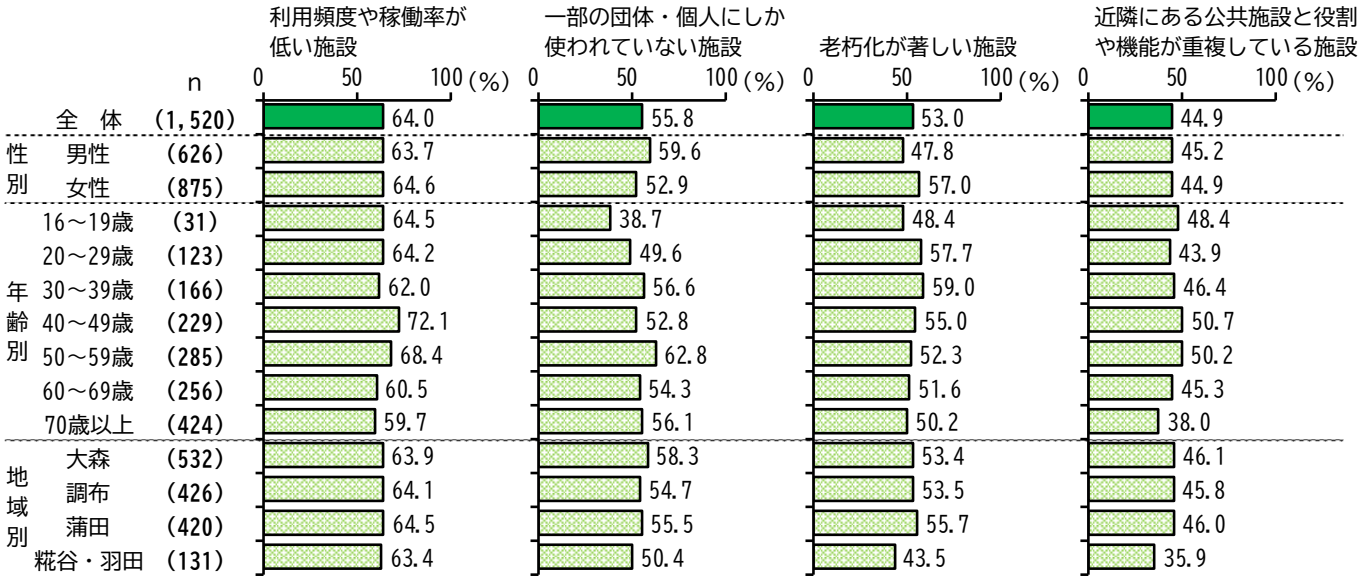
問 23. 今後、どのような特性を持つ施設を統合や廃止等の対象とするべきか、あなたの考えを教えてください。（○はいくつでも）

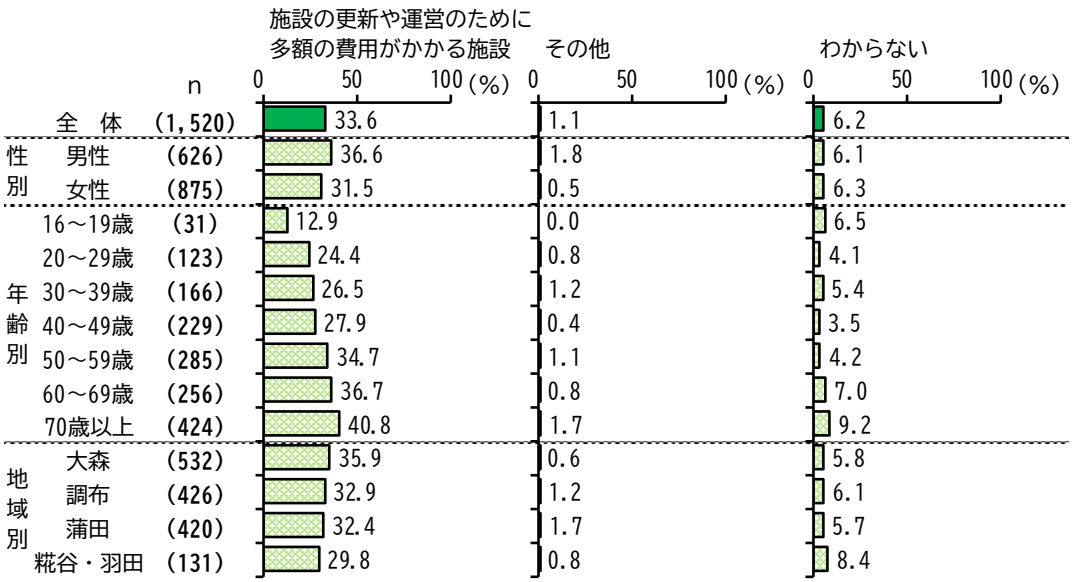
今後、統合や廃止等の対象とすべき施設



概要	今後、統合や廃止等の対象とすべき施設は、「利用頻度や稼働率が低い施設」が 64.0%で最も高く、次いで「一部の団体・個人にしか使われていない施設」が 55.8%、「老朽化が著しい施設」が 53.0%、「近隣にある公共施設と役割や機能が重複している施設」が 44.9%、「施設の更新や運営のために多額の費用がかかる施設」が 33.6%と続いている。

今後、統合や廃止等の対象とすべき施設【性別／年齢別／地域別】





性別差	「老朽化が著しい施設」は【女性】が57.0%と、【男性】（47.8%）よりも 9.2ポイント高くなっている。一方、「一部の団体・個人にしか使われていない施設」は【男性】が 59.6%と、【女性】（52.9%）よりも 6.7 ポイント高くなっている。
年齢差	「利用頻度や稼働率が低い施設」は【40～49 歳】が 72.1%と、他の区分に比べ高くなっている。「施設の更新や運営のために多額の費用がかかる施設」は年齢が高くなるほどその割合が高く、【70 歳以上】が 40.8%となっている。
地域差	【糀谷・羽田】は「老朽化が著しい施設」が 43.5%、「近隣にある公共施設と役割や機能が重複している施設」が 35.9%と、他の区分に比べ低くなっている。

（8）区の公共施設の現状や今後のあり方についてのご意見

問 24. 大田区の公共施設の現状や今後のあり方について、ご意見がございましたらご記入をお願いします。（自由記述）

【公共施設全般】

男性,16～19 歳	●運動施設やホール、図書館、勉強スペースは維持、増床してほしい。有料にして、利用頻度が高い施設は残す・増やすのも良いのではないか。有料でも使いたい施設を作ってほしい。「もし行ったとしても一度がせいぜい」「あったらいいけど無くてもいい」という建物よりも、自然環境、グラウンド、芝生を増やしてほしい。せせらぎ公園の施設建設は違う形が無かったのか、非常に残念。消費者生活センターは大切だと思う。 ●稼働率が低く、そこまで重要度の高くない施設は廃止し、逆に稼働率は低いが重要度の高い(歴史資料館等)はその歴史の人物の所縁の土地から離れすぎない程度に別の施設と統合していくのがいいと思います。
女性,20～24 歳	●あまり利用していない身ではあるが、そこに施設があるだけで子どもたちの安全や、人々の居場所が守られているように感じる。役割や機能が重複している施設を統合するのは賛成だが、廃止はなるべく阻止したい。 ●大田区は公共施設が多く、区民であれば安価で利用でき、子ども達にも良い施設がたくさんあるので現状維持が良いと思う。図書館以外の公共施設は、認知していないものや活用方法がわからない施設が多かったので、どのような場所かどのように利用できるかなど積極的に広め、利用率を上げて活性化を目指すべきだと思う。
男性,25～29 歳	●子ども達やお母さん、お父さん向けの施設・窓口を積極的に増やしてほしい。今を生きる若い世代・働き盛りの声を大切にしてほしい。高齢者の意見など聞かなくてよし。 ●老朽化した施設のアクセスの良い場所への移転も検討いただきたいです。また、図書館や運動施設など子ども達の居場所は積極的に増やしていただきたいです。 ●小中学校等の数はそのままに、他の施設の適正化に取り組んでほしい。 ●私自身、公共施設の利便性の高さから、（東京都内から）大田区へ転入していますが、人口減少及び高齢化は全国的な問題であり、これに伴う公共施設の段階的な統廃合はすべきであると思います。床面積を増やす必要のある小中学校と、それ以外の文化施設等では一律に床面積を指標としてはかるのは難しいのではないかと思いました。（詳しい情報までは見れておりませんすみません。） ●この課題に対して深い知識を有している訳ではないが、区としての独立した公共施設ではなく、公共施設の中に一般企業のテナントが入っていたり、逆に一般の商業施設にテナントとして公共機関が入っていても良いのでは。官民問わず、地域に必要な機能が維持できればそれで良いと思う。
女性,25～29 歳	●もっと老人介護施設や重度知的障害者施設を増設するべきこととともっと塾を増やすべきです。もっと職業訓練施設や国家資格の養成塾を増設するべきです。もっと働いていただける企業を増やすべきです。身体障害者施設を増設するべきです。 ●知っていれば利用してみたいと思うものもたくさんありました！更に多くの区民にとって利用しやすい施設づくり応援しています！

	●小学校が近場に何個かある。統合したほうが機能や内容の質が向上し、かつ施設の更改費用もトータルで削減が見込めると思うので、統廃合も検討してほしい。 ●無駄な施設は排除すべき
男性,30～34 歳	●子どもたちが使用する機会が多い施設等を残し、快適に、気軽に利用できるようにしてほしいと思います。 ●高齢化の流れは止められず、削減は仕方無しと考えます。 ●図書館が家の近くにあることは便利である。テレビ、インターネットより本は、まとまった専門的なことが書いてあり、考えることができる。また、日本の夏は 40 度近くになり、図書館にいることは命を守るのに大切である。夏はクーラーのある公共施設を利用し、夏を乗り切りたいので、無料で使える公共施設を増やして欲しい。 ●税収に限らず、商売による利益を求めていくのもいいかと思いました。施設の貸出しなどは地域の人間だけでなく、企業相手に貸出しをする、広告費を取れる仕組みを作る。イベント事など、無料ではなくお得感を出せれば客入りはまだまだ見込めるような気がします。箱が「ある」状態って価値高いんです。調査で存在を知った施設も多かったので、マーケティングでできる施策はまだまだありそうです。期待しています。 ●もしこうした議論が、”維持コスト”だけで線引きすることになるのは違和感があります。公共施設としては、そこに存在することで意味のある施設もあるはず。 ●公共施設の更新によって区民 1 人あたりの負担が増えることについて、個人的には了承の上、更新を進めていって構わない。少子高齢社会だからこそ、子どもの利用が著しい公共施設、学校について優先度を上げて対応してほしい。逆に高齢者向け公共施設については優先度を低めて良いと考える。むしろ、高齢者増加による公共施設利用頻度増加を考慮して、高齢者の利用については施設利用費用を上げるべき。 ●健康目的で仲間と運動する為に集会所施設を利用しているが体育館は競争が激しくなかなか取りづらい点が現状不満。時間をもう少し短く区切ってもよいのではないかと思った。他の施設に関して不満はない。
女性,30～34 歳	●総量減らして何をつくるんですか。外国人が住むような家を増やすためならやめて下さい。（大田区外国人多すぎて正直住みたくない。）それなら駅のホームに冷房をつけてください。京急と一緒に何とかしてください。歩きタバコする人も多いから、どこか駅の近くに喫煙所をつくってほしいです。臭いしめいわく。 ●これからの少子化に伴い、区立の小、中学校の統廃合を進め、他の公共施設への転換や一部民営化による施設の運営を進めるべきと思います。 ●いつもありがとうございます　経費がかかるので、賛成です。一方でひとつひとつを考えると、図書館もあった方が良いなとか、多摩川台公園のはにわ、貴重なものだから、あった方が良いなとか？どれも大切にも思えます。色々残しつつ、合理的にできると良いと思います　どうぞよろしくお願いします
男性,35～39 歳	●公共施設の削減はやむをえないが、すでに多忙を極めオーバーワークの学校をターゲットにするのはいかがなものか。学校の敷地内に施設ができると必ず職員教員の作業や手間が増えると思う。廃校等の活用にとどめ、稼動している学校は学校の機

	能のみにしておく方がよい。 ●人口減少、高齢化社会に伴い、今までの考え方の延長で施設を維持するのは不可能。合理化を進めるとともに、それで浮いた予算でＤＸ化、外注化等による効率的で新たな代替住民サービスを創出することに注力すべき。 ●正直…ほとんど会館などの施設は存在を知りませんでした　行った事があるアプリコも飲食店の利用程度ですし(昔の成人式もアプリコではない年だったので)　オタクとしては産業会館などが無くなるのは嫌ではあります。なんにせよ…大田区の施設を知る機会が有りませんでした。仕方ないのでしょうが… ●公立小・中学校は複合化の対象にしないでいただきたいと思います。
女性,35～39 歳	●学校施設の活用については、小型の隠しカメラ等を悪用した盗撮などが不安なため反対である。 ●身近な区の公共施設に関して目を向けて来なかったことを自覚し、この度のアンケートは大変勉強になりました。現状維持や老朽化問題等、非常に厳しい状況とは思うのですが、一方で規模縮小後の土地を海外に買収(国政経由含む)され、渋谷新宿や観光地のような治安悪化や悪臭が蔓延する可能性に強い危機意識を感じております。現在の日本において、公共施設(文化と土地)の維持は最も重要かと思います。 ●多機能化する場合、メリットデメリットを考えた上で然るべき対応をお願い致します。 ●利用頻度や稼働率が低い公共施設は、廃止はできなくても利用率が上がるように利用条件などを見直した方がいいと思う。維持費のわりにもったいない。
男性,40～44 歳	●中央区から越してきましたが、大田区は公的施設の量、質、広報の取り組みが劣っていると感じる。児童館も公園も小学校も建物が古過ぎて子どもたちがかわいそう。遊ぶ場所も足りていない。ハードの問題もだが、ソフト面も貧相だと感じる。 ●駅から離れたところにあり、不便です。 ●公立小・中学校を活用した『複合化』は、防犯のためにもしっかり協議してほしい。子どもを守る対策ができないならやめて欲しいです。 ●資料を見るに、大田区は今後 10 年程度、人口構成がさほど変わらないので、持続可能なように先を見越した整理や再整備をすべき。長年居住しているが、知らない施設もあり、場所も偏っている印象がある。特別出張所の数は手厚い印象だが、本庁舎が混雑するので大変便利。学校数は 23 区で５番目とのこと、23 区で２番目の人口に対し逆に少ないと感じたが、適正配置に近いと思われ、地域の核として利活用する施設にするのがよい。 ●しっかりと使用されている施設に投資し、利用されていない施設については見直しや改善、撤去などしていくべきだと考える。 ●コスパが悪い施設は早期に改廃してほしい ●高齢化しているからといって、学校等子ども向け施設を減らすことは反対である。その点においては単純に稼働率などでは計れないと考える。
女性,40～44 歳	●施設が不便な場所が多い印象です。近場に住んでいる場合は利用すると思いますが、遠いと行くのが面倒です。やっぱり（駅から遠いと特に）ただ、子どもの施設は少し面倒でも行くことが多いです。室内遊び場と併用など（本郷台あーすぷらざ

	のような施設）すると良いと思いました。（夏は暑く外遊びがむずかしくなっています。民間のだと値段も高く毎回はむずかしい）手頃な値段の施設が欲しいです。 ●様々な施設があると思いますが全体的に利用可能時間を拡張してほしいです。利用者より職員が多い施設は何かしら改善が必要と思います。まだまだ認知度が低い施設もたくさんありそうなのでもっと情報を発信して頂きたいです。 ●本当に必要な施設はどこなのか、きちんと精査していってほしい。議員や高齢者（どうしても人口割合が多いので）のみの意見で決めないでほしい。小中学校の統合は、反対。暑くなっていく今、子ども達をこれ以上歩かせるのはこわい。（重い荷物で、自転車は不可はどうなのか） ●足を運ぶ、対面など、今までの常識から、オンライン化など多くのことが変化してきているため時代に応じた施設維持ができるようにして欲しいです。老人施設を家族が利用していますが、30 年後に自分がお世話になることを考えると、あのままは違うと思います。 ●公園でボール遊び（野球やサッカーなどスポーツ）が、できないところが増え、子どもたちが安全にお金をかけずにボールを使った運動ができる場所が必要です。危ない、うるさいといった声に過剰に敏感になった結果、子どもたちが公園で静かにゲームをしているのは異様です。健康な身体をつくることは、行政としても医療費の観点からも推奨されるべきと思います。親の所得によらず（民間のスポーツクラブに通うのではなく）子どもたちに安全で健康的に自由に遊べる場所を公共施設として希望します。 ●古い施設が多く安全面が心配です。この夏もとても暑くて児童館には大変お世話になりました。日曜日も幼児が遊べる室内施設が新設されると嬉しいです。学校の敷地や設備はなるべく通っている生徒の為に使って欲しいです。あまりいろんな人が出入りするのは好みません。区の建物は使用頻度や人数が少なくても有事の時には必要になると思うので無闇に閉鎖はしてほしくありません。 ●近くに何軒もある小学校は更新時期に統合も良いのではないかと思う。綺麗な（設備の整った）校舎で授業を受けることはこども達のためにもなるのではないか。 ●高齢者増加のため交通の便を良くすることで利用者は増えると思う。（100 円バスなどの運行を 1 日に数本走らせる）カムカム新蒲田で、子連れでのシニアステーション利用の際、子どもが２人（１歳、６歳）のため上の子が乳児施設の年齢対象外で使えなかった経験がある。カムカム新蒲田で全世代で楽しく過ごせる待合室や場所があると人生で途切れなく施設を利用でき良いと思う。イベント企画は面白いため広報強化すると存在を知れて良い。
男性,45～49 歳	●区民負担が増えない様な施設の更新計画をお願いします。 ●限られた財政状況の中で、必要と思われる公共施設を選抜し、維持管理して欲しい。 ●施設も制度ももっとシンプルにして欲しい。廃れていくものを支えるような施設より、これから先を見越したうえで活用を進めていきたい施設にウエイトを傾けてほしい。 ●施設削減で更地に戻した場合、営利目的の民間には渡さず、公園や緑化、環境保全に活用してほしい。

	●福祉の意味では、民間がサポートしにくい、障がい者などの特定の人向けの施設を充実していくべきである。 ●削減が必要ならその施設の運営を民間にお願いするのはダメなんでしょうか？大田区が公募で選んだ民間企業にその施設を運営してもらうと無駄にもならないと思いますが…大田区はセンスがないですよと思います。
女性,45～49 歳	●利用頻度が低い施設は積極的に廃止して早急に進めて欲しい　ムダな出費を減らして欲しい ●今は時間がなくて、公共施設を利用する機会もなく、どのような施設なのかも分からない事が多いですが、もう少し年齢を重ねて、時間が取れる様になったら、利用してみたいです。自宅の近くにあったり、バスや電車などで行きやすい所ならば利用できます。また、小さなお子さんや、その親御さんが利用しやすい施設がたくさんあると良いと思います。子どもの悩みを共有したり、親がほっと一息つけるような場所、みんな必死ですから。 ●公共施設が多すぎると思います　使用されていない施設は減らすべきだと思います ●少子高齢化が進む中、各学年１クラスしかない小学校のあり方は、いかがなものでしょうか。歴史はあるのでしょうが、教師も少ない中、検討しても良いと思います。 ●公共施設を減らす場合、災害時の避難所はどうなるのでしょうか。台風の際、避難しましたが、遅く着いた人は入れない状況でした。現時点でも地域全員が入れるスペースはないように思います。 ●図書館のように地域名＋施設名にし、同じ目的の施設の名前は統一して、使用目的別に分かりやすくするといいと思う。その場所独自の名前を付けると何の施設か分かりづらい。（せせらぎ、ふれあい、ゆうゆう、スマイル…など）目的がわかると使用しやすくなるのでは… ●いま、利用されている方があまり困らない範囲での改善や縮小をお願いしたいです。 ●人口減少のほかに人口の高齢化も進んでいるので公共施設に行きやすい環境にしてほしいです。歴史的価値のあるものは貴重なものとして残してほしいし、稼働の少ない箱の施設は存在価値・用途を見直ししてほしいです。 ●近所に一定数の公共施設があるのは区民としても大変ありがたく、安心です。子どもたちが過ごす場を維持し、むしろ高齢者の施設になりがちな現状について今一度考えていただきたいと考えています。安心安全な場所で健全に育てるべき子どもたちのためにこそ納めた税金を使っていただきたいです。公園など、高齢者向けの健康器具が設置されること、ボール遊びや花火が禁止されることにも大きな疑問を感じます。 ●一部の団体や個人しか使えない公共施設ではなく、多くの区民に開かれた施設を作って欲しい。文京区にあるＢラボのような、青少年施設や大田市図書館.美術館のような新しい施設が欲しいです。 ●自宅周辺にはあまり公共施設がなく、利用する機会がほとんどありません。催しに興味があっても、交通アクセスが不便で行きにくかったりして、なかなか利用に結び付きません。また、利用したいと思っても、アプリコ小ホールなどは、なかなか

	予約が取れません。他区では、区民優先枠などがあるようですが、大田区も区民優先枠などの導入を考えていただきたいと感じています。
男性,50～54 歳	●大田区民に限らずだれでも（外国人も含む）使用できる公共施設を増やす。 ●スマートシティの実現 ●多摩川緑地施設は維持、充実することが大田区の強みにつながると考えます。 ●老朽化による改修や改築は必要です。そして、施設の統廃合や多機能化も大切です。一方、収入を増やす取り組みも重要と考えます。例えば、立地的な考慮も必要でしょうが聖地巡礼等のスポットに使われ易そうなセンス良い又は特徴的なデザインにして、場合によっては夜もライトアップして人が集まる様な場所を増やして作品に働きかける等…ふるさと納税との相性も良い気がします。また羽田空港から通り過ぎるのも勿体ないです ●資金や老朽化、少子化/高齢化、スタッフ不足などの理由により、公共施設の統廃合は止む無しと考えます。箱ものとしての現有施設は効率的に利用できるよう、複数の公共施策を同じ施設で実現するなど工夫することを希望します。利用者が少ない活動や人的リソースの観点で、ある程度の活動・サービスの削減は進めていくべきと考えます。以上です ●・今後の人口動態や財政規模を勘案し、優先順序を付けた予算配分が、より区政に時代要請されるものと思料。・区民にとっての利用価値や頻度等を徹底的に真に確認し、不要な物は排除し、区民の日常消費生活に直接効果ある予算配分がより必要と思料。 ●いらない施設と言っても必要な人もいるかもしれないし、人によって考えは様々。しかし、公共の利益ではなく金になるからと言ってろくでもない企業に税金を払って企業だけに利益を作るなら、そもそもそんなものいらない。品川の●●でキリスト教信者でもない●●という建築士に教会が議論をしたにもかかわらず強引にこの人に決めたみたいな感じで意味不明な教会をたてました。金のための建築なら不要です ●高齢化に対応した施設の充実（そこで従事される方の給与を含めた待遇改善）　生涯スポーツ施設の充実（施設の機能向上による熱中症対策）　不登校児童・生徒の居場所作り（高齢者施設・地域住民施設との複合化） ●税金の無駄をなくす取り組みとしては良いと思いますが、単純に数を減らすための統合ではなく区民にとって利便性が向上する施策を取り組んでほしい。
女性,50～54 歳	●人口減少、ますますの高齢化に伴い、公共施設は高齢者が気軽に足を運べる場所になると良いと思う。独居が増えている中、行き場のない人が多いと思うので、健康維持も兼ね、毎日行く場所があれば運動しなくても「もしも…」の気づきにもなるのではと思います。 ●必ずしも高額な維持費イコール施設の閉鎖を行うのが正しいとは思えないが、民間への貸し出しなど対策を講じて費用をおさえる見直しなど必要だとは思う。また利用が少ない施設や重複に関しては積極的に廃止を検討して、資金の集中化を行い、新たな施設など今後の課題（高齢化）などに応じた対応が不可欠だと思う。 ●図書館を中心に家族で利用させてもらっています。各々によって利用目的・頻度がちがう事は致し方ないとは思いますが、やはり利用頻度が少ない場所については、

	複合化、多機能化はとても効率的だと思いました。ただ、高齢者になるにつれてその場所が集約されると老人は距離があると行きづらいと思いました。その取り組みはどうしたらよいのか…。大田区の現状を知ることができ、そしてアンケートに参加させてもらえた事で大田区の未来に関心をもつことができました。貴重な調査への参加ありがとうございました。 ●将来をみすえて、スリム化するとは、区を運営している方々にしかできないことなので、積極的に取り組んでほしいと思います。１学年１クラスしかない小学校（調布大塚←ここしか、存じないので書きました。）などは統廃合して、空きスペースを区のために有効に使ってほしいと思います。 ●公共施設のある場所が馬込地区からだと交通の便の悪いところにあるものが多いように思う。また、もっと、どのような事が行われているのかどんな施設環境なのかを告知したらいいと思う。また、今回の事とは関係ないが、蒲蒲線など馬込地区からは利用しにくいのに多額の税金を使うことにとても疑問を感じる。（蒲田までバスがあるわけでもなく、１日１本とか数本で、そういう地区の人のことを考えられてのことだったのかナゾだらけ） ●公共施設を維持して行くには多額なお金がかかるとはじめて知りました。東京は小学校が近い距離にたくさんあって驚いた記憶があります。高齢化に進んでいくのでうまく活用していければいいなと思います。 ●地方から上京し、大田区は公共施設が充実していることがとても嬉しいです。車がないので鉄道駅からの距離が遠いとなかなか行く機会がなく、行かないとイベントなどの情報も入らないため利用できていません。駅チカの既存の施設の複合化、駅ビルを活用していただく、イベント情報は駅前の掲示板で確認できるなど、施設近隣住民以外にもわかりやすく利用しやすくなればいいのにと思います。 ●公共施設が空いている場合、無料で区民に開放して欲しい。夏が気温が高いため、室内で子どもが遊べる場所や区民が涼しい環境で利用できると良いと思う ●蒲田、大森、京急蒲田などのハブとなる駅のように多くの人が利用出来る場所に公共の施設を集約頂けると、利用の偏りが減り、また利便性が向上すると思います。 ●人数が多いので抽選での利用は嫌ですね。本当に必要な施設は残してほしいです。また、全ての方がスマホ利用とも限らない。すべてデジタル化にせず寄り添ってほしい。 ●単純に需要がないというよりも、周知不足、不便さもあると思う。周知不足については公共施設に冊子や案内がどっさりおいているイメージ。公共施設以外のデジタル広告や予約専用のアプリ等があったらいい。
男性,55～59 歳	●千束地区では各公共施設へのアクセスが悪いのが低い使用頻度の最大の理由です。見直しにあたってはバス、鉄道、徒歩などアクセスを踏まえた配置を検討してほしい。 ●民間施設と重複する機能は利用料金を低く設定し、それなりのクオリテイーに限られた施設で十分です。 ●役に立つ施設をもっと増やしてほしい　例えば消費生活センター→専門の人をおくとか　図書館→チラシ等（新聞に入っている）が自由にもっていけるとか ●利用のされ方にもよると思うが、何でもかんでも減らせばよいのか？と疑問にも思

	う。その場所に欠かせない物になっていて、コミュニティが形成されていたならば困ってしまう人も出てしまうだろう。社会とは、平等でなく公平であって欲しい。削減するに当たり、公平な目で判断をお願いします！区民の意識調査をしたからには、きちんと小さな声にも耳を傾け、区民のために行政は動いてほしいと願っています！！ ●時代に沿った、ＤＸ化を推進して幅広い年代の人に利用を促せる施設や利用用途の内容を検討すべき。歴史を継承していくことも大事だが、これからの時代に子どもも老人も一部の人しか、対応していけないのではないかと思う。特に高齢者のＤＸ化への意識は低く、拒絶する傾向である。生活に必要な情報伝達に格差が大きくなって来ている。未来の生活をしっかりサポートして行ける施設や、取り組みにお金を活用して下さい。 ●問 23 が最も現状の問題と課題を表していると考える。施設は老いて危険とコストが増加する、人間は老いた人々ばかり増えても収入(=支払い能力)は減る。改築・改修してでも残すべきもの、早々に廃止すべきものを深掘りして検討し、赤子から老人まで全ての年代が安心して暮らせる大田区になって欲しい。 ●老朽化施設は、積極的なリノベーションや増改築で再生し、新設施設は減らす方向が良いと考えます。 ●無駄遣いのしわ寄せで公共施設を改悪するのはやめて欲しい。 ●町内会の集まりが志茂田小学校で行われているが、設備は新しく快適でした。老朽化した設備は更新することで利用も増えるとは思いますが、ネット予約など、ＩＴ化をすすめることで利用者も増えると思います。 ●老朽化や使用頻度が少ないからと、機能や設備を集約するのは仕方ない事とは思う。「無くても困らない」人のほうが多数派であると思っていますが、例えば、避難所として使用出来るものは必ず必要ですし、だからといって普段は誰も使っていないというのも困りものです。バランス良く再配置できればよいのですが。
女性,55～59 歳	●どの年代の方でも利用出来る多機能施設が増え相互交流が深められることや、公共施設にかかる経費のスリム化を望みます。 ●特別出張所が交通の便の良い所にあれば使いやすいと思うので、場所を他の区の施設と同じ建物内にするなど進めてほしい。公営の施設がバラバラにわかりにくい場所にあるので使いにくいと思っていました。図書館に行くより本屋に行く方が行きやすい等の理由で使っていないだけです。児童館と図書館が隣合っていればもっと利用したかもしれません。仕事に行ける元気があるうちはシニアステーションには行くことはないでしょう。単独より複合化の方が使いやすいと思うのでこの取り組みに期待します。 ●・複数の公共施設の複合化・多機能化が増え始めているから、「行政のワンストップ化」と言っても様々な分野で、利用する側には利便性が感じられない。同じ分野などでまとめるなど利用しやすくして欲しい。（１つの建て物に、統一性なくサービス施設が入っている）　・防災やこの暑さの夏等を考えると、分散して昔ながらの既存の建物を改善して残して欲しい。 ●こうして区民の意見を聞いて検討を進めようとして頂いているのは素晴らしいことと思います　派手でなくて良いので大田区らしい公共施設のあり方を真摯に検討し

	実現して下さることを期待しています ●時々利用している公共施設のお手洗いの老朽化が進んでいて故障していても修理されていない状況から色々厳しいのかな、と想像している部分はありましたが、それなりに利用者のいる施設のお手洗い事情は向上させてほしい。また、昨今の状況から紙の本を手にとる機会も減ってしまう一方なので図書館は内容も含めて充実させていただきたいなと思います。 ●建て直しが必要な時期を過ぎてもそのまま使われている小・中学校は、トイレや水回りの改修工事を最優先で行うべきです。最新の電子機器類を導入してニュースになるような授業をするよりも、生徒たちが安心して過ごせる環境を整えることに税金を投入していただきたいと願っています。 ●利用頻度の低い施設や、老朽化が進む施設等は見直していただいて、有効的に使用出来るよう検討していただきたいと思います。 ●必要性のある物を精査して頂き公共施設のあり方を検討して頂く ●公共施設の適正化を着実に実行してほしいと思います ●近所の文化センターは、常連の方が独占していて、たまに利用したい人は予約が取りにくい状況でした。そこから、公共の施設には苦手意識があります。 ●住民税など税金の使われ方としては公共施設に使うのは大田区民全員に恩恵があるので、いいことだと思います。今後は、人口が減るといっても大田区は人口が多いので、古い公共施設の建物は建て替えるなど区民のために税金を使ってほしいです。 ●松葉杖での生活しにくい現状を体験した際、他の区の方がバリアフリー化が進んでいると感じた。学校と老人ホームが一体化しているところの取材ニュースを見た。高齢者とコミュニケーションを取る授業があり、素晴らしい試みだと思った。コストがかかっても余力のあるうちに複合的な施設を作ったり、設備を整えた方がいいと思います。 ●いろいろな施設を多目的に使用し、そこで交流が活発になればいいなと思います　私は図書館が好きなので、図書館と幼児教室、図書館と保健センターなどです　しかし、学校は子どもたちの城=基地です　土日にイベントが開催され、月曜日になんだかいつもと違った配置や雰囲気は落ち着かないと思います　先生も管理が大変です　予算等問題はありますが、学校は子どもたちのものであって欲しいです
男性,60～64 歳	●大田区だけではなく、品川、世田谷などの近隣の施設との兼ね合いも考えた方がよい。私はよく品川区の図書館にも行きますので。 ●街づくりの基本は、そこに住むパブリック（人、法人）がどうしたいのか、何を望むのかを受け止めること、そして自治体の長にきちっともの事が言える人を育てることと言われています。大田区の街並みは、私が子どもの頃観た日本沈没の東京大震災の東京の下町と同じです。建物は無秩序、道路は行きどまりや幅が狭いです。どうか、最悪に備えるとの観点で大田区の公共施設を検討して頂きたいと思います。私の大好きな大田区のために、よろしくお願い致します。 ●ふくごうか、多ようかしてもよいと考えるが、複数の課で担当することになり、責任の所在が複雑になる、あいまいになるのはいけないと思う。なので、その場合は、１つのたてものに対して担当部署は、１コにするべきだ。と思う

	●もう少し、魅力的で、リーズナブルなものが必要。 ●特にありませんが、利用しやすい施設となることが肝要かと思います。 ●公共施設に掛かる費用(建築費や維持費)等を精査し今後本当に必要な施設に変化が必要と考えます。 ●公共施設は立地が問題点。高齢者が利用する施設は出来る限り利便性を優先し歩ける年代の利用する施設は離れた場所でもよい。利用が減るようであれば削減すること ●公共施設は区民にとって必要な施設であると考える反面、限られた財政で全ての施設を運営していくことは非現実的であると思う。施設を効果的に活かす方向を検討して欲しい。
女性,60～64 歳	●多額の税金を使って多様なサービスを提供する時代は終わっていると思います。これからの若い人々に負担をかけないよう考えていくべきです。これほど多くの施設があることを知らず、今回は勉強になりました。 ●このアンケートを通じて、改めて少子高齢化の先々に財源の問題を考えさせられました。施設を維持していく上で、老朽化の著しい施設を廃止し、１つの建物に集約（複合化）の案に賛成します。 ●図書館はヘビーユーザーですが、その他の施設については多数あるもその機能について全く知りません。当然ＨＰ、区報にて周知されていると思いますが、あまり目にしない気がします。施設量減の前に現行の施設について周知して頂きたい。そろそろ離職し、時間に余裕もできるので施設は大いに利用したいと思っています。 ●知らない施設が非常に多かった事におどろきました。認知できる方法をもう少しわかりやすくしていただくと利用する機会も増えると思います。 ●複合、多機能化施設が駅近・主要駅直結等だと助かります ●公共施設は利用料も安いので高齢者には大変助かっていると思います　ただ今回維持にかなりの費用がかかる事を知り驚きました　複合化、多機能化を進めていただく事を望みます ●大田区以外に住んでいた時は、区の施設を利用していました。私が住んでいるところは、他の区の施設の方が近いため、利用がしにくいのが現状です。交通の便が良ければ、良いのかもしれませんが、他の住民には、便が良い人もいると思いますので、仕方がないのかなと。池上線沿線にある施設なら利用できるので、沿線の施設で今何が行われているのか。それぞれの駅にモニターなど設置して、情報を見ることできたらスマホで詳しくみたい。 ●とてもいい機会になりました。個人的に、子ども優先の大田区であって欲しいです。図書館、プール、その他複合施設化し、結果的に諸々削減になると思います。 ●長年努力を重ねて維持してきた(税金を払い続けてきた)民間施設とうまく共存していけるような対策を考えていければいいと思う。 ●自宅の近くにあってこそ利用しようという気になります。統合集約によって施設の数が減り、利用困難とならないよう希望します。 ●公共施設の老朽化は重大な課題であり、新しくする場合もより良い施設を造って欲しい。 ●よく調査、分析を行い効率化を図って欲しい。高齢者よりも子ども，子育て世帯に

	必要な施設の充実を更に進めて欲しい。
男性,65～69 歳	●施設を利用する人の確率が高い→金を使え。施設を利用する人の確率が低い→こわせ。上記の件はかんたんに云えばなんでもそうだがむだにしないようにしましょうという事です。 ●区民の少子高齢化にさらに備え、公共施設等は早急の対策が必要です　人員の効率的な配置、削減に関しては民間との協力も必要で、サービスの低下は避けられないけれど、区民の負担増も極力抑えて欲しい ●限られた予算なので小中学校の運動場、プール、体育館を大いに活用してほしい ●今後の時代に合わせた施設になる様皆がより良く使える所をめざして下さい ●公共の施設は身近な所にあってこそ使いやすい。規模を減らしても、数を減らさない方が望ましい。 ●公共施設については交通の便が良いところ中心に残すべき（利用率上がる） ●施設の利用に際して、有料利用の程度が高くなるのはやむを得ないと思う。図書館の図書の貸出しなども、（反対は多かろうが）有料化を検討してよいのではないか。 ●区の施設に行くと、使用していない部屋が散見される。無駄なスペースに見える。いざと言う時に使用する。との言い分も有ると思いますが、これからの人口減を考えると小規模化が必要だと思います。あと、高齢者が多いので、出来れば駅近、せめてバス停近に建設(引越)が大事。熱中症対策になると思います。 ●公共施設だからといって明らかに不採算な施設は、維持することは難しいと思います。学校のような不可欠な施設といえども人口減社会では、いずれ集約しないといけないと思います。また、あまり利用者が少ない施設は、やめるか内容を変える必要があると思います。
女性,65～69 歳	●古い施設でも使用料が安かったりするので、便利だと思います。いろいろな年令の人たちが趣味など楽しめる場所があることは良いと思います ●あちこちで中学の建て替えが進んでいるのにその施設を統合や廃止するのはいかがなものか。災害時にも使えるので老朽化でしょうがないのも仕方ないがもう少し考えて欲しい。 ●確実に人口は減少していくので、税収は減少する。利用頻度の低い施設は積極的に統廃合すべきだと思う。 ●全ての人の意見を聞いていては、埒が明かないと思います。公共施設は、とかく、高齢者に使われがちですが、若い世代の人々が活用できる場にするべきだと思います。私は 66 歳ですがこれからの世の中は、高齢者より若者に手厚く補助やサービスをしていかなければ、全てが衰退していくと考えます。 ●区の公共施設は、大田区中央や大田区大森南のような、最果ての地ではなく、交通の便の良い所に建てて下さい　区役所に、複合施設を開設して下さい。区議会議員のフロアを、年金事務所や、税務事務所、都税事務所にして、区議会議員の方々は年金事務所などの建物に引っ越してほしいです。区役所はとても交通の便が良いところにあります　区民のための区役所になって下さい　そして、次回、区役所を建て替えるとき、無駄な吹きぬけのフロアなどいらないので（区役所はホテルではありません）必要な分の区分けを行って下さい ●生活保護を受けている人に、道路清掃等の仕事を与えるべき、仕事をしない人（病

	気で寝たきりの人をのぞいて）には、お金を与えるべきでない。税金を払っている人は、仕事をし、生活保護を受けている人は遊んでいる。公共施設も、生活保護を受けている人の遊び場になっている。 ●学校の中に学童保育の場を設けることは、良いことだと思うが、独立した空き教室がないのに無理やりそこに設置するのはいかがなものかと思います。 ●現在の複合施設では、駐車場が一部の利用施設専用になっているなど、縦割りの管理体制で利用しにくい施設もありますが、今後複合施設等を増やす場合には、利用者の利便性を考慮した管理体制にしてもらいたい。また、施設の複合化にあたっては、可能な範囲で幅広い年代の人達で同一の施設を利用できるような、空間の有効活用等を進めて欲しい。 ●利用度が少ない老朽化した施設の削減とともに居住性高い魅力的な施設を増やす。場合によっては　他の区民からは利用料をとっても景色が良く　天井高　緑が多くカフェや温泉施設が併用された　魅力的な教室（60 代からの筋トレ　ダンス　など）コースがあるジム　や図書館　プール　駅近で　何もなくても広々として寝転びたくなる場所の提供　近くでフェスも開催されていればなお良い ●財源が見込めないのであれば、縮小するしかないと思う。学校など多目的に活用できないか検討したらどうか ●何故利用されないのかをもう一度見直すべき。老朽化があるとやはり不安が先に立ち利用しなくなるのではとも思う。
男性,70 歳以上	●大田区の公共施設でおこなわれる集会・パーティーに飲み物を運ぶ仕事をしていました。コロナ前には色々な集まりがおこなわれていたと思います。コロナ後には集まりが減ったので、前のようには戻らないと思うので施設の利用は減っているのだろうと思っています。 ●１．大田区には数多くの名所旧跡がありますがその運営方法等の民間管理依頼はされているのでしょうか？　２．多目的統合施設への転換は大いに賛成します。３．利用し易い申込方法、利用料金の受益者負担、運営管理は民間依頼　４．利用状況、開き情報の簡易方法、スマホ活用　５．基本的申込と同時に前払方式　６．教育関係設備を最優先順位とする　７．大田区債の発行も考えられる、東京都保護の元に ●各施設は建てた時点での必要性はあったものの時代とともに利用する区民が限られたり、利用度が低くなっているものがある。少子高齢化は既に明白な社会現象で大田区といえども今後、明確になってくる。多くのニーズがある中、多くの機能を持つ複合施設化・バリアフリー化、利用し易い形とすべきだと考える。そこは区民優先とすべきでもある。 ●公共施設の運営費用が高額なのに驚きました。将来を見据えれば複合化、多機能化は１つの方法と思います。効率だけで切り捨てるのではなく、地域の文化・伝統もあると思います。 ●世田谷区等が行っている中学校等のプール開放等早急に検討してほしい。 ●・維持管理に莫大な費用がかかるのなら撤退もありかと　・利用者も一部の人のみでニーズのあった施設に（例、設備のととのったＤＩＹ室） ●日本の人口減少が全ての原因と思いますが、区内人口の減少も同じく資金減少の原

	因と思います。公共施設や福祉施設何をとってもお金の問題がからむものばかりです。何でも新設ばかりではなく、有効活用できるものは利用して頂きたいと思います。 ●現状の利用状況は確保できる施設は必要です。学校等の開放は地域とのつながりを学校が果たす上で必要と考えます。積極的に地域のスポーツクラブや文化サークルに開放してください。新たな施設展開は必要なく、財政的にも効率的です。現状は消極的です。各学校の利用、開放状況を調査してください。 ●老齢となりこれから積極的に公共施設を活用したい。但し、無駄を無くし効率的で有効性のある施設の見直しも急務と思われる。 ●小規模でも良いので、交通の利便が高い施設を検討願います。高齢者にはアクセスが重要、最寄駅（ＪＲ、京急、東急 etc.）から歩いて５分程度か、駐車場を併設（離れた所では） ●公共施設、学校など開放すると治安が悪くなる様な、気がします。 ●公共施設と言えども運営にお金がかかる以上は、最小限に留め、民営施設に運営してもらう様にするべきだと思います。 ●私は、病気の為利用する事が出来ないけれど、色々な施設を必要としている方々もたくさんいると思います。利用する人が多い施設などは、改善する必要が有るところは、なおしてあげてほしいと思います。区の公共施設は、１ヶ所でまとめた方が便利だと思います。 ●防災対策としての機能をもつ、公共施設の充実が望まれる ●各施設において猛暑時の緊急避難や散歩時の休憩等を希望した際、気軽に利用できたらいいと思います。 ●・年齢層に合った施設の見直し　・多少の料金負担は、仕方ない事を理解してもらい（年間パスポート等、幅広い考え方をもってもらいたい）　・管理する方も、人件費の見直しを、同時進行が必要な時期では？　・大田区施設については、どちらかと言うと自慢出来ると思っていますが、やはり来るべき事が来たかと思います。将来の子ども達の為にも、良い知恵を出してもらえば幸いと願います。 ●現在は体が不自由なためなかなか利用する機会がありませんが、将来の区民のためなるべく公共施設はあった方が良いと思います ●・施設整備・管理費用を軽減するため、より シビアに臨んで頂きたい。（オープン入札されていると思いますが)。・地熱・バイオマス・処理熱・様々な種類等々エネルギーから、将来的に環境問題クリアな取り組みを収益性・費用軽減に向けてのご検討も一考かも。 ●施設の機能、目的等と現在の利用頻度、今後の方針等を良く検討して進めて下さい。 ●今後の対応として公共施設の見直しは必要であるとは思いますが、効率化だけの総量削減だけではなく、「防災」の観点からある程度分散も必要ではないでしょうか。 ●公共施設は区と地元住民間のコミュニケーション作りの場所と認識する　各施設の設置目的が区行政の将来計画を基に可否判断し、判断に対して責任を持つべきと思う ●他の区と比較して公共施設が見劣りしていると感じるのに、削減ありきでは困る。

	●大田区は中途半端な施設が多い。1）大田区の中央規模的図書館がない。大田文化の森を中央図書館に改装しては。2）特別出張所を統廃合するなら、交通の便が良い施設は残し、東急沿線の各駅に、大型複合施設が出来たら、そこに特別出張所をテナントとして入居させるのはどうか。3）その他施設は利用目的が良く判らないので、もっと広報する冊子やチラシを配布してはどうか。（医療機関の冊子のような大田区施設の冊子等） ●現在は施設が充実していると思うが、統廃合して総面積を少なくした場合は、アクセスの便利さを向上して貰いたい。
女性,70 歳以上	●公共施設を使用しやすくお願いしたい。 ●公共施設の更新費用が多額になるのを知りました。公共施設の適正化は、どうしても必要になるのでしょう。数を適正にして、そこに利用者が多く集まる工夫や広報が出来れば良いと考えます。 ●利用頻度や稼働率でバッサリ切るやり方は公共ではなく民間企業のやり方である。少ない人数でも利用している区民がいれば区民を泣かせてはいけない。 ●誰でもが公正・平等に使える様にしてほしい。 ●年々少子化が進み、ひと頃は教室が足りぬ位であったのに、淋しい限りです　それでも老朽化が、進み、殆どが、再建せざるを得ない、大田区は羽田空港が、あるから、まだ良い方と他区の人に云われる。素人考えで何一つ出来ません。どうぞ一番良いことに、御一考下さいませ。 ●・問 21、22 に関して、学校施設の一般開校に向けての推進よりも、先ずは、子ども達が安全に暮らすことができるような取り組みをするべきだと思う。併設するのであれば保育園、幼稚園、児童館、学童クラブ等を優先させたい。（親の不在時に安全に守られる場所があれば、区の評価も上がると思う）また低学年に向けただけのものではなく、義務教育期間の子ども達の育成に向けての学習補助、クラブ活動補助に向けてのサポート施設と考えれば、各施設の職員の方々の思い、知恵、力の出し合いにより場所も近くなる事で現状より改善もあるかもと思えるのです。　・（昨今、不審者も考えていかねばならない時に…一般開放～…についても、大丈夫なのかと不安を覚えてもいるので、上記を推す次第です）　・区の中心地に居ないので、公共施設が殆ど近くに無いと思っています。バランスの良い施設配置を望みます。 ●統合や廃止という問題は難しい事だと思いますが税金の無駄使いという観点からも考えるべき事だと思います。 ●公共施設が沢山あって区民が利用できるのはとても便利でよいと思います。現状を知らなかったのでたしかに数を減らしていかなければならないと思いました。 ●近い所になかなかない　老人には歩いて行くのに大変 ●私は利用してないのですが、複合化などで遠くなったりするため利用出来なくなる事がないようにと思います ●私は公共施設を出来るだけ利用して人生を豊かに過ごしたいと思ってきています。年齢によって利用した施設は違い、80 歳になった現在は主に老人いこいの家での体操、イベントの参加が一番多い。図書館は本の利用だけでなく、多目的に使っています。特別出張所は近くにあって助かっています。高齢の為（足も悪く）遠出が出

	来ず、近くの施設の利用が多い。私が利用している範囲内ですが、利用者の顔ぶれはほぼ決まって、もっと多くの人が利用しないともったいないといつも感じています。これからはハコモノでなく、中身を充実し、多くの人が利用すると良いと思います。体操に関して優秀な指導者では身体機能の向上が違うのを経験しました。 ●これからの大田区は、防災を意識した施設のあり方を検討すべきだと思う。必ずくる南海トラフ地震や首都直下地震において、住宅を失う人や一時ひなん所の必要性、もある事から、各地域において複合施設が、避難所としての機能を果たせるような複合的役割を常に考えて、再考すべきである。１つの機能を持ちあわせているだけでは、いらないといわれる施設でも、防災拠点になるのであれば、避難所としての役割を持たせて存在させる意義がある。単に、老朽化、費用の面で、考えていく視点ではないと考える。… ●公共施設は、どの程度まで１個人の意見で運営されるべきか、考える時期と思います。 ●高齢者は特に交通の便がよいこと、施設まで住まいから遠方でないことが望ましい。土、日、祝日に、利用したい団体（個人も含めて）が集中するので予定を立てても場所がとれないので、計画を断念してしまう。 ●公共施設は足りないと考えており、削減には基本的に反対です。特に公園などはもっと拡充して欲しい。山王高齢者センターは自治会の会議に月に１回以上使用しているが、昼間は催しが一杯で、新しい申し込みができない状態なので、更に同様の施設を増やして欲しい。小学校の教室の使用ももっとできる様にして欲しい。身近にもっと沢山の公共施設があればもっと地域での交流や活用も活発になる筈なので、削減ではなく増設をお願いしたい。もっと文化的にもうるおいのある区になって欲しい。産学中心でなく、恵まれない子ども達の為の施設も必要。子ども食堂も民間の努力に任せるのではなく、区が取り組んで欲しい。福祉にもっと予算を取って欲しい。格差のない大田区にして欲しい。 ●老朽化が著しい施設（古くても、梅園の茶室とかは残すべき）は、廃止して、統合化して、なるべく、区民の負担が減るような対策をしていただきたい。 ●老人いこいの家やシニアステーション、高齢者センターなどは利用した事もなく、又、その事業内容等も知りませんでした。大田区にはこの様な高齢者施設はどれ位あり、利用者はどの位の方がいらっしゃるのでしょうか。地域によって統廃合できる（可能な）所もあるのでしょうか。複合化や多機能化が推進されていく方向であれば、ジュニア、若者、子育て世代と共に、高齢者の福祉の増進や社会参加のための居場所も充実させて頂きたいと思います。 ●・定年になり、自由時間がふえて、公共施設を利用して、好きな事をしたり、体を動かす事が出来て、楽しめています。地域で手軽に利用できるおかげで、家にとじこもる事なく、老化予防ができている。・夫の介護もあり、地域にあり、短時間で行けるので利用できる。・今の若い人も高齢になり、利用する時も来ると思います。・若い人達に希望をきいて、望んでいる公共施設を検討する事も必要なのではないでしょうか。 ●大田区田園調布に住んでおりますが、公共施設が充実しており大変感謝しております。

	●公共施設は単に費用対効果だけでは測ることが出来ない問題だと思いますが、優先順位をつける事は必要だと思います。その優先順位のつけ方が難しい事だと思います。 ●◎区民が使用しやすい施設、大田区にあって良かったと感じられる、子どもから老人まで活用出来る様願います ●公共施設が海の方に多くあり交通アクセスが大変不便である ●統廃合してもアクセスが今までよりも良くなければ、利用しているものも利用しなくなる ●大田区のはじっこ、品川区よりに住んでいるため品川区の施設は近所に有るが大田区の施設はちょっと遠方あるので不便です ●公共施設の複合化はいいと思います。今は老人の１人化や、両親が仕事で昼間は世話を出来ない。１人親等、家族としての絆が薄くなってきている様です　その為、複合化での交流等がなされる時間や場所があれば、いいなと思います。 ●子どもが少なくなっていく今、昔のような大きな学校は必要ないと思います。１階、２階が小中学校、３階、４階が高齢施設なんていう、若い人、としよりがつながる所があってもいいのではないでしょうか？ ●今回、アンケート調査の回答をするに当たって、公共施設が区民の福祉向上に果す役割がいかに大きいかを再認識させられました。区の財政も考慮して目的に適った充実した利用しやすい施設を構築して欲しいと思います。 ●公共施設が沢山あってありがたいとだけ思ってきたが、問題があることを初めて知りました　より良い改善をお願いしたいと思います ●予約のシステムが古く不便　インターネット等をもっと利用して欲しい ●新しい箱ものは作らず、リフォームのみで対応すべき。 ●子どもの人数が減っていく将来、学校の建物を多目的に使うことは当然と思う。多目的に利用することで、学校も風通しよくなるかもしれないと期待します
無回答,70 歳以上	●年をとったのであまり利用できなかった。年齢を重ねると歩いていける場所でないと無理　西蒲田１丁目と４丁目あたりに公共の施設が少ないと思う（老人がつかえる）私が知らないだけかも？
無回答,無回答	●個人での使用ができない

【図書館について】

男性,16～19 歳	●図書館はよく利用しているので、これからも減らさないで欲しい。本が好きです。池上図書館は複合化して場所も変わっているが、久が原図書館と洗足池図書館の場所は変わらないで欲しい。公共施設は、とてもありがたいので基本的には、必要な所は残し、いらない所同士でくっつけて複合化してしまうといいと思う。萩中公園水泳場は、予約が取りにくい。
女性,16～19 歳	●スポーツ施設が多いように思います。他の区は、ステキな図書館があるのに大田区はどこも古いし、本も新しくありません。マンガさえありません。人口も多いのに税金がどこに消えているのか疑問です。
男性,25～29 歳	●図書館がより充実するといいと思いました。作業スペースが全然ないですし、開放

	感も全くないので作業が捗る環境ではありません。神奈川県大和市のシリウスや和歌山市駅を参考にしてみてください。
男性,35～39 歳	●図書館、年少者向けの施設については拠点を維持したまま、重点的に更新すべき（生活圏内にないと不便なため)。それ以外の施設については、いずれ自動運転車による輸送改革が起こることを見越して、集約化と複合化を進め、広大な用地を取得できる場所に設置するようにしていくべきではないか。
女性,35～39 歳	●昨年までは大田区の図書館を頻繁に利用していたが、蔵書の内容が品川図書館の方が充実しているため、最近は品川図書館しか利用していない。1 番利用、身近な公共施設が図書館のため、図書館の施設と言うより、中身を充実させてほしい。品川図書館は人気タイトルコミックの貸出もあり、図書館に通うきっかけにもなりやすい。駅近に貸出だけの窓口サービスもあるので便利。
男性,40～44 歳	●洗足池図書館が活用し易い、良い大田区公共施設だと思います。このタイプの図書館を増やして下さい。
女性,40～44 歳	●図書館などは私自身そんなに通ってはいませんが子どもや夫は毎日のように通っているので、とても助かっています。区内にどんな施設があるのか不明な部分も多いので情報がすぐ目に入るようにしてほしいです。学校等からもらってくるプリントは、費用がかかっていると思う割に関心がないとすぐ捨ててしまうのでもったいないです ●音楽演奏や踊りで集会室やホール等、読書のため図書館にいつもお世話になり感謝しております。複合化は大変よいと思います。田園調布せせらぎ館のような素敵な施設を増やしてください。応援しています。どうぞよろしくお願い申し上げます。 ●利用頻度が低く、サービスが重複する施設は削減すべき、代替のきかない施設は残すべきと考えます。公立小・中学校を活用した複合化については、小・中学生以外が利用者となるようなサービスと合わせるようなことは、セキュリティの観点から避けていただきたいです。また、図書館につきましてはどの年齢層の人々にも学習や娯楽において大切な施設と考えますので、拡充・所蔵図書数の増加を期待したいところです。 ●体育館は予約が取りづらい状況なので、削減されると困ります。むしろ予約を取りやすくして頂きたいです。図書館も子どもが大好きな場所なので減らされると、とても困ります。子どもは毎週のように図書館に行っています。 ●図書館はかなり利用させてもらっており、蔵書数も多く展示やイベントも充実しているので、現状維持か拡大をお願いしたい。 ●図書館については、施設だけでなく蔵書についての議論も必要と思います。いたずらに副本を増やすのも問題ですが、あまりにも古いものは買い替えも検討して良いのではないでしょうか。古いものばかりだと利用したいという意欲が湧きません。 ●図書館はアクセスの良いところに増やしてほしい。池上のように駅直結してほしい。 ●大田図書館にもコミックを置くようにしてほしい。子どもが遊べる室内遊戯施設を作るか特別出張所の体育館を開放して遊べるようにしてほしい。
女性,45～49 歳	●近場の図書館２ヶ所はいつも満席で大人気です。受験生や学生が自宅以外で学習できる個別ブースの充実を希望します。また、お昼が食べられるランチスペースもあ

	ればなおいいと感じます。 ●図書館の座れる席を増やしてほしい（パソコン席も）読書だけでなく調べものや勉強などで利用したい。（集中できるし調べものにとても良い。もちろん読書も！！）図書館は大切！！老人が気がるに運動などできる所がほしい。（介護はとても大変です！！）（団体だけでなく、団体がにがてな人（１人）でも利用しやすい所。）以前、テレビでベトナムの町にある公園に１人で運動できる、器具があるのをみました。介護が無ければアプリコで音楽をきいたり、催しものを見たいです。蒲田駅の近くにあるのでとても行きやすく良いです！（スペイン国立バレエはとても良かったです。そういう所が来てもらえるように施設を維持してほしいです）拍手が鳴りやまなかったです。
男性,50～54 歳	●図書館は残すべき。他の施設は聖域無く削減を検討してはと思います。
女性,50～54 歳	●大森スポーツセンター（健康増進のため）のような、区民が気軽に費用の負担も少なく利用できるトレーニングルームなどが、大森だけでなく蒲田にもあったらいいなと思います。現状利用頻度の低い施設を有効活用したり、ニーズに合わせた環境整備をして頂きたいです。また図書館は、とても良く利用させてもらっているので、引き続き維持運営をしてほしいです。貴重な財源をぜひ有効活用して下さい。 ●図書館は好きで利用していきたいので、新しく（きれいに）なったらもっと利用する機会が増えると思います。 ●子育ても終えて図書館などの利用が減ったが、退職後など家で過ごす時間が増えれば利用したいと考えている。施設の統合により遠距離となって年配者が利用しづらくなるのは望まない。距離的には学校施設が利用可能であれば、良い案だと思う。 ●池上図書館のように駅の施設にあると便利に使えると思います。プールなどは運営する為の経費がかかるとは思いますが、区民や子どもたちのためにも残して欲しいです。また、一部の人しか利用しないような物は閉鎖し、別の物を作り収益をあげた方がいいと思う。蒲蒲線などに無駄な税金を使わず、区民の為に役にたててもらいたいです。 ●転居してきて間もないので大田区の施設を熟知しているわけではありませんが、蒲田駅前の図書館が入っている建物は老朽化していて新しく建てなおしてほしいなと思っています。 ●例えば図書館ですが、米国在住の折公立図書館では、オンライン会員登録をすると、オンラインにて一定期間その本を読む事が出来ました。もしかしたら日本でもそのようなサービスはすでに存在しているのかもしれませんが大変便利で効率が良く衛生的でもあり、スペースの節約にもなると思いました。
男性,55～59 歳	●統廃合はやむなしと考える一方、魅力ある大田区、住みやすい大田区が損なわれることは避けていただきたい。特に図書館は利便性重視で、閲覧室・学習室のスペースが足りないように思います。施設の老朽化も気になります。
女性,55～59 歳	●図書館はよく利用させていただきます。インターネットで本の予約などでき便利になりました。希望としては、駅などに本の返却ＢＯＸなどがあり、返却できると、大変便利です。（横浜市などで見かけました） ●いつもせせらぎ館の勉強スペースと図書予約利用させていただき本当にありがたくかんじております。ガラスばりの美しい建物と自然の景色がみえるせせらぎ館が大

	好きです。インターネットで大田区全部の図書館からとりよせでかりることができる本のサービスもとても助けられています。又せせらぎのスタッフの方がみなさん笑顔で一生懸命業務にとりくんでいらっしゃり、トイレや入口に生のお花があることにも感謝しております。これからもよろしくおねがいします。 ●大田区の図書館をもっと充実させて欲しい。他の区と比較して、資料は充実していると思うので、継続をお願いしたい。ただし、大田図書館は老朽化が進んでいて室内が暗く、使いにくいので、建て替え等の検討か施設の改修等の対策をし、図書館のさらなる充実を図って欲しい。 ●「特別出張所」や「図書館」はエリアごとに必要な施設だと思いますので機能をシンプルにしてでも現状維持か増設されると有難いです。（役所の書類や、希望の図書館を、ネットや電話予約により受け取れる窓口レベルのものでも、駅近くにあると便利と思います）
男性,60～64 歳	●池上駅エトモ図書館の移転は家賃等も含めコスパが悪く従来の施設で十分であった、図書館のあり方や本質は立地や見映えではなくラインナップである。また、老朽化も工夫次第で風情である。
女性,60～64 歳	●図書館→現状、または館数が増えても良い　アプリコは（世田谷パブリックシアターのように）演劇などを多く催してほしい　その他の施設は、何をしているのかよくわからない　年寄りが増えるでしょうから、そういう施設を充実されるのも大切ですが、働き手も減少するだろうし、縮小もやむを得ない　が、子どもたちに関する施設は、縮小～削減しない方が良いと考えます。
男性,65～69 歳	●大田区の税金はあまりにも高く感じます。特別区民税、介護保険料等の徴収が相次ぎ、年金暮らしの身に大変重くのしかかっています。今回のアンケートにある、図書館、展示等施設、運動施設、大規模ホール、集会施設等々の無駄を大変強く感じます。小中学校の延床面積の削減はないように複合化を進めていただければと思います。無作為の 4,000 人だけでなく、ＳＮＳ等により広く発信し区民の想いを組みとってもらえれば幸いです。
男性,70 歳以上	●図書館はかなり利用させてもらっているが、その他の施設はなじみが無く、どの程度利用されているのか良く判らない、利用の状況等により積極的に整理・統合を行って欲しい
女性,70 歳以上	●転居して余り日にちも過ごしておりませんのでわからないことばかりです。ただ図書館は、利用させていただいて、大変有り難く思っています。（女性,70 歳以上） ●・図書館は以前よく利用していたが、あまり新刊がなく利用しなくなった。・展示施設はもっと利用したいと感じた。・老人いこいの家について、現在の 60 歳以上の方は、元気な方が多い、名称変更し、内容を大幅にリニューアルした方が良いと思います。・複合化について、限られた敷地で、保育園・老人施設など相互交流できるようなものが良いと思います。

【展示等施設について】

女性,16～19 歳	●展示等の施設の存在をそもそも知らないことが多く、図書館などと併設した方が利用する機会も増えるのではないかと思う。

男性,25～29 歳	●展示施設はまとめられるところをまとめて数を減らした方が良いと思います。特に交通の便が悪い展示施設は便が良い施設へまとめて欲しいです。入新井特別出張所はとても便利なので是非このまま運用を頑張って欲しいです！
男性,45～49 歳	●老朽化した施設、集団等施設や展示室等施設は減らしてもいいかと思う。
女性,50～54 歳	●施設の統合や廃止は、今後の状況を考えるとやむをえないと考えます。特に、展示施設の稼働率は、一般人には、低いのでは？と思います。無理やり、学校単位で使用するのではなく、廃止、統合していくべきだと考えます。
女性,55～59 歳	●とくにありませんが、たくさんある展示施設は興味が出ましたので行ってみたいと思います。
女性,60～64 歳）	●高齢者が増えてきているので体操やイベント等色々な場所で出来ると生き生きと過ごせてよいと思います。一つの場所にまとめられれば、知るきっかけになったりするのでとてもよいことと思う（複合化）　展示も一つの場所にまとめなくてもいくつかの場所に分けて展示すると見ていただけるのでは…（移動展示…ある期間だけとか）
男性,70 歳以上	●◎区の保養施設利用と申込み方法についてです　一般の方の抽選が公平ではないとの話が有りました　※当りが少ないのでは…　◎少子高齢化により統廃合の施設の有効活用　※多機能の施設の増加が必要　①隠れた才能を発掘出来るような展示施設を　②隠れた才能を発表する舞台や会場を　③老若男女が交流して楽しめる施設が ●１．展示等施設：なぜ 10 ヵ所もあるのか、これらは「大規模ホール等施設」にまとめてはどうか。一般にこれらがあることすら知られていない。人の集まる所に移しては如何。２．運動等施設：利用しているのは近所の人だけか。施設を循環する小型のバスがあると便利。３．大規模ホール等施設：壁や空間をもっと利用できないか、もったいない。４．センター、会館、集会室などいろいろ名前がついているが、目的が分かる名称にしてはどうか。
女性,70 歳以上	●・『展示等施設』は複合化または、１つにまとめる事も良いかと。・彼人の天下り先を増やすのではなく、減らす

【運動等施設について】

男性,20～24 歳	●・筋トレできる場所を増やしてほしい　・スポーツセンターに機材を増やしてほしい　・ボール（野球）の練習できる所を増やしてほしい（南蒲田）　・公園の中に自動販売機を置いてほしい　・ゴミ箱も置いてほしい
女性,35～39 歳	●きちんとアンケートをとっていただけること、大変感心しました。また、いつも区民プールを利用させていただき、とてもありがたいです。昨今夏が暑すぎるので外で運動しにくい分、区民プールにジム施設やシャワー等が併設されていたらなお良いです。日本人は未病に対する健康意識が低いとのことを聞いたので、医療費削減にもつながるかもしれません。
男性,40～44 歳	●東調布公園の更衣室が古いのでもっと掃除してほしい。 ●スポーツ施設の充実　・区民の健康増進（高齢化社会到来）　・区民の競技力向上、据野拡大（スポーツ振興）　・公立学校部活の民間委託の受け皿　同時に、

	コーチングスタッフ（指導員）の確保（重要）　・全国または世界規模のスポーツ大会招致 ●糀谷・羽田地域に引っ越してきて子育て中です。近くに萩中公園や萩中プールがあり、良く利用しています。このような区の施設が近くにあり子どもにとっても良い環境だなと感じます。学校の多さと築年数の高さに驚いています。災害時は避難場所にもなるのでなるべく快適に過ごせればと思います。人口が減っている中で施設の統廃合はやむ無しなのかなと感じます。
女性,40～44 歳	●体育館やグラウンドなどスポーツができる施設は幅広い年齢の人が利用するので、ひきつづき残していってほしい。ここではふれられていなかったですが、児童館も子どもをもつ親としてはこのままお願いしたい。 ●お世話になっております。子ども４人の６人家族です。この夏、中２の長女の部活合宿において、とうぶの施設利用を致しました。大田区立の中学校生です。学校利用となると校長の引率の必要など難しい条件があり、テニスコート代が高額でした。社会教育関係の団体の方面から力添えを頼んだりもしましたが叶いませんでした。「地域の青少年の健全育成のため」というのが第７条に載っているのに…。区の施設なので一般開放も大切にしているのだと承知していますが、抽選期間などではなく、空いているものであれば、減免対象として補助をして頂けると未来の●●が生まれるかもしれない可能性を秘めた、小、中、高生をサポートして欲しいなと思います。区の施設利用、グラウンドやテニスコート弓道場など、学校部活動などのサポートです。何卒、よろしくお願い申し上げます。 ●普段、娘が地区のバトミントンクラブで文化センターの体育館を利用させてもらっていますが、年々、地区のバドミントン大会を開催するにあたり、開催場所の確保に手を焼いている現状です。日頃より練習する場は何とか確保出来ても、日々の努力を試す場が無ければ子ども達も張り合いがないと思います。どうか、子ども達が大会で更なる目標を見つけ、また頑張ろうと前に進んで行けるよう、安定した場が確保出来るようになることを願っています。 ●公園遊びにも制限がある現状なので、子ども達がやりたい事を気にせずできる施設がもっと増えると嬉しい。（例　バスケコート、テニス、野球、サッカーができる場所）
女性,45～49 歳	●ボールを使用して遊べる公園がどんどんなくなっているので、子どもがボールを使用できる施設を増やしてほしい。 ●子どもが放課後から 17 時まで遊んでいると近所の人からうるさいと言われる　そういう一部の意見ばかりを聞いて子どもの遊ぶ場所が年々なくなる。年寄りばかり優遇しないで子どもの未来の為の施設を作ってほしい　例)屋根のある猛暑の暑さを防げる公園　騒音が気にならない空港近くに公園　大田区はスケボー、サーフィンなどの横ノリ系をやっている子どもや若者が多い　空港跡地にスケボーなどができる屋内施設を作ったら盛り上がると思う
女性,50～54 歳	●人口の減少にあわせて施設の廃止と運動施設、小学校の校舎及び体育館、運動場をイベント、老人ゲートボール等スポーツ大会、地域のスポーツ大会、教室を作って、区民サークル活動、料理教室、〇〇研究室などに利用して、効率的にかつ年代の違う人とのかかわり合いを増やし、助け合いの心を育てる。

男性,55～59 歳	●区民の健康維持のためスポーツセンター等はこのまま利用できるようにしてほしい。
女性,55～59 歳	●問 21…子どもたちの教育活動中は完全分離されるなら賛成。子どもたちの安全・安心だけは絶対に守って欲しい。・大田体育館…以前のように土・日・祝でも区民主体で使える施設に戻して欲しい。 ●せせらぎ運動施設を利用していますが目黒区等は区民と区外で利用料金が異なります。新しい施設なので区外利用者料金の差別化をして欲しかった。多摩川台公園も含め門が空く時間が遅い。華道、茶道も区営施設でして欲しい。田園調布小学校改装後のプール開放。 ●「カムカム新蒲田」のような複合施設にしていくのはとても良いと思います。共働き世帯、少子高齢化、人口減少を少しでも解消していく面でも区の施設の充実は区民の満足度を上げるのは、大田区に住みたい子育てしたいと思ってもらう一つになるのではとおもいます。学校に一つずつプールが有るよりも何校かにひとつ、屋根付きのプールが有るほうがいいのではとおもいます（使わない時は区民に開放）
男性,60～64 歳	●・音楽ホールが少なすぎる。どこの自治体でもほとんど予約がとれないほど需要あり。100 人程度の小さなものでなく 1,000～2,000 人収容のホールを作るべき。多摩川駅前にあれだけの土地があったのにあんな体育施設にして残念。駅前という立地でホールを作ればかなりの需要があったはず。・区の予算の使い方を考えよ。削減すべきものがいくらでもある。ムダ使い多い。大田区以外に「ふるさと納税」なんかする人に、施設を使わせるな。・区立の小中学校の土地の有効利用を、多施設複合化、多層化を。
女性,65～69 歳	●家族が、文化センターや、学校体育館など、利用している。予約は大変な様だが、安値で、クーラーもありありがたいとの事。今後も利用するそうです。 ●学校のグラウンドなどの施設は、まず子どもが優先では、ないでしょうか。いろいろな年代世代と共に、安全な場所で活動できる場になればと考えます。 ●平和島区民プールを度々利用して有りがたく思っています。 ●民間の施設管理の仕事を長くしていますが、東調布公園プールの保守、修理のための休館期間が異常に長く、運営効率が大変低く感じます。利用仲間もまた休館かと不満を言う人が多いです。年末年始の休館も長く、利用者数を上げて、収益を最大化する発想が希薄に感じます。休館時は世田谷区の総合運動場温水プールを利用していますが、休館は月 1 回、年末 3 日間の休館のみで元旦から営業しており、経営的な観点での再考を希望します。 ●健康維持のため、区民を中心としたサークルで週２回区内施設のテニスコートを利用しています。河川敷のクレーコートは、前日と当日の天候が悪いとコート不良となり利用中止となります。小雨でも利用できるオムニコートに変えていただけると助かります。河川敷内にオムニコートを作れないならば、別の場所に移動させてもらってもかまいません。近年は、天候悪化でクレーコートが利用できないケースが多発しており非常に困っています。
男性,70 歳以上	●夫婦とも 70 代前半、ゆうゆうくらぶ、シニアステーションの存在も知りません。この先、利用したいと思いますが、今は積極的に利用したいとは思いません。たぶんサービスの内容を理解していないからだと思います。加えて、年代別の集まりより

	も、いろんな世代の人との交流を求めます。例えば、近くの特持小学校体育館で地域のみんなで集まって体操したりスポーツしたりしたいです。近所に障がい者のグループホームもあります。その入所者の人たちも参加できるよう特持自治会と行政に動いてほしいです。年代別ではなく、地域別に！！ ●東地区（調布地域）に総合スポーツ施設がないです。 ●萩中公園の野球場二面（少年用、大人用）あるが、平日は、あまり使っていないのに、一般区民は入って運動することも出来ない。にもかかわらず、有料であるので、メンテに大きな金をかけているように思われる。この財産を区民全体の福祉の為に使用することが、限られた野球を趣味とする人々の使用と、少しばかりの使用料の収入とをはかりにかけて良く検討して欲しい。野球場は多摩川河川敷でやれば良い。地球温暖化の中、樹林、緑地地帯を増やすことの方がより区民全体の福祉になると考える。
女性,70 歳以上	●小学生が５、６年になると体に体力がありあまってます　もう少し走りまわったり、おにごっこしてもいい所を作ってほしいです。わが家の孫も防災公園で走っていたら老人におこられたと帰って来る　だからゲームばかりしている ●都営住宅内に、季節関係なく高齢者が、利用しやすい運動施設、ラジオ体操、など、気軽に参加できる場所緑が多くベンチのある公園（小さくても良い）が、ほしい。 ●〈図あり〉雨の日でも、ウォーキング出来る、１周コースが品川健康センター（北品川にある）欲しい。

【大規模ホール等施設について】

男性,35～39 歳	●複合・多機能施設は相性を考えて設置すべき。図書館や展示施設の様な静かさが求められる施設と、集会所のような騒がしさが許容される施設は分けての統廃合を望む。防音・録音施設や音楽ホールは需要があり積極的に維持して欲しい。その他施設は全廃するべきだ。活動内容が集会所や小中学校でできる事とかぶっている。また特定の政治的目的に沿った施設(特に男女平等推進センター)は時代にそぐわないので廃止すべき。 ●民営のイベントホール等が存在する中、義務教育機関など代替困難な施設を除き、区運営の施設は必要最低限にとどめ、持続可能性ある区政に繋がるべき。
男性,45～49 歳	●おおた文化の森では、自転車進入禁止の表示や柵が過剰に設置され、景観を損ねています。禁止ばかりが目につく現状は、まるでその地域にマナーの悪い人が多いかのような印象を与えており、せっかくの美しい施設が台無しで残念です。目的達成後は表示や柵を撤去し、元の景観に戻してほしいです。
女性,70 歳以上	●以前、アプリコの地下の展示場で書道や華道、絵の展示をみました。ふらっと行って、目の保養にもなるし、又身近な芸術にふれることのできる良い機会だと思いました。広く区民に知らせたり、広報でもひんぱんに取りあげたりしてＰＲしてはいかがでしようか。心ある方々はぜひ観賞したいと思います。 ●とくに文化の森においてであるが、公務員の職員は一階に隠れて何を行っているか分らない。公的な仕事を行っているのは派遣職員である。彼女等は賃金も低く社会

	的に保障されているとは言い難い。係長レベルの公務員が威張り散らしている。このような環境で綺麗ごとはやめるべきだ。区民に暴力を振るう公務員を処分すべきだ。 ●現在、区民センターなどで社交ダンスを楽しんでいます。社交ダンス愛好家は高齢者が多いので１回 500 円で参加者は３～10 人程度です。建替で利用料があがるとサークル活動が維持できません。社交ダンスはある程度の広さが必要なので、区の施設は大変助かっています。抽選も倍率が高く、できない週もあります。高齢者の健康維持のために続けたいと思っています。社交ダンスのできる安い区の施設を増やしていただけると有り難いです。 ●大会等の催しものの人数が 300～500 人位入る会場が必要です ●アプリコや下丸子プラザなど、コンサートや舞台等がある所は、常に何かを開催するようにすれば、大田区の財源に少しはなるのかなと考えました。（現在実行されていれば、知らなかったと言うことですみません）

【集会等施設について】

女性,30～34 歳	●池上会館の建物をよく利用しています。利用頻度もありますが、建物として価値があるもの、残すべきものは安易に壊して欲しくないなと思います。 ●せせらぎ館がリューアル？し駅とせせらぎ館の間にある地面のタイルが白くなっていたのですが、とても目が痛くなります。（太陽で反射して）あそこの道を通らないと、せせらぎ館へ行けないのでもし今後タイルを変えることがあれば、白は止めて頂きたいです。
女性,35～39 歳	●子どもと一緒に過ごせる施設(田園調布せせらぎ館)がたくさん増えたら嬉しい。
男性,40～44 歳	●クラシック音楽の発表に使える施設ではなく、普段の練習に使用できる集会施設は、愛好家や演奏家の数に対して現状少ないように思えます。30 人程度でリハーサルできる部屋はニーズがあると思います。
女性,40～44 歳	●カムカム新蒲田ができ、中高生が音楽室など安い値段で借りることができ助かっています。 ●雪谷文化センターの調理室器材が汚い
男性,60～64 歳	●集会室等を保護猫の譲渡会等に使用させて欲しい。
女性,60～64 歳	●老人や子ども向けのサービスばかりで、社会人が使いたいようなサービスが無い。また、そのサービスがわかりづらい。ちまちました集会所よりも、いろいろな機能を集約した施設を望む。また、予約等もネットで完結できるシステムにしてほしい。先月まで仕事をしていた者の感想です。 ●池上センター施設設備が古過ぎ。トイレも調理設備も古過ぎ。
女性,65～69 歳	●私は区内で卓球チームに入って休日・夜間に活動しています。文化センター羽田コミュニティは便利です又、北糀谷小、羽中にも参加することがあります　継続して下さい。 ●嶺町文化センターの和室を月３回利用しています。こちらはエアコンの温度を調整できますので快適に活動ができます　ところが田調調布せせらぎ館（多摩川）を義母は、マージャン教室で利用していますが、エアコンを全館で管理しているため、

	各部屋で調節ができず、寒くてたまらないそうです。高齢の方も多いので対処して頂きたいと思います。電気代の無駄でもあると思います。
男性,70 歳以上	●山王高齢者センター、馬込区民センターを週６回利用している生活の重要な一部となっている
女性,70 歳以上	●旧小学校あとの教室の貸し出しで、サークル活動などを行っていましたが、そのような教室の貸し出しが出来る所がどんどん減って来ています。区民のいこいであるサークル活動が出来なくなるので残念でなりません。 ●文化センターの施設はどの場所も築年数が古く、老朽化が進んでいます。利用率は低くないと思うので、徐々にでも対応して頂ければ利用しやすいです。 ●１．せせらぎ会館、２Ｆの集会室のカギの改良をお願いします。公共施設は、老若男女、あらゆる人々が使いやすい事が大切であり底（下の所）にカギが有る事、自体変である。至急、改良してもらいたい。デザイナーの考えであるとしたら滑稽である。２．同じくトイレのコート掛？ドア上の方に有り、老人子どもには、かさ位しか掛ける事が出来ない。背後の棚？の奥行の巾もなく、荷物も置きにくいですよね。

【区民利用その他施設について】

女性,55～59 歳	●公共施設を統合・廃止することは絶対に必要であり喫緊の課題です。特に目的を限定した男女平等推進センターなど役割を終えたものは他の建物との集約化等によりコスト削減や効率化を図るべきです。老人いこいの家は、利用率が悪いのであれば、ミニ図書館・漫画アニメコーナーの併設など一般区民も利用できるようにしたらよいのではないでしょうか。小中学校の一般開放は防犯上の観点から絶対に反対です。
女性,60～64 歳	●男女平等センターは要りません。ＬＧＢＴ法案など絶対に反対します。子どもに対してＬＧＢＴなどの教育は要らない。

【老人いこいの家・シニアステーションについて】

女性,35～39 歳	●ゆうゆうクラブに関して、もったいなさを感じます。学童保育不足が顕著化しているので、高齢者の利用時間を短縮し、学童保育との兼用など、検討をしていただきたいです。
女性,55～59 歳	●公共施設の老朽化と人口減少に対応するため集約、複合化はやむをえないと思います　生産性の低い施設は廃止もしくは民間委託へ小・中学校の統合、高齢者施設の増設を早急な課題として積極的にとり組みを願います。23 区内でも特に人口の減少、高齢化が早い気がします
女性,65～69 歳	●また現役で仕事をしているので利用できませんが、これからますます高齢化していくので、そういう方面の方が利用し易い場所を増やしてほしいと思います。
女性,70 歳以上	●シニアステーション体験してみます ●老人いこいの家で体操させていただいています　半年に１回に抽選でしていますが、もう少し、わかる様な方法でおこなってほしいです

	●公共施設の複合化・多機能化は、それにより総量を削減しつつ、施設の機能も維持できる点で、大田区の公共施設の現状に対する対策として、有効でありうると思います。しかし、公共施設の複合化・多機能化は、施設が大規模になり利用したい施設にたどり着くまでが一苦労となりそうです。公共施設の例ではありませんが、大森町駅や池上駅は、建て替えられたことで非常に利用しづらくなりました。ホームにたどり着くのが大変なのです。問 20 の「複合化の事例（イメージ）：カムカム新蒲田」ではシニアステーション新蒲田が３階にあるので、私のような高齢者は疲れてしまいます。公共施設の複合化・多機能化は、高齢者などの弱者の利便性も考えて計画してほしい。例えば、高齢者用の施設は１階に作ってもらうなどです。

【特別出張所について】

女性,25～29 歳	●出張所は本当にありがたいです。小さい子どもがいるので本当に助かっています。
男性,60～64 歳	●昭和の時代とは異なり、現代では区民の志向が多様化する一方で民間のサービスが充実してきており、公共施設の在り方は変化しています。施設を集約し、稼働率を上げることが必要だと思います。新しくなった千束特別出張所のように、学校と同じ敷地内に整備するのが良いと思います。 ●鵜の木特別出張所に 20 年前くらいに証明書の申請に伺ったところ窓口には一人で対応されている女性の方がいて　私の順番は２番目で　待っていました。奥には年配の男性が新聞を読みふんぞり返っていました。新聞を読んでいるくらいならなんで対応してくれないのかとすごく不快に思い民間の会社であればこんな対応はあり得ません。施設があってもこういう無駄な税金泥棒の公務員は排除されるべきです。
女性,60～64 歳	●特別出張所等は書類を入手する際重要な役割を担っているにも関わらず、平日の遅い時間や土日に窓口業務を行っておらず、この時間に仕事をしている人は利用困難です。土・日等は交代制にし窓口業務を是非行っていただきたいです。先日も田園調布出張所に仕事を抜け出し書類を取りに行きましたが「30 分かかる」と言われ待っていましたが 45 分経っても受け取れず、一度仕事に戻り再度出張所に出向く事になりました。改善して欲しい！！
男性,65～69 歳	●申請手続きや選挙の投票で特別出張所に足を運ぶことが度々ある。特別出張所は整理の対象にすべきでない。
男性,70 歳以上	●特別出張所（入新井）は、自宅の近くで、便利です。蒲田の区役所迄出向く必要がなく、助かっています。しかし、出張所の職務範囲に制限があり、一部はやむを得ないと理解するが、もう少し、出張所の権限を増やす方向が望ましい。何かと云えば、本省に聞かないと答えられないという事が、多すぎます。何の為の出張所か判らなくなる時がある。本省の権限がそれ程えらいのか？もっと権限を移じょうすべきです！！本庁の職員と出張所の職員をもっと交代させ、権限を移すべき！！本省の役所が権限に固執し、出張所に委ねないのは、小役人根性の現れ！！もっと人事交流を行い、出張所への権限を増やすべき！！出張所の職員が劣るなら、研修を徹底するなど方法はある筈、とに角、権限に固執する役人根性を捨てる事からスタートする事が肝要！！民間企業の厳しさをもっと見習え！！貴重な税金で生活している事をもっと自覚して区民の為に役立つ仕事をする努力を真剣に考えるべき！！出

	張所職員の考え方にも大問題がある。区民ではなく、本庁の顔色を伺って仕事をしているかと思われる事が多すぎる。誰の為に、何の為に仕事をしているのかを考えれば、答えは明白！！
女性,70 歳以上	●赤松小学校内に千束の出張所や地域包括センターが併設されとても便利に使わせていただいています。

【その他について】

女性,20～24 歳	●減らしたり無くすのも最終的には必要だと思うのですが、もっと施設の広報活動をして欲しいと思っています。あと支援施設とか、交流するイベントも同年代がいるのかとか気になって敷居が高そうで、知っていても参加するのが難しいです。ＳＮＳとかの広報ももっと詳細を知りたいです。
男性,25～29 歳	●この意識調査のような無駄遣いをやめ、公共施設の維持、拡充を図るべきだ。 ●住民税が上がるのなら引越しも検討します ●認知度が低く、民間サービスを利用することが多く、もったいなかったと感じます。年配以外への優遇もお願いします（バスとか…） ●このようなアンケートを通じて公共施設に関する興味がわいた。ＳＮＳなどで発信して、便利な施設があることを周知してほしい。 ●高齢化が進んでいるのはわかりますが、若者に寄り添った方が地域が活性化すると思う ●公園等の施設の利用案内の看板が日本語での表記しかない場合が多く、ルールを理解せず利用する海外の出身の方が多く見受けられます。施設の利用案内看板の多言語化をして欲しいと考えます。 ●難しいと思いますが一部の人が得するのではなく皆が平等に楽しく生活できる区にしてほしい。
女性,25～29 歳	●問 22 の学校施設を開放することは、活用としては良いと思うが、社会が多様化が進み、予想をできないような事件・事故があるため、子どもたちの安全性が心配になりました。施設という名目で侵入した人によって危害が加えられることがないのなら、活用しても良いと思います。 ●最近のふるさと納税制度が一般的になり、住んでいる自治体の住民税が減収になっているときいたことがあります。大田区の場合はどうなのかわかりませんが、もし税の減収が原因で、今回アンケートにつながっているのであれば、大田区民にわかりやすくアピールしても良いと思います。（税の減収が一因で建物の更新費用が積み立てられていない、など。）
男性,30～34 歳	●人口の減少により、税収入が少ないので見合った運営をしていかなければならないと思う　今から未来の現実を見据え解決策を考え始めた事はとても良いと思う ●１歳の子どもがおり、児童館を毎日利用しています。行動圏内にある児童館は各館毎に特色ある企画や居場所づくりが行われており、運営に関わる皆様に感謝しています。ただ、全施設が一律で日曜休館となっているのに不便を感じており、土日どちらかの休館に分散いただけると幸甚です。子育て世代はしばしば狭小な住環境を余儀なくされており、猛暑も相まり子どもの遊び場として児童館の価値は益々高

	まっているものと考えます。 ●これから子どもが就学する親として、小中学校に関しては、キレイな校舎及び広い校庭を強く望む。人口の割合に高齢者が多くなろうとも。子育てを安心してできる、子育てをしたいと思う環境づくりを引き続きお願いしたいです。正直今現状は利用しづらいし、子育てがしにくい。本当に便利、快適になるのであれば、区民税の上昇も異議はない。しかし、都との連携等努力はして下さい。
女性,30～34 歳	●よりよいものへするために、働きかけて下さり、また、日頃よりありがとうございます。少しでもお力になれたら幸いです。今後もよろしくお願いいたします ●子どもが少なくなる中、年よりばかりになって、若者がいつかないのではよくない。 ●耐震に懸念がある施設などがある場合は、耐震がきちんとした建物内で複合化し、一つにまとめるなど、色々と対策方法はあると思います。
男性,35～39 歳	●子どもが、これから成長し学校へと行く家庭ですので、子ども達が安心して過ごせる様な環境づくりをしてほしい。大田区民として生活できる事感謝している。 ●保育園、小学校、中学校などの教育設備を充実され子育て世帯を区に引き込む施策が人口減少のカーブを緩やかにすると思います ●畑の貸し出しが減ったのが残念です ●森林・環境税を廃止してほしい。 ●施設を必要としている利用者の声をきくことがとても大切だと思う。また、施設についての広報や周知も積極的に行ってほしいと思った。 ●独身男性が利用していいのかわからないので、何かのタイミングで案内があると嬉しいです。 ●子育て世代、これからの時代を担っていく小さな子どもたち向けに投資をして頂きたいと考えます。高齢者向けの施設等々についても一部理解はしますが大田区の人口増加に繋がるような将来性のある街づくりをお願いします。
女性,35～39 歳	●施設等は、ほぼ利用してない為、関心はない。アンケートをするのであれば回答した人に何かあると答える人も増え良いと思う！ ●児童館が多くてありがたいです。日曜日にやっている子育て支援施設があるとありがたいです
男性,40～44 歳	●治安の良さを継続してほしい。 ●子どもの活動場所・機会の充実や、子どもの安心・安全への配慮などを優先して、在り方をご検討いただけると助かります。 ●具体的な改善案について、積極的に区民へ公表して頂きたいと思います。宜しくお願いします。
女性,40～44 歳	●いつもありがたく利用させていただいています。子どもがいるので子どもがよく行く場所が綺麗だと嬉しいです。 ●公共施設の床面積を削減することがなぜ費用削減につながるのか、資料を読んでもわかりませんでした。論理に飛躍があるように見えます。 ●必要なものは残す維持、不要なものは出来るだけ削減と思いますが、要不要は誰が決めるのか？幅広い年代の意見を取り入れて決めて欲しい。学校施設の複合化、多機能化は、良いと思いますが、実施の際には、小中学生の安全、セキュリティや学

	校の先生の負担が増えないようにして欲しいです。 ●学校を一般開放するについては、近年は事件も多く、生徒が居る時間の使用は反対です。働いている時に安心して子どもを見て頂ける場所の方が、お子様をお願いする家庭も多くなり人口増加も期待できるのではと思います。親としては子どもを安心してお願いできる場所と時間によって少し遠くても安心して過ごせる方を選ぶ方も多いのではと思います。年が小さい子程心配が多いと思うので、子どもの安全とお願いできる時間が決め手になる方も多いのかなと思いました。ただ、働いて頂く方にもご家庭があるので難しい事かなと思います…後はクレーム等ですね…高校生位に子どもが大きくなってくれたら親も安心して働けるのかなと。全く話は変わりますが、池上公園は変態が多いから、子どもは特に気を付ける様にと時々聞くので、行かせないようにしつつ、所々に子どもが助けてほしい時に鳴らせるベル的な物や、ボタンを押すと警察につながる物を公園以外にも暗い道路にあると良いなと思います。（昔は公衆電話に赤いボタンがあり、それを押すと１１０番につながりましたよね。）そうゆうのです。もしもの時に「されてから」よりも「されそうだった」の段階ですぐに助けを求められる場所があると安心する方が多いのかなと思いました。職員の皆様、日々お疲れ様です。と、ありがとうございます。もう少し暑い日が続きそうなので、お身体にお気を付けてお過ごし下さい。 ●沢山、色々な催しをしてくれているが、興味のある催しを探し出すのが紙ベースが多く、探し出すのが困難。なかなかチラシに出会えないため、ネットなどで広く周知してほしい。また、子どもだけで過ごせる安全な居場所を作ってほしい。（学校の開門が保育園よりも遅いいわゆる小一の壁対策等）
男性,45～49 歳	●まず削減すべきは、京急蒲田駅内の大田区観光情報センターではないかと愚考いたします。 ●区政の財政はふるさと納税制度によって苦しくなっている。国が早くふるさと納税制度を廃止するべき ●小中学校に不特定多数の人が近づき易くなる方向は反対です。不審者の問題、子どもと老人が頻繁に行き交うと事故を誘発する問題があります。妻がＰＴＡボランティアで何回か手伝ったのですが、ＮＰＯ主催の子ども向けイベントは、毎回無理に人を集め、ポジティブな感想を書く事を強制しており、疑問が多かったそうです。ＮＰＯ主催のイベントへの出資の見直しと、彼らが主に利用している施設の縮小を希望します。 ●施設の入場券を受け付ける際など、テクノロジーを導入し、人員経費削減、無人化を進めるべき。知識もない、仕事のないシニアが意味なく雇用されているケースが散見される。 ●公共性を保つのは大変なので、民間企業に渡すなど、検討をして財政を良くしてもらいたい。 ●人口減によって公共サービスを適正化しないといけない背景を理解します。適切な税金の活用をお願いします。
女性,45～49 歳	●いつもありがとうございます。 ●物価高が著しい現在においては、残すべき施設と廃止する施設をきちんと選別し、住民税の見直しをしてもらいたい。

	●人口減少により小学校の空き教室が増えるのであれば、老朽化施設の機能を移し統合することで維持費の削減が図れると考えます。また、学校という場所に外部の人間が入ることに懸念があるのであれば、老朽化施設の建替費用、維持費用をセキュリティ対策に使う事や、マイナンバーカードによる本人認証を必須とした入場退室を行うなどデジタルを活用した安全確保も可能になると考えます。 ●公共施設の現状をみて、小中学校の割合が 50%なのに驚きを感じました。都内でもどうしても少子化がすすんでしまっている以上、小中学校の施設をもっと、活用できる（状況に応じて、変化できる）ように、たてなおしをするなら投資してほしいです。しかし、小中学校の施設の充実と、安全性がなければ、少子化もすすむ一方だと思うので慎重に計画をたててほしいと願っています。 ●身体の不自由な方や高齢者の方の為にコミュニティバスの路線と本数を、もう少し増してあげてほしいです。例えば、各地域の大きい病院の前で停車してもらえるように。高齢者の方々の電車の乗りつぎは大変です。公共施設も大事ですが、それには利用しやすい通りやすい身体あっての利用だと思っています。 ●老人・障がい者・子どものための施設の充実を望みます。立派な施設ではなくても良いですが、手軽に立ち寄れる場があるといいと思います。
男性,50～54 歳	●現役世代が利用する機会のない施設が多いが、自身も今後老後の生活に入っていくことを考えたとき、こうした施設がない、もしくは少ないのは少し心もとないです。といっても維持費を確保するために住民税などが上がるのであればそれも困るので、施設が縮小していくのは仕方がないのかなと思いましたしこれは大田区にかぎった話ではないのだろうな、とも思いました。 ●どんなイベントか不明。区民が利用しやすいように待遇面の強化 ●無駄を省き、必要な部分には潤沢に税金を投入し、より魅力的な大田区にしていってもらいたいです。 ●限りある税金なのでよく検討して、未来の為大切に使う様にしてください。 ●若い人でも積極的に使いたくなる施設を増やして欲しい ●稼働率が低かったり必然性が低い物・代替が利く物は、慎重に検討を尽くした上で統合・廃止もやむを得ないと思う。ただし事前に当該施設の利用者や近隣区民との対話・協議は必須とし、今回の様なアンケートも含め全区民的な意見収集や周知も定期的に行って欲しい。 ●子どもにもっと特化した施策を打ち出して、子育て家族を誘致すべき。
女性,50～54 歳	●この問題を初めて知りました。ご担当の皆様には大変かと思いますが、がんばってください。また協力できる事がありましたら参加させていただきます！ ●公共施設に限らず大田区が抱えている問題をもっと知りたいと思いました ●メリハリをつけた効果的な施策を期待しています ●公共施設と言えるのか判りませんが、大田区は自転車利用者が多いものの、駐輪場が少なすぎると思います。病児保育も少ないと思います。子育て世代が多く住まないと、大田区の人口は減少していくと考えます。 ●複合化であれば、出来るだけ、アクセスが良い立地を残すようにした方がよいと思う。新しい施設は、綺麗で使いやすいけど、駅から離れている・バスも少ないなど、交通弱者には利用が厳しくなる傾向があると感じている。

	●子どもの施設と大人の施設を分ける必要はないと思います。小・中学校の建て替えの時に近くの住民も利用できるホールや多目的施設も併設できると利用状況が増えると思います。また、利用する方法もネットから申込みができたり、区民に広く知らせるなど、簡単な方法も必要だと思います。
男性,55～59 歳	●サービスの品質を維持しつつ、工夫と智恵で老齢化を抑制してほしいです。頑張って下さい。 ●多摩川駅前のせせらぎ公園、多摩川台公園は、老若男女問わず、周辺地域からも人が来て、とても良いと思う ●広く平等に取り組む必要がある ●文化、スポーツ等の施設維持の赤字の為に、教育、医療、福祉の財政を圧迫しない事を望みます。 ●イベントができる場所は、●●さん、●●さんなど、魅力的なコンサートの誘致や、他の施設は質的向上を図るなど、工夫が必要ではないか。また、●●などがどうなるかわからないし、書籍がどうなるかわからないが、世の中動向とのバランスも考えないと使ってもらいにくいのではないか。 ●過去踏襲に拘らず新たな取り組みを期待しています。 ●机や椅子等、伝統工芸を大事にして頂きたい。 ●今回のテーマと関係ないかもしれませんが、道路の街路樹は少なくすべきだと思います。なくなれば歩道・道路も広く利用できるし、手入れの費用もいらなくなると思います。 ●移動手段の検討が必要かと。
女性,55～59 歳	●利用しないから、あれこれ聞かれても困る　現状もわからないし…　どうせ意見は反映されないだろうし　公共施設よりも改善するところが沢山あるのでは？？ ●情報を目にする機会が少ない、駅やスーパーなど普段の生活で通る場所で目に入れば身近に感じられると思う ●子どもが遊べる施設や、困り事を抱える人達の施設は必要と思います。 ●障がいの子どもが成人した時にいこいの広場の様な場所がほしい。
男性,60～64 歳	●これからも、がんばって下さい！おつかれ様です！！ ●大変かと思いますが、応援します。 ●調査や決定が遅い。資材の高騰や人件費の高騰がどんどん進んでいるため、さらに区民からのお金が必要になってくる。働き方改革のため、施設完成が伸びる。 ●・公共施設の更新費用が今後増大していくと思われ、物価高、収入減等を踏まえ、不要と思われる公共施設は削減すべきと思います。不要と思われる公共施設は主に利用頻度や稼働率が低い施設です。・公共施設の更新費用が増大するにつれ、住民税が増大することをかなり懸念しています。以上 ●無駄な歳出を減らし、税金を有効に活用していただきたい。 ●交通アクセスのよい場所（土地）は区の財産として残すべきと思う。施設の統合、新設によって、今まで利用してきた団体が利用できなくならないようにしてほしい。企業なども利用できれば稼動率も上がり、財源になるのでは？学校の一般開放については、学校教育が優先であるのは、もちろんだが、先生方（管理職）の負担にならないような運営であることが前提だと思う。

	●ＰＲを、世代別にお願いします。発信内容を世代別、年齢性別別に企画して、ＳＮＳサイトを利用してほしい。そのコストも負担すべき
女性,60～64 歳	●乳癌を現在治療中でありすごくお世話になっており感謝しており、何をしたらいいのかわかりませんが大田区がよくなる様願っております ●もう少し高齢者にやさしくしてほしい　すみやすくしてほしい！！なんでも高い ●土地を一度手放したらその時にはお金になるが二度と戻らない地域、活性化につながる何かが出来ればよいのだけれど… ●生活のために、日中仕事をし、空いている時間は、年老いた親の世話。（介護まではしていませんが、時間の問題です）そして、家族との生活のために家事をしています。なかなか個人の時間が持てないのが現状です。区の施設の利用可能な状況を誰もがわかりやすく知る機会があったらとても有難いです ●近隣への関心がなくなってきた今、地域の人達が関心持てるような行事ごとや防災面での活用方法、町内加入を促し地域活性化を図る上の利用方法を考えて頂けたらと思います。 ●本調査で現状を初めて知りました。現在はまだ時間的に余裕がなく、利用することがほとんどなかったのですが、今後の生活を考えて関心をもっていこうと思います。（利用してみたいと思った施設が沢山ありました）
男性,65～69 歳	●うぐいすネットを利用しているが、実際に利用する人がこのシステムを作ったとは思えないぐらい不便。使いにくい。抽選申し込みも予約の仕方もやりにくい。ネットを使い慣れている人に有利なこともこのうぐいすネットの不満。電話予約を廃止したことによる今のうぐいすネットは不満。時代に逆行するけれど、アナログの時の平等性の方がよかった。ネットに偏らず、アナログや電話利用のあり方も重視すべきだ。 ●減税して下さい。 ●大切な区税なので無駄な使い方をしない様、強く要望致します。
女性,65～69 歳	●今後、自分も高齢者の仲間入りをするにあたり、誰かの役にたち、仲間もいて、お小遣い程度の収入にもなる、そんな居場所が出来たらいいな…と思います。 ●少子高齢化が進む中これからの生まれてくる子ども達の保育園などの充実や統合を含めて改革していただきたいと思います。子どもに住みやすい所でないと若い人は外へ行ってしまうと思う。 ●大森駅北口はベビーカーや高齢者にはエレベーターが必要です　山王小の前の道路の拡張、人が両側に歩くのであぶない横断歩道の位置が悪い為、人が両側に歩く ●大田区のためご尽力いただき、ありがとうございます。今回のアンケートには、公園についての項目はありませんでしたが、子ども達がのびのびと遊べる公園、場所がもっと必要だと感じています。子どもを健全に育てることが大田区の未来のためにも必要だと思います。財政面など困難はあると思いますが、どうぞ、よろしくお願いいたします。 ●アンケート作成、結果収集等にかかる費用がもったいない、その分を推移費等にあてる方がよい、区民の考えや思いはもっとコストのかからない方法で充分あつまると思います。自分自身は、興味のあるもよおし等があれば参加するつもりです（一応区報とかには目を通しますし）

	●・施設の統合・廃止等は、状況により仕方のない事と思います。元気で通える人にとっては重要な場所になりますので、統合しても持続してほしいと思います。・このようなアンケートで知り得る情報が多くあります。日頃から、積極的に、自ら接していかないとわからない事が多いです。もっと区民１人１人に、わかり易く伝えてもらえれば嬉しいです ●防災公園を、多く造る（大田区内で） ●センスのある民間企業にプランニングさせたら良い。 ●今年は記録的な猛暑でした　そんな中家族がコロナに感染し、家庭内感染を回避すべく外出をしていましたがとても大変でした　コロナが５類になったとは言え、家庭内感染をすると全員動きがとれません　当初のような食事等の手厚いサービスは無くとも同じ空間を避ける事が出来る施設があれば助かるなぁと思いました　それからエアコンが無いご家庭の為の「すずみ処」もあればと思います ●誰もが参加しやすい催し物や、サークルを増やして欲しいです ●施設を集約化して管理しやすくした方がいいと思います。ただ、老人にとっては使いやすいのは近隣の施設なので民間との連携も考えてはいかがでしょうか。利用料もある程度値上げするのは必要だと思います。 ●地域に偏りがある　文化施設を羽田方面にも作ってほしい
男性,70 歳以上	●公園のトイレにみんなのトイレが多く設置されているのが一番うれしいです。只私は和用、丸い小さいトイレは使用できません。世田谷に行った時は馬事公園のトイレに行きます、すごくきれいです。トイレは用をたすだけの場所ではなく気持のリフレッシュが出来仕事に励む事が出来ます。これからもみんなのトイレをヘイ設したトイレをふやしていただければうれしいです。仕事にも励む事が出来 80 歳こしても元気なのだと思います私感ですが宜しくお願いします。 ●利用料で維持できない施設は全て廃止すべきです。早急に採算のとれない所は、廃止してください　あれば便利と言う人が必ずいると思いますがこのアンケートに書かれている施設は全て無くても困らない　もっとダイエットしましょう　アンケートありがとうございました　中々、意見述べる機会がないので、こうしてアンケートで区民に問うのは良いことだと思います ●ソラムナード羽田緑地について、以前は多くの人（特に高齢人）が釣等をしてたのしく遊んでいました。現在は柵が出来て人がほとんどいません（休日は散歩）人が少しみうけられます　柵をなくして川辺で元気に多くの人達と遊びたいね！ ●今は全く利用していないが自分から積極的に利用したいと思う ●施設で行われる行事がもっと分かる様に知らせる方法を考えて、区民が周知出来る様にして頂きたい　知らないために利用していない物が沢山ある様に思う ●施設の内容・利用法のＰＲをもっと度々やってほしい ●日本（大田区含）の財政状況及び少子高齢化を踏まえると削減はやむを得ない但し削減に際しては、中～長期の展望と区民に明示し、計画的に行うべきである。必要な施設については有料化（値上げ含）も考えるべきと思われる。 ●品川区が色々、やっているが大田区は少ないと思う　大田区もまけないでやっていってほしい
女性,70 歳以上	●未来の大田区のご発展を心より願っています。よろしくお願い申し上げます。みな

	さまのご努力心より感謝しています。ありがとうございます。 ●長い間お世話になりありがとうございました　93 歳（女） ●ありがとうございました ●大田区の東口の方には緑が少なく公園もちいさい、盆おどりもダメとうるさい人もいるが、とにかく、人口が東口あたりふえているのに、われわれは、もっと、緑がほしいです ●参加したい体操教室とかの催し物の抽選になかなか当選しにくい ●質問の答えになっていないかもしれないが、蒲田駅から京急蒲田駅までの地下延長工事。無駄に思える。今、こうした工事が必要なのか？疑問を感じている。 ●統廃合を前提とした設問の設定（問 19 以降）に疑問があり、回答はしませんでした。統廃合による複合化した大規模施設建設は見直すべきで、地域住民が検討できる場をまず設けていくべきです。特に学校の複合大型施設は、建設に年月もかかり、利用する主体が誰なのか不明確なものになっていると思います。一律 40 年で壊して建替ばかりでなく、耐震補強などで存続可能なのではないかなどの検討がされてないと思います。 ●「公共施設について」戸惑います。私といたしましては、86 歳の老女ですので時間がかかりました。 ●高齢者の使用も考慮してほしい ●公園の利用　ルールを明記して下さい。禁煙、ネットにサッカーボールを当てない（個人で注意すると時に反抗的な言動が返って来る）、ゴミ捨て禁止（いつもボランテイア的に拾っています）など。外側でなく、内側にも目立つように提示してほしい。 ●私達の大切な税金です、何に使われるか具体的にわかりやすく知らせて頂きたいと思います。 ●公営住宅について　公営住宅に 70 歳を過ぎた人１人で３ＬＤＫとか使用している１人住まいの人には、１Ｋの部屋に移動してもらい若い人達に安く貸す、生活に余裕が出来ると自然と子どもが増えると思います。子どもを増やす事に考えを持って行ってほしいと思います。表を歩いても子どもの声が聞こえないのが寂しく思います。 ●施設を作るのではなく、広い土地を、災害時に避難場所として、使えるような（原っぱ）所を是非あちこちにほしいです。 ●問 23 の答えの様な統合や廃止は区民から認められると思います　それらの決定についてはその情報を区民に報せて欲しいです ●安価で楽しめる音楽演劇等の機会を多くしてほしい ●高齢者が増えているので、大田区報の文字を少し大きくしてほしいです。色々な施設でどんな事をしているのか、わかりやすく見やすいようにしてほしいです。出張所や図書館は近くにあると利用しやすいので、減らさないでほしいです。 ●教育環境や安全性の確保を大前提が一番大切なところですネッ！！私も“自力”で参加出来る事が有れば参加したいと思います！！子どもは、国の宝ですから…。エィエィオ～。
その他,70 歳以上	●少子高齢化の中で自然災害の準備が考えられる中よいアンケート有りがとうござい

	ました　94 歳　あたり前の漢字が出て来ず失礼致します

【なし・わからない】

男性,40～44 歳	●特になし
男性,50～54 歳	●特に無し ●担当責任者に一任します。
女性,55～59 歳	●自らの勉強不足のため、この資料を見ただけではどう考えてよいのかがわからず、ハッキリとした回答を示すことができませんでした。
男性,60～64 歳	●特にありません。
男性,65～69 歳	●特になし ●特にありません。
男性,70 歳以上	●特になし ●特になし ●特にございません ●特になし ●別にナシ　歩いて行くのに苦労するが行かなければいいので
女性,70 歳以上	●特になし

資料　調査票

令和７年度　大田区の公共施設に関する区民意識調査のお願い

日頃より、大田区政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

公共施設については、高度経済成長期に建築された施設が多く、全国的に老朽化が進んでおり、大田区でも今後、数多くの施設が改築工事や改修工事の時期を迎えます。加えて、今後は少子高齢化や人口減少をはじめとした社会情勢の変化が見込まれており、厳しい財政状況を迎えることが想定されます。

老朽化が進む公共施設の対応に当たっては、公共施設の規模・数量・質を見直すとともに、限られた財源を効率的に活用しながら、引き続き、区民サービスの維持・向上を図る取組を進める必要があります。

そこで、区民の皆様から広くご意見を頂き、今後の取組の参考とするため、本アンケート調査を実施することにいたしました。お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

- この調査票は、区内にお住まいの 16 歳以上の方の中から、無作為に 4,000 人の方を抽出し送付しています。
- 本アンケート調査は無記名で行い、個人が特定されることや、回答内容が外部に知られることはありません。また、本アンケートは関連する事業の目的以外には一切使用いたしません。
- アンケートは、同封のアンケート用紙の郵送、またはインターネットからの入力のどちらかをお選びいただきご回答ください。郵送される場合は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずにポストに投函してください。

令和７年８月

回答にあたってのお願い

◆ あらかじめ設けてある選択肢の中から、あなたのお考えに最も近い番号を選んで○印をつけてください。

◆ 回答の○の数は（○は１つだけ）（**○はいくつでも**）のように指定しています。

【インターネットで回答する場合】※別紙「インターネットでの回答方法」をご覧ください。

インターネットの回答ページはこちら →https://logoform.jp/f/TxtX3

【回答期限（郵送・インターネット共通）】**９月１８日（木）**

ログインＩＤ：＊＊＊＊

パスワード：＊＊＊＊

インターネット回答用二次元バーコード



大田区公式PRキャラクター はねぴょん

≪調査主体≫大田区企画経営部施設整備課　（大田区蒲田五丁目１３番１４号）

電話：０３－５７４４－１１２４（受付時間　平日午前８時３０分～午後５時）

≪調査実施機関≫株式会社タイム・エージェント　担当：荒木（あらき）

電話：０８００－１１１－６６６１（フリーダイヤル　平日午前１０時～午後５時）

あなたご自身について

F１．性別（○は１つだけ）

１．男性	２．女性	３．その他

F２．年齢（○は１つだけ）

１．16～19 歳	２．20～24 歳	３．25～29 歳	４．30～34 歳
５．35～39 歳	６．40～44 歳	７．45～49 歳	８．50～54 歳
９．55～59 歳	10．60～64 歳	11．65～69 歳	12．70 歳以上

F３．住まい（○は１つだけ）※各地域の(　)内は、管轄する特別出張所です。

１．大森地域	（大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿）
２．調布地域	（嶺町、田園調布、鵜の木、久が原、雪谷、千束）
３．蒲田地域	（六郷、矢口、蒲田西、蒲田東）
４．糀谷・羽田地域	（糀谷、羽田）

F４．職業（○は１つだけ）

１．会社員
２．自営業
３．パートタイマー・アルバイト
４．家事専業
５．学生
６．無職
７．その他（　　）

F５．区内居住年数（○は１つだけ）

１．１年未満
２．１年以上３年未満
３．３年以上５年未満
４．５年以上 10 年未満
５．10 年以上 15 年未満
６．15 年以上 20 年未満
７．20 年以上

大田区の『図書館』についてお尋ねします

『図書館』・・・大田図書館、大森南図書館、大森東図書館、大森西図書館、入新井図書館、馬込図書館、池上図書館、久が原図書館、洗足池図書館、浜竹図書館、羽田図書館、六郷図書館、下丸子図書館、多摩川図書館、蒲田図書館、蒲田駅前図書館、大田文化の森情報館、田園調布せせらぎ館図書サービスコーナー

問1．あなたは、この1年間に『図書館』をどのくらい利用しましたか。（○は1つだけ）

1．週1回以上
2．月1回以上
3．年1回以上
4．利用しなかった　⇒ **問1－1へ**

（問1で、「4．利用しなかった」とお答えの方へ）

問1－1．この1年間に『図書館』を利用しなかった理由を教えてください。（**○はいくつでも**）

1．施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため
2．利用する機会がなかったため（読書に興味・関心がないため 等）
3．交通アクセスが不便なため
4．読みたい本が無いため、又は本の予約が取れないため
5．施設が混雑しているため
6．設備が古く使いにくいため
7．民間の類似施設を利用しているため
8．その他（具体的に：　　）

問2．あなたは、今後ライフステージが変化した場合や、利用しなかった理由に変化や改善があった場合に『図書館』を利用したいと思いますか。（○は1つだけ）

※　現在、利用している方もお答えください。

1．利用したい
2．どちらかというと利用したい
3．どちらかというと利用したくない
4．利用したくない

大田区の『展示等施設』についてお尋ねします

『展示等施設』・・・勝海舟記念館、熊谷恒子記念館、旧川端龍子邸、龍子記念館、郷土博物館、大森海苔のふるさと館、山王草堂記念館、多摩川台公園古墳展示室、馬込文士村資料展示室、尾崎士郎記念館

問3．あなたは、この１年間に『展示等施設』をどのくらい利用しましたか。（○は１つだけ）

1．週１回以上
2．月１回以上
3．年１回以上
4．利用しなかった　⇒ **問3－1へ**

（問3で、「4．利用しなかった」とお答えの方へ）

問3－1．この１年間に『展示等施設』を利用しなかった理由を教えてください。（○はいくつでも）

1．施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため
2．利用する機会がなかったため（展示内容に興味・関心がないため 等）
3．交通アクセスが不便なため
4．入館料が高いため
5．施設が混雑しているため
6．設備が古く使いにくいため
7．民間の類似施設を利用しているため
8．その他（具体的に：　　）

問4．あなたは、今後ライフステージが変化した場合や、利用しなかった理由に変化や改善があった場合に『展示等施設』を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）

※　現在、利用している方もお答えください。

1．利用したい
2．どちらかというと利用したい
3．どちらかというと利用したくない
4．利用したくない

大田区の『運動等施設』についてお尋ねします

『運動等施設』・・・大田区総合体育館、大森スポーツセンター、大田スタジアム、平和島公園水泳場、東調布公園水泳場、萩中公園水泳場、平和の森公園弓道場・アーチェリー場、矢口区民センター温水プール、平和の森公園相撲場

問5．あなたは、この１年間に『運動等施設』をどのくらい利用しましたか。（○は１つだけ）

1．週１回以上
2．月１回以上
3．年１回以上
4．利用しなかった　⇒ **問５－１へ**

（問５で、「４．利用しなかった」とお答えの方へ）

問５－１．この１年間に『運動等施設』を利用しなかった理由を教えてください。（**○はいくつでも**）

1．施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため
2．利用する機会がなかったため（運動する機会がないため 等）
3．交通アクセスが不便なため
4．予約がとりにくいため
5．利用料が高いため
6．施設が混雑しているため
7．設備が古く使いにくいため
8．民間の類似施設を利用しているため
9．その他（具体的に：　　）

問6．あなたは、今後ライフステージが変化した場合や、利用しなかった理由に変化や改善があった場合に『運動等施設』を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）

※　現在、利用している方もお答えください。

1．利用したい
2．どちらかというと利用したい
3．どちらかというと利用したくない
4．利用したくない

大田区の『大規模ホール等施設』についてお尋ねします

『大規模ホール等施設』・・・池上会館（本館）、大田文化の森、大田区民ホール（アプリコ）、大田区民プラザ、大田区産業プラザ

問7．あなたは、この１年間に『大規模ホール等施設』をどのくらい利用しましたか。（○は１つだけ）

1．週１回以上
2．月１回以上
3．年１回以上
4．利用しなかった　⇒ **問7－1へ**

（問7で、「4．利用しなかった」とお答えの方へ）

問7－1．この１年間に『大規模ホール等施設』を利用しなかった理由を教えてください。
（**○はいくつでも**）

1．施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため
2．利用する機会がなかったため（興味のある催し・イベントがなかった 等）
3．交通アクセスが不便なため
4．予約がとりにくいため
5．利用料が高いため
6．設備が古く使いにくいため
7．民間の類似施設を利用しているため
8．その他（具体的に：　　）

問8．あなたは、今後ライフステージが変化した場合や、利用しなかった理由に変化や改善があった場合に『大規模ホール等施設』を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）
※　現在、利用している方もお答えください。

1．利用したい
2．どちらかというと利用したい
3．どちらかというと利用したくない
4．利用したくない

大田区の『集会等施設』についてお尋ねします

『集会等施設』・・・各区民センター、各文化センター、各集会室、新井宿会館、山王会館、ライフコミュニティ西馬込、田園調布せせらぎ館（集会室・体育施設）、池上会館（西館）、大森西区民活動施設（集会室）、コミュニティセンター羽田旭、ふれあいはすぬま、北蒲広場、新蒲田区民活動施設（カムカム新蒲田）、大森北区民活動施設（スマイル大森）　等

問9．あなたは、この１年間に『集会等施設』をどのくらい利用しましたか。（○は１つだけ）

1．週１回以上
2．月１回以上
3．年１回以上
4．利用しなかった　⇒ 問9－1へ

（問9で、「4．利用しなかった」とお答えの方へ）

問9－1．この１年間に『集会等施設』を利用しなかった理由を教えてください。（○はいくつでも）

1．施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため
2．利用する機会がなかったため（興味のある催し・イベントがなかった 等）
3．交通アクセスが不便なため
4．予約がとりにくいため
5．利用料が高いため
6．設備が古く使いにくいため
7．民間の類似施設を利用しているため
8．その他（具体的に：　　）

問 10．あなたは、今後ライフステージが変化した場合や、利用しなかった理由に変化や改善があった場合に『集会等施設』を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）

※　現在、利用している方もお答えください。

1．利用したい
2．どちらかというと利用したい
3．どちらかというと利用したくない
4．利用したくない

大田区の『区民利用その他施設』についてお尋ねします

『区民利用その他施設』・・・男女平等推進センター、消費者生活センター、平和の森会館、休養村とうぶ、青少年交流センター、区民活動支援施設大森（こらぼ大森）、区民活動支援施設蒲田、おおた国際交流センター

問 11. あなたは、この１年間に『区民利用その他施設』をどのくらい利用しましたか。（○は１つだけ）

1．週１回以上
2．月１回以上
3．年１回以上
4．利用しなかった　⇒ **問 11－１へ**

（問 11 で、「4．利用しなかった」とお答えの方へ）

問 11－１．この１年間に『区民利用その他施設』を利用しなかった理由を教えてください。
（**○はいくつでも**）

1．施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため
2．利用する機会がなかったため（興味のある催し・イベントがなかった 等）
3．交通アクセスが不便なため
4．予約がとりにくいため
5．利用料が高いため
6．設備が古く使いにくいため
7．民間の類似施設を利用しているため
8．その他（具体的に：　　）

問 12. あなたは、今後ライフステージが変化した場合や、利用しなかった理由に変化や改善があった場合に『区民利用その他施設』を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）
※　現在、利用している方もお答えください。

1．利用したい
2．どちらかというと利用したい
3．どちらかというと利用したくない
4．利用したくない

大田区の『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』についてお尋ねします

『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』
・・・各老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）、山王高齢者センター、各シニアステーション

※　老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）は、区内在住・在勤の 60 歳以上を対象とし、教養の向上、レクリエーション等の場を提供することによって、高齢者福祉の増進を図ることを目的としています。

※　シニアステーションは、区内在住・在勤の 60 歳以上（一部おおむね 55 歳以上）を対象とし、高齢者の元気維持・介護予防、社会参加のための事業を実施しています。

問 13. あなたは、この１年間に『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』をどのくらい利用しましたか。（○は１つだけ）

1．週１回以上
2．月１回以上
3．年１回以上
4．利用しなかった　⇒ **問 13－１へ**

（問 13 で、「4．利用しなかった」とお答えの方へ）

問 13－１．この１年間に『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』を利用しなかった理由を教えてください。（○はいくつでも）

1．施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため
2．利用する機会がなかったため（対象年齢ではないため、興味があるサービスがなかった 等）
3．交通アクセスが不便なため
4．施設が混雑しているため
5．設備が古く使いにくいため
6．民間の類似施設を利用しているため
7．その他（具体的に：　　）

問 14. あなたは、今後ライフステージが変化した場合や、利用しなかった理由に変化や改善があった場合に『老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）・シニアステーション』を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）

※　現在、利用している方もお答えください。

1．利用したい
2．どちらかというと利用したい
3．どちらかというと利用したくない
4．利用したくない

大田区の『特別出張所』についてお尋ねします

『特別出張所』・・・大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿、嶺町、田園調布、鵜の木、久が原、雪谷、千束、糀谷、羽田、六郷、矢口、蒲田西、蒲田東　の 18 か所

問 15. あなたは、この１年間に『特別出張所』をどのくらい利用しましたか。（○は１つだけ）

1．週１回以上
2．月１回以上
3．年１回以上
4．利用しなかった　⇒ 問 15－１へ

（問 15 で、「4．利用しなかった」とお答えの方へ）

問 15－１．この１年間に『特別出張所』を利用しなかった理由を教えてください。（○はいくつでも）

1．施設の存在又はサービスの内容を知らなかったため
2．利用する機会がなかったため（窓口サービス・会議利用 等）
3．交通アクセスが不便なため
4．施設が混雑しているため
5．設備が古く使いにくいため
6．大田区役所本庁舎等を利用しているため
7．民間の類似施設を利用しているため（コンビニエンスストア等での証明書発行）
8．その他（具体的に：　　）

問 16. あなたは、今後ライフステージが変化した場合や、利用しなかった理由に変化や改善があった場合に『特別出張所』を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）

※　現在、利用している方もお答えください。

1．利用したい
2．どちらかというと利用したい
3．どちらかというと利用したくない
4．利用したくない

今後の公共施設のあり方についてお尋ねします

※ 問17からは、同封しております別紙 **大田区の公共施設の現状** をご覧いただき、以下の質問にお答えください。

問17. あなたは、区の公共施設を取り巻く現状・課題について、知っていましたか。（○は１つだけ）

１．よく知っていた	２．少し知っていた	３．知らなかった

問18. あなたは、区の公共施設を取り巻く現状・課題について、関心がありますか。（○は１つだけ）

１．関心がある	２．関心がない	３．今回の調査を通じて関心を持った

問19. 区の公共施設の総量（延床面積）を削減する取組について、あなたの考えに最も近いものを教えてください。（○は１つだけ）

今後、大田区においても少子高齢化や人口減少をはじめとした社会情勢の変化が見込まれており、厳しい財政状況を迎えることが想定されます。

こうした状況を受け、区では、**将来にわたる安定的な区民サービスの提供に向け、将来世代の負担にも配慮した健全な財政状況の維持を目的に、公共施設の総量（延床面積）を削減する取組**を行っています。

※ 延床面積とは、建物の各階の床面積を合計した面積のことです。

１．公共施設の総量を積極的に減らすべき
２．公共施設の総量を減らすことはやむを得ない
３．減らすべき施設とそうでない施設を選別した上で総量を減らすべき
４．今ある公共施設は現状の量を維持していくべき
５．公共施設の量はもっと増やして充実を図るべき



大田区公式PRキャラクター
はねぴょん

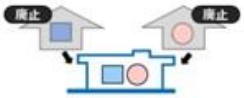
問 20. 区の公共施設の『複合化』や『多機能化』による、総量（延床面積）を削減する取組について、あなたの考えに最も近いものを教えてください。（○は１つだけ）

問 19 に記載した公共施設の総量削減を実現するための手法として、**複数の公共施設をまとめる『複合化※注1』や施設の空き時間を別の機能として有効に活用する『多機能化※注2』**が挙げられます。

こうした手法は、セキュリティ等運営上の配慮が必要ですが、行政サービスのワンストップ化による利便性向上をはじめ、多様な方々が集うことによる地域活動の活性化等のメリットがあります。

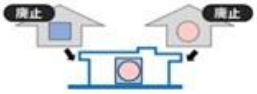
注１：複合化

複数の異なる機能を、一つの建物にまとめること。



注２：多機能化

複数の異なる機能を、様々な機能に使える一つの施設にまとめること。



≪複合化の事例（イメージ）：カムカム新蒲田≫



1. 賛成である
2. どちらかといえば賛成である
3. どちらかといえば反対である
4. 反対である
5. どちらともいえない

問 21. 公立小・中学校を活用した『複合化』等による、総量（延床面積）を削減する取組について、あなたの考えに最も近いものを教えてください。（○は１つだけ）

問 20 に記載した公共施設の『複合化』等を進めるに当たっては、**一定規模を有する公立小・中学校の敷地を活用**することが考えられます。

区では、学校敷地の活用について、学校施設として必要な敷地を確保した上で建設可能な余剰がある場合に、教育環境や安全性、工事期間等に配慮して進めています。

1. 賛成である
2. どちらかといえば賛成である
3. どちらかといえば反対である
4. 反対である
5. どちらともいえない

問 22. 特別教室を含めた学校施設の活用による、総量（延床面積）を削減する取組について、あなたの考えに最も近いものを教えてください。（○は１つだけ）

区では、学校施設について、**放課後や休日等における体育館やグラウンド、音楽室等の特別教室を一般開放**できる環境の整備を現在進めており、特に体育館やグラウンドは多くの方からご活用いただいています。

今後、公共施設の総量削減を進める有効な方策として、教育環境や安全性の確保を大前提に、多目的室や音楽室等の特別教室をより一層ご活用いただく検討が必要と考えています。

1．賛成である
2．どちらかといえば賛成である
3．どちらかといえば反対である
4．反対である
5．どちらともいえない

問 23. 今後、どのような特性を持つ施設を統合や廃止等の対象とするべきか、あなたの考えを教えてください。（**○はいくつでも**）

区では公共施設の総量削減に向け、これまでご質問してきた公共施設の複合化や多機能化（学校施設の一般開放を含む）に加え、**施設の統合や廃止等**についても検討を進める必要があると考えています。

1．施設の更新や運営のために多額の費用がかかる施設
2．利用頻度や稼働率が低い施設
3．一部の団体・個人にしか使われていない施設
4．近隣にある公共施設と役割や機能が重複している施設
5．老朽化が著しい施設
6．その他（具体的に：　　）
7．わからない

問 24. 大田区の公共施設の現状や今後のあり方について、ご意見がございましたらご記入をお願いします。**（自由記述）**

質問はこれで終わりです。ご協力いただきありがとうございました。

ご記入済みのアンケート用紙は、同封の返信用封筒に入れて、
９月１８日（木）までに切手を貼らずに郵便ポストに投函してください。
お名前を書く必要はありません。



大田区公式PRキャラクター
はねぴょん

（同封資料）

大田区の公共施設の現状（R3年度時点）

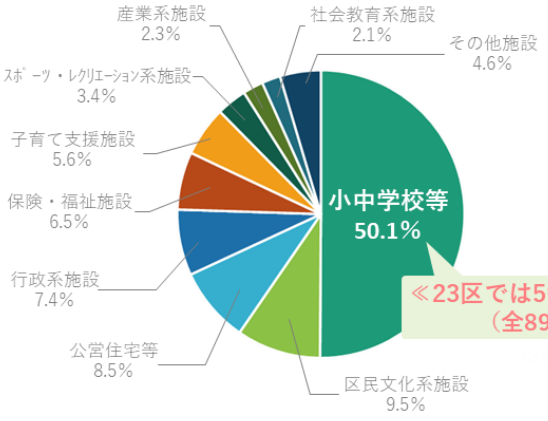
別紙 表

○ 大田区の公共施設数：約650施設

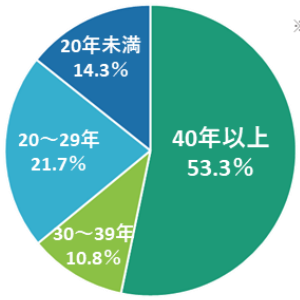
延床面積：約127万㎡（1.66㎡/1人）

≪23区では2番目の量≫

【公共施設の分類別保有状況】



【公共施設の築年別割合】



※詳しい情報はこちらから

小中学校の割合が約50%

築40年以上の割合は約50%

（出典：大田区公共施設等総合管理計画）

○ 公共施設の更新費用：約1兆円/将来40年間（R4年度時点）

【1年間に必要な公共施設の更新費用（推計値）】



※詳しい情報はこちらから

今後の施設更新には多額の費用が必要となります

（出典：大田区公共施設改築・改修中期プランを基に作成）

（同封資料）

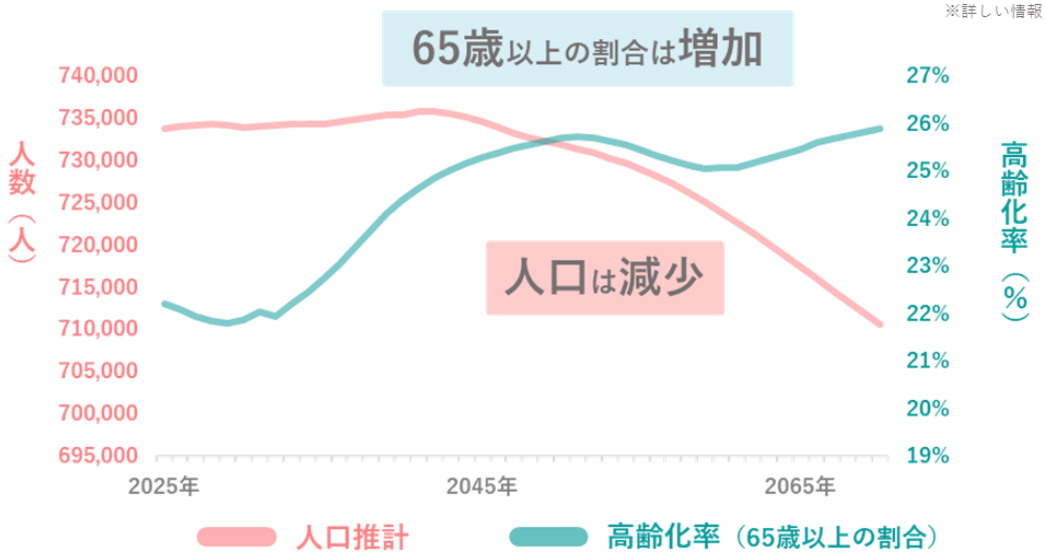
大田区の現状

別紙 裏

○ 大田区の人口

【大田区の人口・高齢化率の推計（R6年度時点）】

※詳しい情報はこちらから



人口減少・高齢化に伴い「税収の**減少**」「社会保障関連経費の**増大**」も想定されます

（出典：大田区基本計画を基に作成）

公共施設に関する取組

○ 大田区公共施設等総合管理計画（R4年3月改正）

※詳しい情報はこちらから

人口減少・高齢化を迎える中、公共施設の更新費増大は、**将来的な区民サービスへの影響**も想定されます。

区では、行政課題の着実な解決と財政健全性の両立に向け、**床面積**について「**2060年までに概ね１割程度総量削減**」を目標に、**公共施設の適正化**（公共施設の複合化・多機能化・統合・廃止 等）に取り組んでいます。

しかし、小中学校における法令変更・必要教室の確保、バリアフリー対応等により、公共施設の**床面積は増加傾向**であり、さらなる取組が必要な状況です。

≪公共施設の床面積推移≫

平成27（2015）年度
【約124万㎡】

↓ 実績：約３万㎡の増加

令和４（2022）年度
【約127万㎡】

目標達成に向けて約15万㎡の削減（大田区役所本庁舎**4棟分**に相当）が必要

令和42（2060）年度
【約112万㎡】

今回の区民意識調査では、**公共施設の現状を客観的に把握**することで、公共施設に関する取組みをさらに加速させる羅針盤としていきます。

令和７年度　大田区の公共施設に関する区民意識調査

報　告　書

令和７年 12 月

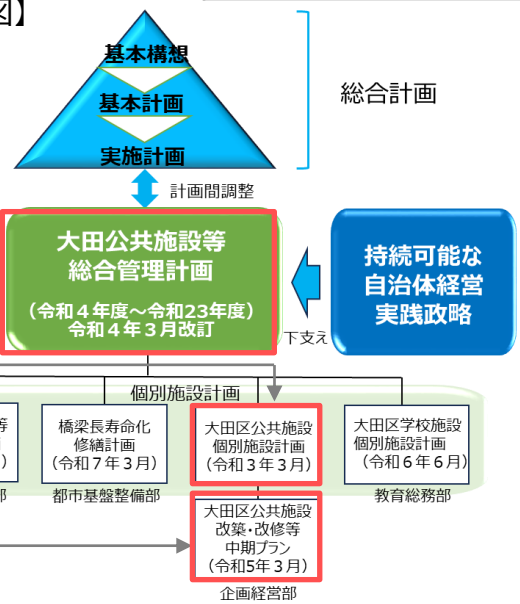
大田区企画経営部施設整備課
住　所：〒144-8621　東京都大田区蒲田５－１３－１４
ＴＥＬ：03-5744-1111（代表）　03-5744-1124（直通）

公共施設マネジメントに関する計画の改訂等について

総務財政委員会
令和８年３月５日
企画経営部　資料８番
所管　施設整備課

1　公共施設マネジメントに関する計画体系

【体系図】



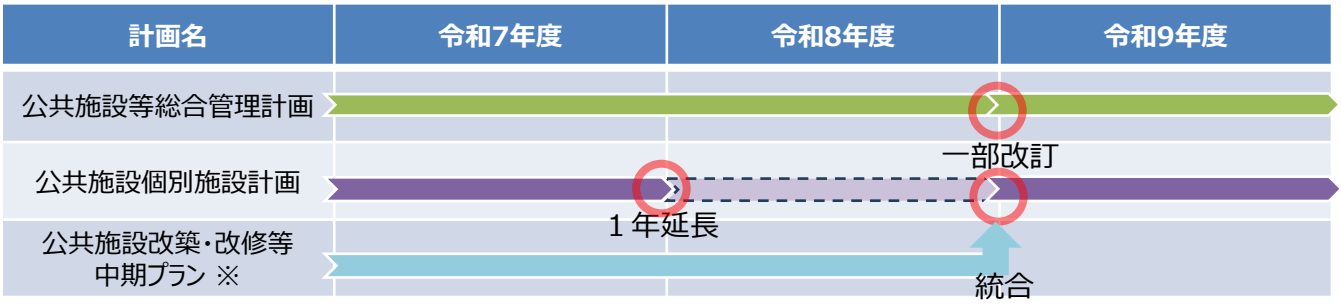
«公共施設等総合管理計画（R4.3改訂）**»**
公共施設全体について、総合的かつ計画的な管理を行っていくための基本的な枠組みを示すもの。

«公共施設個別施設計画（R3.3策定）**»**
公共施設ごとの改築・長寿命化等の実施計画（学校、住宅、インフラを除く。）

«公共施設改築・改修等中期プラン（R5.3策定）**»**
個別施設計画のうち、直近の10年間における改築、長寿命化等を行う施設の優先順位付け等を行う計画

2　各計画の改訂について

■「総合計画」の策定に伴い、その整合を図るため、個別計画である「公共施設等総合管理計画（総合管理計画）」及び「公共施設個別施設計画（個別施設計画）」の改訂時期を以下のとおり定める。



3　「総合管理計画」の一部改訂について

■「総合管理計画」は、前回改訂から５年経過しており、**令和８年度に一部改訂**を行う。

«主な改訂内容（予定）»

■各種項目、データの時点修正　■施設整備の考え方等、新たな項目の追加　等

4　「個別施設計画」の改訂時期の延長について

■「個別施設計画」は、令和７年度に一部改訂を行う予定であったが、「実施計画」及び上位計画である「総合管理計画」との整合を図るため、「総合管理計画」の改訂に合わせて、**令和８年度に一部改訂**を行うこととし、**改訂時期を１年延長**する。

■ 改訂時期の１年延長に伴い、**「中期計画で整備予定の施設」（第４章７）を更新**する（別紙案）。

※「公共施設改築・改修等中期プラン」は、「個別施設計画」の次回改訂時に統合する。

5　改訂までのスケジュール（予定）



別紙

第４章７　中期計画で整備予定の施設　（改訂案）

令和８年３月現在

令和２（2020）年度～令和８（2026）年度

施設名	工事種別	令和２（2020）	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）
（仮称）都区合同庁舎　※１	新築							
大森西二丁目複合施設	新築							
新蒲田一丁目複合施設	改築							
大田区田園調布せせらぎ館・体育施設	新築							
入新井第一小学校及び大森北四丁目複合施設	改築							
赤松小学校及び北千束二丁目複合施設	改築							
東調布第三小学校及び（仮称）南久が原二丁目複合施設	改築							
東調布中学校及び地域図書館複合施設	改築							
田園調布特別出張所（旧田園調布富士見会館）	改修							
（仮称）子ども家庭総合支援センター	新築							
池上図書館	内装							
南六郷創業支援施設	改修							
（仮称）西蒲田七丁目複合施設	改築							
コミュニティセンター羽田旭　※２ （旧羽田旭小学校敷地活用事業）	改築							
馬込第三小学校及び複合施設	改築							
東糀谷保育園及びうめのき園（分場含む）　※１	改築							
（仮称）大森北四丁目区民支援施設	改修							

※１　東京都実施　　※２　公民連携事業による事業契約者実施　　※　新築・改築の整備期間には、既存施設の取壊しを含む。

総務財政委員会 令和８年３月５日
企画経営部　資料９番
所管　施設整備課

旧羽田旭小学校敷地活用事業に係る事業承継について

1　要旨

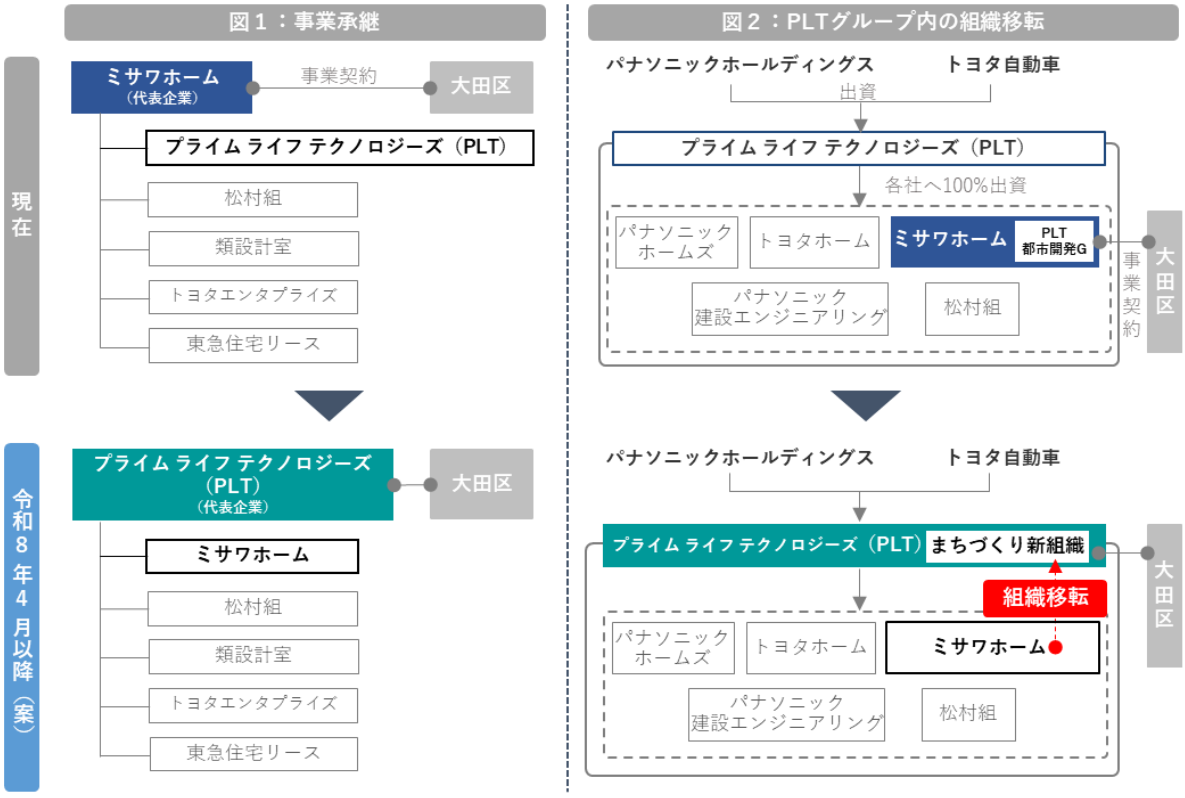
旧羽田旭小学校敷地活用事業（以下、「本事業」という）は、ミサワホーム㈱と事業契約を締結し、令和８年度（コミュニティセンター羽田旭）及び９年度（コミュニティセンター羽田旭グラウンド・工場アパート・共同住宅兼店舗）の供用開始に向けて建設中である。

この度、ミサワホーム㈱から、親会社であるプライム ライフ テクノロジーズ㈱（以下、「PLT㈱」という）への「組織移転に伴う事業承継（図１）」について協議を受けた。なお、「組織移転（図２）」は、パナソニックホールディングス㈱やトヨタ自動車㈱等のグループ総力を活用した相乗効果による事業推進の加速を目的としている。

「組織移転」は区の承諾を要する事項ではないが、「事業承継」は事業契約書第 46 条の「権利・義務の譲渡」に該当し、区の承諾を要する事項である。

事前の協議においては、ミサワホーム㈱及び PLT㈱から、本事業の実施に向けた計画や体制の確実な維持・継続や、事業効果の向上に向けたグループ総力の活用について説明を受けた。説明内容は、本事業の目的達成に向けた継続性や実効性を高く評価できたことから、区としては事業承継を承諾する。

2　事業承継等のイメージ図



2026-2030 職員のワーク・ライフ・マネジメントプラン　～ ウェルビーイングの実現を目指して ～（案）（概要版）

- 第三次・次世代育成支援のための特定事業主行動計画 - - 第二次・女性活躍推進に関する特定事業主行動計画 - - 第二次・大田区障がい者活躍推進計画 -

総務財政委員会
令和８年３月５日
総務部　資料１番
所管　人事課

1　計画概要

（１）計画目的

今般、全ての職員が活躍できる職場の実現を目的として、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画と障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者活躍推進計画を一体的な計画として策定しました。

本計画は、職員の皆さんが**性別やLGBTQ、障がいの有無、ライフステージ等**に関わらず、職員の能力と個性を活かせる職場環境を作るために必要な取組等を示していきます。

（２）計画期間及び対象職員

計画期間：令和８年度から令和12年度までの５年間

対象職員：全ての区職員（会計年度任用職員を含む）

2　これまでの実施状況（令和３年度から令和６年度）

（１） 超過勤務の縮減

項目	数値目標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
月平均45時間超の職員数	500人	1,050人	675人	655人	**802人**
1人当たり月平均時間数	5.6時間	7.9時間	7.7時間	7.8時間	**7.8時間**

⇒ 次期計画では、超過勤務の縮減に係る２つの数値目標の達成に向けて、窓口の在り方などについても、具体的な取組を更に検討していきます。

（２） 出産、育児に関する休暇等の取得率

項目	数値目標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
男性職員の育児休業	30%以上（※1）	**39.1%**	**63.1%**	**66.7%**	**73.3%**
女性職員の育児休業	100%	100%	100%	100%	100%
出産支援休暇	90%以上	81.3%	95.4%	95.7%	86.7%
育児参加休暇	70%以上	68.8%	83.1%	81.2%	81.2%
父親となる職員の連続５日以上の休暇取得（※2）	100%	62.5%	76.9%	71.0%	60.0%

※1 早期に数値目標を達成したこと及び政府目標が改正されたことを踏まえ、令和６年度から85%（１週間以上）に引き上げています。
※2 出産支援休暇及び育児参加休暇を通算したものです。⇒ 男性の育児休業取得率が年々増加傾向にあり、数値目標（30%）を早期に達成した状況です。

⇒ 次期計画では、出産、育児に関する休暇等を活用している職員以外の職員への支援についても、他団体の動向も踏まえ、検討していきます。

（３） 女性管理監督職の割合

項目	数値目標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
女性管理職の割合	22%以上	17.7%	17.2%	14.9%	15.6%
事務職における女性管理監督職の割合	40%以上	28.1%	28.7%	28.5%	28.5%

⇒ これまで、女性管理監督職は事務職のみを対象にしていました。今後は、全ての職場での女性活躍の推進を考慮し、事務職だけでなく、職種を問わず女性管理監督職の割合に見直していきます。

【参考】 令和７年度における女性管理監督職の割合（全ての職種を含む）

項目	令和７年度
女性管理監督職の割合	**36.3%**

3　令和８年度からの数値目標

分類	項目	目標値
超過勤務時間の縮減	月45時間超の超過勤務を行う職員数	500人程度
	月の平均超過勤務時間	5.6時間以下
出産、育児に関する休暇等の取得率向上	**（更新）育児休業を取得する男性職員の割合（２週間以上）**	85%以上
	育児休業を取得する女性職員の割合	100%以上
	出産支援休暇の取得率	90%以上
	育児参加休暇の取得率	70%以上
	父親となる職員の連続５日以上の休暇の取得率	100%以上
女性職員のキャリア形成支援の推進	女性管理職の割合（暫定再任用管理職員を含む）	22%以上
	（更新）女性管理監督職の割合	**40%以上**
年次有給休暇の取得推進	**（新設）年18日以上の年次有給休暇を取得している職員の割合**	**70%以上**
障がい者活躍の推進	**（更新）障がい者の雇用率**	**3.0%**
	（更新）障がい者採用の定着率	**90%以上**

4　具体的な取組等

分類	主な取組・検討事項（※1）
超過勤務時間の縮減	**働き方改革推進の観点から、職員の超過勤務を前提とした労務環境を改善し、より適切な労務管理を実現するとともに、職員として働くことの魅力を高め、有為な人財の確保につなげていきます。**
	勤務実態の把握と健康管理の面接指導を実施していきます。
出産、育児に関する休暇等の取得率向上	育休取得している男性職員のロールモデルの紹介等
	育休等を支える職員への支援を他団体の動向も踏まえ、検討
女性職員のキャリア形成支援の推進	**女性活躍にも資する取組（キャリアデザイン支援プログラム等）**
	管理職・係長のロールモデルの紹介等
	女性活躍推進に取り組む企業や他団体との異業種交流に参加し、新たな視点やキャリア形成のノウハウ等を全庁的に共有していきます。
年次有給休暇の取得促進	年18日以上(70%)の数値目標の達成
柔軟で多様な働き方の促進	特別区人事委員会勧告や他団体の動向等も踏まえ、職員や職場の特性に応じた勤務時間制度を検討していきます。
	休暇・休憩時間等の柔軟化（※2）について、調査・研究していきます。
	夏季休暇の取得開始期間（現行６月１日から）の検討
職員の仕事と介護の両立支援	**介護休暇・介護時間等の取得促進について、特別区の議論を注視しつつ、運用方法を検討していきます。**
ハラスメントの防止	相談・苦情担当窓口を設置し、各種ハラスメントに関する事情聴取・苦情処理等に対応していきます。
	「大田区職員に対するカスタマーハラスメントの防止に関する基本方針」に基づき、カスタマーハラスメントが発生しにくい環境づくりを構築していきます。
障がい者活躍の推進	**相談体制などの定着支援制度や、テレワーク・サテライトオフィス等を活用した会計年度任用職員の柔軟な働き方について、調査・研究していきます。**

※1 主な取組・検討事項を抜粋しています。
※2 12時15分まで午前勤務を行い、４時間休暇取得で12時15分から退庁できる運用を想定しています。

5　今後の方向性等

○ 令和８年３月５日（木）の総務財政委員会で報告した後、区職員にグループウエア等を通じて周知を行うとともに、区ホームページにも本計画を掲載していきます。
○ 全ての職員の主体的な活躍を支援し、能力と個性を最大限発揮できる職場環境の構築に向けて、全庁的に取組を進めていきます。

わくわくに翼を
OTA CITY

2026-2030
職員のワーク・ライフ・マネジメントプラン（案）

～ ウェルビーイングの実現を目指して ～

－第三次・次世代育成支援のための大田区特定事業主行動計画－（前期）

－第二次・女性活躍推進に関する大田区特定事業主行動計画－（前期）

－第二次・大田区障がい者活躍推進計画－

大田区
OTA CITY

令和８年４月

計画策定にあたって

わくわくに翼を OTA CITY

今般、全ての職員が活躍できる職場の実現を目的として、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画と障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者活躍推進計画を一体的な計画として策定しました。

本計画は、職員の皆さんが性別やLGBTQ、障がいの有無、ライフステージ等に関わらず、職員の能力と個性を活かせる職場環境を作るために必要な取組等を示していきます。

今後、厳しい財政状況と限られた人員の中で、多様化・複雑化する区民ニーズへ柔軟に対応し、区民に信頼される区政運営を進めていくためには、職員一人ひとりが持てる能力を最大限に発揮し、職務に意欲的に取り組むことが重要です。

一方、職員が育児や介護等の様々な状況を抱える中、仕事と家庭との折り合いをつけながら、その両立を図っていくことは、職員の心身の健康保持に加えて、人財の成長、定着、確保にもつながるものです。

職員一人ひとりが、自分自身に関わるものとして考え、お互いに寄り添い、支え合いながら、本計画に掲げる取組を推進していきましょう。

ウェルビーイング（※）の実現に向けて、仕事と家庭を自主的にマネジメントすることで、働きやすい魅力的な職場をみんなで作っていきましょう。

さらには、職員のやりがいの向上、人財確保・成長支援に取り組むことで、職員の力を高め、その先の区民サービスを向上させましょう。

※　ウェルビーイングとは、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的にも良好な状態にあることを意味する概念です。

目次

	頁数
計画概要	**3**
第１章　特定事業主行動計画（案）	**4**
1　これまでの実施状況	5
2　人事制度の変遷等	10
3　女性活躍等に関する現状と課題	13
4　数値目標	30
5　具体的な取組等	33
第２章　障がい者活躍推進計画（案）	**42**
1　障がい者雇用の現状及び課題	43
2　数値目標	48
3　障がい者の活躍を推進する取組	50

計画概要

（１）計画の位置付け

本計画は、全ての職員が活躍できる職場の実現を目的とし、次世代育成支援対策推進法第19条及び女性活躍推進法第19条の規定に基づく特定事業主行動計画並びに障害者雇用促進法第７条の３第１項の規定に基づく障害者活躍推進計画に位置づけ、全任命権者により策定します。

（２）計画期間・対象職員

計画期間：令和８年度から令和12年度まで（５年間）

対象職員：本区職員

（３）策定主体（任命権者）

大田区長	大田区選挙管理委員会
大田区教育委員会	大田区代表監査委員
大田区議会議長	

第１章　特定事業主行動計画（案）

－第三次・次世代育成支援のための大田区特定事業主行動計画－（前期）

－第二次・女性活躍推進に関する大田区特定事業主行動計画－（前期）

大田区
OTA CITY

目次

1　これまでの実施状況

2　人事制度の変遷等

3　女性活躍等に関する現状と課題

4　数値目標

5　具体的な取組等

1　これまでの実施状況

2021-2025 職員のワーク・ライフ・バランス推進プランの実施状況（令和３年度から令和６年度）

①　超過勤務の縮減

項目	数値目標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
月平均45時間超の職員数	500人	1,050人	675人	655人	802人
1人当たり月平均時間数	5.6時間	7.9時間	7.7時間	7.8時間	7.8時間

⇒　次期計画では、超過勤務の縮減に係る２つの数値目標の達成に向けて、窓口の在り方などについても、具体的な取組を更に検討していきます。

1　これまでの実施状況

② 女性管理監督職の割合

項目	数値目標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
女性管理職の割合	22%以上	17.7%	17.2%	14.9%	15.6%
事務職における 女性管理監督職の割合	40%以上	28.1%	28.7%	28.5%	28.5%

⇒　これまで、女性管理監督職は事務職のみを対象にしていました。今後は、全ての職場での女性活躍の推進を考慮し、事務職だけでなく、職種を問わず女性管理監督職の割合に見直していきます。

【参考】 令和７年度における女性管理監督職の割合（全ての職種を含む）

項目	令和７年度
女性管理監督職の割合	36.3%

1　これまでの実施状況

③　出産、育児に関する休暇等の取得率（教職員以外）

項目	数値目標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
男性職員の育児休業	30%以上（※1）	39.1%	63.1%	66.7%	73.3%
女性職員の育児休業	100%	100%	100%	100%	100%
出産支援休暇	90%以上	81.3%	95.4%	95.7%	86.7%
育児参加休暇	70%以上	68.8%	83.1%	81.2%	81.2%
父親となる職員の連続５日以上の休暇取得（※2）	100%	62.5%	76.9%	71.0%	60.0%

⇒　男性の育児休業取得率が年々増加傾向にあり、数値目標（30%）を早期に達成した状況です。
次期計画では、出産、育児に関する休暇等を活用している職員以外の職員への支援についても、他団体の動向も踏まえ、検討していきます。

※1　早期に数値目標を達成したこと及び政府目標が改正されたことを踏まえ、令和６年度から85%（１週間以上）に引き上げています。
※2　父親となる職員の連続５日以上の休暇：出産支援休暇及び育児参加休暇を通算したものです。

1　これまでの実施状況

③　出産、育児に関する休暇等の取得率（教職員）

項目	数値目標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
男性職員の育児休業	30%以上（※2）	2.9%	33.3%	27.4%	33.3%
女性職員の育児休業	90.6%（※1）	85.2%	95.9%	97.3%	100.0%
出産支援休暇	90%以上	86.8%	87.2%	87.7%	50.0%
育児参加休暇	70%以上	84.2%	73.8%	80.3%	35.3%
父親となる職員の連続５日以上の休暇取得（※3）	100%	14.3%	28.2%	32.7%	41.9%

※1　平成27年度から令和元年度の平均: 90.6%の維持・向上を目指していました。
※2　政府目標が改正されたことを踏まえ、令和６年度から教職員は50%に引き上げています。
※3　父親となる職員の連続５日以上の休暇：出産支援休暇及び育児参加休暇を通算したものです。

目次

1　これまでの実施状況

2　人事制度の変遷等

3　女性活躍等に関する現状と課題

4　数値目標

5　具体的な取組等

2　人事制度の変遷等

区ではこれまで、仕事と生活の両立支援等に向けて、休暇・休業制度の導入や人事制度改正によって、取り組んできました。

なお、前計画期間（令和３年度から令和７年度まで）において、制度改正等を実施した内容は、以下のとおりです。

今後も、社会情勢の変化や他団体の動向も踏まえながら、制度検討を進めていきます。

制度内容	概　要	実施年度
テレワーク	新型コロナウイルス感染症対策の観点も踏まえ、全部局、全職員を対象とし、テレワークの実施規模を拡大しました。	令和３年７月から
出生サポート休暇	仕事と不妊治療等の両立のための職場環境整備を推進することを踏まえ、仕事と不妊治療等の両立を支援する観点から、不妊治療のための休暇制度を導入しました。	令和４年４月から
育児休業	地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に基づき、育児休業を原則２回まで取得可能に加えて、子の出生後８週間以内の育児休業を２回まで取得が可能となるよう改正しました。	令和４年10月から
育児参加休暇	育児参加休暇の取得期間の終期について、産後８週間以内から子が１歳に達する日までに拡大しました。	令和４年10月から

2　人事制度の変遷等

制度内容	概　要	実施時期
時差出勤制度	職員の柔軟で多様な働き方促進や職員の健康保持、ワーク・ライフ・バランスを支援する観点から、理由を問わず時差出勤の取得が可能となるよう制度を改正しました。	令和５年６月から
子育て部分休暇	小学校就学後の子を養育する職員の仕事と育児の両立をより一層推進するため、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業期間の補完を目的とした休暇を新設しました。	令和７年４月から
子の看護等のための休暇	育児・介護休業法（※）の改正に基づき、子の看護のための休暇の名称を子の看護等のための休暇とし、取得事由に入園式等への参加・感染症による学級閉鎖等を追加しました。	令和７年４月から
超過勤務の免除	仕事と育児の両立のための職場環境整備を推進するため、仕事と育児の両立を支援する観点から、職員が請求した場合に超過勤務の免除の対象となる子の年齢を３歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に見直しました。	令和７年４月から
部分休業	地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に基づき、現行の１日につき２時間以内で取得できる部分休業を一部改正し、第１号部分休業とし、１年度につき77時間30分を超えない範囲内で日又は１時間単位で取得できる第２号部分休業を新設しました。	令和７年10月から

※　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律を言います。

目次

1　これまでの実施状況

2　人事制度の変遷等

3　女性活躍等に関する現状と課題

4　数値目標

5　具体的な取組等

3　女性活躍等に関する現状と課題

　地方公共団体の任命権者は、女性活躍推進法第19条の規定により、特定事業主行動計画を策定し、公表することが義務付けられています。
　また、計画策定にあたっては、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令第２条第１項第１号から第２号の規定に基づき、女性活躍等に関する区の現状を把握するとともに、各課題を抽出することとしています。

根拠条文	把握項目	常勤職員	会計年度任用職員	備　考
第１号 ロ	管理職の女性割合	○		
第１号 ハ	各役職段階の職員の女性割合	○		
第１号 ニ	女性職員の採用割合	○	○	再任用は含まない
第１号 ヨ	セクシャルハラスメント等対策の整備状況等	○	○	
第２号 イ	継続勤務年数の男女差（又は離職率の男女差）	○		任期付は除く
第２号 ロ	男女別の育休取得率・平均取得期間	○	○	
第２号 ハ	男性の配偶者出産休暇等の取得率・平均取得日数	○	○	
第２号 ニ	超過勤務の状況（時間外手当が支給されない職員を除く）	○	○	

把握項目①　管理職の女性割合（課長級、部長級）　把握項目②　各役職段階の職員の女性割合

○　総計に占める女性職員数は50％を超えています。
　　各職層では、上位になるほど女性職員の割合が減少し、特に、管理職における女性職員の割合が低くなっています。
○　令和４年度から令和６年度までのそれぞれ４月１日現在の各役職段階別及び管理職の女性割合は以下のとおりです（全職種、総計には暫定再任用フルタイム職員を含む。係長に主査は含みません。なお、技能長は係長級に、統括技能長は課長補佐級に含む。）。

（単位：人，％）

令和４年４月１日	女性職員比率	女性職員数	職員数	女性事務職
全女性職員	52.2%	2,224	4,254	
係長・技能長	45.3%	251	554	管理監督職
課長補佐・統括技能長	28.7%	70	244	352人
管理職	17.2%	31	180	36.0%
課　　長	19.2%	29	151	
部　　長	6.9%	2	27	

令和５年４月１日	女性職員比率	女性職員数	職員数	女性事務職
全女性職員	52.3%	2,237	4,270	
係長・技能長	45.1%	246	545	管理監督職
課長補佐・統括技能長	31.7%	82	259	355人
管理職	14.9%	27	181	36.0%
課　　長	16.0%	24	150	
部　　長	9.7%	3	31	

令和６年４月１日	女性職員比率	女性職員数	職員数	女性事務職
全女性職員	52.6%	2,234	4,242	
係長・技能長	44.5%	240	539	管理監督職
課長補佐・統括技能長	32.4%	83	256	351人
管理職	15.6%	28	179	36.0%
課　　長	16.8%	25	149	
部　　長	10.0%	3	27	

把握項目③-1　女性職員（会計年度任用職員以外）の採用割合

○　採用割合は、男女間で有意な差は見られません。
○　令和５年度から令和７年度における新規採用者の女性職員数及び比率は以下のとおりです（特別区人事委員会実施、全職種、全採用試験の合計）。４月１日現在の数値を採用人数としています。

年度 ／ 比率・職員数	女性比率	女性職員数（新規採用）	全体職員数（新規採用）
令和５年度	64.8%	116人	179人
令和６年度	55.4%	108人	195人
令和７年度	61.2%	128人	209人

特別区人事委員会が実施する採用試験は、最終合格者が採用候補者名簿に高得点順に登載され、受験者の希望を重視した上で各区に提示され、面接を経て採用者を内定する仕組みです。

なお、各区への提示は男女の区別なく得点順であり、区が独自に女性割合を意図的に増加させることは困難です。

把握項目③-2　女性職員（会計年度任用職員）の採用割合

○　会計年度任用職員は女性職員の割合が高くなっています。

○　一会計年度（４月１日から翌年３月31日まで）の任期であることから、４月１日現在の採用人数としています。女性職員数及び比率は以下のとおりです。

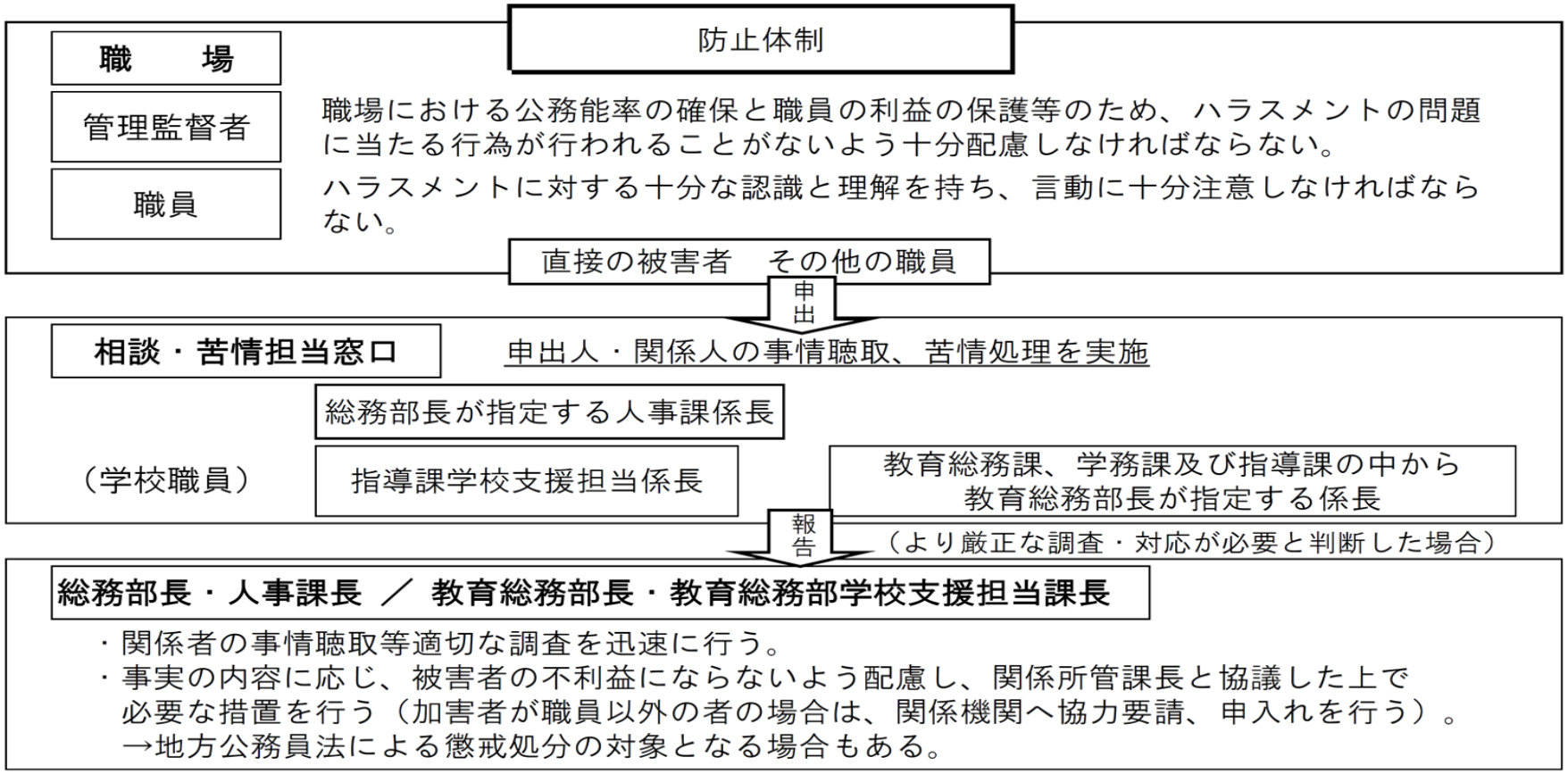
※　会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の２第１項に規定する一般職の非常勤職員です。

年度 ／ 比率・職員数	女性比率	女性職員数（新規採用）	全体職員数（新規採用）
令和５年度	76.2%	1,201人	1,576人
令和６年度	75.1%	1,301人	1,732人
令和７年度	75.2%	1,383人	1,839人

把握項目④　セクシャルハラスメント対策の整備状況等

○　３つの基本方針を策定し、適切に防止体制を整備しています。

○　「職場におけるセクシュアルハラスメントに関する基本方針」、「職場におけるパワーハラスメントに関する基本方針」及び「職場における妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメント基本方針」に基づき、次のとおり、職場におけるハラスメントの問題を未然に防止し、その言動により職員が不利益を受けること、又は就業環境が害されることのないよう必要な配慮をし、職員が快適に働くことのできる環境の実現に努めています。



カスタマーハラスメント対策の整備状況

○　カスタマーハラスメントについては、令和７年度に新たに策定した「大田区職員に対するカスタマーハラスメントの防止に関する基本方針」に基づき、カスタマーハラスメントが発生しにくい環境づくりに取り組んでいきます。

大田区職員に対するカスタマーハラスメントの防止に関する基本方針（概要）

<table>
<tr><th colspan="4">基本姿勢</th></tr>
<tr><td colspan="2">区民と職員とが互いの立場と人格を尊重し合える健全で良好な関係を構築することで大田区の持続的な発展を目指す。</td><td colspan="2">区はカスタマーハラスメント行為に対して、これを容認せず、組織として毅然とした態度で臨む。</td></tr>
<tr><th colspan="4">カスタマーハラスメントの定義</th></tr>
<tr><td colspan="4">区民等から職員に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、職場環境を害するもの</td></tr>
<tr><th colspan="4">取組の柱</th></tr>
<tr><td>カスタマーハラスメントが発生しにくい環境づくり</td><td>カスタマーハラスメントへの適切かつ毅然とした対応</td><td>よりどころの整備及び職員支援</td><td>相互理解の促進と信頼関係づくり</td></tr>
</table>

把握項目⑤　離職率の男女の差異（常勤職員のみ）

○　離職率に男女間で有意な差は見られません。
○　令和５年度、令和６年度の離職者を当該年度の職員数で除した数値を離職率としました（職員数には暫定再任用フルタイム職員、任期付職員は含まない。）。
○　その結果、両年度ともに勧奨退職・普通退職で女性の人数が多くなっていますが、離職率に男女間で大きな差はありません。

（単位：人，％）

令和５年度		～19歳	20歳～	25歳～	30歳～	35歳～	40歳～	45歳～	50歳～	55歳～	合計
男性職員	職員数	1	77	301	300	263	144	142	261	362	1,851
	退職者数	0	2	11	5	6	1	5	2(2)	21(8)	53(10)
	離職率	0.0%	2.6%	3.7%	1.7%	2.3%	0.7%	3.5%	0.8%	5.8%	2.9%
女性職員	職員数	1	152	304	228	228	160	215	367	431	2,086
	退職者数	0	2	10	5	3	2	3	4(4)	33(16)	62(20)
	離職率	0.0%	1.3%	3.3%	2.2%	1.3%	1.3%	1.4%	1.1%	7.7%	3.0%
全体	離職率	0.0%	1.7%	3.5%	1.9%	1.8%	1.0%	2.2%	1.0%	6.8%	2.9%
男女の離職率の差異（女－男）		0.0pt	-1.3pt	-0.4pt	0.5pt	-1.0pt	0.6pt	-2.1pt	0.3pt	1.9pt	0.1pt

※（　）は、勧奨退職者の内訳を表します。

把握項目⑤　離職率の男女の差異（常勤職員のみ）

（単位：人，％）

令和６年度		～19歳	20歳～	25歳～	30歳～	35歳～	40歳～	45歳～	50歳～	55歳～	合計
男性職員	職員数	0	96	282	297	286	161	138	240	390	1,890
	退職者数	0	2	5	5	8	1	1	5(4)	12(2)	39(6)
	離職率	―	2.1%	1.8%	1.7%	2.8%	0.6%	0.7%	2.1%	3.1%	2.1%
女性職員	職員数	0	138	337	237	258	157	203	338	470	2,138
	退職者数	0	5	13	9	9	5	5	7(6)	34(12)	87(18)
	離職率	―	3.6%	3.9%	3.8%	3.5%	3.2%	2.5%	2.1%	7.2%	4.1%
全体	離職率	―	3.0%	2.9%	2.6%	3.1%	1.9%	1.8%	2.1%	5.3%	3.1%
男女の離職率の差異（女－男）		―	1.5pt	2.1pt	2.1pt	0.7pt	2.6pt	1.8pt	0.0pt	4.1pt	2.0pt

※（　）は、勧奨退職者の内訳を表します。

把握項目⑥-1　男女別の育児休業取得率・平均取得期間（常勤職員）

○　令和５年度、令和６年度の男性、女性それぞれの育児休業取得者及び取得率、平均育児休業取得期間は以下のとおりです。女性職員の育児休業取得率は100％で、平均取得期間は20月前後です。
○　男性職員の育児休業取得率は70％前後で、平均取得期間は４月前後となっています。

令和５年度

育児休業取得者		育児休業取得率	
男性	女性	男性	女性
46人	66人	66.7%	100%

育児休業期間

期間	～２週間	～１月	～６月	～１年	～1年6月	～２年	～2年6月	～３年	平均取得期間
男性	2人	10人	19人	12人	2人	0人	0人	1人	4.8月
女性	0人	0人	3人	10人	18人	3人	6人	26人	22.7月

令和６年度

育児休業取得者		育児休業取得率	
男性	女性	男性	女性
44人	76人	73.3%	100%

育児休業期間

期間	～２週間	～１月	～６月	～１年	～1年6月	～２年	～2年6月	～３年	平均取得期間
男性	2人	10人	23人	8人	0人	0人	1人	0人	3.7月
女性	0人	0人	7人	26人	10人	3人	3人	27人	19.6月

把握項目⑥-2　男女別の育児休業取得率・平均取得期間（会計年度任用職員）

○　当該年度に育児休業を取得した人数は以下のとおりで、いずれも女性職員です。

令和５年度	育児休業取得者	令和６年度	育児休業取得者
	５人（女性）		11人（女性）

把握項目⑦　男性の配偶者出産休暇等（※）の取得率・平均取得日数（常勤職員）

○　令和５年度及び令和６年度の男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇の取得人数、取得率、両休暇の合計５日以上取得人数、取得率は以下のとおりです。

令和５年度	出産支援休暇	育児参加休暇
対象者数	69人	
取得人数	66人	56人
取得率	95.7%	81.2%
合計５日以上取得人数	49人	
合計５日以上取得率	71.0%	

令和６年度	出産支援休暇	育児参加休暇
対象者数	60人	
取得人数	52人	44人
取得率	86.7%	73.3%
合計５日以上取得人数	36人	
合計５日以上取得率	60.0%	

※　出産支援休暇及び育児参加休暇のことを指します。各休暇の最大取得可能日数は、出産支援休暇は２日以内、育児参加休暇は５日以内です。

把握項目⑧　職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間（常勤職員）

○　令和５年度、令和６年度における各月の超過勤務時間は以下の表のとおりです。

○　多くの部局で業務繁忙期となる３月と４月は、月45時間超の超過勤務を行う職員が増加する傾向があります。

【全体】　（上段：人数　下段：当該月における割合　（　）：監督職　単位：人，％）

令和５年度	４月		５月		６月		７月		８月		９月	
45時間以下	3,962	(783)	4,016	(787)	4,023	(782)	4,046	(793)	4,032	(786)	4,040	(790)
	97.30%	(98.00%)	98.62%	(98.50%)	98.80%	(97.87%)	99.36%	(99.25%)	99.02%	(98.37%)	99.21%	(98.87%)
45時間超	110	(16)	56	(12)	49	(17)	26	(6)	40	(13)	32	(9)
	2.70%	(2.00%)	1.38%	(1.50%)	1.20%	(2.13%)	0.64%	(0.75%)	0.98%	(1.63%)	0.79%	(1.13%)
うち80時間超	17	(4)	17	(4)	0	(0)	2	(1)	0	(0)	1	(0)
	0.42%	(0.50%)	0.42%	(0.50%)	0.00%	(0.00%)	0.05%	(0.13%)	0.00%	(0.00%)	0.02%	(0.00%)
うち100時間超	14	(3)	12	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	0.34%	(0.38%)	0.29%	(0.38%)	0.00%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)
平均時間	9.4	(10.5)	9.2	(10.7)	7.6	(10.5)	6.5	(8.5)	6.0	(8.3)	7.4	(9.4)
	１０月		１１月		１２月		１月		２月		３月	
45時間以下	4,019	(782)	4,018	(785)	4,046	(796)	4,023	(786)	4,025	(788)	3,959	(774)
	98.70%	(97.87%)	98.67%	(98.25%)	99.36%	(99.62%)	98.80%	(98.37%)	98.85%	(98.62%)	97.22%	(96.87%)
45時間超	53	(17)	54	(14)	26	(3)	49	(13)	47	(11)	113	(25)
	1.30%	(2.13%)	1.33%	(1.75%)	0.64%	(0.38%)	1.20%	(1.63%)	1.15%	(1.38%)	2.78%	(3.13%)
うち80時間超	16	(6)	2	(0)	3	(1)	4	(1)	5	(3)	9	(1)
	0.39%	(0.75%)	0.05%	(0.00%)	0.07%	(0.13%)	0.10%	(0.13%)	0.12%	(0.38%)	0.22%	(0.13%)
うち100時間超	7	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)
	0.17%	(0.25%)	0.00%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)	0.02%	(0.00%)
平均時間	8.4	(10.6)	8.3	(11.1)	6.0	(7.8)	6.6	(8.2)	7.9	(9.7)	10.4	(12.5)

把握項目⑧　職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間（常勤職員）

【全体】　（上段：人数　下段：当該月における割合　（　）：監督職　単位：人，％）

令和６年度	４月		５月		６月		７月		８月		９月	
45時間以下	3,862	(746)	3,922	(754)	3,921	(754)	3,916	(754)	3,923	(757)	3,933	(758)
	97.16%	(97.14%)	98.67%	(98.18%)	98.64%	(98.18%)	98.52%	(98.18%)	98.69%	(98.57%)	98.94%	(98.70%)
45時間超	113	(22)	53	(14)	54	(14)	59	(14)	52	(11)	42	(10)
	2.84%	(2.86%)	1.33%	(1.82%)	1.36%	(1.82%)	1.48%	(1.82%)	1.31%	(1.43%)	1.06%	(1.30%)
うち80時間超	14	(2)	5	(1)	14	(2)	3	(0)	0	(0)	2	(0)
	0.35%	(0.26%)	0.13%	(0.13%)	0.35%	(0.26%)	0.08%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)	0.05%	(0.00%)
うち100時間超	3	(1)	0	(0)	6	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	0.08%	(0.13%)	0.00%	(0.00%)	0.15%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)
平均時間	9.2	(10.6)	9.2	(10.9)	7.8	(10.3)	8.0	(10.3)	6.6	(9.2)	7.3	(9.4)
	１０月		１１月		１２月		１月		２月		３月	
45時間以下	3,857	(734)	9,898	(753)	3,931	(755)	3,939	(758)	3,934	(758)	3,847	(736)
	97.03%	(95.57%)	98.06%	(98.05%)	98.89%	(98.31%)	99.09%	(98.70%)	98.97%	(98.70%)	96.78%	(95.83%)
45時間超	118	(34)	77	(15)	44	(13)	36	(10)	41	(10)	128	(32)
	2.97%	(4.43%)	1.94%	(1.95%)	1.11%	(1.69%)	0.91%	(1.30%)	1.03%	(1.30%)	3.22%	(4.17%)
うち80時間超	27	(6)	14	(3)	4	(1)	6	(3)	8	(3)	14	(2)
	0.68%	(0.78%)	0.35%	(0.39%)	0.10%	0.13%)	0.15%	(0.39%)	0.20%	(0.39%)	0.35%	(0.26%)
うち100時間超	19	(4)	3	(0)	2	(1)	0	(0)	1	(0)	3	(1)
	0.48%	(0.52%)	0.08%	(0.00%)	0.05%	(0.13%)	0.00%	(0.00%)	0.03%	(0.00%)	0.08%	(0.13%)
平均時間	10.1	(12.5)	9.1	(11.7)	6.6	(8.8)	8.0	(9.9)	8.4	(10.0)	11.2	(13.5)

【全体】　（（　）：監督職、　単位：％，時間）

年間平均	45時間以下	45時間超	80時間超	100時間超	時間数
令和５年度	98.66%(98.37%)	1.34%(1.63%)	0.16%(0.22%)	0.07%(0.08%)	7.8時間(9.8時間)
令和６年度	98.29%(97.84%)	1.71%(2.16%)	0.23%(0.25%)	0.08%(0.08%)	8.5時間(10.6時間)

把握項目⑧　職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間（常勤職員）

【本庁】　（上段：人数　下段：当該月における割合　（　）：監督職　単位：人，％）

令和５年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月
45時間以下	1,446 (368)	1,474 (369)	1,488 (366)	1,502 (373)	1,490 (368)	1,498 (372)
	95.07% (97.35%)	96.91% (97.62%)	97.83% (96.83%)	98.75% (98.68%)	97.96% (97.35%)	98.49% (98.41%)
45時間超	75 (10)	47 (9)	33 (12)	19 (5)	31 (10)	23 (6)
	4.93% (2.65%)	3.09% (2.38%)	2.17% (3.17%)	1.25% (1.32%)	2.04% (2.65%)	1.51% (1.59%)
うち80時間超	15 (3)	16 (3)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)
	0.99% (0.79%)	1.05% (0.79%)	0.00% (0.00%)	0.13% (0.26%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)
うち100時間超	12 (2)	12 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	0.79% (0.53%)	0.79% (0.79%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)
平均時間	11.5 (10.6)	9.8 (10.4)	8.7 (11.3)	7.4 (9.1)	7.7 (9.2)	7.1 (9.4)
	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
45時間以下	1,483 (366)	1,477 (368)	1,500 (375)	1,481 (367)	1,484 (369)	1,452 (362)
	97.50% (96.83%)	97.11% (97.35%)	98.62% (99.21%)	97.37% (97.09%)	97.57% (97.62%)	95.46% (95.77%)
45時間超	38 (12)	44 (10)	21 (3)	40 (11)	37 (9)	69 (16)
	2.50% (3.17%)	2.89% (2.65%)	1.38% (0.79%)	2.63% (2.91%)	2.43% (2.38%)	4.54% (4.23%)
うち80時間超	14 (5)	2 (0)	3 (1)	3 (1)	5 (3)	7 (0)
	0.92% (1.32%)	0.13% (0.00%)	0.20% (0.26%)	0.20% (0.26%)	0.33% (0.79%)	0.46% (0.00%)
うち100時間超	7 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	0.46% (0.53%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)
平均時間	8.8 (11.1)	9.2 (11.1)	6.3 (7.4)	7.1 (8.8)	8.5 (10.3)	11.9 (13.1)

把握項目⑧　職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間（常勤職員）

【本庁】　（上段：人数　下段：当該月における割合　（　）：監督職　単位：人，％）

令和６年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月
45時間以下	1,421 (353)	1,464 (358)	1,458 (357)	1,460 (356)	1,468 (359)	1,474 (361)
	94.61% (96.19%)	97.47% (97.55%)	97.07% (97.28%)	97.20% (97.00%)	97.74% (97.82%)	98.14% (98.37%)
45時間超	81 (14)	38 (9)	44 (10)	42 (11)	34 (8)	28 (6)
	5.39% (3.81%)	2.53% (2.45%)	2.93% (2.72%)	2.80% (3.00%)	2.26% (2.18%)	1.86% (1.63%)
うち80時間超	13 (2)	3 (0)	13 (2)	2 (0)	0 (0)	2 (0)
	0.87% (0.54%)	0.20% (0.00%)	0.87% (0.54%)	0.13% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.13% (0.00%)
うち100時間超	3 (1)	0 (0)	6 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	0.20% (0.27%)	0.00% (0.00%)	0.40% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)
平均時間	11.4 (11.1)	9.4 (10.5)	9.3 (11.3)	9.5 (11.1)	8.4 (10.5)	7.7 (9.8)
	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
45時間以下	1,430 (345)	1,441 (356)	1,469 (357)	1,475 (360)	1,474 (360)	1,430 (348)
	95.21% (94.01%)	95.94% (97.00%)	97.80% (97.28%)	98.20% (98.09%)	98.14% (98.09%)	95.21% (94.82%)
45時間超	72 (22)	61 (11)	33 (10)	27 (7)	28 (7)	72 (19)
	4.79% (5.99%)	4.06% (3.00%)	2.20% (2.72%)	1.80% (1.91%)	1.86% (1.91%)	4.79% (5.18%)
うち80時間超	25 (5)	13 (2)	0 (0)	4 (2)	6 (3)	11 (1)
	1.66% (1.36%)	0.87% (0.54%)	0.00% (0.00%)	0.27% (0.54%)	0.40% (0.82%)	0.73% (0.27%)
うち100時間超	19 (4)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)
	1.26% (1.09%)	0.20% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.07% (0.00%)	0.13% (0.00%)
平均時間	11.6 (13.3)	10.6 (12.0)	7.7 (9.1)	8.6 (10.0)	9.2 (10.6)	13.4 (14.0)

【本庁】　（（　）：監督職、　単位：％，時間）

年間平均	45時間以下	45時間超	80時間超	100時間超	時間数
令和５年度	97.39%(97.51%)	2.61%(2.49%)	0.37%(0.37%)	0.17%(0.15%)	8.7時間(10.2時間)
令和６年度	96.89%(96.96%)	3.11%(3.04%)	0.51%(0.39%)	0.19%(0.11%)	9.7時間(11.1時間)

把握項目⑧　職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間（常勤職員）

【本庁以外】（上段：人数　下段：当該月における割合　（　）：監督職　単位：人，％）

令和５年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月
45時間以下	2,516 (415)	2,542 (418)	2,535 (416)	2,544 (420)	2,542 (418)	2,542 (418)
	98.63% (98.57%)	99.65% (99.29%)	99.37% (98.81%)	99.73% (99.76%)	99.65% (99.29%)	99.65% (99.29%)
45時間超	35 (6)	9 (3)	16 (5)	7 (1)	9 (3)	9 (3)
	1.37% (1.43%)	0.35% (0.71%)	0.63% (1.19%)	0.27% (0.24%)	0.35% (0.71%)	0.35% (0.71%)
うち80時間超	2 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
	0.08% (0.24%)	0.04% (0.24%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.04% (0.00%)
うち100時間超	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	0..08% (0.24%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)
平均時間	8.2 (10.4)	8.9 (11.0)	6.9 (9.8)	6.0 (8.0)	5.1 (7.6)	7.6 (9.5)
	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
45時間以下	2,536 (416)	2,541 (417)	2,546 (421)	2,542 (419)	2,541 (419)	2,507 (412)
	99.41% (98.81%)	99.61% (99.05%)	99.80% (100%)	99.65% (99.52%)	99.61% (99.52%)	98.28% (97.86%)
45時間超	15 (5)	10 (4)	5 (0)	9 (2)	10 (2)	44 (9)
	0.59% (1.19%)	0.39% (0.95%)	0.20% (0.00%)	0.35% (0.48%)	0.39% (0.48%)	1.72% (2.14%)
うち80時間超	2 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (1)
	0.08% (0.24%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.04% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.08% (0.24%)
うち100時間超	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.00% (0.00%)	0.04% (0.00%)
平均時間	8.1 (10.2)	7.8 (11.1)	5.8 (8.0)	6.3 (7.7)	7.6 (9.1)	9.6 (12.0)

把握項目⑧　職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間（常勤職員）

【本庁以外】（上段：人数　下段：当該月における割合　（　）：監督職　単位：人，％）

令和６年度	４月		５月		６月		７月		８月		９月	
45時間以下	2,441	(393)	2,458	(396)	2,463	(397)	2,456	(398)	2,455	(398)	2,459	(397)
	98.71%	(98.00%)	99.39%	(98.75%)	99.60%	(99.00%)	99.31%	(99.25%)	99.27%	(99.25%)	99.43%	(99.00%)
45時間超	32	(8)	15	(5)	10	(4)	17	(3)	18	(3)	14	(4)
	1.29%	(2.00%)	0.61%	(1.25%)	0.40%	(1.00%)	0.69%	(0.75%)	0.73%	(0.75%)	0.57%	(1.00%)
うち80時間超	1	(0)	2	(1)	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)
	0.04%	(0.00%)	0.08%	(0.25%)	0.04%	(0.00%)	0.04%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)
うち100時間超	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	0.00%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)
平均時間	7.9	(10.1)	9.2	(11.3)	6.9	(9.4)	7.0	(9.5)	5.4	(7.9)	7.1	(9.1)
	１０月		１１月		１２月		１月		２月		３月	
45時間以下	2,427	(389)	2,457	(397)	2,462	(398)	2,464	(398)	2,460	(398)	2,417	(388)
	98.14%	(97.01%)	99.35%	(99.00%)	99.56%	(99.25%)	99.64%	(99.25%)	99.47%	(99.25%)	97.74%	(96.76%)
45時間超	46	(12)	16	(4)	11	(3)	9	(3)	13	(3)	56	(13)
	1.86%	(2.99%)	0.65%	(1.00%)	0.44%	(0.75%)	0.36%	(0.75%)	0.53%	(0.75%)	2.26%	(3.24%)
うち80時間超	2	(1)	1	(1)	4	(1)	2	(1)	2	(0)	3	(1)
	0.08%	(0.25%)	0.04%	(0.25%)	0.16%	(0.25%)	0.08%	(0.25%)	0.08%	(0.00%)	0.12%	(0.25%)
うち100時間超	0	(0)	0	(0)	2	(1)	0	(0)	0	(0)	1	(1)
	0.00%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)	0.08%	(0.25%)	0.00%	(0.00%)	0.00%	(0.00%)	0.04%	(0.25%)
平均時間	9.1	(11.9)	8.2	(11.5)	5.9	(8.5)	7.6	(9.8)	7.9	(9.4)	9.9	(13.0)

【本庁以外】　（（　）：監督職、　単位：％，時間）

年間平均	45時間以下	45時間超	80時間超	100時間超	時間数
令和５年度	99.42%(99.15%)	0.58%(0.85%)	0.03%(0.08%)	0.01%(0.02%)	7.3時間(9.5時間)
令和６年度	99.13%(98.65%)	0.87%(1.35%)	0.06%(0.12%)	0.01%(0.04%)	7.7時間(10.1時間)

目次

1　これまでの実施状況

2　人事制度の変遷等

3　女性活躍等に関する現状と課題

4　数値目標

5　具体的な取組等

5　数値目標

全ての職員が活躍できる職場の実現に向けて、以下のとおり数値目標を設定していきます。

【教職員以外】

分類	項目	目標値
超過勤務時間の縮減	月45時間超の超過勤務を行う職員数	500人程度
	月の平均超過勤務時間	5.6時間以下
出産、育児に関する休暇等の取得率向上	**（更新）育児休業を取得する男性職員の割合（２週間以上）**	85%以上
	育児休業を取得する女性職員の割合	100%以上
	出産支援休暇の取得率	90%以上
	育児参加休暇の取得率	70%以上
	父親となる職員の連続５日以上の休暇の取得率（※）	100%以上
女性職員のキャリア形成支援の推進	女性管理職の割合（暫定再任用フルタイム管理職員を含む）	22%以上
	（更新）女性管理監督職の割合	**40%以上**
年次有給休暇の取得推進	**（新設）年18日以上の年次有給休暇を取得している職員の割合**	**70%以上**

※　父親となる職員の連続５日以上の休暇：出産支援休暇及び育児参加休暇を通算したものです。

5　数値目標

【教職員】

分類	項目	目標値
出産、育児に関する休暇等の取得率向上	育児休業を取得する男性職員の割合	50%以上
	育児休業を取得する女性職員の割合（※1）	91.1%以上
	出産支援休暇の取得率	90%以上
	育児参加休暇の取得率	70%以上
	父親となる職員の連続５日以上の休暇の取得率（※2）	100%以上

※1　令和２年度から令和６年度の平均: 91.1%の維持・向上を目指しています。

※2　父親となる職員の連続５日以上の休暇：出産支援休暇及び育児参加休暇を通算したものです。

目次

1　これまでの実施状況

2　人事制度の変遷等

3　女性活躍等に関する現状と課題

4　数値目標

5　具体的な取組等

6　具体的な取組等

項目	取組内容・検討事項
超過勤務の縮減	①　働き方改革推進の観点から、職員の超過勤務を前提とした労務環境を改善し、より適切な労務管理を実現するとともに、職員として働くことの魅力を高め、有為な人財の確保に繋げていきます。
	②　各所属の勤務実態の把握するとともに、月80時間を超える超過勤務があった職員に対しては、長時間労働による健康障害を未然に防止するため、健康管理室で産業医の面接指導を実施していきます。
	③　各職場で必要な事務事業を見定め、事務処理の簡素化、進捗管理の見直し及び会議体の省力化などを積極的に検討していきます。
	④　業務のあり方を見直しながら、スピード感を持って業務を進め、全庁的な超過勤務の縮減に根本的に取り組んでいきます。

6　具体的な取組等

項目	取組内容・検討事項
出産、育児に関する休暇等	①　育児取得している男性職員のロールモデルを紹介等
	②　育休等を支える職員への支援を他団体の動向も踏まえ、検討
	③　職員は、父親・母親になることが分かった場合、周囲への影響も考慮し、所属長へ申し出るようにしてください。 　申出は、母体保護、育児休業、休暇などの各種制度の活用や、人事上の配慮のためにも必要です。 　所属長は、職員から申出があった場合は速やかに人事課・指導課に報告するとともに「所属長用チェックシート」を活用し、各種制度の説明、育児休業などの取得意向の確認を実施していきます。

6　具体的な取組等

項目	取組内容・検討事項
年次有給休暇の取得促進	①　年18日以上(70%)の数値目標の達成
	②　年５日の年次有給休暇の確実な取得に向けた周知に加え、夏季休暇など他の休暇・休日と併用することで、連続した休暇を取得するよう促していきます。
柔軟で多様な働き方の促進	①　特別区人事委員会勧告や他団体の動向等を踏まえ、職員や職場の特性に応じた勤務時間制度の実現していくため、制度検討を進めていきます。 労働基準法等の改正を見据え、勤務間インターバルやつながらない権利（※1）などについて、調査・研究を進めていきます。
	②　休暇・休憩時間等の柔軟化（※2）について、調査・研究していきます。
	③　夏季休暇の取得開始期間（現行６月１日から取得可能）の検討
	④　柔軟で多様な働き方や、職員の健康保持を支援する観点から、公務に支障のない範囲で時差出勤制度やテレワークの活用を推進していきます。

※1　**出所：厚生労働省「労働時間法制の具体的課題について」**
業務時間外の連絡に関し、労働者が業務時間外に安心して休める観点から、一部の国において「つながらない権利」として法制化していることを指します。

※2　12時15分まで午前勤務を行い、４時間休暇取得で12時15分から退庁できる運用を想定しています。

6　具体的な取組等

項目	取組内容・検討事項
職員の仕事と介護の両立支援	①　職員が介護に対応しなければならなくなったときに仕事と介護の両立が図れるよう、介護休暇や介護時間など、制度の周知を行うとともに、可能な範囲で介護の状況に応じた人事上の配慮を行います。
	②　職場では、介護する職員の突発的な休暇取得や介護休暇に対応できるように事務分担・校務分掌をあらかじめ割り振るなど、業務・校務に支障が生じないよう前もって準備をします。
	③　介護休暇・介護時間等の取得促進について、特別区の議論を注視しつつ、運用方法を検討していきます。
健康管理等における取組	①　所属長は、職員の健康管理の基本である定期健康診断の受診を促します（令和６年度受診率92.2%）。
	②　職員の健康管理のため、産業医・保健師による健康相談を引き続き実施します。 生活習慣病や健康の相談のほか、人間関係や仕事上の問題、ストレスや悩みについての相談を受け付けます。

6　具体的な取組等

項目	取組内容・検討事項
女性職員のキャリアデザイン	①　女性活躍にも資する取組（キャリアデザイン支援プログラム等）
	②　管理職・係長のロールモデルの紹介等
	③　女性活躍推進に取り組む企業や他団体との異業種交流に参加し、新たな視点やキャリア形成のノウハウ等を全庁的に共有していきます。
	④　自身のキャリア形成を考えることを支援する研修等を実施し、女性職員を含む全ての職員が主体的なキャリア形成を考える機会を提供していきます。
人事異動上の配慮	①　子育て中や介護を行っている職員で、その状況によっては異動ができない等の事情がある場合など人事上の配慮を求める場合には、自己申告書の記載や所属長とのヒアリングなどの機会を活用して、人事課・指導課に早めに伝えるようにしましょう。
	②　人事課・指導課は、所属長から事情を聴いた上で、可能な範囲で、子育てや介護の状況に応じた人事上の配慮を行います。

6　具体的な取組等

項目	取組内容・検討事項
ハラスメントの防止	①　相談・苦情担当窓口を人事課及び教育委員会に設置し、各種ハラスメントに関する相談・申出等を受けたときは、事情聴取・苦情処理等に対応していきます。
	②　「職場におけるセクシュアルハラスメントに関する基本方針」、「職場におけるパワーハラスメントに関する基本方針」、「職場における妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメント基本方針」及び「職場におけるハラスメントの防止及び苦情処理に関する要領」（以下「方針等」という。）を定めており、方針等に基づき、ハラスメントの未然防止に取り組むとともに、ハラスメントが発生した場合は、迅速に適切な対応に努めます。
	③　管理監督者はハラスメントの未然防止に努める、職員はハラスメントをしないよう言動に注意する、といった方針等に定めるそれぞれの責務を果たすことができるよう、職層研修・「明るい職場応援団（厚生労働省ハラスメント対策総合サイト）」等を活用し、職員に働きかけます。
	④　「大田区職員に対するカスタマーハラスメントの防止に関する基本方針」に基づき、カスタマーハラスメントに対し、組織として毅然とした態度で臨むとともに、カスタマーハラスメントが発生しにくい環境づくりを構築していきます。

6　具体的な取組等

項目	取組内容・検討事項
会計年度任用職員への取組	①　所属長は、仕事と家庭の両立を図る観点から会計年度任用職員の休暇制度等の説明を行うとともに、会計年度任用職員が休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めます。
	②　所属長及び担当者は、会計年度任用職員に適用される規定の理解に努め、会計年度任用職員からの問合せに対応します。
	③　職場では、会計年度任用職員が休暇等を取得しやすいよう配慮するとともに、取得しやすい雰囲気の醸成に努めます。

6　具体的な取組等

項目	取組内容・検討事項
各種制度等の周知と職場への意識啓発	①　人事課は、母体保護、育児休業、介護休暇、特別休暇、超過勤務の制限など、各種制度を記した手引きやワーク＆ライフサポートハンドブック等を区職員向けグループウェアに掲載するとともに、制度改正等の周知を図っていきます。
	②　指導課は、母体保護、育児休業、介護休暇、特別休暇、超過勤務の制限などの各種制度に変更があった場合は、学校運営システム等を活用し、各学校を通して教職員に周知します。
	③　次世代育成支援対策推進法第19条第３項及び女性活躍推進法第19条第３項の規定に基づき、人事課・指導課は、毎年度の計画の達成状況を取りまとめ、ホームページで公表していきます（計画内容に変更等が生じた場合についても同様です）。

第２章　障がい者活躍推進計画（案）

－第二次・大田区障がい者活躍推進計画－

【「障害」と「障がい」の表記について】
法令等の名称及び法令等で定められている用語や、一般的に漢字表記した方がわかりやすいものは「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

目次

１　障がい者雇用の現状及び課題

２　数値目標

３　障がい者の活躍を推進する取組

1　障がい者雇用の現状及び課題

（1）障がい者雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）では、地方公共団体が率先して障がい者を雇用することが求められており、民間企業より高い法定雇用率が設定されています。

区における令和７年６月１日時点における実雇用率は、以下のとおりです。

年度	実雇用率（※）	法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	障がいのある職員数	法定雇用率
令和７年度	2.23%	5,481.0人	122.5人	2.8%

※：障害者雇用促進法第42条に基づく地方公共団体の特例認定を受けていることから、区長部局と教育部局を同一機関とみなして雇用率を算定（所属職員が少数で１人以上の障害者の雇用義務がない議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査事務局は除く。）

1　障がい者雇用の現状及び課題

（１）障がい者雇用率

「大田区障がい者活躍推進計画」の制定以後、各年度における同実雇用率は以下のとおりです。

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実雇用率	2.32%	2.47%	2.64%	2.61%	2.54%
（参考）法定雇用率	2.5%	2.6%	2.6%	2.6%	2.8%

区では、特別区人事委員会で実施する障害者を対象とする採用選考（以下「特別区障害者採用選考」という。）により、障がいのある常勤職員を継続的に採用してきました。

また、令和３年度から障がいのある方を対象とした会計年度任用職員の採用を実施しています。

法定雇用率が段階的に3.0%に引き上げられる状況を踏まえ、障がいのある方の活躍の場を更に拡大するため、障がい特性に配慮した柔軟な勤務形態による採用や、障がいのある職員が担う業務の開拓等について検討を進めていく必要があります。

1　障がい者雇用の現状及び課題

（２）職場定着

特別区障害者採用選考により、直近５年間に区が採用した障がい者の令和７年４月１日現在の定着率は以下のとおりです。９割超の方が定着しています。

直近５年間の障がい者採用数	令和７年４月１日時点の定着率
21人	90.4%

「大田区障がい者活躍推進計画」の制定以後、各年度における同定着率は以下のとおりです。

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
４月１日時点の定着率	86.6%	90.0%	91.3%	96.0%	91.6%
直近５年間の障がい者採用数	15人	20人	23人	25人	24人

1　障がい者雇用の現状及び課題

（２）職場定着

　障がいのある職員が安心して長く働き続けることができるよう、引き続き職員の定着を図る取組を実施します。

　また、障がいのある方の活躍の拡大に対応するため、相談体制などの定着支援に関する制度や、テレワークやサテライトオフィスなど、各種デジタルツールを活用した柔軟な働き方に関しても、調査・研究していきます。

目次

1　障がい者雇用の現状及び課題

2　数値目標

3　障がい者の活躍を推進する取組

２　数値目標

（１）採用に関する目標

計画期間を通じて、障害者雇用促進法における法定雇用率の達成を目標とします。

項目	令和７年６月１日時点の数値	令和12年６月１日までの目標
障がい者実雇用率	2.23%	3.0%

評価方法：厚生労働大臣への任免状況の報告のための調査により把握しています。

（２）定着に関する目標

より働きやすい職場環境を整備すべく、障がい者を対象とする採用選考における直近５年間の採用職員の定着について、90%以上の水準とすることを目標とします。

項目	令和７年４月１日時点の数値	令和12年４月１日までの目標
定着率	90.4%	90%以上

評価方法：特別区障害者採用選考における直近５年間の採用職員の定着率を算出しています。

目次

1　障がい者雇用の現状及び課題

2　数値目標

3　障がい者の活躍を推進する取組

3　障がい者の活躍を推進する取組

（1）推進体制の整備

①　組織

以下のとおり、担当者を選任し、取組を推進します。

障がい者活躍推進者（※1）	人事課長、教育総務課長、議会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長を選任しています。 障がい者の雇用の促進及び継続を図るため、職場環境の整備を図り、雇用推進措置及び適切な雇用管理を行います。
障がい者職業生活相談員（※2）	人事課人事担当係長を選任しています。 障がい者の職業生活全般についての相談・指導を行い、障がい者の適性・能力に応じた職務の選定等の業務にあたります。

※1：「障がい者活躍推進者」は、障害者雇用促進法第78条第１項の規定に基づき設置が義務付けられている「障害者雇用推進者」と位置づけます。

※2：障害者雇用促進法第79条第１項の規定に基づき、設置が義務付けられています。

３　障がい者の活躍を推進する取組

（１）推進体制の整備

①　組織

また、障がい者活躍推進者及び障害福祉課長をはじめとする関連部署の課長級職員で構成する「障がい者活躍推進会議」を設置し、部局横断的に計画の推進に取り組みます。

３　障がい者の活躍を推進する取組

（１）推進体制の整備

②　人財育成等

ア　本人のキャリア形成に向けた取組

・研修を通じたスキルの習得

大田区職員としての基本的な心構えと基礎的知識を学ぶ「新任研修」をはじめ、段階的な研修の受講により、職務に必要となるスキルの習得を図ります。また、各職場でのＯＪＴ（職場内研修）、eラーニングや図書の貸し出し等をはじめとする自己啓発支援制度を通じて、成長を支援します。

・研修受講にあたっての配慮

事前に障がいの情報を把握し、受講しやすい環境を整備します。例えば、車いすで受講する職員には十分な座席スペースの確保、障がいのある職員の高さに合った机の確保、要約筆記や手話通訳者の手配等、それぞれの障がい特性に応じた環境整備を行います。

３　障がい者の活躍を推進する取組

（１）推進体制の整備

②　人財育成等

ア　本人のキャリア形成に向けた取組

・昇任選考の受験

障がいがある職員の意欲や能力の開発を支援し、昇任選考の受験を勧奨します。

イ　共に働く職員への支援

・新人育成リーダーへのフォロー

全ての新人職員に、区職員としての基本的なあり方や業務知識を指導する新人育成リーダーがつきます。障がいのある職員を担当する新人育成リーダーには、障がいの特性や育成にあたっての留意点を学ぶ機会を設けます。

３　障がい者の活躍を推進する取組

（１）推進体制の整備

②　人財育成等

イ　共に働く職員への支援

・研修の充実

ハローワークが主催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」や区開催の「福祉理解スキルアップ講座」の研修受講を通じて、障がい者雇用及び障がいに関する理解の促進を図ります。また、管理監督職をはじめとする職員が、eラーニング等を活用し、マネジメント手法を習得できるよう研修の拡充について検討します。これらの研修の受講を積極的に周知し、職員の研修受講を促します。また、各職場でのＯＪＴ（職場内研修）を支援する制度の充実を図ります。

３　障がい者の活躍を推進する取組

（２）職務の選定・創出

①　職務の選定

既に障がいのある職員が配属されている所属長や係長に対し、必要に応じて障がいのある職員に適した業務についての意見聴取を行います。

障がいのある職員それぞれの特性や個性に応じた業務は異なり、また、本人の成長に伴って適した業務内容も変化していきます。これらを踏まえ、各職場において個々に適した職務の選定を行います。

特に、新規採用職員など職務経験の浅い職員に対しては、過重な負担にならない範囲で個々に適した業務量・業務内容等の配慮に努めます。

３　障がい者の活躍を推進する取組

（２）職務の選定・創出

②　オフィス・サポート・センターの設置

令和３年度より、障がいのある職員の活躍を推進するとともに、障がいのある職員と働くことによる区職員への共生社会の意識醸成と業務能率の向上を目的として、オフィス・サポート・センターを開設しています。

オフィス・サポート・センターでは、障がいのある会計年度任用職員（オフィス・サポーター）が、障がい者支援員から仕事の段取り等の指導・助言を受け、各所属から依頼のあった業務を行っています。

障がい者への更なる就労の場を設けるため、障がいのある職員に適した業務の掘り起こしを継続的に検討します。

3　障がい者の活躍を推進する取組

（3）環境整備・人事管理

①　アンケートの実施及び職員への意見聴取

計画の策定や実施にあたり、必要に応じて障がいのある職員へのアンケートの実施や意見聴取を行います。アンケート等の結果から現状の課題を抽出し、その解決に向けた取組を進めます。

②　施設整備

大田区内の各区立施設では、バリアフリートイレやエレベーターの設置が進んでいます。また、一部の所属では、オフィス環境改善に伴い、車椅子でも通行できる通路幅の確保が進められています。

また、体調に応じて健康管理室を活用するなど、体調管理機能の充実を図ります。今後は、障がいのある職員の要望を踏まえ、必要な施設整備を検討していきます。

３　障がい者の活躍を推進する取組

（３）環境整備・人事管理

③　機器の配備

障がいのある職員の要望に応じ、音声読み上げソフト等の機器を配備しています。また、区の行政サービス提供における環境整備の一環として、全庁で耳マーク・筆談ボード・コミュニケーション支援ボード（指差しシート）を配備しています。

今後も、障がいのある職員の要望を踏まえ、必要な機器の配備を検討していきます。

④　柔軟な働き方の促進

早出遅出勤務制度（時差出勤制度含む。）やテレワーク等、障がい特性に合った働き方が可能な勤務環境を整備しています。

３　障がい者の活躍を推進する取組

（３）環境整備・人事管理

⑤　障がいに対する理解促進

令和２年９月に制定された「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」に基づき、「障がいのある人に対する情報保障のためのガイドライン」を策定しています。職員が障がいのある区民や職員の対応を行う際は、このガイドラインを活用し、合理的配慮の取組を実践するよう周知しています。

今後、合理的配慮に関する情報提供に加え、障がい者の雇用創出に関する情報提供を適宜行います。

3　障がい者の活躍を推進する取組

（3）環境整備・人事管理

⑥　面談の実施

特別区障害者採用選考により採用された新規採用職員については、採用前に人事担当者による面談を実施し、配慮が必要な事項を確認します。本人の同意を得た上で、配属先の所属へ情報提供を行います。

障がいのある職員の異動に際しては、必要に応じ職員の所属長と係長との相談を重ね、人事課に情報を集約します。本人の同意を得た上で、異動先の所属へ情報提供を行います。

更に、個別職員面談を活用し、定期的な面談を実施することで、継続的に必要な配慮を把握します。

今後、障がいのある職員が安心して働き続けられる環境整備の一環として、専門的な知識を持つ外部機関と連携した相談体制の構築を検討します。

３　障がい者の活躍を推進する取組

（３）環境整備・人事管理

⑦　採用選考に関する取組

採用選考は、東京労働局が発行している「採用と人権」及び厚生労働省が発行している「公正な採用選考をめざして」を参考に適切な選考を行います。

職員の募集・採用にあたっては、以下の取扱を原則として行いません。

・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。

・自力で通勤できることといった条件を設定する。

・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

3　障がい者の活躍を推進する取組

（3）環境整備・人事管理

⑦　採用選考に関する取組

また、障がいのある職員の採用に関して下記の項目に取り組みます。

ア　常勤職員の採用に関する取組

・特別区障害者採用選考の方法に則り実施します。

・面接時の就労支援員の同席を可能にすることや、体調に応じた面接日時の設定の配慮を行います。

・採用選考合格後、内定者を対象とし、安心して大田区で働くことができるよう、具体的な業務のイメージや職場の雰囲気などについて、先輩職員と懇談できる場を提供します。

・受験資格を満たし、希望する会計年度任用職員には、常勤職員を採用する特別区障害者採用選考の受験を勧奨します。

３　障がい者の活躍を推進する取組

（３）環境整備・人事管理

⑦　採用選考に関する取組

イ　多様な働き方の提供

・特別区障害者採用選考以外にも、会計年度任用職員として障がいのある職員を積極的に採用していきます。

・仕事への定着を図るため、会計年度任用職員制度等を活用し、障がいのある職員の特性や個性に配慮した多様な勤務形態を検討します。

・各種デジタルツールを活用したテレワークを始めとする柔軟な働き方により、障がいの特性に配慮した働く場所の提供を検討します。

３　障がい者の活躍を推進する取組

（３）環境整備・人事管理

⑧　障がい者の特性に配慮した人事配置

ア　状況把握

所属長と人事担当者で障がいのある職員の情報共有を行います。必要に応じて障がいのある職員と人事担当者との面談を実施し、障がいのある職員の合意を得たうえで、配慮事項を配属先と共有します。

イ　通勤への配慮

障がいのある職員の特性を踏まえ、勤務地に配慮をします。

自動車通勤が必要な障がいのある職員には、駐車場の確保等の対応を行います。

３　障がい者の活躍を推進する取組

（４）その他

障がい者が活躍する場の拡大を推進するため、「大田区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。

特定事業主

大　田　区　長
大田区教育委員会
大田区議会議長
大田区選挙管理委員会
大田区代表監査委員

2026-2030

職員のワーク・ライフ・マネジメントプラン

～ ウェルビーイングの実現を目指して ～

－ 第三次・次世代育成支援のための大田区特定事業主行動計画 －（前期）

－ 第二次・女性活躍推進に関する大田区特定事業主行動計画 －（前期）

－ 第二次・大田区障がい者活躍推進計画 －

（７総人発第　　号決定）

令和８年４月

大田区総務部人事課

電　話　０３－５７４４－１１５９
ＦＡＸ　０３－５７４４－１５０７

総務財政委員会 令和８年３月５日
総務部　資料２番
所管　経理管財課

土地の取得について（羽田三丁目）

1　用地取得の概要

所　　在	大田区羽田三丁目８番 76（住居表示同番）
地　　積	186.39 ㎡（公簿・実測）
契約締結日	令和８年２月 10 日
取得予算	大田区一般会計
取得金額	109,970,100 円（１平方メートル当たり 590,000 円）
取得目的	公園整備事業用地

2　案　内　図



総務財政委員会 令和８年３月５日
区民部　資料１番
所管　戸籍住民課

令和８年経済センサス-活動調査実施について

１　調査の目的

全産業分野の売上金額や費用などの経理項目を同一時点で把握することにより事業所・企業の経済活動を明らかにするとともに、各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。

２　調査の法的根拠

統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく基幹統計調査として実施します。

３　調査期日

令和８年６月１日

４　調査対象

農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く、全ての事業所及び企業を対象に実施します。

５　調査方法

調査員による調査（調査員調査）または、国直轄の郵送による調査で行います。
調査員調査の流れは以下のとおりです。

（１）インターネット回答用書類の送付【４月上旬】

調査員調査の対象事業所等へ、４月上旬に国が委託する事業者からインターネット回答用の調査書類が郵送されます。

なお、国直轄調査の対象事業所等については、５月頃に調査書類が郵送されます。

（２）活動状態の確認等【５月中旬～６月中旬（予定)】

調査員が担当地域を巡回し、外観等から事業所等の活動状態を確認します。なお、活動状態の確認は、国直轄の調査対象も含めて行います。

（１）でインターネット未回答、または、新たに把握した事業所等について、調査員が訪問し、調査書類を配布します。

６　調査事項

主な事業の内容、従業者数、売上高・費用等の経理事項、産業別の特性事項　等

７　大田区の概況

（１）調査事業所数　34,299 事業所（令和８年１月末現在）

内訳：直轄調査対象事業所　　11,060 事業所
調査員調査対象事業所　23,239 事業所

（２）調査区数　　1,189 調査区

（３）調査員数　　365 人

（４）指導員数　　28 人

調査結果は何に活用されるの？

調査結果は、国や地方公共団体における行政施策の立案や、
民間企業における経営計画の策定など、
社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。

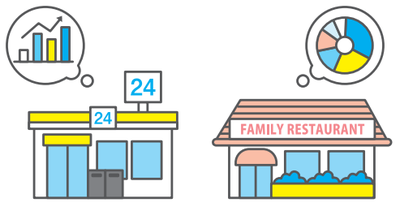
各種施策等に基づく利用や GDP統計の算出など

・地方交付税の算出
・人口減少問題対策における基礎資料
・鉄道等交通インフラ整備の基礎資料
・GDP統計の算出



新規店舗の出店計画に

・地域ごとの既存店舗の状況を把握するなど、
新規店舗の出店計画のための基礎資料



経営支援制度や各種補助金の 検討材料として

・物価高騰対策の各種支援制度の策定に利用
・小規模事業の支援に係る補助金交付の
基礎資料



防災対策やまちづくりの計画に

・地域防災計画策定のための基礎資料
・まちづくりプランの防災指針策定に
当たっての災害リスク分析に利用
・商店街等の活性化の目標値及び実績数値



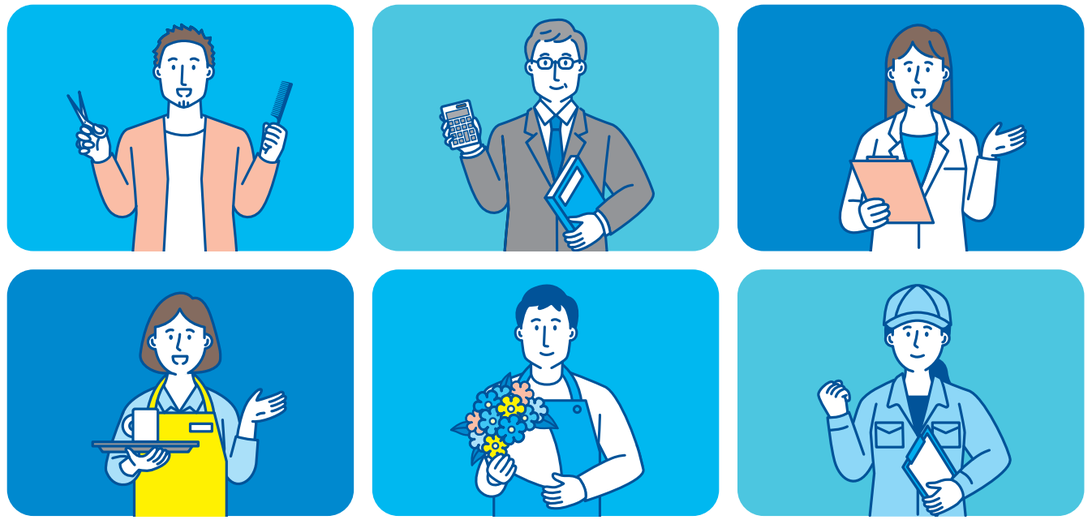
経済センサス-活動調査は、「統計法」（平成19年法律第53号）に基づく、基幹統計調査です。
基幹統計調査には報告義務と守秘義務があります。
調査に従事する調査員は、都道府県知事が任命した地方公務員で『経済センサス-活動調査 調査員証』を
携帯しています。不審に思った際は、回答しないで最寄りの市区町村にお知らせください。

経済センサス2026　検索

https://www.e-census2026.go.jp/

全国すべての 事業所・企業が 対象です。





経済センサス 活動調査





調査へのご協力・ご回答よろしくお願いします。

経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上（収入）や費用などを網羅的に把握し、
我が国の経済構造の実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、
各種施策に必要な基礎資料を得ることを目的として実施します。

インターネット回答がおすすめです。

https://www.e-census2026.go.jp/
経済センサス2026　検索

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

経済センサス-活動調査

調査はどのように行われるの？

いつ調査するの？

調査期日 令和8年6月1日現在で行います。

どんなことを調査するの？

従業者数、事業の内容、売上金額、費用項目、事業別売上金額、本所・支所の別、など

どのように回答すればいいの？

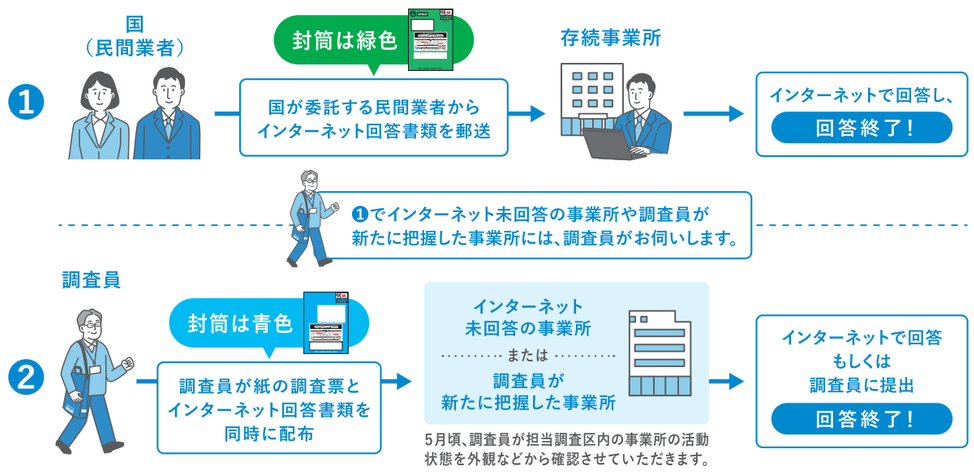
企業の規模等によって、調査方法が異なります。

❶ 調査員調査　対象：支所等を有さない比較的小規模な事業所、個人経営の事業所など

令和8年4月にインターネット回答用の書類が郵送されます。インターネットでご回答ください。

▼

インターネット未回答の事業所や、新たに把握した事業所には、
調査員が紙の調査票を配布します。記入した紙の調査票は調査員が回収します。



5月頃、調査員が担当調査区内の事業所の活動状態を外観などから確認させていただきます。

❷ 直轄調査　対象：支所等を有する企業の本社

インターネットでの回答を基本とし、令和8年5月頃に国（民間調査会社）から
インターネット回答用の書類が郵送されます。インターネットでご回答ください。

※本調査実施のため毎年実施している「経済構造実態調査」は行いません。

調査の対象は？

全国すべての事業所・企業が対象となります。

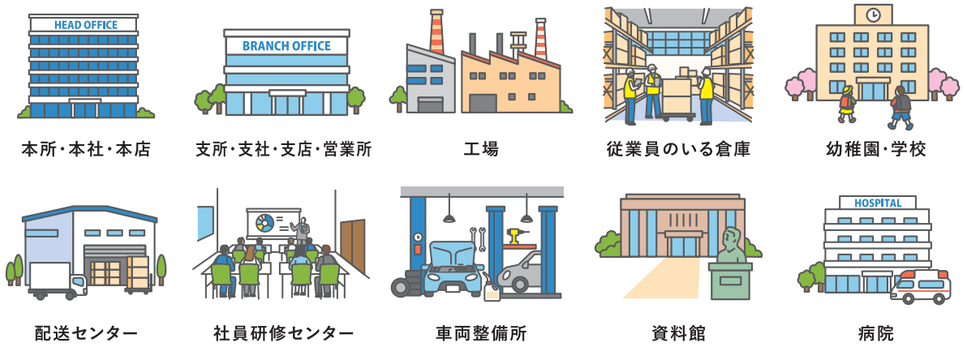
事業所とは？

この調査で回答していただく「事業所」とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が

❶ 単一の経営主体のもと（グループ企業は含めません）で、
❷ 一定の場所（一区画）を占めて、
❸ 従業者と設備を有し、
❹ 継続的に行われているもの　をいいます。

同じ組織であっても、場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれを別の事業所とします。
管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

「事業所」の例　従業者と設備を有し、一定の場所（一区画）を占めて経済活動が継続的に行われていれば、ここに例示したもの以外であっても事業所に含めます。



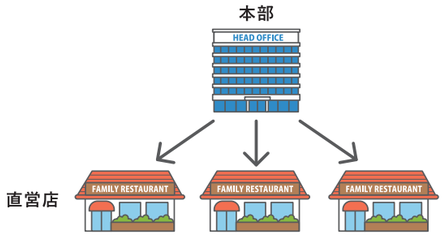
本所・本社・本店　支所・支社・支店・営業所　工場　従業員のいる倉庫　幼稚園・学校

配送センター　社員研修センター　車両整備所　資料館　病院

チェーンなどの店舗について

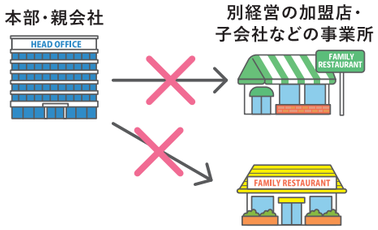
○ 同一経営主体となる例
（本所・支所の関係です）

・フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店
・フランチャイズ・チェーンの加盟店を経営する事業主（企業）が経営するすべての店舗



× 同一経営主体とならない例
（本所・支所の関係ではありません）

・フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店（別経営）
・親会社と子会社・関連会社などの
グループ企業の事業所



総務財政委員会
令和８年３月５日
区民部　資料２番
所管　課税課

令和８年度税制改正に伴う大田区特別区税条例等への影響について

国会において令和８年度税制改正の大綱に基づく地方税法等の改正が予定されている。改正予定の項目のうち、軽自動車税環境性能割については令和８年３月31日の廃止の見込みであり、予定どおり法が改正された場合、大田区特別区税条例等についても令和８年４月１日を施行日とする改正が必要となる。

１　軽自動車税環境性能割の廃止に係る地方税法の改正案

米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、地方税法を改正し令和８年３月31日をもって軽自動車税環境性能割を廃止する。

２　改正が必要となる条例

（１）大田区特別区税条例

（２）アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例

３　改正内容

（１）「軽自動車税環境性能割」に係る規定の削除

（２）「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改める文言整理

４　改正の時期

地方税法等の改正に係る国会審議の状況により、条例改正の時期を見極める。

総務財政委員会 令和８年３月５日
区民部　資料３番
所管　課税課

令和７年度大田区定額減税補足給付金（不足額給付）の実施結果

１　支給対象者

令和７年１月１日時点で区に課税権のある方のうち、以下に該当する方

（１）令和６年度に実施した調整給付金と令和７年の確定申告等により確定した所得に基づき算定した「本来給付すべき額」を比較し不足のある方（不足額給付Ⅰ）。

（２）青色専従事業者、事業専従者（白色）及び合計所得金額48万円超の者等で令和６年度の定額減税及び調整給付金並びに令和５年度及び令和６年度の非課税等世帯等への給付金の対象外の方（不足額給付Ⅱ）。

２　給付額

（１）不足額給付Ⅰ

本来給付すべき額と調整給付金との差額（１万円単位で切り上げ）

（２）不足額給付Ⅱ

４万円（令和６年１月１日時点で国外居住者の場合は３万円）

３　実施スケジュール

（１）対象者抽出基準日　令和７年６月10日（火）

（２）確認書発送日　　令和７年７月22日（火）

（３）支給開始日　　令和７年８月15日（金）

（４）勧奨通知発送　　令和７年９月30日（火）

（５）確認書提出期限　令和７年10月31日（金）

（６）最終支給決定日　令和７年12月19日（金）

４　支給結果

（１）支給者数　65,697人（支給対象者総数　69,851人）

（２）支給金額　1,806,210千円

総務財政委員会 令和８年３月５日
選挙管理委員会事務局　資料１番
所管　選挙管理委員会事務局

選挙事務に係る不適正処理の再発防止に関する提言【概要版】

Ⅰ　はじめに

令和７年７月 20 日執行第 27 回参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）において、不在者投票者数の一部について二重計上が行われ、その差分を架空の白票（無効票）及び不足票として処理していた事実（以下、「本件事案」といい、本件選挙において架空の白票を計上したことを「本件不適正処理」という。）が判明した。

大田区及び大田区選挙管理委員会は、令和７年８月７日に記者会見における事実関係の公表及び謝罪、８月 14 日には「大田区選挙事務不適正処理再発防止対策本部」を設置し、関係職員への聴取、本件不適正処理に関与した職員の刑事告発を行った。

また、大田区選挙管理委員会は、「大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会」（以下「再発防止委員会」という。）を設置し、事実関係の調査及び再発防止策の提言について諮問した。

再発防止委員会は、選挙事務の実施状況等の確認により、本件不適正処理を個々の職員の過失としてではなく、選挙事務を取り巻く体制や運用の在り方を含めた構造的課題として位置付けるとともに、選挙事務における正確性の確保や確認、意識の在り方について、区組織として改めて検討すべき課題が明らかになったものと認識し、本報告書のとおり提言する。

Ⅱ　再発防止委員会の設置及び諮問理由

１　再発防止委員会の設置

令和７年大田区議会第３回定例会において、大田区付属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例が可決・成立し、令和７年大田区条例第 69 号として公布、施行され、区は再発防止委員会を設置し、４名が委員を受嘱した。

２　諮問理由

本件不適正処理の事実関係及び原因究明、再発防止策について調査審議を行い、提言を得る必要があるため。

Ⅲ　再発防止のための視点

1　選挙事務に対する基本的な認識を共有するという視点

選挙事務は地方公共団体に地方自治法上課せられた重要な自治事務又は法定受託事務であるとともに、その適正な執行が民主主義の基盤を支えるものであり、公務員に課せられた本来的な責務であるという基本的な認識を職員一人ひとりが持つことは、選挙事務を厳正かつ慎重に行う姿勢の基盤となり、問題が生じた際に、報告・相談することができる職場風土の形成につながるものである。

2　「人」に過度に依存しない仕組みという視点

職員の属人的要素や努力のみを前提とするのではなく、誰が担当しても一定の水準で事務が遂行されるような仕組みや制度を重視する視点が重要である。

3　ミスや不整合の発生を前提とした可視化の視点

ミスや不整合の発生を前提として、整合性に係る異常の兆候を見逃さずに早期に把握・共有する視点を選挙事務全体に組み込むことが重要と考える。

4　数値管理と対応プロセスの実効性を重視する視点

投票から開票に至る一連の数値管理のプロセス全体に目を向けるとともに、数値の不整合が認識された場合は適切に立ち止まり、再確認等を行うなど、そのプロセスと確認が現実の業務環境においても確実に機能させられる実効性を重視すべきである。

Ⅳ　再発防止策

1　不在者投票者数の二重計上

【経緯・要因】

集計において用いられた数値は、直感的に判別しにくいものとなっており、また、数値の取扱いについて担当者間の合意が十分でなかったため、「20 日ま

での不在者投票者受付数（累計)」を「20 日当日の受付分」と誤認し、その結果 19 日までの受付数が二重に計上されることとなった。さらに、投票速報は限られた時間内に行う必要があり、現行の人員体制において、作業工程に余裕を確保し、数値を多角的に確認することが困難であった。

【再発防止策】

・不在者投票者数に関するデータは、出力書式や表示方法を見直して明確にするとともに、入力工程も必要最小限とし、二重計上が生じにくい構造とすることが求められる。

・応援職員の固定化や計画的な配置を通じて、担当者が業務内容を十分に理解して対応できる環境を整えるべきである。

・選挙結果を速やかに公表すべきとの要請を踏まえる一方、確認行為の形式化や誤りの見逃しを招くことのないよう、正確性の確保を最優先とした時間設定とすることが重要である。

・投票録との対応関係が容易に確認できるよう入力画面や様式の整理、複数名による確認を前提とした手順を明確に位置付け、最終的に事務局長等が責任をもって確認する体制を徹底することが求められる。

2　白票を用いた投票総数の調整

【経緯・要因】

・票の集計過程において、付票の差し替えや記載票数の変更が可能な運用となっており、また、集計班は機械的に集計していたため、当該不整合を把握することが困難な状況にあった。

・異常が発生した際、報告や相談の体制が整理されておらず、組織として適切な判断や是正措置に至ることができなかった。

【再発防止策】

・投票数の集計において、数値は事務長又は選挙管理委員会事務局長、若しくは当該工程を担当する班長による確認を経たもののみを使用し、差し替えや恣意的な記載を抑止する仕組みを講じることが重要である。

・主要な数値については算出根拠及び確認方法を明確にし、数値の整合性を確認することを事務手続として位置付けることが必要である。

・異常を把握した者が速やかに上位者へ報告・相談し、組織として対応方針を判断する流れを明確にすることが求められる。

3　投票者数の精度向上

【基本的認識・課題】

原則として投票者数と投票数は一致するものであるが、数値の一貫性及び確認の実効性を十分に確保できていない状況が認められ、原因の早期把握が困難な状況にあった。

また、投票録と投票速報の間で投票者数に相違がみられる事例も確認されており、数値の整合性を継続的に確認する仕組みが十分に整備されていなかったことが、精度低下の要因となっていたものと考えられる。

【改善策】

・一定の時間間隔ごとに複数の指標を用いて投票者数を把握・数値を突合し、数値の不整合を早期に把握できる体制を構築する必要がある。

・同一の数値が一貫して用いられているかを確認する手続を明確に位置付け、整合性を確保することが重要である。

・複数名による確認を前提とした体制とし、投票者数の精度及び信頼性を恒常的に確保することが求められる。

4　その他の再発防止策（横断的課題）

(1)投開票における数値管理体制の不備

・投票者数、投票用紙の交付数及び投票数、開票結果等の主要な数値について、それぞれの算出根拠や記録方法を明確にするとともに、数値の突合、整合性を確認する手順を事務として位置付けるべきである。

・不整合が生じた場合には、原因の確認や再調査を行うことを当然の手続として組織的に担保する必要があり、数値管理及びチェックの手順はマニュアル化

による共有を通じて属人化を防ぐとともに、継続的に点検することが重要である。

⑵役割・権限の不明確さと緊急時対応策の未整備

・投開票事務において、あらかじめ個々の職員の役割分担及び権限の所在を明確にしておくことが不可欠である。

・数値の不整合や手続上の疑義が生じた場合には、現場のみで判断を抱え込むのではなく、速やかに事務長等の上位者へ報告・相談することが当然の行為として位置付けられる体制を整える必要があり、対応フローをあらかじめ整理するとともに、マニュアル化だけにとどまらず、実際の業務を想定し、現場で機能する形で定着させていくことが重要である。

⑶職員・従事者の理解・習熟不足

・職員及び従事者が業務の流れや目的を十分に理解し、一定の水準で事務を遂行できるようにすることが重要であり、組織として体系的に理解を深める仕組みを整える必要がある。

・数値の意味や確認の重要性、不整合が生じた場合の基本的な考え方については、すべての関係者が共通の理解を持つことが不可欠である。

・業務内容や役割に応じて、求められる知識や判断の基準が異なることも踏まえ、職員の理解が確保されるよう配慮することも重要である。

・選挙事務の実施を通じて継続的に反省改善の振り返りや見直しを行い、習熟度の向上につなげていくこと、研修等を通じて平時から職員及び従事者の選挙事務に対する理解と習熟を図ることが重要である。

⑷作業時間不足と業務工程の逼迫

・作業工程全体において、確認や再確認に要する時間をあらかじめ織り込んだ業務設計とすることが重要であり、特に数値の確認や突合、再調査が必要となる場面は、事前に一定の時間を確保することが重要である。

・想定外の事態が生じた場合であっても、迅速性よりも正確性を優先できるように、必要に応じて工程を調整できる柔軟性を備えることが重要である。

(5)不十分な人員体制

・業務量や業務内容に見合った人員体制を確保することが重要であり、特に、数値管理や再確認を担う業務については、余力を持って対応できる体制とすることが重要である。

・役割分担の見直しや、複数の職員が同様の業務を担える体制を整えることも必要であり、選挙ごとに反省改善などの振り返りを行い、柔軟に見直していくことが重要である。

(6)その他（業務改善に関する事項）

・業務の流れや手続を定期的に点検し、必要に応じて見直しを行うことが求められ、職員の選挙事務への従事意欲が損なわれることのないよう、職員一人ひとりが選挙事務の重要性を認識し、主体的に選挙事務に関わろうとするモチベーションを維持・向上できる環境を整備することも重要である。

・情報の整理や共有の方法についても、関係者が必要な情報に迅速かつ確実にアクセスできるよう工夫することが重要である。

Ⅴ　おわりに

選挙事務は、民主主義の根幹を支える極めて重要な行政事務であるとともに、多数の職員及び関係者が関わり合い、各自の職責を的確に果たしていくことにより初めて成り立つ業務である。

本提言は、再発防止に向けた取組の終点ではなく、今後の選挙事務の改善に向けた出発点として位置付けられるべきものであり、選挙管理委員会及び関係部局においては、提言内容を踏まえ、再発防止策を着実に実施するとともに、選挙の都度、その運用状況を検証し、必要に応じた見直しを継続的に行っていくことが求められる。

再発防止委員会としては、本件事案を一つの教訓として、区長をはじめとする区役所全体及び選挙に関わる全ての関係者が一丸となって選挙事務の適正な執行に取組むことにより、今後の選挙事務がより一層正確かつ公正に執行され、選挙に対する信頼が着実に回復・維持されていくことを期待するものである。

選挙事務に係る不適正処理の再発防止に関する提言

令和８年２月 25 日

大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会

大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会

委員長　小　島　勇　人

総務省 管理執行アドバイザー

一般社団法人 選挙制度実務研究会 理事長

委　員　佐　藤　郁　美

弁　護　士

委　員　谷　口　尚　子

慶應義塾大学法学部教授

委　員　堀　江　敏　雄

大田区自治会連合会理事

大田区明るい選挙推進協議会委員

（敬称略、委員について５０音順）

目 次

Ⅰ　はじめに ……1

Ⅱ　再発防止委員会の設置及び諮問理由 ……3
　1　再発防止委員会の設置 ……3
　2　諮問理由 ……3

Ⅲ　再発防止のための視点 ……4
　1　選挙事務に対する基本的な認識を共有するという視点 ……4
　2　「人」に過度に依存しない仕組みという視点 ……4
　3　ミスや不整合の発生を前提とした可視化の視点 ……5
　4　数値管理と対応プロセスの実効性を重視する視点 ……5

Ⅳ　再発防止策 ……6
　1　不在者投票者数の二重計上 ……6
　（1）不在者投票者数の二重計上の経緯 ……6
　（2）不在者投票者数の二重計上の背景となった要因 ……7
　（3）不在者投票者数の二重計上の再発防止策 ……8
　2　白票を用いた投票総数の調整 ……9
　（1）本件不適正処理の調査について ……9
　（2）本件不適正処理の経緯 ……10
　（3）白票を用いた投票総数の調整を抑止できなかった要因 ……10
　（4）白票を用いた投票総数の調整の再発防止策 ……11
　3　投票者数の精度向上 ……13
　（1）課題 ……13
　（2）改善策 ……13
　4　その他の再発防止策（横断的課題） ……14
　（1）投開票における数値管理体制の不備（チェック不足） ……15
　（2）役割・権限の不明確さと緊急時対応の未整備 ……16
　（3）職員・従事者の理解・習熟不足 ……18

（４）作業時間不足と業務工程の逼迫 ……19
（５）不十分な人員体制 ……20
（６）その他（業務改善に関する事項） ……22

Ⅴ　おわりに ……24

Ⅰ　はじめに

令和７年７月 20 日執行第 27 回参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）において、不在者投票者数の一部について二重計上が行われていたことにより、開票時に投票者総数と実際の票数との間に不整合が生じ、その差分を架空の白票（無効票）及び不足票として計上し処理していた事実（以下、「本件事案」といい、本件選挙において架空の白票を計上したことを「本件不適正処理」という。）が判明した。

このような不適正な選挙事務は、公職選挙法に抵触するとともに、選挙の公正性及び信頼性に重大な影響を及ぼす問題である。

本件不適正処理を受け、大田区及び大田区選挙管理委員会は、令和７年８月７日に記者会見を行い、本件に係る事実関係を公表するとともに、区民を始めとする関係者に対して謝罪を行った。その後、大田区長を本部長とする大田区選挙事務不適正処理再発防止対策本部を設置の上、全管理職職員を対象とした倫理研修を実施した。併せて、事実関係の解明を目的として関係職員への聴取を行い、本件不適正処理を関与した可能性がある複数の職員について刑事告発を行った。

また、大田区選挙管理委員会は、自律的な再発防止の取組を進めるとともに、あわせて中立的な第三者による審議を行うため、同委員会の付属機関として大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会（以下「再発防止委員会」という。）を設置し、本件選挙に係る事実関係の調査及び再発防止策の提言について諮問した。

再発防止委員会は、選挙管理委員会からの諮問を受け、選挙事務の実施状況、過去の選挙関係書類及び関係職員に対する聴取結果等を確認することにより、事実関係の整理を行った。さらに、問題が生じた背景及び要因を把握するため、投・開票等の選挙事務を担当した職員等を対象に実施したアンケート結果を参照し、選挙管理委員会の体制及び選挙事務を実施するための運用の在り方等に係る課題について検討を行った。その上で、本委員会は、本件不適正処理を個々の職員の過失として見るのではなく、大田区における選挙事務を取り巻く体制や運用の在り方を含めた構造的課題として位置付けた。

以上を踏まえ、本委員会は、本件事案の調査を通じて、選挙事務における正確性の確保や確認、意識の在り方について、区組織として改めて検討すべき課題が

明らかになったと考える。このような認識の下、本委員会は、本報告書に記載するとおり提言する。

Ⅱ　再発防止委員会の設置及び諮問理由

1　再発防止委員会の設置

令和７年大田区議会第３回定例会において、大田区付属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例が可決・成立し、令和７年大田区条例第 69 号として公布、施行され、以下の内容が定められた。

執行機関	付属機関	所管事務	定数	任期
選挙管理委員会	大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会	令和７年７月 20 日執行第 27 回参議院議員通常選挙における不適正な選挙事務執行の事実関係及び原因並びに再発防止のための対策に係る事項の調査審議に関すること。	５人以内	委嘱又は任命の日から答申が完了する日まで

令和７年 10 月２日、大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会運営要綱が施行され、先述の４名が委員を受嘱した。

2　諮問理由

令和７年７月 20 日執行第 27 回参議院議員通常選挙において、不在者投票者数の一部について二重計上が行われていたことにより、開票時に投票者総数と実際の票数との間に不整合が生じ、その差分を架空の白票（無効票）及び不足票として処理していた事実が判明した。

本件事案は、公職選挙法に抵触し、選挙の公正性及び信頼性を大きく揺るがす重大な問題であった。これを受けて大田区選挙管理委員会は、当該選挙において発生した不適正な選挙事務執行の事実関係及び原因を明らかにするとともに、再発防止のための対策について調査審議を行い、提言を得る必要があるとして、再発防止委員会に対し諮問を行うものである。

Ⅲ　再発防止のための視点

再発防止委員会では、本件選挙における事務にとどまらず、過去の事案や今後想定され得る事態も視野に入れて検討を行った。その結果、再発防止は個々の職員のスキル、注意や努力のみに委ねるものではなく、選挙事務を担う区の組織全体としての考え方、体制及び運用の在り方を総合的に見直す必要があるとの認識を共有するに至った。

本委員会では、再発防止策を検討するに当たり、次に掲げる４つの基本的な視点を重視することが適当であると整理した。

１　選挙事務に対する基本的な認識を共有するという視点

選挙事務が地方公共団体に地方自治法上課せられた重要な自治事務又は法定受託事務であり、その適正な執行が民主主義の基盤を支えるものであるとの認識を、組織全体で共有することが重要である。投票の一票一票の総和が国民の民意そのものであり、これを速やかに正確に集計し選挙結果に反映し、国民に周知させることは、公務員に課せられた本来的な責務である。このような基本的な認識を職員一人ひとりが持つことは、選挙事務を自らの職務として認識しながら、これを厳正かつ慎重に行う姿勢の基盤となるとともに、業務上の疑問や矛盾に気付いた際に、ためらうことなく組織的に報告・相談できる職場風土の形成につながるものである。

２　「人」に過度に依存しない仕組みという視点

再発防止を考えるに当たっては、個々の職員の属人的要素（経験や注意力など）に過度に依存した運用には限界があるという前提に立つ必要があると考える。選挙事務は大勢の区職員の協力によって成り立つものだが、職員の経験や関わり方は多様である上、一部職員に重要業務が集中する構造もある。したがって、再発防止策においては、職員の属人的要素や努力のみを前提とするのではなく、誰が担当しても一定の水準で選挙事務が遂行できるような仕組みや制度の在り方を重視する視点が重要である。

3　ミスや不整合の発生を前提とした可視化の視点

ミスや不整合の発生を前提として、それらを早期に把握できる仕組みを備えることが重要であると考える。事前の対策を講じたとしても、すべてのミスや不整合、あるいは不適切な行為を完全に防ぐことは困難であることから、事務手続全体を通じた投票者数等の整合性に着目し、整合性に係る異常の兆候を見逃さずに早期に把握し、これを他の職員に速やかに報告して共有するという視点を、選挙事務全体に組み込むことが再発防止の重要な要素となる。

4　数値管理と対応プロセスの実効性を重視する視点

再発防止を検討するに当たっては、個々の作業や確認行為に着目するだけでなく、投票から開票に至る一連の数値管理のプロセス全体に目を向ける必要がある。そのプロセスが、実際の業務の中で有効に機能しているかという視点を重視すべきである。数値がどの段階でどのように確認され、最終的にどのような判断や対応を経て確定されるのかといった流れを明確にすることができなければ、時間的制約や心理的な負担の下で、数値の不整合が認識された時点における適切な立ち止まりや再確認が行われにくくなるおそれがある。

そのため、再発防止策を検討するに当たっては、数値管理から不整合への対応に至る一連のプロセスが、現実の業務環境において確実に機能させられる実効性を重視すべきである。

Ⅳ　再発防止策

本件選挙において発生した白票の水増しという不適正処理は、不在者投票者数の二重計上という集計上の誤りに起因するものである。

再発防止委員会では、これらの事象について、本件選挙における事実関係に加え、過去の選挙関係記録等の調査結果から本件選挙時点において現に存在していた選挙事務の体制及び運用の状況を踏まえて経緯及び直接的な要因を整理し、再発防止策を示すとともに、数値管理や確認の在り方に加えて、本件不適正処理に間接的に影響を及ぼしたと考えられる要因を洗い出し、これらに係る課題についても検討を行い、その結果を踏まえた改善策等の再発防止策をも示す。

1　不在者投票者数の二重計上

（1）不在者投票者数の二重計上の経緯

不在者投票者数の集計は、期日前投票終了後、速報業務を担う担当者（以下「速報担当」という。）が、投開票日前日の7月19日までの不在者投票者受付数を「期日前・不在者投票システム」から出力し、その数値を投票速報用の資料に反映させていた。

投開票日当日の20日に不在者投票者受付数が確定するため、不在者投票業務を担う担当者（以下「不在者担当」という。）が、20日までの受付数（累計）を同システムから出力し、速報担当に提供した。速報担当は、これらの資料を基に不在者投票者数を整理し、投票者数を確定させていた。

この過程において、本来であれば投開票日当日である20日当日の受付数のみを加算すべきところ、速報担当が「20日までの不在者投票者受付数（累計)」を「20日当日の受付数」と誤認し、「19日までの不在者投票者受付数」に当日受付数及び在外投票者数を加算して計上した結果、19日までの受付数が二重に計上されることとなった。

【不在者投票者数の二重計上の詳細】

●東京都選出

投 票 者 数	本来の計算方法	今回行われた計算方法
投開票日前日（19 日）までの不在者投票者受付数	2,590 人	2,590 人
投開票日当日（20 日）の不在者投票者受付数	279 人	-
投票日当日（20 日）までの不在者投票者受付数	-	2,869 人
在外投票者数	360 人	360 人
合　　計	3,229 人	5,819 人

●比例代表選出

投 票 者 数	本来の計算方法	今回行われた計算方法
投票日前日（19 日）までの不在者投票者受付数	2,588 人	2,588 人
投票日当日（20 日）の不在者投票者受付数	280 人	-
投票日当日（20 日）までの不在者投票者受付数	-	2,868 人
在外投票者数	361 人	361 人
合　　計	3,229 人	5,817 人

（2）不在者投票者数の二重計上の背景となった要因

以上の二重計上という集計上の誤りが発生した背景には、主として次の３つの要因があったと考えられる。

ア　データ文書の分かりにくさと担当者間の情報共有不足

不在者投票者数の集計に用いられたデータ文書においては、記載された日付が集計対象期間を示すものか、出力時点を示すものかを直感的に判別しにくいものとなっていた。

また、不在者担当と速報担当との間で、受け渡す数値が 20 日の受付数か、20 日までの受付数（累計）かについての事前の合意・共有が十分ではなく、データの意味に関する認識のずれが生じていた。

このため、担当者が数値の意味を誤って理解し、二重計上に繋がったと考えられる。

イ　速報業務における時間的制約及び工程の逼迫

投票速報の確定は、当日投票終了後の限られた時間内に行う必要があり、現行の人員体制の下では、作業工程に十分な余裕を確保することが難しい状況にあった。

その結果、数値の整理や確認に要する時間が制約され、誤りの発見や修正を行うための時間的余裕がなかった。

ウ　集計作業におけるチェック体制の実効性不足

不在者投票者数を含む投票者数の集計に当たり、数値を多角的に確認する仕組みが十分に機能していなかった。また、数値の異常や誤認が生じた場合に、それを前提として再確認を行う仕組みが位置付けられていなかったことも、二重計上を発見できなかった一因である。

（3）不在者投票者数の二重計上の再発防止策

前述の要因分析を踏まえ、不在者投票者数の二重計上という本件事案に直接対応する観点から、再発防止策として次の事項について確実な実施を求める。

ア　データの分かりやすさの確保及び工程の整理

不在者投票者数に関するデータや文書については、各日受付数や累計受付数の別、また集計対象期間を直感的に把握できるよう、出力書式や表示方法を見直す必要がある。特に、初めて当該業務に従事する者であっても誤認が生じにくいよう、数値の意味や算出範囲が明確に示された形式とすることが重要である。

あわせて、不在者投票者数の入力・反映に係る工程については、必要最小限の手順に整理し、投票者数確定後の数値のみを扱う運用とすることで、二重計上が生じにくい構造とすることが求められる。

イ　速報業務における体制及び時間設定の見直し

投票速報業務については、作業量及び時間的制約を踏まえ、必要な人員を確保するとともに、業務経験の蓄積が図られる体制とすることが重要である。応援職員の固定化や計画的な配置を通じて、担当者が業務内容を十分に理解した上で対応できる環境を整えるべきである。

また、正確性を確保するために必要な作業時間が確保できるよう、事務量に応じて速報の公表時刻や工程全体の在り方についても検討を行う必要がある。

選挙結果を速やかに公表すべきとの要請を踏まえつつ、そのことが確認行為の形式化や誤りの見逃しを招くことのないよう、正確性の確保を最優先とした時間設定とすることが重要である。

ウ　集計作業におけるチェック体制の実効性向上

不在者投票者数を含む投票者数の集計に当たっては、単なる形式的な確認にとどまらず、数値の意味や前後関係を踏まえた確認が行われるよう、チェック体制を整備することが重要である。具体的には、投票録との対応関係が容易に確認できるよう入力画面や様式を整理するとともに、複数名による確認を前提とした手順を明確に位置付けるべきである。さらに、数値に不整合が生じた場合には立ち止まって再確認を行うことを当然の業務として位置付け、最終的には事務局長等が責任をもって確認する体制を徹底することが求められる。

2　白票を用いた投票総数の調整

（1）本件不適正処理の調査について

本件不適正処理の経緯について、再発防止委員会は、内部調査記録及び関係職員からの聴取内容、過去の選挙関係記録等を基に確認を行った。なお、本件については現在も警察による捜査が継続していることから、本委員会においては、捜査に支障を来さない範囲における事実関係の整理にとどめることとした。

（２） 本件不適正処理の経緯

通常の開票事務においては、有効票及び白票は、検査済みセンターから計数結束班に運搬され、複数の従事者により計数される。100 票束を 5 つ結束できた場合には「500 票用のバーコード付票」が添付され、これに満たない端数票については、票数を記載した「手入力用のバーコード付票」が添付される。その後、有効票は集計班へ、白票は疑問班へそれぞれ運搬される。

疑問班においては、白票及び疑問票（難読票、按分票等）が開票立会人等に回示され、回示後、回示票計数担当により再度計数が行われる。計数後の票束には「手入力用のバーコード付票」を添付し、他の票束と同様に集計班へ運搬され、開票集計システムにより集計される。

本件選挙においては、この回示票計数担当から集計班へ白票及び疑問票が運搬される過程において、選挙管理委員会事務局職員が、白票に添付する手入力用バーコード付票に、選挙区については 2,500 票、比例区については 2,700 票と記載したものを混入させた。

当該票束は、集計班において、他の票束と同様に集計され、その結果、投票総数の調整が行われることとなった。

（３） 白票を用いた投票総数の調整を抑止できなかった要因

本件不適正処理のような白票を用いた投票総数の調整を抑止できなかった要因として、主に次の３点が挙げられる。

ア　投票数を恣意的に変更し得る業務及びシステム構造となっていたこと

開票事務においては、票の計数結束から集計に至る過程において、手入力用バーコード付票の作成・差し替えや、記載票数の変更が可能な運用となっており、これらの行為を未然に防止する仕組みが十分に講じられていなかった。

また、集計班ではバーコード付票を読み取ることにより機械的に集計を行う運用となっていたため、付票に記載された票数と実際の票束の枚数との間に不整合が生じた場合であっても、当該不整合を把握することが困難な状況にあった。

イ　投票から開票までを通じた数値管理及び確認の枠組みが十分に整理されていなかったこと

投票から開票に至る一連の過程において、どの段階でどの数値を確認し、相互に突合すべきかについて、体系的な整理がなされていなかった。

このため、開票作業の過程で数値の異常を早期に発見できず、これが生じた場合においても、組織として立ち止まり、原因を検証するための共通の判断基準や手順が十分に機能しなかった。

また、無効票を含む数値の管理及び記録に関し、記録間で相違がみられる事例が過去の選挙においても確認されており、投票から開票に至る数値管理及び確認の枠組みが十分に体系化されていなかったことも、本件事案の背景要因の一つであったと考えられる。

ウ　異常発生時の報告・判断に関する体制が明確でなかったこと

投票者数と投票数との間に相違が生じた場合など、重大な異常が発生した際の対応について、誰が、誰に、どの時点で報告し、どのような判断を行うのかといった体制が整理されていなかった。その結果、異常を把握しながらも、組織として適切な判断や是正措置に至ることができなかった。

（4）白票を用いた投票総数の調整の再発防止策

前記の要因分析を踏まえ、白票を用いた投票総数の調整を防止するため、次の事項について確実な実施を求める。

ア　投票数集計に係る業務手順及び様式の見直し

投票数の集計において、手入力用バーコード付票の作成・使用が必要となる場合には、その作成及び使用の過程において、複数の者による確認を必須とする業務手順に整備する必要がある。具体的には、手入力用バーコード付票について、事務長又は選挙管理委員会事務局長、若しくは当該工程を担当する班長による確認を経たもののみを使用し、差し替えや恣意的な記載を抑止する仕組みを講じることが重要である。

また、集計班においては、票束とバーコード付票を必ず一体として確認した上で集計を行う運用とし、確認がなされていない付票については集計できない手順とすることで、不適正な投票数の調整が行われにくい業務構造とすることが求められる。

イ　投票から開票までを通じた数値管理及び確認プロセスの整理

投票から開票に至る一連の過程において、どの段階でどの数値を確認し、相互に突合すべきかについて、事務全体として整理・明確化する必要がある。特に、投票者数、投票数及び開票結果といった主要な数値については、それぞれの算出根拠及び確認方法を明確にし、数値の整合性を確認することを事務手続として位置付けることが重要である。

これにより、数値の異常が生じた場合においても、個々の判断に委ねることなく、組織としてその時点で立ち止まり、原因を確認することが可能となる。

ウ　異常発生時における報告・判断体制の整備

投票者数と投票数、又は開票結果との間に相違が生じた場合など、重大な異常が認められた際の対応については、報告先及び判断権限をあらかじめ明確にしておく必要がある。

具体的には、異常を把握した者が速やかに上位者へ報告・相談し、組織として対応方針を判断する流れを明確にするとともに、再計算や再確認を行うことが正当な業務行為として位置付けられる体制を整えることが重要である。

あわせて、こうした対応については文書化や共有を通じて周知し、実際の業務においても迷いなく対応できるようにすることが求められる。

以上、アからウに掲げる取組により、無効票を含む投票数の集計・記録全般についても、記録間の整合性が確保される体制が構築されるもの

と考える。

3　投票者数の精度向上

【基本的認識】

選挙事務、とりわけ開票作業においては、原則として投票者数と投票数は一致するものであり、その不一致は例外的な事態として厳格に捉えられるべきである。投票者数の精度の確保が、選挙結果の正確性及び選挙に対する信頼の維持に不可欠であるとの認識の下、再発防止を図る上で、投票者数の把握及び管理の在り方について重点的に検討を行った。

（1）課題

投票者数の把握及び管理については、投票所における集計方法や、その後の記録・報告の過程において、数値の一貫性及び確認の実効性を十分に確保できていない状況が生じ得るという課題が認められた。

当日投票所においては、投票者数は複数の指標により把握されているものの、投票時間中における集計や指標間の突合が制度として十分に位置付けられておらず、数値の不整合が生じた場合に、その発生時点や原因を早期に把握することが困難な状況にあった。

また、投票録と投票速報の間で投票者数に相違がみられる事例も確認されており、投票者数について、集計段階から記録・報告に至るまでの一連の流れを通じて、数値の整合性を継続的に確認する仕組みが十分に整備されていなかったことが、精度低下の要因となっていたと考えられる。

（2）改善策

投票者数の精度を向上させるためには、投票所における集計段階から、投票録及び投票速報に至るまで、投票者数を一貫して管理・確認する仕組みを整備することが不可欠であると考える。

具体的には、投票時間中において、一定の時間間隔ごとに複数の指標を用いて投票者数を把握し、それらの数値を突合することにより、数値の不整合を早期に把握できる体制を構築する必要がある。これにより、投票所閉鎖後に初めて不整合が判明する事態を防ぎ、原因の特定や適切な対応を行うことが可能となる。

また、投票所で集計された投票者数については、投票録への記載及び投票速報への反映に当たり、同一の数値が一貫して用いられているかを確認する手続を明確に位置付け、記録間の整合性を確保することが重要である。

さらに、これらの集計及び確認作業については、特定の担当者に依存することなく、複数名による確認を前提とした体制とすることにより、記載ミスや転記ミスを防止し、投票者数の精度及び信頼性を恒常的に確保することが求められる。

4　その他の再発防止策（横断的課題）

再発防止委員会は、選挙管理委員会事務局職員による課題の洗い出しや、選挙事務に従事した職員を対象としたアンケート結果等を踏まえ、多角的な検証を行った結果、不適切処理のリスクは、本件選挙における二重計上及び本件不適正処理に限られないと考える。

すなわち、選挙事務の各場面における小さなミスや不十分な確認、業務上の負荷や体制上の制約といった要因が複合的に重なることにより、投票速報や開票事務に限らず、選挙事務全体において不適切な処理が発生するリスクが高まるおそれがある。このため、再発防止委員会は、本件事案を契機として、本件不適正処理に直接結び付いた要因のみならず、選挙事務全般に共通する横断的な課題についても整理し、再発防止の観点から検討を行う必要があると考えた。

以下では、こうした検討の結果として抽出された課題を６つの項目に整理し、先に提案した再発防止策と重なる部分もあるが、それぞれについて現時点で考え得る改善の方向性を示す。

（１）投開票における数値管理体制の不備（チェック不足）

ア　課題

本項では、本件不適正処理に係る事案に限定することなく、投開票事務全体を通じた共通の構造的課題として、数値管理及びチェック体制の在り方について整理する。

選挙事務においては、投票者数、投票用紙交付数、投票数、開票結果等、複数の数値が段階的に発生し、それらが整合していることを前提として事務が進められる。しかし、本件においては、各段階で算出・記録された数値が、どの時点で、誰によって、どのように確認・突合されるのかが必ずしも明確ではなく、数値の不整合が早期に把握されにくい状況にあった。

また、数値の確認についても、個々の担当者や役割に委ねられる部分が大きく、組織として複数の視点から体系的にチェックする仕組みが十分に機能していたとは言い難い。結果として、数値に不整合が生じた場合においても、その原因をその時点で立ち止まって検証し、再調査を行うための実効的なプロセスが確立されていなかった。

これらの状況は、特定の職員の注意不足や判断に起因するものというよりも、投開票事務全体を通じた数値管理及びチェック体制の構築が不十分であったことに起因するものであり、同様の不適正処理が将来においても発生するリスクを内包していると考えられる。

イ　改善策

再発防止委員会は、投開票事務における数値管理について、各段階で発生する数値を個別に確認するだけでなく、投票から開票に至る一連の流れを通じて、体系的に管理・確認する仕組みを整備することが必要であると考える。

具体的には、投票者数、投票用紙の交付数及び投票数、開票結果等の主要な数値について、それぞれの算出根拠や記録方法を明確にするとともに、これらの数値を相互に突合し、整合性を確認する手順を事務として位置付けるべきである。数値の確認が、特定の担当者や役割に依存す

ることのないよう、複数名の担当者による確認を前提とした体制を構築することが重要である。

また、数値に不整合が生じた場合には、当該数値を確定させる前に立ち止まり、原因の確認や再調査を行うことを当然の手続として組織的に担保する必要がある。その際、時間的制約や心理的な負担によって確認が形骸化することのないよう、再確認や再計算を行うことが正当な業務行為であるとの共通認識を醸成することが求められる。

さらに、数値管理及びチェックの手順については、マニュアル化による共有を通じて属人化を防ぐとともに、実際の業務に即した形で運用されているかを継続的に点検することが重要である。これにより、投開票事務全体において、数値の正確性と確認の実効性が恒常的に確保される体制の構築につながると考える。

（2）役割・権限の不明確さと緊急時対応策の未整備

ア　課題

本件事案の背景には、投開票事務において数値等の異常や不整合が生じた場合の対応について、組織内における役割分担や権限の所在が必ずしも明確ではなかったという課題が認められた。

選挙事務は、投票所、開票所、選挙管理委員会事務局など、複数の現場における役割が関与する中で進められるが、不測の事態が生じた場合に、誰が判断し、誰が指示を出し、どの範囲まで対応できるのかといった点が、事前に十分整理・共有されていたとは言い難い状況であった。

その結果、数値の不整合や手続上の疑義が生じた場合であっても、現場において判断をためらったり、事務長等の上位者への報告や相談が遅れたりするなど、組織として迅速かつ的確に対応することが困難となるおそれがあった。また、緊急時の対応手順が明確でないことは、現場の職員に過度な心理的負担を与え、結果として適切な立ち止まりや再確認を妨げる要因となり得る。

これらの点から、本件事案は、個々の担当者の判断の問題にとどまらず、組織及び権限の整理並びに緊急時対応の枠組みが十分に整備されていなかったことに起因する側面を有していると考えられる。

イ　改善策

投開票事務において異常や不整合が生じた場合に、組織として的確に対応するためには、あらかじめ個々の職員の役割分担及び権限の所在を明確にしておくことが不可欠であると考える。

具体的には、通常時及び緊急時それぞれについて、誰が報告を受け、誰が判断し、誰が指示を行うのかといった意思決定の流れを整理し、組織として共有すべきである。特に、数値の不整合や手続上の疑義が生じた場合には、現場のみで判断を抱え込むのではなく、速やかに事務長等の上位者に報告・相談することが当然の行為として位置付けられる体制を整える必要がある。

また、緊急時における対応については、場当たり的な判断に委ねるのではなく、あらかじめ対応フロー※を整理し、どの段階でどのような対応を取るべきかを明確にしておくことが重要である。これにより、時間的制約や心理的なプレッシャーの下においても、組織として冷静かつ適切な対応を行うことが可能となる。

さらに、こうした組織体制や対応フローについては、マニュアル化やその共有にとどまらず、実際の業務を想定した確認を行うなど、現場で機能する形で定着させていくことが重要である。これにより、投開票事務における意思決定及び対応の実効性が高まり、同様の不適正処理の再発防止につながると考える。

※【対応フローの基本的な考え方及び取扱いについて】

対応フローは、数値の不整合が発生した場合における標準的な対応手順を示すものであり、仮に不整合が生じた場合には、各発生事案の個々の状況に応じて、必要な確認を追加又は簡略化するなど、関係職員間で情報を共有し、柔軟な運用を行うことを前提とする。

（3）職員・従事者の理解・習熟不足

ア　課題

本件事案の背景には、選挙事務に従事する職員及び従事者の間において、業務内容や手続に対する理解や習熟の度合いに差が生じていたという課題が認められた。

選挙事務は、平常時には経験する機会が限られている業務である一方、投票日及び開票日には短期間に集中的かつ正確な業務遂行が求められるという特性を有している。そのため、事務の流れや数値の意味、異常が生じた場合の対応への考え方等について十分に理解しないまま業務に当たることは、誤りや判断の迷いを生じさせる要因となり得る。

また、業務に慣れていない職員や一時的に従事する者にとっては、マニュアルや指示内容が必ずしも十分に理解しやすいものとなっておらず、結果として手続の形式的な履行にとどまり、事務の趣旨や目的を踏まえた確認が行われにくい状況があったと考えられる。

これらの点から、本件事案は、個々の担当者の能力の問題というよりも、組織として職員及び従事者の理解度や習熟度を十分に高める仕組みが整っていなかったことに起因する側面を有していると考えられる。

イ　改善策

選挙事務の適正な執行を確保するためには、職員のみならず、選挙事務に従事するすべての関係者、とりわけ選挙の公正性及び信頼性を現場で支える投開票事務従事者が業務の流れや目的を十分に理解し、一定の水準で事務を遂行できるようにすることが重要であると考える。

そのためには、選挙事務に関する知識や手続を個々の職員の経験に委ねるのではなく、組織として体系的に理解を深める仕組みを整える必要がある。特に、扱う数値の意味や確認の重要性、不整合が生じた

場合の基本的な考え方については、すべての関係者が共通の理解を持つことが不可欠である。

また、業務内容や役割に応じて、求められる知識や判断の基準が異なることを踏まえ、それぞれの立場に応じた理解が確保されるよう配慮することも重要である。これにより、業務の一部を形式的に処理するのではなく、選挙事務全体を見渡した上での適切な対応が可能となる。

さらに、こうした取組については、単発的な対応にとどめることなく、選挙事務の実施を通じて継続的に反省改善の振り返りや見直しを行い、習熟度の向上につなげていくことが、再発防止の観点から重要であると考える。

このため、選挙のない時期における投開票事務研修やｅ－ラーニング等を活用した基本フローの共有、職員の研修受講状況の確認を行い、平時から職員及び従事者の選挙事務に対する理解と習熟を図ることが重要である。

（４）作業時間不足と業務工程の逼迫

ア　課題

本件事案の背景には、投開票事務における作業時間の不足や業務工程の逼迫が、事務の正確性や確認の実効性に影響を及ぼしていた可能性があるという課題が認められた。

選挙事務は、法令で定める日程により厳格な時間的制約の下で実施されるものであり、とりわけ投票日及び開票日においては、限られた時間の中で多くの厳格性が求められる作業を同時並行的に進める必要がある。その結果、業務工程に余裕がなくなり、確認や再確認に十分な時間を確保することが困難となる状況が生じやすい。

また、作業が工程どおりに進行しない場合や想定外の事態が発生した場合においても、全体の進行を優先する意識が強まり、数値の不整

合や手続上の疑義が生じたとしても、その時点で立ち止まって再調査や見直しを行うことが心理的・時間的に難しくなるおそれがある。

これらの点から、本件事案は、単に個々の確認が不足していたという問題にとどまらず、業務工程の設計や時間配分が、正確性を最優先とする事務執行を十分に支えるものとなっていなかったという構造的な課題を内包していると考えられる。

イ　改善策

投開票事務の正確性を確保するためには、作業工程全体において、確認や再確認に要する時間をあらかじめ織り込んだ業務設計とすることが重要であると考える。

そのためには、各工程における作業内容や所要時間を整理し、時間的余裕が失われやすい工程や、負荷が集中しやすい局面を把握した上で、業務の流れを見直す視点が求められる。特に、数値の確認や突合、再調査が必要となる場面については、事前に一定の時間を確保することを前提とした工程設計とすることが重要である。

また、業務工程の逼迫が確認行為の形骸化につながらないよう、進行管理においては、単に時間内に作業を終えることを目的とするのではなく、正確性を確保するために必要な確認が行われているかという観点を重視すべきである。

さらに、想定外の事態が生じた場合であっても、業務全体を見直し、迅速性よりも正確性を優先できるように、必要に応じて工程を調整できる柔軟性を備えることが、再発防止の観点から重要であると考える。

（5）不十分な人員体制

ア　課題

本件事案の背景には、投開票事務を担う人員体制が、業務量や業務の複雑性に対して必ずしも十分とはいえない状況にあったという課題が認められた。

選挙事務は、限られた期間・時間に集中的に多くの業務を処理しなければならないこととなる一方、平常時には専従体制を取りにくいという特性を有している。そのため、投票日及び開票日においては、限られた人員で複数の業務を同時に担う状況が生じやすく、個々の職員や従事者に過度な負担がかかっている現状がある。

また、人員に余裕がない場合には、確認や突合といった本来重要な業務であっても、時間的・心理的な制約から簡略化なり形骸化されやすく、結果としてチェック体制の実効性が低下する可能性がある。さらに、欠員や突発的な事態が生じた場合に、それを補完する体制が十分に想定されていないと、事務全体の安定性が損なわれるおそれがある。

これらの点から、本件事案は、単に業務の進め方の問題にとどまらず、投開票事務を支える人員体制が、正確性を最優先とする事務執行を十分に支え得るものとなっていなかったという構造的な課題を内包していると考えられる。

イ　改善策

投開票事務の正確性及び安定性を確保するためには、業務量や業務内容に見合った人員体制を確保することが重要であると考える。

そのためには、投票日及び開票日における業務をあらかじめ整理し、どの工程にどの程度の人員が必要となるのかを把握した上で、確認や突合作業を含めた業務全体を支え得る体制を構築する視点が求められる。特に、数値管理やその再確認を担う業務については、他の作業と兼務させることなく、一定の余力を持って対応できる体制とすることが重要である。

また、特定の職員に業務が集中することを避けるため、役割分担の見直しや、複数の職員が同様の業務を担える体制を整えることも必要

である。これにより、突発的な欠員や業務の増加が生じた場合であっても、事務執行の質を維持しながら対応することが可能となる。

さらに、人員体制の在り方については、選挙ごとに反省改善などの振り返りを行い、業務量や課題の変化に応じて柔軟に見直していくことが、再発防止の観点から重要であると考える。

（６）その他（業務改善に関する事項）

ア　課題

本件事案の背景には、選挙事務全般において、業務の進め方や情報の共有方法等について、効率性や分かりやすさの観点から改善の余地があるという課題も認められた。

選挙事務は、多くの手続や書類、情報を短期間に取り扱う必要がある業務であり、その過程において、作業が煩雑化したり、情報が分散したりすることにより、確認や判断に余分な負荷が生じるおそれがある。こうした状況は、個々の業務におけるミスを直接引き起こすものでなくとも、全体として業務の余裕を失わせ、結果として不適切な処理が発生するリスクを高める要因となり得る。

また、業務の進め方が特定職員の属人的であったり、過去からの慣行が十分に見直されないまま踏襲されていたりする場合には、業務の目的や重要性が共有されにくく、改善の機会が見過ごされる可能性もある。

これらの点から、本件事案は、個別の事務手続の問題にとどまらず、選挙事務全体の正確性と業務効率や情報共有の在り方について、継続的に見直していく必要性を示していると考えられる。

イ　改善策

再発防止を図るに当たっては、選挙事務全体の効率性と分かりやすさを高める視点を持つことが重要であると考える。

そのためには、業務の流れや手続を定期的に点検し、事務の重複や過度な複雑さが生じていないかを確認した上で、必要に応じて見直し

を行うことが求められる。業務を効率化することは、単に作業時間を短縮することを目的とするものではなく、確認や判断に必要な時間と余裕を確保することにつながるという観点から捉える必要がある。

あわせて、過度な負担や責任が特定の職員に集中することにより、選挙事務への従事意欲が損なわれることのないよう、職員一人ひとりが選挙事務の重要性を認識し、主体的に選挙事務に関わろうとするモチベーションを維持・向上できる環境を整備することも重要である。

また、情報の整理や共有の方法についても、関係者が必要な情報に迅速かつ確実にアクセスし共有できるよう工夫することが重要である。これにより、情報の見落としや伝達不足を防ぎ、事務全体の安定性を高めることが期待される。

さらに、こうした取組については、一度限りの対応にとどめるのではなく、選挙の実施を通じて得られた課題や気付き等を踏まえ、継続的に改善を重ねていく姿勢を組織として共有することが、再発防止の観点から重要であると考える。

このため、職員アンケート等を通じて現場の声を継続的に把握し、業務改善に反映していく仕組みを整えることが求められる。

Ⅴ　おわりに

再発防止委員会は、本件選挙において発生した不適正な選挙事務に係る事案について、事実関係の確認及び原因の分析を行うとともに、再発防止の観点から必要な検討を重ねてきた。その過程において、本件事案を特定の職員の過失としてのみ捉えるのではなく、選挙事務を取り巻く体制や運用の在り方を含めた構造的な課題として整理し、再発防止策を提言することが重要であるとの認識を共有した。

選挙事務は、民主主義の根幹を支える極めて重要な行政事務であるとともに、多数の職員及び関係者が関わり合い、各自の職責を的確に果たしながら複雑かつ精緻な手続きを適切に運用していくべき業務であり、これを成し遂げて初めて区民をはじめとする社会全体の信頼が得られるものである。

大田区は、不適正処理により本件選挙において区民の信頼を損ねることとなったが、その一方で、選挙事務全体の在り方を改めて見直し、より確実で信頼性の高い体制を構築する機会を得た。

本報告書において示した提言は、再発防止に向けた取組の終点ではなく、今後の選挙事務の改善に向けた出発点として位置付けられるべきものである。選挙管理委員会及び区の関係部局においては、これらの提言を踏まえ、実効性のある再発防止策を着実に実施するとともに、選挙の都度、その運用状況を検証し、必要に応じた見直しを継続的に行っていくことが求められる。

再発防止委員会としては、本件事案を一つの教訓として、区長をはじめとする区役所全体及び選挙に関わる全ての関係者が一丸となって選挙事務の適正な執行に取組むことにより、今後の選挙事務がより一層正確かつ公正に執行され、選挙に対する信頼が着実に回復・維持されていくことを期待するものである。

選挙事務に係る不適正処理の再発防止に関する提言

【資料編】

１　大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会開催概要

２　投票・開票事務アンケート分析報告書

３　再発防止に係る検討材料

４　諮問書

５　大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会運営要綱

１．大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会開催概要

【第１回委員会 概要】

～不適正事案の事実関係と課題の全体像を共有～

１　日時

令和７年 10 月 31 日（金）午後２時

２　場所

大田区役所　本庁舎 11 階　第５、６委員会室

３　開催概要

令和７年７月執行の参議院議員通常選挙において発生した「不在者投票者数の二重計上」及び「白票を用いた投票総数の調整」に係る不適正事案について、区民の信頼回復を目的として再発防止委員会を設置し、初回の委員会を開催した。

本委員会では、事務局から事案の概要及びこれまでに把握されている事実関係について説明が行われるとともに、再発防止に向けた検討の進め方や視点について共有を行った。

４　委員からの主な意見

・データ形式や日別区分の不明確さが誤認を生んだ。定義・表示の明確化が必要。

・速報処理のスピード重視が誤りの温床。チェック体制・作業優先順位の再検討が必要。

・日次確認や帳票突合が不十分。入力エラーを自動検知する仕組みの導入が望ましい。

・投票者総数確定の精度が低く、開票との連動に課題。職員が全体の業務構造を理解する体制・研修の充実を求めた。

【第２回委員会 概要】

～不適正処理の経緯及び原因の整理～

１　日時

令和７年 11 月 28 日（金）午後２時

２　場所

大田区役所　本庁舎 11 階　第５、６委員会室

３　開催概要

第２回委員会では、第１回で整理した不在者投票者数の二重計上及び白票水増し事案を踏まえ、当時の業務体制や研修状況、投票から開票に至る時間的制約、従事職員アンケート結果、並びに事務局が提示した改善策（案）について説明を受け、事案の背景にある構造的要因と、選挙事務全体に内在する課題について議論を行った。

事務局からは、人員配置や業務分担の実態、研修の実施状況、投票終了後の作業工程、従事職員の負担感や意識に関するアンケート結果等について説明が行われた。また、二重計上防止や時間別投票者数集計等を含む改善策の検討材料が示された。

４　委員からの主な意見

・業務や責任が特定の職員に集中しやすく、心理的負担や判断の偏りを招きやすい状況にあるとの指摘があった。業務フローや情報共有の整理を進め、属人化を防ぐ必要性が示された。
・個別作業ごとの研修は行われているものの、投開票事務全体の流れや各工程の位置付けを体系的に理解する機会が不足しているとの意見があった。実務を想定した訓練の充実が必要とされた。
・速報時刻を強く意識した運用や短時間での確定作業が、正確性の確保を難しくしているとの指摘があった。正確性を優先した時間設定や運用の見直しを検討すべきとの意見が示された。
・再発防止策については、誤りが生じ得ることを前提に、複数名による確認体制、研修の充実、職員の意識付けを組み合わせ、現場実態に即した形で検討を進める必要があるとの指摘があった。

【第３回委員会 概要】

～再発防止策の具体化に向けた検討～

１　日時

令和７年 12 月 17 日（水）午前 10 時

２　場所

大田区役所本庁舎　５階特別会議室

※大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会運営要綱第４条第４項の規定により非公開

３　開催概要

第３回委員会では、第２回委員会で整理された課題及び改善の方向性を踏まえ、投票録及び開票録の照合作業の結果、白票を用いた投票総数の調整が可能であった構造的課題、これらを踏まえた再発防止策の具体化について検討を行った。

事務局からは、保存期間内の選挙資料を対象とした記録の照合作業の結果、一部の選挙において記録間に相違が確認された事例があることが報告され、当該事実は再発防止策を検討する上での前提として委員会内で共有された。また、白票による投票総数調整が可能であった背景として、開票事務フロー上の確認手続や責任の所在が十分に整理されていなかった点、ならびに開票終盤における時間的・心理的負荷が判断に影響し得る構造となっていた点について説明が行われた。あわせて、バーコード付票の取扱い方法の見直しや、齟齬発生時の対応フローの整備等を盛り込んだ再発防止策案が提示された。

４　委員からの主な意見

・投票録及び開票録等の照合作業により確認された記録間の相違については、投票者数や無効票数等に係るものであり、当落に影響するものではないが、再発防止の観点から要因として整理すべきとの意見があった。一方で、詳細な事実認定や責任の確定は捜査機関に委ねるべきとの認識が共有された。

・白票を用いた調整が可能であった点について、チェック体制や手続が十分に体系化されていなかったことが背景にあり、複数確認や責任者の明確化など「機会を与えない構造」への転換が重要であるとの意見があった。

・齟齬発生時の対応フローについては、実務的で評価できるとの意見がある一方、判断主体や報告のタイミングをより分かりやすく整理する必要があるとの指摘があった。正確性を最優先し、原因が特定できない場合であっても事実を説明する姿勢が重要であるとの認識が示された。

・再発防止には、技術的な対策に加え、選挙事務の意義や正確性を最優先とする意識を、幹部職員を含めて徹底するとともに、ノウハウの蓄積・継承を図る継続的な人材育成が不可欠であるとの意見があった。

【第４回委員会 概要】

～提言（案）及び資料編の確認～

１　日時

令和８年１月 15 日（木）午前９時 30 分

２　場所

大田区民ホールアプリコ　地下１階　小展示ホール

３　開催概要

第４回委員会では、これまで開催された委員会での議論及び各委員会から出された意見等に基づき、事務局において体系的に整理して再発防止の視点及び再発防止策から成る提言（案）にまとめ、説明を行った。

各委員からは提言（案）に対する意見が出され、次回の委員会に向けてさらに提言（案）をブラッシュアップしていくこととした。

あわせて、令和７年７月 20 日執行参議院議員通常選挙に係る職員アンケートの結果について説明を行い、職員は一定の意識を持って選挙事務に従事している状況が確認された一方、業務の難易度に関して担当する業務の内容によって感じ方に相違があることが判明した。

４　委員からの主な意見

・提言（案）全般について、複数の委員から、提言（案）は網羅的、包括的な内容となっているとの意見が出され、本件事案を個々の職員の過失として捉えるのではなく、選挙事務を取り巻く体制や運用の在り方を含めた構造的な課題として位置づけたことは重要との意見があった。

・トップの意識というのは非常に重要であるとともに、職員のモチベーションにも反映される。選挙事務は災害対応とともにすべての職員が担う基本的な職務であり、職員一人ひとりが大田区の民主主義を担っているという基本的な意識を高めるとともに、自ら手を挙げて選挙事務に従事するような組織風土を醸成してもらいたい。

・齟齬発生時に備えて作成した対応フローは、確認の流れが具体的に整理されており、画期的であるとの意見があった。一方、対応フローは一つの参考例であり、対応フローの確認手順を基本として、齟齬等の発生状況に応じて確認手順を加除するなど、フレキシビリティに運用していくことも必要ではないかとの意見があった。

・研修に関して、平時から若手職員に対する投票事務の研修や、ｅ－ラーニングを活用して職場でも職員が研修を受講できる環境を整えることも必要と考える。

2. 令和7年7月20日執行参議院議員選挙に係る従事者アンケート

（1） 投票事務従事者アンケート結果まとめ

アンケート実施期間　令和7年10月27日(月)～11月 7 日(金)

アンケート対象者　462 人　　回答者　373 人　　回答率　80.7%

(2)開票事務従事者アンケート結果まとめ

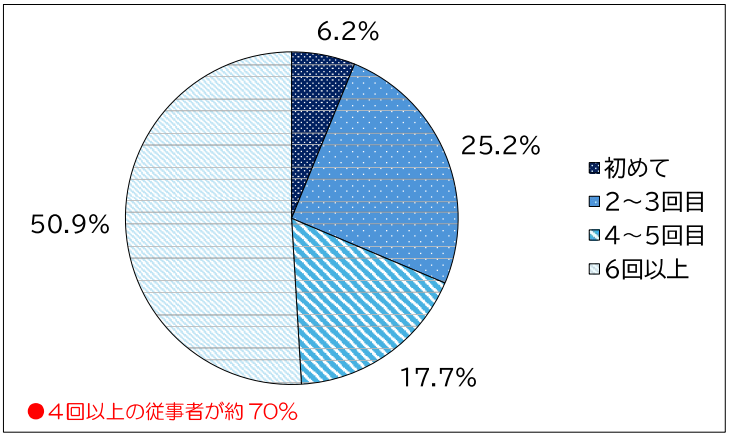
アンケート実施期間　令和7年10月27日(月)～11月 7 日(金)

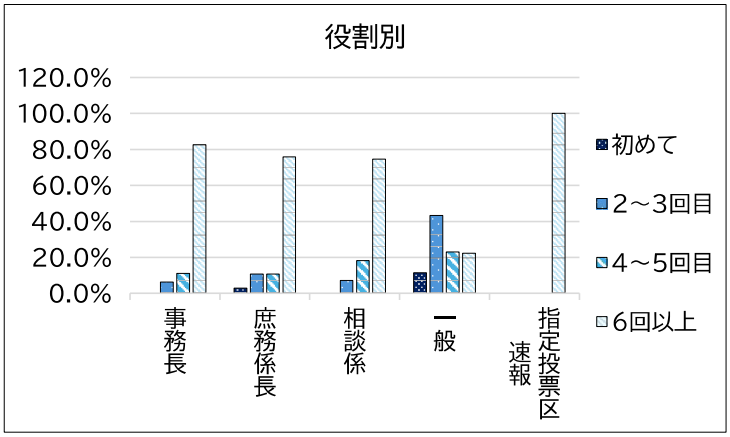
アンケート対象者　311 人　　回答者　243 人　　回答率　78.1%

(3)投票事務・開票事務アンケート結果分析

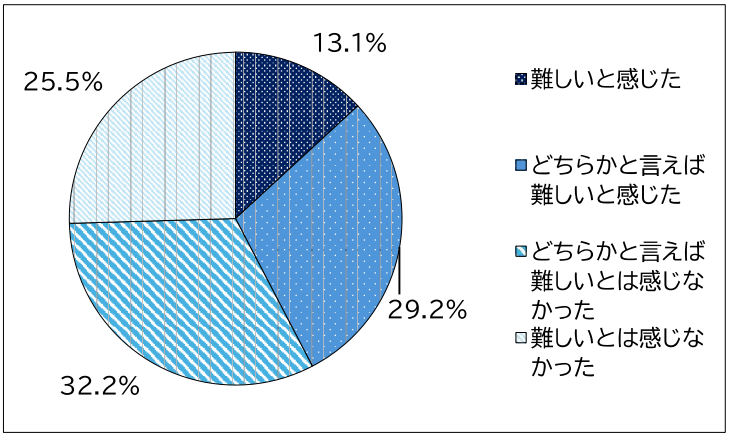
（１）投票事務従事者アンケート結果まとめ

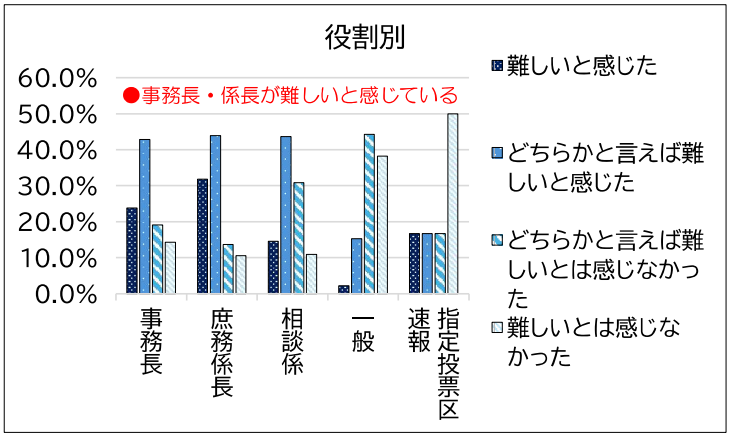
Ｑ１：投票事務の経験回数を選択してください。



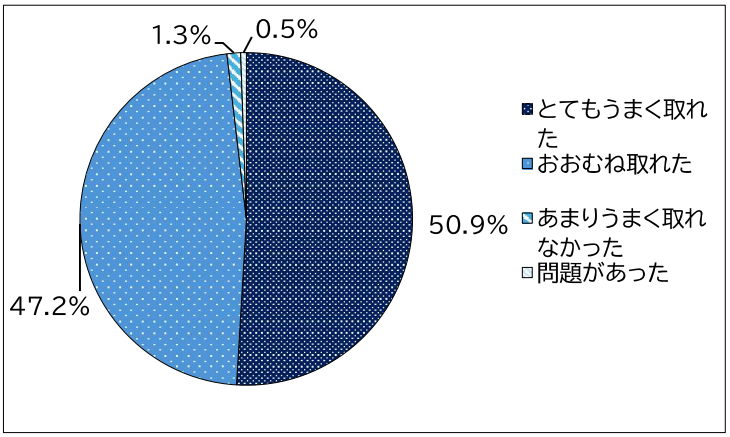


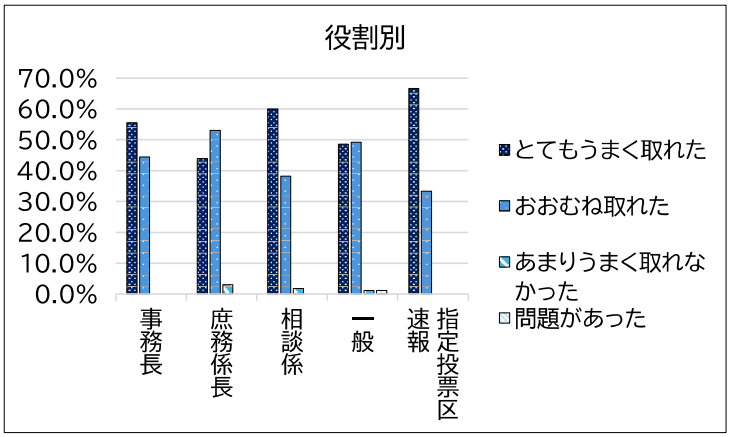
Ｑ２：担当した業務は知識や経験がなければ難しいと感じましたか？



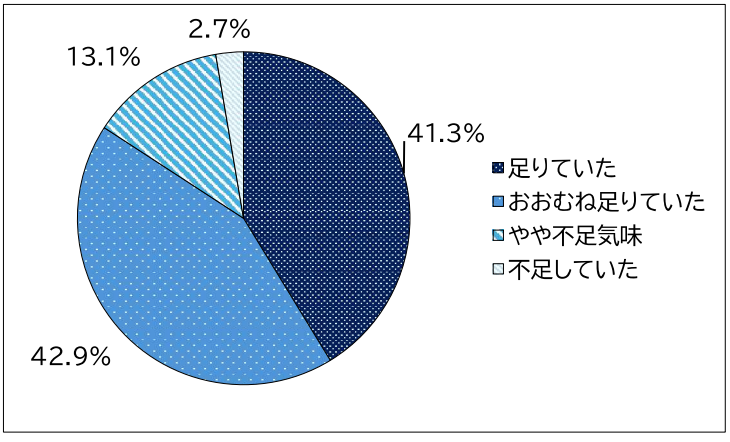


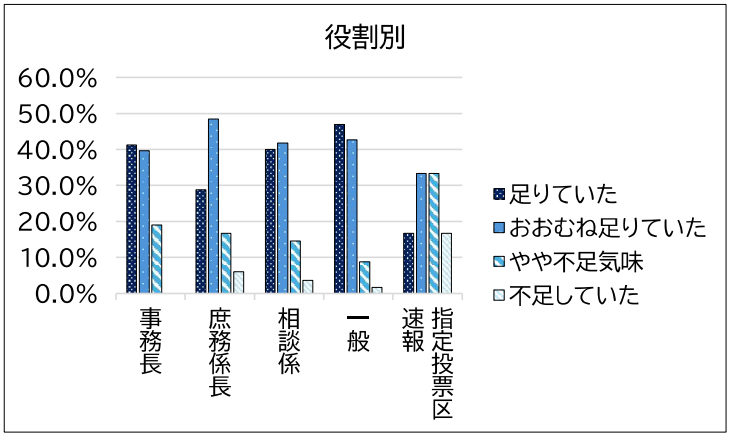
Ｑ３：投票所（「指定投票区・速報」の方は作業場所）内でのコミュニケーションはうまく取れていましたか？



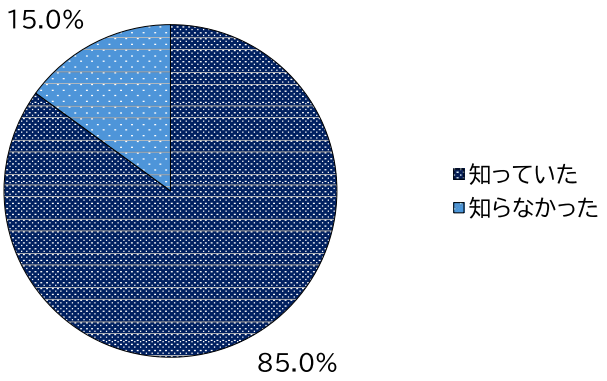


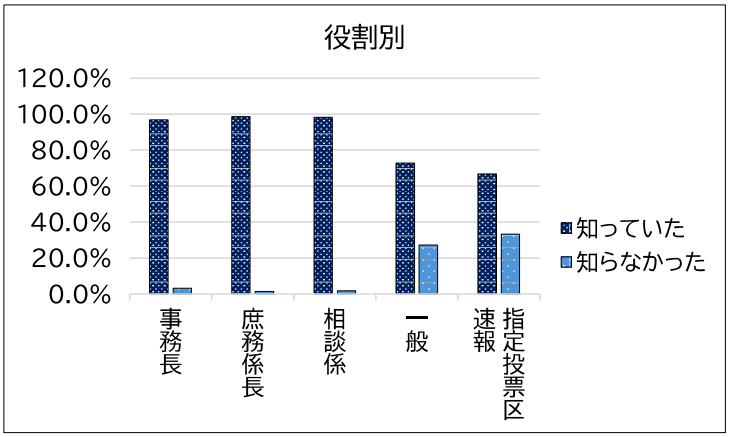
Ｑ４：投票所（「指定投票区・速報」の方は作業場所）に従事する人員は足りていましたか？





Q５：トラブルが発生した際の相談先・連絡先は把握していましたか？





Q６：「相談先・連絡先」について、詳細を記入してください。（まとめ）

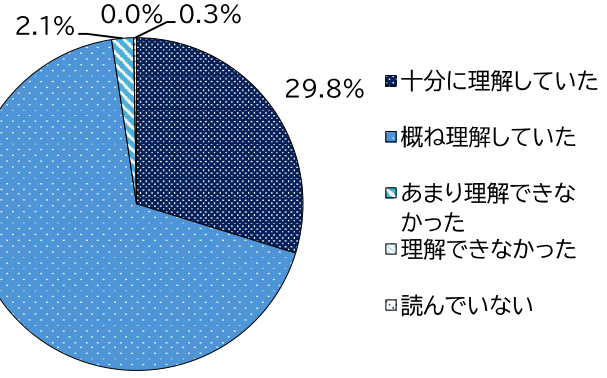
① 事務提要･電話番号一覧を見て、該当先に連絡する
事務提要の裏面の問い合わせ一覧を確認し、該当する連絡先に連絡する。

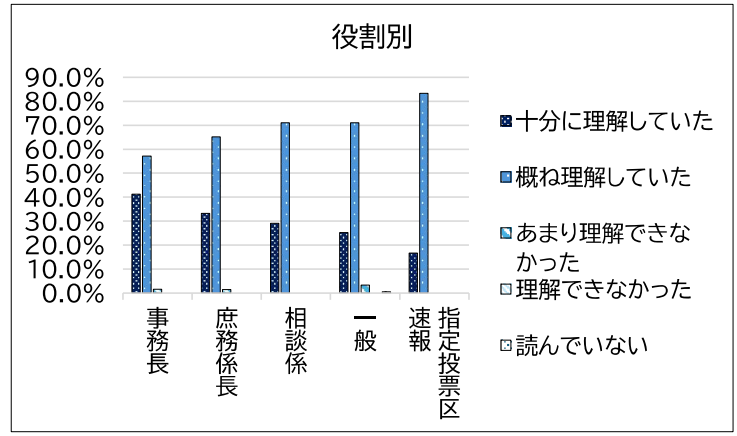
② まずは三役に相談し、その上で選管本部へエスカレーション
何かあれば事務長･庶務係長･相談係の三役に相談し、必要に応じて選管本部へ連絡する。

③ 名簿対照端末など機器トラブルは相談係経由で選管へ
名簿対照端末の不具合が発生した場合は相談係に引き継ぎ、マニュアルで対応できなければ選管本部に連絡する。

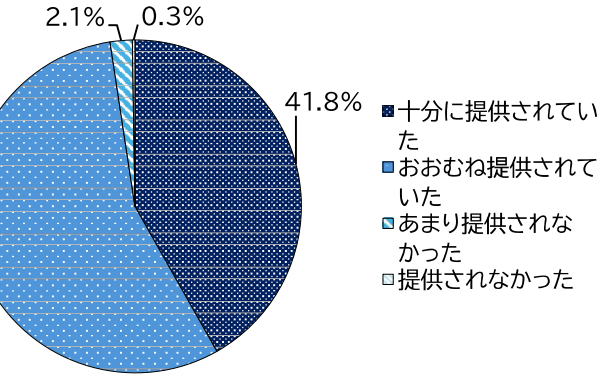
④ 投票資格･住所等の疑義は選管＋戸籍住民課へ確認
投票資格の有無や転入･転出日の確認が必要な場合は、選管本部および戸籍住民課へ問い合わせ、対応する。

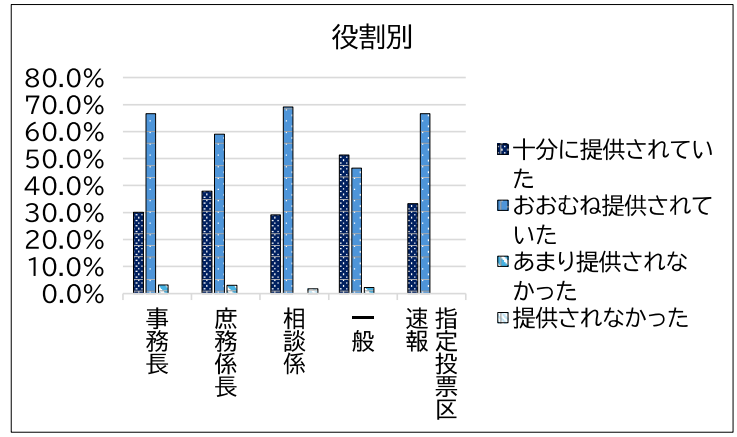
Q７：投票事務提要（「指定投票区・速報」の方は業務内容について）はよく理解できていましたか？



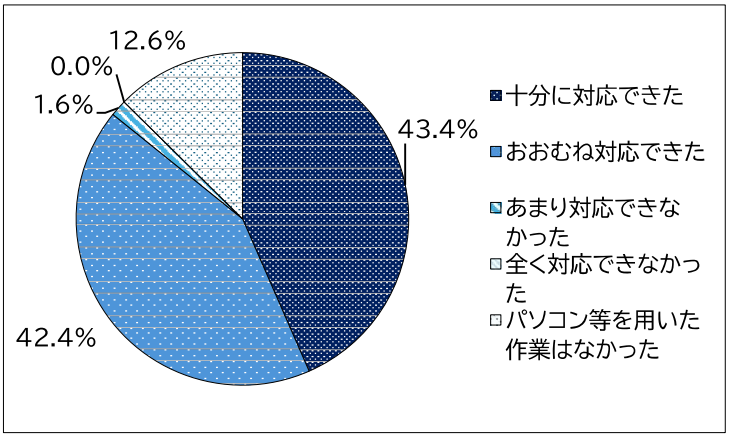


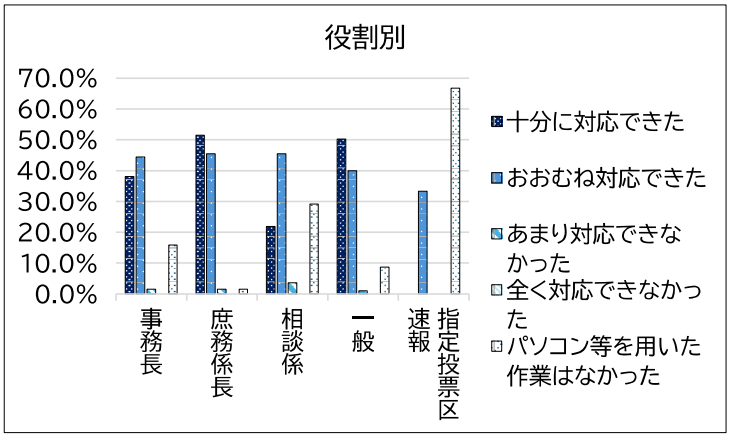
Q８：選挙管理委員会事務局から事務執行に必要な資料・情報は、的確に提供されていましたか？



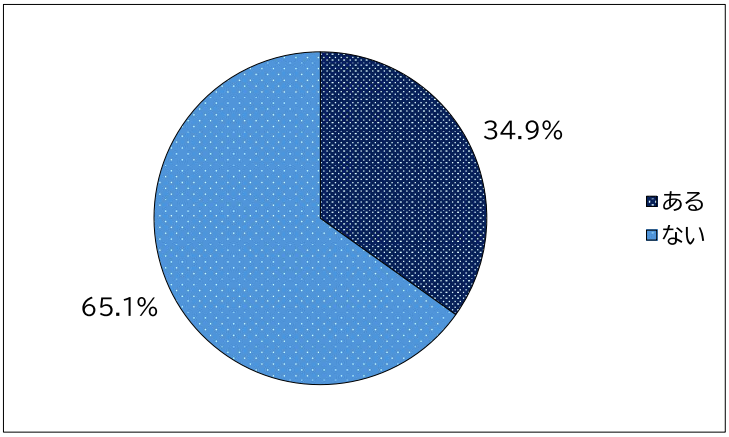


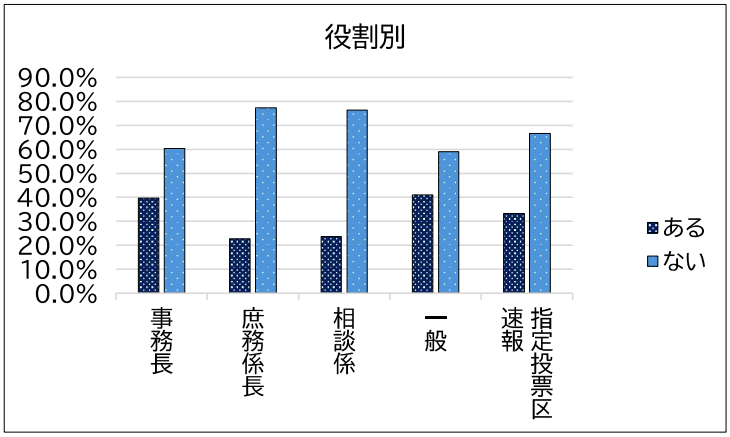
Q９：パソコンやスマートフォンを用いた作業（入力操作や集計等）に対応できましたか？



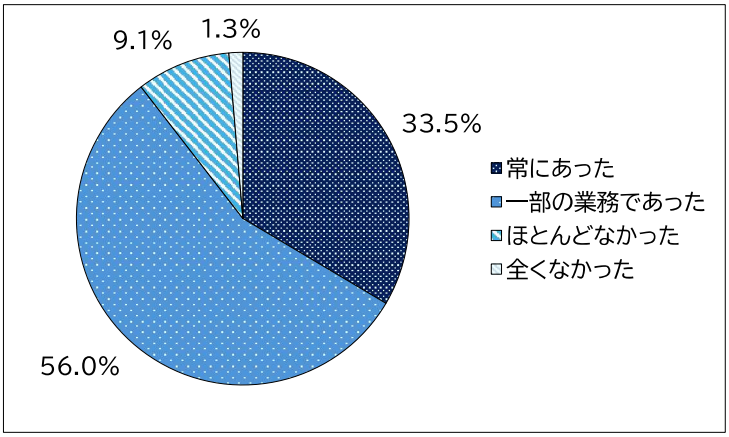


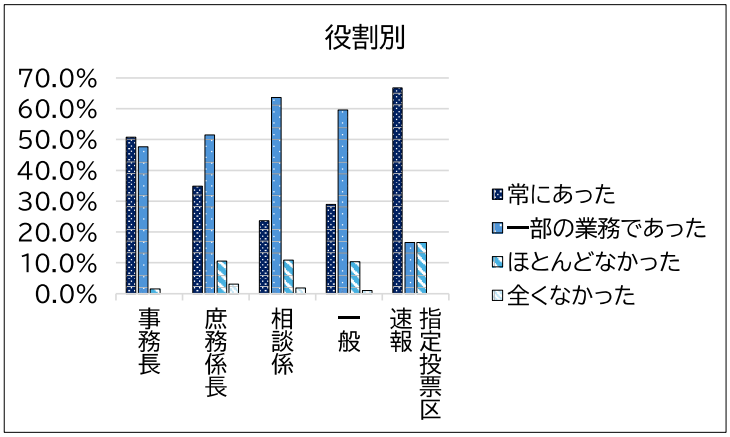
Q10：これまでデータ・リテラシーに関する研修（区のＯＡ研修含む）を受講したことはありますか？





Q11：担当した業務は、複数人での確認（ダブルチェック）を行う仕組みがありましたか？

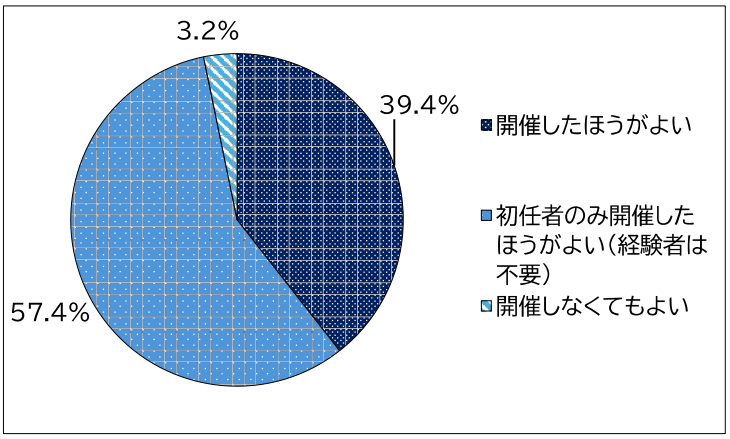


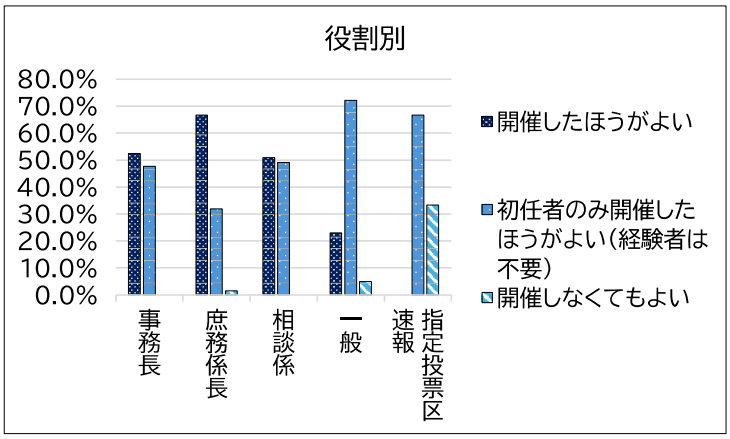


Q12：複数人での確認（ダブルチェック）が必要に感じた業務をご記入ください。（まとめ）

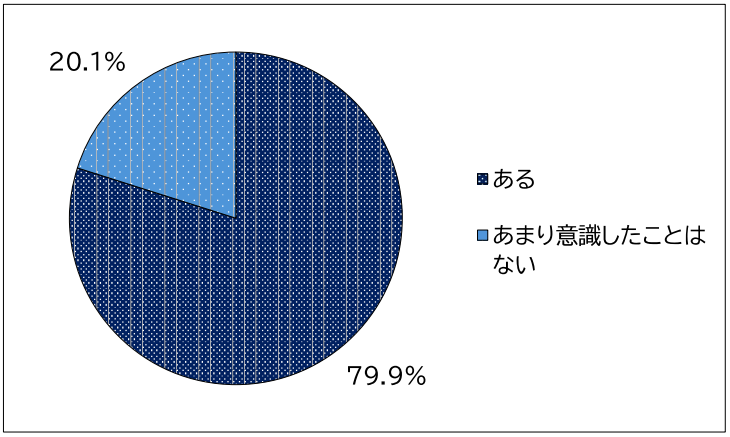
① 投票用紙セット・掲示物・投票箱のダブルチェック
投票用紙が正しくセットされているか、掲示物（特に氏名等掲示）が正しく貼り付けされているかは最重要項目として毎回ダブルチェックをしています。朝はバタバタしている中でのチェックとなるため、三役や用紙交付担当者はもちろん、その他の従事者にも重要性を伝えています。
② 名簿対照・用紙交付・残票の数字突合
名簿対照と用紙交付のカウンター数を各担当が声を掛け合い、毎時に合わせるようにしました。合わない時はさらに人数を投入して確認し、数え間違いなどをその場で修正できました。
③ 終了後の最終集計・投票録・送致物
投票者総数を確定する作業は庶務係長任せにせず、事務長が読み合わせ等により複数で絶対やるべきです。開票所送致物品についても、事務提要のチェックリストを用いて複数人で確認する必要があると感じました。
④ イレギュラー案件（警告メッセージ・投票資格など）の複数確認
名簿対照で警告メッセージが出た際の投票可否は、複数人で事務提要を確認する必要があります。転入日や転出日を確認したうえで、それでも判断できない場合は、複数人で検討したうえで選挙管理委員会事務局へ相談するべきだと思います。

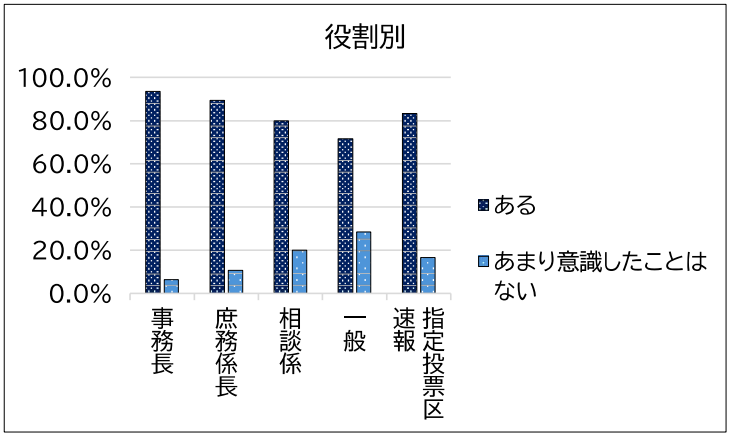
Q13：担当した業務の説明会を開催したほうがよいと思いましたか？





Q14：投票事務は、有権者の貴重な一票を投票箱に受けとめ、開票につなげる重要な事務ですが、これを正確かつ適正に執行するために区職員として意識している「考え」や「行動」はありますか。





Q15：意識している「考え」や「行動」をご記入ください。（抜粋）

① 「違和感があれば止まって確認。独断で判断しない」（多数）
対応に困った場合は推測の判断をせず事務局に確認をし、適正な処理を行う。
相談できる体制づくり。
② 「パソコンでの受付数・交付数での定期的な突合」（多数）
投票数に差異が無いよう、適宜係内外でダブルチェック。
最後の集計でダブルチェックを怠らない。
③ 「動線の一方通行化、投票箱前に職員配置し、すり抜け・逆走防止」（事務長・庶務係長）
事務長と庶務係長を中心に巡視等により確認。
④ 「中立な言動・政党名を口にしない、不正と誤解されない行動」（全役割）
丁寧な説明。

Q16：投票事務において、改善すべき点についてご記入ください。（抜粋）

① 庶務係長の業務量と体制・人員の問題
「庶務係長の事務分担の役割が異常に多すぎます。（中略）飲食準備から数値報告等々、その他の細かい事務が多いです。…この機会に抜本的にやり方を変えてもいいのではと思います。」
（※庶務係長の負担過大／弁当・飲料手配・シフト作成・施設調整などが集中し、なり手不足やミスの温床になっているという声が多数）
② 長時間従事・環境（熱中症等）と投票時間・開票の見直し
「投票事務は長丁場での勤務となり、疲労が蓄積される中でミスが許されない状況で従事を行っている。（中略）当日の投票可能時間を短くすることや、即日開票を見直すことなど、業務量に見合った体制への改善が必要だと思います。」
（※拘束時間の長さ、夏場の無冷房会場などが集中力低下・ミスの要因との指摘が多数）
③ 事務提要・研修・重要ポイントの“見える化”
「事務提要は文字量が多く、重要な箇所の強弱が分かりづらい。絶対に間違えてはいけないポイントを分かりやすく示したチェックリストやフローチャート、ロールプレイング研修などで、従事者全員に共通認識を持たせる必要があると思います。」
（※「読む気がしない」「毎回同じで読み飛ばす」「重要度のメリハリがない」といった声が多数）
④ 従事者の質・意識と配置の不公平（職員・派遣・アルバイト）
「派遣やアルバイトのスキルに大きな差があり、任せられる業務が限られることが多い。（中略）一方で、職員だけに頼るのも限界があり、人選や研修方法、謝礼水準を含めて、持続可能な従事体制を検討すべきだと思います。」

Q17：最後に、選挙事務に関連して特に伝えたいことがあればご記入ください。（抜粋）

① 選管事務局への「感謝」と「心配」
準備や事務提要の改善、問い合わせ対応などへの感謝・ねぎらいの声が多数。
一方で、人員・体制・長時間残業など、事務局の負担を心配する声も多い。
② 三役・従事者の負担と「なり手不足」
朝早くから夜遅くまでの長時間従事、翌日の通常業務で心身ともに疲弊。
特に庶務係長の負担が重く、「次回は辞退したい」「三役はやりたくない」という声。
このままだと、従事希望者がさらに減るのではないかという強い危機感。
③ 不適正処理への説明不足・組織不信
何が起きたのか職員向け説明がなく、メディアでしか状況を把握できないことへの不満。
誰がどう判断し、なぜ数合わせをしたのかなど、事実と責任の説明を求める声。
④ ミス・不正を防ぐための仕組み・教育
「数のごまかし」が違法であることを含め、公選法上 NG 行為の教育を求める声。
ケーススタディ・動画・実務演習・チェックリストの充実など、実践的な研修を希望。
「ごまかそうと思えばごまかせる」状況を前提に、複数確認や機器導入などの仕組みで防ぎたいという意見。
⑤ 責任体制・統制ラインの不明確さ
従事職員の立場や投票所内の責任者は誰になるかなど、責任の所在を明確にしてほしいという要望。
小さなミスを安心して報告できる風通しと、早期エスカレーションの仕組みが必要との指摘。
⑥ 運営方法・制度・DX の見直し要望
期日前投票の拡大を踏まえた当日投票時間短縮、前半・後半の交代制、翌日開票の検討など。
電子投票・オンライン投票、スマホ等での集計、エラーが出るシステムなど、DX による省力化・ミス防止への期待。
投票所のバリアフリー、会場ごとの負担格差、派遣職員のスキルなど、現場条件の見直しも要望。
⑦ 区民対応・ハラスメント・情報発信
SNS の影響もあり、現場職員へのクレームが増えている実感。
現場を守るための QA・マニュアル整備やコールセンター設置などを求める声。
「投票所で不正はなく、投票用紙は確実に運ばれている」ことを区として丁寧に発信してほしいという要望。
⑧ 人材育成・評価・配置の課題
選挙事務を職員育成の場と捉え、経験を人事評価に反映してほしいとの意見。
同じ投票所・同じメンバーでの従事はやりやすい一方、慣れあい・固定化への懸念もあり、適度なローテーションを求める声。
専門部隊の必要性、若手・全職員への教育強化など、組織的な育成策が必要との認識。

Q1:投票事務の経験回数を選択してください。

	全体	事務長	庶務係長	相談係	一般	指定投票区速報
初めて	6.2%	0.0%	3.0%	0.0%	11.5%	0.0%
2～3回目	25.2%	6.3%	10.6%	7.3%	43.2%	0.0%
4～5回目	17.7%	11.1%	10.6%	18.2%	23.0%	0.0%
6回以上	50.9%	82.5%	75.8%	74.5%	22.4%	100.0%

Q2:担当した業務は知識や経験がなければ難しいと感じましたか？

	全体	事務長	庶務係長	相談係	一般	指定投票区速報
難しいと感じた	13.1%	23.8%	31.8%	14.5%	2.2%	16.7%
どちらかと言えば難しいと感じた	29.2%	42.9%	43.9%	43.6%	15.3%	16.7%
どちらかと言えば難しいとは感じなかった	32.2%	19.0%	13.6%	30.9%	44.3%	16.7%
難しいとは感じなかった	25.5%	14.3%	10.6%	10.9%	38.3%	50.0%

Q3:投票所(「指定投票区・速報」の方は作業場所)内でのコミュニケーションはうまく取れていましたか？

	全体	事務長	庶務係長	相談係	一般	指定投票区速報
とてもうまく取れた	50.9%	55.6%	43.9%	60.0%	48.6%	66.7%
おおむね取れた	47.2%	44.4%	53.0%	38.2%	49.2%	33.3%
あまりうまく取れなかった	1.3%	0.0%	3.0%	1.8%	1.1%	0.0%
問題があった	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%

Q4:投票所(「指定投票区・速報」の方は作業場所)に従事する人員は足りていましたか？

	全体	事務長	庶務係長	相談係	一般	指定投票区速報
足りていた	41.3%	41.3%	28.8%	40.0%	47.0%	16.7%
おおむね足りていた	42.9%	39.7%	48.5%	41.8%	42.6%	33.3%
やや不足気味	13.1%	19.0%	16.7%	14.5%	8.7%	33.3%
不足していた	2.7%	0.0%	6.1%	3.6%	1.6%	16.7%

Q5:トラブルが発生した際の相談先・連絡先は把握していましたか？

	全体	事務長	庶務係長	相談係	一般	指定投票区速報
知っていた	85.0%	96.8%	98.5%	98.2%	72.7%	66.7%
知らなかった	15.0%	3.2%	1.5%	1.8%	27.3%	33.3%

Q6:「相談先・連絡先」について、詳細を記入してください。

Q7:投票事務提要(「指定投票区・速報」の方は業務内容について)はよく理解できていましたか？

	全体	事務長	庶務係長	相談係	一般	指定投票区速報
十分に理解していた	29.8%	41.3%	33.3%	29.1%	25.1%	16.7%
概ね理解していた	67.8%	57.1%	65.2%	70.9%	71.0%	83.3%
あまり理解できなかった	2.1%	1.6%	1.5%	0.0%	3.3%	0.0%
理解できなかった	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
読んでいない	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%

Q8：選挙管理委員会事務局から事務執行に必要な資料・情報は、的確に提供されていましたか？

	全体	事務長	庶務係長	相談係	一般	指定投票区速報
十分に提供されていた	41.8%	30.2%	37.9%	29.1%	51.4%	33.3%
おおむね提供されていた	55.8%	66.7%	59.1%	69.1%	46.4%	66.7%
あまり提供されなかった	2.1%	3.2%	3.0%	0.0%	2.2%	0.0%
提供されなかった	0.3%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%

Q9：パソコンやスマートフォンを用いた作業（入力操作や集計等）に対応できましたか？

	全体	事務長	庶務係長	相談係	一般	指定投票区速報
十分に対応できた	43.4%	38.1%	51.5%	21.8%	50.3%	0.0%
おおむね対応できた	42.4%	44.4%	45.5%	45.5%	39.9%	33.3%
あまり対応できなかった	1.6%	1.6%	1.5%	3.6%	1.1%	0.0%
全く対応できなかった	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
パソコン等を用いた作業はなかった	12.6%	15.9%	1.5%	29.1%	8.7%	66.7%

Q10：これまでデータ・リテラシーに関する研修（区のOA研修含む）を受講したことはありますか？

	全体	事務長	庶務係長	相談係	一般	指定投票区速報
ある	34.9%	39.7%	22.7%	23.6%	41.0%	33.3%
ない	65.1%	60.3%	77.3%	76.4%	59.0%	66.7%

Q11：担当した業務は、複数人での確認（ダブルチェック）を行う仕組みがありましたか？

	全体	事務長	庶務係長	相談係	一般	指定投票区速報
常にあった	33.5%	50.8%	34.8%	23.6%	29.0%	66.7%
一部の業務であった	56.0%	47.6%	51.5%	63.6%	59.6%	16.7%
ほとんどなかった	9.1%	1.6%	10.6%	10.9%	10.4%	16.7%
全くなかった	1.3%	0.0%	3.0%	1.8%	1.1%	0.0%

Q12：複数人での確認（ダブルチェック）が必要に感じた業務をご記入ください。（自由記入）

Q13：担当した業務の説明会を開催したほうがよいと思いましたか？

	全体	事務長	庶務係長	相談係	一般	指定投票区速報
開催したほうがよい	39.4%	52.4%	66.7%	50.9%	23.0%	0.0%
初任者のみ開催したほうがよい（経験者は不要）	57.4%	47.6%	31.8%	49.1%	72.1%	66.7%
開催しなくてもよい	3.2%	0.0%	1.5%	0.0%	4.9%	33.3%

Q14：投票事務は、有権者の貴重な一票を投票箱に受けとめ、開票につなげる重要な事務ですが、これを正確かつ適正に執行するために区職員として意識している「考え」や「行動」はありますか。

	全体	事務長	庶務係長	相談係	一般	指定投票区速報
ある	79.9%	93.7%	89.4%	80.0%	71.6%	83.3%
あまり意識したことはない	20.1%	6.3%	10.6%	20.0%	28.4%	16.7%

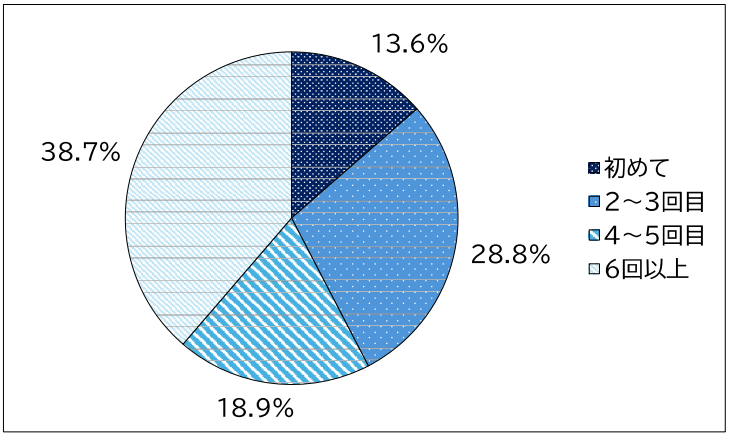
Q15：意識している「考え」や「行動」をご記入ください。

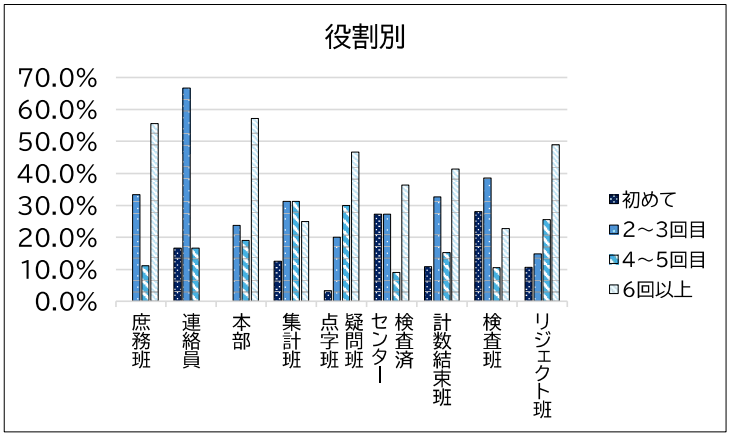
Q16：投票事務において、改善すべき点についてご記入ください。（自由記入）

Q17：最後に、選挙事務に関連して特に伝えたいことがあればご記入ください。（自由記入）

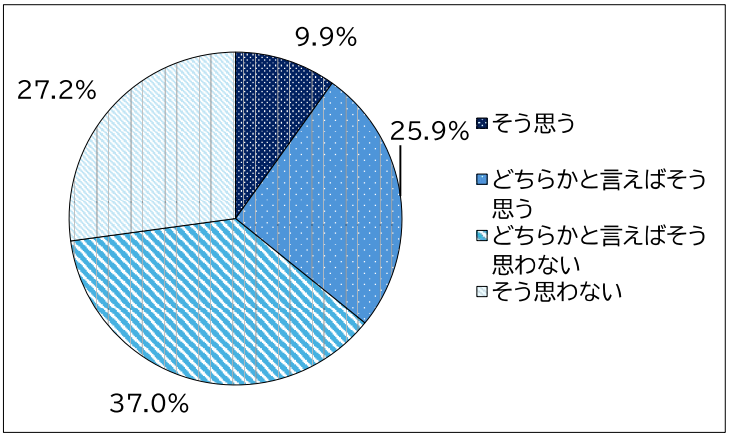
（2）開票事務従事者アンケート結果まとめ

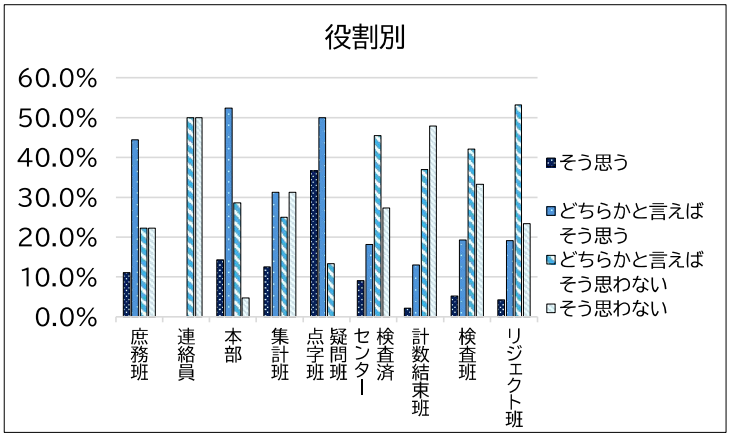
Q１：開票事務の経験回数を選択してください。



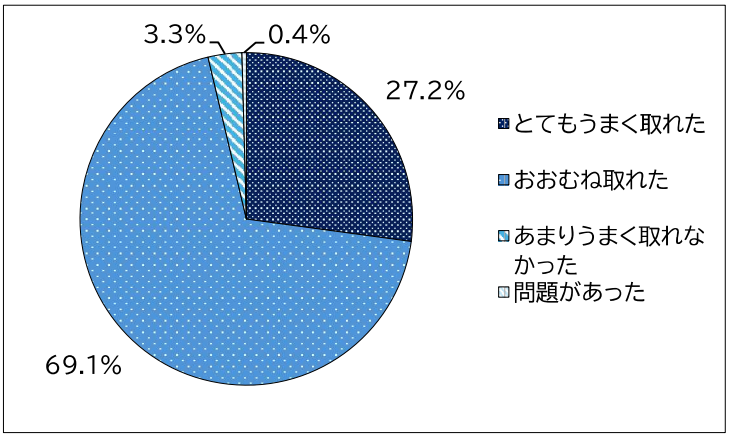


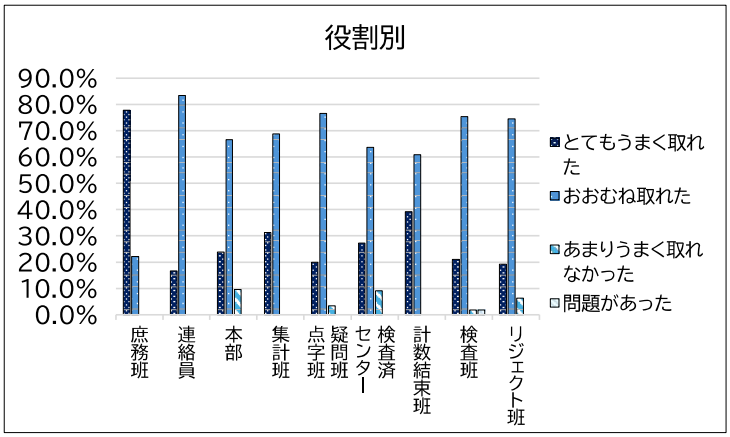
Q２：担当した業務は知識や経験がなければ難しいと感じましたか？



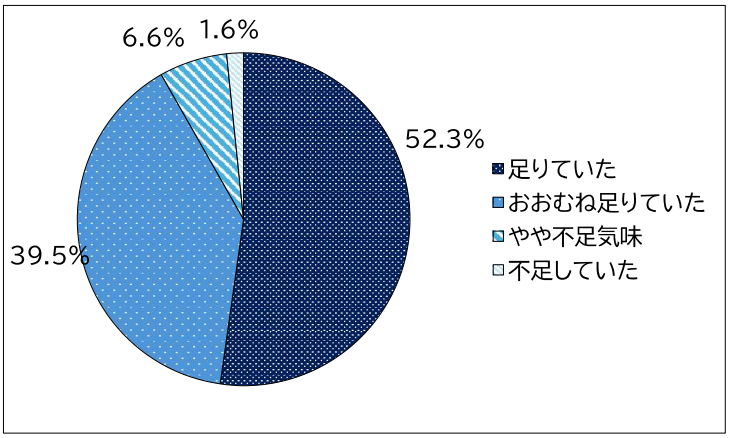


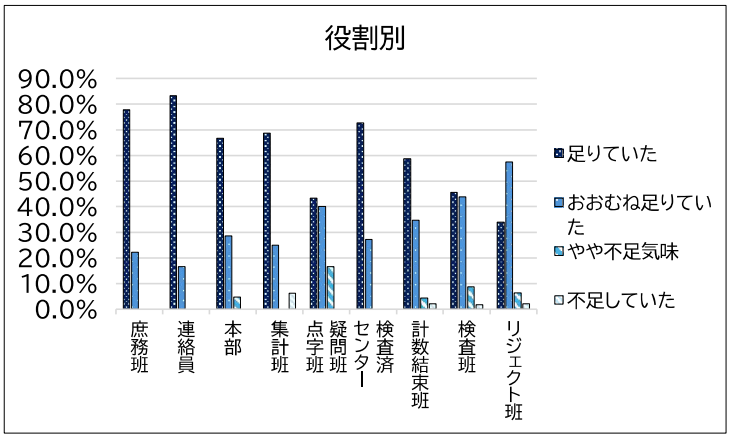
Q３：班内でのコミュニケーションはうまく取れていましたか？



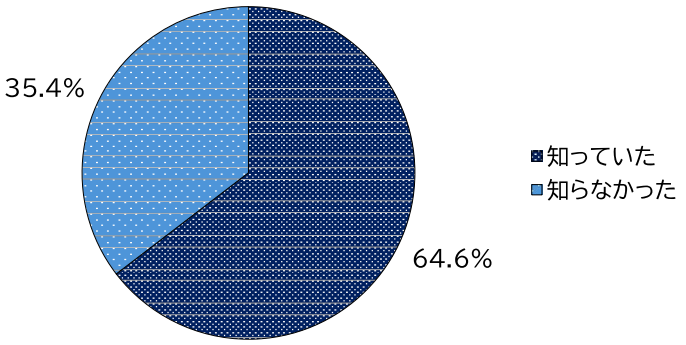


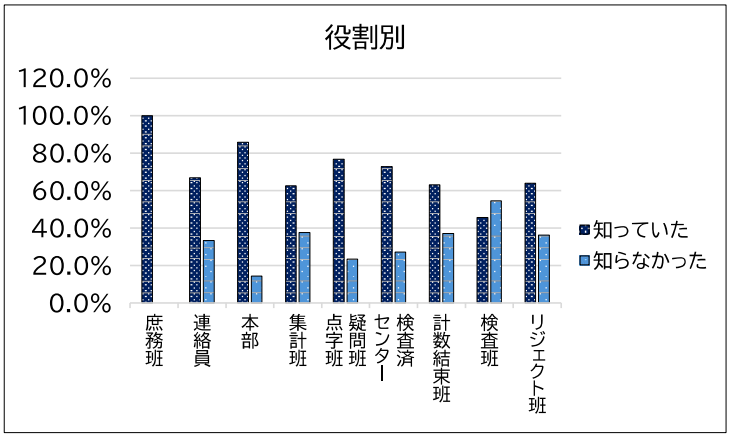
Q４：あなたが行った業務の人員は足りていましたか？





Q５：トラブルが発生した際の相談先・連絡先は把握していましたか？

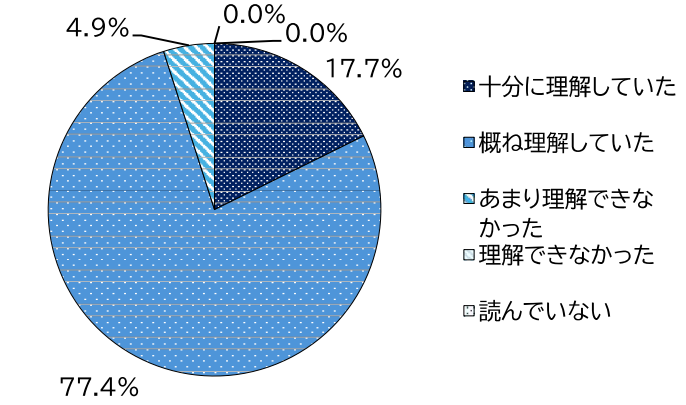


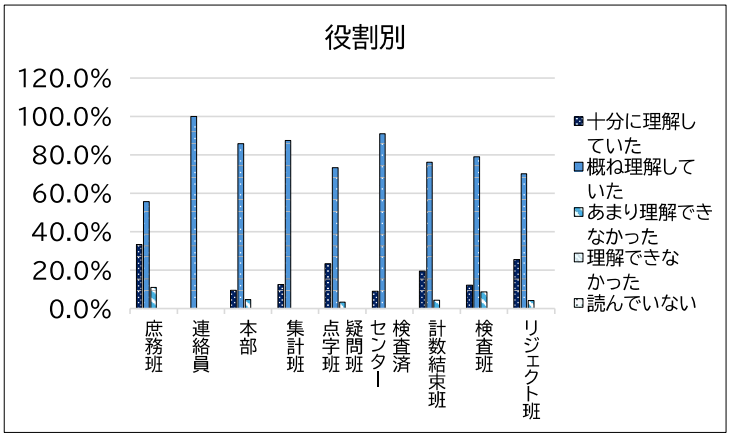


Q６：「相談先・連絡先」について、詳細を記入してください。（まとめ）

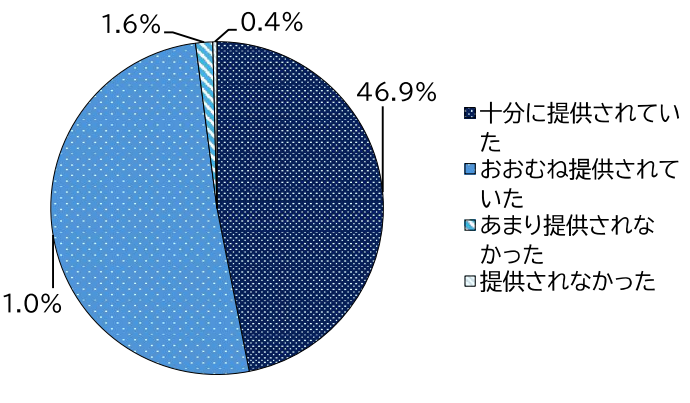
① 基本ルート：「まず班長」→その先へエスカレーション
班員の多くは「何かあったらまず班長に相談・報告」という認識で統一されている。
班長でも判断がつかない場合に、統括（管理職）、本部、選挙管理委員会事務局職員へつなぐ、という二段階ルートが基本。
② 事案別の主な相談先イメージ
・票の内容・有効無効・疑問票関係
まず班長へ報告 → 解決しなければ、巡回している選管職員、本部（開票本部）に相談。
・計数機・分類機など機械の不具合
まず班長へ報告 →機械メーカー担当者、会場の本部・庶務班に連絡し対応してもらう。
・開票システム・集計数字のトラブル
集計班・本部ともに選挙管理委員会事務局職員（開票担当係長など）、庶務班に報告・相談する流れ。
・庶務・物品不足など運営面の問題
庶務班・庶務係長・連絡員への相談。
③ 連絡手段の定着
本部班や庶務班は、「不明点は選管職員」という意識が共有されている。
インカムやトランシーバーを通じて「場所＋状況」を本部の選管職員へ伝え、対応してもらう運用も定着。

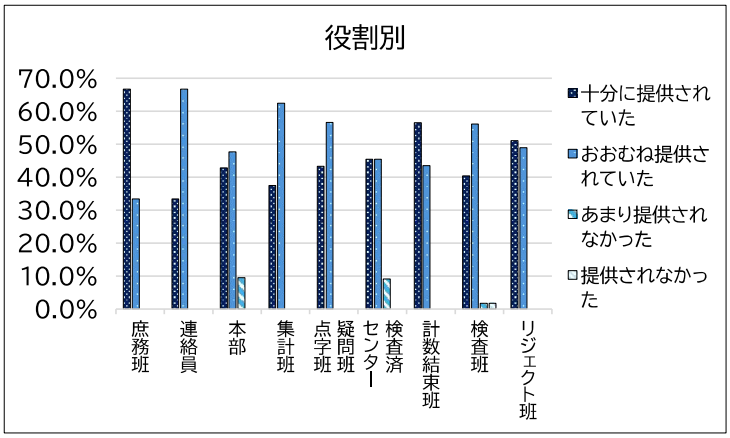
Q７：開票事務提要はよく理解できていましたか？



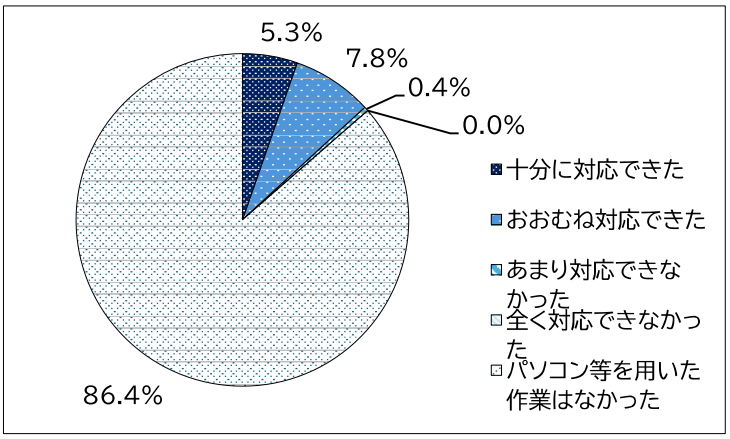


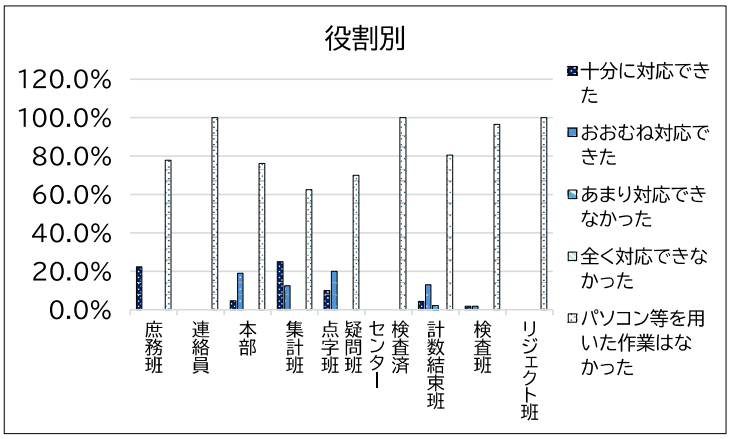
Q８：選挙管理委員会事務局から事務執行に必要な資料・情報は提供されていましたか？



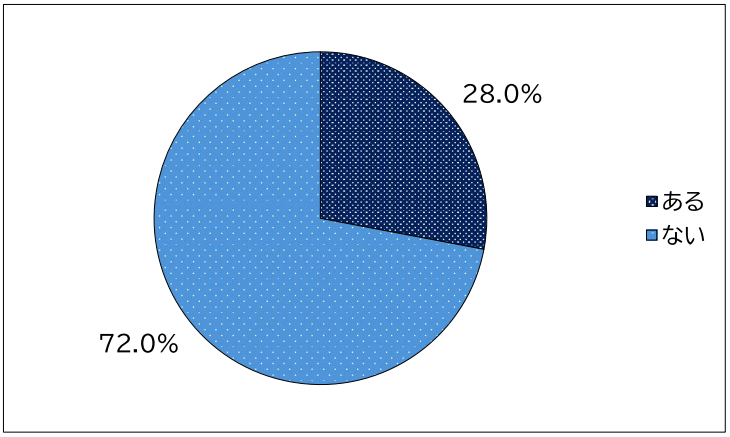


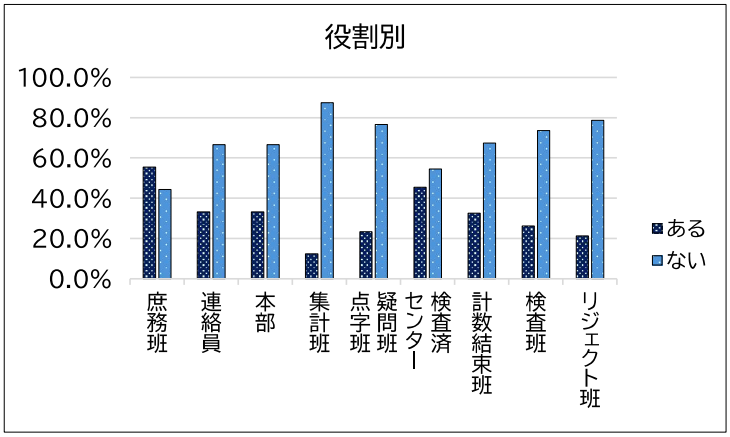
Q９：パソコンやスマートフォンを用いた作業（入力操作や集計等）に対応できましたか？



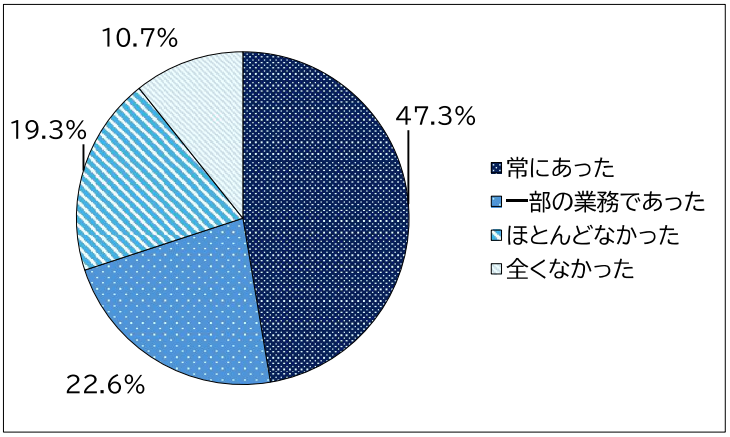


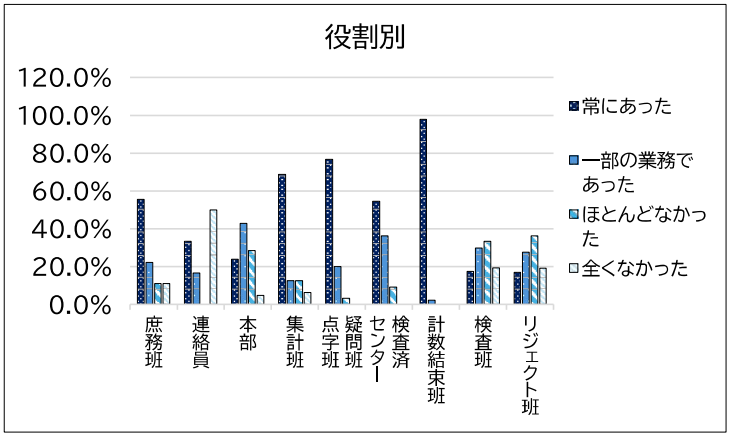
Q10：これまでデータ・リテラシーに関する研修（区のＯＡ研修含む）を受講したことはありますか？





Q11：担当した業務は、複数人での確認（ダブルチェック）を行う仕組みがありましたか？





Q12：複数人での確認（ダブルチェック）が必要に感じた業務をご記入ください。（まとめ）

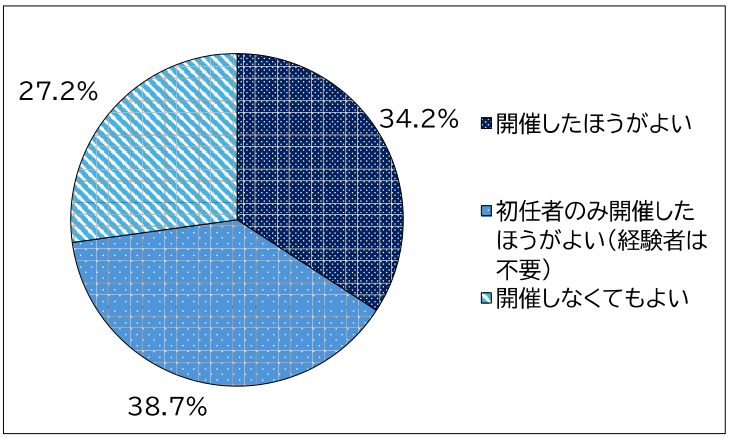
① 票の判定（有効／無効・疑問票）
読みにくい文字、誤記、按分票、疑問票に回すかどうかの判断など、必ず複数人で確認が必要。

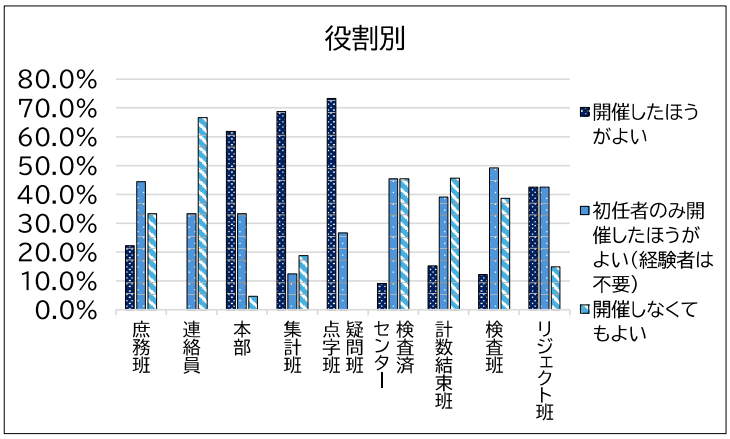
② 分類機・検査工程での誤混入チェック
検査班・検査済センターでの再チェックが不可欠。

③ 計数（計数機・数字チェック）
検査班で検査済のものでも候補者名が混ざっていることがあるため、計数結束班でも一通りチェックが必要。
票束の枚数、計数機の結果確認、２台での計数や照合など、機械＋人のダブルチェックが必須。
手入力の数字（速報・最終確定）も複数確認が必要。

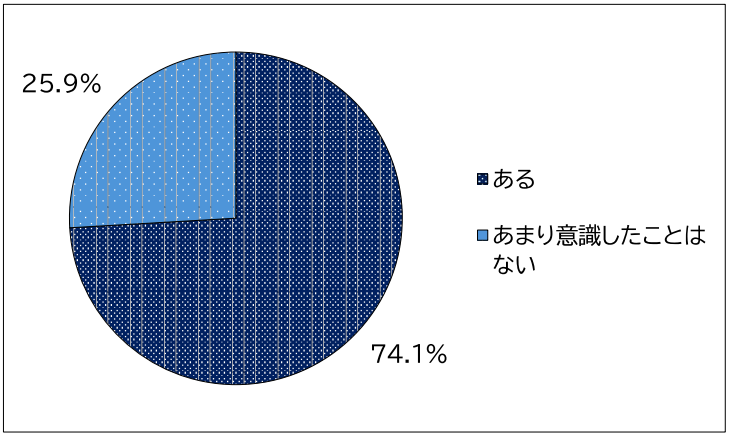
④ 開票所の物品・投票箱・設営関連
投票箱の置き場、開封済箱の数、票の運搬など、間違えると全体に影響する部分は複数人で確認。

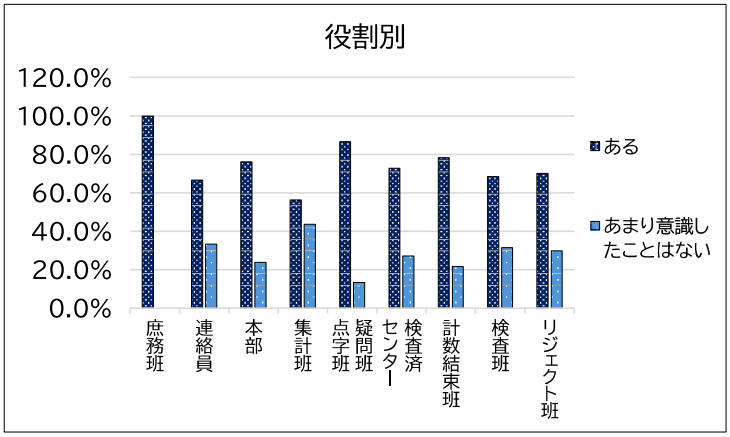
Q13：担当した業務の説明会を開催したほうがよいと思いましたか？





Q14：開票事務は、投票箱に受け止めた有権者の貴重な一票を正確に集計し、その結果を選挙人に速やかに知らせる重要な事務ですが、これを正確かつ適正に執行するために区職員として意識している「考え」や「行動」はありますか。





Q15：意識している「考え」や「行動」をご記入ください。（抜粋）

① 正確性・慎重さの最優先
「時間がかかっても正確に」「速さより正確性」、1 票も紛失しない／数え間違えないよう、机の下・箱の中の確認、自己ダブルチェックを徹底。
② 1票の重み・有権者の意思を尊重
「貴重な一票」「区民の思いが詰まった一票」として丁寧に扱う。
読みにくい票なども安易に無効にせず、複数人で慎重に判定。
③公正さ・不正疑念を招かない行動
私物（スマホ・カバン）を持ち込まない、手を机の上に出すなど、「見られても疑われない」立ち振る舞いを意識。
私語を控え、政治的な話題・態度を出さない。
④迷ったら一人で判断しない
班長・統括・選管職員・マニュアルに必ず立ち返る。「曖昧なまま進めない」「小さな疑問でも必ず相談」。
⑤マニュアルの理解・事前準備
事務提要・マニュアルを事前に読み込む、説明会に必ず参加。班内ミーティングや声かけで、注意点・判断基準を共有。
⑥「見られている場」である意識
参観人・立会人・区民・報道の目を常に意識。「公務員としての自覚」「憲法上の参政権を支える仕事」という認識。
個々の作業の意味・役割、選挙全体の流れとその意義・根拠などを意識し、自身がその一部としてどう役割を果たすべきかを意識。

Q16：開票事務において、改善すべき点についてご記入ください。（抜粋）

① 説明・マニュアル不足
事前説明会の欠如、班長しかマニュアルがない、全体フローがわかりにくい。実例を踏まえた例示を随時更新してほしい。
各担当職員の理解度不足。説明が統一されておらず混乱の原因に。

②待機時間・集合時間が長い
20 時集合～開披までの“手持ち無沙汰”が多く、集合時刻の見直しや待機時間の有効活用が必要。

③人員配置
疑問班・本部・検査済センターなどの負荷集中、暇をもてあました態度の人も。継続して従事できる職員を希望。

④公正性・コンプライアンス対応
観覧席での録画などへの対応ルール・監視体制が不十分。

⑤フロー・環境・働き方
票の戻し動線が非効率・混入リスクあり／開披台やレイアウトが作業しづらい／長時間・深夜従事に対する休憩・食事・帰宅手段への配慮が不足。

Q17：最後に、選挙事務に関連して特に伝えたいことがあればご記入ください。（抜粋）

①今回の不祥事へのショックと不信
真面目に従事してきたのに裏切られた感覚、今後は従事したくないという声。
経緯をきちんと説明してほしい、という強い要望。

②体制・働き方の問題
選管・OB 頼みの「経験則運営」や、長時間労働・人手不足への懸念。報酬額の見直しや、外部委託の導入。
負担の集中を見直し、組織として責任と役割を明確にすべきとの指摘。

③時間・方法の見直し
「早く終わらせなければ」というプレッシャーが不正の原因の一端と推察。
投票時間の短縮や翌日開票の検討など、「スピードより正確性重視」に切り替えるべきという意見。

④研修・倫理・人材育成
班長向け説明会・オンライン研修などの充実。
全庁的なコンプライアンス教育と、若手を含めた計画的な人材育成の必要性。単発ではなく、継続的・長期的に。

⑤それでも支えたいという声
選管の努力への感謝や、再発防止が図られるなら今後も協力したいという前向きな声も。

Q1:開票事務の経験回数を選択してください。

	全体	庶務班	連絡員	本部	集計班	疑問班 点字班	検査済 センター	計数結束班	検査班	リジェクト班
初めて	13.6%	0.0%	16.7%	0.0%	12.5%	3.3%	27.3%	10.9%	28.1%	10.6%
2～3回目	28.8%	33.3%	66.7%	23.8%	31.3%	20.0%	27.3%	32.6%	38.6%	14.9%
4～5回目	18.9%	11.1%	16.7%	19.0%	31.3%	30.0%	9.1%	15.2%	10.5%	25.5%
6回以上	38.7%	55.6%	0.0%	57.1%	25.0%	46.7%	36.4%	41.3%	22.8%	48.9%

Q2:担当した業務は知識や経験がなければ難しいと感じましたか？

	全体	庶務班	連絡員	本部	集計班	疑問班 点字班	検査済 センター	計数結束班	検査班	リジェクト班
そう思う	9.9%	11.1%	0.0%	14.3%	12.5%	36.7%	9.1%	2.2%	5.3%	4.3%
どちらかと言えばそう思う	25.9%	44.4%	0.0%	52.4%	31.3%	50.0%	18.2%	13.0%	19.3%	19.1%
どちらかと言えばそう思わない	37.0%	22.2%	50.0%	28.6%	25.0%	13.3%	45.5%	37.0%	42.1%	53.2%
そう思わない	27.2%	22.2%	50.0%	4.8%	31.3%	0.0%	27.3%	47.8%	33.3%	23.4%

Q3:班内でのコミュニケーションはうまく取れていましたか？

	全体	庶務班	連絡員	本部	集計班	疑問班 点字班	検査済 センター	計数結束班	検査班	リジェクト班
とてもうまく取れた	27.2%	77.8%	16.7%	23.8%	31.3%	20.0%	27.3%	39.1%	21.1%	19.1%
おおむね取れた	69.1%	22.2%	83.3%	66.7%	68.8%	76.7%	63.6%	60.9%	75.4%	74.5%
あまりうまく取れなかった	3.3%	0.0%	0.0%	9.5%	0.0%	3.3%	9.1%	0.0%	1.8%	6.4%
問題があった	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%

Q4:あなたが行った業務の人員は足りていましたか？

	全体	庶務班	連絡員	本部	集計班	疑問班 点字班	検査済 センター	計数結束班	検査班	リジェクト班
足りていた	52.3%	77.8%	83.3%	66.7%	68.8%	43.3%	72.7%	58.7%	45.6%	34.0%
おおむね足りていた	39.5%	22.2%	16.7%	28.6%	25.0%	40.0%	27.3%	34.8%	43.9%	57.4%
やや不足気味	6.6%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	16.7%	0.0%	4.3%	8.8%	6.4%
不足していた	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	2.2%	1.8%	2.1%

Q5:トラブルが発生した際の相談先・連絡先は把握していましたか？

	全体	庶務班	連絡員	本部	集計班	疑問班 点字班	検査済 センター	計数結束班	検査班	リジェクト班
知っていた	64.6%	100.0%	66.7%	85.7%	62.5%	76.7%	72.7%	63.0%	45.6%	63.8%
知らなかった	35.4%	0.0%	33.3%	14.3%	37.5%	23.3%	27.3%	37.0%	54.4%	36.2%

Q6:「相談先・連絡先」について、詳細を記入してください。

Q7:開票事務提要はよく理解できていましたか？

	全体	庶務班	連絡員	本部	集計班	疑問班 点字班	検査済 センター	計数結束班	検査班	リジェクト班
十分に理解していた	17.7%	33.3%	0.0%	9.5%	12.5%	23.3%	9.1%	19.6%	12.3%	25.5%
概ね理解していた	77.4%	55.6%	100.0%	85.7%	87.5%	73.3%	90.9%	76.1%	78.9%	70.2%
あまり理解できなかった	4.9%	11.1%	0.0%	4.8%	0.0%	3.3%	0.0%	4.3%	8.8%	4.3%
理解できなかった	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
読んでいない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

Q8:選挙管理委員会事務局から事務執行に必要な資料・情報は提供されていましたか？

	全体	庶務班	連絡員	本部	集計班	疑問班 点字班	検査済 センター	計数結束班	検査班	リジェクト班
十分に提供されていた	46.9%	66.7%	33.3%	42.9%	37.5%	43.3%	45.5%	56.5%	40.4%	51.1%
おおむね提供されていた	51.0%	33.3%	66.7%	47.6%	62.5%	56.7%	45.5%	43.5%	56.1%	48.9%
あまり提供されなかった	1.6%	0.0%	0.0%	9.5%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	1.8%	0.0%
提供されなかった	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%

Q9:パソコンやスマートフォンを用いた作業(入力操作や集計等)に対応できましたか？

	全体	庶務班	連絡員	本部	集計班	疑問班 点字班	検査済 センター	計数結束班	検査班	リジェクト班
十分に対応できた	5.3%	22.2%	0.0%	4.8%	25.0%	10.0%	0.0%	4.3%	1.8%	0.0%
おおむね対応できた	7.8%	0.0%	0.0%	19.0%	12.5%	20.0%	0.0%	13.0%	1.8%	0.0%
あまり対応できなかった	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%
全く対応できなかった	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
パソコン等を用いた作業はなかった	86.4%	77.8%	100.0%	76.2%	62.5%	70.0%	100.0%	80.4%	96.5%	100.0%

Q10:これまでデータ・リテラシーに関する研修(区のOA研修含む)を受講したことはありますか？

	全体	庶務班	連絡員	本部	集計班	疑問班 点字班	検査済 センター	計数結束班	検査班	リジェクト班
ある	28.0%	55.6%	33.3%	33.3%	12.5%	23.3%	45.5%	32.6%	26.3%	21.3%
ない	72.0%	44.4%	66.7%	66.7%	87.5%	76.7%	54.5%	67.4%	73.7%	78.7%

Q11：担当した業務は、複数人での確認（ダブルチェック）を行う仕組みがありましたか？

	全体	庶務班	連絡員	本部	集計班	疑問班 点字班	検査済 センター	計数結束班	検査班	リジェクト班
常にあった	47.3%	55.6%	33.3%	23.8%	68.8%	76.7%	54.5%	97.8%	17.5%	17.0%
一部の業務であった	22.6%	22.2%	16.7%	42.9%	12.5%	20.0%	36.4%	2.2%	29.8%	27.7%
ほとんどなかった	19.3%	11.1%	0.0%	28.6%	12.5%	3.3%	9.1%	0.0%	33.3%	36.2%
全くなかった	10.7%	11.1%	50.0%	4.8%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	19.3%	19.1%

Q12：複数人での確認（ダブルチェック）が必要に感じた業務をご記入ください。（自由記入）

Q13：担当した業務の説明会を開催したほうがよいと思いましたか？

	全体	庶務班	連絡員	本部	集計班	疑問班 点字班	検査済 センター	計数結束班	検査班	リジェクト班
開催したほうがよい	34.2%	22.2%	0.0%	61.9%	68.8%	73.3%	9.1%	15.2%	12.3%	42.6%
初任者のみ開催したほうがよい（経験者は不要）	38.7%	44.4%	33.3%	33.3%	12.5%	26.7%	45.5%	39.1%	49.1%	42.6%
開催しなくてもよい	27.2%	33.3%	66.7%	4.8%	18.8%	0.0%	45.5%	45.7%	38.6%	14.9%

Q14：開票事務は、投票箱に受け止めた有権者の貴重な一票を正確に集計し、その結果を選挙人に速やかに知らせる重要な事務ですが、これを正確かつ適正に執行するために区職員として意識している「考え」や「行動」はありますか。

	全体	庶務班	連絡員	本部	集計班	疑問班 点字班	検査済 センター	計数結束班	検査班	リジェクト班
ある	74.1%	100.0%	66.7%	76.2%	56.3%	86.7%	72.7%	78.3%	68.4%	70.2%
あまり意識したことはない	25.9%	0.0%	33.3%	23.8%	43.8%	13.3%	27.3%	21.7%	31.6%	29.8%

Q15：意識している「考え」や「行動」をご記入ください。

Q16：開票事務において、改善すべき点についてご記入ください。（自由記入）

Q17：最後に、選挙事務に関連して特に伝えたいことがあればご記入ください。（自由記入）

（３）投票事務・開票事務アンケート結果分析

１　選択式設問の分析

（１）投票事務に関する分析

投票事務に関する選択項目を総合的に見ると、業務マニュアルに基づく手順や、定型的な処理の流れについては、多くの職員が理解できていると回答しており、業務は全体として安定的に運用されている状況がうかがえる。特に、決められた手順に沿って進める業務については、高い理解度が示されている。

一方で、業務の難易度については一様ではなく、担当する役割によって感じ方に差が生じている。選挙人対応や集計・確認業務など、判断や対応を要する役割においては、難易度を高く感じる回答が一定数見られ、役割の違いが業務の感じ方に影響していることが示されている。

説明会の開催に関する設問では、事前説明や補足説明を求める回答が見られ、特に判断や対応を要する役割において、説明機会の必要性が意識されている状況がうかがえる。

職員の意識に関する設問では、業務に対して正確かつ適正に執行するために意識して行動しているとする回答が多く見られ、投票事務がミスの許されない業務であることを職員一人ひとりが強く意識している状況が確認できる。

また、コミュニケーションに関する設問では、「問題なく取れている」とする回答が大半を占めており、投票事務における職員間の連携や意思疎通は概ね円滑に行われている状況が示されている。

投票事務に関する選択式設問の結果を総合すると、基本的な業務手順についての理解は全体として高く、職員の意識やコミュニケーションの状況はおおむね安定している。また、業務の難易度については役割によって感じ方が異なる傾向が示されている。

（２）開票事務に関する分析

開票事務に関する選択項目を総合的に見ると、業務の難易度は担当する役割により感じ方に差が見られる一方、開票事務提要の理解度や班内でのコミュニケーションについては「理解できている」「問題なく取れている」とする回答が大半を占めている。

業務の難易度については、開票事務を「難しい」と感じているとする回答が、票の有効・無効判断などの特に結果に直接影響する役割において多く見られ、業務内容や役割によって、その感じ方に差が生じていることが示されている。

職員の意識に関する設問では、正確かつ適正に執行するために意識して行動しているとする回答が多く、開票事務が結果に直結する業務であることを認識したうえで従事している状況が確認できる。

コミュニケーションに関する設問については、「問題なく取れている」とする回答が大半を占めており、業務の特性上、慎重な対応が求められる一方で、現場における連携や意思疎通自体は概ね円滑に行われている状況が示されている。

開票事務に関する選択式設問の結果を総合すると、業務の難易度は担当する役割により

感じ方に差が見られる一方、開票事務提要の理解度や職員として意識している考え・行動、ならびに班内コミュニケーションについては肯定的な回答が大半を占めていると考えられる。

（３）まとめ

投票事務及び開票事務に関する選択式設問の結果を総合的に整理すると、いずれの業務においても、事務提要等に基づく業務手順の理解度は高く、また「正確かつ適正に執行するために意識している点がある」とする回答が大半を占めており、職員が一定の意識をもって業務に従事している状況が確認できる。

業務の難易度については、両業務に共通して、経験年数よりも担当する役割の内容によって感じ方が左右されている点が特徴として挙げられる。そのうえで、業務ごとに役割差の現れ方には違いが見られる。

投票事務では、定型的な手順に沿って進める業務が中心である一方、判断や対応を要する役割において、難易度を高く感じている回答が見られる。

開票事務では、票の有効・無効判断等、結果に直接影響する役割に従事する職員において、難易度を高く感じている回答が多い。

コミュニケーションに関する設問については、投票事務・開票事務ともに「問題なく取れている」とする回答が大半を占めており、職員間の連携や意思疎通の状況は概ね良好であることが示されている。

２　自由記入欄の分析

（１）投票事務に関する分析

投票事務に関する自由記入欄には、現場で意識している点、運用上の工夫、改善要望など、実務に即した意見が寄せられた。内容を整理すると、主に次のような観点に分けられる。

① 判断や役割に関する記述

判断を伴う場面や確認が必要な業務について、「判断に迷う場合は自己判断せず、複数人で確認する」「選管や相談先に確認して対応する」といった記述が見られた。また、選挙人対応や確認を伴う役割では、対応の根拠確認や報連相を重視する声もあり、役割の性質によって注意の置き方や重視点が異なることがうかがえる。

② 事前説明・マニュアルに関する意見

事前の説明資料やマニュアル（事務提要、チェックリスト等）の記載内容について、「分かりやすさを高めてほしい」「判断が必要な場面の記載を充実してほしい」など、改善を求める意見が一定数見られた。特に、初めて担当する業務や判断を要する業務において、事前情報の明確化が重視されている状況が読み取れる。

③ 業務体制や従事環境に関する意見

体制面では、特定の役割（例：庶務係長等）への業務集中に言及する意見が見られた。

また、従事時間の長さや休憩の取り方、人員配置など、従事環境に関する課題感を示す記述もあり、運用の安定に向けて体制面の工夫が求められている状況がうかがえる。

④ 人材育成・業務継承に関する意識

継続的な運用の観点から、従事者の経験の蓄積や引継ぎ、経験者配置の重要性に触れる意見が見られた。従事者の入れ替わりがある中でも適正に業務を遂行するため、事前の共有や確認、経験の継承を意識している様子が自由記入からうかがえる。

以上から、投票事務の自由記入では、正確性を担保するための確認・相談の重視、事前情報（説明・マニュアル）の明確化への要望、体制面・従事環境への言及、経験継承の必要性といった観点が示されている。

（２）開票事務に関する分析

開票事務に関する自由記入欄には、業務の正確性確保に向けた工夫や、運営上の課題に関する意見が寄せられた。内容を整理すると、主に次のような観点に分けられる。

① 時間的制約や慎重な対応に関する意見

「時間がかかっても正確に行う」「焦らず作業する」といった記述が見られ、正確性を優先する姿勢が示されている。また、迅速性を求められる状況に触れた意見も一部にあり、時間面の制約を意識しつつ正確性を確保しようとする意識がうかがえる。

② 判断・確認作業の重さに関する意見

票の有効・無効判断や疑問票対応、集計・点検など、判断・確認を要する工程について、「迷った場合は複数人で確認する」「判断の統一が必要」といった意見が複数見られた。開票事務では、工程ごとの確認が重要であることが、自由記入から具体的に示されている。

③ 運営体制・時間の使い方に関する意見

集合時間や待機時間、開始までの時間の使い方に関する意見が一定数見られた。また、人員配置や役割分担、作業手順の工夫による効率化に言及する記述もあり、運営体制や進行面に関する改善意識が示されている。

④ 説明・研修に関する意見

業務内容の説明、マニュアルの内容、研修の充実に関する意見が見られた。担当業務だけでなく、全体の流れや注意点が事前に共有されることの重要性に触れる記述もあり、理解を補完する機会への要望が読み取れる。

以上から、開票事務の自由記入では、正確性と時間面の制約に関する意識、判断・確認工程の重要性、運営体制（集合・待機を含む）への言及、説明・研修の充実に関する意見が確認できる。

（３）まとめ

投票事務・開票事務の自由記入を総合すると、両業務に共通して、正確性を担保するための確認・相談や、事前情報（説明・マニュアル等）の明確化を重視する意見が見られた。また、役割分担や人員配置、従事環境といった体制面への言及もあり、現場の実感として運用上の工夫や課題が具体的に示されている。

なお、自由記入欄には、個別の不適切事案に関する指摘・注意喚起（例：疑念を招かない行動の徹底等）も一部見られたが、本報告書では、業務運営全体の整理を目的として、運営や体制に関する意見を中心に取りまとめている。

３　全体まとめ

本アンケート分析では、投票事務及び開票事務に従事する職員を対象として、選択項目及び自由記入欄の回答をもとに、業務理解や意識の状況、ならびに現場で把握される課題の実態について整理を行った。

選択項目の分析からは、両事務において事務提要等に基づく業務手順の理解度が高く、また「正確かつ適正に執行するために意識している点がある」とする回答が大半を占めており、職員が一定の意識をもって業務に従事している状況が確認できた。一方で、業務の難易度については、経験年数よりも担当する役割や業務特性によって感じ方に差が生じていることが示された。

自由記入欄の分析からは、選択項目では捉えきれない現場での迷い、心理的なプレッシャー、業務体制や役割分担に対する問題意識など、職員の実感に基づく声が具体的に示された。これらの意見は、選択項目分析の結果と概ね整合しており、業務の実態を補足するものとなっている。

以上のことから、本アンケート分析により、投票事務及び開票事務における業務理解や意識の状況、ならびに現場で把握される課題の実態が明らかとなった。本結果は、今後の業務運営を検討する際の基礎資料として位置付け、活用していく。

3. 再発防止策に係る検討材料

今回発生した不適正処理は①二重計上、②白票の水増しの大きい２つの事象からなっているが、選挙管理委員会事務局職員による課題の洗い出し及び、従事職員へのアンケート実施を行うなど、あらゆる角度からの見直しを行った結果、投票速報・開票だけではなく、全ての業務における小さなミスの蓄積による**複合的な要因からも不適正処理が発生するリスクが高いこと**が判明した。

本資料は、洗い出した課題を６つの項目に分け、それぞれ現状考えうる改善策を示すものである。

１．投開票における数値管理体制の不備（チェック不足）
２．組織・権限の明確化と緊急時対応フローの整備
３．職員・従事者の習熟不足
４．作業時間不足と業務工程の逼迫
５．人員体制
６．その他（業務効率化等に関する事項）

再発防止策に係る検討材料

現状と課題	投票事務・開票事務を通じた数値管理体制が十分に構築されておらず、投票者数、投票用紙交付数、不在者投票者数、残票数など、基礎的な数値に誤差が生じやすい状況にある。 現行の集計方法は、担当者の経験や個々の判断に依存しており、複数の職員による確認工程が形式的にとどまる、あるいは工程自体が欠落している。特に、投票所ごとに投票者数の算出方法・突合方法が統一されていないことは、開票段階での票数との突合時に齟齬を引き起こす主要な要因となっている。 投票事務においては、期日前・不在者投票者数の集計及び、当日投票所での投票者数算定や残票確認等の実効性あるチェック機能がなく、その結果として、制度的に投票者数が不正確となるリスクが常態的に存在する。 開票事務においても、複数による段階的なチェックが制度として組み込まれているが、集計結果の確認に関する決裁ラインや責任の所在が明確でないため、異常値があっても組織的に立ち止まって検証する仕組みが機能していない。また、投票録・集計表・システム入力画面などの様式やレイアウトが統一されておらず、確認ポイントが多岐にわたることで入力ミスが発生しやすい構造的な課題がある。 こうした状況下では、投票段階で不正確なデータが生成されると、投票者総数と投票総数が一致しない原因となり、結果として意図せぬ操作の余地を生むとともに、開票全体の透明性・検証可能性を低下させる。 以上のように、投票から開票までを貫く数値管理プロセスが体系化されていないことが、今回の問題の根幹にある。 数値管理の正確性と透明性を確保するためには、複数確認体制の徹底、業務手順の標準化、様式の統一、システム連携とログ管理の強化など、総合的なチェック機能の再構築が不可欠である。

区分	No.	改善案	改善案の内容	補完項目
投票事務	1	投票者数算定の標準化	名簿対照数・入場整理券回収枚数・投票用紙交付機カウンター値の“三点突合”を時間帯ごとに義務化し、手順を標準化する。不一致発生時の確認・報告・再集計フローをフローチャート化し、担当者が迷わず対応できるようにする。	投票事務提要の改定 時間別投票者数集計表の策定 投票事務における集計等のトラブル対応マニュアル作成
投票事務	2	棄権者取扱いの整理	投票者数算定後に名簿対照数を投票者数とするため、当日投票システムでの棄権処理を実施する。棄権処理を実施する上で、投票所内の棄権者を漏れなく把握し適切に対処できるよう、従事者への周知と運用ルールを明確にする。	投票事務提要の改定 研修計画の策定
投票事務	3	速報担当における投票者数入力工程の精度向上	速報室での投票者数入力において、投票録との対応関係が一目で分かるよう入力画面を整理するとともに、複数者によるダブルチェックを義務づける。システム入力手順をマニュアル化する。不在者投票者数については投票者数確定後のデータのみの入力方法に変更し、入力書式に異常値アラートや差分チェックを導入することで二重計上を確実に防止し、必要に応じて投票速報の様式の変更も検討していく。	システム更改、改善 集計システムマニュアルの改定
開票事務	4	決裁権者による集計確認	開票所における投票数集計に係る業務手順を変更し、開票結果確定前には、事務長・事務局長・開票管理者等の決裁権者が集計結果を確認し、異常値の有無や突合状況をチェックする仕組み（確認様式の整備等）を構築する。確認内容と決裁者を明確に記録し、責任体制を見える化する。また、集計結果に異常が出た場合には、原因究明と再点検を行う。	確認様式の整備 集計班マニュアルの改定 開票所でデータ（区民系システム）確認可能な環境構築（区民系LAN配備、本部システム対応が可能な体制整備など）
開票事務	5	集計作業に必要な時間の確保	投票速報・中間発表の時間設定を見直す。必要に応じて速報時間を繰り下げるなど、チェック工程を省略せずに済むだけの作業時間を確保する。正確性を最優先とする方針を明確化し、時間設定に反映させる。	関係機関との協議（速報時間設定の柔軟な運用）
開票事務	6	開票作業の標準化	開票作業手順書を詳細に作成し、役割分担（班長・読み上げ者・入力者・確認者等）を明確化する。事前説明会・研修により、手順書どおりの運用が徹底されるようにし、属人的な判断に依存しない作業体制を構築する。開票事務提要に全体フローはあるものの、現場では理解が十分でないため、従事者が把握しやすい形で要点を再整理し共有することで、誤り防止と作業精度の向上を図る。	各班マニュアルの改定 開票事務提要の改定・周知（添付フロー図の分かりやすさの改善等）
投開票共通	7	白票の厳正な管理	未使用・効力の決定した投票用紙（白票）について、期日前・不在者投票・投票所・開票所など会場・時系列ごとに取扱いを定めたマニュアルを作成し、厳正に管理する。	管理マニュアル策定

2．組織・権限の明確化と緊急時対応フローの整備

現状と課題	投票事務および開票事務において、組織としての判断基準や権限の所在が明確に整理されていないため、トラブルが発生した際に統一的な対応がとれない状況にある。 特に、投票者数や残投票用紙数の不一致、開票時の票数差、災害・傷病などの突発事案が発生した場合に、どの段階で誰が判断し、どの手順で処理を行うかが明文化されていない。 また、投票所・選管本部・開票所の連絡体制は、特に投票所閉鎖後など重要時間帯において十分に機能しておらず、情報共有の遅延が判断の遅れや対応の混乱を引き起こす要因となっている。 さらに、投開票作業における全体フローが可視化されておらず、事務局全体として共通理解が形成されていないことから、トラブル発生時の判断が遅れたり、誤った判断につながるリスクが高い。過去の事例の蓄積や情報共有も十分に行われておらず、類似のミスが繰り返される温床となっている。 以上のことから、組織としての判断体制の再構築、権限・責任の明確化、トラブル発生時の基準および対応フローの整備、ならびに投開票現場間の連絡体制の強化が急務である。

区分	No.	改善案	改善案の内容	補完項目
投票事務	1	各種数値確認フローの明確化	投票所において、名簿対照数と入場整理券枚数等が不一致となった場合の確認手順（どの順番で何を確認し、誰に報告するか）を、具体的なフローとして事務提要に明記する。また、その状況が記録上も追跡できるよう、「時間別投票状況報告書」の様式を見直し、不一致発生状況や対応内容を記録できる欄を設ける。併せて、投票所から本部へ迅速に相談できる専門の窓口を設置し、不一致発生時の連絡・判断を一本化する体制を検討する。	投票事務提要の改定 投票事務における集計等のトラブル対応マニュアル作成
投票事務	2	集計係の設置による役割と責任の明確化	現行では庶務係長が担っている投票者数の集計業務について、専任となる「集計係」を設置する。集計係が投票所内の集計・確認・報告を一元的に担当することで、負担の分散とともに、数値確認の責任体制を明確化する。	新係の設置
投票事務	3	選管本部の開設時間延長による緊急対応力の確保	投票日当日の午後8時30分以降も投票所からの問い合わせに確実に対応できるよう、投票箱送致完了・投票所撤収が見込まれる午後9時頃までは選管本部に人員を配置し、緊急連絡窓口を維持する。これにより、投票終了直後のトラブルや問い合わせにも組織として対応できる体制を確保する。あわせて、専門知識を有する選管OB職員の配置を検討する。	シフト表の作成（人員配置の明確化）
投票事務	4	投票管理者及び立会人の役割と責任の明確化	各投票所の運営にあたり、投票管理者及び立会人それぞれの役割分担と責任の所在を明確にしたうえで職務内容を整理する。あわせて、「投票管理者等の手引」の記載内容を見直し、各投票所の従事者との連携体制を整理することで、職務遂行の安定性及び業務の標準化を図る。	投票管理者等の手引の改定
開票事務	5	開票管理者及び立会人の役割と責任の明確化	開票所の運営にあたり、開票管理者及び立会人の役割を明確にしたうえで職務内容を整理する。あわせて、「開票立会人要領」の記載内容を見直し、開票速報における整合性の確認作業を明記する。	開票立会人要領の改定
開票事務	6	緊急時対応マニュアルの整備	投票確定後の投票者数と開票された投票用紙枚数に差異が生じた場合など、重大トラブル発生時の対応手順を、再点検・原因究明・都選管との協議・開票管理者・立会人への説明まで含めてマニュアル化する。個々の担当者判断に委ねず、組織として統一的に対応できるよう標準化し、意思決定ラインと権限・責任の配分を明確にする。重大トラブル時の判断と報告を適正化するため、コンプライアンス担当の役割を明確化し、必要に応じて配置する。	緊急時対応方針の策定 コンプライアンス担当の配置
開票事務	7	班長・班員の役割の明確化	開票所運営において、班長・班員・庶務係など各役割ごとの具体的な業務内容を整理し、班員向けマニュアルとして明文化する。開票事務提要の記載を見直し、誰がどの工程を担当し、どのように連携するのかを「見える化」することで、業務遂行の安定性と再現性を高める。	開票事務提要の改定・周知（添付フロー図の分かりやすさの改善等）
開票事務	8	報告ルートの定例化	係長・係員がそれぞれの業務に追われ報告が後手に回る状況を改善するため、事務局長が定例的に進捗確認を行う場（タイミング）をあらかじめ設定する。開票途中の集計数値やトラブル発生状況を定時に報告するルートを定め、管理職が早期に事態を把握し、必要な指示を出せるようにする。また、報告の客観性と透明性を確保するため、必要に応じてコンプライアンス担当が進捗確認に関与できる仕組みを整える。	マニュアルの策定（管理職用（コンプライアンス担当）） コンプライアンス担当の配置
投開票共通	9	危機管理マニュアル（BCP）の作成	投開票時間中の災害や大規模停電、重大なシステム不具合、傷病人発生など、不測の事態を想定した危機管理マニュアルを作成する。発生パターンごとに、判断権者、連絡先、作業の一時中断・再開の基準等を定め、投票所・選管本部・開票所で共通認識を持てるようにする。	危機管理マニュアル（BCP）の作成 関係機関との協議

3．職員・従事者の習熟不足

現状と課題	投票事務・開票事務に従事する職員の経験や知識が十分に蓄積されておらず、選挙事務の正確性・効率性に影響を及ぼしている。若手職員の入れ替わりや派遣職員の参入により、ベテラン従事者からのノウハウ継承が難しい状況となっており、組織として経験が蓄積される仕組みが構築されていない。 また、選挙事務は短期間で業務内容を習得する必要があるにもかかわらず、体系的な研修制度や育成プロセスが整備されていない。選挙種別ごとの期間の違いにより、十分な研修時間が確保できず、従事者が実務を十分に理解しないまま現場に入るケースもある。初任者教育やアルバイト向け教育は一定程度実施されているものの、フォローアップが不足しており、従事経験の少ない職員が重要工程を担う場面も散見される。 さらに、適切な人員配置が行われていないことも課題である。経験者が偏在し、必要な担当に適切に配置されないことで、現場での判断や事務執行が属人的となりやすい。従事者確保が難しく、応援職員や派遣職員に頼らざるを得ない状況も、習熟度のばらつきや現場対応力低下につながっている。 このように、選挙事務における「スキル」「経験の蓄積」「研修制度」「人員配置」が十分に整備されておらず、全体としての底上げが図られていないことが大きな課題である。組織として計画的な人材育成方針を持ち、研修体系を整備するとともに、経験者の継続配置やローテーションなどを通じて、現場の対応力を向上させる必要がある。

区分	No.	改善案	改善案の内容	補完項目
投票事務	1	投票者集計研修プログラムの体系化	新設する集計係を中心に、投票者集計に特化した研修を新たに実施する。投票者数算出の考え方、各種帳票・システムの見方、想定される誤りパターンと対処方法などを、演習形式も交えて学ぶことで、数値管理の基礎力を高める。また、必要に応じて少人数単位の実地研修を実施し、全員が確実にノウハウを習得できる体制とする。	研修計画の策定（演習形式・実地研修の組込み）
開票事務	2	経験者の計画的配置とOJT育成の強化	過誤発生のリスクが高く、現場対応力が求められる開票事務については、経験年数や技能を踏まえた「経験者リスト」を作成し、継続的に開票事務へ配置する。未経験者については、経験者とペアを組ませるなど、OJT的な育成を前提とした配置を行う。	経験者リストの更新
開票事務	3	事前研修プログラムの充実	開票事務に従事する職員を対象に、選挙事務に特化した事前研修を計画的に実施する。従事希望調査を早めに行い、実地訓練形式（ロールプレイや模擬開票等）の研修を取り入れるとともに、業務ローテーションを通じて幅広い業務経験を積ませる。	研修計画の策定
投開票共通	4	継続的な基礎研修の実施と相互理解の促進	区選挙管理委員会事務局員を中心に、選挙制度や事務手順に関する基礎研修を継続的に実施する。集合研修に加え、自己学習が可能な教材を整備し、日常的に選挙事務の知識をアップデートできるようにする。また、投票・開票の担当間で相互理解を深め、認識を共有できる内容を研修に組み込む。	研修計画の策定
投開票共通	5	選挙事務研修（職層別）	新規採用職員向けの選挙制度・投開票事務の概要研修、管理職、係長、主任等を対象とした職層別の研修カリキュラムを整備する。選挙事務を「全職員の業務」と位置づける。	人事研修計画の改定 関係機関との協議
投開票共通	6	オンデマンド動画の整備	研修時間を十分に確保しにくい従事職員に向けて、投票事務・開票事務の流れやポイントを解説した動画教材を作成する。庁内ネットワーク等を通じて常時視聴可能とし、事前学習や復習に活用できる環境を整える。	動画教材の作成
投開票共通	7	事務ミス事例集の作成	区内および他自治体で発生した事務処理ミスやトラブル事例を収集し、その原因と対応策を整理した「選挙事務ミス事例集」を作成する。事例集をマニュアル（事務提要）や研修資料に組み込み、実際のミスを題材とした学習を通じて、再発防止とリスク感度の向上を図る。また、選挙種別ごとの差異や傾向を分析し、重点的に注意すべきポイントを明確化する。	選挙事務ミス事例集の作成 事務提要の改定

4．作業時間不足と業務工程の逼迫

現状と課題	選挙事務においては、投票事務・開票事務の双方で「作業時間が構造的に不足している」ことが深刻な課題となっている。投票終了後の短時間に多くの業務が集中しており、現行の工程設計では、正確性を担保しつつ迅速に作業を完了させることが困難な仕組みとなっている。 特に、投票所では投票終了後わずか15分程度で、投票者数集計、投票録作成、投票箱の封印・送致準備といった複数の重要作業を同時並行で行う必要があり、業務負担が庶務係長に極端に集中している。こうした状況により、集計誤りの発生リスクが高まっている。 速報業務においても、投票速報は午後９時30分までに終わらせる必要があるが、現行体制では達成が困難となっており、結果として開票速報（午後10時の初回公表）が遅延する事態が発生している。これによりメディア対応も逼迫し、広報部門からのプレッシャーが強まるなど、現場の精神的負荷も大きい。 さらに、期日前投票対応から当日投票、開票準備を連続して担う事務局職員は、日中業務と選挙業務の両方を並行して行うケースが多く、深夜に及ぶ開票作業まで長時間労働が常態化している。その結果、従事者の疲労は極度に達し、集中力・判断力の低下によるミスのリスクが増大している。

区分	No.	改善案	改善案の内容	補完項目
投票事務	1	集計係の設置（庶務係長の負担軽減）	当日投票所での投票者数集計について、庶務係長に集中している業務を分担するため、投票者数の集計作業全般を担う「集計係」を設置する。これにより、庶務係長の負担軽減とともに、集計作業に専念できる体制を整え、短時間での正確な集計を可能とする。	新係の設置（役割分担の再整理・庶務係長の業務負担見直し）
投票事務	2	当日投票所の開所準備の強化	投票日当日の開所準備において、投票用紙等の入れ間違いを防止するため、十分な確認時間を確保できるよう人員体制を見直す。あわせて、投票事務提要のチェックリストの内容を整理し、限られた時間内でも必要な確認を漏れなく実施できるようにする。特に、確認作業のプロセスを簡素化し、誰が実施しても同じ品質で確認できるよう標準化する。	投票事務提要の改定
開票事務	3	開票作業時間の見直し	開票作業が深夜まで及ぶことを踏まえ、一部の開票従事者の集合時間を従前より30分程度遅らせることで、待機時間の削減と負担軽減を図る。これにより、従事者の疲労を一定程度抑え、開票作業時の集中力維持につなげる。併せて、各班の作業内容・終了時刻に応じて段階的に職員を解散させる仕組みをより明確化し、終了した班から順次退勤できるようにすることで、終盤の時間的ひっ迫を避け、作業効率の向上を図る。	開票事務提要の改定 シフト表の作成
投開票共通	4	開票速報の公表時間見直し	投票者数を正確に集計する時間を確保するため、開票速報の初回公表時間を見直す。例えば、衆議院議員選挙では小選挙区は午後10時30分、比例代表は午前0時とするなど、事務量に応じた時間設定とすることを検討する。	関係機関との協議
速報業務	5	集計作業における正確性の重視	集計業務において、時間短縮よりも正確性を優先する方針を明確にし、集計担当職員に対して「急げ」という心理的プレッシャーをかけない運用とする。業務計画段階で集計時間を十分に見込むことで、ミスを誘発しない作業環境を整える。	開票事務提要の改定 関係機関との協議

5．人員体制

現状と課題	投票事務従事者の確保が年々困難となり、入れ替わりも激しいため、経験の浅い職員が多数を占める状況となっている。選管事務局においても若手職員が多く配置されており、異動サイクルが短いことから、選挙事務に関する知識・ノウハウが蓄積されにくい。さらに、選挙準備から当日対応・開票終了まで長時間労働が常態化し、従事者の負担が大きく、安定的な技能習得の機会が十分に確保できていない。ベテラン職員の退職が進む一方で、若手中心の体制が継続していることから、専門的な判断ができる人材が育ちにくい構造となっている。 その結果、選挙事務を安定的に執行するための職員体制は脆弱で、長期的な持続性に課題がある。業務の属人化や判断力のばらつきがトラブル対応力の低下を招き、知識・技能の継承が十分に行われないなど、組織的なリスクが高まっている。加えて、人材育成のための仕組み（計画的配置、特例年限、研修体系など）が整備されておらず、選挙事務全体を把握できる人材を計画的に育成できない状況にある。

区分	No.	改善案	改善案の内容	補完項目
投票事務	1	指定投票区・速報担当の適正配置	従事者アンケート結果を踏まえ、指定投票区および速報担当における人員不足を解消するため、応援職員や委託職員の増員を図る。あわせて、応援職員の固定化やローテーション計画を通じて、これらの区・班に経験者が継続的に配置される体制を整え、人材育成と経験蓄積を進める。	経験者リストの更新
投票事務	2	従事体制の見直し（投票担当の役割明確化）	投票担当の開票所における勤務形態（交代制・休憩時間など）をあらかじめ定めておく。開票終盤に投票者総数の再確認が必要となった場合に備え、一定数の投票担当を開票所に残すことで、イレギュラー時にも投票速報の再点検が可能な体制を整える。長時間勤務とならないよう、休憩・交代を前提としたシフトを組み、業務の継続性と職員負担の両立を図る。	シフト表の作成 休憩時間・場所の確保
投票事務	3	投票日前日～当日の体制強化	投票日前日から当日にかけての長時間勤務を前提としない体制とするため、期日前投票終了後の深夜作業（投票用紙準備等）に、選管OBだけでなく応援職員も組み合わせて配置する。二人一組作業については、選管（現役・OB）と応援職員のペアとするなど、負荷の平準化と育成を両立させる。	シフト表の作成 関係機関との協議
投票事務	4	外部従事者体制の整理	区職員以外の従事者について、「投票事務アシスタント」と「派遣職員」に分かれている現行体制を見直し、どちらか一方に一本化する。採用・雇用スキームを整理することで事務担当の管理負担を軽減し、全従事者への研修受講を必須とすることで、現場での習熟度のばらつきによる混乱を抑制する。	執行体制見直し 投票事務提要簡易版の改定 研修計画の策定
開票事務	5	人員の適正配置（委託・派遣活用）	現在、分類機操作・検査業務のみ委託している範囲を見直し、計数結束班などにも委託・派遣職員を活用する。班の中に区職員と派遣職員を混在させることで、人員不足を補いながら、区職員はより高度な判断・統括業務に集中できる体制を整える。	委託内容の見直し
投開票共通	6	選管事務局の計画的な人員配置	適正な選挙事務が継続的に執行できるよう、選管在籍年数や選挙経験を踏まえた計画的な人事異動を行う。短期間で人が入れ替わる体制を見直し、一定期間継続して選挙事務に従事する職員を配置することで、ノウハウと経験の蓄積を図る。	関係機関との協議
投開票共通	7	人員体制の見直し・意識改革	従事職員を選管のみで確保するのではなく、人事課と連携して区長部局への部局割当制（全部または一部）を導入し、安定的な人員確保を図る。同時に、定期的な選挙研修を制度化し、選挙事務を「全職員が担う本務の一部」と位置づけ、組織的な意識改革を進める。	部局割当制（全部・一部）の導入 関係機関との協議
投開票共通	8	兼務職員の勤務条件明確化	兼務職員について、夜間勤務のみならず、選挙準備期間に日中も一定日数を選挙事務に充てるなど、勤務条件を明確化する。兼務であっても実質的には専従に近い形で関われるようにすることで、選挙事務に関する知識・経験を蓄積しやすい体制をつくる。	関係機関との協議
その他	9	区選管事務局の体制見直し	準備から当日まで少人数で過酷な業務を担っている現状を踏まえ、区選管事務局内部の業務分担と人員配置を抜本的に見直す。必要に応じて条例改正や所要人員要求を行い、組織として持続可能な体制を構築する。	条例改正 所要人員要求 関係機関との協議

6．その他（業務効率化等に関する事項）

現状と課題	選挙事務においては、多くの工程がいまだ紙ベースで処理されており、デジタル化や作業機器による効率化が部分的にしか進んでいない状況にある。そのため、投票録の作成や投票者数の集計、期日前投票所の運営や開票作業など、各工程において人手に依存した作業が残されており、現場の負担が大きく、作業の正確性を保つうえでも一定の限界が生じている。 また、従事者の入れ替わりが激しく、知識やノウハウが蓄積されにくいことから、業務の属人化が解消されないまま続いている。期日前投票所や当日投票所、開票所など、それぞれの現場において業務フローの標準化が十分に進んでおらず、デジタル化を前提とした効率的な運用体制が整備されていないことも課題である。加えて、システム仕様の制約により現場での手作業が依然として多く、速報・投票・開票といった数値の連携も自動化が進まず、確認作業に大きな時間と労力を要している。 このため、デジタル化と業務標準化を一体的に進め、属人性を排し、誰が従事しても一定水準で業務を遂行できる体制を整えることが求められている。併せて、業務全体を見渡した効率化の視点を取り入れ、従事者負担の軽減と作業品質の安定化を図ることが喫緊の課題である。

区分	No.	改善案	改善案の内容	補完項目
期日前投票	1	期日前投票所運営のための意識啓発①	各特別出張所が作成している独自マニュアルについて、本部発出の最新版と照合し、内容が乖離している場合は速やかに訂正するよう指示する。また、期日前投票所のレイアウトについて複数の作成例と留意点を提示し、毎回同様の指摘や修正が繰り返されないよう設営精度の向上を図る。	独自マニュアルの改定
期日前投票	2	期日前投票所運営のための意識啓発②	特別出張所に物品保管を委ねざるを得ない構造を踏まえつつ、保管物品の種類・数量の最適化を進める。あわせて、物品管理ルールを策定し、保管状況の自己点検を促すとともに、施設改築や新規複合施設建設の際には倉庫スペース確保の必要性を行政内部で共有する。	物品管理ルールの策定
速報業務	3	投票所における集計業務の見直し（速報入力・投票録作成）	複数選挙時の投票録作成負担の軽減を図るため、投票録の様式の改善に着手する。また、投票録のタブレット化の検討も進め、確定報告と投票録作成を同一フォーマット上で行うことで、速報データと投票録データをシステム上で連携させ、報告漏れ・誤入力・投票録送致漏れといった数値乖離を防止する。現場の入力負担を軽減し、確認作業を自動化することで、人的ミスの発生を抑制する。	システム導入
開票	4	透明性の高い開票所運営①（参観体制の見直し）	参観人の増加や行動に伴う課題を踏まえ、開票所内の参観エリアおよび立入禁止区域の配置を見直す。可能な範囲で「どこからでも開票作業を参観できる」ようにしつつ、参観人エリアには警備員や選管職員の配置を充実させ、ルール説明・質問対応を適切に行うことで、透明性と秩序維持を両立させる。	秩序保持方針の改定
開票	5	透明性の高い開票所運営②（記録用撮影）	区選挙管理委員会における事務改善のための記録として、開票所内の撮影を実施する。	秩序保持方針の改定
投開票共通	6	選挙事務DXの推進	投票者数把握や開票作業を支援するデジタルシステム（集計支援、進捗管理、照合作業支援等）の導入・活用を積極的に検討する。特に速報・投票・開票のデータ連携を自動化し、人手による転記・照合作業を削減する。	システム導入
問合せ対応	7	電話対応の自動化	選挙時問い合わせ用の専用番号に加え、区代表電話等で受け付けた通話も自動音声応答システムへ集約する。典型的な質問には自動応答・SMS送信・区HP誘導を行い、より高度な問い合わせのみ職員につなぐ構造とする。将来的には生成AIを活用し、内容に応じた柔軟な自動対応の範囲拡大を検討する。	システム改善、導入

４．諮問書

7 大選発第 11023 号
令和 7 年 10 月 31 日

大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会
委員長　様

大田区選挙管理委員会
委員長　　田中　一吉

選挙事務に係る不適正処理に関する検証及び再発防止策について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問します。

１　諮問事項
令和 7 年 7 月 20 日執行第 27 回参議院議員通常選挙における不適正な選挙事務執行の事実関係及び原因並びに再発防止のための対策について

２　諮問理由
令和 7 年 7 月 20 日執行第 27 回参議院議員通常選挙において、不在者投票者数の一部について二重計上が行われていたことで、開票を行う際に投票者総数と実際の票数に不整合が生じ、その差分を架空の白票（無効票）及び不足票として計上したことが判明しました。
本事案は、公職選挙法に抵触する選挙の公正性・信頼性を大きく揺るがす重大な問題であることから、当該選挙で発生した不適正な選挙事務執行の事実関係及び原因並びに再発防止のための対策について、調査審議の上で提言頂きたく諮問するものです。

５．大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大田区付属機関の設置等に関する条例（令和７年条例第２号）の規定に基づき、大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会（以下「再発防止委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　再発防止委員会は、選挙管理委員会が委嘱した次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（１）学識経験者

（２）選挙事務経験者

（３）弁護士

（４）地域代表者

（委員長）

第３条　再発防止委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　再発防止委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　再発防止委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（１）大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号）第９条第２項各号に規定する不開示情報が含まれる事項について審議するとき。

（２）会議を公開することにより、率直な意見交換若しくは審議の公正性が阻害され、又はそのおそれがあると委員長が認めるとき。

５　委員長は、前項の規定に該当する場合を除き、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

６　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、会議への出席を求めて説明を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

（会議の傍聴）
第５条　会議を公開する場合における傍聴に関して、次のとおり定める。
（１）傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。
（２）会議を傍聴しようとする者は、会議の当日に会場の受付に申し出るものとする。ただし、報道関係者については、この限りではない。
（３）委員長は、会議の運営に支障があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。
（４）傍聴に際しては、会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。
（５）傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た者は、この限りではない。
（６）傍聴人が前２項の規定に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。
（庶務）
第６条　再発防止委員会の庶務は、選挙管理委員会事務局において行う。
（委任）
第７条　この要綱の施行に関し必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

付　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和７年 10 月２日から施行する。
（招集の特例）
２　この要綱による最初の会議は、第４条第１項の規定にかかわらず、選挙管理委員会が招集する。